

美咲町地域防災計画

令和 7 年 5 月

美 咲 町

計画書変更年月日

年度	変更日	変更一覧
平成 27 年度	平成 28 年 3 月	
令和 2 年度	令和 3 年 3 月 31 日	資料編 要配慮者施設変更
令和 3 年度	令和 4 年 3 月 30 日	資料編 予防事業実施個所変更
令和 7 年度	令和 7 年 5 月 29 日	機構改革による課名称の変更、避難情報発令基準の変更、災害情報伝達手段の移行に伴う変更、防災配備の変更、個別避難計画のついて、資料編の指定避難所の変更他

目 次

第 1 編 総則

第 1 節 計画の目的	1
第 1 計画の目的	1
第 2 計画の性格	1
第 3 計画の修正	1
第 4 計画の用語	1
第 2 節 防災会議	3
第 3 節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	4
第 1 美咲町	4
第 2 県	4
第 3 消防機関（津山圏域消防組合〔消防本部、久米南分署、柵原出張所、旭出張所〕、 美咲町消防団）	5
第 4 美咲警察署	6
第 5 自衛隊	6
第 6 指定公共機関	6
第 7 指定地方公共機関	7
第 8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	8
第 4 節 防災対策の基本理念	10
第 1 基本的視点	10
第 2 防災対策の基本理念	10

第 2 編 風水害対策編

第 1 章 災害予防	12
第 1 節 防災業務施設・設備等の整備	12
第 2 節 事故災害予防対策	28
第 1 道路災害予防対策	28
第 2 陸上交通災害予防対策	29
第 3 鉄道災害予防対策	29

第4	大規模な火災予防対策	31
第5	林野火災の防止対策	31
第6	危険物等保安対策	33
第7	高圧ガス保安対策	35
第8	火薬類保安対策	36
第9	複合災害対策	38
第5節	防災教育訓練対策	39
第1	防災訓練	39
第2	防災意識の普及	42
第3	ボランティア養成等計画	46
第4	自主防災組織の育成及び消防団の活性化	47
第6節	災害教訓の伝承	51
第7節	要配慮者等の安全確保計画	52
第8節	防災対策の整備・推進	56
第1	防災に関する調査研究の推進	56
第2	緊急物資等の整備	56
第3	公共用地等の有効活用	57
第4	被災者等への的確な情報伝達活動	57
第5	災害救助基金等の整備	57
第2章	災害応急対策計画	58
第1節	防災組織	58
第1	防災組織・防災体制	58
第2	美咲町災害対策本部	63
第3	災害対策現地連絡調整本部	66
第4	複合災害発生時の体制	67
第2節	防災活動	69
第1	予報及び警報等	69
第2	通信連絡	71
第3	情報の収集・伝達	75
第3節	災害広報及び報道	86
第4節	デマ・パニック防止対策	90

第5節	り災者の救助保護	91
第1	災害救助法の適用	91
第2	避難及び避難所の設置	96
第3	救出	109
第4	食料の供給	111
第5	飲料水の供給	114
第6	被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与	117
第7	医療・助産	119
第8	遺体の搜索・検視・処理・埋葬	125
第9	防疫・保健衛生	130
第10	清掃	132
第11	住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去	134
第12	文教災害対策	137
第6節	社会秩序の維持	141
第7節	交通の確保	142
第8節	輸送	146
第9節	電気・ガス・水道の供給	150
第10節	防災営農	153
第11節	水防計画	155
第12節	消防計画	160
第13節	流木の防止	165
第14節	雪害対策	166
第15節	事故災害応急対策	167
第1	道路災害対策	167
第2	鉄道災害対策	168
第3	航空機事故災害対策	170
第4	大規模な火災対策	170
第5	林野火災対策	171
第6	危険物等災害対策	173
第7	高圧ガス災害対策	175
第8	火薬類災害対策	177

第 9 節 有毒ガス等災害対策	179
第 16 節 集団事故災害対策	181
第 17 節 自衛隊の災害派遣	184
第 18 節 応援・雇用	190
第 19 節 ボランティアの受入、活用計画	196
第 20 節 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに援護資金等の貸付	198
第 21 節 義援金品等の募集・受付・配分	201
 第 3 章 災害復旧計画	 205
第 1 節 地域の復旧・復興の基本方向の決定	205
第 2 節 被災者等の生活再建等の支援	205
第 3 節 公共施設災害復旧事業	207
第 1 節 公共施設災害復旧事業	207
第 2 節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	209
第 4 節 災害復旧事業に必要な資金及びその他の措置	212

第3編 震災対策編

第1章 総 則	214
第1節 震災対策編の目的及び性格	214
第2節 地震・津波災害履歴	215
第3節 断層型地震の被害想定	216
第2章 震災予防計画	217
第1節 自立型の防災活動の促進	217
第1 防災知識の普及啓発計画	217
第2 防災教育の推進計画	221
第3 自主防災組織の育成計画及び消防団の活性化計画	221
第4 ボランティア養成等計画	224
第5 住民、地域、企業の防災訓練計画及び参加	225
第6 地域防災活動施設整備計画及び推進	227
第7 要配慮者等の安全確保計画	227
第8 物資等の確保計画	232
第2節 迅速かつ円滑な震災対策への備え（危機管理）	236
第1 災害応急体制整備計画	236
第2 情報の収集連絡体制整備計画	240
第3 救助、救急、医療体制整備計画	243
第4 避難地及び避難路等整備計画	246
第5 避難及び避難所の設置・運営計画	248
第6 緊急輸送の環境整備	253
第7 災害救助用資機材の確保計画	253
第8 建設用資機材の備蓄計画	254
第9 地域防災活動拠点整備計画	254
第10 緊急輸送活動計画	255
第11 消防等防災業務施設整備計画	256
第12 広域的応援体制整備計画	257
第13 行政機関防災訓練計画	258
第14 文教災害対策計画	261
第3節 地震に強いまちづくり	263

第 1	防災についての調査研究の実施	263
第 2	建物、まちの不燃化・耐震化計画	264
第 3	公共施設等災害予防計画	270
第 4	ライフライン（電気、ガス、水道等）等施設予防計画	274
第 5	危険物施設等災害予防計画	278
第 6	地盤災害予防計画	279
第 3 章 震災応急対策計画		283
第 1 節	応急体制	283
第 1	初動計画	283
第 2	組織、動員計画	285
第 3	地震情報の伝達計画	290
第 4	被害情報の収集伝達計画	293
第 5	災害救助法の適用	302
第 6	広域応援	307
第 7	自衛隊災害派遣要請	312
第 2 節	緊急活動	319
第 1	救出計画	319
第 2	資機材調達計画	320
第 3	救急・医療計画	321
第 4	避難及び避難所の設置・運営計画	328
第 5	道路啓開	337
第 6	交通の確保計画	338
第 7	消火活動に関する計画	341
第 8	危険物施設等の応急対策計画	343
第 9	災害警備活動に関する計画	344
第 10	緊急輸送計画	345
第 11	救援物資等の受入、集積、搬送、配分計画	349
第 12	ボランティアの受入、調整計画	352
第 3 節	民生安定活動	354
第 1	要配慮者対策計画	354
第 2	被災者に対する情報伝達広報計画	358
第 3	風評・パニック防止対策計画	361
第 4	食料供給、炊き出し計画	361

第 5	飲料水の供給計画	363
第 6	生活必需品等調達供給計画	365
第 7	遺体の捜索・検視・処理・埋葬計画	366
第 8	ごみ・し尿処理計画	371
第 9	災害廃棄物処理計画	372
第 10	防疫及び保健衛生計画	374
第 11	文教対策計画	376
第 4 節	機能確保活動	380
第 1	ライフライン（電気、ガス、水道等）施設応急対策計画	380
第 2	住宅応急対策計画	381
第 4 章	震災復旧・復興計画	390
第 1 節	復旧・復興計画	390
第 1	地域の復旧・復興の基本方向の決定	390
第 2	被災者等の生活再建等の支援	390
第 3	公共施設等の復旧・復興計画	391
第 4	激甚災害の指定に関する計画	393
第 2 節	財政援助等	395
第 1	災害復旧事業に伴う財政援助・助成計画	395
第 2	災害復旧事業に必要な融資及びその他の資金計画	397
第 3	義援金品等の配分計画	398

資料編

○ 美咲町の防災環境	資 1
○ 地震・津波災害履歴	資 38
○ 断層型地震の被害想定	資 39
○ 土砂災害警戒区域一覧表	資 53
○ 指定避難所リスト	資 76
○ 浸水想定区域内要配慮者関連施設	資 81
○ 特別警戒体制における所掌事務	資 84
○ 班の編成及び所掌事務	資 86
〔自衛隊関係〕	資 96
○ 派遣要請要求書	資 96
○ 撤収要請依頼書	資 97
〔その他〕	資 98
○ 消防庁連絡先	資 98
○ 関係機関連絡先電話番号一覧	資 98
〔様式関係〕	資 99
○ 様式 1－1	資 99
○ 様式 1－2	資 100
○ 様式 2	資 106
○ 様式 3	資 107
○ 様式 4	資 108
○ 様式 5	資 109
○ 様式 6	資 110
○ 様式 7	資 111

附則

令和 3 年 3 月 3 1 日 要配慮者施設追記

令和 4 年 3 月 3 0 日 予防事業個所追記

第1編 総則

第1節 計画の目的

第1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第42条の規定により、美咲町防災会議が美咲町にかかる防災に関し作成する計画であって、美咲町及び防災関係機関がその有する全機能を有効に発揮して、美咲町の地域及び住民の生命、身体、財産を風水害及び地震災害等から保護することを目的とする。

第2 計画の性格

この計画は、本町の地域における風水害等その他の一般災害対策を体系化した「風水害対策編」、また地震災害には、突発性、被害の広域性、火災等二次災害・複合災害の発生といった一般災害とは異なった特徴があることから「震災対策編」を定めた構成とする。

第3 計画の修正

この計画は、法第42条の規定により、毎年検討を加え、必要があると認める場合は、修正する。

第4 計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ以下の定めによる。

- (1) 町本部…………… 美咲町災害対策本部
- (2) 県本部…………… 岡山県災害対策本部
- (3) 県地方本部…………… 岡山県美作地方災害対策本部
- (4) 消防組合…………… 津山圏域消防組合
- (5) 本部長…………… 美咲町災害対策本部長
- (6) 県本部長…………… 岡山県災害対策本部長
- (7) 県地方本部長…………… 岡山県美作地方災害対策本部長
- (8) 県防災計画…………… 岡山県地域防災計画
- (9) 町防災計画…………… 美咲町地域防災計画
- (10) 防災関係機関…………… 県、周辺市町村、津山圏域消防組合、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設を管理する機関

なお、この計画中組織の名称は、町本部の設置時は、それぞれ次のとおり読み替えるものとする。

町本部設置時	平 常 時	
	本 庁 業 務	支 所 業 務
本部	役場	
本部長	町長	
副本部長	副町長、教育長、消防団長	
総務部	総務課、 <u>地域みらい課、くらし安全課、み さき共創室</u>	<u>地域振興課</u>
経理部	理財課、税務課、会計課	<u>地域振興課</u>
住民生活部	<u>住民生活課、こども笑顔課</u>	<u>地域振興課</u>
保健福祉部	<u>保険年金課、健康推進課、福祉しあわせ課、 社会福祉協議会</u>	<u>地域振興課</u>
産業経済部	<u>産業観光課</u>	<u>地域振興課</u>
建設部	建設課	<u>地域振興課</u>
上下水道部	上下水道課	<u>地域振興課</u>
教育部	教育総務課、生涯学習課	<u>地域振興課</u>
協力部	議会事務局	
消防部	美咲町消防団員	

第2節 防災会議

町の地域に係る防災に関し、町の業務を中心に、町域内の公共的団体その他関係団体の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法に基づき町の附属機関として設置され、町の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること、また、町長の諮問に応じて当該町の地域に係る防災に関する重要事項を審議する。

1 組織

(1) 会長：町長

(2) 委員

ア 指定地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者

イ 岡山県の知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者

ウ 岡山県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者

エ 町長がその部内の職員のうちから指名する者

オ 教育長

カ 消防団

キ 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者

ク 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が委嘱する者

ケ その他町長が必要と認める者

2 所掌事務

(1) 町防災計画を作成し、その実施を推進する。

(2) 美咲町の地域に係る災害が発生した場合に、当該災害に関する情報を収集すること。

(3) その他、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

第3節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

町は、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次責任者として、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

町及び公共団体その他防災上重要な施設の管理者が、防災に関して処理すべき事務又は業務はおおむね次のとおりである。

第1 美咲町

- (1) 防災意識の啓発及び防災訓練を行う。
- (2) 自主防災組織の育成を行う。
- (3) 災害に関する予警報等の発令及び伝達を行う。
- (4) 災害情報の収集及び伝達を行う。
- (5) 災害広報を行う。
- (6) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令を行う。
- (7) 災害時におけるボランティア活動の支援を行う。
- (8) 被災者の救助を行う。
- (9) 被害の調査及び報告を行う。
- (10) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (11) 水防活動及び消防活動を行う。
- (12) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- (13) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等に対する応急措置を行う。
- (14) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- (15) 水防、消防その他防災に関する施設、設備の整備を行う。
- (16) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設改良、防災及び災害復旧を行う。
- (17) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (18) 交通整理、警戒区域の設定その他社会秩序の維持を行う。
- (19) 被災者の広域一時滞在に関する協議、被災者の受入れを行う。
- (20) 災害応急対策に必要な物資又は資財の供給について必要な措置を講ずるよう、県に要請等を行う。

第2 県

- (1) 防災意識の普及啓発及び防災訓練を行う。
- (2) 災害に関する予報及び警報等の発令及び伝達を行う。
- (3) 災害情報の収集及び伝達を行う。
- (4) 災害広報を行う。
- (5) 市町村が実施する被災者の救助の支援及び調整を行う。

- (6) 災害時におけるボランティア活動の支援を行う。
- (7) 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。
- (8) 水防法、地すべり等防止法に基づく立ち退きの指示を行う。
- (9) 災害時の防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (10) 水防管理団体が実施する水防活動及び市町村が実施する消防活動に対する指示、調整を行う。
- (11) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- (12) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等に対する応急措置を行う。
- (13) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- (14) 緊急通行車両の確認を行い、標章及び証明書の交付を行う。
- (15) 水防、消防その他防災に関する施設、設備の整備を行う。
- (16) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設改良、防災並びに災害復旧を行う。
- (17) 救助物資、化学消火剤等必要資材の供給又は調整若しくは斡旋を行う。
- (18) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (19) 高層建築物・地下街等の保安確保に必要な指導、助言を行う。
- (20) 自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (21) 指定行政機関に災害応急対策等のため職員の派遣要請を行う。
- (22) 市町村長に対し、災害応急対策の実施の要請、他の市町村長への応援の要求を行う。
- (23) 内閣総理大臣に対し、他の都道府県知事に対し応援することを求める要求を行う。
- (24) 市町村が実施する被災者の広域一時滞在の調整、代行を行う。
- (25) 指定行政機関又は指定地方行政機関に対し、災害応急対策に必要な物資又は資財の供給について必要な措置を講ずるよう要請等を行う。
- (26) 市町村が、災害応急対策に必要な物資又は資材が不足し災害応急対策が困難な場合に、物資又は資材の供給に必要な措置を行う。
- (27) 運送業者である指定公共機関、指定地方公共機関に対し、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請、指示を行う。
- (28) 県が管理する港湾区域及び漁港区域の施設の維持管理及び清掃等を行う。
- (29) 有害ガス、危険物等の発生及び漏えい（流出）による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。

第3 消防機関（津山圏域消防組合〔消防本部、久米南分署、柵原出張所、旭出張所〕、美咲町消防団）

- (1) 災害予防等各種災害予防を行う。
- (2) 被災者の救助を行う。
- (3) 水防活動及び消防活動を行う。

第4 美咲警察署

- (1) 防災関係機関との協力・連絡・調整に関する業務を行う。
- (2) 災害警備計画に関する業務を行う。
- (3) 災害警備用資機材の整備を行う。
- (4) 災害情報の収集・伝達及び被害調査を行う。
- (5) 救命救助及び避難誘導を行う。
- (6) 交通規制、緊急通行車両の確認等の交通対策に関する業務を行う。
- (7) 犯罪の予防・取締り、その他治安維持に関する業務を行う。
- (8) 関係機関による災害救助及び復旧活動に協力する。
- (9) 行方不明者の搜索及び遺体の検視、身元確認等を行う。

第5 自衛隊

- (1) 避難の援護救助を行う。
- (2) 遭難者の搜索、救助を行う。
- (3) 水防活動を行う。
- (4) 消防活動を行う。
- (5) 道路又は水路の応急啓開を行う。
- (6) 診察防疫への支援をする。
- (7) 通信支援をする。
- (8) 人員及び物資の緊急輸送を行う。
- (9) 炊飯及び給水の支援を行う。
- (10) 救援物資の無償貸付け又は譲与を行う。
- (11) 交通整理の支援をする。
- (12) 危険物（火薬類）の除去を行う。
- (13) その他自衛隊の能力で対応可能な防災活動を行う。

第6 指定公共機関

1 西日本旅客鉄道株式会社（岡山支社）

- (1) 線路、ずい道、橋梁、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係のある施設の保守管理を行う。
- (2) 災害により線路が不通となった場合、自動車等による代行輸送及び連絡社線による振替輸送等を行う。
- (3) 死傷者の救護及び処置を行う。
- (4) 対策本部は、運転再開に当たり抑止列車の車両検査、乗務員の手配等を円滑に行う。

2 西日本電信電話株式会社（岡山支店）

- (1) 災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達を行う。

- (2) 防災応急措置の実施に必要な通信に対して、通信施設を優先的に利用させる。
- (3) 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
- (4) 発災後に備えた災害応急対策資機材、人員の配備を行う。
- (5) 災害時における公衆電話の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- (6) 気象等の警報を市町村へ連絡する。

3 金融機関

- (1) 現金保有状況の把握に努め、所要現金確保について努力する。
- (2) 被災等により営業不能となった場合、関係機関と協議のうえ、可及的速やかに営業開始を行えるよう努める。また、必要に応じ営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとる。
- (3) 預金通帳等を滅紛失した貯預金者に対し、必要に応じ貯預金の便宜払戻しの取扱いを行う。
- (4) 被災者に対して、必要に応じ定期預金等の期限前払戻し又は貯預金を担保とする貸出等の取扱いを行う。
- (5) 必要に応じ被災関係手形につき、提示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとる。また、実情に応じて交換開始時刻、交換尻決済時刻及び不渡手形交換時刻を変更する。
- (6) 損傷日本銀行券及び補助貨幣引換について、実情に応じて必要な措置をとる。
- (7) 必要と認められる災害関係資金の融資について、迅速適切な措置を行う。
- (8) 中国銀行本店及び日本銀行岡山支店等と連携を密にし、国庫事務を円滑に運営するための措置をとる。

4 日本赤十字社（岡山県支部）

- (1) 必要に応じ所定の常備救護班が順調に出動できる体制を整備するため、救護員の登録を定期的に実施して所定の人員を確保するほか、計画的に救護員を養成し、災害時に医療・助産その他の救助を行う。
- (2) 緊急救護に適する救助物資（毛布・日用品等）を備蓄し、災害時に被災者に対し給付する。
- (3) 赤十字奉仕団等による炊き出し、物資配給などを行う。
- (4) 血液（保存血液及び成分製剤）の確保供給を行う。
- (5) 義援金の募集及び配分を行う。

5 中国電力株式会社（津山営業所）

- (1) 電力供給施設の災害予防措置を講ずる。
- (2) 発災後は、被災施設の早期復旧を実施するとともに、供給力の確保を図る。

第7 指定地方公共機関

1 報道機関

- (1) 気象等の予警報及び被害状況等の報道を行う。
- (2) 防災知識の普及に関する報道を行う。
- (3) 緊急警報放送、避難指示等災害情報の伝達を行う。
- (4) 義援金品の募集及び配布についての協力を行う。

2 輸送関係事業者（一般社団法人岡山県トラック協会、町内の旅客運送業、貨物運送業者）

- (1) 緊急輸送対策非常用備蓄品等の整備・備蓄を実施する。
- (2) 災害応急活動のための各機関からの車両借り上げ要請に対し配車を実施する。
- (3) 災害時における物資の緊急輸送を行う。

3 医療機関（津山市医師会、町内の開業医）

- (1) 救護班、医療班の編成及び医療救護の実施を行う。
- (2) 開設又は管理する医療施設につき臨時救護所又は委託医療機関としての活用を行う。

4 医師会

- (1) 医療及び助産活動に協力する。
- (2) 防疫その他保健衛生活動に協力する。
- (3) 災害時における医療救護活動を実施する。
- (4) 日本医師会の編成する災害医療チームの活動を調整する。

※ 日本医師会の編成する災害医療チーム

日本医師会の名の下に、都道府県医師会が、地区医師会を単位として編成する災害医療チーム（JMAT「ジェイマット」）。

第8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

1 水防管理団体

- (1) 水防施設、資機材等の整備及び管理を行う。
- (2) 水防計画の作成及びその実施を推進する。

2 水道事業者

- (1) 災害時における飲料水等の緊急補給を行う。
- (2) 被災水道の迅速な応急復旧を図る。

3 農林業団体（農業協同組合・森林組合等）

- (1) 被災調査を行い、対策指導並びに必要な機材及び融資の斡旋について協力する。
- (2) 災害の応急対策の協力及び連絡調整を行う。

4 経済団体（商工会）

- (1) タクシー事業者については、情報等の正確、迅速な収集、伝達を行う。またＪＲ・中鉄バス等の公共輸送と連絡を密にし、応急措置に当たる。
- (2) 製材事業者については、被災直後における緊急資材の確保並びに資材の応急体制の整備を図る。
- (3) 建設、土木事業者については、被災直後におけるライフライン確保のため、応急資材並びに機械重機の貸与を行うため、応急体制の整備を図る。
- (4) 衣料、食料品販売事業者については、被災後における住民の食生活確保のために、資材確保並びに応急体制の整備を図る。

5 文化、厚生、社会団体（社会福祉協議会、日赤奉仕団、美咲町婦人協議会、特別養護老人ホーム、デイサービスセンター等）

被災者の応急救助活動及び義援金品の募金等について協力する。

6 危険物施設の管理者

自社の施設に関し、防災管理上必要な措置を行うとともに、近隣で災害が発生した場合には、防災活動について協力する。

7 建設関係事業者

- (1) 災害応急対策の実施にかかる建設機械による人命救助及び障害除去に協力する。
- (2) 災害応急対策の実施にかかる資機材の提供要請に協力する。

8 自治会長協議会

被害の未然防止、拡大の防止及び情報収集、伝達被害調査等、応急対策の協力に関すること。

9 アマチュア無線の団体

災害時における非常無線通信の確保に協力する。

10 その他重要な施設の管理者

自らの施設に関し、防災管理上必要な措置を行うとともに、近隣で災害が発生した場合には防災活動について協力する。

第4節 防災対策の基本理念

第1 基本的視点

平成7年に発生した阪神・淡路大震災は、高密度に都市化が進んだ地域で、しかも高齢化時代を迎えて以来、初めての大規模な地震であった。これまでも自然災害に対する安全な国土の形成に向けて様々な取り組みをしてきたが、この震災を契機に改めて全ての人間活動の基礎として、安全の優先が国民に認識されるとともに、町土の安全性の向上と高齢化社会における防災体制の在り方など、防災に対する認識が飛躍的に高まっている。

また平成16年10月23日に発生した新潟県中越地震については内陸型の地震であることや地形的、自然条件等が類似していることから本町においても、さらに震災対策を推進する必要がある。

さらに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、死者及び行方不明者が18,000人を超える大惨事となった。本町においては津波の被害は想定されないものの、広域災害に備える体制の整備や住民への意識啓発が急務である。

かつて私達の先祖は、多様な自然を有する国土において、自然の恩恵と自然の脅威という自然の二面性を理解し、長い年月の中で生活の知恵ともいえるべき自然との付き合い方を形成してきた。それは、地域特有の文化として根をおろし継承されてきたが、近年、人口の流動化の進行等による地域コミュニティの崩壊や技術の発達や防災対策の進歩による災害頻度の減少、技術への過信等により、その継承は困難となってきた。

一方、環境問題等をきっかけとして、人と自然との新たな関係のあり方が各方面で模索されつつあり、自然災害についても単に克服すべき対象としてだけでなく、人と自然の関わり合いの基本に立ち戻って対応を検討すべき時に来ている。

こうした認識をもとに自然災害に対しては、

- 自然災害の発生の可能性を前提とした対応。
- 自然や人間諸活動に対する科学的知見と技術の成果、経験を総合的・体系的に使用した対応。
- 被害の最小化に向けた地域住民の判断と行動を基礎とした対応、特に高齢化社会における防災体制の確立。

以上のような視点の重要性が指摘されている。

こうした視点に立ち、本町の災害特性や災害危険度、社会特性や現行の防災体制、防災意識の状況を把握し、本町の基本理念を示すものである。

第2 防災対策の基本理念

日常のための防災　＝安全と安心のために＝
「助け合う心と思いやりのあるまちづくりから」

本町のこれまでの災害の主なものは、大雨や台風による風水害、がけ崩れ、それに伴う河川の護岸決壊による洪水などの災害である。

しかし、阪神・淡路大震災や東日本大震災の発生により、活断層による内陸直下型大地震や巨大地震に対する住民の不安も大きくなっている。

予想もされなかった大地震は災害に対する備えや対策の重要性を教訓として残した。

一方、福祉や環境への取り組みが進んでいた地域や、普段から協力しあい助け合っている地域では、被害が少ないという結果もでている。

災害への対策は、コストがかかり相対的には無駄な投資と思われるかもしれないが、防災を突発的なもの、一時的なものとしてとらえるのではなく、日常の生活の一部としてとらえ、住みよいまちづくりと、相互に助け合う地域づくりを進めていくことが災害へ備えることの原点である。

しかし、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とする。

この「減災」という観点に立ち、まちづくり意識の高揚をめざしながら「自らの町は自らが守る」という自主防災組織の育成強化と防災教育の充実、防災ボランティアの体制づくりを推進するものとする。

第 2 編 風水害等対策編

第 1 章

災害予防計画

第1節 防災業務施設・設備等の整備

1 気象等観測施設・設備等

気象、水象等の自然現象の観測又は予報に必要な気象観測施設・設備を整備するとともに、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集伝達するための体制及び施設・設備の充実を図る。

2 消防施設・設備等

- (1) 消防機関等は、消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設・設備の整備、改善並びに性能調査を実施するとともに、危険物の種類に対応した化学消火薬剤の備蓄に努める。
- (2) 町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実を図るとともに、青年層、女性層を始めとした団員の入団促進等消防団の活性化に努める。
- (3) 関係事業者は、火災による被害の拡大を最小限に止めるため、初期消火体制の整備と消防機関との連携を強化するとともに、関係機関相互の連携強化を図り、有事の際の即応体制の確立に努める。

3 通信施設・設備等

予警報の伝達、情報の収集を的確に行い、災害応急対策を円滑に進めるためには、通信の確保が重要であり、有事に際しその機能が有効適切に発揮できるよう通信施設を整備する。

(1) 次世代衛星通信サービス等の活用

有線電話途絶の場合には、警察、N T T、消防の無線等を利用するほか本町と県及び他市町村間を結ぶ県防災行政無線（衛星系・地上系）を利用することとなるが、これだけでは、孤立化した集落との通信は不可能であるので、衛星インターネットサービスを利用し、情報通信環境を確保する。

(2) 民間無線の利用

アマチュア無線等民間無線について、災害応急対策、情報収集等災害時における運用について日頃から協力体制の強化を図る。

(3) みさきネット告知放送施設の普及促進、整備

町からの防災情報の伝達手段として、みさきネットの全戸普及、整備を図る。

(4) 電気通信設備

電気通信事業者は、通信設備の被災対策、地方公共団体の被防災基本計画の修正による害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取り組みを推進することに努める。

4 水防施設・設備等

重要水防箇所、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要なくい木、麻袋、スコップ、カケヤ等水防資機材を備蓄する水防倉庫の整備、改善及び点検を実施する。

5 救助施設・設備等

- (1) 効率的な救助・救急活動を行うため、職員の安全確保を図りつつ、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。
- (2) 人命救助に必要な救急車、救助工作車、照明車等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について、その機能等が有効適切に運用できるよう整備、改善及び点検する。
- (3) 避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、通信機器等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。
- (4) 指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。
- (5) 避難所として指定した学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進める。
- (6) 必要な物資の備蓄に当たっては、住民が最低限備蓄すべきものや県と関係防災機関等の役割分担を明確にしたうえで、計画的な備蓄を進める。

6 医療救護用資機材等

- (1) 町は、負傷者が多数に上る場合を想定して、応急救護用医薬品、医療資機材等の確保に努める。
- (2) 町は、あらかじめ相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関相互の連絡連携体制についての計画を作成する。

7 その他の施設・設備等

災害のため被災した道路、河川等の損壊の復旧等に必要なブルドーザー、ダンプカー、トラック等の土木機械等の整備、改善及び点検を実施する。また、特に防災活動上必要な公共施設等及び避難所に指定されている施設の防災点検を定期的実施する。

第2節 防災業務体制の整備

1 職員の体制

- (1) 各機関は、それぞれの実情に応じ、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保等についての検討を行い、職員の非常参集体制の整備を図る。その際、携帯電話等による参集途上での情報収集伝達手段の確保についても検討する。また、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災等により職員の動員が困難な場合を想定し、災害応急対策が実施できるよう訓練等の実施に努める。
- (2) 各機関は必要に応じ、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知させるとともに訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。
- (3) 各機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、人材育成を体系的に図る仕組みを構築するとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。
- (4) 町及び県は、発災後の円滑な応急対応、復旧や復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるように努める。
- (5) 夜間、休日等の職員の緊急呼出については、町に入った情報を災害連絡要員に、携帯電話等によって連絡することにより、早期に対応できる体制を整える。また、災害現場等において情報の収集・連絡に当たる要員を指名しておく。

2 情報収集・連絡体制

- (1) 町、消防本部等がより迅速・的確に総合的な防災対策を実施できるようにするため、県が保有する気象情報及び河川情報を早期に提供する防災情報システムの活用を図る。
- (2) 風水害等により、被災市町村から都道府県への被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領を、あらかじめ作成するよう努める。
- (3) 機動的な情報収集活動を行うため、多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、監視カメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。
- (4) 衛星通信、パソコン通信、インターネット、告知放送、美咲町メール等の通信手段を整備する等により、民間企業、報道機関、住民からの情報等、多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。
- (5) 関係機関は相互に協力して、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会との連携にも配慮する。
- (6) 災害時に有効な携帯・自動車電話・衛星携帯電話等、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。なお、アマチュア無線については、ボランティアとい

う性格に配慮する。

- (7) 災害時の情報通信手段の確保のため、その運用・管理・整備等に当たっては、次の点を考慮する。

ア 無線通信ネットワークの整備・拡充、相互接続等によるネットワーク間の連携の確保

イ 有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート及び関連装置の二重化を推進

ウ 無線設備の定期的総点検の実施、他の機関との連携による通信訓練への参加

エ 災害時優先電話等の効果的活用、災害用通信施設の運用方法等の習熟、情報通信施設の管理運用体制の構築

オ 非常用電源設備を整備するとともに、その運用保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に浸水する危険性が低い堅牢な場所への設置等

3 防災関係機関相互の連携体制

- (1) 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、平常時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理等）については、あらかじめ、県、町等は、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。また、県、町等は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

さらに、機関相互の応援が円滑に行えるよう、ヘリポート等の救援活動拠点の確保に努める。

- (2) 県は、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。
- (3) 町は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。
- (4) 町及び県は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。
- (5) 町は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- (6) 県は、市町村と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう、配慮する。
- (7) 町及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。

- (8) 町及び県等は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用などに関する応援体制の充実に努める。
- (9) 各機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ作成するよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。
- (10) 警察は、緊急かつ広域な救助活動等を行うため、警察災害派遣隊等の整備を図る。
- (11) 町は、消防の応援について、近隣市町及び県内市町村等と締結した協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の受援体制の整備に努める。また、同一の水系を有する上下流の市町村間においては、相互に避難指示等の情報が共有できるよう、連絡体制を整備しておく。
- (12) 関係機関は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。

第3節 自然災害予防対策

町、県、指定地方行政機関は、風水害に強い町土の形成を防災基本計画の修正による図るため、治山、治水、海岸保全、砂防対策、農地防災等の事業を総合的、計画的に推進する。

事業実施に当たっては計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにするとともに、環境や景観へも配慮する。また、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

第1 治山対策

1 基本方針

豪雨等の自然災害によるがけ崩れ等から人命、財産等を守るため、警戒区域の指定や避難体制の整備など土砂災害対策事業を推進する。

2 実施内容

(1) 急傾斜地崩壊災害対策

町は、急傾斜地崩壊危険箇所を調査把握し、県に対して危険区域の指定を要望するとともに、防災工事の推進について、県と連絡を密にし、危険箇所の解消に努める。

また、保安林等の森林の管理については、森林のもつ洪水緩和、土砂浸食防止機能の強化を図る。

(2) 土砂災害警戒区域における避難体制の整備

ア 土砂災害警戒区域の指定

知事は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等を指定する。

イ 土砂災害警戒区域における避難体制の整備

区域の指定があったときは、町は、土砂災害防止法第8条の定めに基づき、当該区域ごとに次の事項を定めるよう措置を講じる。

(ア) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達

(イ) 土砂災害に関する予報又は警報の発令及び伝達方法

(ウ) 避難、救助その他当該警戒区域等における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

(エ) 土砂災害に係る避難訓練の実施

(オ) 自主防災組織による災害避難カードの作成

また、警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるようこれらの施設名称及び所在地、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

さらに、防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地、及び避難路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を掲載したハザードマップ等印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

(3) 警戒避難対策

ア 広報活動による啓発宣伝

町は、土砂災害防止について、随時、一般の注意の喚起に努め、啓発宣伝活動を行う。

(ア) 広報車による巡回広報、町広報誌への掲載及びポスターの掲示等による広報活動を実施する。

(イ) 教育機関等の協力を得て、土砂災害防災意識の向上を図る。

イ 土砂災害警戒区域等の周知

町長は、土砂災害警戒区域等について把握し、ハザードマップや危険箇所標識により、住民へ周知するよう努める。

ウ 土砂災害警戒区域等の巡回点検

町は、土砂災害警戒区域等について、梅雨時期及び台風期には、町及び消防団等において、巡回点検を行い、その状況や避難所等について地域住民に周知させるよう努める。

(4) 避難指示等発令基準

避難指示等の発令基準は、以下の表のとおりとし、町長はこの表を参考に、今後の気象予測や土砂災害警戒区域等の巡回等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

また、避難指示等の発令の責任者は町長とし、町長が不在の場合は、副町長、副町長が不在の場合は政策推進監とする。

	現地情報による基準	気象情報等による基準		
		前日までの連続雨量が 100mm 以上の場合	前日までの連続雨量が 40～100mm の場合	前日までの降雨がない場合
高齢者等避難		当日の日雨量が 50 mm を超えたとき	当日の日雨量が 80 mm を超えたとき	当日の日雨量が 100 mm を超えたとき
		・大雨警報（土砂災害）が発表されたとき ・強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき ・その他町長等が必要と認めたとき		
避難指示	近隣で土砂災害の前兆現象（湧水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見されたとき	当日の日雨量が 50 mm を超え、時間雨量が 30 mm を超えるとき	当日の日雨量が 80 mm を超え、時間雨量が 30 mm を超えるとき	当日の日雨量が 100 mm を超え、時間雨量が 30 mm を超えるとき
		・土砂災害警戒情報が発表されたとき ・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害危険度情報が警戒レベル 4 相当になり、さらに降雨が見込まれるとき ・大雨警報（土砂災害）が発表され、記録的短時間大雨情報が発表されたとき ・その他町長等が必要と認めたとき		
緊急安全確保	・土砂災害が発生したとき ・土砂移動現象や重大な土砂災害前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂）が発見されたとき	・土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害危険度情報が警戒レベル 5 相当になったとき ・土砂災害警戒情報が発表され、さらに記録的短時間大雨情報が発表されたとき ・その他町長等が必要と認めたとき		

第4 河川防災対策

1 基本方針

洪水等による災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、河川改修等の治水対策を計画的に推進する。また、洪水予報指定河川については、あらかじめ浸水想定区域を公表し、避難体制の整備等を行うとともに、洪水のおそれがあると認められるときは、適切に洪水予報を行う。

2 実施内容

(1) 被害軽減を図るための措置

ア 浸水想定区域の指定、公表等

中国地方整備局（岡山河川事務所）及び岡山県は、それぞれの洪水予報指定河川及び水位周知河川について、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、計画降雨（河川整備の基本となる洪水時の降雨）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び想定される水深を明らかにして公表するとともに、町に通知する。

(2) 浸水想定区域内にある要配慮者関連施設への情報伝達

ア 情報伝達

伝達情報は、県からの洪水予報等（洪水予報、避難判断水位到達情報）及び避難情報（高齢者避難、避難指示、緊急安全確保）とする。

イ 伝達方法

伝達方法は、電話、FAX、告知放送、美咲町メール等で速やかに伝達する。

ウ 浸水想定区域内にある要配慮者関連施設

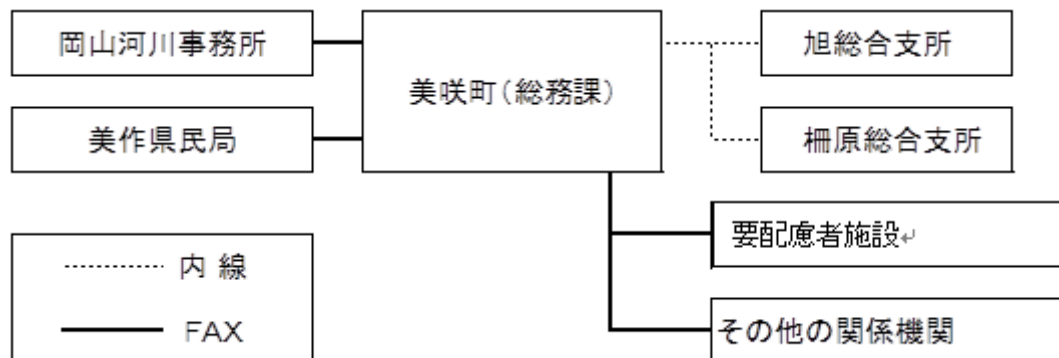
資料編に掲載のとおりである。

資料編 ○浸水想定区域内要配慮者関連施設

P. 資11

エ 伝達系統

伝達系統は以下のとおりとする。



(3) 警戒避難体制に関する事項

避難指示等の発令基準は、以下のとおりとし、町長は、この表を参考に、総合的に判断して発令する。

	発令基準
高齢者等避難	・吉井川の水位が避難判断水位に達し、「はん濫警戒情報」が発表されたとき ・近隣での浸水や、河川、水路の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測により浸水のおそれがあると見込まれるとき ・その他町長等が必要と認めたとき
避難指示	・吉井川の水位がはん濫危険水位に達し、「はん濫危険情報」が発表されたとき ・近隣での浸水や河川、水路の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測を総合的に判断し、浸水の危険が高いとき ・堤防の決壊につながるような漏水等の発見 ・近隣での浸水が拡大 ・その他町長等が必要と認めたとき
緊急安全確保	・吉井川ではん濫が発生し、「はん濫発生情報」が発表されたとき ・堤防の決壊 ・堤防の決壊に繋がるような大量の漏水や亀裂の発見 ・近隣で浸水が床上に及んでいる ・その他町長等が必要と認めたとき

(4) 河川改修事業等の実施

ア 河川維持修繕

平常から河川を巡視して河川管理施設の状況を把握し、異常を認めたときは、直ちに補修するとともに、その原因を究明し、洪水に際して被害を最小限度に止めるよう堤防の維持、補修及び護岸、水制、根固工の修繕並びに堆積土砂の除去等を実施する。

イ 河川改修

河積の拡大や河道の安定を図るため、狭窄部の拡幅、堆積土砂の掘削・しゅんせつ、護岸、水制等を施行するとともに、上流ダム群等の建設により洪水調節を行い、流域の災害の防止と軽減を図る。

ウ 総合治水対策

近年、都市化の進展と流域の開発等に伴い、水害リスクの高まっている地域においては、河川改修や都市排水整備などの治水対策を積極的に進めるとともに、その流域の持つ保水・遊水機能を適正に確保するなどの総合的な治水対策を推進することにより、水害の防止又は軽減を図る。

(5) 用排水路対策

町の整備に伴い、用排水路の分離等の整備を図る必要がある。このため、水路改修により流水速度を速め、汚濁水の排除を図るとともに、維持管理については、次の点に留意する。

ア 水路の破損部分、脆弱部分のある場合は、出水に備え補修を行う。

イ 地盤の緩み、土砂埋没による通水断面の縮小部分については、十分点検、管理を行い、災害を未然に防止する措置をとる。

ウ 水路内へのじん芥等の投棄を防ぎ、流水の妨げとならないよう措置する。

エ 関係機関、団体及び住民との協力一致体制によるじん芥除去、清掃運動を推進する。

オ 緊急時に備え、排水ポンプ施設の点検を行い、特にエンジンの調整は平素から十分行う。

3 関係調整事項

(1) 危険箇所の実態把握

水源から河口に至る水系全流域について一貫した危険箇所の実態を把握するとともに、特に、慢性的、持続的な破壊作用（ダムの堆砂、河床変動、天井川の形成と排水の不良化）等についても考慮する。

(2) 利水施設の設置及び運営

発電やかんがい用のダム等利水施設の設置及び運営は治水との総合調整を考慮し、水源から河口まで一貫した観点で、適切に行うよう考慮する。

(3) 他事業との調整

ア 砂防事業、治山事業相互間の連絡調整を行うよう考慮する。

イ 都市排水や、農地排水など排水対策事業との調整を行うよう考慮する。

(4) その他

堤防及び附属施設の管理の徹底についても考慮する。

第5 ため池等農地防災対策

1 基本方針

農用地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて町土の保全に資する。

2 実施内容

(1) ため池整備

農業用ため池で老朽化による堤防の決壊を防止するため、早急に整備を要するものについて、堤体の改修及び補強その他必要な管理施設の新設又は改良を行う。

ア 堤体は、常に草木等の繁茂を除き、亀裂、漏水などの異常がすぐ発見できるようにする。

イ 余水吐の堰上げは管理人が行い、他の者の操作は絶対避ける。

ウ 斜樋、底樋等の構造物は、貯水前に点検する。

エ 老朽化の著しいため池は常に控え目な貯水にとどめる。

オ たため池内に流入浮遊して、堤体の破損、余水吐の閉塞の原因となる物体は除去する。
カ 町及び受益者は、たため池の危険箇所を常時巡回し、危険状態の早期発見に努める。

(2) 湛水防除

流域の開発等立地条件の変化により湛水被害のおそれのある地域において、これを防止するために排水機、樋門、排水路等の新設、改修を行う。

(3) 用排水施設整備等

自然的、社会的状況の変化への対応、湖沼等からの越水の防止及び地盤沈下に起因する効用の低下を回復するため、排水機、樋門、水路等の新設、改修及び災害を防止するための土砂ダム堰堤等の新設、改修を行う。

(4) 土砂崩壊防止

土砂崩壊の危険の生じた箇所において、災害を防止するために擁壁、土砂ダム堰堤、水路等の新設、改修を行う。

(5) 地すべり対策

地下水位の上昇等に起因した地すべり災害に対処するため、排水施設、抑止杭等の地すべり防止施設の整備を図る。

(6) たため池緊急防災対策

人命・人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのあるたため池のうち、特に緊急性の高いものから現地調査を行い、改修計画に反映する。

第6 風害予防対策

1 実施内容

来襲が予想される台風の風害予防については、気象予警報に注意し、建物の補強等の予防措置を指導する。

また、農作物に係る災害に備えて、温室等の施設の補強、その他農作物の倒伏防止等を指導する。

第7 火災予防対策

1 基本方針

町及び消防団は、津山圏域消防組合の協力を得て、火災予防を推進するため、次の対策を実施する。

2 実施内容

(1) 予防体制の強化

ア 消防団組織の充実を図り、予防活動の強化に努める。

イ 婦人防火クラブ、少年消防クラブ、幼年消防クラブ等民間消防協力組織の育成強化を図る。

ウ 工場、事業所等の自衛消防体制の整備強化を図る。

- エ 防火協会の育成指導に努める。
- (2) 火災予防査察の強化
 - 消防法に基づき、津山圏域消防組合が行う予防査察について、次のとおり実施の推進を図る。
 - ア 定期査察
 - 年間査察計画の樹立に当たっては、津山圏域消防組合と連絡を密にし、町内の対象物を定期的に査察するよう依頼する。
 - イ 特別査察
 - 津山圏域消防組合消防長が特に必要と認めた場合、又は査察依頼があった場合に特別査察を実施するので、これに協力する。
 - ウ 警戒査察
 - 火災警報発令中、その他特に警戒を必要とする場合に、警戒査察を実施する。
 - エ 住宅査察
 - 住民の協力を得て、消防団幹部を中心に消防本部と協力して一般住宅の防火診断を実施する。
- (3) 消防用設備等の整備推進
 - ア 消防水利の定期的検査を行い、消防法に示す基準に従い整備を行うとともに、防火水槽及び消火栓の増強を図る。
 - イ 消防用機械器具は、火災発生に対応できるよう、常に適正な維持管理及び整備点検を行うとともに、機器の充実を図る。
 - ウ 防火対象物に対する消火設備、警報設備、避難設備等の整備を図る。
- (4) 火災予防運動の推進
 - ア 春、秋の火災予防運動期間には、各種行事を積極的かつ強力に推進する。
 - イ 町広報、報道機関等による火災予防広報を適宜実施する。
 - ウ 広報車、消防車による管内巡回広報を実施する。
 - エ 必要に応じて講習会、座談会、消火実験会を開催する。
- (5) 特殊建物火災予防の指導
 - 不特定多数の者が出入りし、又は勤務するスーパーマーケット、病院、老人福祉施設、学校、工場等に対して、消防計画に基づく諸訓練の実施等、必要な防火管理業務の推進を指導する。

第8 文教対策

1 基本方針

町教育委員会等の関係機関は、幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）及び教職員の生命、身体の安全を図り、学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）の土地、建物その他の工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を災害から防護するため必要な計画を策定し、その推進を図る。

2 実施内容

(1) 防災上必要な組織の整備

災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて教職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織の整備を図る。児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先とする。

(2) 防災上必要な教育の実施

町及び県は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

学校等は、災害に備え、自らの命は自ら守る、地域に貢献できる児童生徒等の育成を図るとともに、災害による教育活動への障害を最小限度に止めるため、平素から必要な教育を行う。

ア 児童生徒等に対する安全教育

学校等は、児童生徒等の安全と家庭への防災意識の普及を図るため、防災上必要な安全教育を行う。安全教育は、教育課程に位置付けて実施し、学級活動、学校行事等とも関連を持たせながら、体験を重視した学習等を効果的に行うよう考慮する。

イ 地域等に貢献できる人材の育成

学校等においては、将来的に地域で防災を担うことができる実践力を身につけた人材を育成するための教育を推進するよう努める。

ウ 関係教職員の専門的知識のかん養及び技能の向上

関係教職員に対する防災指導資料の作成、配付、講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識のかん養及び技能の向上を図る。

エ 防災意識の普及

P T A、青少年団体、婦人団体等の研修会及び各種講座等、社会教育活動の機会を活用して、防災意識の普及を図る。

(3) 防災上必要な計画及び訓練

学校等は、児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害発生時において、迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。

ア 災害の種別に応じ、学校等の規模、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。

また、町及び県は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡に関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。さらに町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

イ 学校における訓練は、教育計画に位置付けて実施するとともに、児童会活動、生徒会

活動等とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。

ウ 訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じ計画の修正・整備を図る。

(4) 登下校の安全確保

児童生徒等の登下校途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに樹立し、平素から児童生徒等及び保護者への徹底を図る。

ア 安全な通学路の設定と安全点検の実施

イ 登下校の安全指導

(5) 文教施設等の不燃堅ろう構造化の促進

文教施設及び設備を災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、建築に当たっては鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による、不燃堅ろう構造化を促進する。

なお、木造建物等については、使用木材の大断面化、厚手化、難燃化等に配慮した構造とするとともに、建物配置などに十分な防災措置を講じる。

また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する適切な予防措置を講じる。

(6) 文教施設・設備等の点検及び整備

既存施設については、耐震診断に基づき補強等を行う。また建物に加え、電気、ガス、給排水設備等のライフライン及び天井材、外壁、照明器具等の非構造部材についても定期的に安全点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともにこれらの補強、補修等の予防措置を図る。

災害に備えた避難及び救助に関する施設・設備の整備を促進し、防災活動に必要な器具等を備蓄するとともに避難設備等は定期的に点検を行い整備に留意する。

(7) 危険物の災害予防

化学薬品その他の危険物を取り扱う学校等にあつては、それらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講じる。

第9 文化財保護対策

1 基本方針

文化財の保護のため住民の愛護意識の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護・管理体制の確立、防災施設の整備促進を図る。

2 実施内容

- (1) 文化財に対する住民の愛護意識を高め、防災思想の普及を図る。
- (2) 文化財の所有者や管理者に対する防災意識の普及を図るとともに、管理・保護について指導・助言を行う。
- (3) 適時、適切な指示を実施し予想される被害を未然に防止する。
- (4) 自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の整備を促進する。
- (5) 文化財及び周辺の環境整備を実施する。

第 10 危険地域からの移転対策

1 基本方針

がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域における危険住宅の移転を促進するため、移転事業の円滑な推進を図る。

2 実施内容

(1) 集団移転促進事業

豪雨、洪水等により災害が発生した地域及び災害危険区域のうちで、住民の居住に不適当な区域にある住居の集団的移転の促進を図る。

(2) がけ地近接等危険住宅移転事業

災害危険区域又は県条例で建築を制限している区域に存する既存不適格危険住宅の移転の促進を図る。

第2節 事故災害予防対策

第1 道路災害予防対策

1 基本方針

災害時における交通の確保と安全を図るとともに、道路構造物の被災等による道路災害の発生を防止するため、道路の防災構造化及び各種施設の整備を促進する。

対象の施設については、資料編へ記載する。

2 実施内容

(1) 危険地区の点検

町は地すべり、崩土及び落石のおそれのある地区、路肩軟弱及び路面損壊の箇所、河川水衝部、土石流発生のおそれのある地区を常時巡回点検し、危険状態の早期発見に努める。

(2) 道路防災対策

ア 災害に対する安全性を考慮しつつ緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関に対する周知徹底に努める。

イ 国道、県道等幹線道路のネットワークの充実を含む交通機能の拡充に努めるとともに、被災した場合に交通の溢路となるおそれが大きい橋梁等交通施設の整備と防災構造化を推進する。

ウ 町は道路災害発生のおそれのある危険地区に対して防災工事の促進を図るとともに、被害箇所には適切な応急措置を実施する。

エ 山間道路は、豪雨や台風などによって土砂崩れや落石などの被害が発生する可能性があるため、法面保護工、落石対策工などの対策を実施する。

オ 出水等により水没する道路の嵩上げ、交通不能となった場合の迂回路の整備、老朽化した橋脚の補強等道路、橋梁の被害を防止又は被害の誘因となるものの排除等常に維持補修に努め、予防の万全を期する。

(3) トンネル事故防止対策

トンネル事故災害に備え、非常用設備の整備、点検を行うとともに必要な措置を講じ、事故の未然防止を図る。

(4) 交通管理体制の整備

県警察、町等は、信号機・情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。また、県警察は、警備業者等との間で締結した応急対策業務に関する協定に基づき、災害時の交通規制を円滑に行うよう努める。

(5) 情報の収集連絡体制

道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、また、道路交通の安全を確保するため、情報の収集及び連絡体制の整備に努める。

(6) 道路交通規制の実施

町は豪雨、地震等異常気象時における道路災害を予防するため、あらかじめ危険地区を指定し、当該区間について基準雨量に達したとき、又は地区民等の情報により、道路交通

に支障を及ぼす事態の発生又は予想されるときは、直ちに道路の通行規制を実施する。道路通行規制を実施したときは、道路利用者に対する広報及び美作県民局等関係機関へ連絡をし、交通の円滑を図る。

(7) 広 報

県警察は、災害時において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る。

第2 陸上交通災害予防対策

1 実施内容

(1) 道路交通安全施設の整備

ア 町は、事故多発危険地域における原因を調査し、道路整備と事故防止施設の整備拡充を図る。

イ 交通安全施設等の整備事業を推進する。

ウ 合理的な交通規制を推進するとともに、危険物輸送車両の安全の確保に関する指導を強化する。

(2) 交通安全意識の普及徹底

ア 関係機関の活動により、交通安全の普及徹底を図る。

イ 各種報道機関の活用、講習会の実施、広報紙等により啓発宣伝を図る。

ウ 学校における交通安全教育の普及徹底を図る。

(3) 救急体制の整備

ア 医療機関との連携を強化し、救急医療体制の整備確立を図る。

イ 地域住民に対し、応急手当の普及啓発を図る。

(4) 関係調整事項

関係者は、陸上における交通施設について、道路施設等の点検を通じ、道路現況の把握に努めるとともに、路線計画、構造等に防災的見地から十分な対策を講じるよう配慮する。

第3 鉄道災害予防対策

1 基本方針

災害時における鉄軌道交通の確保と安全を図るとともに、列車の衝突等による多数の死傷者の発生を防止する。

2 実施内容

(1) 鉄軌道交通の安全のための啓発

関係機関は、踏切事故、置き石事故等の外部要因による事故を防止するため、ポスターの掲示、チラシ類の配布等により、事故防止に関する知識の普及啓発に努める。

(2) 鉄軌道の安全な運行の確保

鉄軌道事業者は、安全な運行を確保するため、次の事項の実施に努める。

- ア 大雨等による災害を防止するため、路面の盛土、法面改良等の実施
 - イ 異常時における列車防護及び関係列車の停止手配の確実な実施
 - ウ 防護無線その他の列車防護用具の整備
 - エ 建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実
 - オ 乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容に関する教育成果の向上
 - カ 乗務員及び保安要員に対する科学的な適性検査の定期的な実施
 - キ トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検
 - ク 災害により列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときの線路の監視
- (3) 鉄軌道車両の安全性の確保
- 鉄軌道事業者は、車両の安全性を確保するため、次の事項の実施に努める。
- ア 新技術を取り入れた検査機器の導入及び検査精度の向上
 - イ 検査修繕担当者の教育訓練内容の充実
 - ウ 故障データ及び検査データの科学的分析及び保守管理内容への反映
- (4) 鉄軌道交通環境の整備
- 鉄軌道事業者は、交通環境の整備のため、次の事項の実施に努める。
- (ア) 軌道や路盤等の施設の適切な保守及び線路防護施設の整備
 - (イ) 列車集中制御装置（ＣＴＣ）の整備、自動列車停止装置（ＡＴＳ）の高機能化等の運転保安設備の整備充実
 - イ 関係機関は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の充実、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。
- (5) 通信手段の確保
- 鉄軌道事業者は、事故災害時の重要通信の確保のために指令電話、列車無線等並びに外部機関との災害時の情報連絡手段を確保するための無線設備又は災害時有線電話の整備に努める。
- (6) 安全施設等の整備
- 関係機関は、列車事故による災害を防止するため、鉄道の連続立体交差化又は道路との立体交差化等安全施設整備事業を推進する。
- (7) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え
- 鉄軌道事業者は、災害応急対策と災害復旧へ備えるため、次の事項の実施に努める。
- ア 事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備及び防災関係機関との連携の強化
 - イ 事故災害時の応急活動に必要な人員・機材等の輸送のための緊急自動車の整備
 - ウ 施設、車両の構造図等の資料の整備
- (8) 再発防止対策の実施
- 鉄軌道事業者は、警察、消防等の協力を得て、事故災害の徹底的な原因究明を行うとともに、安全対策に反映し、同種事故の再発防止に努める。

第4 大規模な火災予防対策

1 基本方針

大規模な火災の発生の防止や、大規模な火事による災害から住民を守るため、災害に強いまちづくりの推進、消防施設・設備等の整備を図る。

2 実施内容

(1) 災害に強いまちの形成

ア 町及び県は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水・下水処理水等を消火水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成を図る。

イ 町、県、事業者等は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

ウ 町及び県は、火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適切な維持保全及び必要な防災改修を促進する。

(2) 大規模な火事災害防止のための情報の充実

気象台は、大規模な火事災害防止のため、気象の実況の把握に努め、災害防止のための情報の充実と適時・適切な情報発表に努める。

(3) 防災知識の普及

町、県、公共機関は、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対し、大規模な火事の被害想定等を示しながら、その危険性を周知させるとともに、火災発生時にとるべき行動、避難場所での行動等、防災知識の普及を図る。

(4) 消火活動関係

ア 町及び県は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

イ 町及び県は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

ウ 町は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

第5 林野火災の防止対策

1 基本方針

住民の林野火災に対する予防意識の啓発に努めるとともに、林野の巡視の強化及び防火施設の整備等防火対策を推進し、林野火災の未然防止と被害の軽減を図る。

2 実施内容

(1) 林野火災予防意識の啓発

ア 山火事予防協議会等の開催

町等は、山火事予防協議会等を開催し、各関係機関、団体等と協調して山火事予防運動の徹底を図る。

イ 広報活動による啓発宣伝

防火意識の向上と警戒体制の充実のため、次の対策を実施する。

なお、実施時期については、林野火災多発期の1月～5月（ゴールデンウィークを含む）、8月を中心に実施する。

(ア) 林野火災予防思想の普及啓発

(イ) 火災予防の標識等の設置

(ウ) 広報車、消防自動車等による広報

(エ) 火災警報及び火災注意報の積極的な運用

(オ) ポイ捨て防止に関する条例の普及啓発

(2) 警報伝達の徹底

ア 消防本部は、乾燥注意報、火災気象通報を受信したとき、又は火災警報、火災注意報を発令したときなど気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、広報車等を活用し、地域住民への周知を図る。また、火災に関する警報を発した場合は、津山圏域消防組合火災予防条例で定める火の使用（火入れ、煙火の使用等）の制限の徹底を図る。

イ 町及び消防機関は、気象予警報等伝達計画に基づく通報体制を常時保持し、気象台の発する乾燥注意報及び火災気象通報を接受したときは、これの確実な伝達と地域住民への周知を図る。

(3) 巡視、監視の強化

消防本部は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき及び山火事多発期（1月～5月、8月）は、山林の巡視及び監視を強化し、火災予防上危険な行為の排除及び火災の早期発見を図る。

(4) 火入れ指導の徹底

町は、火入れ行為者に対し、森林法第21条及び「美咲町火入れに関する条例」を厳守させるとともに、火災警報等発令時等、気象の状況が火災の予防上危険な状態であるときには、火の使用（火入れ、煙火の使用等）を制限し、乾燥注意報、強風注意報等発令時には、自粛を呼びかける。

(5) 防御対策

効果的な消火活動が実施できるように、次の対策を実施する。

ア 林野の整備

(ア) 森林所有者、森林組合等は、自主的な森林保全管理活動を推進するように努める。

(イ) 町は、森林所有（管理）者に対し、防火帯、防火道、防火用水の設置、整備及び既

設の望楼、標板等の保護、管理並びに設置を指導する。

- ・ 林野火災対策用の水利確保
- ・ 消防隊の進入路等のための林道等の整備
- ・ 山際の道路法面等に防火樹帯の整備

イ 消防施設等の整備

- (ア) 大規模林野火災に対応するため、消防車両、小型動力ポンプ、防火水槽等林野火災用消防水利（防火水槽、簡易水槽等）及び消防施設の整備並びに林野火災対策用資器材の充実強化を図る。
- (イ) 防火線としての役割をもたせるとともに、林野火災の消火活動に資するため、林道を整備する。
- (ウ) 公有林管理者は、防火標識等火災予防施設の整備を図る。
- (エ) 県と協力して、消防防災ヘリコプターによる空中消火活動における、連携訓練や活動拠点の整備を行い、空中消火体制の確立を図る。

ウ 訓練計画

消防本部と協力して、定期的に林野火災の訓練を行う。

エ 応援要請

大規模山林火災発生時の応援要請措置について明確化するとともに整備を図る。

(ア) 自衛隊派遣

町長は、必要があると認めたときは、県知事に対し自衛隊派遣の要請の要求を行う。

(イ) 消防の応援

消防活動の応援については、「岡山県消防広域応援基本計画（平成8年5月1日）」により応援要請を行う。

(ウ) ヘリコプターの要請

ヘリコプターについては、岡山市消防局が保有する消防ヘリコプターに対し、「航空消防応援実施細目（平成9年4月1日）」により応援要請を行う。

なお、岡山市消防局が保有する消防ヘリコプターのみで対応できない場合は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく消防機関所有のヘリコプターの派遣を要請する。

第6 危険物等保安対策

1 基本方針

危険物（石油類等）、毒物劇物等化学薬品類（以下「危険物等」という。）による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締りの強化、自主保安体制の強化を図る。

2 実施内容

危険物等施設の所有者、管理者、占有者（以下「事業者」という。）は、法令で定めるところにより危険物等による事故・災害の発生を防止するため、保安意識の高揚、自主保安体

制の整備を図る。

町は、法令に基づく保安指導、立入検査、保安講習会等の実施により、危険物等取扱者の保安意識の高揚を図るとともに、事業所の自主保安体制の充実を重点に災害予防対策を推進する。また、危険物等による事故・災害の発生に備え防災体制の充実を図る。

(1) 危険物災害予防対策

ア 事業者に対し、保安についての指導監督を行う。

イ 必要に応じ立入検査、質問若しくは危険物に対する規制指導を行う。

ウ 法令の定めによる危険物保安監督者、危険物取扱者、危険物施設保安員の責任体制の確立を図る。

エ 危険物取扱関係者に対する保安教育の徹底を図る。

オ 化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化促進を図る。

(2) 危険物輸送対策

ア 容器、積載方法等の基準厳守を指導強化する。

イ 車両火災の予防、安全運転の励行等について指導するとともに、消防その他関係機関による予防査察及び取締りを行う。

(3) 消火薬剤の緊急輸送対策

関係事業所等における消火剤の保有状況等の実態を把握するとともに、化学消防設備の有効利用について、日頃から連携を密にし、緊急輸送体制の確立を図る。

(4) 事業者の自主保安体制の確立

ア 事業者は法令に定める技術基準を遵守し施設の安全性の確保に努める。

イ 日常点検、定期自主検査等の効果的な実行を図るため点検事項、点検方法をあらかじめ具体的に定めておく。

ウ 自衛消防隊の設置等自主的な災害予防体制及び応急体制の整備を図る。

エ 漏洩、流出災害等に備えて必要な薬剤、消火薬剤及び防除資機材等の備蓄を推進する。

オ 石油類等事業所の相互応援に関する協定締結を推進し、効果的な自衛消防力の確立を図る。

(5) 保安意識の高揚

町は、危険物等施設管理者や保安監督者等に対する保安指導の強化を図るとともに法令等の講習会等を実施する。

(6) 保安の強化

町は、関係法令の定めるところにより危険物等施設に対する立入検査の強化を図るとともに、施設の実態把握に努める。

町は、化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化促進を図る。

(7) 事故原因の究明

町及び事業者は、危険物等の事故・災害が発生した場合、その原因の究明と再発防止対策の実施に努める。

(8) 危険物等の大量流出時の対策

ア 町は、危険物等が大量に流出した場合に備えて防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努める。

イ 町は、危険物等が大量に流出した場合に備えてオイルフェンス等防除資機材及び避難誘導等に必要な資機材の整備を図る。

ウ 重油等が河川へ流出した場合は、農作物等への影響が考えられるので、これらの取扱いについての注意を喚起するとともに、万一の事故に備え、吸着マット等を準備し、被害の拡大を防止する。

エ 町は、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備する。

(9) 災害防止技術の研究開発

防災関係機関及び関係企業は、共同して災害防止技術及び防災用設備、資機材の研究開発に努める。

(10) その他の特殊災害の予防

ア 放射性物質の災害予防

放射性物質、その他危険性のある物質に汚染されたものの廃棄、その他の取扱いを指導、監督することにより、これらによる放射線障害を防止する。

イ 有害物質等の災害予防

事業活動の事故等により排出した特定物質及び有害ガス等により、人の健康又は生活環境に著しい危害を及ぼすことのないよう予防措置を実施する。

第7 高圧ガス保安対策

1 基本方針

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、保安の強化、自主保安体制の強化を図る。

2 実施内容

高圧ガス施設等の所有者、管理者、占有者（以下「事業者」という。）は、法令で定めるところにより高圧ガスによる事故・災害の発生を防止するため、保安意識の高揚、自主保安体制の整備を図る。

町は、中国四国産業保安監督部や県と連携して、法令に基づく保安指導、立入検査、保安講習会等の実施により、事業者の保安意識の高揚を図るとともに、事業所の自主保安体制の充実を重点に災害予防対策を推進する。また、高圧ガスによる事故・災害の発生に備え防災体制の充実を図る。

(1) 高圧ガス等の災害予防対策

ア 高圧ガスの製造・販売・貯蔵・移動・消費その他の取扱いについて、高圧ガス保安法に基づき岡山県が実施している規制業務の実態を把握し、災害防止の指導に努める。

イ ボイラー及び圧力容器の製造及び取扱いについて、労働安全衛生法に基づき、岡山労

働基準局が実施している規制業務の実態を把握し、災害防止の指導に努める。

ウ 道路の掘削その他道路工事等に起因する都市ガス・可燃性ガス等の導管からのガス漏れ、火災爆発等のガス事故の防止を図る。

(2) 事業者の自主保安体制の確立

事業者は、法令に定める技術基準を遵守し施設の安全性の確保に努める。

事業者は、自主保安体制の整備に努める。

ア 従業者に対する保安教育の実施

イ 定期自主検査の実施と責任体制の確立

ウ 地域防災協議会の育成

事業者は、高圧ガス施設の火災に対する予防対策として、散水設備、放水設備、ウォーターカーテン等消火設備を整備する。

(3) 保安意識の高揚

町は、事業者及び関係者に対し保安意識の高揚を図る。

ア 高圧ガス保安法等関係法令の周知

イ 保安講習会、研修会の開催

ウ 高圧ガスの取扱指導

エ 高圧ガス保安活動促進週間の実施

(4) 保安指導の強化

町は、関係法令の定めるところにより高圧ガス施設に対する効果的な立入検査の実施に努めるなど、保安指導を強化する。

ア 製造施設又は消費場所等の保安検査及び立入検査の強化

イ 製造施設又は消費場所等の実態把握と各種保安指導の推進

ウ 関係行政機関との緊密な連携

(5) 事故原因の究明

町及び事業者は、高圧ガスの事故・災害が発生した場合、その原因の究明と再発防止対策の実施に努める。

(6) 災害防止技術の研究開発

防災関係機関及び関係企業は、共同して災害防止技術及び防災用設備、資機材の研究開発に努める。

第8 火薬類保安対策

1 基本方針

火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締りの強化、自主保安体制の強化を図る。

2 実施内容

火薬類施設の所有者、管理者、占有者（以下「事業者」という。）は、法令で定めるとこ

ろにより火薬類による事故・災害の発生を防止するため、保安意識の高揚、自主保安体制の整備を図る。

町は、中国四国産業保安監督部や県と連携して、法令に基づく保安指導、立入検査、保安講習会等の実施により、事業者の保安意識の高揚を図るとともに、事業所の自主保安体制の充実を重点に災害予防対策を推進する。また、火薬類による事故・災害の発生に備え防災体制の充実を図る。

(1) 火薬類の災害予防対策

火薬類の製造・販売・貯蔵・運搬・消費・その他の取扱いについて、火薬類取締法に基づき岡山県が実施している規制業務の実態を把握し、災害防止の指導に努める。

(2) 事業者の自主保安体制の確立

ア 事業者は、法令に定める技術基準を遵守し施設の安全性の確保、自主保安体制の整備に努める。

（ア） 従業者に対する保安教育の実施

（イ） 防災訓練等の実施

（ウ） 定期自主検査の実施と責任体制の確立

イ 事業者の火薬類施設の火災に対する予防対策

火災発生や、保管している火薬類の安定度が異常を呈するなど危険な状態時に備え、火薬庫から速やかに安全な場所に移転しうる体制を確保し、また、あらかじめ一時保管する場所を定めておく。

(3) 保安意識の高揚

町は、事業者及び関係者に対し保安意識の高揚を図る。

ア 火薬類取締法等関係法令の周知

イ 保安講習会、研修会の開催

ウ 火薬類の取扱指導

エ 危害予防週間の実施

(4) 保安指導の強化

町は、関係法令の定めるところにより火薬類施設に対する効果的な立入検査の実施に努めるなど、保安指導を強化する。

ア 製造施設、火薬庫又は消費場所等の保安検査、立入検査の強化

イ 製造施設、火薬庫又は消費場所等の実態把握と各種保安指導の推進

ウ 関係行政機関との緊密な連携

(5) 事故原因の究明

町及び事業者は、火薬類の事故・災害が発生した場合、その原因の究明と再発防止対策の実施に努める。

(6) 災害防止技術の研究開発

防災関係機関及び関係企業は、共同して災害防止技術及び防災用設備、資機材の研究開発に努める。

第9 複合災害対策

1 基本方針

町、県等の防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実する。

2 実施内容

(1) 対応計画の作成

町、県等の防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画をあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

(2) 訓練の実施

町、県等の防災関係機関は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第3節 防災教育訓練対策

第1 防災訓練

1 基本方針

災害を最小限度に止めるためには、町をはじめとする防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、万一の災害から自らを守るとの意識のもとに、地域ぐるみで災害に対処する体制づくりが必要である。

このため、町は、防災関係機関、地域住民、自主防災組織、ボランティア団体、地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した防災訓練を実施し防災関係機関相互の協力体制の強化、予防並びに応急対策機能の向上を図り、住民の防災意識の高揚を図る。その際、女性の参画促進に努めるものとする。

2 実施内容

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する機材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

なお、訓練後には参加機関が集まり、訓練内容の評価を行うことにより、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

(1) 総合防災訓練の実施

ア 訓練の趣旨

町防災計画の実施を円滑にし、災害予防の万全を期するために、あらゆる災害を想定して町、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関、一般住民及びボランティア団体等が参加する総合防災訓練を実施し、各団体間の協力体制の確立、予防技術、応急措置の向上を図る。

イ 訓練の対象者

- (ア) 町
- (イ) 防災会議を構成する各機関
- (ウ) 公共的団体
- (エ) 各学校、保育園（所）、病院等多数の人員を収容する施設の代表者
- (オ) 前各号に掲げるもの以外の各種団体
- (カ) 一般住民

ウ 訓練の時期及び場所

実施時期は、防災週間など訓練効果のある時期を選んで実施する。

実施場所は、災害の発生するおそれのある場所など訓練効果のある場所を選んで実施

する。

エ 訓練の内容

- (ア) 災害発生時の広報
- (イ) 避難指示及び警戒区域の設定
- (ウ) 食料、飲料水、医療その他の救援活動
- (エ) 消防、水防活動
- (オ) 救助・救急活動
- (カ) ボランティアの活動体制の確立
- (キ) 被災者に対する生活情報の提供
- (ク) 要配慮者の安全確保
- (ケ) その他

(2) 実地訓練の実施

実地訓練は、災害予防に責任を持つ機関がそれぞれ水防、消防、避難、救出、救護、警備その他について適宜防災対策の訓練を行い、技術の向上を図るため行うものである。特に住民との協力による訓練で実践的能力のかん養上極めて重要な方法である夜間訓練を努めて行うよう計画するものとする。

ア 予警報の伝達訓練

気象業務法、水防法及び消防法に基づく予警報等の発令、伝達、受理等について、それぞれの伝達系統を通じて関係機関の有線通信途絶の想定のもとに無線通信による訓練を行う。

イ 水防訓練

水防に関する計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により水防に関する訓練を実施するほか、隣接の市町又は他の防災関係機関の参加等と合同して実施する。水防作業は、暴風雨の最中しかも夜間に行う場合が考えられるので、次により十分訓練を行うこととする。

(ア) 実施事項

- ・ 観測
- ・ 通報
- ・ 作業工法
- ・ 輸送
- ・ 樋門・陸閘等の開閉操作
- ・ 避難

(イ) 実施時期

- ・ 洪水が予想される時期前の最も訓練効果のあるときとする。
- ・ 指定水防管理団体は、出水期までに実施する。
- ・ その他の水防管理団体は、指定水防管理団体に準じて実施する。

(ウ) 実施地域

河川危険箇所等洪水のおそれのある地域において実施し、実地訓練、図上訓練を実施する。

ウ 消防訓練

消防に関する計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ、大規模な建物火災及び林野火災を想定し、他の市町及び津山圏域消防組合等防災関係機関と合同して実施する。

エ 避難・救助訓練

災害時における避難その他救助の円滑な遂行を図るため、災害発生時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。この場合、水防・消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施する。

なお、学校、病院、社会福祉施設、工場及び小売店等多数の人員を収容する施設にあつては、収容者等の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施する。

また、高齢者、障害者等の要配慮者を適切に避難誘導するため、自主防災組織、地域住民の協力を得ながら平常時からこれらの者に係る避難体制の整備に努める。特に、急傾斜地崩壊危険地区等災害危険地区においては、徹底して訓練を行う。

オ 情報収集伝達訓練

町及び防災関係機関は、災害時における迅速かつ的確な情報収集の確保が図られるよう、様々な条件を想定した情報収集伝達訓練を実施する。

カ 通信訓練

町及び防災関係機関は、災害時における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力を得て、停電又はその他の非常事態における住民及び関係機関に対する通報及び伝達について、各種災害を想定した通信訓練を実施する。

キ 非常招集訓練

町及び防災関係機関は、非常配備体制に万全を期するため、各種災害を想定し、勤務時間外における職員、消防団（水防団）等の非常招集訓練を必要に応じ実施する。

ク 交通規制訓練

警察及び道路管理者は、災害発生時において交通規制が整然と行われるよう、関係機関と協力して交通規制訓練を実施する。

ケ 危険物等特殊災害訓練

町及び防災関係機関は、防災機関・事業所における災害時の防災体制の確立と防災技術の向上を図るため、消防及び事業所等が連携して、高圧ガス等の特殊災害を想定した訓練を実施する。

コ 鉄道事故災害訓練

鉄軌道事業者は、事故災害の発生を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、消防機関、警察機関をはじめとする地方公共団体の機関が実施する防災訓練に積極的に参加するよう努める。

サ 航空機事故災害訓練

航空運送事業者、消防機関、警察機関をはじめとする地方公共団体、国の機関等は相互に連携した訓練を実施する。

(3) 図上防災訓練

図上防災訓練は、主として大規模災害発生後の対応能力の向上を図るため、災害応急対策について図上で行うものとし、防災関係機関が合同して、又は単独で非常災害に即応するため、防災計画の検討と幹部職員又は主任担当者等を対象とした防災図上演習を実施するものとする。その訓練内容は、おおむね次のとおりとする。

ア 応急対策に従事し、又は協力する者等の動員及び配置

イ 復旧資材、救助物資等の緊急輸送

ウ 緊急避難及びこれに伴う処置

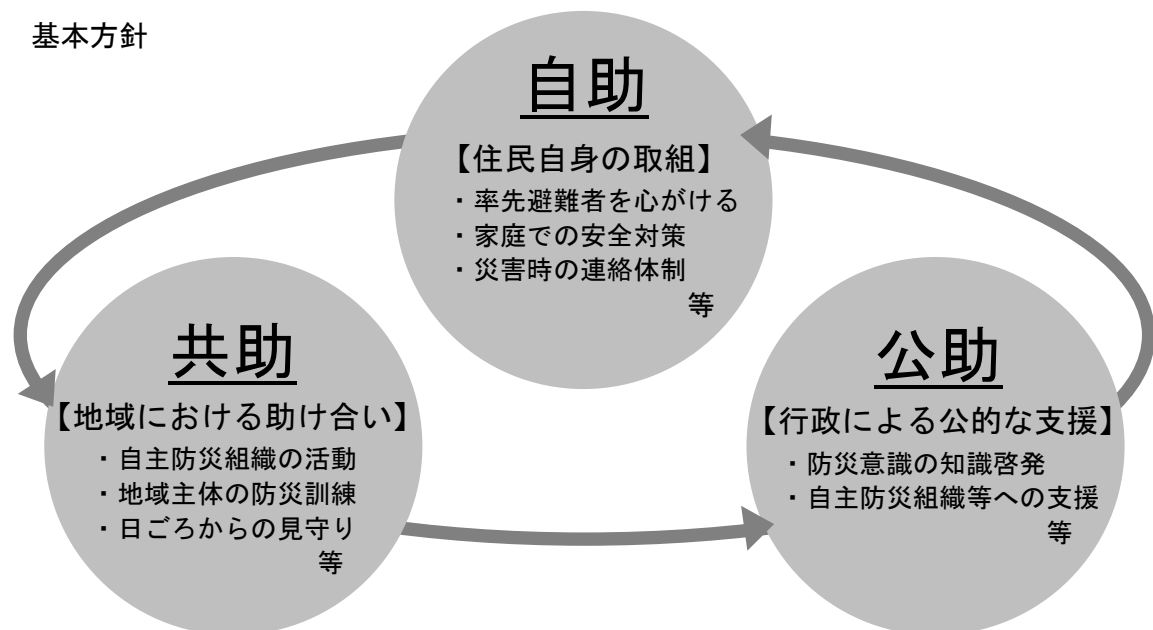
エ 被害情報収集及び伝達訓練

オ ヘリテレ映像等の情報伝達訓練

カ 災害ボランティア対応訓練

第2 防災意識の普及

1 基本方針



いづどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う住民運動を展開し、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定め地域防災力の向上を図る。

自らの身は自ら守るのが防災の基本であり、住民一人ひとりがその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。さらに、災害を最小限度に止めるためには、直接被害を受ける立場にある住民一人ひとりが日頃から、各種災害についての正しい認識を深め、災害から自らを守るた

めの最小限の知識を備えておくことが必要である。また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び要配慮者を助ける、避難所で自ら活動する、あるいは、町、県等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、町では、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するとともに、学校教育、県が運用するおかやま全県統合型GIS及び各種の広報媒体を活用する等あらゆる機会を捉え、自主防災思想の普及、徹底や地域住民の防災意識の高揚を図る。その際、防災意識の普及を効果的に行うためには、対象者や対象地域を明確にして実施する必要がある。

なお、男女双方の視点に配慮した防災意識の普及を進めるため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

2 実施内容

(1) 防災教育

ア 住民に対する防災教育

住民が平素から災害に対する予防を行うとともに、発災時に冷静に的確な判断に基づいて行動し、災害の拡大を防ぐことができるよう、各種の媒体を活用しPR活動、教育活動等を推進し、住民への防災知識の普及啓発を図る。

(ア) 防災に関する研修会、映画会、パネル展等を実施するとともにハザードマップ、パンフレット等を作成、配布し過去の災害の紹介や、町防災計画の概要、簡易な気象の知識、災害危険箇所及び災害時における心得、被害後の処置（初期消火、初期救助）、消防水利設置場所等を周知させ、地域住民の防災意識の高揚を図る。

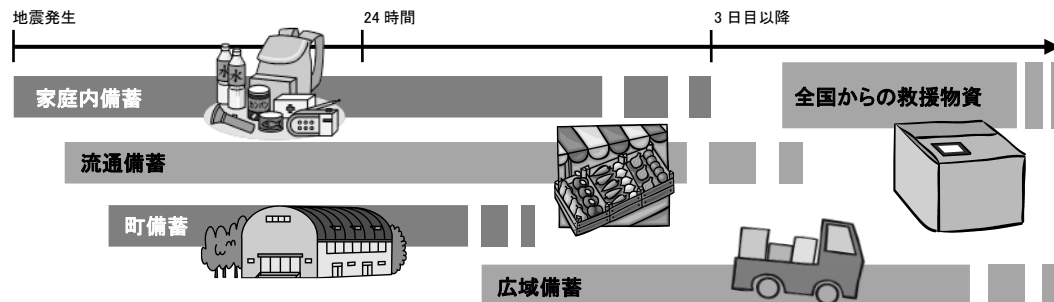
特に、生活に密着した切実な災害の体験談を収集し、防災教育に役立てることにより、災害の記憶や教訓を自らのこととして個人に実感させる。

なお、地域の祭りやスポーツのイベントに防災のコーナーを設けるなどの工夫を行うとともに、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で積極的な防災に関する教育の普及推進を図るものである。

(イ) 教育機関及び民間団体等は、生徒、社員をはじめ、地域住民等に対して、絵本や写真集、紙芝居、漫画、ゲーム等様々な媒体を活用してより魅力的な防災教育を行う。また、インターネット上のホームページ等で防災教育メニューの充実に努めるとともに、障害者、高齢者や外国人等を勘案し、防災教育教材のユニバーサルデザイン化や多言語化を進める。

(ウ) 3日分以上の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備等家庭での予防・安全対策、警報等発表時や高齢者等避難、避難指示の発令時にとるべき行動、避難所での行動、災害時の家族内の連絡体制をあらかじめ決めておくこと等の防災知識の普及を図る。また、地域で取り組むべき対応についても、普及啓発を図る。

備蓄体系	広域備蓄（国・県など）	生活物資の備蓄
	町備蓄（町、避難所など）	食料や毛布、寝袋などの生活物資の備蓄
	流通備蓄（大型小売店舗など）	生活物資の供給に関する協定
	家庭内備蓄（各家庭）	食料品、飲料水などの日常のストック



- (エ) 防災意識の普及の際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

なお、要配慮者については、民生委員や愛育委員、自主防災組織等の協力を得て、把握や防災知識の普及に努めることとする。

- (オ) 被害の防止、軽減の観点から早期自主避難の重要性を住民に周知し、理解と協力を得るように努めるとともに、災害の種別に応じた適切な避難場所、避難路について周知徹底する。

イ 教育機関における防災教育

教育機関においては、防災に関する教育の重要性を認識し、児童生徒等が防災に関する理解を深めるとともに、災害発生時等において自己の安全を確保するため適切な対応ができるよう、児童生徒の発達段階に応じた指導を行い、児童生徒の防災意識の高揚を図る。

ウ 職員に対する防災教育

- (ア) 町職員として行政に取り組む中で、防災対策を積極的に推進するとともに、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなどについての研修会等を開催し、職員に防災知識の普及を図る。
- (イ) 防災業務に従事する職員に対して、防災上必要な知識及び技能の向上を図るため、地域防災計画の内容、運用をはじめ関係法令及び災害時の活動方法等防災に関する研修会等を実施する。
- (ロ) 消防団員に対する防災教育、訓練については、県消防学校への入校等により、防災教育を実施する。

エ 企業における防災教育

従業員の防災意識の向上を図るため、企業の業務継続計画に関する社内研修や防災教育等の実施に努める。

オ 婦人団体、高齢者団体、教育団体、コミュニティ組織

婦人団体、高齢者団体、教育団体、コミュニティ組織等に対して各団体の性格等を考慮して、研修会、学習会等を開催し、防災知識の普及啓発を図る。

(2) 防災広報

関係機関は、住民に対し、ラジオ、テレビ、新聞等を通じ、また、広報パンフレット等を作成、配布、地域の祭りやスポーツのイベントに防災のコーナーを設けるなどあらゆる機会を捉え積極的な防災意識の高揚を図る。

ア 広報紙等による普及

町広報紙に防災関係の記事を掲載し、パンフレット等を発行する。ハザードマップ等の作成を検討し、その普及を図る。

イ 報道機関による普及

新聞、ラジオ等の報道機関に対して町防災計画等防災思想の高揚についての資料を提供し、普及について協力を依頼する。

ウ 映画、写真等による普及

防災活動、被害状況等についての映画、写真をとりあげ、各種団体等の会合を利用して防災思想の高揚を図る。

エ 広報車による普及

広報車の巡回により、一般に広報を行う。

オ 講習会（巡回指導）等による普及

住民を対象として、災害時の心得等防災思想の高揚を図る講習会（巡回指導）を行い、防災知識の普及と指導を行う。

カ 教育による普及

小中学校及び幼稚園において、教育を通じて児童、生徒及び園児に修得を図る。

(3) 防災週間等における啓発事業の実施

町、防災関係機関においては、防災週間等の予防運動実施時期を中心として、住民に対する啓発活動を実施し防災意識の高揚を図る。

<各種の予防運動実施時期>

- 防災とボランティア週間（1月15日～21日）
- 防災とボランティアの日（1月17日）
- 春季全国火災予防運動期間（3月1日～7日）
- 建築物防災週間（3月1日～7日、8月30日～9月5日）
- 山火事予防運動月間（3月1日～31日）
- 水防月間（5月1日～31日）
- 山地災害防止キャンペーン（5月20日～6月30日）
- がけ崩れ防災週間（6月1日～7日）
- 土砂災害防止月間（6月1日～30日）

- 危険物安全週間（６月第２週）
- 火薬類危害予防週間（６月１０日～１６日）
- 河川水難事故防止週間（７月１日～７日）
- 道路防災週間（８月２５日～３１日）
- 防災週間（８月３０日～９月５日）
- 防災の日（９月１日）
- 救急の日（９月９日）
- 救急医療週間（９月９日を含む１週間）
- 国際防災の日（１０月１３日）
- 高圧ガス保安活動促進週間（１０月２３日～２９日）
- 秋季全国火災予防運動期間（１１月９日～１５日）
- 雪崩防災週間（１２月１日～７日）

第３ ボランティア養成等計画

１ 基本方針

災害時には、平常時に比べて各種救援を必要とするものが増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えることが予想され、ボランティア活動への期待が高まるが、その内容は災害発生直後に必要な人命救助や負傷者の手当から救援物資の仕分け・搬送、避難所の在宅や生活支援まで多種多様であり、また大量の人数を必要とする。

災害発生時には、専門ボランティアについても円滑な活動のためには現場において判断し活動できるリーダーが必要となるため、特にこれらについては事前に養成しておく必要がある。

２ 実施内容

(1) 町とボランティアの連携

ア 民間の自主的・主体的な活動であり、行政にはない機動性や、柔軟できめ細かい活動を、町の過度な関与により阻害しないように注意しながら、ニーズ等の情報提供や活動支援・事故補償など安心してボランティア活動に参加できるような環境の整備を図る。

イ 町は、災害発生時に社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、平常時より社会福祉協議会と連携・協働し、設置に係る事前準備を行う。

(2) ボランティアの養成・登録

ア 医療、看護、介護、通訳等専門的な資格や技能を有する専門ボランティア及び一般の生活支援ボランティアに対し、災害時にボランティアコーディネーターやボランティアリーダーとして適切に行動できる知識、技術を身につけてもらうため、必要に応じて分野別に研修を行うとともに、研修参加者の登録に努める。

イ 町内の県登録災害救援専門ボランティアについて平常時から把握するとともに、独自のボランティアの養成等について検討する。

ウ 防災ボランティアに対し、身近な地域において行政や他の団体との連携、災害時だけでなく平時の減災のプログラムへの積極的な参画等、身近な地域社会と力を合わせて減災を図る取り組みを日常的に進めることの重要性を訴える。

(3) ネットワーク化の推進

社会福祉協議会は、災害発生時において迅速に対応できるよう県及び近隣市町の社会福祉協議会との連絡応援体制の整備に努める。

第4 自主防災組織の育成及び消防団の活性化

1 基本方針

自然災害やますます多様化する事故災害等に対処するためには、防災関係機関と地域住民による自主防災組織とが一体となって総合的な防災体制を確立し、災害予防、応急活動、災害復旧を行うことが必要である。

また、災害が発生したときの被害をできる限り小さくするという「減災」のためには、地域特性を知り、地域の防災力を高めておくことが必要であり、この地域防災力の向上の要となるのが住民等の自発的な防災組織となる「自主防災組織」である。

この住民の隣保共同の精神に基づく、地域住民主体による自主防災組織及び大規模災害時に被害が生ずる危険性を有する施設の関係者による自主的な防災組織の結成促進と活動の活性化が効果的に行われるよう協力体制を確立する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

また、消防団は大規模災害時や国民保護措置の場合に、住民の避難誘導や災害防御等を実施することとなっており、災害対応にかかる教育訓練のより一層の充実を図るなど、消防団の充実・活性化に努める。

2 実施内容

(1) 設置推進機関

町及び大規模な災害の危険性を有する施設等の管理者が推進する。

なお、防災関係機関は、町の推進活動に積極的に協力する。

(2) 設置推進する自主防災組織

地域住民が自主的、積極的にその組織に参加し、効果的な活動を行えるよう、住民のコミュニティ活動の既存組織を自主防災組織として育成する等地域の実情にあった組織づくりを推進する。

自主防災組織は、減災の考え方や、公助・自助・共助を基本として防災対策を実施するとの考え方を踏まえ、地域の実情に応じた防災計画を策定し、この計画に基づき、平常時、災害時において効果的に防災活動を行うよう努める。

ア 地域住民の自主防災組織

地域住民自ら防災活動の推進を図るため、区又は自治会を単位として自主防災組織を整備し、育成する。

自主防災組織の核となるリーダーに対して研修を実施するなどにより、これらの組織の強化を促す。

平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、救助、救護のための資機材の充実を図る。

消防団員の積極的な指導を得て、自主防災組織の設置・育成を進める。

平常時の活動	災害時の活動
・ 防災知識の普及 ・ 防災訓練の実施 ・ 火気使用設備器具等の点検 ・ 防災用資機材等の整備 ・ 要配慮者の把握	・ 災害情報の収集及び伝達 ・ 初期消火等の実施 ・ 救出・救護の実施及び協力 ・ 避難誘導の実施 ・ 炊き出し、救助物資の配布に対する協力 ・ 要配慮者の支援

イ 施設の自主防災組織

(ア) 次の施設を対象として自主防災組織を育成する。

- ・ 旅館、学校等多数の者が利用する施設
- ・ 危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物の製造所、貯蔵所、取扱所等二次災害が発生する危険性のある施設
- ・ 多数の従業員がいる事業所で組織的に防災活動を行うことが望ましいところ

ただし、法令により防火管理者等を置き、消防計画を作成し、自衛消防組織を設置している施設については、新たな自主防災組織の設置の必要はなく、その組織による防災活動の充実強化を図って、自主防災体制を整備する。

(イ) 施設の自主防災組織には、防災業務を推進する責任者として、防災担当者を置かせる。

ただし、法令に基づいてこれと同様の職務を有する者が定められている場合は、その者をもって防災担当者とすることができる。

(3) 自主防災組織の連絡機構

地域の自主防災組織の区域内に施設の自主防災組織が存在する場合又は同一施設に複数の自主防災組織が存在する場合には、これらの組織の活動を調整するため連絡機構を設けるよう促進する。

また、次のような事項について協議することが望まれる。

- ア 防災計画の立案に関すること。
- イ 人命救助救出に関すること。
- ウ 被害情報の収集に関すること。
- エ 住民への情報伝達に関すること。

オ 被災者の収容及び避難所の運営に関すること。

カ 応急救護所設置及び応急救護活動に関すること。

キ 食料、緊急救護物資等の輸送、保管及び配給に関すること。

(4) 自主防災組織の設置を推進するための活動

町は、自主防災組織の設置の推進を図るため、防災関係機関との連携を図りながら、次の活動を実施する。

ア 広報活動

隣保共同の精神に基づく自発的な防災組織の必要性を認識させ、あわせて防災意識の高揚を図るための広報活動を実施する。

イ 防災教育

地域住民及び施設の管理者を対象に自主防災組織づくりを指導するとともに、災害及び防災に関する知識の徹底を図るための防災教育を実施する。

ウ 普及対策

(ア) 事業所及び職場については、従業員等の安全の観点からそれぞれの事業所に対して、次のような事項に関して防災意識を高める。

- ・ 経営者（責任者）の防災意識を啓発すること。
- ・ 従業員等に対し積極的な防災教育・訓練をすること。
- ・ 災害時の行動マニュアルを作成すること。
- ・ 災害時における関係機関との連絡方法等の確保を図ること。

(イ) 不特定多数が利用する施設（学校、病院、各種福祉施設等）については、個々の施設の特性を配慮しながら、次のような事項に関して施設管理者（責任者）の防災意識の高揚を図る。

- ・ それぞれの施設に応じた避難誘導計画の作成及び訓練を実施すること。
- ・ 利用者の立場に合った施設の防災措置を推進すること。
- ・ 防災関係機関との通報・連絡体制の確立を図ること。
- ・ 従業員等に応急手当法の普及啓発を図ること。

(5) 自主防災組織に対する指導援助

町は、自主防災組織が実施する活動について、積極的に指導援助を行うものとする。

また、防災関係機関は、町の自主防災組織に対する指導援助について積極的に協力するものとする。

また、県は消防団等のニーズを把握し、それを踏まえて消防学校におけるカリキュラムの充実を図るとともに、団員の減少や平均年齢の上昇に伴い、女性消防団員・若手消防団員の確保等に取り組んでいる市町村や消防団を対象として、研修会や出前講座を開催するなど、その活動を支援する。

(6) 防災資機材等の整備

自主防災組織の活動に必要な防災資機材等の整備を促進する。

(7) 企業防災の促進

災害により生産活動や流通が停止すると、広域的に経済活動へ影響が生じるなど、大きな負のインパクトを与える懸念がある。さらに、中長期的には、生産の海外移転により雇用等に大きな影響を生じる可能性もある。このため、企業・組織の事業継続や供給網の管理など、企業防災の促進を図る。

ア 大規模な災害の危険性を有する施設の管理者は、自主的に事業所の防災活動を行うための組織を整備する。

イ 企業は、災害時の企業の果たす役割（従業員・顧客の安全、経済活動の維持、地域社会への貢献）を十分に認識し各企業において災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなどの防災活動の推進に努める。

ウ 町は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業防災に係る取り組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。

エ 町は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うとともに、防災協力協定の積極的な締結に努める。

第4節 災害教訓の伝承

1 基本方針

災害によって引き起こされる被害を最小限にするためには、過去に発生した災害において培われた防災に関する知恵や経験等を確実に後世に伝えることが重要である。

このため、町及び県では、過去の大災害の資料等を提供するなど、災害教訓の伝承を図る。

2 実施内容

- (1) 町及び県は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化（災害を通じて人間が培ってきた学問、技術、教育等）を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

- (2) 住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。県及び市町村は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取り組みを支援する。

第5節 要配慮者等の安全確保計画

1 基本方針

乳幼児、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、高齢者、妊婦、外国人等で円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する要配慮者※1について、その状況を把握し、それに応じて防災知識の普及を図るとともに、緊急時に備え、避難行動要支援者※2及びその保護者等との連絡体制、状況の確認方法等の整備・把握に努める。

また、医療・福祉対策との連携の下での要配慮者の速やかな支援のための協力体制の確立を図り、防災拠点スペースを設置するなど、要配慮者向けの避難先である福祉避難所を確保する。地域においては、自主的な防災組織の設置・育成により、要配慮者に対する体制を整備するとともに、要配慮者を支える地域社会づくりを進める。その際、女性の参画の促進に努める。

※1 従来の「災害時要援護者」と同義で、「避難行動要支援者」を含む。

※2 要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難で、迅速な避難に特に支援を要するもの。

2 実施内容

ア 防災知識の普及

町は、要配慮者に対して、避難支援プランなどによる支援制度があることなどを周知するよう努める。

町は、要配慮者の実情を基に、災害時の安全を確保できるような在宅生活等について、社会福祉協議会と連携をとりながら、本人をはじめ家族、身体障害者相談員、知的障害者相談員、関係施設職員及びボランティア等に対し、防災知識の普及啓発や研修等を行う。その際、子どもや外国人に分かりやすい絵本や漫画の教材を用いること、要配慮者のための必要な防災用品の配布等を行うことに配慮する。

また、地域で生活する外国人に対しては、外国語の防災パンフレットの配布を行うなど、防災意識の普及に当たっては、外国人にも配慮する。

また、防災訓練に当たっては、地域住民が要配慮者とともに助け合って避難できることに配慮する。要配慮者及びその家族は、要配慮者の身体状況に応じた生活方法、介護方法、医療データ等を自ら把握し、日常生活に必要な用具、補装具、特定の医療品等の入手方法等について明確にしておく。

イ 避難行動要支援者等の把握

(1) 町は、災害の発生に備え、避難行動要支援者に対する支援が適切に行われるように、避難行動要支援者の次のような詳細情報を、地域包括支援センターの活用等により、日頃から把握しておく。なお、避難行動要支援者の個人情報については、プライバシーを尊重し、その扱いには十分注意する。

(ア) 居住地、自宅の電話番号

(イ) 家族構成

(ウ) 保健福祉サービスの提供状況

- (エ) 外国語による情報提供の必要性
- (オ) 視覚・聴覚に障がいのある人への適切な情報提供の必要性
- (カ) 近隣の連絡先、災害時の当該地域外の連絡先、その他災害時における安否確認の方法（迅速確実に安否確認を行うため、複数の安否確認の方法を整備する。）
- (2) ひとり暮らし高齢者及び重度身体障がい者等に対し、民生児童委員や生活支援サポーターからの通報並びに地域包括支援センターでの把握により、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応が図られるよう福祉しあわせ課において緊急連絡カードを作る。
- (3) 避難行動要支援者及びその家族は、災害時に避難行動要支援者の安否を連絡できるよう、町役場はもちろんのこと、近隣の住民、県外の連絡先、近隣の福祉施設等とのつながりを保つよう努力するものとする。

また、避難行動要支援者の近隣の住民は、日頃から可能な限り避難行動要支援者に関する情報を把握しておくよう努める。

3 避難行動要支援者名簿の作成

- (1) 町は、災害の発生に備え、避難支援を必要とする方を登録した避難行動要支援者名簿を作成し、災害発生時に効果的に利用することにより、避難行動要支援者に対する避難支援や迅速な安否確認等が適切に行われるよう努める。避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次の事項を記載する。
 - (ア) 氏名
 - (イ) 生年月日
 - (ウ) 性別
 - (エ) 住所又は居所
 - (オ) 所属する自治会
 - (カ) 身体等の状況（介護認定の有無、障がい者手帳の有無、難病認定の有無）等
 - (キ) 緊急時の連絡先（自宅又は携帯電話の電話番号、ファックス番号）
- (2) 町は、避難行動要支援者名簿の作成に当たり、（1）について庁内関係課で把握している情報を利用する。
- (3) 町は、避難支援等に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）として、次の者に対して、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

なお、災害時の避難支援等に際しては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体安全確保に配慮する。

- (ア) 自主防災組織
- (イ) 自治会
- (ウ) 民生委員
- (エ) 美咲町社会福祉協議会
- (オ) 県警察

(カ) 消防機関

(4) 町は、次に該当する者（社会福祉施設等入所者及び長期入院患者を除く。）を避難行動要支援者名簿に登録する。その他、何らかのハンディキャップにより災害時に自ら避難することが困難な方についても、申し出があれば避難行動要支援者名簿に登録する。

(ア) 70 歳以上のみの世帯の方

(イ) 要介護認定 3～5 を受けている方

(ウ) 身体障害者手帳（1 級・2 級）の交付を受けている方

(エ) 療育手帳 A の交付を受けている方

(オ) 精神障害者保健福祉手帳（1 級・2 級）の交付を受けている単身世帯の方

(カ) 前各号に準ずる状態にある難病患者

(キ) 上記以外で自治会が必要と認めた方

(ク) 自ら避難行動支援者名簿へ掲載を希望する方

(ケ) その他町長が必要と認める方

(5) 町は、情報の漏えい防止のために、避難支援等関係者と覚書を交わす。

(6) 町は、避難行動要支援者名簿について、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう定期的に更新する。

(7) 町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を避難場所から避難所、あるいは一般の避難所から福祉避難所へ円滑に移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(8) ひとり暮らし高齢者及び重度身体障がい者等に対し、民生児童委員や福祉活動員からの通報並びに地域包括支援センターでの把握により、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応が図られるよう町地域包括支援センターにおいて緊急連絡カードを作成する。

(9) 避難行動要支援者及びその家族は、災害時にその安否を連絡できるよう、町役場はもちろんのこと、近隣の住民、県外の連絡先、近隣の社会福祉施設、障がいのある人の団体等とのつながりを保つよう努める。また、避難行動要支援者の近隣の住民は、日頃から避難行動要支援者に関する情報を把握しておくよう努める。

4 福祉避難所の確保

平時から福祉避難所の対象となる要配慮者の現況把握に努め、全ての対象者の入所が可能となることを目標に、福祉避難所として利用可能な施設の把握及び福祉避難所の指定を行う。その際、町は、小・中学校や公民館等の避難所に介護や医療相談を受けることができるスペースを確保した地域における身近な福祉避難所や、老人福祉施設や障害者支援施設などと連携し、障がいのある人などに、より専門性の高いサービスを提供できる地域における拠点的な福祉避難所の指定を行う。また、難病患者に対しては、県、周辺市町と連携し、避難所の確保に努める。

さらに、町は、福祉避難所の指定に当たっては、施設管理者と連携し、福祉避難所とし

て機能するために、プライバシーへの配慮など要配慮者の心身の状態に応じ、必要な施設整備や物資・器材の備蓄や業務継続計画（BCP）の策定を行うとともに、その所在や利用対象者の範囲等を要配慮者を含む地域住民に周知するよう努めるものとする。

5 避難行動要支援者の避難誘導體制の整備

町は、福祉関係部局、防災関係部局、自主防災組織、福祉関係者等との連携の下、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な避難支援計画（「避難支援プラン」）の整備に努める。

また、町は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。

6 生活の支援等

（１）町は、災害時において、要配慮者に対する福祉避難所等にかかる情報提供等、支援が迅速かつ的確に行われるよう次の事項を含む避難計画及び避難支援プランを作成する。

ア 要配慮者に係る情報伝達、安否確認、避難誘導並びに必要な支援の内容の把握に関する事項

イ ボランティア等生活支援のための人材確保に関する事項

ウ 要配慮者の特性等に応じた情報提供に関する事項

エ 外国人の特性に応じた言語や生活習慣への対応に関する事項

オ 特別な食料（柔らかい食品、粉ミルク、アレルギー対応食品等）を必要とする者に対する当該食料の確保・提供に関する事項

カ 避難所・居宅への必要な資機材（車いす、障がい者用トイレ、ベビーベッド、ほ乳びん等）の設置・配布に関する事項

キ 避難所・居宅への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談等に関する事項

ク 避難所又は在宅の要配慮者のうち、福祉避難所や社会福祉施設、高齢者福祉施設、医療機関、児童福祉施設等への第2次避難を要する者についての当該施設への受け入れ要請に関する事項

（２）町は、要配慮者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生児童委員、生活支援サポーター、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。

（３）住民は、自治会、民生児童委員、福祉活動員、地域のNPO団体等の活動を通じて、要配慮者を支援できる地域社会の醸成に努める。住民は、日頃から社会福祉施設等で積極的にボランティアとして活動するなど、要配慮者の生活についての知識の修得に努める。

第6節 防災対策の整備・推進

第1 防災に関する調査研究の推進

1 調査研究体制の確立

台風や大雨等の自然災害は、広範な分野にわたる複雑な現象で、かつ、地域的特性を有している。また、火災や爆発等の事故災害は施設の実態に大きく関係する。これらの防災に関する調査研究は、関係機関の密接な連携のもとに、地域の特性や施設の実態等を考慮して実施することにより、地域防災計画の効率的推進を図る。

また、平常時から自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かす。

なお、収集した情報を的確に分析整理するため、必要に応じ専門家の意見を活用できるように努める。

2 重点を置くべき調査研究事項

(1) 危険地域の実態把握

法による災害危険地域の指定を受けた地域の現地調査を実施するとともに、その他の危険地域についてもその実態を把握する。

ア 水害危険地域（内水氾濫等浸水地域）の把握

イ 地すべり危険地域の把握

ウ 急傾斜地崩壊危険地域の把握

エ 雪崩危険地域の把握

オ 火災危険地域の把握

カ その他災害危険地域の把握

(2) 危険地域の被害想定

災害時において、迅速・的確な災害対策が実施できるよう、県が関係機関等と共同して実施調査を行った結果及び過去に受けた災害状況から被害想定を行うとともに、実態の変化に即した適切な見直しを行う。

また、土砂災害危険個所の危険度を応急的に判断する技術者の養成及び事前登録などの活用のための施策等を推進する。

3 防災研究成果の活用

国、県等で実施した防災に関する研究成果等を踏まえ、防災対策の向上を図る施策を実施するとともに、町等防災関係機関及び関係者に周知し、防災体制の充実強化を図る。

また、住民等の防災対策の向上に有効な研究成果については、積極的に啓発を図る。

第2 緊急物資等の整備

1 物資の備蓄・調達

町及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃

料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておく。

2 体制の整備

町及び県は、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。なお、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

また、災害の規模等に鑑み、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図る。

3 被災地支援に関する知識の普及

町及び県は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

第3 公共用地等の有効活用

町及び県は、避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地・国有財産の有効活用を図る。

第4 被災者等への的確な情報伝達活動

- 1 町及び県は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努める。
- 2 町及び県は、報道機関に加え、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディアやワンセグ放送等を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。また、要配慮者、災害により孤立する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。
- 3 町及び県は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。
- 4 町、県及び放送事業者等は、気象、海象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

第5 災害救助基金等の整備

災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）第37条の規定により、同法第36条に規定する災害救助に要する費用支弁の財源に充てるため、災害救助基金の積み立てを行う。

第 2 章

災害応急対策計画

第 1 節 防災組織

第 1 防災組織・防災体制

1 町の活動体制

災害応急対策を円滑に展開するため、町は次の事項を中心に、マニュアル性も考慮しつつ、対策内容を点検・整備の上、明示する。

なお、災害応急活動の実施に当たっては、その総合的推進に努めるとともに、時系列的な側面から重点的に実施すべき事項を的確に把握し、対処することが必要である。

こうした観点から、災害応急対策の主な流れを示すと次のとおりである。

時間経過	災害応急活動体制	災害応急活動内容
初動対策 (発災後3日程度)	職員初動マニュアルに基づく非常配備体制により活動する。 ・災害（警戒）対策本部の設置 ・災害対策要員の確保 ・被害情報の収集・伝達体制 ・通信手段・情報網の確保 ・防災関係機関との連携体制	・災害情報の収集・提供、広報活動の実施 ・災害救助法の適用 ・人命救出・救助活動、救急医療活動の実施 ・消火・水防活動等被害拡大防止活動の実施 ・要配慮者等の安全確保対策の実施 ・避難対策の実施 ・食料、物資の供給、応急給水の実施 ・ライフライン応急対策の実施 ・交通規制等交通の確保対策の実施 ・緊急輸送路の確保等、緊急輸送対策の実施
（発災後4日程度以降） 緊急対策	平常時の勤務体制を基本とし、災害の規模、態様及び時間経過に応じた対応体制の整備を図る。	・各種相談窓口の設置 ・被災者への生活救援対策の実施 ・災害ボランティアの受入環境整備 ・町外からの支援受入体制整備 ・土木施設応急復旧の実施 ・感染症対策等保健・衛生対策の実施 ・遺体の火葬等の実施 ・学校における教育機能回復等の教育対策の実施
1週間程度以降 応急対策（発災後）		・応急仮設住宅建設等住宅確保対策の実施 ・がれき、ごみ処理対策等廃棄物対策の実施 ・被災者のこころのケア等精神医療対策の実施

2 防災体制の種類と基準

災害の発生が予測される場合又は災害が発生した場合において、防災活動を推進するため、町は、以下に従って防災体制をとる。

(1) 配備基準

種 別	時 期	内 容
注意体制 1	1 美咲町に大雨注意報又は洪水注意報が発表された場合。 2 上流に洪水注意報が発表され、河川水位の上昇が認められるとき。 3 河川水位が水防団待機推移に達し、なお上昇が認められるとき。	全員自宅待機とし、状況により更に上位の体制に迅速に移行しうる体制とする。 業務内容 自宅待機職員は、常に連絡が取れる状態にし、気象情報に注意する。
注意体制 2	1 美咲町に大雪警報が発表されたとき。 2 住民から災害に関する報告を受けた場合等、危機管理上必要と認められる場合。 (くらし安全課指示)	職員を配備し、主として情報収集及び連絡活動を行い、状況により更に上位の体制に迅速に移行しうる体制とする。 業務内容 電話対応、情報収集、情報発信等庁舎内勤務
警戒体制	1 美咲町に暴風、大雨、洪水又は暴風雪の各警報の一つ以上が発表されたとき。 2 河川水位がはん濫注意水位に達し、なお上昇が認められるとき。 3 局地豪雨、豪雪、大規模な火事、爆発その他重大な災害等事故が発生又は、発生のおそれがあるとき。 4 美咲町に震度4の地震が発生したとき。 5 美咲町に長周期地震動階級3が発令されたとき。	所要人数を配備し、情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急措置を実施するとともに、状況により更に上位の体制に迅速に移行しうる体制とする。 町長又は本部長(副町長)の指示により災害警戒本部を設置する。 業務内容 注意体制業務に加え、現地確認等 ※作業が必要な場合は、担当課へ連絡。
特 別 警戒体制	1 上記警戒体制の2つ以上の警報が発令、又は、発令が予想、及び、次の発表があったとき。 (1) 美咲町が台風の12時間後進路予報円内に入り、相当規模の災害が発生するおそれがあるとき。 (2) 集中豪雨が予想されるとき。 (3) 河川水位が避難判断水位を超え、さらに上昇するおそれがあるとき。 2 美咲町に暴風、大雨、暴風雪又は大雪の各特別警報の一つ以上が発表されたとき。	情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い、直ちに非常体制に切り替える体制とする。 ※1班体制で職員の不足が生じる場合は、2班体制、担当課職員の応援を検討する。 ※災害対策本部については、気象の状況、災害発生の可能性等を考慮し、早期設置を検討する。 ※緊急初動員は、本来の職員が特別警戒体制につくまでの間、情報収集などの体制をとる。

種 別	時 期	内 容
	3 その他相当規模の災害が発生し又は発生するおそれがあり、町長の指示があったとき。 4 美咲町に震度 5 弱の地震が発生したとき。 5 美咲町に長周期地震動階級 4 が発令されたとき。	町長又は本部長（副町長）の指示により災害警戒本部を設置する。 業務内容 注意、警戒体制業務に加え、避難所対応、現地対応等災害への対応
非常体制	1 町長が町内の災害対策を実施するため、災害対策本部の設置について必要と認めたとき。 2 美咲町に震度 5 強以上の地震が発生したとき。	災害対策本部を設置し、本部長は副本部長、各班長を招集して、総合的かつ一元的体制のもとに、災害予防の措置及び災害応急対策に対処する体制とする。

3 配備の要領

(1) 配備の連絡

ア 勤務時間中における配備の連絡

くらし安全課長は、防災体制をとったときは、関係課等の長に対し配備決定の指示を行うとともに、庁内放送等により、全職員に対してその旨を連絡する。

くらし安全課長は、消防団にこの旨を連絡する。

イ 勤務時間外及び休日における配備の連絡

〈配備前における連絡〉

- ・ 当直員は、県等から本計画に定める配備体制に該当する注意報、警報等の通報があった場合には、くらし安全課長及び関係課等の配備職員に連絡する。
- ・ 配備職員は、招集の通知を受けたときは直ちに登庁し、登庁した旨をくらし安全課長及び所属課等の長に連絡するとともに、所定の業務に着手する。
- ・ 配備職員は、勤務時間外において災害が発生し、また発生のおそれがあることを知ったときは、関係者からの連絡、テレビ、ラジオ等に留意するとともに、進んで関係方面に連絡をとり、所定の配備につく。

〈配備中における連絡〉

- ・ 非常体制への移行
- ・ くらし安全課長は、配備課長及び他のすべての課長に非常体制をとる旨の連絡をする。
- ・ 各課長は、各職員に連絡をとり登庁を指示する。

ウ 連絡方法

電話、無線、電報、使者等迅速かつ確実な方法により連絡する。

特に緊急配備を必要とするときは、庁用自動車により、配備職員の所在場所から、配

備場所へ移行するなどの措置をとる。

(2) 体制の解除

注意体制又は警戒体制の原因となった気象予警報が解除されるなど災害発生のおそれなくなったときは、総務課長は、関係者と協議のうえ注意体制及び警戒体制を解除するとともに、関係課等の長及び消防団へこの旨を連絡する。

4 活動の基準

(1) 注意体制・警戒体制下の活動

注意体制・警戒体制における所掌事務は次によるものとする。

	所 掌 事 務
本庁	1 気象情報の収集、伝達に関すること。 2 電話交換及び岡山県防災行政無線の運用に関すること。 3 中央地域における被害情報等のとりまとめに関すること。 4 中央地域における被害等の岡山県への発生通報に関すること。 5 美咲町内の災害状況の総合的把握に関すること。 6 本庁内の総合調整に関すること。 7 現地における災害応急対策に関すること。
総合支所	1 気象情報の収集、伝達に関すること。 2 電話交換及び岡山県防災行政無線の運用に関すること。 3 旭地域又は柵原地域における被害情報等のとりまとめに関すること。 4 旭地域又は柵原地域における被害等の岡山県への発生通報に関すること。 5 総合支所内の総合調整に関すること。 6 現地における災害応急対策に関すること。

(2) 特別警戒体制下の活動

資料編 ○特別警戒体制における所掌事務

P. 資 31

(3) 非常体制下の活動

資料編 ○班の編成及び所掌事務

P. 資 32

第2 美咲町災害対策本部

1 基本方針

町長は、町域の全部又は一部に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害予防及び災害応急対策を実施するために必要であると認めるときは非常体制とし、町本部を設置する。

2 実施内容

(1) 町本部の設置又は廃止

ア 設置の手続き及び基準

町本部の設置にかかる町防災会議の意見については、会長（町長）の専決処分を認めることとし、おおむね次の基準とする。

気象災害の場合	その他の災害の場合
① 県下に気象業務法に基づく暴風雨、暴風雪の警報が発表され大規模な災害の発生が予測されるとき。 ② 上記警報の発表の有無にかかわらず、局地的豪雨等により現に災害が発生し、その規模及び範囲等の状況から必要と認めたとき。	① 町内に大規模な火災又は爆発が発生し、特にその対策を要するとき。 ② 町内に放射性物質の大量の放出又は多数の死傷者を伴う交通事故その他の重大な事故が発生し、特にその対策を要するとき。 ③ その他災害救助法による救助を適用する災害が発生したとき。

イ 町本部廃止の基準

町長は、町の地域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、町本部を廃止する。

ウ 設置又は廃止の公表

町本部を設置、又は廃止したときは公表するとともに、美作県民局等関係機関に通知する。

(2) 町本部の任務

町本部は、災害対策の推進に関し、総合的かつ一元的体制を確立するとともに、本計画の定めるところにより、美咲町防災会議と緊密な連絡のもとに次に掲げる災害予防の処置及び災害応急対策を実施する。

ア 災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。

イ 災害対策の連絡調整及び広報に関すること。

ウ 水防その他災害の応急対策に関すること。

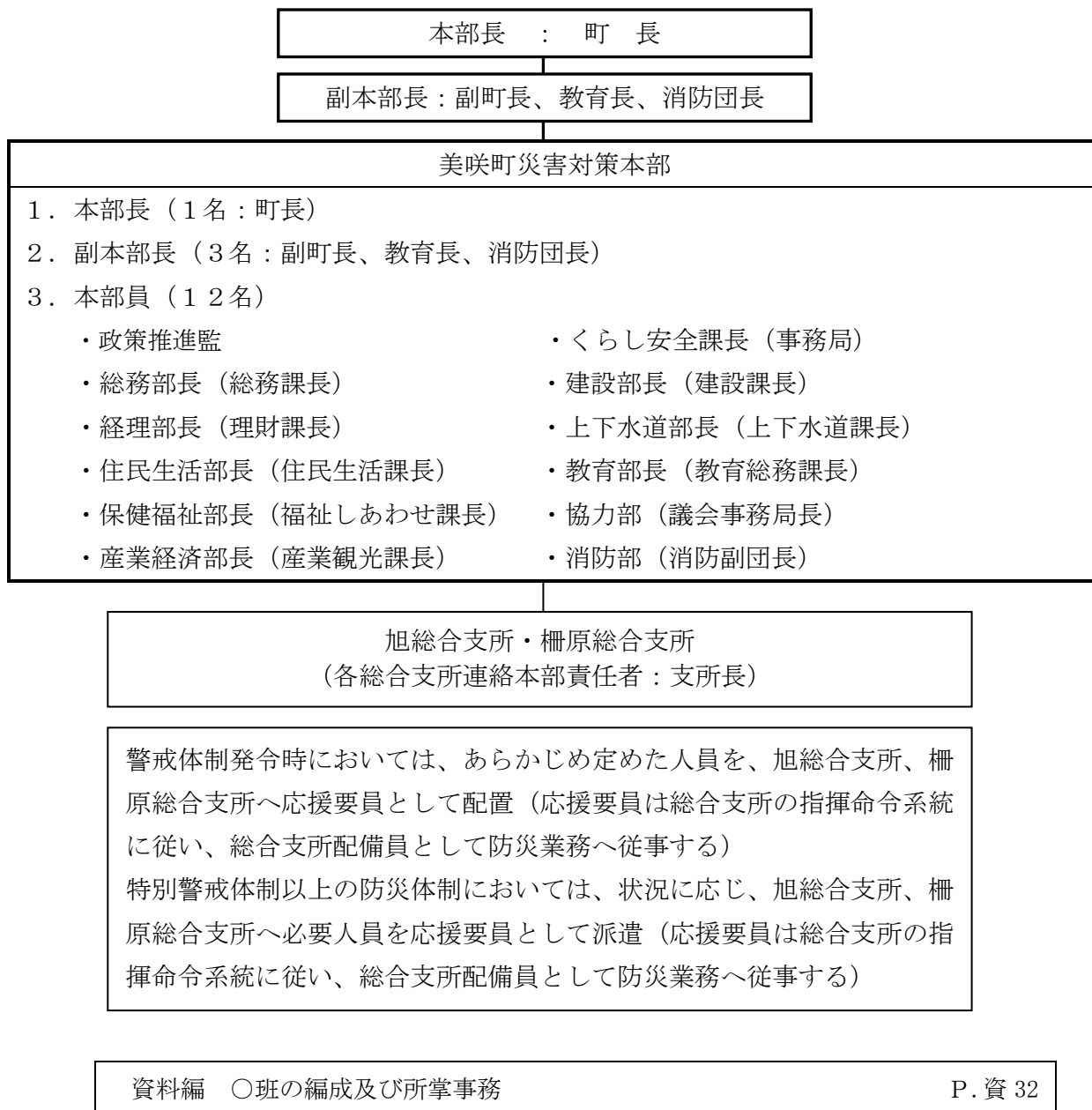
エ 災害救助その他の民生安定に関すること。

- オ 被災地の清掃及び防疫その他保健衛生に関すること。
 - カ 応急教育に関すること。
 - キ 交通及び輸送に関すること。
 - ク 施設及び設備の応急の復旧に関すること。
 - ケ その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための処置に関すること。
- (3) 町災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成等を行うとともに、必要に応じ、関係地方行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努める。

また、町災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

(4) 町本部の組織

町本部の組織は下図のとおりである。



(5) 本部の設置位置

町本部は、美咲町役場に置く。ただし、役場が被災し、著しい損傷を受け使用できない場合は、代替施設は「生涯学習センター」とする。

(6) 本部会議

本部長は、町本部の運営並びに災害対策の推進に関し、協議するため町本部を設置したとき及びその後必要の都度本部会議を招集する。

ア 本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。

イ 本部会議の協議事項は、おおむね次のとおりである。

(ア) 本部体制の配備及び廃止に関すること

(イ) 重要な災害情報、被害状況の分析及びこれに伴う対策の基本方針に関すること

(ロ) 自衛隊の災害派遣要請に関すること

(ハ) 災害対策の重要な連絡及び総合調整に関すること

ウ 本部会議の庶務は、総務課が担当する。

(7) 本部室の設置と運営

ア 本部室の設置

町本部が設置されたときは、本部会議の庶務、町本部の総括的業務を処理するために本部室を置く。

本部室は、本部長が別に定める場所に設け、その運営管理は、総務部が担当する。

イ 幹部の常駐

本部長は、必要と認めるときは、副本部長又は部長の中から指名して本部室に常駐させる。

ウ 本部連絡員の配備

各部長は、災害の種類に応じて本部連絡員を指名し、本部室に出向させ、災害情報の把握整理、各部に対する連絡・通報、部外防災関係機関との連絡調整等の活動に当たらせる。

エ 防災関係機関は、必要に応じ、連絡員を本部室に派遣する。

第3 災害対策現地連絡調整本部

1 基本方針

町長は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県、警察、他の地方公共団体、公共的団体、医師会、企業体等の各種機関の応援を受けて災害応急対策を実施する場合は、各機関が有機的な関連をもって、役割と分担を明確にし、有効に防災活動を実施するため、災害対策現地連絡調整本部（以下連絡調整本部という。）を設置する。

連絡調整本部を設置すべき機関以外の機関が連絡本部の必要を認めたときは、災害応急対策責任者にその旨を申し出る。

2 実施内容

(1) 設置機関

ア 町長

主として陸上災害の場合

イ 県知事

2以上の市町村にわたる主として陸上の大災害の場合

ウ 空港事務所長

主として航空事故の場合

エ 西日本旅客鉄道株式会社岡山支社長又は指定する者

西日本旅客鉄道等の事故の場合

オ その他機関の長

上記以外の機関の管理に属する施設等にかかる災害又は事故の場合

(2) 構成機関

災害応急対策の実施に当たる機関の長、又は災害現地に出動した部隊の指揮者をもって構成し、各機関は積極的に参加するものとする。

(3) 連絡調整本部の長

設置機関の長又はその指名する者が本部の長となる。

本部の長は、連絡調整本部を設置しようとするときは、関係機関にその旨を連絡するとともに、本部の所掌事務を統轄する。

(4) 設置場所

設置機関の事務所又は被災地付近の適当な場所

(5) 所掌事務

ア 災害応急対策を効果的に推進するための協議

イ 災害情報の収集、分析及び検討

ウ 総合的応急活動計画の樹立とその実施の推進

エ 各機関の活動の連絡調整

オ その他災害応急対策について必要な事項

(6) 各機関との関係

連絡調整本部で協議した応急対策は、各機関の責任のもとに実施するものであるから連絡調整本部の各構成員は、それぞれ所属機関の長又は災害対策本部長と密接な連絡をとり、応急対策の円滑な実施の推進に努める。

なお、各構成機関は、連絡調整本部に連絡員を派遣し、緊密な連携を保持する。

第4 複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めてお

く。現地対策本部についても、必要に応じて、同様の配慮を行う。

第2節 防災活動

第1 予報及び警報等

1 基本方針

災害の発生が予測される場合又は災害が発生した場合に、災害予防活動又は応急活動が万全になされるよう気象官署等から発表される予報及び警報等の発表方法、基準等について定める。

2 実施内容

(1) 予報及び警報等の種類と基準等

災害に際し、防災対策の実施のため防災関係機関及び住民に伝達すべき予警報等の種別は次のとおりである。

ア 気象警報注意報の発表基準

警報や注意報は、気象要素（雨量、風速など）が基準に達すると予想した区域に対して岡山地方気象台が発表する。ただし、被害の発生状況によっては、この基準にとらわれず運用することもある。

美咲町	府県予報区		岡山県	
	一次細分区域		北部	
	市町村等をまとめた地域		津山地域	
警 報	大雨	浸水害	雨量基準	1時間雨量60mm
		土砂災害	土壌雨量指数基準	114
	洪水		雨量基準	1時間雨量60mm
			流域雨量指数基準	吉井川流域＝40、旭川流域＝45
			複合基準	－
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	24時間降雪の深さ30cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	

注意報	大雨	雨量基準	1 時間雨量40mm
		土壌雨量指数基準	91
	洪水	雨量基準	1 時間雨量40mm
		流域雨量指数基準	吉井川流域＝32、旭川流域＝36
		複合基準	—
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	24時間降雪の深さ10cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度35%で実効湿度60%	
	なだれ	①積雪の深さ20cm以上あり降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温12℃以上又はかなりの降雨* ¹	
	低温	最低気温－3℃以下* ²	
	霜	4 月以降の晩霜 最低気温2℃以下	
	着氷		
	着雪	24時間降雪の深さ：平地 10cm以上、山地 30cm以上 気温：－1℃～3℃	
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	100mm

*¹ 気温は岡山地方気象台、津山特別地域気象観測所の値。

*² 気温は岡山地方気象台の値。

イ 気象等の情報

台風、大雨、竜巻等突風、その他の異常気象について、岡山地方気象台が刻々と変わる状況や、これらの推移を具体的に説明するため随時発表するものである。台風情報、大雨情報、竜巻注意情報、岡山県の記録的短時間大雨情報、その他の情報の種類がある。

ウ 土砂災害警戒情報

法及び気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、大雨により土砂災害発生の危険度が高まったとき、岡山県と岡山地方気象台が厳重な警戒呼びかけの必要性を協議のうえ、共同で発表するものである。

エ 土砂災害緊急情報

土砂災害防止法（平成12年法律第57号）に基づき、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水、地滑りによる重大な土砂災害の急迫している状況において、国又は県が緊急調査を実施し、被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を発表するものである。

オ 水防警報

水防法（昭和24年法律第193号）に基づき、国土交通大臣若しくは知事が指定する河川、湖沼において、洪水による被害の発生が予想されるとき、岡山河川事務所長又は関係県民局長が水防活動を行う必要があると認めて発表するものである。

カ 火災気象通報

消防法（昭和23年法律第186号）に基づき、岡山地方気象台が気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を通報するものである。

キ 火災警報

岡山地方気象台の発表した火災気象通報に基づき、町長が必要に応じて発令するものである。

第2 通信連絡

1 基本方針

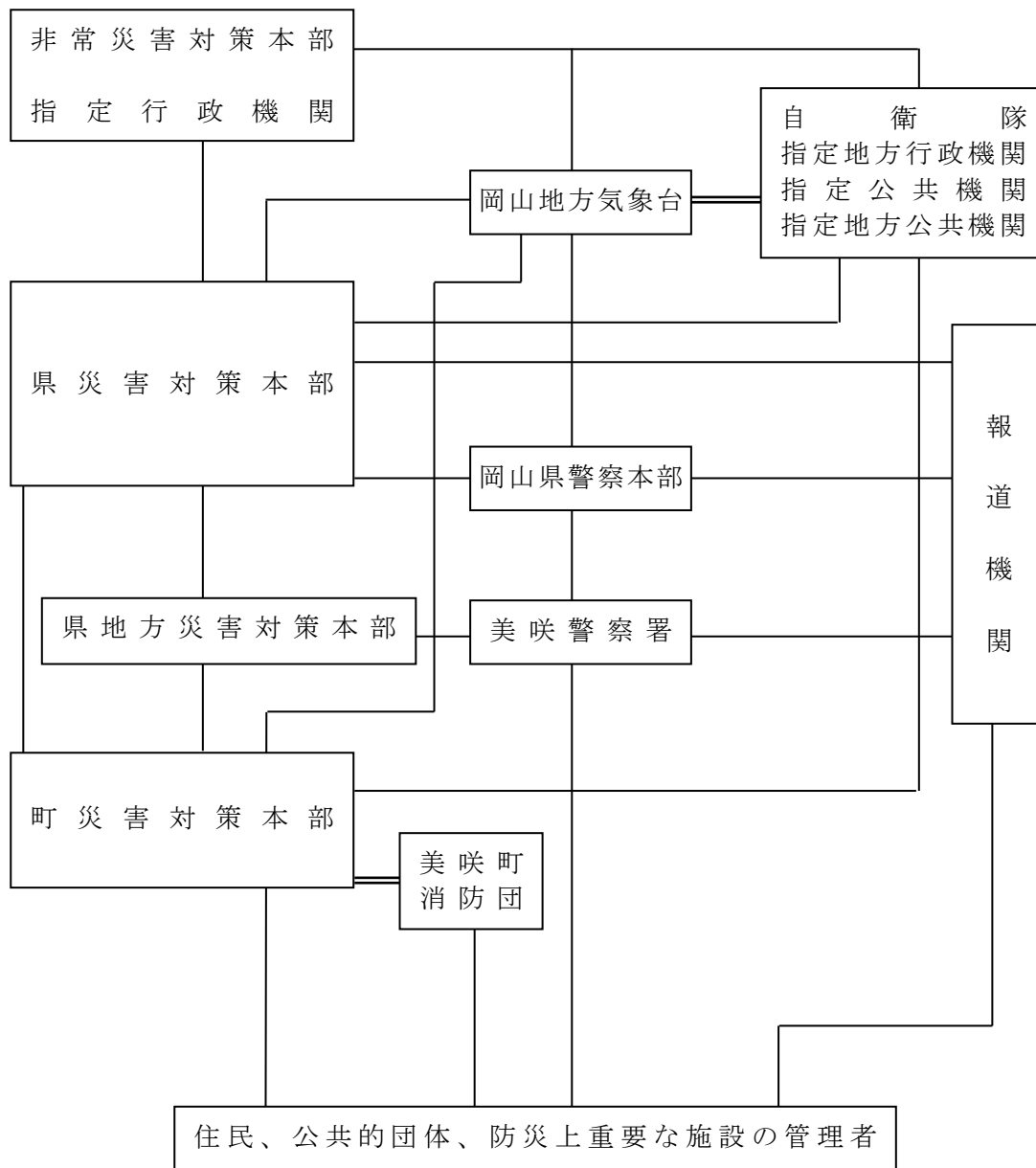
災害時における各機関相互の通信連絡は、迅速かつ円滑に行う必要があるので、通信窓口及び連絡系統を明確にするとともに、非常の際の通信連絡の確保を図る方法等について定める。

2 実施内容

(1) 通信連絡系統の整備

各機関は、通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう有線及び無線を通じた通信連絡系統を整備しておく。

〈災害情報相互連絡関連図〉



(2) 非常通信手段

災害予警報の伝達、通報又は被害状況の報告及び各種情報の連絡は、次に示す通信施設により、速やかに行う。

- ア 一般加入電話及び携帯電話
- イ みさきネット
- ウ 告知放送
- エ 岡山県防災行政無線（衛星系を含む）
- オ 岡山県警察有線電話
- カ 岡山県警察無線
- キ 津山圏域消防組合無線
- ク 非常通信協議会会員の無線電話

(3) 災害時の運用

災害時における通信の運用は、以下のとおりとする。

- ア 県下到大雨、洪水注意報又は、大雪警報の一つ以上が発表されたとき。
- イ 県下到大雨、洪水、暴風雪の各警報の一つ以上が発表されたとき。
- ウ その他の状況により県知事が警戒体制を命じたとき。

(4) 電話及び電報の優先利用

各機関は、災害時の警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話及び電報を優先利用し、又は他機関の専用電話を利用することができる。

ア 一般電話及び携帯電話

災害時優先電話の承認

各機関は、災害時における非常通信・重要通信の迅速、円滑な実施を図り、かつ、輻輳を避けるため、災害時優先電話をあらかじめN T T西日本事業所又はN T Tドコモ岡山支店に申請し、承認を受ける。

イ 電報

前項(ア)の災害時優先電話から発信することにより次の電報を優先利用することができる。

(ア) 非常電報

天災、事故その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報は他の電報に優先して伝送及び配達される。

(イ) 緊急電報

非常電報以外の公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報は非常電報の次に優先して伝送及び配達される。

(5) 専用通信施設の使用

天災、地震その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、通常の通信ができないとき、又は困難なときは、他の機関の設置する専用通信施設を使用して通信の確保を図る。

ア 一般的な利用

災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な通信の用に供するときは、警察、J R西日本、自衛隊、地方建設局、県、美咲町、電力会社、有線放送電話等の専用通信施設を使用することができる。

イ 災対法の規定に基づく使用

県知事、町長、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長が行う防災に関する通知、要請、伝達又は警告は、緊急かつ的確を期する必要があるため、災対法の規定により通信の確保を図る。

ウ 災対法の規定に基づき町長が使用者となる場合

(6) 非常無線通信（電波法第52条、第74条、同法施行規則第37条）

無線局は、地震、台風、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに、人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のためには、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項（放送する無線局については放送事項）の範囲を超えて運用できるので、この制度を活用して通信の確保を図る。

ア 非常無線通信の運用

災害時において、有線通信が途絶した場合又は自己の無線局が不通になった場合は、最寄りの無線局に非常無線通信を依頼し、通信する。

この場合において、通報（非常通報）の内容は次に掲げるもの及びこれに準用する。

(ア) 人命の救助に関するもの

(イ) 災害予警報（主要河川の水位に関する通報及び土砂災害警戒情報を含む。）及び災害の状況に関するもの

(ウ) 緊急を要する気象、地震等の観測資料

(エ) 非常通信の実施に関する総務大臣の指令及びその他の指令

(オ) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急処置に関するもの

(カ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの

(キ) 非常災害時における緊急処置を要する犯罪に関するもの

(ク) 遭難者救護に関するもの

(ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道運輸に関するもの

(コ) 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急処置に関するもの

(サ) 災害救助対策実施機関相互間に発受する災害救助その他緊急処置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの

(シ) 法及び災害救助法に基づき、県知事からの医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令及び職員の災害派遣の要請に関するもの

(ス) 法及び災害救助法に基づき、県知事又は町長が発する通知、要請、伝達又は警告その他緊急処置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達配分、輸送に関するもの

イ 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常無線通信を実施すべきか否かを判断の上、発信する。

ウ 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。非常通信協議会では、防災行政用無線局が

被災し、あるいは有線通信が途絶し、利用することができないときを想定して、他機関の自営通信システムを利用した「地方通信ルート（市町村と県を結ぶルート）」を策定している。これらのルートによる非常通信を行うに当たっては、あらかじめマニュアル等を作成しておくものとする。

エ 利用者の心得

非常通信を利用する場合、依頼者は、被依頼者側においてその通信の取扱いが便宜であるよう心がけなければならない。

(7) 非常通報の発信を行う無線局及び移動無線局の派遣等

ア 非常通信の発信

非常通報の発信は、非常通信協議会所属の無線局及びいずれの無線局からも発信できる。

イ 陸上移動無線局の派遣

非常災害発生時において、有線通信が利用できない状況にあり、かつ、付近に利用できる無線局が所在しない場合等に対処するため、岡山地区非常通信協議会は、無線局設置機関と協議して、所属の陸上移動無線局の派遣を処置する。

(8) 非常通信協議会

ア 目的

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又は利用することが著しく困難な場合の非常通信活動に当たるため非常通信協議会が結成されている。

イ 活動

構成員は、自ら又は県、町その他の防災関係機関の依頼により、本項(6)及び(7)に定める非常通信活動に従事する。

(ア) 災害広報資料の収集及び提出についての依頼

(イ) 住民に対する広報事項についての広報の依頼

(ウ) 被害状況及び応急対策の状況についての広報の依頼

(エ) 災害全般の情報提供についての依頼

第3 情報の収集・伝達

1 基本方針

気象予警報等の情報、被害状況報告その他災害に関する情報は、防災活動を円滑かつ的確に実施する上で不可欠であるので、災害情報の収集伝達の取扱い等について定める。

2 実施内容

町、国、公共機関等は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

(1) 災害情報の収集

災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集する。

ア 情報連絡員の通報

- (ア) 現地における災害の状況等を把握するため、本町を行政区単位に区分し、それぞれに複数の情報連絡員を置く。
- (イ) 情報連絡員は、自治会長、常会長等のうちから、常時連絡可能な者を選任する。
- (ウ) 情報連絡員は、災害が発生し又は発生するおそれがあるとき、若しくは注意体制下において、地区内の危険箇所の状況把握を行うとともに、随時巡回を行うなどして、地区内の災害状況の推移に注意し、常会長、消防団員等との連絡を密にし、情報を収集する。

イ 消防団関係

- (ア) 消防団員は、常時地区内の状況を把握するとともに、情報連絡員等との連絡を密にする。
- (イ) 災害が発生し又は発生するおそれがあるとき、若しくは警戒体制下においては地区内の危険箇所を巡回し、状況の把握及び情報収集を行う。
- (ウ) 災害が発生した場合又は通報を受けた場合は、その状況を調査し、直ちに所定の方法により総務課へ通報する。

ウ 情報のとりまとめ

- (ア) 各課等は、それぞれ所管事項に係る被害状況を収集、把握するとともに、随時総務課長へ連絡する。
- (イ) 総務課（総務部）は、情報連絡員、各課等、消防団、その他からの情報連絡を確実に受領、整理し、総務課長に報告するとともに、各課等の長に通報する。
- (ウ) 総務課（総務部）は、県美作県民局及び美咲警察署、津山圏域消防組合等と連絡を密にし、収集した情報を常時交換する。

(2) 関係機関への連絡

ア 発災直後において、町は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できたものから直ちに県へ連絡する。ただし通信の途絶等により県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡する。（消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合、町は県へ連絡するとともに直接消防庁へも連絡する。）

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡する。

- イ 県警察は被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。
- ウ 法第53条に基づき、町が県に報告できず、内閣総理大臣に報告すべき災害は次のとおりである。
- (ア) 町において町本部を設置した災害
 - (イ) 災害の状況及び社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる災害
 - (ウ) 上記になるおそれのある災害
- エ 報告は消防庁を窓口とし、連絡先は資料編に掲載してある。なお、この報告は消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付 消防災第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付 消防災第267号）により行う消防庁への報告と一体的に行う。

資料編 ○消防庁連絡先

P. 資 14

災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領に基づき消防庁へ報告すべき災害は、次のとおりである。

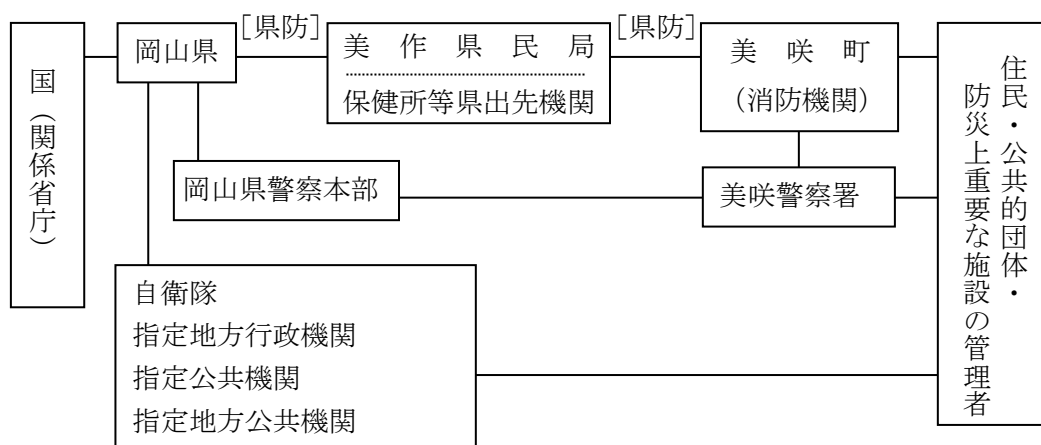
- (ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの
 - (イ) 県又は町が災害対策本部を設置したもの
 - (ウ) 災害が県域をまたがるもので本県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
 - (エ) 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
 - (オ) 災害による被害が当初は軽微であっても、今後上記に該当する災害に発展するおそれがあるもの
 - (カ) その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの
- オ 消防本部においては、災害時に119番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。
- カ 応急対策活動状況について、活動の状況、対策本部の設置状況、応援の必要性等を県に連絡する。

3 情報の収集・伝達系統

(1) 一般的な情報

積極的に職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するに必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

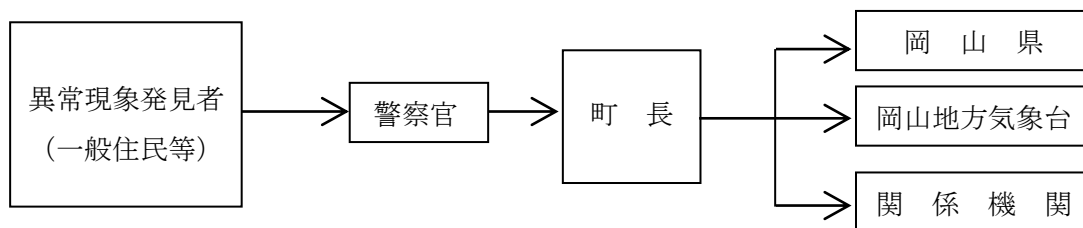
また、関係者からの問い合わせに対応できるよう人員の配置等の体制を整備する。



(注) [県防] は岡山県防災行政通信ネットワークの略称

(2) 異常気象時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長、警察官に通報する。通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に通報し、町長は、直ちに関係機関に通報する。



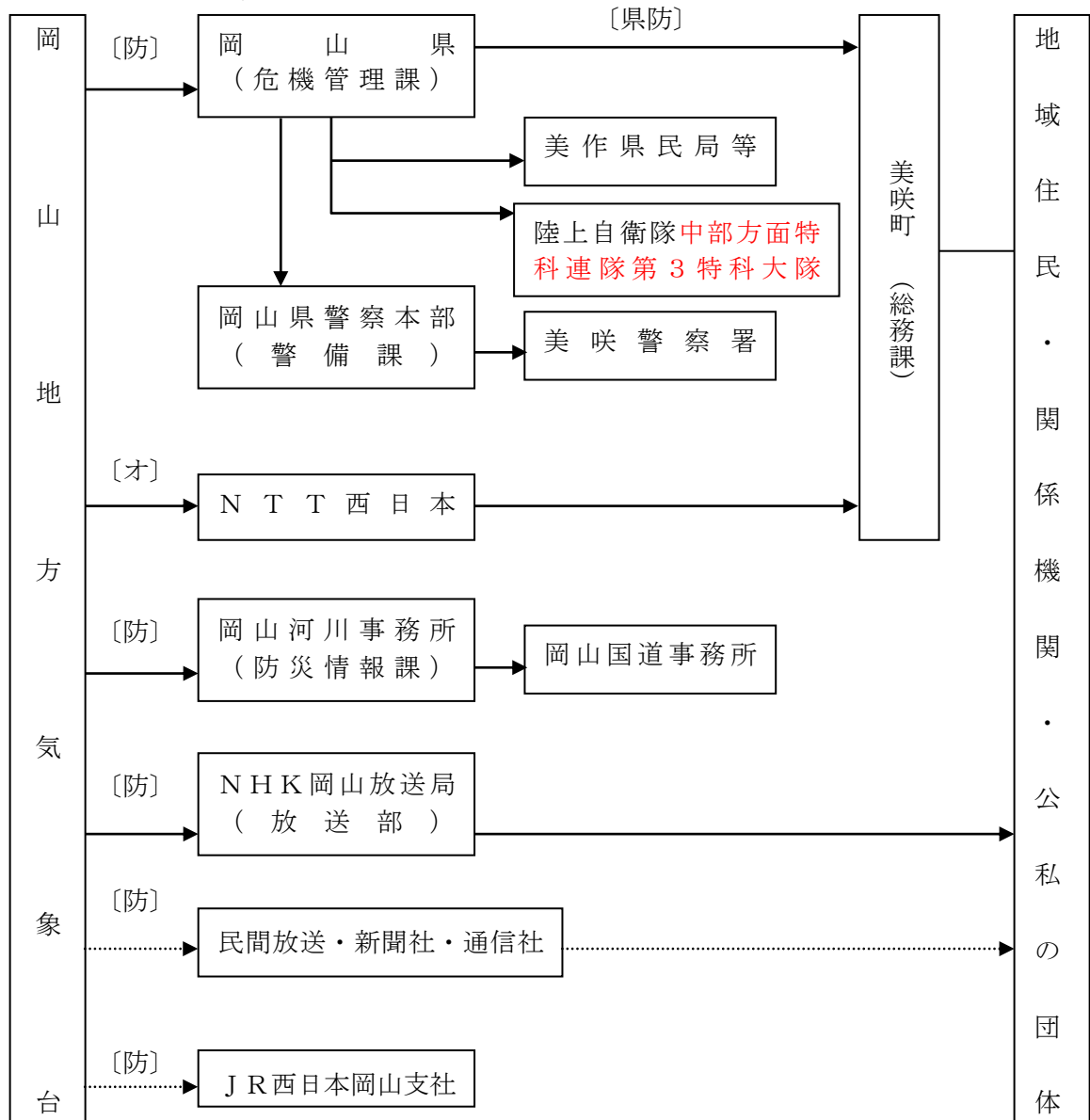
(3) 気象注意報・警報等の伝達

ア 気象注意報・警報等は、迅速かつ的確な伝達が必要であり、具体的にその方法、通報先等を定める。

イ 気象注意報・警報等は、法令又は町防災計画の定める系統で伝達するとともに、伝達の徹底を図るため申合せ等による系統によっても行う。

ウ 気象注意報・警報等の伝達系統は、次のとおりである。

(ア) 気象注意報・警報等の伝達系統



(注) ①実線は法に基づく伝達系統を、点線は申し合わせ等に基づく伝達系統を示す。

②県が町へ伝達する注意報・警報の種類については、別に定める。

③NTT西日本は、警報及び警報の解除のみを伝達する。

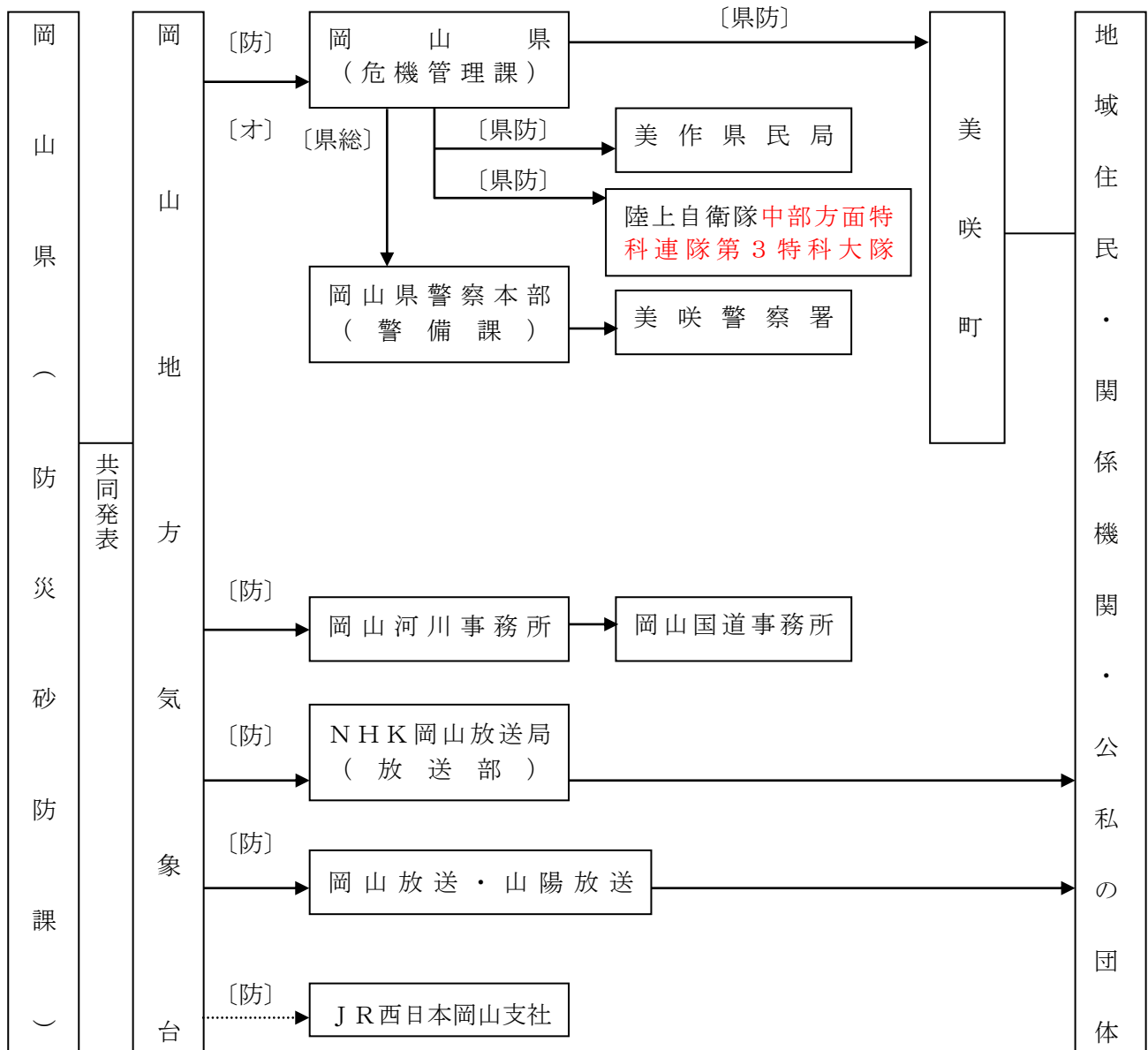
④気象等の情報の伝達は、この伝達系統に準ずる。

⑤陸上自衛隊中部方面特科連隊第3特科大隊へは、警報及び警報の解除（大雪警報及び波浪警報を除く。）のみを伝達する。

⑥〔 〕内は、通知方法を示す。〔防〕 防災情報提供装置〔オ〕 オンライン

〔県防〕 岡山県防災行政通信ネットワーク

(イ) 土砂災害警戒情報の伝達系統

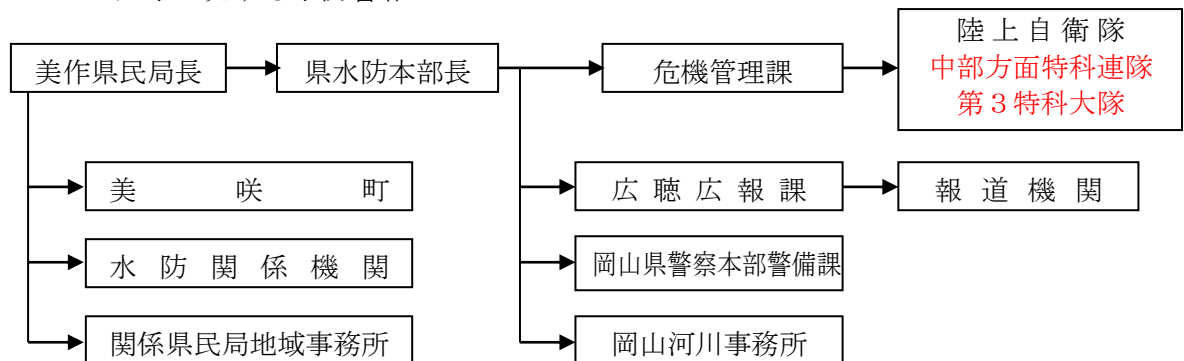


(注) ① 点線の伝達系統については、申合せ等により実施するものとする。

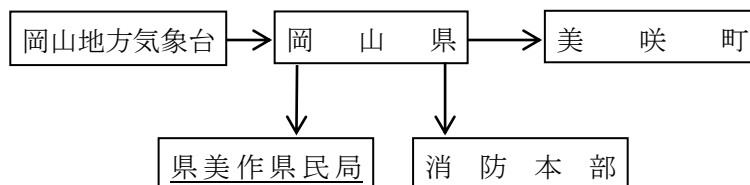
② [] 内は、通知方法を示す。[防] 防災情報提供システム、[オ] オンライン（アデス）、[県防] 岡山県防災情報ネットワーク、[県総] 岡山県総合防災情報システム

(ウ) 水防警報の伝達系統

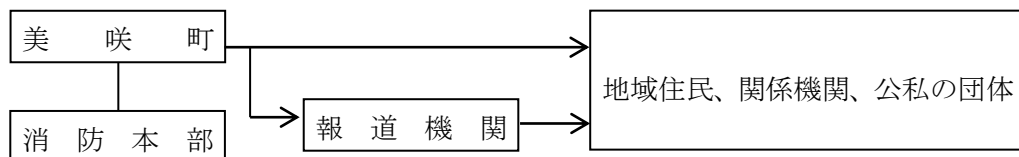
a 知事の発する水防警報



(エ) 火災気象通報の伝達系統



(カ) 火災警報の伝達系統



(4) 予警報の受入、伝達

ア 勤務時間内の受入、伝達

国、県等の各機関からの各種予警報、情報は、総務課（町本部設置時は、総務部）が受け、関係課等、消防団及び関係団体等に連絡するとともに、庁内放送等により全職員に周知させる。

イ 勤務時間外の受入、伝達

町本部設置前には、当直員が受信し、総務課長に連絡する。

総務課長は、配備の基準に該当する場合は、直ちに各配備職員に連絡する。

総務課長は、配備の基準に該当しない場合は、必要に応じ町消防団、関係団体へ連絡する。

町本部設置時には、総務部が受信し、関係課等へ連絡する。

ウ 一般住民への通報

住民に対する通報については、必要に応じ町消防団（分団）、情報連絡員、関係団体に連絡し、周知を図るとともに、総務部は広報車により周知を図る。

町消防団においては、各分団の分団長に連絡し、各分団長は、地域住民に周知させる。
総務部は、予警報、情報、通報等の受領伝達、その他の処理に関する取扱いの責任を明らかにし、かつ事後の参考に資するため予警報等受領伝達簿を作成する。

4 重要な災害情報伝達

関係機関は、次に掲げるところにより自己の所管する事項について、被害の発生及びその経過に応じ、逐次、電話等により速やかに伝達を行う。なお、災害応急対策完了後、速やかに文書により確定報告を行う。

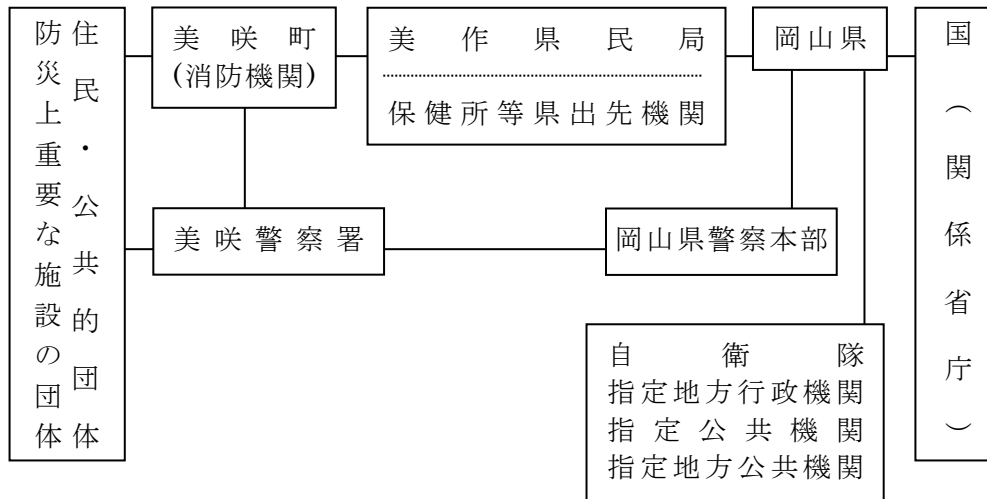
伝達の対象となる被害		伝達内容等
(ア)	被害発生状況等 被害、町本部の設置及び応急対策（全般）の概況	様式 1－1 及び 1－2 によること。
(イ)	人的被害・住家被害 避難状況・救護所開設状況	様式 2 によること。 様式 3 によること。
公共施設被害	(ウ) 河川被害 (エ) 海岸被害 (オ) 貯水池・ため池被害 (カ) 砂防被害 (キ) 治山被害 (ク) 港湾及び漁港施設被害 (ケ) 道路施設被害 (コ) 鉄軌道施設被害 (サ) 電信電話施設被害 (シ) 電力施設被害 (ス) ガス施設被害 (セ) 水道施設被害 (ソ) 下水道施設被害 (タ) 都市公園等施設被害 (チ) 公営住宅等被害	様式 4 によること。
その他	(ツ) 商工関係被害等 商工被害 観光被害	様式 5 によること。 様式 6 によること。
	(テ) 林野火災被害	様式 7 によること。

(注 1) 確定報告は、被害箇所数、被害額、被害地域名等について各関係機関の定める様式により行う。

(注 2) 特殊災害については、個別法に規定する様式とする。

〈伝達系統〉

災害に関する報告は、次の伝達系統により行う。



災害に関する報告は、岡山県災害報告規則（昭和30年岡山県、岡山県教育委員会規則第2号）に定めるもののほか本計画による。

(1) 報告の種類

ア 災害発生通報

災害が発生した場合、直ちに災害発生通報により報告する。

イ 災害速報

被害状況が判明次第、美咲警察署と相互連絡をとり、報告の正確を期し、逐次災害発生状況等により報告する。

ウ 被害状況報告

上記の速報後において、被害の全体がおおむね判明したとき被害概況報告により報告する。

エ 被害状況決定報告

被害の程度が確定したとき、災害発生状況等により報告する。

(2) 報告の実施

ア 災害発生通報の報告は、災害の種類に応じ、その事務を統轄する課等の長が、総務課長に報告するとともに、県（美作県民局）へ電話等により迅速に連絡し、事後必要に応じて文書で報告する。

イ 災害速報、被害概況報告の報告については、各課が災害発生にかかる被害状況を調査、把握し、判明次第逐次県へ報告する。この場合、少なくとも災害発生通報後2時間以内に災害速報第1報を報告する。

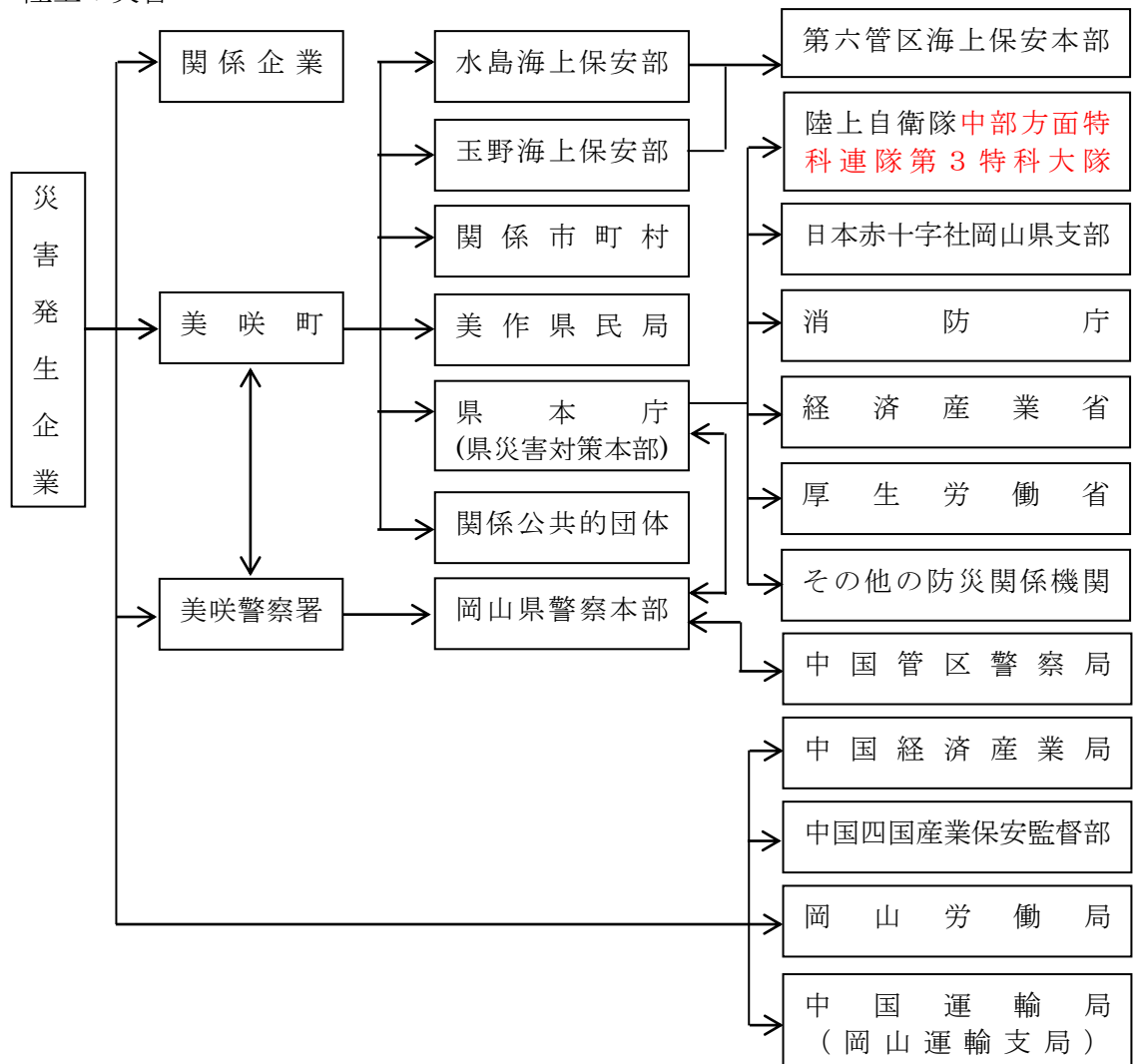
ウ 町本部が設置された場合は、総務班において、災害発生通報、災害速報を行うとともに、県本部との連絡を行う。

(3) 報告の系統

災害の種類	報告者	県報告系統機関		
		出先機関	本庁機関	最終受信者
災害発生状況報告等	総務課	美作県民局 (協働推進室)		危機管理課
人的被害、住家被害等	住民生活課 保険年金課 健康推進課 福祉しあわせ課	美作県民局 (健康福祉部)	保健福祉課	同上
河川被害	建設課	美作県民局 (建設部)	河川課 監理課	同上
貯水池・ため池被害	建設課	美作県民局 (農林水産事業部)	耕地課 農政企画課	同上
砂防被害	建設課	美作県民局 (建設部)	防災砂防課 監理課	同上
治山被害	産業観光課 建設課	美作県民局 (農林水産事業部)	治山課 農政企画課	同上
道路施設被害	建設課	美作県民局 (農林水産事業部) (建設部)	耕地課 治山課 農政企画課 道路整備課 道路建設課 防災砂防課 監理課	同上
水道施設被害	上下水道課	美作県民局 (健康福祉部)	生活衛生課 保健福祉課	同上
下水道施設被害	上下水道課	美作県民局 (建設部)	都市計画課 監理課	同上
商工に関する被害	産業観光課 久米郡商工会	美作県民局 (協働推進室)	産業企画課 観光課 経営支援課	同上

ア 事故災害に関する情報の収集及び伝達の系統

(7) 陸上の災害



イ その他の情報の伝達

各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して収集した被害状況等災害に係る情報については、内容を検討し、関係機関に伝達する。

第3節 災害広報及び報道

1 基本方針

災害時の混乱した状態においては、人心の安定、秩序の回復を図ることが重要であるので、災害の状態や災害応急対策の実施状況、安否情報など、住民等が必要とする情報の提供について定める。

2 実施内容

(1) 災害広報

ア 広報担当

- (ア) 災害の総合的な広報は、総務課（町本部設置時は総務部）が担当する。
- (イ) 総務課（部）以外の各課（部）等は、広報活動に必要な情報、資料を積極的に収集し総務課（部）に提出する。
- (ウ) 総務部は、班員を現地に派遣し、広報写真、状況の把握等の災害現地の情報収集に努める。
- (エ) 総務部は、とりまとめた資料に基づいて正確な情報を広報する。

なお、その際、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

イ 広報の方法

(ア) 報道機関による広報

災害関係の予警報をはじめ、対策活動、被害状況等重要事項を新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に発表し、迅速的確な報道について協力を得る。

- a 災害の発生状況
 - b 安否情報
 - c 地域住民のとりべき措置
 - d 避難準備情報、避難勧告又は避難指示の発令
 - e 災害応急対策の状況
 - f 道路情報
 - g 食料、生活必需物資等の供給状況
 - h ライフラインの復旧状況
 - i 医療機関等の情報
 - j 二次災害に関する情報
 - k 被災者生活支援に関する情報
 - l その他必要事項
- (イ) 報道機関に対する情報の発表方法は、以下のとおりである。
- a 発表者

報道機関に対する情報の発表は、原則として町本部総務班（総務課）が統一して行う。

b 発表場所

原則として役場庁舎とする。

c 発表時刻

時刻は、必要に応じ協議して定める。

d 資料の配布

必要に応じ図面、資料、写真等を配布する。

e 発表事項の掲示

発表と同時に、対策本部(室)前に発表事項を提示する。

(㊦) 広報車、広報紙による広報

町は、住民に周知徹底を図るため、広報車、広報紙により、迅速的確な広報を行う。

(エ) 広報資料の作成

具備しなければならない内容

a 時間（いつ）、場所（どこで）、主体（だれが）

b 対象（なにを）、理由（なぜ）、状態（どのように）

(㊧) 収集事項、収集内容

収 集 事 項	収 集 内 容
気象情報	(1) 情報の出所 (2) 情報発表の日時 (3) 情報の内容 (4) 住民の心構え及び対策
災害情報及び資料	(1) 情報の出所 (2) 災害発生の日時及び場所 (3) 被害の対象、範囲及び程度 (4) 被害発生経過
避難等の処置の状況	(1) 情報の出所 (2) 避難処置の実施者 (3) 避難した地域、世帯及び人員 (4) 避難先、避難日時 (5) 理由及び経過
消防機関 (水防団を含む。) 自衛隊等の出動状況	(1) 情報の出所 (2) 出動機関又は出動要請者 (3) 出動日時、出動対象及び目的 (4) 出動人員、指揮者、携行機械器具 (5) 経過

応急対策の情報及び資料	(1) 情報の出所 (2) 応急対策実施日時及び場所 (3) 応急対策の内容 (4) 実施経過及び効果
その他災害に関する各種処置の情報	(1) 情報の出所 (2) 処置の実施者 (3) 処置の内容、対象及び実施時期 (4) 実施理由、経過及び効果
美談などの災害関連情報	(1) 情報の出所 (2) 日時及び場所 (3) 内容及び経過 (4) 連絡先

(カ) 情報の整理

各経路、機関を通じて収集した事項、写真等を整理、調整する。この場合、内容に食い違い等が生じないように十分に注意する。

(2) 被災者に対する情報伝達広報計画

被災者への情報伝達については、新聞、ラジオ、テレビ等のマスコミを通じて、あるいは避難所への掲示、広報車等により行う。

特に、避難所避難者への情報伝達等については、避難所の維持管理責任者を窓口にし、避難所の自治組織を通じる等により伝達等を行う。

広報に当たっては、関係機関相互の連携を保ち、情報の混乱が生じないようにする。

必要により、県に広報の要請をすることとし、県の場合と同様に広報事項等について事前に定めておくものとする。

ア 避難所避難者への情報伝達等

町は、効果的な手段による避難者への情報伝達と避難者の情報へのニーズの把握に努めるため、次の事項を内容としたマニュアルを作成しておく。

(ア) 情報伝達・収集体制及び自治組織の関わり方

(イ) 本部との連絡方法の確保

(ロ) 本部等へ連絡すべき事項、連絡様式

(ハ) 避難所内に伝達する情報の内容、周知・伝達方法（放送設備利用、掲示、自治組織を通じる等）及び必要な様式

(ニ) その他必要事項

イ 地域情報ステーション

町は、広域のあらゆる情報やニーズを収集・管理し、関係機関や住民に情報を発信する地元密着型の地域情報ステーションを、必要に応じ被災地近傍に設置する。

ウ 避難者への安否確認への対応

町は、住民の安否情報を各避難所単位で収集し、町本部において一元的に管理して、専用窓口で一般住民からの安否照会に対応する等あらかじめその対応方法について定めておく。

なお、安否照会に対応には、業務に支障ができるのを避けるため、専用電話を設置するものとする。

エ 情報提供媒体に関する配慮

町は、被災者のおかれている生活環境等が多様であることから、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難場所にいる被災者に対しては、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるように努める。

オ 災害用伝言ダイヤル等の提供

西日本電信電話株式会社は、大規模な災害発生時には、通信設備の被災や輻輳により、通信が著しく困難となることから、被災地への安否確認等について、「災害用伝言ダイヤル（１７１）・災害用伝言板（Ｗｅｂ１７１）」の提供を行う。

カ 外国人向けの情報提供

町は、県が提供する外国人向けの災害に関する情報を受け、速やかに外国人に情報提供する。

キ 情報の提供及び報道への要請

町は、報道機関を通じて情報提供し、又は報道を要請するため、県と同様に情報内容、体制について整備しておくこととする。

なお、実際に情報提供し、又は報道要請するに当たっては、県本部と調整を図るものとする。

ク サイレントタイムの設置

町は、県の示した指針に沿って、サイレントタイム設置マニュアルを作成しておく。

第4節 デマ・パニック防止対策

1 基本方針

被災の町は、デマの発生防止対策及び解消対策を実施する。

2 実施内容

(1) 発生防止対策

ア 町は、被災地及び避難所等に定時的に張り紙、又は車両巡回による広報手段により、情報の提供、均一化を図る。

イ 報道機関の協力を得て情報の周知に努める。

(2) デマ解消対策

町は、デマの事実又は歪曲した内容の情報を入手した場合には、その時点の状況に応じた広報手段により、速やかに適切な措置を行う。

第5節 り災者の救助保護

第1 災害救助法の適用

1 基本方針

災害救助法の適用は、市町村の区域を単位として、住宅の滅失が一定規模以上であることと、多数の者が生命、身体に危険を受け、あるいは受けるおそれが生じた場合であること、被災者が現に救助を要する状態にあるとき、県知事が災害救助法を適用する。町長は、災害の被害が別に掲げる災害救助法適用基準に達したときは、県知事に災害救助法の適用を要請する。

2 実施内容

(1) 制度の概要

災害救助法による救助は、災害にかかった者の保護と社会秩序の保全を図るため、県知事が行い（法定受託事務）、町長がこれを補助する。

なお、県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に間する事務の一部を町長が行うこととすることができる。

救助の程度、方法及び期間に関しては、県知事が厚生労働大臣の定める基準に従って定めており、県及び町が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁する。ただし、町は一時繰替支弁する必要があることがある。

(2) 救助の本質

災害に際し、食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等により生活困難に陥った被災者に対し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的として、応急的かつ一時的な救助を行う。したがって災害復旧対策あるいは経済上の理由による生活困窮者に対する生活保護法に基づく保護とはその性格を異にするものである。

(3) 実施機関（災害救助法第2条、第30条、災害救助法施行令第23条）

県知事は、国の機関として、救助の実施に当たる。ただし、県知事が直接救助を実施することができないため救助に関する職権の一部を町長に委任したとき、また緊急を要し県知事による救助の実施のいとまがないときは、町長が行う。

(4) 災害救助法による救助の方法と実施者

災害救助法による救助の種類と実施者は、本計画の定めるところによる。

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置及び収容	7日	町
炊き出し及び食品の給与	7日	町
飲料水の供給	7日	町

救助の種類	実施期間	実施者区分
被服寝具及び生活必需品の給貸与	10日	町
医療及び助産救助	医療14日 助産7日	医療班の派遣：県本部、日赤 その他：町
学用品の給与	教科書1か月 文房具15日	町
災害にかかった者の救出	3日	町
埋葬救助	10日	町
生業資金の貸与	1か月	対象者選定：町 貸付：県本部
応急仮設住宅の建設	20日以内に着工	対象者敷地選定：町 建設：県本部又は町
住宅の応急修理	1か月	町
遺体の搜索	10日	町
遺体の処理	10日	町
障害物の除去	10日	町

(注)

- ① この実施区分は、計画上基本実施者を示したもので、実際の実施に当たっては、県本部実施分を町が、また町実施分を県本部等が実施することが適当と認められるときは、県本部長が実情に即して、決定する。
- ② 災害救助法の実施は、県知事が法的責任者であることはいうまでもないが、本計画による町本部の実施は、県知事の職務権限の委任及び町長の補助執行義務に基づいて行う。
- ③ 町は、救助を実施し、又は実施しようとするときは、県本部及び地方本部に報告又は連絡する。ただし、実施に当たって連絡し、その指示を得る暇がないときは、町限りで実施し、その結果を県本部に報告する。
- ④ 実施期間は、災害発生の日からの期限を示す。したがって、この期間内に救助を終了するようにしなければならない。

(5) 適用基準

ア 適用基準

災害救助法の適用基準は、町域の被害が以下の事項に該当する災害で、県知事が災害救助法による救助を必要と認めたとき。

- (7) 美咲町内において、住家の滅失した世帯数が50世帯以上あるとき。

- (イ) 被災世帯が相当広範囲な地域にわたり、県下の全滅失世帯数が1,500世帯以上の場合で前記の被災世帯数が25世帯以上に達したとき。
- (ロ) 被災世帯が相当広範囲な地域にわたり、県下の全滅失世帯数が7,000世帯以上に達した場合で、町域の被害状況が特に救助を必要とする状態であるとき。
- (ハ) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、被災者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合で、かつ多数の住家が滅失したものであるとき。
- (ニ) 多数の者が、生命若しくは身体に危害を受け若しくは受けるおそれが生じたとき。

イ 被害計算の方法等

- (ア) 住家の被害程度は、住家が滅失した世帯すなわち、全焼、全壊、流失等の世帯を標準とする。
- (イ) 住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については、滅失世帯の2分の1世帯とみなして適用基準の換算を行う。
- (ロ) 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不能となった世帯については、滅失世帯の3分の1世帯とみなして適用基準の換算を行う。
- (ハ) 適用基準の単位は、家屋の棟数又は戸数とは関係なく、世帯の数をもって計算する。
- (ニ) 飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活の本拠の所在地等総合的条件を考慮して実情に即した決定をする。
- (ホ) 災害種別については限定しない。したがって、洪水、震災等の自然災害であっても、火災等の人災的なものであっても差し支えない。

ウ 災害救助法の適用と救助の程度

災害救助法を適用した場合における救助の程度及び期間は、災害救助法施行細則（昭和35年岡山県規則第23号）による。

(6) 適用手続

ア 被害状況の把握

町長は、町内の被害が適用基準に達し、又は達する見込みのあるときは、直ちにその旨を県知事に報告する。

イ 被害の報告

適用基準に達する見込みがない地域であっても、他の地域との関連において救助を実施しなければならない場合もあるので、災害の状況に応じて被害報告を行う。

ウ 被害報告の内容

被災総数、人的被害、住家の被害及び非住家の被害

エ 適用時における町長の処置

災害救助法が適用された場合は、県知事からの委任に基づき、又は補助事務として救助を実施する。

災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに県知事に情報提供し、その後の処置に関して県知事の指示を受けるものとする。

災害救助法に基づく救助の実施に当たっては、完了までの間、日毎に救助の実施状況を整理しておくとともに、県知事に災害の状況を適宜情報提供をするものとする。

(7) 町と県との関係

ア 町長の実施する応急救助と災害救助法との関係

災害が発生し又は発生しようとしたときは、町長は、町防災計画の定めるところにより応急救助を実施するとともに、その状況を速やかに県本部長（地方本部経由）に報告する。実施した応急救助については、災害救助法を適用したときは、災害救助法に基づく救助として取扱い、災害救助法が適用されない災害にあつては、町単独の救助として処理する。

イ 救助の実施状況の報告

町長は、災害救助法に基づく救助を実施しようとし、又は実施したときは、救助日報により毎日その状況を、地方本部を経由して県本部長に報告する。

ウ リ災台帳の作成

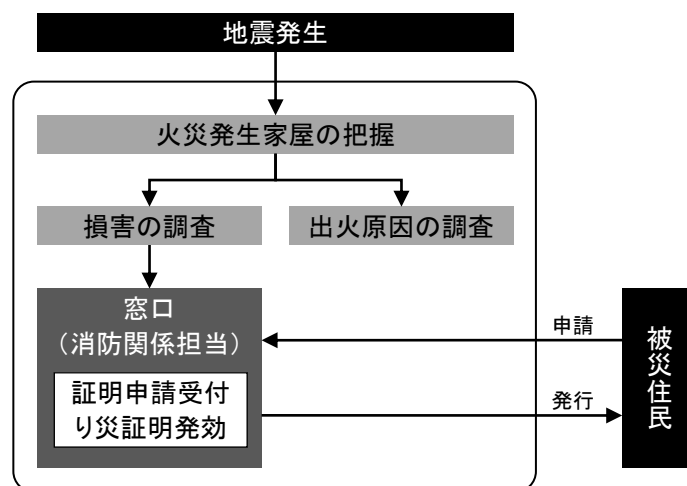
被害状況の確定調査を完了し、各世帯別の被害状況が判明したときは、町は速やかにリ災台帳を作成する。

エ リ災証明の発行

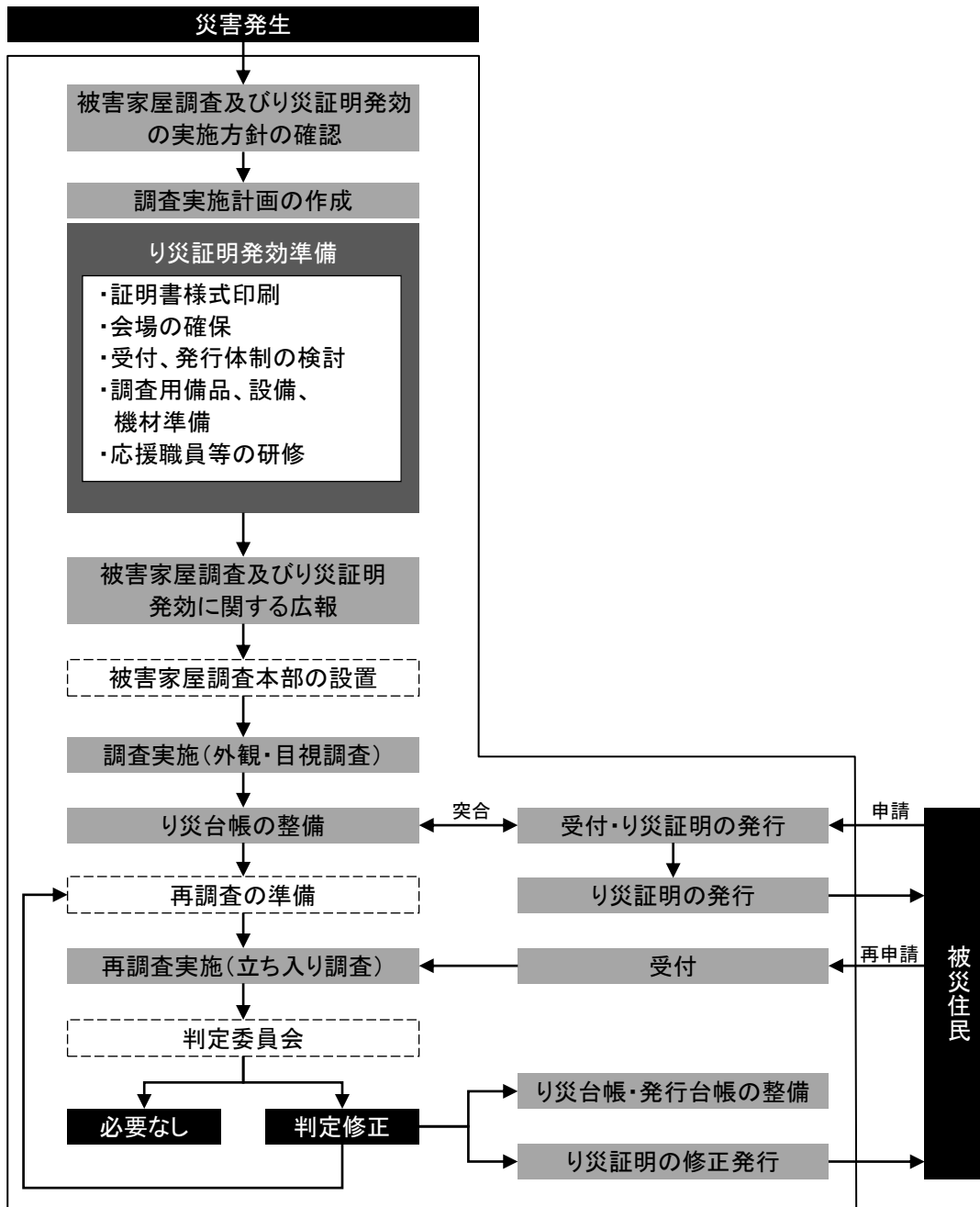
町は、リ災世帯に対してリ災証明書を交付する。

ただし、災害時の混乱等によりリ災証明の交付ができない場合は、とりあえず仮リ災証明書を作成交付する措置をとり、後日速やかにリ災証明書と取り替える。

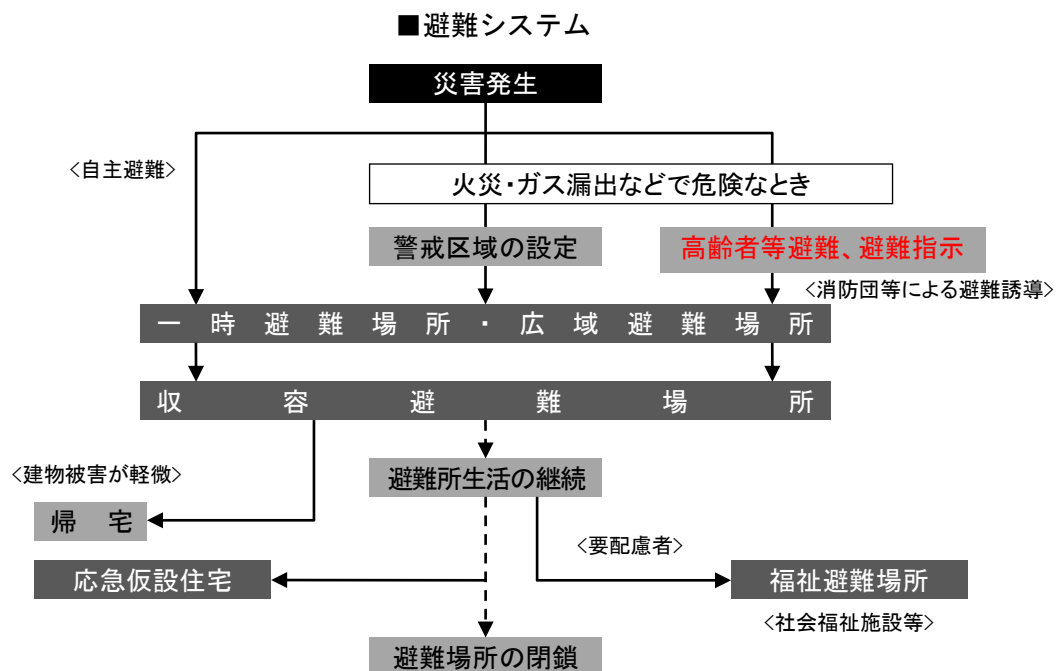
■ リ災証明発行の流れ（火災）



■ り災証明発行の流れ（家屋倒壊）



第2 避難及び避難所の設置



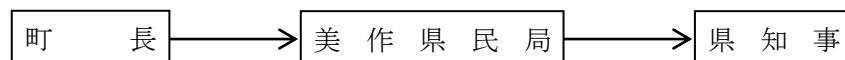
1 実施責任者

(1) 町長……法第60条第1項

ア 避難指示等

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令を行う。

〈通知〉



イ 立入りの制限・禁止、退去

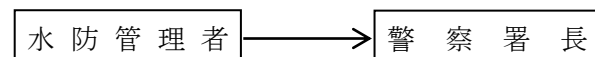
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特に必要と認めるときは、警戒区域を設定し、立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(2) 水防管理者……水防法第29条

ア 指示

洪水等の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認められる区域の居住者に対し、立退くことを指示する。

〈通知〉

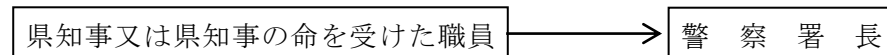


(3) 県知事又は県知事の命をうけた職員……水防法第29条、地すべり等防止法第25条

ア 指示

洪水等の氾濫、又は地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認められる区域の居住者に対し、立退くことを指示する。

〈通知〉

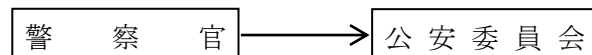


(4) 警察官……法第61条、警職法第4条

ア 警職法第4条による措置

災害で危険な状態が生じた場合、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置をとる。

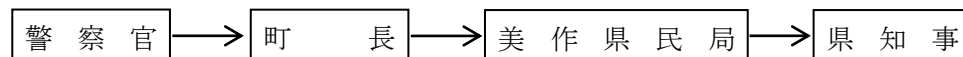
〈通知〉



イ 法第61条による措置

町長による避難指示が出ないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

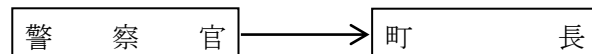
〈通知〉



ウ 立入りの制限・禁止、退去

町長若しくは町長の職権を行う町の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、法第63条第1項に規定する町長の職権を行うことができる。

〈通知〉

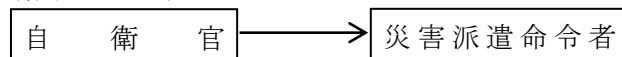


(5) 派遣を命ぜられた自衛官……自衛隊法第83条

ア 避難等の措置

自衛隊法第83条の規定により、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は警察官がその場にいない限り「警職法第4条による措置」による避難等の措置をとる。

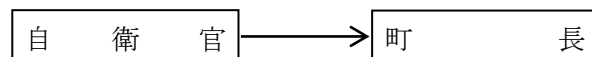
〈報告・通知〉



イ 立入りの制限・禁止、退去

町長（町の委任を受けてその職権を行う町の吏員を含む）、警察官がその場にいない場合に限り、法第63条第1項に規定する町長の措置をとることができる。

〈通知〉



(6) 避難指示等の判断・伝達マニュアルの整備

町は、「高齢者等避難」を位置づけるほか、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難指示等を発令すべきかの客観的な判断基準等について定めた避難指示等の判断・伝達マニュアルの整備を行っておく。

(7) 応援の要請

町は、避難者の収容又は移送を必要とする場合、町のみでは処理できないときは、県本部又は事態の切迫でその暇のないときは、直接他の市町村に応援を要請する。

2 避難方法

(1) 避難情報等の発令

ア 避難指示等発令基準

避難指示等の発令基準は、以下の表のとおりとし、町長はこの表を参考に、今後の気象予測や土砂災害警戒区域等の巡回等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

また、避難指示等の発令の責任者は町長とし、町長が不在の場合は、副町長、副町長が不在の場合は総務課長とする。

	現地情報による基準	気象情報等による基準		
		前日までの連続雨量が 100mm 以上の場合	前日までの連続雨量が 40～100mm の場合	前日までの降雨がない場合
高齢者等避難		当日の日雨量が 50 mm を超えたとき	当日の日雨量が 80 mm を超えたとき	当日の日雨量が 100 mm を超えたとき
		・大雨警報（土砂災害）が発表されたとき ・強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき ・吉井川の水位が避難判断水位に達し、「はん濫警戒情報」が発表されたとき ・近隣での浸水や、河川、水路の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測により浸水のおそれがあると見込まれるとき ・その他町長等が必要と認めたとき		
避難指示	近隣で土砂災害の前兆現象（湧水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見されたとき	当日の日雨量が 50 mm を超え、時間雨量が 30 mm を超えるとき	当日の日雨量が 80 mm を超え、時間雨量が 30 mm を超えるとき	当日の日雨量が 100 mm を超え、時間雨量が 30 mm を超えるとき
		・土砂災害警戒情報が発表されたとき ・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害危険度情報が警戒レベル 4 相当になり、さらに降雨が見込まれるとき		

		・大雨警報（土砂災害）が発表され、記録的短時間大雨情報が発表されたとき ・吉井川の水位がはん濫危険水位に達し、「はん濫危険情報」が発表されたとき ・近隣での浸水や河川、水路の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測を総合的に判断し、浸水の危険が高いとき ・堤防の決壊につながるような漏水等の発見 ・近隣での浸水が拡大 ・その他町長等が必要と認めたとき
緊急安全 確保	・土砂災害が発生したとき ・土砂移動現象や重大な土砂災害前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂）が発見されたとき	・土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害危険度情報が警戒レベル5相当になったとき ・土砂災害警戒情報が発表され、さらに記録的短時間大雨情報が発表されたとき ・吉井川ではん濫が発生し、「はん濫発生情報」が発表されたとき ・堤防の決壊 ・堤防の決壊に繋がるような大量の漏水や亀裂の発見 ・近隣で浸水が床上に及んでいる ・その他町長等が必要と認めたとき

イ 避難の勧告及び指示の伝達

町は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の理由、避難先、避難経路及び避難上の留意事項を明確にし、以下に掲げる方法により伝達する。

また、伝達に当たっては、町単独の組織のみでは迅速、確実性等に欠ける場合は、関係機関、特に警察、自衛隊、放送局、自主防災組織等に協力要請を図り、それぞれ実情に即した方法で地域住民に周知徹底を図る。

(ア) 信号による伝達

- ・警鐘、サイレン、吹流しなどの利用

(イ) 放送、電話による伝達

- ・ラジオ、テレビ放送の利用

県において統制されており、関係機関に対して協力依頼をする。

- ・みさきネット・電話・有線放送・告知放送・美咲町メールの利用

(ウ) 広報車による伝達

(エ) 伝達員による直接伝達

(注) ①被災時の最も確実な伝達方法は、伝達員による伝達が適当な場合が多い。（電話途絶時、夜間、交通途絶時）

②地区ごとに連絡責任者を定めておくなど伝達体制を整備しておく。

(2) 一般住民の避難

ア 町

町職員は、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者と協力し、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。なお、誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織、自治会、町内会ごとに集団避難を行い、要配慮者の避難を優先して行うこととする。

また、避難所に誘導する場合は、万一の安全を考え、その地域の実情に応じ、2以上の避難路を選定しておき、安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路を誘導する。避難所が危険等で不適当となった場合は別の避難所に移送する。

なお、交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、平時にはヘリコプター離着陸適地のリストアップを実施しておくなどし、災害時には必要に応じてヘリコプター等による移送を実施する。

(7) 誘導責任者、協力者

誘導機関としては、警察、消防機関（消防団）、町職員、その他責任ある立場にある者等いろいろ考えられるが、昼間における不在の場合等を考慮して、避難誘導が迅速に行われるよう警察官、町職員以外に地域の誘導責任者を定め、協力者を選ぶこと。

(イ) 避難指示者（町長、警察官）と誘導担当機関との連絡

指示者と誘導担当機関（者）は、異なる場合が多いと思われるので、相互の連絡を密にして意思の疎通を図る必要がある。県において統制されており、関係機関に対して協力依頼をする。

(ウ) 移送、輸送

a 避難の移送、輸送は、原則として避難者各自で実施する。

b 避難者の自力で立ち退きが不可能な場合、町長が必要と認めたとき又は避難者の要求があったときは、町において、車両等を確保し、移送、輸送を行う。

c 災害が広域に及び大規模な立ち退きを要し、町で処理できない場合は、県知事に避難の移送、輸送を要請する。

イ 地域住民

地域住民は、避難時においては、できる限り、要配慮者に配慮しながら、人命の安全を第一に町内会等ごとに集団で避難を行うよう努める。また、行方不明者の把握に努めるとともに、行方不明者がある場合は、町職員、警察官、消防職員等に連絡する等必要な措置を講じる。

(3) デパート、駅、病院、学校、社会福祉施設等の施設内にいる者の避難

デパート等の管理者は、当該施設内にいる者について、避難誘導マニュアルに従って避難誘導及び負傷者等の把握に努めるものとする。また、行方不明者が出るおそれのある事故が発生した場合は、警察又は消防機関に連絡する。

(4) 応援協力関係

町は、自ら避難者を誘導し、又は移送することが困難な場合は、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

3 避難所の設置

(1) 実施機関

開設の実施機関は町長であり、災害救助法適用時においては、町長が県知事の委任を受けて行うものである。

避難所の開設担当課は住民生活課が担当し、あらかじめ町消防団、婦人会等に対して協力要請しておく。

(2) 避難所の被災状況の確認

災害発生後の避難所の被災状況及び安全確認については、あらかじめ定めた設置マニュアルに基づいて行うこととする。また、安全確認の結果に基づいて応急修理等の必要な措置を行う。

(3) 避難所（場所）の指定

ア 避難所の事前指定

町は、避難が可能な施設等を調査し、災害の種別に応じた適当な施設及び経路について事前に指定しておく。また、あらかじめ、要配慮者等で避難場所での生活において特別な配慮を必要とする者が避難することができる福祉避難所の指定に努めるものとする。避難所として指定した施設については、その施設の管理者と使用方法等について事前に協議するとともに、避難の勧告・指示の実施責任者（町長を除く）に報告する。

避難所に指定された施設の管理者は、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

また、避難所運営についての基本計画を事前に作成しておき、その中に基本的な考え方を示しておくとともに、設置後は避難者の自治組織の決定を中心に運営することにより、状況に応じた柔軟な対応をしていく。

災害時における避難所設置手続について、次の事項を内容とするマニュアルをあらかじめ策定するものとする。

(ア) 避難所の開設・管理責任者、体制

(イ) 開設に当たっての当該施設の安全性の確認方法

(ロ) 県への報告、食料・毛布等の備蓄状況の確認及び不足分の県への調達要請

(ハ) 防災関係機関への通報連絡体制の確立

(ニ) その他開設責任者の業務

イ 避難所としての適当な施設

避難所として適当な施設は、公私立学校、公民館、コミュニティハウス等であるが、適当な施設がない場合は、公園、広場を利用して、野外へ建物を仮設し、又はテント等を設営する。この場合、平素から安全な広場等及び仮設に必要な資機材の調達可能数を

把握確認しておく。

ウ 強制使用

避難所として使用しなければならない土地、建物の所有者又は管理者から承諾が得られず、かつ、どうしても土地、建物を使用しなければならないようなときは、公用令書によって、強制的にその建物又は土地を避難所として使用することができる。しかし、このような方法は、できるだけ避け、話し合いによって行うよう努力する。

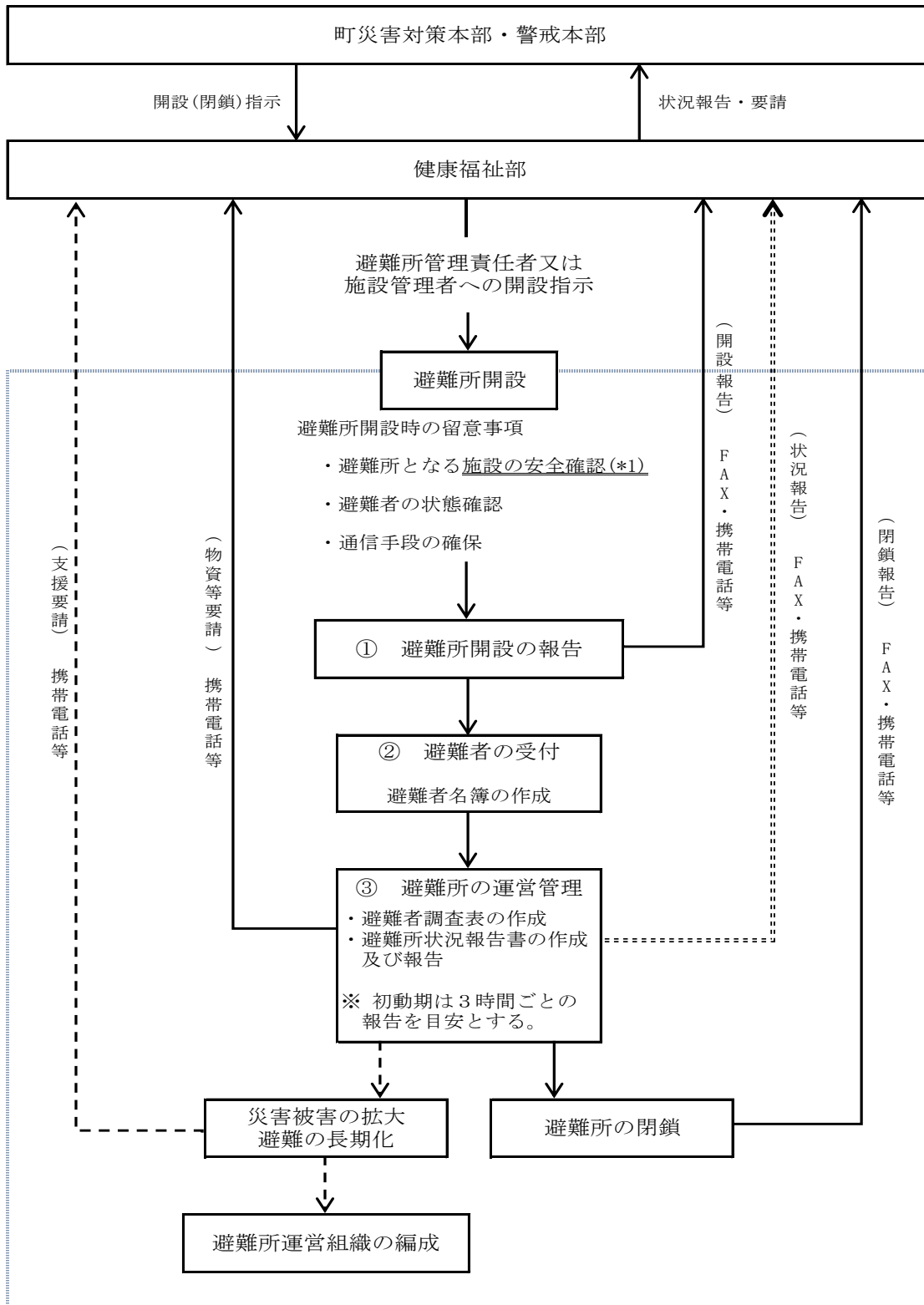
(4) 避難所開設

町は、あらかじめ定めたマニュアルに基づき、施設の安全を確認の上、避難所を開設し、設置状況を速やかに住民に周知し、さらに地方本部経由で県本部に報告するとともに、その後の状況を毎日救助日報により報告する。

避難所に指定された施設の管理者は、町と緊密な連絡をとる。

さらに、避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難場所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

■避難所の開設運営のおおよその流れ



(5) 福祉避難所の開設

町は、指定避難所に避難してきた者で、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮し、福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、あらかじめ指定している地域における身近な福祉避難所を開設するとともに、地域における拠点的な福祉避難所の施設管理者に開設を要請し、その設置情報を速やかに周知することにより、要配慮者の支援を迅速に実施する。

その際、相談に当たる介助員を配置すること等により、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう要配慮者の支援体制の充実を図るとともに、これら福祉避難所で支援を行う専門的な人員の広域応援体制を構築することに努める。

また、地域における身近な福祉避難所については、福祉避難所担当職員を派遣し、避難所の管理運営に当たり、地域における拠点的な福祉避難所の設置及び管理に関しては、施設管理者に委託することになることから、町は、県と連携し、関係機関等との連絡調整、ボランティアの調整等を行う福祉避難所担当職員を配置する。

なお、福祉避難所の収容能力を超えるなど、町のみで対応が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請するし、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等について協議するなど、必要な避難先の確保に努める。

社会福祉施設は、被災した社会福祉施設、町、県の要請に応じて、自らの施設入所者の処遇を確保しつつ、可能な限り被災した要配慮者を受け入れるものとする。

(6) 避難経路の表示

町は、避難所及びその位置を住民に徹底させるため、広報伝達するとともに、所要の箇所に表示板・標識を立てておく。

(7) 避難施設の耐震診断

町は、避難施設の耐震診断等を実施し、結果に基づき適切な避難所の確保に努める。

(8) 避難所に収容するり災者

避難所に収容するり災者は、次に掲げるものとする。

ア 災害によって現に被害を受けた者

災害によって現に被害を受けた者には、更に次のように区分される。

(ア) 住家が被害を受け居住の場所を失った者

(イ) 住家全壊（焼）流失、半壊（焼）床上浸水等（破壊的消防による全半壊を含む。）の被害を受け、日常居住する場所を失った者

（注）住家に被害を受けたが居住に不都合のない者及び住家以外の建物（例えば土蔵、倉庫、工場、小屋等）に被害を受けても住家に被害のない者等は原則として収容の対象とはならない。しかしながら災害の事情によっては、これらの者でも被害を受けるおそれのある者として一時的に収容しなければならない場合をもあり得る。

(ウ) 現実に被害を受けた者

自己の住家の被害に直接関係はないが現実には被害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者（例えば、旅行者、宿泊客、一般家庭の来訪者、通行人等）

イ 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

避難指示等が発せられた場合又は避難指示は発せられていないが、緊急に避難する必要がある場合

（注）①被害を受けるおそれがあるため収容された者は、当該被害を受けるおそれが無くなったときは、直ちに退所しなければならない。

②収容に際しては、物資配給等の便宜を考慮し、できるだけ同一町内、同一地区単位ごとが望ましい。

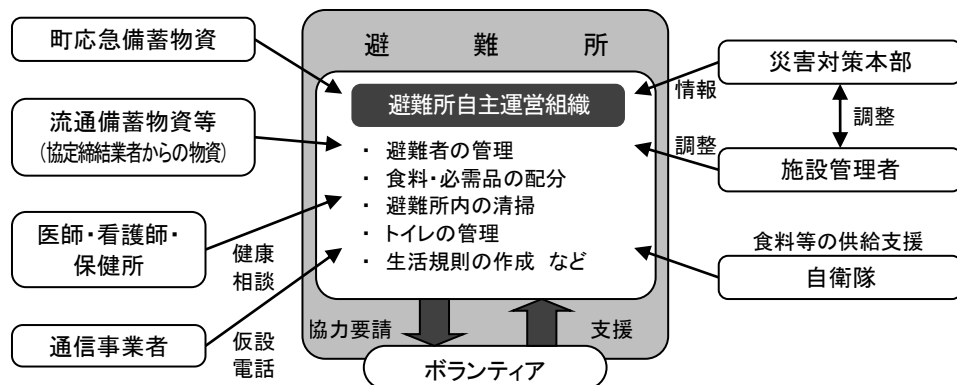
（9） 広域応援協力

町は、自ら避難所を開設することが困難な場合は、他市町村又は県へ避難所の開設について応援を要請する。

応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

4 避難所の運営体制

避難所生活では、対応すべき事柄が多岐にわたることから、町は、避難所の運営は自治組織と連携して行うこととし、対外業務及び施設管理のほかは、原則として自治組織をサポートする立場で活動することとする。



5 対 策

（1） 維持管理体制の確立

町は、マニュアルに基づき避難所維持管理責任者等の職員を配置する。この場合、配置完了の確認を行い、行政側の体制確保に遺漏がないよう配慮する。

町職員は、所定のマニュアルに基づき自治組織を構築させる。

なお、その際は、自治組織のリーダーの転出等の場合にも管理体制に支障を及ぼさないように、自治組織においては、各業務ごとにリーダーと併せてそれをサポートする者を選任しておく。

ア 管理責任者の任命

町は、避難所の管理責任者を任命する。

イ 連絡員の配置

町は、避難所と町本部との連絡員を配置する。

ウ 町職員の駐在

避難所を開設したときは、避難所ごとに町職員を派遣駐在させ、避難所の管理と収容者の保護に当たらせる。

なお、駐在員は、次の各種記録を備え付け、整備する。

(ア) 避難所収容台帳

(イ) 避難所収容者名簿

(ウ) 避難所用物品受払簿

(エ) 避難所設置及び収容状況

(2) 避難所の安全管理

ア 避難所ごとに収容された人員の把握に努め、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講じる。

イ 常に町本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて流言、飛語の流布防止と不安の解消に努める。

ウ 避難所が万一危険となった場合は、再避難所等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講じる。

エ 避難所内に負傷者がいることを認めた場合は、速やかに適切な措置を講じる。

オ 避難所内の要配慮者に対しては、避難支援プランに基づき適切な措置を講じる。

カ 健康状態の悪化等により、福祉避難所等での生活が困難となった要配慮者については、社会福祉施設・医療機関等への緊急入所・受診等により適切に対応する。

キ 給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等にあつては、県や他の市町村に対して協力を求めるなど、適切迅速な措置を講じる。

ク 避難所の運営管理に当たり、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配付、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

ケ 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

コ 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配付、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

サ 町及び県は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難所長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

シ 町は県と連携して、災害の規模等に鑑み、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

ス 避難生活について、生活機能低下、特に生活不活発病（廃用症候群）の早期発見などの予防対策を進めるなどにより、その改善に向けた体制の整備を図る。なお、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町村に提供する。

(3) 所要物資の確保

町は、避難所開設及び収容保護のための所要物資を確保する。ただし、町において確保できない場合は、県本部に連絡する。

(4) 自治組織、施設、行政による連携

避難所運営上の諸課題に対応するため、避難者自治組織、維持管理責任者、施設管理者は、定期的な協議の場を設ける。

(5) 防疫処置

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく各種防疫対策を実施する。

(6) 精神面の対応

避難所生活に伴い精神的に不安定な状況に陥る者が多くなる傾向が報告されており、特に精神的な面でのメンタル・ケアの必要がある。そのため内科に加え、精神科の診療を行うことができる避難所救護センターを設置する。

また、学校を避難所とする場合には、医師のもと養護教諭もカウンセリングをサポートする。

(7) 平常体制の復帰対策

避難者の減少等に伴い、避難所の規模縮小・統合・供用終了の措置をとる場合は、あらかじめ定めたマニュアルに従い対応し、円滑な移行に努める。

また、避難所設置施設の平常業務再開に向けて、当該施設の管理者、避難所管理者、避難者自治組織の3者で協議していく。

(8) 避難所設置のための費用

災害救助法適用の場合の費用の範囲は、次のとおりである。

ア 職員等雇上費

- イ 消耗器材費
 - ウ 建物の使用謝金
 - エ 器物の使用謝金
 - オ 借上費又は購入費
 - カ 光熱水費
 - キ 仮設トイレの設置費等
- (9) 避難所及び避難後の警備

自衛警備団や住民による避難所及び避難後の留守宅の治安維持のため避難住民が安心して避難できるよう対策を講じる。

6 小中学校等の児童、生徒の集団避難対策

教育委員会は、次の事項を実施するものとする。

- (1) 気象情報の把握と避難対策関係機関との連絡体制の確立
- (2) 学校及び家庭との連絡、通報処置
- (3) 避難地の選定、収容施設の確保、輸送方法についての対策
- (4) 避難実施時における災害の種別及び学校の地理的条件に応じた児童、生徒等の保護対策
- (5) 避難地における教育、保健施設、給食等の実施

7 災害危険区域における避難対策

- (1) 避難指示

ア 危険区域の危険が増大したときは、町長は、危険区域毎に居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告し、又は危険が切迫しているときは、これらの者に対し、立ち退きを指示する。

イ 情報連絡員又は消防団等応急作業に従事している者は、災害が発生し、又は発生のおそれがあるため住民の身边に危険が及ぶと判断されるときは、直ちにその必要があると認められる区域毎に、避難のための立ち退きの勧告又は指示について必要な措置を行う。

ウ 上記の避難のための立ち退きの勧告又は指示を行ったときは、直ちに各課等の長（部長）を通じて、町本部長に対し、避難を必要とした理由、避難場所、人員、その他必要な事項を報告する必要がある。

エ 危険区域における被害者の保護及び救出等については、この計画のそれぞれ定めるところによる。

8 広域一時滞在

- (1) 被災市町村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

- (2) 県は、町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、町の要求を待たないで、広域一時滞在のための要求を当該市町村に代わって行う。
- (3) 県は、被災市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を行う。
- (4) 町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

9 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則（昭和35年4月19日、岡山県規則第23号）による。

第3 救出

1 基本方針

災害により生命、身体が危険となった者を緊急に救出した負傷者については、医療機関に収容する必要があるので、その方法等について定める。

なお、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

2 実施責任者

り災害者の救出は、奉仕労力、必要な機材等により町（消防部）が行う。ただし、応急措置のため必要がある場合は、他の市町村、県知事、その他の機関に応援を要請する。

埋没者、逃げ遅れた者その他生命身体が危険な状態にある者の救出は、他の処置に優先して警察署が行う。

3 実施内容

(1) 救出活動

ア 町は、救出を必要とする事態が発生したときは、直ちに消防機関、美咲警察署等の関係機関と連携協力して、迅速かつ適確な救出救護、医療機関等への搬送等を行う。

イ 救出活動は、消防機関、町職員、奉仕団等によって行うものとし、町のみでは実施が困難な場合は、他市町村、又は県に対して応援を要請する。

(2) 負傷者の応急手当

ア 消防機関、自衛隊

消防機関（救急救命士、救急隊員を含む。）及び自衛隊は、救出した傷病者に対して、専門的に習得している処置を行うとともに、必要に応じて、緊急の治療を要する者につ

いて、救護班又は医療機関へ搬送することとする。

イ 医療救護班

日本赤十字社岡山県支部及び医療機関の医療救護班は、迅速かつ適確な医療救護を行うとともに、緊急の治療を要する者について、後方医療機関への転送や消防機関等に対する搬送の要請を行う。

ウ 住民

住民は、講習又は訓練等により習得した止血、人工呼吸、胸骨圧迫（心臓マッサージ）等簡易な手当を施すことにより、救護等に協力する。

(3) 捜査対象施設の確認

ア 町

町は、警察、消防機関、医療機関等との連絡を密にして、行方不明者等の情報収集に努める。

また、行方不明者の捜索に当たっては、各機関の受持ち責任区域割り等を行うなど効果的な捜索活動が行われるよう総合調整を図る。

イ 住民、事業所等

住民、事業所等は、救助隊に対して行方不明者の情報提供を行うとともに、捜索活動に協力する。

(4) 救出方法

救出に当たっては、救命の処置を必要とする負傷者を優先することを原則するが、延焼火災が発生し、同時に多数の救出が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救出を行い、また、延焼火災がなく、同時に多数の救出が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に効率的な救出活動を行うこととする。

また、生き埋めになった負傷者の声などを聞き漏らさないようにするため、救出に当たる重機類の音や上空のヘリコプターの音等を一斉に停止させる「サイレントタイム」を設定する等、現場の特性に応じた効果的な救出活動に努めることとする。

(5) 救出用資機材の確保

町は、救出用資機材については、原則として各救助関係機関で調達することとするが、各機関相互に活用できる資機材については、貸出しなど協力する。

(6) 家庭動物等の保護

町は、県と連携を図りながら、家庭動物等の保護に努めることとする。

4 応援協力関係

- (1) 住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救出・救急活動を行うとともに、救出、救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。
- (2) 町は、自ら救出することが困難な場合は、他市町村又は県へ救出の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。
- (3) 県警察は、被害の規模に応じて速やかに警察災害派遣隊等の出動を要請する。

- (4) 災害発生事業所等は、自衛消防隊その他の要員により救出活動を実施し消防機関等救出を実施する機関の到着後はその指揮を受けて救出活動を実施する。
- (5) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

5 災害救助法による実施基準

(1) 対象者

救出の対象者は次に掲げる者とする。

ア 災害のため現に生命身体が危険な状態にある者

イ 災害のため生死不明の状態にある者

(2) 費用の範囲

ア 借上費又は購入費

直接搜索及び救出に使用した期間中の舟艇その他救出に必要な機械器具の借上費又は購入費

イ 修繕費

救出のため使用（借上使用を含む。）した機械器具の修繕費

ウ 燃料費

機械器具を使用する場合のガソリン、石油及び救出作業を行う場合の照明用の灯油又は救出した者の蘇生に暖をとるための燃料代金等

(3) 救出の期間

救出を行う期間は、災害の発生の日から3日以内であるが、災害の状況により県知事の承認を得て、救出期間を延長することができる。

第4 食料の供給

1 基本方針

災害により、食料を確保することが困難となり、日常の食事に支障を生じ、又は支障を生じるおそれがある場合は、一時的に被災者の食生活を保護するため、食料の応急供給及び炊き出し等を実施する必要があるので、その方法について定める。

なお、食料の応急供給等に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差異にも十分配慮する。

2 実施責任者等

町は、炊き出し、食品給与を行う。

ただし、被災地域において、実施できないときは、県本部又は隣接市町に応援又は協力を要請する。

3 実施内容

(1) 食料の応急供給

町は、炊き出し食料を行うなど食料の確保の必要があるときは、次により確保する。

ア 米穀

事前に届出事業者と協議し、登録小売業者の流通在庫から確保する。

届出事業者の流通在庫から確保できないときは、県に確保を要請する。

〈県本部への連絡方法〉

- ・ 町名
- ・ 災害地区名
- ・ 給食人員及び必要な応急米の概数

町は、上記による方法で米穀を確保することが困難な場合で、直接知事の指示を受けることができないときには、農林水産省本省に緊急売却の要請を行い、政府米を確保することができる。

イ その他の食料

食品販売業者等との協定等に基づき調達する。

(2) 炊き出しその他による食料の給与

ア 町は応急的に協定等に基づく食料をもって給与を行うこととし給与期間及び被災者の実態を勘案して、米飯（乳幼児に対してはミルク等）の炊き出し等を行う。なお、一時、縁故先等へ避難する被災者も炊き出し等の対象とし、この場合は、現物をもって支給する。

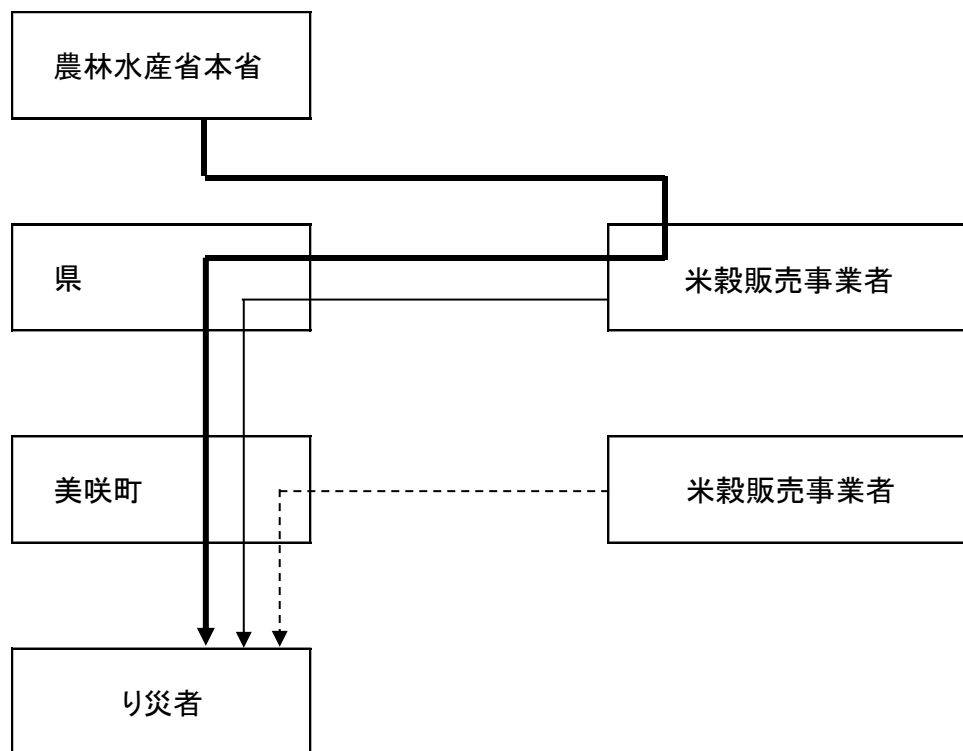
イ 炊き出しは、避難所に近く、衛生確保のうえにおいても適切な場所において実施する。

ウ 炊き出しは、町が奉仕団体等の協力により、学校の給食施設等の既存の施設を利用して行う。なお、炊き出し場所には、町職員等責任者が立ち会い、その実施に関して指導するとともに、必要事項を記録する。

エ 町は、炊き出し用米穀を必要に応じ米穀小売業者から確保するものとするが、確保が困難な場合は、県に申請して売却決定通知を受け実施する。

(3) 炊き出し用として給食する場合の経路

米穀系統図



(4) 食品衛生

炊き出しに当たっては常に食品の衛生に心がけ、特に次の点に留意する。

ア 炊き出し施設は、学校等の給食施設又は公民館、社寺等の既存施設を利用するほか、これが得難い場合は、湿地、排水の悪い場所、じんあい、汚物処理場等から遠ざかった場所を選定して設ける。

イ 炊き出し場所には、手洗い消毒設備及び器具類の消毒ができる設備を設ける。

4 応援協力関係

町において、炊き出し等食品の給与ができないときは、県本部に応援等の要請をする。

ただし、緊急を要するときは、直接隣接市町に応援等の要請をする。

応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

応援等の要請において明示する事項

- (1) 炊き出しの実施：所要食数（人数）、炊き出し期間、炊き出し品、送付先、その他
- (2) 物資の確保：所要物資の種別、数量、物資の送付先及び期日、その他

5 災害救助法の実施基準

(1) 対象者

ア 炊き出し

- (ア) 避難所に収容された者
 - (イ) 住家の被害が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等のため炊事ができない者
 - (ロ) 旅行者、一般家庭の来訪者、汽車の旅客等で食料品の持ち合わせがなく調達できない者（ＪＲ又はそれぞれの会社において必要な救済措置を講ずる場合は対象としない。）
- イ 食品給与の対象者
- 床上浸水以上の被害を受け、一時縁故地等へ避難しようとする被災者で食料品を喪失し、その持ち合わせのない者
- (2) 食料品給与の費用及び期間
- 炊き出しその他による食品の給与の費用は、県災害救助法施行細則による。
- また、その給与期間は、災害発生の日から７日間以内とする。ただし、災害の日から７日を超えてもなお食品の給与が必要なときは、町長は、県知事に対し期間の延長を申請するものとする。
- (3) 費用の種別、内容
- ア 主食費
 - イ 副食費
- 調味料を含む。
- ウ 燃料費

第５ 飲料水の供給

１ 基本方針

災害により飲料水を得ることができない者に対して、最小限度必要な量の飲料水を供給し、被災者を保護する必要があるので、その方法について定める。

なお、飲料水の応急供給等に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情にも十分配慮する。

２ 実施責任者等

飲料水の供給実施は、町長が当たる。

ただし、町において実施することができないときは、県本部又は、隣接市町に応援を要請する。

３ 実施内容

(1) 飲料水の確保

ア 水源の確保

- (ア) 町は、上水道、簡易水道の水源の水量及び利用方法等について調査し、水源の確保に努める。

- (イ) 町は、非常災害時の給水を円滑に実施するため、あらかじめ管内の井戸水、受水槽、貯水槽の水等の水源の所在、水量及び利用方法等について調査し、水源の確保に努める。
- (ロ) 水源の確保・給水に時間を要する場合、町内の小売販売業者等から買い受けるものとするが、事前に小売販売業者等との協議・協定の締結をしておくなど、協力関係の確立に努める。

(2) 給水用資機材の確保

- ア 非常災害時の給水を想定し、給水タンク、ポリタンク、可搬式ろ過器及び給水車等の備蓄に努める。
- イ 給水用資機材が不足した場合、速やかに必要量を購入、又は他機関から借り受けるものとする。

(3) 給水

ア 災害時における供給水量の基準

給水条件	給水基準量	備考
①災害救助法による飲料水の供給	1人1日当たり3ℓ	飲料水のみ
②給水は困難であるが搬送給水ができる場合	1人1日当たり14ℓ	飲料水、雑用水（洗面食器洗い）
③給水できる状態であるが、現地で雑用水が確保できない場合	1人1日当たり21ℓ	飲料水、雑用水（洗面食器洗い）、洗濯用
④上記③の場合が比較的長期にわたるときは必要の都度	1人1日当たり35ℓ	飲料水、雑用水（洗面食器洗い）、洗濯用、入浴用

イ 給水の優先

給水を行うに当たっては、緊急性の高い次の施設を優先する。

- ・ 給食施設（避難所、炊き出し場所）
- ・ 医療機関
- ・ 社会福祉施設
- ・ 学校

ウ 給水方法

(ア) 給水回数及び時間

- a 給水は1日1回以上実施するものとし、必要により早朝、夜間の給水についても配慮するものとする。
- b 給水に当たっては、告知放送、美咲町メール、広報車によるほか、報道機関の協力を得て、給水時間、給水場所等についての的確に住民に周知する。

(イ) 給水方式

a 拠点給水

被害を受けていない浄水場又は避難所、公園等の上水道を拠点として給水する。

b 搬送給水

被害を受けていない浄水場又は上水道、簡易水道から取水し、給水車又は町有車両に給水タンク、ポリタンク等を積載して被災地の避難所、自治会等給水が必要とする場所に配給する。

c ろ過器による給水

河川水、ため池の水、又は汚染度の少ない井戸水等をろ過し、あるいは化学的処理を加えて給水する。

(4) 水道施設の応急復旧

被災した水道施設は、職員を動員し、また指定給水装置工事事業者の出動を要請し、速やかに応急復旧するものとする。

応急復旧の順位は、おおむね次のとおりとする。

- ① 取水、導水、浄水施設 ② 送水、配水施設 ③ 給配水設備

(5) 応援要請

町は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、他市町村、県又は日本水道協会岡山県支部に応援要請を行うとともに、県に次の事項を明示して調達あっせんを要請する。

ア 給水を必要とする人員

イ 給水を必要とする期間及び給水量

ウ 給水する場所

エ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量

オ 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数

第6 被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与

1 基本方針

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことができない被服・寝具・その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を喪失又は毀損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給与し、又は貸与し、一時的に被災者の生活の安定を図る必要があるので、その方法について定める。

なお、生活必需品等の応急供給に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差異にも十分配慮する。

2 実施責任者等

災害援助法を適用するに至らない災害における被災者に対する衣料品等生活必需物資の供給実施は、民間との連携の上で町が行う。ただし、町で物資の確保ができないときは、県本部へ物資の確保及び輸送を要請する。

3 給与又は貸与の対象者及び対象品目

(1) 対象者

住家の全壊（焼）、流失、埋没、半壊（焼）又は床上浸水等で生活上必要な家財等が喪失又は損傷し、日常生活を営むことが困難な者とする。

(2) 対象品目

品 目	内 容
寝具	就寝に必要な毛布、布団等
外衣	作業衣、洋服、子供服等
肌着	シャツ、ズボン下、パンツ等
身廻品	タオル、手ぬぐい、靴下、サンダル、草履、傘等
炊事道具	鍋、炊飯器、包丁、ガス器具、バケツ等
食器	茶わん、汁わん、皿、はし等
日用品	石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉、上敷ゴザ等
光熱材料	マッチ、ローソク、プロパンガス、携帯コンロ、薪、木炭等

4 生活必需品等の調達

- (1) 町は、被害状況、被災人員、世帯別構成員等を十分調査し、必要な品目及び数量を決定する。
- (2) 生活必需品等の購入計画は、備蓄物資の品目別在庫数量を考慮して速やかに決定する。

- (3) 購入を必要とする生活必需品等は、町内の小売販売業者等から速やかに調達するが、事前に小売販売業者等との協議・協定の締結をしておくなど、協力関係の確立に努める。
- (4) 町の対応では、物資が不足する場合には、県に対し、調達、あつせんを要請する。

5 生活必需品等の輸送

- (1) 通常の方法による輸送が可能な場合は、小売販売業者等調達先に対し、配分計画による品目、数量及び納入場所を指示して輸送する。
- (2) 上記により難い場合又は備蓄物資の輸送は、町有車両によって行うが、町有車両及び要員が不足する場合は、県に要請し、輸送力の確保を図る。
- (3) 孤立した地区への輸送は、消防機関、県、自衛隊に要請し、ヘリコプターでの輸送を図る。

6 生活必需品等の保管

物資を購入し、又は調達先等から物資の引継ぎを受けてから、被災者に配分するまでの間は、厳重な保管に努め、特に保管場所の選定、警備等に十分配慮する。

なお、被災者に対して物資を支給した後の残余物資については、厳重に保管し、災害救助法適用の場合は県の指示によって処置する。

7 生活必需品等の配分

- (1) 配分に当たっては、住家の被害別、世帯人員、世帯構成員等を確認し、生活必需品等の配分に過不足がないよう注意する。
- (2) 配分場所において給与できなかった世帯等については、職員が個別巡回し、又は自治会、自主防災組織等の協力を得て配分する。
- (3) 集積・配分場所には、必要に応じて岡山県トラック協会岡山県支部等物流関係者の支援を要請する。

8 災害救助法による基準

- (1) 対象者
- (2) 対象品目

被害の実情に応じて、次の品目の範囲内において現物をもって行う。

- ア 被服、寝具及び身の回り品
- イ 日用品
- ウ 炊事用具及び食器
- エ 光熱材料

- (3) 給与又は貸与の費用及び期間

給与又は貸与の費用は、県災害救助法施行細則に定めるところによるものとし、給貸与の期間は災害発生の日から10日以内とする。ただし、交通、通信等の途絶により物資の調達が著しく困難である場合には県知事に期間の延長を協議するものとする。

第7 医療・助産

1 医療体制

(1) 基本方針

災害時の混乱期における医療は、基本的に各医療機関がそれぞれのスタッフ、備蓄品等を活用するとともに他の医療機関との連絡協力を図りながら実施することとなるが、行政は、これらの医療機関の活動をバックアップするため、指揮命令系統を確立し、早期の情報の収集・提供及び医療活動の総合調整を迅速かつ的確に実施できる体制を構築する。

また、医療機関は、可能な限り診療体制の確保及び効率的な医療提供に努めることとする。

ア 医療及び助産に関する救助

災害のためその地域の医療の機能が停止し、また著しく不足し、若しくは医療機関が混乱し、被災地の住民が医療の途を失った場合においては、医療及び助産に関する救助を実施する。

イ 助産の保護

災害のため助産の途を失った者に対して、町又は県が分べんの介助及び分べんの前後にわたる処置を確保し、その保護を図る。

ウ 適用外

災害時であっても、平常時の医療、助産の制度、方法によることが可能又は一部可能である場合は、その範囲の医療及び助産についてはこの計画を適用しない。

(2) 実施機関

ア 災害時

災害時において、平常時の医療及び助産が不可能又は困難となったときは、町長がその対策を実施する。

イ 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用されたときは、県知事が行う。ただし、県知事がその職権を町長に委任したとき又は緊急に実施する必要があるときは、災害救助法第30条の規定により、町長が着手することができる。

ウ 日本赤十字社岡山県支部長

日本赤十字社岡山県支部長は、災害救助法が適用されていない災害の場合において必要があると認めるときは、自己の目的に従い、被災者の救護を行う。（災害救助法が適用されたときは、県知事の委任を受けて実施することとなる。）

エ 医師会長等

医師会長等は、県知事又は町長の要請により災害時における医療及び助産並びに集団的に発生する傷病者に対する救急医療の実施に当たる。

(3) 実施内容

ア 救護班及び医療班の編成等

(ア) 救護班

- a 医師 1～2人（うち1人は班長）
- b 薬剤師 1人（必要に応じて編入する。）
- c 看護師 2～3人（うち1人は看護師長）
- d 事務職員 1人
- e 診療車等の車両を有するときは、運転手 1人

(イ) 医療班

- a 医師 1人
- b 補助者（看護師を含む） 若干名

イ 情報の収集及び救護所の設置の要請等

町及び消防機関は、自主防災組織等と連携して次の業務を行う。

- (ア) 災害・救急医療情報システムの活用により、医療機関情報の収集・提供
- (イ) 避難所、居宅等における傷病者情報の収集・提供
- (ウ) 救護所の設置と救護班の派遣要請

ウ 救護所の設置・救護班の編成

- (ア) 町は、傷病者の発生状況を把握し、避難所等に救護所を設置する。また、必要に応じて、県が設置する地域災害医療本部に対して救護班の派遣を要請する。
- (イ) 災害拠点病院は、救護班の派遣要請を受けた場合は、おおむね次により救護班を編成し、医療活動を行う。また、他の医療機関においても、可能な限り被災地における医療活動を行うものとする。
 - a 医師、看護師、連絡要員等
 - b 関係医療用資器材一式
 - c 救急自動車
 - d 通信連絡手段の携行

エ 医療機関のライフラインの確保

- (ア) 町は、医療機関からライフラインの復旧の要請があった場合、ライフライン事業者に対して、優先的復旧の要請を行う。

また、ライフライン事業者に対して、応急復旧までの間、医療機関への水等の優先的な供給を要請するとともに、必要に応じて自衛隊の応援派遣を県に要請する。
- (イ) 医療機関は、被害状況を確認後、自ら応急復旧を実施し、自家発電、貯水槽等の代替施設への切替を行う。

また、ライフライン事業者等に対し、優先的な応急復旧の要請を行うとともに、応急復旧までの間の水等の代替供給を要請する。

オ 効率的な医療の実施

- (ア) 医療機関は、あらかじめ策定したマニュアルに従うとともに、次により効率的な医療を実施する。
 - a 治療の優先順位による患者の選別（トリアージ）を適切に行うものとする。

- b 重複診療回避等のため、診療記録の写しの患者への交付を検討する。
 - c 被災状況を地域災害医療本部へ報告するとともに、他の医療機関と相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて医療機関相互間での協力を努める。
 - d 医療従事者が不足するときは、地域災害医療本部に対し、医療従事者の派遣要請を行う。
- (イ) 医療機関の種別ごとの役割は、次のとおりとする。
- a 救護所
 - ・患者の応急処置
 - ・搬送を要する傷病者の後方医療機関への収容の要請
 - b 病院・診療所
 - ・来院、搬送・転送、入院中の患者の処置（重症患者に対して優先処置）
 - ・転送を要する傷病者の後方医療機関への転送及び転送の要請
 - ・被災地への救護班の出動
 - c 災害拠点病院（基幹災害医療センター、地域災害医療センター）
 - ・上記の病院・診療所の病院の役割
 - ・後方医療機関としての役割を担うとともに、被災地外医療機関への緊急電話、無線等により、重症患者の被災地外への早期転送（ヘリ搬送を含む）を行う。
 - ・なお、隣接する災害拠点病院は、その機能を相互に補完して対応するものとする。
- カ 人工透析・難病患者等への対応
- 町は、災害・救急医療情報システムの活用等により、患者団体への確かな医療情報の提供を行うとともに、水、医薬品等の確保については、水道事業者、医薬品卸業者等に対して、医療機関への優先的な供給を要請する。
- キ 助産への対応
- 町は、災害・救急医療情報システムの活用等により、的確な医療情報の収集・提供を行う。

2 医薬品等の供給

(1) 基本方針

対策の基本的な考え方は、救急医薬品等については確保体制に基づいて迅速に供給するものとする。医療用血液については、現行の確保体制に基づいて円滑な血液の供給に努めるものとする。

(2) 実施内容

ア 救急医薬品等の供給

医薬品等備蓄施設（医薬品卸売業者、災害医療拠点病院及び薬剤師会備蓄センター）は、医療機関等の要請又は地域医療本部からの指示に基づき、医薬品等の迅速な供給に努める。

医療機関等は、医薬品等の不足が生じた場合は、医薬品等備蓄施設に連絡し、医薬品

等の供給を要請する。

イ 医療用血液の供給

医療機関は、県赤十字血液センター等に連絡し、血液の確保に努める。

3 傷病者搬送

(1) 基本方針

傷病者・患者の搬送については、医療機関の被災状況又は道路の損壊状況等の情報を踏まえた上で、迅速かつ的確に行うこととする。

(2) 実施内容

ア 搬送手段の確保

町は、傷病者搬送用車両の確保について、県災害医療本部、地域災害医療本部又は消防機関から要請があった場合は、公用車の手配を行う。

それでもなお、車両が不足する場合は、災害対策基本法第65条第1項（応急措置の業務）により、一般車両を確保することとする。

一般車両で対応する場合は、規制除外車両の標章等の交付を受けることとする。

傷病者の搬送は、原則として地元消防機関で行うこととする。ただし、消防の救急車両が確保できない場合は、県、町及びその他関係機関に搬送用車両の手配を要請することとする。また、他の都道府県及び消防機関の保有するヘリコプターについて、消防庁長官を通じて応援派遣を要請する。

イ 搬送先の確認

消防機関は、災害・救急医療情報システム等を活用し、医療機関の被災状況や道路の損壊状況等の情報を迅速に把握し、医療機関等との緊密な連携を図りながら、収容先医療機関の確認及び搬送を行う。

ウ 搬送経路の確保

災害により搬送経路となるべき道路が損害を受けている場合は、国、県、町等は所管する道路の啓開を迅速に行う。

4 応援協力関係

医療機関は、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

町は、町内の医師をもってしても医療、助産の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ医療、助産の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

5 災害救助法による実施基準

(1) 救助の対象者

ア 医療救助

医療を必要とする負傷又は疾病の状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者。

イ 助産救助

災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べん（死産及び流産を含む）した者で助産の途を失った者とする。

(2) 救助の範囲

ア 医療救助の範囲

- (ア) 診療
- (イ) 薬剤又は治療材料の支給
- (ウ) 処置、手術その他の治療及び施術
- (エ) 病院又は診療所への収容
- (オ) 看護

イ 助産救助の範囲

- (ア) 分べんの介助
- (イ) 分べん前後の処置
- (ウ) 脱脂綿、ガーゼ
- (エ) その他の衛生材料の支給等

(3) 救助の期間

ア 医療…災害発生の日から14日以内

イ 助産…災害発生の日以前 7 日又は以後 7 日以内に分べんした者に対し、分べんの日から 7 日以内

(4) 処置手続等

ア 救護班による場合

救護班が直接対象者を受付け、診療記録により処置する。

イ 医療機関による場合

町長は、生活保護法による医療券に「災害」と朱書して、直接対象者に交付する。

町長は、医療券を交付するときは、医療及び助産を実施する医療機関を指定する。

(5) 整備すべき帳簿

ア 診療記録簿

イ 医薬品衛生材料使用簿

(6) 費用の基準

ア 医療のため支出できる費用の基準

- (ア) 救護班（町及び県）の費用
 - ・ 使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損等の実費
 - ・ 事務費、派遣旅費等（旅費、日当、超過勤務手当）
 - ・ 救護班が使用し、又は患者移送のため車両等の借上げ料及び燃料費（これらについては、別途輸送費として取り扱う。）

(イ) 公立病院救護班の費用

事務費

(ウ) 従事命令による救護班の費用（災害救助法施行規則）

実費弁償費

(エ) 日本赤十字社救護班の費用（災害救助法第34条）

県知事との委託契約により補償する。

(オ) 一般の病院又は診療所により処置した場合の費用

社会保険診療報酬の額以内

（注）災害救助法による医療を受ける者が、国民健康保険組合又は共済組合等に入入している場合の医療費の支出については、災害救助法による医療はすべての保険給付に優先して実施するものであるため、これに要する費用は全額、同法による医療費として支出することができる。

(カ) 施術者に処置した場合の費用

当該地域における協定料金の額以内

イ 助産のため支出できる費用の基準

(ア) 救護班、産院その他の医療機関に処置した場合

使用した衛生材料及び処置費（救護班の場合は除く）等の実費

(イ) 助産師に処置した場合

当該地域における慣行料金の8割以内の額

ウ 費用の請求

救護班、医療班又は医療機関の要した費用の請求は、関係機関を経由して、県本部に提出する。

(7) 医薬品、衛生材料等の確保

医療及び助産救助実施のため、必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は従事する医療関係者（医療機関）の手持ち品を繰り替え使用する。

ただし、手持ち品が不足している場合は、県地方本部、県本部に報告し、その確保、調達を図る。

(8) 応援要請

ア 町長は、管内の医療機関（助産施設を含む）によっては医療及び助産の応急処置を実施することができないとき又は困難であるときは、次の処置をとる。

保健所に次の事項を示して応援の要求を行う。

(ア) 医療、助産救助の実施場所

(イ) 対象者及び医療機関の状況

(ウ) 実施の方法、程度（救護班の派遣、病院等への移送、収容）

(エ) 現地に至る経路、交通状況

(オ) その他災害の状況により必要な事項

イ 緊急を要し、かつ、保健所に連絡をとることが困難な場合は、隣接市町等に直接応援

の要求を行い、事後保健所にその状況を報告するものとする。

(7) 近接の公立病院所在市町村に対して、救護班の派遣要請を行う。

(4) 近接の市町村の適当な医療機関に移送する。

(9) 報告及び事務手続き

関係機関は、災害救助法による医療、助産活動を実施したときは、定められた様式により報告あるいは記録を作成保管する。

6 災害救助法が適用されない場合の費用の負担

(1) 基本方針

災害救助法が適用されない災害における費用は、次により町が負担する。ただし、他の制度により費用の負担が定められているものについては、この限りではない。

(2) 実施内容

ア 医療及び助産の費用

県災害救助法施行細則に定めるところに準ずる。

イ 災害補償

救護班又は医療班として、救護医療活動に従事した医師、その他の者がそのために負傷し、疾病にかかりまた障害者となったときの災害補償は、消防法第36条の3の規定に基づき定めた岡山県消防補償等消防団員等公務災害補償条例の例による。

7 惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第8 遺体の搜索・検視・処理・埋葬

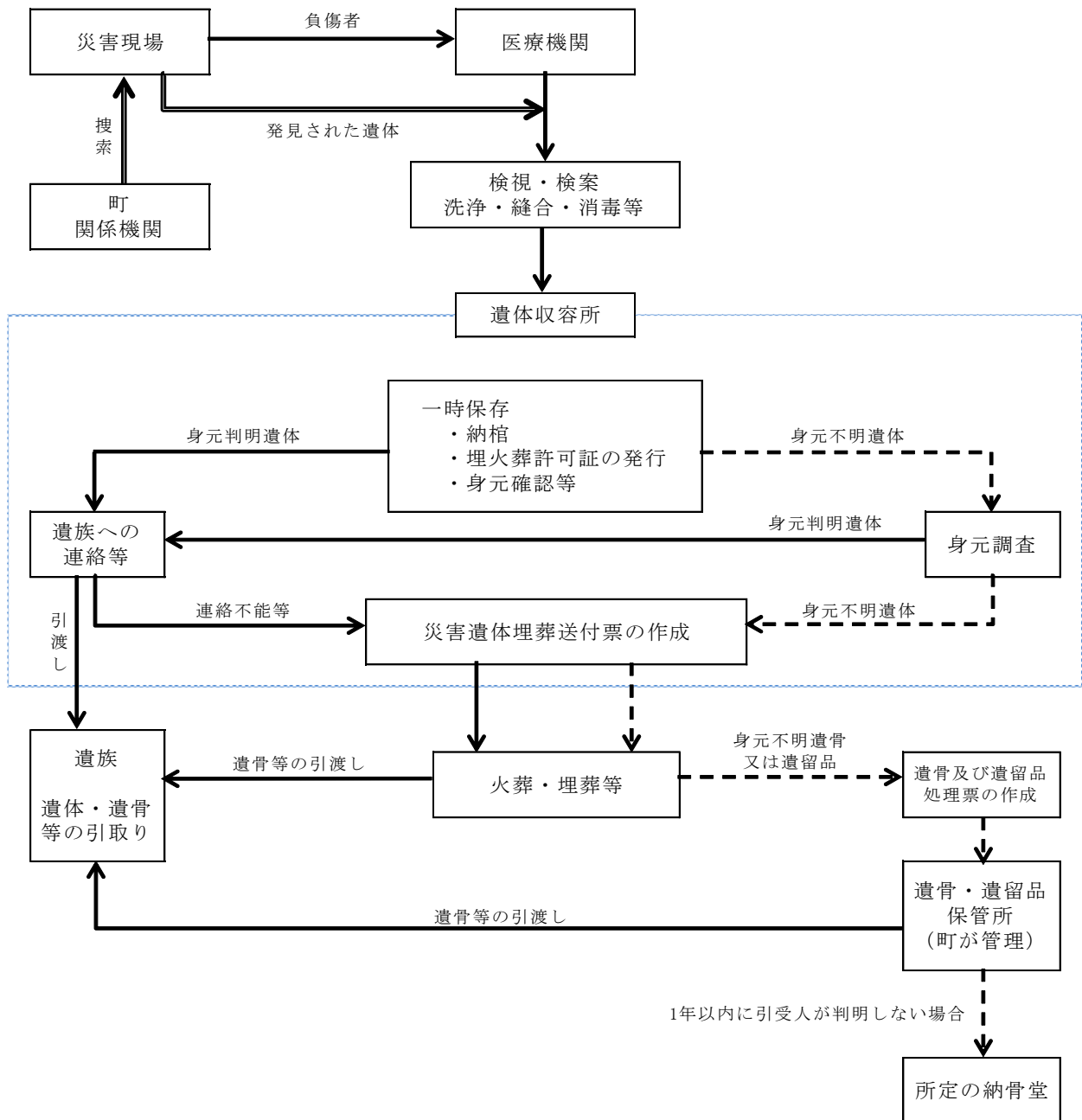
1 基本方針

災害により行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況から判断してすでに死亡していると推定される者を早急に収容することは、人道上、人心の安定上必要であるので、搜索収容し、検視、身元確認、処理、埋葬等を実施する。

町は、町防災計画に基づき、次の事項について対応マニュアルを策定する。

- (1) 遺体搜索体制の確立、必要機器の確保
- (2) 遺体安置場所の確保体制
- (3) 他市町村等及び県の協力による埋葬（火葬）
- (4) 柩、骨つば、ドライアイス等の確保体制

■遺体発見から引渡しまでの流れ



2 災害救助法による実施基準

(1) 搜索

ア 対象

搜索は、行方不明の状態にある者で周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。

なお、この搜索は、死亡者の居住地、住家の状況及び死亡の原因等に関係なく、その者の被災場所が対象となるものである。

イ 方法

県知事の委任を受けた町長が、美咲警察署、津山圏域消防組合及びその他の機関の協力を得て行う。

また、独力では対応できないときは、遺体搜索等の実施及び実施のための要員・資機材等について、県又は他市町村に応援を要請する。要請に当たっては、次の事項を示すものとする。

- (ア) 遺体搜索、遺体処理、埋葬の別とそれぞれの対象人数
- (イ) 搜索地域
- (ウ) 埋葬施設の使用の可否
- (エ) 必要な輸送車両の数
- (オ) 遺体処理に必要な資機材の品目別数量

ウ 搜索期間

災害の発生した日から10日以内とする。ただし、この期間内の搜索が困難と認められるときは、町長は、県知事に対し、期間の延長の申請を行うことができる。

エ 費用の範囲

- (ア) 借上費又は購入費

舟艇その他搜索のために必要な機械器具の借上費又は購入費で、直接搜索作業に使用したものに限る。

- (イ) 修繕費

搜索のために使用した機械器具の修繕費

- (ウ) 燃料費

機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代、搜索作業を行う場合の照明用灯油代

- (2) 遺体の検視（見分）及び処理

ア 遺体処理を行う場合

災害の際に死亡した者について、その遺族等が遺体識別等のための洗浄、縫合、消毒の処置、遺体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合に、応急救助としてこれらの処置を実施する。

イ 遺体処理の内容

- (ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

災害のためほとんど原形をとどめない遺体及び泥土、汚物等が付着した遺体については識別が困難なためこれらを行う。

- (イ) 遺体の一時保存

遺体の身元識別のための相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合等においては、遺体を避難所として使用されている施設を除き、

適当な場所（寺院等の施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）に集めて埋葬等の処置をするまでの間一時安置する。なお、迅速に対応するため、捜索・処理体制、資機材（柩、骨つぼ、ドライアイスを含む。）の確保方法について、事前に計画を立てておく。

(ウ) 検案

- ・遺体についてその死因その他の医学的検査を行う。
- ・検案は、遺体の処理として行う場合は、救護班によって処理することを原則とする。
- ・救護班によって検案を行ういとまがないときは、一般開業の医師によることができる。
- ・検案書の作成は、この計画による遺体の処理の対象としない。

ウ 遺体処理期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、期間内において遺体の処理を打ち切ることができないときは、町長は、県本部に期間の延長を申請する。

エ 費用の範囲

県災害救助法施行細則の定めるところによる。

- (ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用
- (イ) 遺体の一時保存のための費用
- (ウ) 検案に要する費用

通常の場合は、救護班により実施するので費用は支出しない。一般開業医によって行われた場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

(3) 災害救助法適用地域の遺体が同法の適用されない地域に漂着した場合の遺体の処理

適用地域が社会的混乱のため遺体の引き取りができない場合に限り、次の処置を講じる。

ア 遺体の身元が判明しているとき

県内の他の市町村に漂着した場合は、当該市町村は県知事の補助機関として遺体処理を実施するものとし、その費用は県が負担する。

他の県内の市町村に漂着した場合は、漂着地の市町村において処理し、その費用については災害救助法第35条の規定により求償を受ける。

イ 遺体の身元が判明していないとき

遺体の身元が判明していない場合であっても、遺体が被災地から漂着したものであると推定できる場合は、上記と同様に取扱う。

身元が判明せず、かつ被災地から漂着したものであるとの推定ができない場合は、漂着地の市町村長が「行旅病人及び死亡人取扱法」の規定により処理する。

(4) 火葬場の確保

町は、管内の火葬場の処理能力を調査しておくとともに、災害発生時（応援を含む。）の職員招集体制、勤務時間延長等の特別対応対策について、事前に計画を立てておくものとする。

(5) 遺体の搬送方法の確保

町は、事前に搬送用車両の確保方法について計画を立てておくとともに、町内の火葬場の最寄りのヘリポート予定場所について把握しておくものとする。

(6) 遺体の埋葬

ア 埋葬を行う場合

災害の際死亡した者に対して、次の場合に、遺体の応急的な埋葬を実施する。

- (ア) 災害の混乱時に死亡した者（災害発生前に死亡した者で葬祭が終わっていないものを含む。）
- (イ) 災害のため次のような理由で埋葬を行うことが困難な場合
 - ・緊急に避難を要するため時間的、労働的に埋葬を行うことが困難であるとき。
 - ・墓地又は火葬場が浸水又は流失し、個人の力では埋葬を行うことが困難であるとき。
 - ・経済的機構の一時的混乱のため棺、骨つぼ等が入手できないとき。
 - ・埋葬すべき遺族がいないか、又はいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難であるとき。

イ 埋葬の方法

埋葬は町が現物支給をすることを原則とし、棺、骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨の役務の提供をする。

なお、埋葬に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (ア) 事故等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後埋葬する。
- (イ) 身元不明の遺体については、警察機関と連絡し、その調査に当たるとともに、埋葬する。
- (ウ) 身元不明の遺体の取扱については、遺品の保管、遺体の撮影及び性別、容ぼう、特徴等を記録する。
- (エ) 遺留品は、納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第、縁故者に引き渡すものとする。

ウ 埋葬の実施期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、期間内において実施を打ち切ることができないときは、町長は、県知事に対し期間の延長を申請することができる。

エ 費用の範囲及び限度

(ア) 範囲

棺、骨つぼ及び火葬又は土葬の価格はその地方の通常の際の市価による実費。

なお、埋葬の際の人夫賃及び輸送費は、原則としてこの経費に含み、埋葬の際の供花代、読経代、酒代はこの経費の対象としない。

(イ) 限度

県災害救助法施行細則による。なお、大人、子人の別は満12歳に達した者から大人として扱う。

第9 防疫・保健衛生

1 防疫

(1) 基本方針

災害発生時における防疫措置は、感染症の発生の未然防止に万全を期するために、臨時に多数の避難者を収容し衛生状態が悪化し、感染症発生の原因になる可能性の高い避難所をはじめとして、的確かつ迅速に実施することとする。また、このために必要な資機材、人員の確保に努める。

(2) 実施機関

町域の災害における防疫は、町長が実施する。ただし、被害が甚大で、実施が不可能な又は困難なときは、他の市町村又は県本部に応援を要請する。

(3) 防疫活動組織

町は、被災地の防疫活動を迅速に実施するため、おおむね次の基準により、検病調査班及び防疫班を編成し防疫対策を実施する。

(注) 実情により、検査調査班は、防疫班の組織に含めて編成することができる。

班 名	編 成 基 準
検病調査班	医師 1 人、保健師又は看護師 1 人、助手 1 人
防疫班	衛生技術者 1 人、事務職員 1 人、作業員 3 人

(4) 防疫活動基準

ア 検病調査班活動基準

(ア) 被害状況により被災地の検病の実施

- ・滞水地域 週1回以上
- ・集団避難所 できる限り多くの回数

(イ) 被災地の全井戸について検水の実施

(ウ) 感染症患者の隔離

(エ) 災害の状況及び感染症発生状況により、種類、対象、期間を定めて予防接種の実施

イ 防疫班活動基準

(ア) 防疫用資機材を確保し、関係機関等の協力を得て、便槽・家屋等の消毒等の実施

(イ) 県知事が感染症予防のため水道等の使用を停止した場合は、飲料水等生活に必要な水を非被災水道事業者等から確保し、供給する。家庭用水の停止期間中の家庭用水の供給

(ウ) 井戸の消毒の実施

(エ) 感染症を媒介するねずみ、昆虫等を駆除するため、ゴミ捨て場所等に殺虫剤・殺そ剤を散有するなど、地域、期間を定めて実施

(オ) 被災地域の清掃の実施

ウ 応援要請

次の場合には、県に対して必要に応じて応援を要請する。

- (7) 臨時予防接種の実施に当たり、対象者の把握、対象者への連絡等をする必要がある場合
- (4) 自ら防疫活動を実施することが困難であり、必要な人員及び資機材の応援を必要とする場合
- (5) 防疫薬剤の使用基準等
 - ア 災害時における防疫薬剤の使用基準
 - (7) 一般防疫
 - a 井戸等飲料水施設の消毒
浸水井戸1個当たり クロール石灰（さらし粉）200 g 以内
 - b 浸水家屋、便所等の消毒
床上浸水家屋1戸当たり クレゾール200 g 以内
床下浸水家屋1戸当たり クレゾール50 g 以内
全浸水家屋1戸当たり 消石灰 6 kg 以内
 - (4) そ族昆虫駆除
 - a 全浸水家屋 1 戸当たり ダイアジノン4.00
 - b 全浸水家屋1戸当たり 殺そ剤1.80
 - c 全浸水家屋1戸当たり マラソン紛剤 750 g
 - イ 防疫用薬剤の名称
ゾール剤次亜塩素酸ソーダ、カルキ、クレゾール、クレゾール石けん液、消石灰、生石灰、5%ダイアジノン乳剤、オルソジクロールベンゾール剤（オルソクロールベンゾールの含有量50%以上）
 - ウ 防疫用機材の名称
三兼機、二兼機、噴霧器（動力、手動）、ミストファン（ミストゾール）、手動撒粉機
- (6) 防疫措置
 - ア 消毒等
町は、被災の直後に衛生委員等の協力を得て、家屋、その他の場所の消毒等を実施する。
 - イ 仮設トイレの設置
町は、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、リース業者等の協力を得て仮設トイレを早期に設置する。
 - ウ ねずみ、昆虫等の駆除
町は、汚物堆積地帯その他に対し、殺虫、殺そ剤を散布する。
 - エ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による家用水の供給
「第5 飲料水の供給」に準じて実施する。
 - オ 避難所の防疫
町は、避難者の健康状況の調査を実施するとともに、避難所の自治組織等の協力を得

て防疫活動を実施する。特に仮設トイレ、簡易トイレ等の消毒を重点的に行う。

カ 臨時予防接種

町は、予防接種による予防措置を講じる必要性が生じ、県から要請があった場合は、臨時予防接種を実施する。

キ その他の防疫活動

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び予防接種法の規定により実施する。

2 健康管理

(1) 基本方針

本町が被災した場合、町の保健衛生機能だけでは不十分と考えられるので、県及び関係機関等との連携強化を図る必要がある。

(2) 実施内容

町は、被災住民の健康管理を行えるシステムをできるだけ早期に確立することとし、独自での対応が困難な場合は、県に対して要員派遣等の応援を求める。また、県の求めに応じて被災地への保健スタッフの派遣について協力する。

ア 要配慮者への配慮

要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を、福祉事業者やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

イ 巡回健康相談等

保健師等による巡回健康相談等を実施する。

ウ 心のケア

被災や避難所生活の長期化に伴い、精神的に不安定な状態に陥りがちな被災者に対して、訪問や保健所での精神保健相談等により心のケアを実施する。

第10 清掃

1 基本方針

災害時における適正処理体制の確保のため、市町村（一部事務組合）間でのごみ、し尿等の収集・運搬・処分における応援協力体制を整備しておく。

また、ごみ・し尿処理の関連業界、仮設トイレ等を扱うリース業界等の関連業界の協力を得て、迅速に収集・運搬・処分できる体制の整備に努める。

清掃の実施は、町長が町を管轄する保健所の協力を得て実施する。被災が甚大で町で実施できないときは、県関係地方機関に連絡する。

県関係地方機関は、隣接市町からの応援を求めるために必要な措置を講ずる。

2 実施内容

(1) 清掃組織

町は、必要に応じて周辺市町村等へ人員及び機材の応援を求めるとともに県に対し、その調整を要請する。また、あらかじめ民間の清掃及びし尿処理関連業界、仮設トイレ等を扱うリース業界等の関連業界に対して、震災時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておく。

ごみ処理班（１班）					し尿処理班（１班）		
運搬車 （トラック） （台）	作業員 （人）	所要器具		１日処理 戸数（戸）	運搬車 １．８ｔ	作業員 （人）	１日処理 戸数（戸）
		器具名	数量				
１	８～１０	スコップ トビロ 手ミ	作業員 相応	２０	１車	３	３０

(2) 清掃対象

ア ごみ処理

- (ア) 町は、一般廃棄物処理施設等の浸水対策を講じる。
- (イ) 町は、町内の組織・体制を整備する。
- (ウ) 町は、風水害によって生じた廃棄物の一時保管場所である仮置場の配置計画、粗大ごみ等及びし尿の広域的な処理計画を作成すること等により、風水害時における応急体制を確保する。
- (エ) 町は、施設の被害状況、粗大ごみ等の発生量、建物被害状況等について情報収集を行うとともに、県及び国との情報共有に努める。
- (オ) 町は、町防災計画、災害廃棄物処理計画に基づき、風水害廃棄物の発生量を的確に把握するとともに、風水害により生じた廃棄物の処理を適正に行う。なお、がれきの処分に当たっては、アスベストの飛散防止措置を講ずる。
- (カ) 町は、必要に応じ、長期的な観点から、処理の月別進行計画、処理完了の時期等を含めた進行管理計画を作成する。
- (キ) 食物等の残廃物を優先的に収集し、収集したごみは、焼却炉において処理する。
- (ク) 汚泥は地下に埋葬する等の方法により、環境衛生上支障のない方法で処分を行う。
- (ケ) 道路、河川のごみ等は、それぞれの管理者が処理する。

イ し尿処理

し尿の処理については、次の方法により行うものとする。

- (ア) し尿の汲み取りは、し尿運搬車により収集し、し尿処理場に搬出処理すること。
- (イ) し尿の処理は、廃棄物処理法施行令に定める基準に従って行うものとする。
- (ウ) し尿処理に当たっては、し尿汲取業者と事前に協議して協力を得ること。

ウ 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の死体処理は、原則として死亡獣畜取扱場で行う。死亡獣畜取扱場で処理できないときは、環境衛生上支障のない場所に町長の許可を受けて埋却する。

エ 埋葬遺体の処理

墓地の流失等により漂流した埋葬遺体の処理は、漂着地市町村が「第8 遺体の搜索・検視・処理・埋葬」に定めるところに準じて処理するものとする。

(3) 避難所等被災地におけるごみ処理等

町は、速やかに臨時のゴミステーション及び収集日時を定め、また、避難所内のごみの仮置場を定めて、住民及び避難者に周知するとともに、臨時のゴミステーションや仮置場に集められたごみをできるだけ速やかに回収し、あらかじめ選定した処理場へ搬入し、処理を行うものとする。さらに、避難者等の協力を得て、仮置場のごみの整理や飛散・流出の防止等の管理を行う。

トイレが災害により使用不能となった場合は、民間のリース業者等の協力を得て、共同の仮設トイレを設ける等の措置を講じるとともに、避難所等から排出されたし尿の収集・処理を優先的に行うものとする。なお、仮設トイレの設置に当たっては、要配慮者にも配慮するとともに、管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を促進する。

住民は、町が実施するごみ及びし尿処理業務に自発的に協力し、避難所生活に支障が生じないように努めるものとする。

(4) 応援協力関係

町は、周辺の市町及び廃棄物関係団体等と調整し、風水害時の相互協力体制を整備する。

町は、上記の相互協力体制の整備及び廃棄物の処理に際し、必要な人員・収集運搬車両が不足する場合等は、他の市町村及び関係機関に対して支援を要請する。この場合、必要により県に応援を要請する

協力・支援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第11 住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去

1 基本方針

災害により住家が全壊（全焼、流出、埋没）して、自力で住宅を確保できない被災者に対して仮設住宅を供給する。また、土石、竹木等の住家への流入により住むことが不可能となり、自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常生活の可能な程度に応急修理し、又は障害物を除去する必要があるため、その方法について定める。

2 応急仮設住宅の設置

(1) 応急仮設住宅の給与対象者

住家が全焼、全壊又は流失し、居住する住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保することができない者とする。

ア 生活保護法の被保護者並びに要保護者

イ 特定の資産のない失業者、寡婦、母子家庭、老人、病弱者、身体障害者

(2) 入居者の選考方法

入居者の選考に当たっては、被災者の資産、資力及び災害発生前の生活状況等を十分調

査して決定する。

(3) 設置場所の選定

ア 原則として公有地とする。なお、これにより難しいときは、民有地を買収若しくは借り受けるものとする。

イ り災者が相当期間（最大2年）居住することを考慮して、飲料水、ライフライン、保健衛生、通学区等の住環境を考慮するとともに、後日問題が起こらないよう付近住民と十分協議を行い、選定する。

ウ 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮する。

(4) 施工方法

ア 速やかに建築基準法に基づいて設計図書を作成する。

イ 設計図書により、直ちに着工、早期完工の可能な指名業者に請け負わせる。

(5) 管理及び処分

ア 県に協力して、り災者に対して一時的に居住する場所を与えるものであるので、使用目的に反しないよう適切に管理する。

イ 入居者に対しては、一般住宅、町営住宅等への転居及び社会福祉施設への収容を勧める。

ウ 使用目的が達成されたときは換価処分又は解体撤去する。

(6) 応急仮設住宅の設置に係る費用、期間等の措置方法

災害救助法が適用された場合は、県災害救助法施行細則により実施する。

(7) 要配慮者への配慮

避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては、要配慮者に十分配慮する。特に高齢者、障害者の避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努める。

また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

(8) 応急仮設住宅の運営

町は、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。

3 被災住宅の応急修理

(1) 応急修理の対象者

住家が半焼、半壊し、自らの資力で居室、炊事場、トイレ等日常生活に欠くことのできない部分の応急修理ができない者とする。

ア 生活保護法の被保護者並びに要保護者

イ 特定の資産のない失業者、寡婦、母子家庭、老人、病弱者、身体障害者

(2) 応急修理を受ける者の選定方法

応急仮設住宅の設置の場合に準ずる。

(3) 修理方法

災害発生日から 1 か月以内に完工の可能な指名業者に修理箇所、修理概要を指示して施工する。

(4) 被災住宅の応急修理に係る費用、期間等の措置方法

災害救助法が適用された場合は、県災害救助法施行細則により実施する。

4 住宅関係障害物の除去

(1) 障害物除去の対象

居室、炊事場、トイレ等日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運び込まれているため、一時的に居住できない状態にある住家であって、自らの資力で障害物が除去できないものとする。

(2) 対象住家の選定

被災住家の中から上記(1)の条件を満たす住家を速やかに調査し、対象住家を選定する。

(3) 実施

ア 町有車両を活用するが、特殊機械器具等を必要とする場合は、関係業者及び関係機関の応援を求めて実施する。

イ 実施に当たっては、急を要するものを優先し、必要最小限度の日常生活を営み得る状態とする。

(4) 住宅関係障害物除去に係る費用、期間等の措置方法

災害救助法が適用された場合は、県災害救助法施行細則により実施する。

5 その他の障害物の除去

(1) 汚物（廃棄物処理法関連）

一般的には、廃棄物処理法の規定により実施されるものであるが、汚物が生活上著しい障害となっている場合は、災害救助法による救助として除去することができる。

(2) 河川道路上の障害物

河川又は道路の管理者が除去しなければならない。道路上に障害物がある場合であっても、このため家屋に出入りがまったくできない状況にある場合（例えば、その家屋の周囲が泥土で埋まった場合）は、災害救助法による救助として実施することができる。

6 応援協力関係

町は、自ら応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理及び障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理及び障害物の除去の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。また、応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第12 文教災害対策

1 基本方針

災害により通常の教育を行うことができなくなった場合は、早急に教育施設の確保を図る等、応急対策を実施し、就学に支障をきたさないよう措置する。

また、他自治体への児童生徒等の疎開については、疎開先の教育委員会等に弾力的な受入れを依頼するとともに、受入れに関する情報、手続き等について学校から直接保護者等に情報を提供する等、災害時の情報提供体制を整備し、周知を図る。

なお、私立学校においては、本計画に準じ、それぞれ必要な対策を講じるものとする。

学校の再開は、避難所となっている学校では避難者の生活に配慮しつつ、適切な時期に学校教育を再開する。

2 学校等の管理・運営

- (1) 学校長、幼稚園長及び保育園長（以下「校長等」という。）は、学校等の措置について、迅速かつ適切な対応を図るため、教職員等の任務分担及び相互の連携等について、組織の整備を図る。
- (2) 災害が発生した場合、校長等は災害の規模、児童生徒等、教職員及び施設設備の状況を速やかに調査把握し、遅滞なく教育委員会に報告する。
- (3) 校長等は、学校等が避難所の開設等災害応急対策施設として使用される場合は協力し、教職員の配置等必要な措置をとる。

3 児童生徒等の安全措置

(1) 休校措置

ア 在校時の発災の場合

- (ア) 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ休校措置をとる。
- (イ) 児童生徒等を帰宅させる場合は、注意事項について周知徹底させるとともに、教職員が地区別に付き添うなどの安全措置をとる。
- (ウ) 保護者に対して休校措置を連絡する。

イ 在校時外の発災の場合

在校時外に休校措置を決定した場合は、広報を行うとともに、電話等確実な方法で児童生徒等に連絡する。

(2) 避難措置

校長等は、学校施設が被災し、又はそのおそれがある場合、児童生徒等を町が指定する避難所に避難させるものとする。この場合、校長等は、町にその旨報告する。

4 応急教育の実施

(1) 学校等施設の確保

ア 学校等施設が使用可能な場合

被災建物は、構造上の安全を確認し、火災以外の被災建物については、応急修理の上、使用することとするが、この場合水平力及び積載加重に対し、安全の確認を行うものとする。

イ 学校（園）施設が使用不可能な場合

- (ア) 被災校（園）舎が応急修理のため一時的に使用不能の場合、又は1週間以上にわたり授業ができない見込みの場合は、無災害又は被災僅少の地域の学校（園）施設、公民館等の公共施設、その他民有施設を借り上げて臨時校（園）舎を開設する。
- (イ) この場合、校長等は児童生徒等の安全と教育的配慮を行った上で、臨時校（園）舎の予定場所を事前に調査し、応急使用、応急整備の可否等について施設の設置者と交渉し、教育委員会に報告する。
- (ウ) 被災地域が広範囲にわたり、児童生徒等の通学可能地域内に臨時校（園）舎が借用できないときは、県教育委員会に対して通学区域外に臨時校（園）舎及び教員、児童生徒の寄宿舍等を確保するよう要請する。
- (エ) 教育設備の破損、滅失については、早急に修理、補充する必要があるが、修理、補充の不可能な場合には、無災害又は被害僅少の学校設備を一時的に借用し、使用することとする。

(2) 教職員の確保

教育委員会は、教職員の多数が被災し、応急教育の実施に支障がある場合には、県教育委員会に教員の配属について要請するものとする。

(3) 応急教育の実施

校長等は、施設等の確保状況に応じ次の方法等を考慮して、応急教育を実施する。

ア 自宅学習

学校等施設の被災直後の混乱期で、必要と認める場合は、期間を限って自宅学習とする。

イ 学級合併授業又は二部授業

校舎の一部が使用不能な場合は、使用可能な教室、屋内体操場等を利用して学級合併授業又は二部授業等の方法により実施する。

ウ 疎開

通学可能な地域内に臨時校舎を借用できない場合は、通学区域外に臨時校舎及び教員、児童生徒の寄宿舍等を確保する。

(4) 心のケアの実施

町は、県と連携し、被災児童生徒の心の傷への対策として、心のケアを実施することとし、教職員への研修、精神科医、臨床心理士等による巡回相談を行う。

また、校長等は、児童生徒等や保護者を対象とした相談活動を行う。

5 学用品の給与

(1) 給与品目

教科書及び教材、文房具、通学用品

(2) 給与対象者

住家の全焼、全壊、流失、半壊又は床上浸水の被害を受けた世帯の児童生徒等で、教科書、学用品を滅失又はき損した者

(3) 学用品の給与に係る費用、期間等の措置方法

災害救助法が適用された場合は、県災害救助法施行細則により実施する。

6 学校給食に関する措置

学校給食は、可能な限り継続実施する。ただし、次の事情が発生した場合は一時中止するが、この場合、再開に当たっては衛生管理に十分注意するものとする。

- (1) 学校給食施設が災害救助のため使用された場合
- (2) 給食施設が被害を受け、給食の実施が不可能となり、応急復旧が完了するまでの期間
- (3) 感染症が発生し、又は発生の危険がある場合
- (4) 給食物資の調達が困難となった場合
- (5) その他給食の実施が外的事情により不可能な場合、又は給食の実施が適当でないと認められる場合

7 疎開児童生徒等への対応

校長等は、避難所に告示板等を設けて、又は教職員を通じて直接保護者に他府県の対応等の情報及び手続きの方法を知らせる。

8 学校の再開

- (1) 町は、学校の再開に向けて、施設の診断及び他施設との調整を行う。
- (2) 災害時における避難所間の情報提供システムを有効に活用する等により、被災地域内の保護者へ連絡する。

また、他府県等に疎開中の児童生徒への周知については、災害対策本部を通じ報道機関に依頼するとともに、教育情報の窓口を定め、問い合わせに集中的に対応する。

- (3) 校長は、授業再開までに、通学路の安全の確認等を行う。

また、教職員や保護者等との連絡体制を整備しておき、再開の周知連絡を行う。

9 社会教育施設の保護

滅失の場合を除き補強修理を行い、被災を最小限度にとどめるものとする。また、被災社会教育施設を緊急避難所として一時的に使用する場合又は利用者に開放する場合には、学校等施設の応急修理に準じて修理を行い、構造上の安全確認の上、使用するものとする。

10 文化財

- (1) 国指定の文化財

文化財が滅失、き損した場合は、当該文化財の管理者は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により、県教育委員会を経由して文化庁に届け出る。

(2) 県指定の文化財

岡山県文化財保護条例（昭和50年岡山県条例第64号）の規定により、県教育委員会へ届け出る。

(3) 文化財の応急修理

応急修理については、文化財としての価値を損なわないよう、国及び県の指導を受けて実施する。

第6節 社会秩序の維持

1 基本方針

災害発生時には、陸上の災害現場の混乱、人心の動揺等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪の予防、警戒及び社会秩序の維持について定める。

2 実施内容

(1) 陸上における防犯

警察は、町及び関係機関と連携を密にし、次の措置を講じる。

- ア 避難所、警戒区域及び重要施設（駅、金融機関等）の警戒
- イ 自主防犯組織に対する指導と連携によるパトロールの実施
- ウ 被災地に限らず、災害に便乗した各種不法事犯等の予防及び取締り
- エ 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供
- オ その他治安維持に必要な措置

(2) 物価の安定

町は、県と協力して生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占め・売り惜しみが生じないよう、監視するとともに、必要に応じ指導等を行う。

第7節 交通の確保

1 基本方針

広域交通規制対象道路を中心に緊急交通路を指定し緊急通行車両の通行を確保するとともに、交通整理要員及び必要資機材を確保する。

また、住民に対する災害発生時の対応について啓発を行うとともに、帰宅困難者の混乱防止・帰宅支援を行う。

2 陸上交通の確保

(1) 県、県公安委員会

緊急通行車両を確認し、緊急通行車両の標章及び証明書を交付する。

なお、県公安委員会においては、緊急通行車両の事前届出により、緊急通行車両等事前届出済証を交付して、緊急通行車両確認手続の簡素・効率化を図る。

(2) 県公安委員会、県警察

ア 緊急交通路の指定による緊急通行車両の通行の確保

(7) 緊急交通路を指定し、消防、警察、救護関係の緊急通行車両が円滑に運行できるよう道路機能を確保する。

(4) 緊急交通路において通行を不能とする放置車両、道路上の障害物がある場合は、道路管理者、重機保有事業所等の協力を得て優先的に撤去する。

(5) 広域緊急援助隊（交通情報収集専用警察部隊等）の支援が必要な場合は、派遣を要請する。

(エ) 被災地における緊急通行車両の円滑な運行を確保するため、必要な区域又は道路の区間を指定して、一般車両の通行を規制する。

イ 緊急通行車両の届出確認

緊急通行車両等事前届出制度について周知及び適正な運用を図るとともに、災害時における緊急通行車両の確認事務の迅速、適正な処理に努める。

ウ 交通広報

(7) 交通規制の状況に関する情報提供や交通総量の抑制について、道路交通情報板等を活用するとともに、日本道路交通情報センター、マスコミ等による広範囲な広報活動を実施する。

(4) 規制現場措置として、迂回路マップ等を活用し、ドライバーに対する現場広報を実施する。

(5) 住民等に対し、災害発生時のドライバーとしての対応についての意識啓発に努める。

(3) 県、県警察

ア 交通整理要員及び関係資機材の確保

県、県警察は、岡山県警備業協会との協定の締結等による交通誘導等の整理要員及び誘動資機材の確保等、必要な措置を講じる。

イ 県警察は、電源の切断等により交通信号機が使用できない場合に備え、県南主要交差点に交通信号機用非常電源装置を設置する。

(4) 県、町

被災地及びその周辺の交通量を極力制限するため、救援物資の集積所を確保（ヘリポート基地の併設が望ましい。）するとともに、被災地域には小型貨物車両により効果的な搬送を行う。

(5) 道路管理者

管理する道路等に被害が出た場合は、応急の復旧を図る。道路施設の破壊等により交通の危険が生じたときは、警察と協議し、区間を定めて通行を禁止し、又は制限する。

応急復旧工事の実施が困難な場合は、県又は県を通じて自衛隊に応援を要請する。

(6) 自衛隊及び消防本部

自衛官及び消防職員は、現場に警察官がいない場合は、緊急通行車両の通行の確保のための措置を行う。

(7) 鉄道事業者

線路、橋梁等に被害が発生した場合は、列車の退避等を行うとともに、応急復旧に努める。

独力で復旧が困難な場合は、県又は県を通じて自衛隊に応援を要請する。

(8) 住民等

被災地域及びその周辺において実施される警察官等による交通整理の指示に従うほか、被災地域における一般車両の走行を極力自粛する。

3 航空交通の確保（ヘリポート基地の整備・確保）

県、町、防災関係機関等は、相互に連携し、ヘリポート基地等の整備確保に努める。

4 帰宅困難者対策

県、町、防災関係機関等は連携し、適切な情報提供、避難所の開設等により帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止する。また、徒歩帰宅者のための支援策を講じる。

5 緊急通行車両の確認

県又は隣接・近接する府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、公安委員会は、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺地域にあっては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するが、これに伴う緊急通行車両であることの確認は、次に定めるところにより行う。

(1) 実施者

緊急輸送を行う車両の使用者の申出による確認事務は、岡山県のほか美咲警察署において実施する。

(2) 確認後の手続

美咲警察署は、緊急通行車両の確認をしたときは、あらかじめ作成して備え付けてある次項に掲げる標章及び緊急通行車両確認証明書を交付するとともに別に定める「緊急通行車両確認申請受理簿」を整理して、処理のてん末を公安委員会に報告する。

なお、県公安委員会においては、緊急通行車両の事前届出により、緊急通行車両等事前届出済証を交付して、緊急通行車両の確認手続の簡素・効率化を図る。

(3) 緊急通行車両確認証明書の交付申請

対策本部の各対策部が実施する緊急輸送に係る確認の申請は、総務課が定められた様式により各対策部を取りまとめて警察署に提出し、確認証明書の交付を受ける。

6 交通規制

町及び防災関係各機関は、企業体、県及び県警察の協力のもとに、多数の遭難を伴う大規模な交通機関の事故時における応急対策及び災害時における交通規制並びに主要路線の確保等についてこの節並びに県、町防災計画の定めるところにより、各種の応急対策を実施し、住民の生命財産の保全に努める。

(1) 県公安委員会、県警察による交通規制

ア 災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合は、その状況に応じて、災害応急対策活動及び災害復旧活動の円滑な推進並びに一般交通の安全を図るため、次の措置を講じる。

(7) 災害の規模、態様、道路の状況等に応じ、避難路の確保、救出、救護等の緊急交通路の確保及び災害復旧の促進に必要な交通の整理、規制を行う。

(4) 道路及び橋梁の被害（通行可否）を速やかに調査把握し、通行不能又は危険道路における通行の禁止、制限等の交通規制を行う。

(7) その他交通渋滞の防止解消に必要な広域交通規制を行う。

イ 災害時において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、関係機関に連絡して区域又は道路の区間（以下「区域等」という。）を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し又は制限する。

ウ 県警察は、被害の規模に応じて速やかに広域緊急援助隊の出動を要請する。

(2) 道路管理者による通行の禁止・制限

ア 道路の通行が危険であると認められる場合における道路の通行を禁止し又は制限する基準を事前に定め、交通機関への連絡、その他必要な措置を講じる。

イ 災害の発生するおそれがある場合又は災害時において、道路施設の破損等の事由により、交通が危険であると認められる場合又は被災道路の応急補修若しくは応急復旧等の措置を講じる必要がある場合は、県警察と協議して、区間を定めて道路の通行を禁止し又は制限する。

ウ 道路法に基づいて道路の通行を禁止し又は制限したときは、直ちに禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設置する。

エ 復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。

(3) 相互連絡

県公安委員会、県警察及び道路管理者は、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制が必要な場合は、事前に道路の通行の禁止又は制限の対象、区域等、期間及び理由を相互に通知する。

(4) 交通規制の標識等

道路管理者は、道路法第46条の規定に基づく規制を実施した場合は、禁止又は制限の対象、区域等及び期間を記載した道路標識等を設置する。ただし、緊急を要するため、道路標識等を設置するいとまがないときは又は設置することが困難なときは、警察官等が現地において指示する等の措置を講じる。

(5) 広報

道路の通行を禁止し又は制限するときは、道路交通情報板をはじめ、道路交通情報センター及び報道機関等を通じ、関係機関、一般通行者等に対し広報するとともに、適当な迂回路を設定して、一般交通にできる限り支障のないよう努める。

第8節 輸送

1 基本方針

災害発生時には、町及び防災関係機関は、応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、防災関係機関及び運送業者等の保有する車両等を調達して緊急輸送体制を確保する。

緊急輸送においては、被災地の状況の把握のほか、そこに至る広域的な輸送ルートの確保を図り、輸送順位を考慮の上、必要な人員、応援隊及び資機材等が円滑に輸送できる措置を講じる。

災害時の緊急輸送の範囲はおおむね、消防・救急のための要員・資機材・車両、救援物資、応急対策用資機材、医療（助産）救護を必要とする人、その他必要な物資・人員である。あらかじめ指定しておいた緊急交通路は、状況に応じて障害物の除去や亀裂等の応急補修を他の道路に先駆けて行い、防災対策関係機関が効率よく有機的に活動できるように道路の確保を図る。

2 輸送ルートの確保

(1) 実施機関

ア 災害時における輸送は、それぞれ災害応急対策を実施する機関が行う。

イ 災害が激甚のため災害応急対策実施機関において輸送力を確保できないときは、関係機関の応援を求めて実施する。

(2) 輸送ルートの確保

ア 道路管理者

(7) 各道路管理者は高速道路、国道、県・市町村道等について、早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能の確保を図る。

(4) 道路上の倒壊物等の除去は、道路管理者が民間（土木建築業者）等の協力を得て、応急に実施する。

イ 警察

(7) 警察は、被災地直近はもとより、広範囲な交通規制を行い、必要に応じ、隣県警察の協力を得る。

(4) 県知事及び公安委員会は、緊急車両の確認事務の調整を図り、緊急通行車両の標章等を確保しておく。

(7) 公安委員会は、事前届出制により平常時から緊急通行車両の審査を行う。

3 町本部の輸送ルート調整

(1) 輸送ルートの調整

町本部は、輸送ルートに関する情報を収集し、適切な輸送ルートを判断した上で、防災関係機関等に情報提供し、又は指示をする。

輸送ルートについては、県外からの応援隊及び資機材等に関連するので、その情報は報道機関を通じて、全国的に周知を図る。

(2) 輸送の確保措置

ア 輸送の方法

災害時における輸送は、災害の状況、輸送路の状況、輸送物資等の種類等十分調査し、最も迅速、確実に輸送できる方法をもって行う。

輸送の方法は、次のとおりである。

- (7) 貨物自動車、乗用自動車による輸送
- (4) 航空機による輸送
- (5) 人力による輸送

イ 車両の確保

実施機関が所有する車両による輸送の確保ができないときは、次の順位で借上げ等の処置を講ずる。

- (7) 公共的団体の車両
- (4) 営業者所有の車両
- (5) 一般の自家用車両

ウ 自衛隊災害派遣による輸送力の確保

陸上の輸送が途絶して緊急を要する場合には、「自衛隊の災害派遣要請計画」に基づき、被災者又は緊急物資等の輸送のため自衛隊の航空機の出動を要請する。

- (7) 自衛隊所有車両による輸送支援の要請
- (4) ヘリコプター等航空機による支援の要請

エ 町所有輸送力以外による輸送の確保

- (7) 指定地方公共機関、指定地方公共機関への協力依頼
 - ・ J R（人員、貨物）
 - ・ 民間交通機関（人員、貨物）
- (4) その他の輸送業者との契約

輸送業者以外の個人、会社等が有する車両の借上げ状況により、岡山県運輸支局が輸送力確保のあっせんを行う。

オ 応急公用負担による輸送の確保

町長は、車両等による通常の方法では輸送を確保することが非常に困難であると認めるときは、従事命令を執行して、輸送関係業者を輸送業務に従事させることができる。

カ 燃料の確保

災害時における自動車燃料の確保は、民間との連携の上、行う。

調達方法は、町内業者の販売系統による。

キ 救援物資搬送車両の方法、制限

被災地及びその周辺の交通量を極力制限するため、救援物資の集積場を確保（ヘリポート基地の併設が望ましい）するとともに、被災地域には小型貨物により効果的に搬送を行う。

ク 航空交通の確保

県・町・防災関係機関等は、相互に連携し、自衛隊のほか関係機関のヘリコプター空輸に

対応する必要がある、町はヘリコプター基地の確保を図る。

(3) 緊急交通路の確保

ア 緊急交通路については一般車両の通行を規制する。

イ 道路上の障害物を除去し、緊急交通路を確保する。

ウ 亀裂等の被害を受けた道路は速やかに復旧し、緊急輸送の確保に努める。

エ 緊急輸送の確保の方法

(7) 沿道住民、及び町職員による交通規制

緊急交通路が通る沿道の自主防災組織及び町職員が、発災後直ちに緊急交通路確保のための交通規制に当たるよう、あらかじめ事前に協定を結んでおく。

(4) 障害物の除去及び応急復旧

町内の重機を保有する事業所は、発災後速やかに自発的に事業所周辺の道路の障害物の除去や応急復旧に当たるように協定を結んでおく。

4 人員、物資の輸送順位

(1) 輸送第1段階

交通規制の地点においては、一般車両の被災地への進入を抑制するなど緊急通行車両を優先させ、輸送の強化を図る。

輸送の第1段階では特に次の輸送に配慮するものとする。

ア 人命の救助等に要する人員、物資

イ 応急対策に必要な人員、資材

(2) 輸送第2段階

人命の救助活動及び応急対策の進行状況等を勘案し、災害対策に必要な車両が通行できるよう措置を講じる。

ア 救援物資（食料、飲料水、衣服、寝具等）

イ 応急復旧等に必要な人員、物資

5 災害救助法による輸送計画

(1) 輸送の範囲

災害救助法による救助実施のための輸送の範囲は、次のとおりである。

種 類	内 容
被災者の避難	① 被災者自身避難させるための輸送 ② 被災者を誘導させるための人員、資材等の輸送
医療及び助産	① 重症患者で救護班で処理できない場合等の病院又は産院への輸送 ② 救護班に属する医師、助産師、看護師等の輸送 ③ 救護班が仮設する診療所等への入院又は通院のための輸送

種 類	内 容
被災者の救出	① 救出された被災者の輸送 ② 救出のための必要な人員、資材等の輸送
飲料水の供給	① 飲料水の輸送 ② 飲料水を確保するための必要な人員、ろ水器その他飲料水の供給に必要な機械、器具、資材等の輸送
生活必需品等の供給	① 被服、寝具その他の生活必需品の輸送 ② 学用品の輸送 ③ 炊き出し用食料品、調味料、燃料の輸送 ④ 衣料品、衛生材料及び義援物資の輸送
遺体の搜索	遺体の搜索に必要な人員及び資材等の輸送
遺体の処理 (埋葬を除く。)	① 遺体の消毒、縫合、洗浄等の処置及び検案のための救護班員等人員の輸送並びに遺体の処理のための衛生材料等の輸送 ② 遺体発見現場から一時安置所までの移送その他移動に伴う遺体そのものの輸送及び遺体を移送するための人員の輸送

(注) 以上のほか、次の場合には県知事の承認を得て輸送を行うことができる。

- ① 埋葬のための輸送
- ② 避難所開設のための人員、資材
- ③ 応急仮設住宅、住宅応急修理のための人員

(2) 輸送の期間

災害救助法による各救助の実施期間中。ただし、各種目ごとの救助の期間が県知事の承認により延長（特別基準）されたときは、その救護に伴う輸送の期間も自動的に延長される。

(3) 輸送の費用の支払範囲

輸送の実費支払の範囲は、輸送費（運賃）、借上料、燃料費、消耗器材費及び修繕料とする。

第9節 電気・ガス・水道の供給

1 基本方針

電気、ガス、水道は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであるから、災害によりこれらの施設・設備が被害を受けた場合においても、その供給は緊急性を有するので、これらの供給を円滑に実施するための応急工事をはじめ緊急措置を中心に定める。

2 電気

(1) 実施責任者

電気事業者（中国電力㈱、岡山県企業局）

(2) 実施内容

ア 災害時における応急工事等

電気事業者は、災害が発生した場合は、被災施設・設備の状況を速やかに調査把握し、発電、受電施設・設備、送電・配電線路等に被害があったときは、応急工事を実施するとともに、中国電力㈱においては供給先の住民等への広報を速やかに実施する。

なお、公共施設に対する復旧の遅速は、社会的に大きな影響を及ぼすことから優先復旧を図る。

イ 災害時における電気の保安

強風、塩害、浸水等により危険と認められる場合は、送電を中止するほか、危険場所、危険設備に対しては、危害防止に必要な措置を講じる。

ウ 復旧予定時期の明示

復旧に当たっては、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

(3) 応援協力関係

ア 電気事業者は、被害発生に伴い、自社の供給力に不足を生じた場合は、他の電気事業者に要請して電力の融通を受け、供給力の確保を図る。

イ 電気事業者は、特に必要があると認めるときは、他の電気事業者が電気の融通を行うよう中国経済産業局に要請する。

ウ 電気事業者は、応急工事が実施困難な場合は、他の電気事業者の応援を要請する。

エ 電気事業者は、上記による応援を得ることが困難な場合は、資機材の確保について特に必要があると認めるときは、中国経済産業局へ、また、要員の確保については県へそれぞれ応援を要請する。

3 ガス

(1) 実施責任者

液化石油ガス事業者

(2) 実施内容

ア 緊急時の連絡、出動体制の確立

ガス事業者は、緊急事故に備えあらかじめ出動体制、連絡体制等を確立しておく。

イ 消防機関、警察機関への連絡、通報

事故の状況、内容により消防機関、警察機関に連絡し協力、指示を求める。

ウ 事故発生時の措置

- (ア) 初動措置は、事故の状況に応じて適切な措置を講じなければならない。また、常に適切な措置がとれるよう訓練しなければならない。
- (イ) ガス事故により、災害が拡大、波及するおそれのある事故については、交通規制等により、事故拡大の防止に努めなければならない。
- (ロ) 中国四国産業保安監督部、県警察及び町へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

エ 供給停止の場合の措置

- (ア) やむを得ずガスの供給を停止する場合には、供給先に周知徹底を図り、二次災害の防止に努めなければならない。
- (イ) 供給停止後は、早期に供給が再開されるよう努めなければならない。
- (ロ) 復旧に当たっては、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

(3) 応援協力関係

ガス事業者は、応急工事の実施が困難な場合又は原料、資機材若しくは要員の確保が必要な場合は、「地震、洪水等非常事態における救援措置要領」（（社）日本ガス協会）及び「地震・洪水等非常事態における緊急措置要綱」（同協会中国部会）に基づき、（社）日本ガス協会に対し応援を要請する。

また、要員が不足する場合は県へ応援を要請する。

4 水道

(1) 実施責任者

町、水道事業者（工事用水道事業者を含む。）

(2) 施設の保護

ア 水源保護

- (ア) 常時点検整備し、必要な都度補修して万全を期する。
- (イ) 取水施設の所在地付近は特に注意し、源水汚染の疑いがある場合は直ちに取水を中止し速やかに水質検査を行う。

イ 配水施設保護

定期又は臨時に巡視点検し、必要な都度補修して万全を期す。また、災害により配水管が破損した場合は、早急に漏水を防止する。

ウ その他の施設保護

電気施設については、常時点検整備し万全を期する。

(3) 実施内容

ア 水道設備の防護

災害による上水道及び簡易水道等の設備を防護し、被害の発生時における飲料水の供給を確保するため、町は次の対策を実施する。

- (ア) 停電のための給水不能を予想して、自家発電装置を設置する。
- (イ) 水源池が低地帯にあるものは、浸水防除の措置をとる。
- (ウ) 常時使用しない機械器具について点検整備を行う。
- (エ) 応急復旧資器材の確保に努める。
- (オ) 相互応援協定の確立に努める。

イ 応急給水の実施

減・断水の状況によっては、臨時給水所を設置し、給水車等により応急給水を実施するとともに、住民に対して給水場所や給水時間等について広報する。特に、要配慮者に配慮した給水を行う。

ウ 災害時における応急工事

- (ア) 災害の発生に際しては、取水、導水、浄水施設の防護に全力をあげ、給水不能の範囲をできるだけ少なくする。
- (イ) 取水、導水、浄水の施設が破壊し給水不能又は給水不良となった区域に対しては、他の系統の全能力をあげて給水するとともに、施設の速やかな復旧を図る。

エ 災害時における水道水の衛生保持

施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないように処置するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう一般に周知する。

オ 復旧予定時期の明示

復旧に当たっては、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

(4) 応援協力関係

水道事業者は、応急復旧作業等が、自己の力で処理し得ないと判断された場合は、県及び非被災市町村に応援を要請する。

要請に当たっては、必要な資機材、給水車の台数、運転手の有無、受渡し場所、期間を明示する。

第10節 防災営農

1 基本方針

災害による農林関係被害の防除活動を的確に実施するため、農地、農業用施設、農作物、家畜、林産物に対してなすべき措置を中心に定める。

2 実施責任者

町は、県等と協力し、農地及び農業用施設に対する応急措置、農作物に対する応急措置、家畜に対する応急措置、林産物に対する技術指導を行う。

3 実施内容

(1) 農地及び農業用施設に対する応急措置

ア 農地

町及び土地改良区は、河川等の氾濫により農地に湛水した場合は、ポンプ排水又は堤防切開工事により、湛水排除を図る。

イ 排水機

町及び土地改良区は、排水機場に浸水のおそれがあるときは、土のう積等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。被災により機能を失ったときは、応急排水ポンプ（移動用ポンプ）により湛水の排除に努める。

ウ ダム・ため池

町及び土地改良区は、ダム、ため池が増水し、漏水、溢水のおそれがある場合は、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは取水・放流管を開放し下流への影響を考慮の上、水位の低下に努める。

エ 用排水路

町及び土地改良区は、取水樋門等を操作し、又は水路開削・補強等の応急工事を実施することにより、水路の決壊防止に努める。

オ 頭首工

町及び土地改良区は、頭首工の保全のため必要な措置を講じるとともに、決壊するおそれがある場合は、応急工事を行う。

(2) 農作物に対する応急措置

ア 災害対策技術の指導

町は、県及び農業協同組合等農業団体と一体となって技術指導を行う。

イ 病虫害の防除指導等

町は、県及び農業協同組合等農業団体と一体となって、具体的な防除の実施を指導する。

(3) 家畜に対する応急措置

ア 町は、県、畜産関係団体と協力し、災害発生に伴う家畜の管理について地域の実情に応じた指導を行う。

イ 家畜の防疫

県は、各種家畜伝染病の発生のおそれがある場合は、町、家畜防疫員等の協力を得て、必要に応じ、畜舎等の消毒、家畜への予防注射等を実施し、また、家畜伝染病が発生した場合は、家畜伝染病予防法に基づき、死亡家畜等の適切な処理及び家畜等の移動制限等のまん延防止措置を講じる。

(4) 林産物に対する技術指導

ア 災害対策技術指導

町は、県、森林組合等と協力し、種苗生産者、森林所有者に対し、被災苗木、森林に対する措置等林産物について技術指導を行う。

イ 風倒木の処理指導

町は、風倒木の円滑な搬出等について、県、森林組合と協力し、森林所有者に対し、必要な技術指導を行う。

ウ 森林病虫害等の防除

町は、森林病虫害等を防除するため、県、森林組合と協力し、森林所有者に対しその防除活動について技術指導を行う。

エ 凍霜害防除

(2)ウに準ずる。

4 応援協力関係

(1) 農業用施設に対する応急措置

ア 町及び土地改良区は、湛水排除の実施が困難な場合は、県を通じて中国四国農政局へ移動用ポンプの貸与を依頼する。

イ 町は、ダム、ため池、用排水路等について応急工事の実施に必要な人員、資機材の確保について、県及び関係市町村に応援を要請する。

ウ 応援の要請を受けた市町村は、これに積極的に協力する。

第11節 水防計画

1 基本方針

洪水等による水害が発生し、又は発生が予想される場合は、これを警戒し、防御し、及びこれらによる被害を軽減するよう、水防活動を中心に定める。

この水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第4条の規定に基づき、県知事から指定された、指定水防管理団体たる町が同法第32条の規定に基づき町の地域にかかる河川、湖沼の洪水等の水害に対処し、その被害を軽減することを目的とする。

2 水防の責任

(1) 町の責任

水防管理団体は町とし、水防管理者は町長とする。町長は、町における水防体制と組織の確立強化及び水防能力の確保に努め、区域内における水防対策を実施する。

(2) 一般住民の責任

水防区域内に居住するものは、気象状況、出水状況等に注意し、水害等が予想される場合は、進んで水防に協力する。

3 水防本部の設置及び組織事務分担

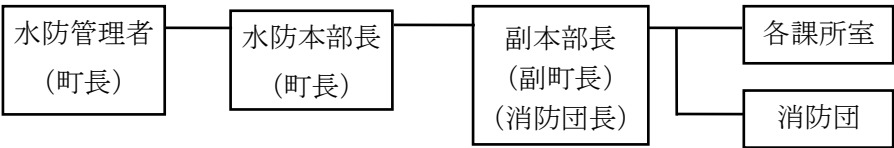
(1) 水防本部の設置

水防活動を行う担当は、町水防本部とする。

ただし、町災害対策本部条例による町本部が設置されたときは、水防本部は町本部に吸収される。

(2) 組織及び業務分掌

ア 組織



イ 事務分掌

組織名	職 務 分 掌
庶務班	水防資機材の調達に関すること 配備要員の給与に関すること 水防資機材の輸送に関すること 自動車等輸送手段の確保に関すること その他一般庶務

企画班	諸状況の判断及び各種指令運営に関すること 各種対策の企画立案に関すること 水防作業の技術指導に関すること
情報連絡班	水防に関する各種情報の収集 水防本部指示の伝達 報道機関との連絡調整 水防関係機関との連絡調整 気象状況、水防活動状況、被害状況等の記録及び記録の整理

ウ 配備の種類

	配備の時期	主 な 業 務
注意体制	第 1 号配備	少数の職員と団員をもって行動を開始し、諸情報の収集、連絡等を主として行い、状況の推移によっては、直ちに警戒体制の必要な職員と団員の招集、その他活動できる体制とする。
警戒体制	第 2 号配備	水防区域分団の約半数をもって活動を実施し、緊急事態が発生すれば、そのままに必要な活動が遅滞なく遂行できる体制とする。(町内職員は全員配備とする)
非常体制	第 3 号配備	水防区域内全員及び応援隊、地域住民をもって完全なる活動体制とする。(全職員配備)

4 水防本部の係員の非常招集

事務担当する係員等は水防本部の業務開始の指令を受けたときは、直ちに本部に参集し、水防本部長の指揮を受けるものとする。

5 業務

水防管理者である町長は、消防団を指揮して次の業務を行う。

(1) 連絡

町長は、常に美作県民局、美咲警察署並びに隣接の他の管理団体と水防に関する相互連絡について、あらかじめ打ち合わせをし、定めた連絡方法により、密接な連絡をとる。

(2) 情報収集及び記録

町長は、管轄区域内の各河川等の状況を把握するため、あらかじめ定められた箇所毎に巡視員を派遣して、随時又は定時に区域内を巡視させ、水位の変動、堤防、護岸の異常について報告させるとともに、水門、樋門の管理者にその開閉状況を報告させ、その移動については、これを記録し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、美作県民局に連絡して、必要な指示を受ける。

(3) 警戒監視

- ア 監視は、原則として担任区域の消防団が当たり、必要により職員を適宜配備する。
- イ 監視は、随時担当区域を巡視し、溢水、漏水、決壊等のおそれがあると認められるときは、直ちにその状況を消防団分団長を経て、町長に報告し、応急工作等必要な措置を行う。また、水防体制が発動されたときから管轄の水防区域の監視及び警戒を厳重にし、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、ため池等の管理者及び県に連絡する。
- ウ ため池管理者（町長、土地改良区、所有者）においても監視及び警戒を行い、異常を発見した場合は、水防管理者に連絡する。

(4) 出動準備

水防管理者（町長）は、水防警報が発表される等水防上危険が予想される次の状態に至ったときは、県及び町の水防計画の定める基準により消防団の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。

- ア 河川水位が通常水位より異常に上昇し、注意若しくは警戒を要すると判断されるときは、直ちに関係消防分団長に通知するとともに次項に定める「水防信号」により周知し、さらに必要な団員を招集し警戒水防活動に当たらせる。また、美作県民局長に報告する。
- イ 気象状況等によって、洪水の危険が察知されるとき。

(5) 水防信号

水防信号は、次により行う。

信号の種類	発するとき	措置事項
第1信号	河川の水位が警戒水位に達したとき	一般住民に周知するとともに、必要な団員を招集し、河川の警戒に当たる。
第2信号	各分団長より洪水のおそれがある旨の報告があったとき	各分団員を招集するとともに、水防活動に必要な資材を現場に輸送する。
第3信号	堤防が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生したとき	各分団員のほか、必要により一般住民の出動を求める。
第4信号	洪水が著しく切迫し、区域内住民を避難させる必要があると認めたとき	警察署に通報し、一般住民を避難場所に誘導する。

(6) 援助の要請

- ア 町長は、水防のため必要があるときは、津山圏域消防組合消防長に消防職員の出動を要請する。
- イ 町長は、水防のため必要があると認めたときは、美咲警察署長に対して警察官の出動を求める。
- ウ 町長は、水防のため必要があるときは、その地域内の居住者又は水防現場にいる者を水防作業に従事させることができる。

(7) ダム、ため池、水門、こう門等の操作

ダム、ため池、水門、こう門等の管理者（操作担当者を含む。）は、気象状況等に関する通

知を受けたときは、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行い、放流の際、下流地区に対する迅速な連絡を実施する等その操作の万全を期する。

(8) 水防作業

町長は、管内の水防作業を指揮し、状況に応じた適正な工法により、堤防の決壊を未然に防止する。なお、必要があると認められるときは、美作県民局長に指揮のための職員の派遣を要請する。

河川、ため池等が漏水、がけ崩れ、越水等の状態にあり、放置しておく危険となった場合、水防管理者は、その応急措置として、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、主として水防工法を実施する。

(9) 相互応援

町長は、緊急の必要があるときは、隣接の他の水防管理者又は消防団長に対して、応援を求めることができる。

応援のため派遣される者は、所要の器具及び資材を携行し、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。

町長は、県に対し、水防資機材の支援及び水防工法の指導のための職員の派遣を要請することができる。

(10) 決壊等の通報及び決壊後の処置

堤防その他の施設が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生したときは、町長、消防団長は直ちにその旨を美作県民局長及び氾濫する方向の隣接する水防管理団体等に通報する。

また、決壊箇所等については、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。

(11) 避難のための立ち退き

洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、町長は、必要と認める区域の居住者に対し、みさきネット、ラジオ、信号又は広報その他の方法により立ち退き又はその準備を指示する。立ち退きの指示をする場合は、美咲警察署長にその旨を通知する。

(12) 業務の閉鎖

町長は、県水防本部長から水防解除の通知があったとき、若しくは水位が警戒水位以下に減じ、かつ危険がなくなったときは、水防解除を命じ、その業務を閉鎖したときは、これを一般に周知させるとともに、美作県民局長に対してその旨を報告する。

6 湛水排除

町及び土地改良区は、河川の決壊等により湛水した場合は、湛水排除を実施するほか、町は、排除ポンプにより排除を実施し、都市下水道施設が損壊した場合は、直ちにこれに応急措置を施す。

7 水防報告

町長は、水防が終結したときは、遅滞なく水防実施状況報告書を美作県民局長を経由して、県水防本部長に報告するとともに、水防記録を作成してこれを保管する。

8 費用負担

町は、その管轄区域の水防に要する費用を負担する。

ただし、他の水防管理団体等に対する応援のために要する費用の負担は、応援を求めた水防管理団体と応援した水防管理団体の間の協議による。

9 水防資材

(1) 水防用備蓄資器材

町は、水防倉庫、資材を整え、備蓄しておく。

(2) 水防資器材の調達

水防資器材確保のため、民間の水防資器材取扱業者とあらかじめ協議しておく。なお、各分団において状況の急変等により、水防本部に要請するいとまがないときは、各分団長は当該地域の業者等により調達するものとする。その場合、その旨を水防管理者（町長）に報告する。

10 地域住民の応援

水防活動上必要がある場合は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の立入りを禁止し、又は制限し、その区域内の居住者に水防応急活動の協力援助を要請する。

11 水防訓練

(1) 実施時期

町長は水防に関する訓練を毎年5月末日までに実施する。

なお、訓練の実施に当たっては、美作県民局関係機関と連絡を密にする。

(2) 訓練種別

水防訓練の種別は、通信訓練、招集訓練、水防工法訓練、水防等操作訓練、避難訓練とする。

第12節 消防計画

1 基本方針

火災を警戒、防御し、被害を軽減するため、組織施設の整備、水利の確保並びに危険区域対策等の消防活動は次による。

2 実施内容

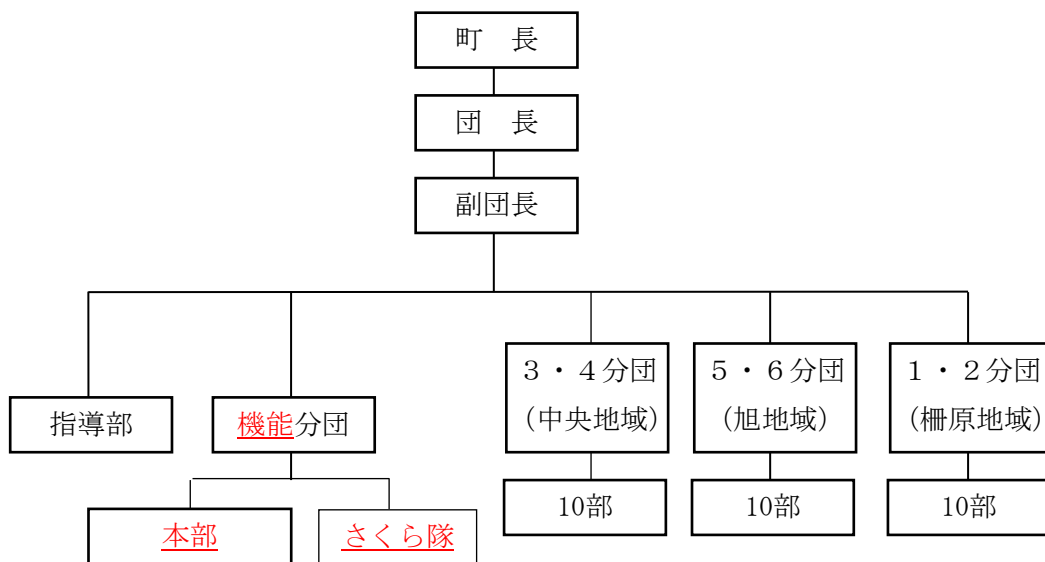
(1) 消防の任務（消防組織法第1条）

消防は、その施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震火災等の災害を防御し、被害の軽減することをもって任務とする。

ア 消防の実施責任者は、町及び津山圏域消防組合である。

イ 大災害等の非常事態においては、県知事は町長及び消防長に対し、災害防御の処置に関し必要な指示をすることができる。

(2) 消防組織体制



(3) 施設の整備

ア 消防水利

消防水利は常時使用可能な状態に保安全管理するとともに、水利不足の地域について、計画的に増設を図り、プール新設に際しては、消防用水利として有効に活用できるように措置を施し、また用水路改修の際は消防用ピットを設ける等、消防用水利の強化を図る。

消防水利別現有状況は次のとおりである。

種 別	数 量
消 火 栓	188基
防火水槽	518基

(4) 消防活動計画

ア 火災警報

町長は、火災気象通報が発せられた場合又は気象の状況が火災の予防上特に危険であると認めたときは、火災警報又は注意報を発令する。

(7) 火災警報は、気象状況が次のいずれかに該当するとき発令する。

a 実効湿度が65%以下、最低湿度が40%以下で、最大風速が毎秒7 m以上となる見込みのとき

b 平均風速が毎秒10m以上になる見込みのとき

(イ) 住民に対する周知方法

サイレン、みさきネット、広報車等（特に必要と認める場合消防車両による。）

(ウ) 火災警報の解除

町長は、岡山地方気象台長の発する乾燥注意報、強風注意報等の解除の通報を受けたとき又は当地の気象状況が火災発生の危険状態を脱したと認めたときは、火災警報を解除する。

イ 火災警報発令中における火の使用制限

火災警報発令中においては次のような制限処置を行う。

(7) 山林、原野等において火入れをさせないこと。

(イ) 煙火を消費させないこと。

(ウ) 屋外における火遊び又はたきびの禁止。

(エ) 屋外においては、引火性、爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をさせないこと。

(オ) 残り火（煙草の吸い殻を含む。）取灰口は火の粉を始末させること。

(カ) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行わせること。

ウ 異常気象時における消防対策

強風注意報、異常乾燥注意報等の発令により、火災予防上危険があると認める場合、又は火災が発生した場合、大火に発展しやすい異常気象時には津山圏域消防組合と協力し、みさきネット、広報車等により一般住民の警戒心の喚起に努め、警戒体制を強化するとともに、特別警戒体制を確立して万全を期する。

エ 危険物防御対策

(7) 危険物火災

町は、津山圏域消防組合と協力して次の措置を講じる。

a 危険物、準危険物等の火災防御に対しては、種類、状況等を速やかに把握し、その性状に対応した防御活動により、早期に鎮圧を図る。

b 消火方策の決定に当たっては、発災危険物の性状及び量的な面から検討を加え、先着隊の指揮者又は後着隊の上級指揮者が決定する。

c 初期消火活動に必要な薬剤を備蓄するとともに、調達、輸送に当たっては、緊急車による誘導、その他隣接消防機関又は美咲警察署に協力を要請し、輸送の迅速化を図る。

(イ) 爆発火災

a 爆発により火災が発生し、又は爆発を伴う火災に対しては人命救助等救助活動を主体

とし、延焼防止、爆発被害の減少を図る。

- b 爆発災害現場においては、防御活動の安全を確保するため当該施設の保安監督者等と協議し、応急危険防止策を確立し、防御隊員の安全を確保する。
- c 高压ガス、液化石油ガス等貯蔵施設等の防御活動に当たっては、当該施設の保安技術関係者に関連設備に対する安全措置をとらせた後、付近の施設又は対象物等への延焼防止策を図る。

オ 自衛消防隊

(7) 組織編成

町内の各地区は、自主的に火災の予防、初期消火、町消防団への協力のため、婦人防火クラブ等の自衛消防隊を編成する。

(4) 活動

自衛消防隊の活動は、消防団と緊密な連携をとるとともに、火災の現場において、消防長、又は消防団長の所轄のもとに行動し、住民の生命、身体、財産の保護及び火災の防御、鎮圧に協力する。

カ 緊急避難対策

災害時における避難指示は、災害対策基本法に基づき町長が発するが、緊急避難については常に第一線で防災活動に従事し、危険の実態を把握できる立場にある消防団員が的確に行う。

(7) 避難指示の基準

- a 火災が拡大するおそれがあるとき
- b 爆発のおそれがあるとき
- c その他居住者の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき

- (4) 避難指示又は立ち退きの指示を行った場合は、速やかにその旨を町長、警察署長に通報する。

(5) 動員計画

ア 招集計画

勤務時間外、休日等における非常連絡は、次のとおりとする。

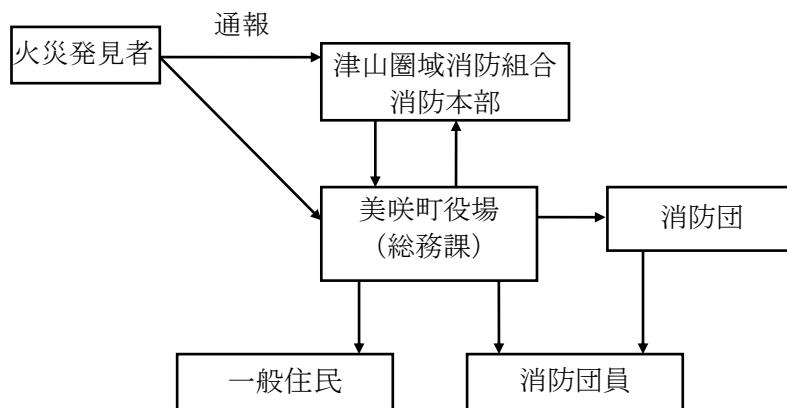
- (7) 大災害発生の場合は、通信施設の途絶が予想されるので、勤務時間外、休日等においては、消防団員は、自主的に参集することを原則とし、所属する消防機庫又は所轄する災害現場へ参集する。
- (4) 災害発生の場合において、通信施設の可能な場合、若しくは、非常連絡を必要とする注意報、警報等その他災害に関する緊急情報等を受理した場合においては、所定の場所へ参集する。

イ 出動計画

市街地、密集地の状況に応じ警防区を設定し、火災と同時に計画に基づく出動をし、火災の推移により次の出動区分に基づき、消防活動の完璧を期す。

ただし、地域実情に即した出動を行う。

(7) 第1次出動



(イ) 第2次出動

状況により近隣の分団員の出動。

(ロ) 第3次出動

全団員の出動。

ウ 消防信号

(7) 家屋火災信号

区分	打鐘信号	サイレン信号
近火信号	○-○-○-○ (連点)	約3秒 約2秒 5回程 ○- - 休止 ○-○ 1度呼鳴
出場信号	○-○-○ ○-○-○ (3点)	
応援信号	○-○ ○-○ ○-○ (2点)	約5秒 約6秒 ○ 休止 ○ ○
報知信号	○○○○○○○○○○ (1点)	3回程度呼鳴
鎮火信号	○ ○-○ ○ ○-○ (1点と2点の連打)	約1分間 ○

(イ) 山林火災信号

山林信号	○-○-○ ○-○ (3点と2点との班打)	約10秒 約2秒 3回程度 ○ 休止 ○ 呼鳴
応援信号	同上	同上

エ 応援部隊要請計画

火災現場における最高責任者は、火災の状況を明確に判断して、その旨を町長に報告し、町長は必要に応じ消防応援協定に基づき応援要請をする。

(7) 応援要請は、次の事項を明示して行う。

a 災害の状況

- b 応援車両の種類
 - c 必要人員
 - d 到着希望日時
- (イ) 応援消防隊の指揮は、その都度消防長（町長）が特命する。
 - (ウ) 応援消防隊は、特命指揮者の指揮のもとに防御活動に従事する。
 - (エ) 応援部隊の費用の負担等については、相互応援協定に基づき行う。

第13節 流木の防止

1 基本方針

貯木場に所在する木材は、洪水等により一旦流出するとその危害は極めて大きくなることも予想されるので、その安全を確保するための貯木場における措置及び流木に対する措置について定める。

2 実施責任者

- (1) 貯木場における措置
公共貯木場管理者、貯木木材所有者、占有者
- (2) 流木に対する措置
貯木木材所有者、占有者、河川管理者、町

3 実施内容

- (1) 貯木場における措置
 - ア 公共管理者が管理する貯木場
公共管理者が管理する貯木場については、当該管理者が、貯木場の利用者に対し、木材、筏を整理、緊縛させ、木材、筏の混乱、流散の防止を図るほか、貯木場によっては出入口にアバを張りめぐらせ、又は水門を閉鎖させ、木材、筏の場外放出を防止するよう勧告する。
 - イ 民間貯木場
河川の増水、溢水により放出するおそれのある土場、河川敷等の民間貯木場については、当該木材の所有者、占有者が木材を安全な位置に移動し、又は周囲に流出防止柵を設置する等流出防止に努める。
なお、町等関係機関は、必要があると認めるときは、所有者、占有者等に対し、木材の流出防止につき必要な措置を講じることを警告、指導する。
- (2) 流木に対する措置
 - ア 木材の所有者、占有者は、自己の木材が流木となった場合は、直ちにこれを安全な場所に除去する等被害の軽減に努める。
 - イ 河川流域内に漂流する流木及び湛水又は浸水地域に漂流する流木については、河川管理者及び町は、その所有者が判明している場合は当該所有者に除去させ、所有者が不明の場合はこれを安全な場所に除去する等被害の軽減を図る。

4 応援協力関係

河川管理者及び町は、流木の除去活動の実施が困難な場合は、自衛隊へ流木の除去活動の実施について応援を要請する。ただし県以外の機関にあっては、県を通じて自衛隊へ応援を要請する。

第14節 雪害対策

1 基本方針

豪雪、雪崩等による雪害に対し、これを警戒し防御することによって、被害を軽減するよう、雪害対策を中心に定める。

2 実施責任者

中国地方整備局（岡山国道事務所）、西日本高速道路株式会社（中国支社）、県、町

3 実施内容

(1) 雪崩災害の防止活動

ア 町は、家屋倒壊による被害を防止するため、住民に対し、屋根の雪下ろしを督励する。また、この場合、雪下ろし中の転落事故平屋根雪の落下等による人身事故を防止するように呼びかける。

イ 町は、雪崩の発生するおそれのある危険箇所の巡視・点検を行い、地域住民等の避難が必要と判断される場合は、住民に対し避難のための勧告・指示を行う。

(2) 道路交通の確保

冬期における交通確保を図るため、積雪・堆雪に配慮した道路整備等を行うとともに、除雪機械、除雪要員の動員等について体制の整備を行う。

(3) 雪崩災害発生後の活動

ア 雪崩災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性について現地調査を行い、必要に応じて応急工事を実施する。

イ 災害発生後の対応では、順次優先度を考慮して除雪、応急復旧のための集中的な人員資機材の投入を図る。

4 応援協力関係

町は、応急活動の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

応援の要請を受けた市町村等は、これに積極的に協力する。

第15節 事故災害応急対策

第1 道路災害対策

1 基本方針

道路構造物の被災等により、多数の死傷者等が発生した場合の応急措置について定める。

2 実施責任者

中国地方整備局（岡山国道事務所）、西日本高速道路株式会社（中国支社）、県（土木部、農林水産部）、県公安委員会、県警察、町

3 実施内容

(1) 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

ア 道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、道路管理者は、速やかに国土交通省及び関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

イ 町は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を連絡する。

ウ 県警察は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。

(2) 応急活動及び活動体制の確立

ア 道路管理者は、発災後、速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講じるものとする。

イ 関係機関は、「第1節 防災組織」の定めるところにより、発災後速やかに、必要な体制をとる。

(3) 救助・救急、医療及び消火活動

ア 道路管理者は、町等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力する。

イ 町は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。

ウ 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、町は、必要に応じ民間からの協力等により、必要な資材を確保して効率的な活動を行う。

エ 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合には、この項のほか、「第16節 集団事故災害対策」により活動を実施する。

(4) 道路、橋梁等の応急措置

ア 道路管理者は、道路、橋梁、トンネル等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的にその被害の状況に応じて排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去、仮橋の設置等の応急工事により一応の交通の確保を図る。

イ 道路管理者及び上下水道・電気・ガス・電話等道路占用施設設置者は、所管以外の施

設に被害が発生していることを発見した場合は、当該施設を所管する者に直ちに応急措置を講じるよう通報する。

ウ 道路管理者は、類似の災害の再発防止のため、被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。

エ 県警察は、被災現場及び周辺地域その他の地域において、交通安全施設の点検を行う等必要な措置を講じる。

(5) その他

ア 災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

イ 再発防止対策

道路管理者は、原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

4 応援協力関係

町は、応急工事の実施が困難な場合は、県へ要員の確保について応援を要請する。

応援要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第2 鉄道災害対策

1 基本方針

鉄軌道における列車の衝突等多数の死傷者の発生する事故災害に対する応急措置及び交通の確保等について定める。

2 実施責任者

西日本旅客鉄道株式会社岡山支社、県（県民生活部、土木部）、県警察、町

3 実施内容

(1) 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

ア 大規模な鉄軌道事故が発生した場合、鉄軌道事業者は、「第2節 第3 情報の収集・伝達」によるほか、速やかに国土交通省に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

イ 町は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を連絡する。

ウ 公共機関は、関係省庁に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

エ 県警察は、被害情報を収集し、警察庁に連絡する。

(2) 応急活動及び活動体制の確立

ア 鉄軌道事業者は、被害の防止及び拡大防止のため、速やかに次の措置を講じる。

(ア) 水害等により列車運転に直接支障を生じる事態が発生した場合の列車の避難及び停止の措置を講じる。

(イ) 工事現場における使用資機材の倒壊、盛土又は掘さく現場の崩壊等の防止措置を適切に行う。

(ウ) 事故発生後における災害の拡大防止のための関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講じる。

イ 関係機関は、「第1節 防災組織」の定めるところにより、発災後速やかに、職員の非常招集、情報収集体制の確立及び対策本部の設置等、必要な体制をとる。

(3) 救助・救急、医療及び消火活動

ア 鉄軌道事業者は、負傷者の救助・救急活動及び初期消火活動に努めるとともに、消防機関をはじめ各機関に可能な限り積極的に協力する。

イ 地方公共機関は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ国の各機関、他の地方公共機関に応援を要請する。

ウ 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、町は、必要に応じ民間からの協力等により、必要な資材を確保して効率的な活動を行う。

エ 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、「第16節 集団事故災害対策」により活動を実施する。

(4) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

鉄軌道事業者は、事故災害が発生した場合は、緊急度に応じて、仮線路の設置、仮橋の架設等の応急工事により交通を確保し、又は他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等により代替交通手段の確保に努める。

(5) 災害復旧活動

鉄軌道事業者は、事故災害に伴う施設及び車両の被害の状況に応じ、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画及び人材の応援に関する計画を活用しつつ、被災施設及び車両の迅速かつ円滑な復旧に努める。

この場合、可能な限り、復旧予定時刻を明確化するよう努める。

4 応援協力関係

軌道事業者は、応急工事の実施が困難な場合は、他の鉄軌道事業者へ要員、資機材の確保について応援を要請する。また、県へ要員の確保について応援を要請し又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施について応援を要請する。

応援要請を受けた機関はこれに積極的に協力する。

関係機関は相互に密接な連携をとる。

第3 航空機事故災害対策

1 基本方針

航空機の墜落炎上等による災害から乗客、地域住民等を守るため、防災関係機関は、早期に初動体制を確立し、緊密な協力の下に各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

2 実施内容

(1) 町の措置

ア 航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等からの通報を受けたときは、事故の状況、被害の規模等を収集し、把握したものから直ちに県及び関係機関へ通報する。

イ 必要に応じ、防災関係機関、関係公共的団体の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。

ウ 死傷者が発生した場合は、地元医療機関、保健所等で医療班を組織し、現地に派遣して応急措置を施した後、あらかじめ指定した医療機関に搬送する。

エ 災害の規模が大きく町で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。また、必要に応じ、県に消防防災ヘリコプターの出動を要請する。県及び他の市町村は、要請又は応援協定に基づき、応援活動の迅速な実施に努める。

消防力を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対し、当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

(2) その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この項のほか、「第16節 集団事故災害対策」により活動を実施する。

3 応援協力関係

その他防災関係機関は、地元市町村、県、空港出張所等からの応援要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

第4 大規模な火災対策

1 基本方針

大規模な火災が発生し、又は火災発生時の形態や状況等（特殊建築物・住宅密集地等）から大規模化が予測される場合（以下「大規模な火災が発生した場合」という）に、これに緊急に対処するための消防活動について定める。なお、この項の「消防活動」とは、主に、情報の収集・連絡、消火及び救助・救急、緊急輸送活動をいう。

2 実施責任者

町、県（消防保安課）、県警察

3 実施内容

(1) 情報収集連絡

大規模な火災が発生した場合は、町は、火災の状況、被害の規模等の情報を収集し、把握できたものから直ちに県に連絡する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災の場合は、町は、直接消防庁へも連絡する。

(2) 消火・避難活動

ア 火災が発生した場合は、町は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火及び自主防災組織等の協力を得て住民の避難誘導等の活動を行う。

イ 大規模な火災が発生した場合は、県警察は、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を的確に行う。

ウ 大規模な火災が発生した場合は、必要に応じてヘリコプター等航空機による状況把握、その他の活動を行う。

(3) 交通の確保・緊急輸送

大規模な火災が発生した場合は、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、緊急輸送の手段を講じる。

(4) 救助・救急活動

ア 火災による人的被害が発生した場合は、町は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の把握に努める。

イ 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この項のほか、「第16節 集団事故災害対策」により活動を実施する。

4 応援協力関係

町は、火災及び被害の規模に応じて、他市町村に応援を要請する。また、他市町村は、要請又は応援協定に基づき、応援活動の迅速な実施に努める。また、化学消火薬剤等を町で確保することが困難な場合は、県又はその他の関係機関に確保を要請する。

応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第5 林野火災対策

1 基本方針

林野火災が発生した場合、防災関係機関は、早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

2 実施責任者

町、県（消防保安課、農林水産部）、県警察

3 実施内容

(1) 情報の収集・連絡

ア 大規模な林野火災が発生した場合は、町は、火災の状況、被害の規模等の情報を収集し、把握できたものから直ちに県に連絡する。

イ 情報連絡に当たっては、関係機関が統一のとれた判断の下に各種応急対策を実施するため、町が作成した林野火災防御図を共通のメッシュ地図として使用する。

(2) 応急活動及び活動体制の確立

ア 町は、林野火災対応の中核として、すべての指揮と情報を把握するため、現場指揮本部を、また、後方支援に必要な事項を処理するため、後方支援本部を設置する。

イ 町本部が設置された場合は、後方支援本部の業務は町本部が行う。

(3) 消火・避難活動

ア 林野火災が発生した場合、町は、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行う。

イ 町は、必要に応じて自主防災組織等の協力を得て住民の避難誘導等の活動を行う。

ウ 県警察は、必要に応じて迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を的確に行う。

(4) 交通の確保・緊急輸送

大規模な林野火災が発生した場合は、被害の状況、緊急度及び重要度等を考慮して、交通規制、応急復旧、緊急輸送の手段を講じる。

(5) 救助・救急活動

ア 林野火災による人的被害が発生した場合は、町は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の把握に努める。

イ 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この項のほか、「第16節 集団事故災害対策」により活動を実施する。

(6) 消防防災ヘリコプターの要請と運用

ア 町は、林野火災の拡大が予想されるとき、又は延焼状況・気象状況・地形の状況等から必要と認めるときは、消防防災ヘリコプターを要請する。

イ 消防防災ヘリコプターによる偵察及び空中消火等は、時期を逸することなく早期に実施できるよう努める。

ウ 消防防災ヘリコプターの要請は、「岡山県下林野火災広域応援対応マニュアル」に基づき実施する。

エ 消防防災ヘリコプターの主要業務は、上空偵察、空中消火、搬送業務及び救助活動とする。

4 応援協力関係

(1) 町は、林野火災及び被害の規模に応じて、他市町村に応援を要請する。他市町村は、要

請又は応援協定に基づき、応援活動の迅速な実施に努める。また、町で林野火災対策用資機材を確保することが困難な場合は、県又はその他の関係機関に確保を要請する。

- (2) 町の消防力のみでは対処できない林野火災の場合は、市町村又は都道府県の区域を超えた消防力の広域的な運用により対応することとし、その手続は「岡山県下林野火災広域応援対応マニュアル」及び「岡山県林野火災対策用空中消火資機材運用要綱」等による。
- (3) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第6 危険物等災害対策

1 基本方針

危険物等施設が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を講じる。

2 実施責任者

危険物等施設の所有者・管理者・占有者、危険物等輸送事業者、県警察、県（消防保安課、保健福祉部）、町

3 実施内容

(1) 危険物等施設

ア 危険物等施設の所有者、管理者、占有者の措置

- (イ) 施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物等を安全な場所に移動するなど必要な応急措置を講じる。
- (ロ) 県警察及び町へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう勧告する。
- (ハ) 自衛消防隊その他の要員により、初期応急活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て、延焼防止活動を実施する。
なお、消火活動等を実施するに当たっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。
- (ニ) 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性、有毒性物品の所在及び品名、数量、施設の配置並びに災害の対応を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動を実施する。
- (ホ) 事業者は、災害発生後、速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとる。
- (ヘ) 事業者は、災害発生後、速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講じる。
- (ニ) 事業者は、消防機関、県警察等と緊密な連携の確保に努める。
- (ケ) 事業者は、災害時に的確な応急点検及び応急措置等を講じる。
- (コ) 大量の危険物等が事業所外に漏洩した場合は、現場の事業者等は、防除措置を講じ

る。防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達し、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講じる。

イ 県警察の措置

- (ア) 情報の収集、広報活動及び被害実態の把握を行う。
- (イ) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒及び避難路等の確保並びに被災者等の救出救助を行う。
- (ロ) 必要に応じ、流出した危険物等の防除活動を行う。
- (エ) 交通秩序及び通信の確保等を行うほか、関係機関による災害救助及び復旧活動等に協力する。

ウ 町の措置

- (ア) 県へ災害発生について、直ちに通報する。ただし消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・爆発事故の場合は、直接消防庁へも連絡する。
- (イ) 危険物等施設の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置を講じるよう指示し又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
- (ロ) 町は、災害の規模に応じて、速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び町本部の設置等必要な体制をとる。
- (エ) 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

- (オ) 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。
- (カ) さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

- (キ) 町は、危険物等災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対応を講ずる。
- (ク) 町は、流出油災害対策として、被害の拡大を防止するため、町保有の吸着マット等を使用するとともに、津山圏域消防組合の協力を得て、流出油の回収を行う。
- (ケ) 町は通報等により、放射性物質による事故の発生を知った場合は、直ちに県に通報

し、事故の状況に応じ、次の措置を講じる。

- ・ 異常事態発生による放射線のモニタリング
- ・ 消火及び当該放射性物質への延焼防止
- ・ 警戒区域の設定による立入制限
- ・ 避難の勧告・指示
- ・ 汚染の拡大防止及び除去
- ・ 医療機関との連携による放射性物質を受けた者又は受けたおそれのある者の救出
- ・ 地域住民に対する広報
- ・ その他放射性障害の防止のために必要な措置

(2) 危険物等積載車両

危険物等輸送事業者、県警察、町は、それぞれ(1)に準じた措置を講じる。

(3) その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この項のほか、「第16節 集団事故災害対策」により活動を実施する。

4 応援協力関係

- (1) その他の防災関係機関及び関係企業等は、町、県又は災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。
- (2) 地方公共団体等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体等に応援を求める。また、大規模な危険物等災害の発生を覚知したときは、発災地以外の地方公共団体及び事業者は、あらかじめ関係地方公共団体及び事業者により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。
- (3) 関係機関は、応急対策活動等に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

第7 高圧ガス災害対策

1 基本方針

高圧ガス施設等及び移動中の高圧ガス等が火災等により危険な状態になった場合、又は爆発等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を講じる。

2 実施責任者

高圧ガス施設等の所有者・管理者・占有者、高圧ガス輸送事業者、県警察、県（消防保安課）、町、中国四国産業保安監督部

3 実施内容

(1) 高圧ガス施設

ア 高圧ガス施設等の所有者、管理者、占有者の措置

- (ア) 施設が危険な状態になったときは、直ちに作業を中止し設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、充てん容器が危険な状態となったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、又は水（地）中に埋める等の応急措置を講じる。
- (イ) 県、県警察及び町の指示する場所へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。
- (ウ) 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、施設等の状況について報告し、消防機関の指示に従い、防災活動を実施する。
- (エ) 事業者は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとる。
- (オ) 事業者は、災害発生後、速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講じる。
- (カ) 事業者は、消防機関・県警察等との間において緊密な連携の確保に努める。

イ 県警察の措置

- (ア) 情報の収集、広報活動及び被害実態の把握を行う。
- (イ) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒及び避難路等の確保並びに被災者等の救出救助を行う。
- (ウ) 交通秩序及び通信の確保等を行うほか、関係機関による災害救助及び復旧活動等に協力する。

ウ 中国四国産業保安監督部の措置

経済産業大臣が必要と認める場合は所要の命令等を発するよう措置を講じる。

エ 町の措置

- (ア) 県へ災害発生について、直ちに通報する。ただし消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合は、直接消防庁へも連絡する。
- (イ) 製造業者（コンビナート製造業者を除く。）、貯蔵所の所有者・占有者、販売業者（液化石油ガス販売業者を除く）、消費者等に対し、高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所等の全部又は一部の使用の一時停止を命じ、又は製造、引渡し、貯蔵、移動、消費、廃棄等の一部禁止又は制限をする。
- (ウ) 高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者・占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命じる。
- (エ) 高圧ガス施設等の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置を講じるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
- (オ) 災害の規模に応じて、速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び町本部の設置等必要な体制をとる。
- (カ) 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

- (※) 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。
- (㌾) さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、必要資機材の確保等について応援を要請する。また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。
- (2) 高压ガス積載車両
高压ガス輸送事業者、県警察、県、中国四国産業保安監督部及び町は、それぞれ危険物等施設の場合に準じた措置を講じる。
- (3) その他
一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この項のほか、「第16節 集団事故災害対策」により活動を実施する。

4 応援協力関係

- (1) その他の防災関係機関及び関係企業等は、町、県又は災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動を実施する。
- (2) 町等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体等に応援を求める。また、大規模な高压ガス等災害の発生を覚知したときは、発災地以外の市町村等は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。
- (3) 関係機関は、応急対策活動等に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

第8 火薬類災害対策

1 基本方針

火薬類施設及び移動中の火薬類等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防止するための応急的保安措置を講じる。

2 実施責任者

火薬類施設及び火薬類の所有者・管理者・占有者、火薬類輸送事業者、県警察、県（消防保安課）、中国四国産業保安監督部、中国運輸局（岡山運輸支局）、町

3 実施内容

- (1) 火薬類関係施設
 - ア 火薬類施設及び火薬類の所有者、管理者、占有者の措置
 - (㍿) 施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し必要な応急措置を講じる。
 - (㍿) 火薬類を安全な場所に移す余裕のある場合は、これに移し、かつ見張人をつけ、移

す余裕のない場合は、水中に沈め、又は火薬庫の入口等を密閉し、防火等の安全な措置を講じる。

- (ウ) 県・県警察及び町へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。
- (エ) 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、施設等の状況について報告し、消防機関の指示に従い、防災活動を実施する。
- (オ) 事業者は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとる。
- (カ) 事業者は、災害発生後速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講じる。
- (キ) 事業者は、消防機関・県警察等との間において緊密な連携の確保に努める。

イ 県警察の措置

- (ア) 情報の収集、広報活動及び被害実態の把握を行う。
- (イ) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒及び避難路等の確保並びに被災者等の救出救助を行う。
- (ウ) 交通秩序及び通信の確保等を行うほか、関係機関による災害救助及び復旧活動に協力する。

ウ 中国四国産業保安監督部の措置

県の措置に準じた措置を講じる。

エ 町の措置

- (ア) 県へ災害発生について、直ちに通報する。ただし消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・爆発事故の場合は、直接消防庁へも連絡する。
- (イ) 火薬類の所有者・占有者に対し、危害防止のための措置を講じるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
- (ウ) 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。
- (エ) 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。
- (オ) さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保等について応援を要請する。また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

(2) 火薬類積載車両

ア 火薬類輸送事業者の措置

- (1)に準じた措置を講じるほか、鉄軌道車両について災害が発生した場合は、中国運輸

局（岡山運輸支局）へも通報する。

イ 県警察の措置

(1)に準じた措置を講じる。

ウ 中国運輸局（岡山運輸支局）の措置

鉄軌道車両について災害が発生した場合は、国土交通大臣が(1)に準じた措置を講じる。

エ 町の措置

(1)に準じた措置を講じる。

(3) その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この項のほか、「第16節 集団事故災害対策」により活動を実施する。

4 応援協力関係

- (1) その他の防災関係機関及び関係企業等は、町又は、県若しくは災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して防災活動を実施する。
- (2) 町等は、被害の規模に応じて、他の市町村等に応援を求める。また、大規模な火薬類等の災害の発生を覚知したときは、発災地以外の市町村等は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。
- (3) 関係機関は、応急対策活動等に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

第9 有毒ガス等災害対策

1 基本方針

特定施設等について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙若しくは特定物質、ダイオキシン類又は有害ガス（以下「有害ガス等」という。）が大気中又は公共用水域に多量に排出された場合は、地域住民の人体に重大な被害を及ぼすおそれがあるので、直ちに応急の措置を講じるとともに速やかに復旧措置を講じる。

2 実施責任者

特定施設等の設置者、県知事（生活環境部、保健福祉部）、町長

3 実施内容

(1) 特定施設等の設置者の措置

ア 事故発生時には、応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧する。

イ 町長又は県知事に事故状況を通報するとともに、必要に応じ付近住民等が避難するために必要な措置を講じる。

ウ 町長又は県知事の措置があった場合、これに従う。

(2) 町の措置

町長は、有害ガス等が大気中又は公共用水域に多量に排出され、地域住民の人体に重大

な被害を及ぼすおそれがあると認められる場合は、警戒区域の設定による立入禁止、適当な場所への退避の勧告等を行う。

(3) その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合には、この項のほか、「第16節 集団事故災害対策」により活動を実施する。

4 応援協力関係

その他の防災機関及び特定事業所等は、町、県又は災害発生事業所からの応援の要請を受けたときは、事故の拡大又は再発の防止のため、積極的に応援活動等を実施する。

第16節 集団事故災害対策

1 基本方針

交通事故、爆発、有害物質の放出等の事故災害により一時に多数の死傷者が生じ、日常の単発的小災害に対する体制では救急対策が困難な場合において、総合的な救急体制を確立し、救急活動の迅速かつ適切な実施を図る。

2 実施責任者等

ア 実施責任者

町長

イ 主な関係機関

県（危機管理課、消防保安課、保健福祉部）、県警察、日本赤十字社岡山県支部、岡山県医師会、災害拠点病院、施設管理者等

3 実施内容

(1) 総合救急対策本部の設置

交通事故、爆発、有害物質の放出等により一時に多数の傷病者が生じ、関係機関が協力して総合的な救急医療活動を実施する必要があると認められる場合、町長は、直ちに総合救急対策本部を設置し、所要の救急関係機関に協力、応援を要請するとともに、県知事に通報し必要な病院の救護班に出動を命ずる。

ア 町長は、自ら又は適当な職員若しくは他の関係機関の代表を指名して総合救急対策本部を総括する。

イ 総合救急対策本部は、事故現場に近く、かつ通信連絡に便利な場所に設置する。

(2) 総合救急対策本部の責務

関係機関が実施する次の救急医療等の業務の調整を行い円滑な実施を図る。

ア 災害現場での救出

イ 現場付近での応急手当

ウ 負傷者の分類

エ 収容医療施設の指示

オ 医療施設への搬送

カ 遺体の処理

(3) 総合的応急体制の組織

総合救急対策本部 (総合調整班、庶務班、資材班) ----- 各機関現地責任者 (各機関指揮所)

[活動組織の構成及び主な機能]

組 織	構 成 機 関 等	主 な 機 能
総合救急 対策本部	町長、消防長、消防団長 警察署長 地元医療機関代表、保健所長 事故発生責任者（企業体等）代表 施設管理者、学識経験者	(1) 情報の収集 (2) 判断の統一 (3) 各機関の指揮の総合調整 (4) 地区外機関への応援要請の決定
・ 総 務 班		(1) 全般計画及び各機関の連絡調整 (2) 傷病者収容施設の確保 (3) 人員の把握 (4) 各種資機材の補給
・ 企画情報班		(1) 報道その他渉外事務

[実施機関]

関 係 機 関	活 動 区 分	主 な 業 務
消 防 警 察 事故関係者等	消 防 警 戒	(1) 警戒区域の設定と出入規制 (2) 現場の危険排除 (3) 災害の鎮圧
警 察 事故関係者等	警備・交通規制	(1) 現場の治安、秩序の維持 (2) 交通規制
消防、警察、事故関係者等	救 助	(1) 傷病者の救助
消 防 事故関係者等	救 急 搬 送	(1) 搬送車両の区分 (2) 救急車等による病院への搬送 (3) 搬送中の傷病者管理
日赤、医療機関 (救護班、医療班)	救 急 医 療	(1) 現場での救命医療 (2) 傷病者の応急措置 (3) 傷病者の分類 (4) 収容病院の指示
町 警 察	遺 体 収 容	(1) 仮安置所の設置 (2) 遺体の検視（見分）及び身元確認等

(4) 関係機関の措置

ア 事故発生責任者（企業体等）の措置

- (7) 事故発生後又は覚知後直ちに町、津山圏域消防組合、美咲警察署に通報するとともに、自力による救急活動を実施する。なお、必要に応じてその他の救急関係機関に協力を要請する。
- (4) 総合救急対策本部が設置された場合は、当該事故発生責任者の代表はこれに参加し、その他の者は警察隊以外の各隊に配属して、全力をあげて救急及び防災活動を実施する。

イ 町の措置

- (7) 町長は、通報その他により事故の発生を覚知したときは、直ちに総合救急対策本部を設置し、関係機関に協力、応援を要請するとともに、所管の町立病院の救護班に出動を命じる。
- (4) 町長は、総合救急対策本部を設置したときは、県知事（危機管理課）に通報する。
- (7) 町長は、事故対象物が特殊な物質で応急対策を講じる上で特別の知識を必要とする場合は、当該知識を有する者に対し、協力を要請する。

ウ 町（消防）、警察署の措置

- (7) 津山圏域消防組合、美咲警察署の長は、通報その他により事故の発生を覚知したときは、直ちに町長に通報するとともに、所定の応急活動を実施する。
- (4) 総合救急対策本部が設置された場合は、これに参加し、関係機関と協力して救急及び防災活動を実施する。

エ 日本赤十字社岡山県支部及び地元医療関係機関の措置

町長等の要請により、救護班、医療班及び応援部隊を派遣する。

(5) 応援協力関係

ア 救急対策協議会の設置

- (7) 町長は、当該町の区域において、救急関係機関の代表をもって構成する救急対策協議会を設置する。ただし、類似の他の協議会をもって代えることができる。
- (4) この協議会は、定期的及び必要の都度会合し、町の区域の実情に即した総合救急体制の組織及び運営の要領を定めておくとともに、各救急機関相互の所要の連絡調整を行い、常に緊密な体制を維持するよう連携を図る。

イ 総合救急訓練

前項の協議によって定めた総合救急体制により、救急訓練を実施し、その実効を期する。

ウ 関係機関は、町の実施する総合救急体制の整備及び総合救急活動の実施に積極的に協力する。

(6) 費用の負担

医療機関にかかる費用の負担は、「第5節 第7 医療・助産」に定めるところによる。

ただし、事故発生責任者（企業体等）の責に帰すべき原因による災害の場合は、町が負担した費用につき当該事故発生責任者（企業体等）が負担する。

第17節 自衛隊の災害派遣

1 基本方針

天災、地変その他の災害が発生し、又は発生しようとしているとき、人命又は財産保護のため必要な応急対策の実施がそれぞれの実施機関だけでは不可能又は困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。

なお、町及び県は、大規模な災害が発生した場合、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

2 災害派遣部隊等の活動範囲

災害派遣部隊等の活動範囲は、主として人命及び財産の保護のため、防災関係機関と緊密に連携、協力して、次に掲げる活動を行う。

(1) 被害状況の把握及び伝達

車両、航空機等状況に適した手段により偵察を行い、被害の状況を把握し関係機関に伝達する。

(2) 避難者の誘導、輸送支援

避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があると認めるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。

(3) 避難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助作業等に優先して捜索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬積込等の水防活動を行う。

(5) 消火活動

大規模火災に対しては、利用可能防火資機材等をもって、消防機関に協力して、消火に当たる。

(6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。

(7) 診療、防疫の支援

被災者の応急診療、防疫等の支援を行うが、薬剤等は、通常地方公共団体の提供するものを使用する。

(8) 通信支援

災害派遣任務の達成に支障をきたさない限度において、通信を支援する。

(9) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に特に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行う。

(10) 炊飯及び給水の支援

炊飯及び給水の支援を行う。

(11) 救援物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省」（昭和33年総理府令第1号）に基づいて救援物資を無償貸付し、又は譲与する。

(12) 交通規制の支援

主として自衛隊車両の交通が混雑する地点において、自衛隊車両を対象に交通規制の支援を行う。

(13) 危険物の除去等

自衛隊の能力の範囲内において、火薬物爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。

(14) その他

その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置を講じる。

3 災害派遣の自衛官の権限

災害派遣の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。

なお、当該措置をとったときは、直ちにその旨を町長等に通知しなければならない。

	措 置 権 限	根拠条文	関連規定
災害 対 策 基 本 法	ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令	第63条第3項	
	イ 他人の土地、建物等の一時使用等	第64条第8項	通常生ずべき損失の補償 82条
	ウ 現場の被災工作物等の除去等	第64条第8項	除去した工作物等の保管 64条9項
	エ 住民等を応急措置の業務に従事させること	第65条第3項	従事した者に対する損害 の補償84条
	オ 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置	第76条の3 第3項	
自 衛 隊 法	ア 警察官がその場にいない場合の避難等の措置 イ 警察官がその場にいない場合に救助等のための立入	第94条	警察官職務執行法 4条及び6条

4 災害派遣要請等手続き

(1) 町長の派遣要請の要求

ア 町長が自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し、災害派遣要請要求書を提出する。

なお、緊急を要する場合その他やむを得ない理由により文書によることができない場合は、とりあえず電話その他の方法により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

イ 町長は、アによって知事に対して派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び町域に係る災害の状況を防衛大臣又は自衛隊に通知することができる。この場合において、町長は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

ウ 派遣要請要求書の様式は資料編のとおりである。

資料編 ○派遣要請要求書

P. 資 12

(2) 撤収要請依頼

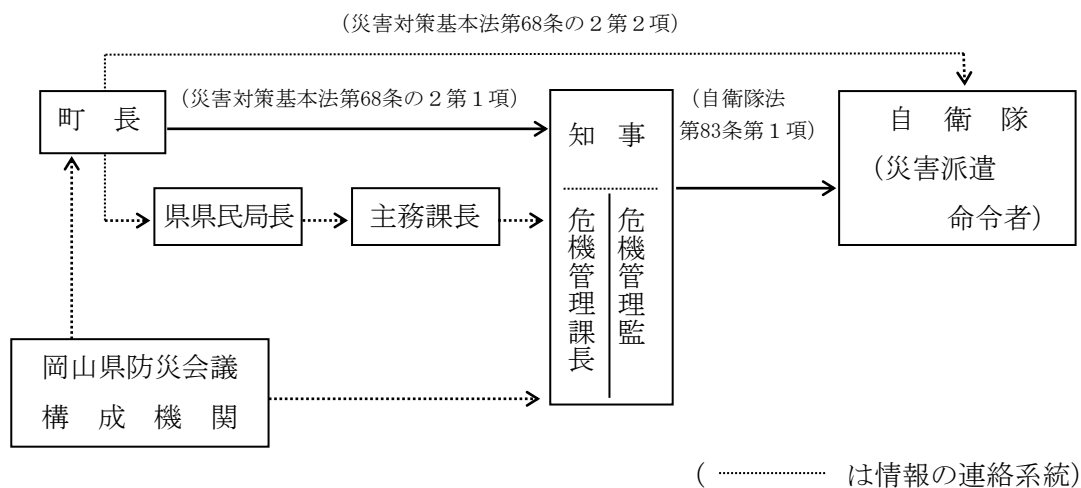
ア 町長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したとき又は必要がなくなったときは、速やかに、災害派遣要請権者に対して、自衛隊の撤収要請を依頼する。

イ 撤収要請依頼書の様式は資料編のとおりとする。

資料編 ○撤収要請依頼書

P. 資 13

(3) 災害派遣要請等手続系統



(4) 連絡方法

N T T 電 話	0868-36-5151 (内線237 夜間等は302)
F A X	0868-36-5151 (内線238)
防災行政無線	6440-031 (事務室)
	6440-038 (宿直室)
	6440-039 (3科・F A X併用)

(5) 自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により自主出動する。

ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

イ 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置を講じる必要があると認められること。

ウ 航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。

エ その他災害に際し、上記アからウに準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

5 災害派遣部隊の受け入れ

町長は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるよう努めなければならない。

- (1) 派遣部隊との連絡職員を指名する。
- (2) 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画を立て、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。
- (3) 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないように最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
- (4) 自衛隊の宿泊施設（又は宿営場所）及び車両等の保管場所の準備をする。

災害が大規模かつ特殊な場合は、他県からの自衛隊部隊を受け入れるための宿営場所及び車両等の保管場所を、災害派遣要請権者と協議して準備する。

[自衛隊部隊が宿営等のために使用する地積の基準]

連隊規模：約15,000m²

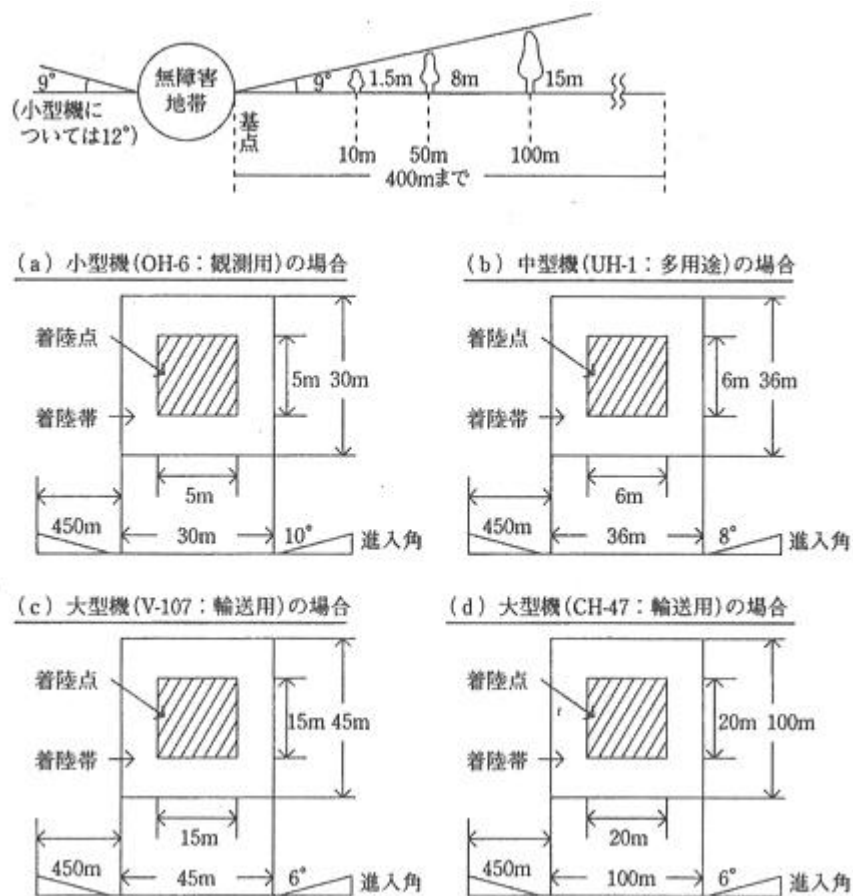
師団等規模：約140,000m²

- (5) ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の点について準備する。

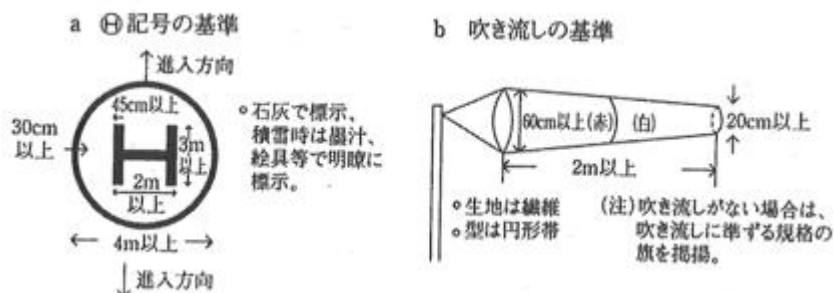
ア 下記の基準を満たす地積及び離着陸地点の地盤は堅固な平坦地を確保する。

なお、この際、土地の所有者又は管理者と十分調整を行う。

[着陸地点及び無障害地帯の基準]



イ 着陸地点には、下記基準のH記号を平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。



- ウ ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- エ 砂塵の舞い上がる時は散水し、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
- オ ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸について広報を実施する。
- カ 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
- キ 離着陸時のヘリポートには、関係者以外を立ち入らせないようにする。

6 経費の負担区分

- (1) 自衛隊の負担する経費は、次の経費である。

ア 部隊の輸送費

イ 隊員の給与

ウ 隊員の食料費

エ その他部隊の直接必要な経費

(2) 派遣を受けたものの負担する経費は、次の経費である。

(1)に掲げる経費以外の経費で、自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとし、下記の基準とする。

ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設置費を含む。）及び入浴料

ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、運搬、修理費

エ 県等が管理する有料道路の通行料

(3) 負担区分について疑義が生じた場合、又はその他必要経費が生じた場合は、その都度協議して決める。

第18節 応援・雇用

1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、町の防災関係機関だけでは、十分な対応ができないことが予想される。そのような場合には、町長の指示により、各種法令や協定書に基づき、迅速な応援要請の手続きをする必要がある。なお、町及び県は、大規模な災害が発生した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

災害時の応急対策をよりの確に実施するため、県及び他市町村、防災関係機関、町内に組織される民間団体、住民ボランティア組織等への協力を積極的に要請し、活用を図る。

このように、人命の救出・救助をはじめとする応急活動が緊急かつ的確に行えるように広域応援の要請措置について明確化する。

2 応急活動の応援要請

(1) 県知事及び他市町村長に対する応援要請

ア 町長は、美咲町に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、県知事に応援を求め、又は応急対策の実施を要請することができる。（災害対策基本法第68条関係）

イ 町長は、美咲町に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、他の市町村長等に応援を求めることができる。（災害対策基本法第67条関係）

(2) 市町村消防の相互応援

町は、あらかじめ相互応援協定を結んでいる市町に対し、地震、台風、水火災等の非常事態の場合に応援を求めることができる。

協定を結んでいる市町は、津山市、鏡野町、勝央町、奈義町、久米南町となっている。

(3) 応援要請の手続き

町長は、他の市町村長等の応援を必要とするときは、次に掲げる事項を記載した文書をもって要請し、協議の上行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合には、口頭、電話又は電信等によるものとし、事後において文書により処理する。

ア 被害状況

イ 応援を要する援助の種類

ウ 応援を要する職種別人員

エ 応援を要する期間

オ 応援の場所

カ 応援を要する機械器具及び資材の品名並びに数量等

(4) 応援隊が到着した場合の処理

町長は、他の市町村からの応援隊が到着した場合、その長に対し直ちに災害の概況を説明し、応援を受ける援助の程度、方法及び期間等を協議し、職務の分担を明確にする。

(5) 応援隊との総合調整

応援隊との総合調整は、応援隊が1団体の場合は、次のとおりとする。

ア 応援隊連絡調整班は、対策本部に設置するものとし、班長は、本部長が設置の都度、指名する。

イ 災害の程度及び範囲によって調整班現地連絡所を設置する。

ウ 調整班の設置は、総務部が担当する。

(6) 応援隊の派遣処置

町長が他の市町村長から応援について要請を受けたときは、正当な理由がない限り直ちに応援隊の編成を行うとともに、人員及び物件を調整し、指揮者を定めた上、応援を求めた市町村に連絡して出発させる。

(7) 応援者の指揮

町長の応援要請に応じて応急処置に従事する者は、町長の指揮の下に行動する。

(8) 応援の対象事項

災害応急措置に関する応援、協力事項は、おおむね次のとおりである。

ア 消防、水防作業隊の派遣及び資材の提供

イ 応急復旧等のための土木及び建築技術職員の派遣並びに資機材の提供

ウ 被災者の応急救助にかかる職員の派遣及び装備資材の提供

エ 被災者の食料、生活必需品の提供

オ 診療、検病、感染症患者の収容その他治療及び防疫作業のための職員の派遣及び所要施設の利用、医薬品の提供

カ 清掃及びし尿処理作業のための職員の派遣並びに所要の器材、車両等の提供

キ 上下水道工事及び給水作業のための職員の派遣並びに所要の器材、車両の提供等

ク 通信施設及び輸送機関の確保のための職員の派遣並びに所要器材、車両の提供

(9) 費用の負担

対象となるものは、おおむね次のとおりである。

ア 職員の旅費相当額

イ 応急措置に要した資材の経費

ウ 応援業務実施中において第三者に損害を与えた場合の業務上補償費

エ 応援物資の調達、輸送に要した経費

オ 車両機器等の燃料費、維持費

(10) 自衛隊の災害派遣要請

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊派遣の要請をするよう求めることができる。なお、町長は、県知事への要求ができない場合には、町の地域に係る災害の状況を防衛大臣等に通知することができる。(法第68条の2 関係)

(11) 応援を要請された場合

町は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施について、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

3 指定行政機関等に対する職員の派遣要請計画

(1) 要請の条件及び要請者

町において災害応急対策又は災害復旧のための専門の職員の確保上必要があるときは、町長は、指定行政機関等の長に対し当該機関の職員の派遣要請を行う。

(2) 要請処置

ア 国の職員の派遣要請

指定地方行政機関の長に対して当該機関の職員の派遣を要請する。

イ 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請

他の普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員に対して当該普通地方公共団体の職員の派遣を求める。

ウ 職員の派遣のあっせん要請

県知事に対して指定地方公共機関又は他の普通公共団体の職員の派遣についてあっせんを求める。

(3) 派遣職員の身分、給与等

派遣職員の身分、給与等については、災害派遣手当に関する条例及び災害派遣手当に関する規則の定めるところによる。

(4) 要請の手続

ア 派遣及びあっせんの要請の手続

職員の派遣及びあっせんの要請は、次に掲げる文書をもって行う。

(7) 派遣及びあっせんに要請する理由

(イ) 派遣及びあっせんに要請する職員の職種別人員

(ウ) 派遣を必要とする期間

(エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(オ) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣及びあっせんについて必要な事項

イ 事前協議

委員会又は委員が職員の派遣又は職員の派遣のあっせんに求めようとするときは、あらかじめ県知事又は町長に協議しなければならない。

4 技能者、労務者等の雇上げ計画、奉仕団の動員計画

(1) 実施機関

この計画においては、県の災害応急対策要員の動員及び他の防災関係機関からの応援をもってしても災害応急対策を実施できない場合の県及び美咲町がとるべき処置について定める。

技能者、労務者等の確保及び奉仕団の応援協力等に必要な処置は、それぞれの関係班の班長が本部長に届けて雇用する。なお、要員の確保については、あらかじめ津山公共職業安定所及び土木業関係者と協議し、必要な措置を講じておく。

(2) 技能者、労務者等の雇上げ計画

ア 方法

災害応急対策、災害応急復旧等の作業を実施するために労働者の雇用を必要とするときは、対策本部において調整の上、雇い上げるものとする。この場合、公共職業安定所を通じて行う。

イ 給与の支給

雇上げ労働者等に対する給与は、法令その他により別に基準のあるものを除き、労働者等を使用した地域における通常の実費を支給する。

ウ 災害救助法による労働者の雇上げの範囲

災害救助法によるり災者の救助を目的として、救助活動の万全を期するため県知事又は町長は、次の範囲で救助の実施に必要な労働者を雇い上げる。

種 別	内 容
り災者の避難	災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者自身を安全地帯に避難させるため町長が雇上げる労働者
医療及び助産における移送	①救護班によることができない場合において患者を病院、診療所へ運ぶための労働者 ②救護班に属する医師、助産師、看護師等の移動に伴う労働者 ③重傷ではあるが、今後は自宅医療によることとなった患者の輸送のための労働者
り災者の救出	①り災者救出そのものに必要な労働者 ②救出に要する機械、機具その他の資材を操作し又は後始末をするための労働者
飲料水の供給	①飲料水そのものを供給するための労働者 ②飲料水を供給するための機械、機具の運搬、操作等に要する労働者 ③飲料水を浄化するための医療品給付に要する労働者
救助用物質（義援物質を含む）の整理、郵送及び配分	①救済用物質の種類別、地区別区分、整理、保管の一に係る労働者 ②救済用物質のり災害への配分に係る労働者
遺体の搜索	①遺体の搜索行為実体に必要な労働者 ②遺体の搜索に要する機械、機具その他の資材の搜索又は後始末のための労働者
遺体の処理（埋葬を除く）	①遺体の洗浄、消毒等の処置をするための労働者 ②遺体を仮安置所等まで移送するための労働者

（注）上記のほか、次の場合は、厚生労働大臣の承認を得て労働者を雇い上げることができる。

(ア) 遺体埋葬のための労働者

(イ) 炊き出しのための労働者

(ロ) 避難所開設、応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理等の資材を輸送するための労働者

エ 災害救助法による労働者の雇上げの期間

雇上げ期間は、それぞれの救助の実施期間とする。ただし、これにより難い場合は、厚生労働大臣の承認を得て期間延長ができる。

オ 災害救助法による労務者の雇上げの経費

賃金の限度は、雇い上げた地域における通常の実費とする。

(3) 奉仕団の動員及び活動

ア 奉仕団の編成

各部長は、災害応急対策の実施について対策本部要員のみによってはその実施が困難なときは、速やかに総務部長を経て本部長に報告するものとする。

本部長が応援要請の必要を認めたときは、総務部長は、直ちに各団体の長又は代理者に対し、次の要請事項を示した書面をもって要請を行うものとする。ただし、急を要するときは、電話をもって要請する。この場合においては、事後速やかに文書を送付しなければならない。

(7) 応援を必要とする理由

(イ) 従事場所

(ロ) 作業内容

(エ) 人員

(オ) 従事期間

(カ) 集合場所

(キ) その他参考事項

イ 奉仕団編成の要請先

要請先は、以下のところとする。

(7) 日本赤十字社奉仕団美咲町分区

(イ) 青年団

(ロ) 町内会、自治会

(エ) 婦人会

(オ) その他の奉仕団

ウ 作業内容

奉仕団の行う作業内容の選定に当たっては、特に奉仕団の意見を尊重するものとし、おおむね次のとおりとする。

(7) 炊き出し、保育その他災害救助活動の協力

(イ) 清掃及び防疫

(ロ) 災害応急対策用及び災害救助対策用物資、資材等の輸送及び配分

(エ) 応急復旧作業現場における危険を伴わない軽易な作業

(オ) 非常通信の協力

エ 奉仕団の記録

奉仕団の奉仕を受ける場合は、次の事項を記録しておく。

(7) 奉仕団の名称

(イ) 人員又は氏名

- (ウ) 作業内容、作業期間
- (エ) その他参考事項

第19節 ボランティアの受入、活用計画

1 基本方針

災害時には、平常時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えることが予想される。

そのため、ボランティア活動への期待が高まるが、その内容も発災直後には人命救助や負傷者の手当等、次段階では救援物資の仕分け、搬送、避難所や在宅の避難者に対する食事や飲料水の提供その他の生活支援、復興期には高齢者や障害者等の要配慮者に対する物心両面での支援というように、時間経過とともに変化していくことが予想される。

したがって、ボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、県、日本赤十字社岡山県支部及び県・町社会福祉協議会等と連携を保ちながら、ボランティア申出者の調整ができる体制を整備する。

2 実施内容

(1) ボランティアの受入体制

町本部は、避難所等のボランティアニーズを把握し、町社会福祉協議会が設置するボランティア現地本部に情報の提供を行う。

県本部及び日赤岡山県支部との連携の下に生活支援、医療等の各分野のボランティアを所管する組織を統轄し、連絡調整を行う。

(2) ボランティアの支援組織の設置及び活動

県社会福祉協議会並びに町社会福祉協議会及び近隣市町社会福祉協議会は、高齢者、障害者等の要配慮者を中心とした被災者の生活支援のための一般ボランティア活動の円滑な実施を図るため、それぞれ災害ボランティアセンターを設置し、次の業務を行う。

ア 県災害ボランティアセンターの業務（県社会福祉協議会）

- (ア) ボランティアに関するニーズ（種類、人数等）について情報収集提供
- (イ) 広域的なボランティアの受付、指導、コーディネート等
- (ウ) 県内の他市町村社会福祉協議会及び他県の社会福祉協議会への協力要請等の連絡調整
- (エ) 県本部や町本部との連絡調整
- (オ) その他現地本部及び救援本部の活動の支援に関すること

イ 町災害ボランティアセンターの業務（美咲町社会福祉協議会）

- (ア) 被災地のボランティアニーズの把握
- (イ) ボランティアの受付及び登録
- (ウ) ボランティアのコーディネート
- (エ) ボランティアに対する具体的活動内容の指示
- (オ) ボランティアリーダー及びボランティアの派遣
- (カ) ボランティア活動に必要な物資・活動拠点等の提供等
- (キ) ボランティアが不足する場合における必要な種類及び人数を示してのボランティア県本

部又は救援本部への派遣要請

(7) その他ボランティア活動の第一線の拠点としての活動

ウ 町災害ボランティアセンターが被災により機能を十分に果たせない場合、県災害ボランティアセンターと協議の上、近隣市町村の社会福祉協議会による災害ボランティアセンターを設置し、センターの機能の一部又は全部の業務を要請する。

(3) 専門分野のボランティア関係機関等

救出、消火、医療、看護、介護等の専門知識・技術を要するボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、それぞれ受入及び派遣に係る調整等を行う。

(4) ボランティアの健康に関する配慮

町、関係機関等は、それぞれのボランティアが自らの健康状態等を的確に判断し、無理のない範囲で活動するような環境づくりを行う。また、必要に応じ、医師、看護師等の派遣、救護所の設置、健康相談の実施等の措置を講じる。

第20節 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに援護資金等の貸付

1 基本方針

「災害弔慰金等に関する法律」に基づく弔慰金及び障害見舞金の支給並びに援護資金の貸付は、町の定める「災害弔慰金の支給等に関する条例」により町長が行う。

2 実施内容

(1) 災害弔慰金の支給

ア 実施主体

町

イ 対象災害

自然災害

(ア) 町において住居が5世帯以上滅失した災害

(イ) 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害

(ロ) 県内において災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある災害

(ハ) 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

ウ 受給遺族

配偶者、子、父母、孫、祖父母

エ 支給額

生計維持者が死亡した場合 500万円

その他の者が死亡した場合 250万円

オ 負担区分

国2/4、県1/4、町1/4

(2) 災害障害見舞金の支給

ア 実施主体

(1) に同じ

イ 対象災害

(1) に同じ

ウ 受給者

イにより重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者

エ 支給額

生計維持者 250万円

その他の者 125万円

オ 費用負担

(1) に同じ

(3) 災害援護資金の貸付

ア 実施主体

(1) に同じ

イ 対象災害

県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある自然災害1

ウ 受給者

イにより負傷又は住居、家財に被害を受けた者

エ 貸付限度額

350万円

① 世帯主の1か月以上の負傷	150万円	250万円	270万円 (350)	350万円
② 家財の1／3以上の損害	150万円			
③ 住居の半壊	170万円 (250)	270万円 (350)	350万円	
④ 住居の全壊	250万円 (350)			
⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失	350万円			

(注) 被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は () 内の額

オ 所得制限

世帯人員	町民税における前年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円未満
3人	620万円未満
4人	730万円未満
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1, 270万円とする。	

カ その他

利率 年3% (据置期間中は無利子)

据置期間 3年 (特別の場合5年)

償還期間 10年 (据置期間を含む)

償還方法 年賦又は半年賦

貸付原資負担 国2/3、県1/3

(4) 生業資金

り災者のうち、生活困難者に対する災害救助法に基づく生業資金の貸与は、次の要領により行う。

ア 対象者

住家が全焼、全壊又は流出し、災害のため生業の手段を失った世帯で総世帯の1/4の範囲内で次の事項に該当する者。

(7)小資本で生業を営んでいる者

(4)備蓄資本を有しない者

(5)生業の見込確実な具体的事業計画を有し、自力更正の見込みがある者

イ 貸付限度額

生業費	1 件当り	30,000円以内
-----	-------	-----------

就職仕度金	1 件当り	15,000円以内
-------	-------	-----------

ウ 貸付期間等

貸付期間	2 ヶ年以内
------	--------

利率	無利子
----	-----

償還方法	年賦等
------	-----

保証人	必要
-----	----

エ 借入世帯の調査及び申請

町は貸付を受けようとする者に対し調査を実施し、町長の意見書を添えて、県知事に申請させるものとする。

第21節 義援金品等の募集・受付・配分

1 基本方針

義援金は被災者に公平に配分する必要があるが、災害の場合は被災市町村が複数にわたる可能性が高く、その配分をめぐって混乱が生じるおそれがある。このため、義援金の配分に係るルールをあらかじめ定めておく必要がある。

2 実施機関

災害義援金品の募集、配分は次の機関をもって協議会を構成し、各機関が共同し、あるいは協力して行う。

町、日本赤十字岡山県支部美咲町分区、町社会福祉協議会、民生委員協議会、町婦人協議会、小中学校、自治会長協議会、その他町単位の各種団体

3 実施内容

(1) 募集及び受付

災害義援金品の募集は、県内又は他の都道府県において、大災害が発生した場合に、次の方法により行う。

また、町は、義援金品の受付窓口を開設して、寄託される義援金品を受け付ける。

なお、町民・企業等は、義援品を提供する場合には被災地のニーズ応じた物資とするよう、また、品名を明示するなどこん包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努める。

ア 各家庭からの募集

町内会、婦人団体あるいは民生委員協議会等の組織で各家庭を訪問し、又は募集場所を指定して各家庭から持参してもらう等の方法により募集する。

イ 職域募集等

小・中学校あるいは工場等において募集するものは、それぞれの機関において町に委託する。

ウ 個人等の申し込みによる募集

それぞれ受付し、その都度又は一定期間まとめてそれぞれの機関別に指定した場所へ集積するものとする。

(2) 引継

町で受付募集した義援金品の輸送及び引継は、次の方法による。

ア 義援金品の引継

集積した義援金品は町において荷造りし、被災地を所管する配分機関に送付する。

ただし、集積物資が少なく輸送等をまとめて行うことが適当な場合においては、県単位機関において一括配分機関に引き継ぐ。

イ 引継の記録

義援金品の引継に当たっては、義援金品引継書を作成し、その授受の関係を明らかにしておく。

ウ 引継をする配分機関

義援金品の引継は、おおむね次の区分により配分機関へ行う。

(7) 県外の災害

災害が2市町村以上のときは県単位機関に、単独市町村のときは市町村単位機関に引き継ぐ。

(4) 県内の災害

災害が単独市町村のときは、その市町村単位機関にまた同一郡内で2町村以上のときはその郡単位機関に、その他広域のときは県単位機関に引き継ぐ。

ただし、郡あるいは県単位機関に引き継ぐべき災害であっても、募集機関が直接指定市町村等に引き継ぐとき又は郡あるいは県単位機関が調整して直接引継市町村を指定したときは、市町村単位機関に直接引き継ぐ。

(7) 引継を受ける配分機関

義援金品の引継は次の機関とする。

- a 県機関：県知事、日本赤十字社岡山県支部長
- b 郡機関：美作県民局健康福祉部長
- c 町機関：町長

(3) 配分

一般から搬出された義援金品で、町に委託されたもの又は県等から送付されたものは、次の方法により配分する。

ア 配分基準

物品及び配分先指定金品については、それぞれの目的に応じて、被災地のり災人員等の被災状況を勘案し、効率的な配分を行う。

イ 配分時期

配分は、できうる限り委託を受けた都度行うことを原則とする。

ただし、義援金品等が少量の場合は、一定数量に達したときに行う。

(4) 義援金品の管理

ア 義援金及び義援物資は、次の方法により町において管理する。

イ 金銭の管理については、町の歳入歳出外現金として収入役が現金出納簿により保管管理する。

ウ 義援金品の募集配分機関は、義援金品受払簿を備え付け、受付から引継又は配分までの状況を記録する。

第 3 章

災害復旧計画

町及び県は、被災地の復旧・復興について、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、次の措置により可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定

- 1 県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。
- 2 被災地の復旧・復興は、町が主体となって住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い、県はそれを支援する。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。
- 3 町及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。

第2節 被災者等の生活再建等の支援

町及び県は、被災者等の生活再建等を支援するために、次の措置を行う。

- 1 被災者の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要がある。
- 2 被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置について検討する。
- 3 町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や被災証明の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に被災証明を交付する。
- 4 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付により、被災者の自立的生活再建の支援を行う。

- 5 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。なお、町は被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。
- 6 必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等、被災者の負担の軽減を図る。
- 7 被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に添った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる実施する。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。
- 8 被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。
- 9 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の県、市町村の協力により、必要な情報や支援・サービスを提供する。
- 10 被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。
- 11 町は、平常時から、住民の基本情報と住所の地理情報とを連携させた防災対策に活用できる住民情報の基盤を作るとともに、被災後の被害の調査から災証明発行後までの各種支援業務フローを整理するなどして、上記の生活再建支援策等を被災直後から迅速に実施できるよう体制整備に努める。

第3節 公共施設災害復旧事業

第1 公共施設災害復旧事業

1 基本方針

公共施設等の復旧は常に原形復旧にとどまらず、必要な改良復旧を原則として、更に関連事業を積極的に採り入れて施行する。

したがって、各種施設の災害復旧計画の策定に当たっては、災害の実状に鑑み、その原因となった自然的、社会的、経済的諸要因について、詳細に検討し、総合的な見地において策定し、緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、できるだけ速やかに完了するよう施行の促進を図る。

また、県警察は、県及び町と連携し、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団等の排除活動の徹底に努めるものとする。

2 実施内容

(1) 基本方針の決定

町は、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、公共施設等の復旧に当たっては、実状に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能確保に努めることとし、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案した上で、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興についても検討する。

(2) 迅速な復旧事業計画の作成

町は、公共施設等の復旧に当たっては、事前協議制度や総合単価制度などの活用を図り、早急な災害査定に努めるとともに、迅速な復旧を目標とした復旧計画を策定し、緊急度の高いものから順次復旧していく。また、再度の災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

(3) さらに災害に強いまちづくり計画（復興計画）の作成

町は、公共施設等の復旧に当たっては、被災状況、地域の特性及び関係公共施設管理者の意向等を勘案し、さらに災害に強いまちづくり計画（復興計画）を作成する必要があると判断した場合には、次の点に留意し、可及的速やかに計画を作成する。

ア 関係住民の意向の尊重

さらに災害に強いまちづくり計画（復興計画）を作成する場合には、従来の都市構造が大幅に変更になることが予想されることから、関係住民の意向を尊重し計画に反映させるよう努めることとし、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール等についての情報を積極的に住民へ提供する。

イ 計画の実施

計画の実施に当たっては、道路の拡幅、オープンスペースの確保、耐震性貯水槽の設

置、ライフラインの共同溝化・耐震化等を盛り込む。

ウ 被災市街地復興特別措置法等の活用

建築物の相当数が滅失している地域においては、必要に応じ、被災市街地復興特別措置法による被災市街地復興推進地域を定め、建築行為の制限や土地区画整理事業等の特例を活用し、復興計画のスムーズな実施に努める。

(4) 災害復旧事業の種別

町における公共施設の災害復旧事業は、おおむね次のとおりである。

ア 公共土木施設災害復旧事業

- (ア) 河川公共土木施設災害復旧事業
- (イ) 砂防設備災害復旧事業
- (ウ) 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- (エ) 地すべり防止施設災害復旧事業
- (オ) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- (カ) 道路災害復旧事業
- (キ) 下水道災害復旧事業
- (ク) 公園災害復旧事業

イ 農林水産業施設災害復旧事業

ウ 都市災害復旧事業

エ 水道災害復旧事業

オ 住宅災害復旧事業

カ 社会福祉施設災害復旧事業

キ 公立医療施設、病院等災害復旧事業

ク 学校教育施設災害復旧事業

ケ 社会教育施設災害復旧事業

コ その他の災害復旧事業

3 激甚災害の指定に関する計画

(1) 基本方針

著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）に対して早急な復旧を図るためには、多方面に及ぶ国の支援が不可欠であり、特に復旧事業の財源確保においては、激甚法に基づく国による激甚災害の早期指定が復旧事業の進捗を左右する極めて重要な手続きであることに鑑み、国の激甚災害指定に向けた各種情報収集の必要性や早期指定に向けた国への働きかけについて定める。

(2) 実施内容

ア 被害情報の収集

激甚法による国の激甚災害の指定は、激甚法等に規定する基準を満たす都道府県及び市町村について、必要と認められる措置を個別に政令において指定することとなってお

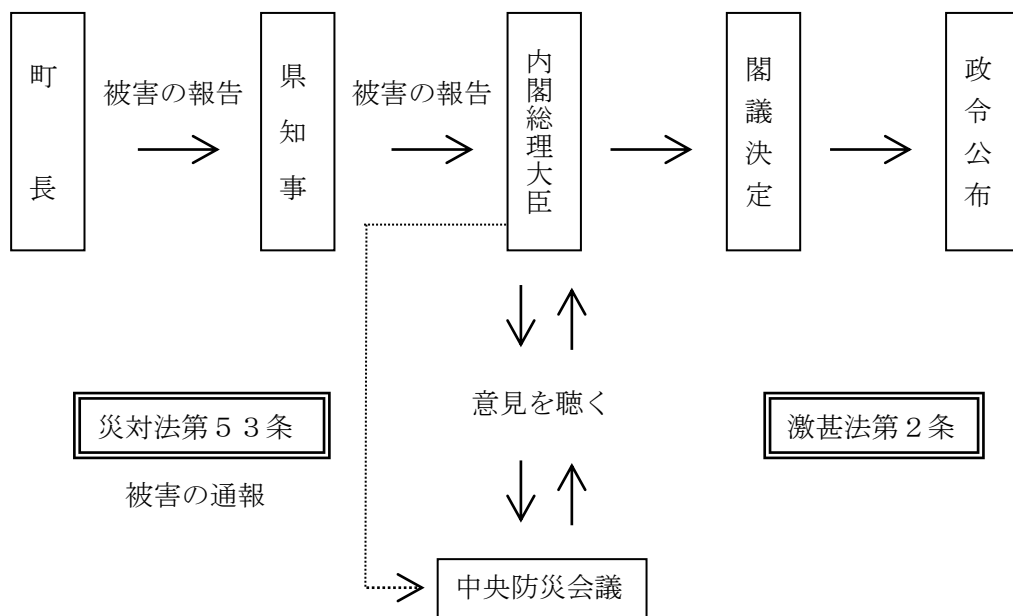
り、国の早期指定のためにも、各種施設等など町域内の被害状況の正確かつ迅速な情報の収集に努め、県が行う調査等について協力する。

イ 激甚災害の早期指定

激甚災害には、被害規模が著しく大きくかつ被災地域が広範囲にわたる災害が発生したごとに指定する「本激」と、年間の災害査定後、ある市町村において被害が一定基準を超えれば当該市町村を指定する「局激」がある。県知事は、被害状況を勘案し、激甚災害の指定が必要と判断した場合には、早期指定の促進を図る。

町は、県の協力を得て、被害の状況を速やかに調査、把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

(激甚災害指定のフロー)



第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

1 基本方針

災害復旧事業の迅速かつ円滑な実施には、国における財政援助が不可欠であるが、災害復旧事業費の決定は、県知事の報告及び町長等が提出する資料並びに実地調査の結果等に基づいて決定されるものであることから、関係機関は復旧事業費の決定及び決定を受けるための早期の査定実施が可能となるよう努める。

2 激甚災害に係る財政援助措置

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下この項において「激甚法」という。）に基づき激甚災害の指定を受けた場合には、各復旧事業に関する特別の財政援助措置がとられることとなっており、その対象は次のとおりとなっており、県及び町は

被害の状況を速やかに調査し、国との連絡を密にし、早期に激甚災害の指定を受けられるよう努める。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅等災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 障害者支援施設災害復旧事業
- ケ 婦人保護施設災害復旧事業
- コ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- サ 感染症予防事業
- シ 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
- ス 湛水排除事業

(2) 農林業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- キ 森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の財政援助措置

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- エ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- オ 水防資機材費の補助の特例
- カ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- キ 公共土木施設、公立学校施設、農地・農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

3 法律等により一部負担又は補助するもの

災害復旧事業については、個別の法律等により国が全部又は一部を負担し、又は補助することになっており、その対象となる事業は次のとおりであり、これら事業を積極的に活用することにより、迅速な施設復旧を図る。

(1) 法律

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- キ 予防接種法
- ク 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ケ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- コ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

(2) 要綱等

- ア 公立諸学校建物其他災害復旧費補助
- イ 都市災害復旧事業国庫補助
- ウ 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助

第4節 災害復旧事業に必要な資金及びその他の措置

1 農林漁業災害資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法、政策金融公庫法により融資する。

(1) 天災資金

暴風雨、豪雨等の災害によって損失を受けた農林業者等に、農林業の経営等に必要な再生産資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、償還年限につき有利な条件で融資する。

(2) 政策金融公庫資金

農林業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金並びに経営再建資金及び収入減補填資金等を融資する。

2 中小企業復興資金

被災した中小企業に対する資金対策としては、県中小企業支援資金融資制度のほか、政府系中小企業金融機関の災害復旧貸付を要請するとともに、激甚災害として指定された場合は、信用保証協会の災害特例保証、小規模企業等設備導入資金の償還期間の延長が適用される。

3 住宅復興資金

住宅に災害を受けた者に対して、住宅金融支援機構法の規定により、災害復興資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

4 更生資金

(1) 災害援護資金

県内で災害救助法が適用された災害により、住家若しくは家財の被害を受け、又は身体に重傷を負った者の世帯に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定により、町は災害援護資金の貸付けを行う。

(2) 生活福祉資金

災害により被害を受けた低所得者等に対して、速やかに自立更生させるため、県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付規程による災害援護資金等の貸付けを行う。

5 町税についての負担軽減措置

被災状況等に応じ、町税条例の規定等に基づき、県税に係る申告等の期限の延長、徴収猶予及び減免等被災者の負担軽減措置を講じる。

6 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

第3編 震災対策編

第 1 章

総 則

第 1 節 震災対策編の目的及び性格

地震災害には、突発性、被害の広域性、火災等二次災害の発生といった一般災害とは異なった特徴がある。近年その発生が心配されている南海トラフ沿いの巨大地震に関しては、本町は内閣府の指定する「南海トラフ地震防災対策推進地域指定市町村」には入っていないものの、実際に発生した場合は本町でも最大震度 5 強という非常に強い揺れが起きることが予想されている。

本計画は、南海トラフ沿いの巨大地震も含めた地震災害に対応すべく、本町の地域における地震災害対策を体系化したものである。第 1 章「総則」・第 2 章「震災予防計画」・第 3 章「震災応急対策計画」・第 4 章「震災復旧計画」を「美咲町地域防災計画」のなかの「震災対策編」と位置付け、災害対策基本法第 2 条第 1 項に定める災害のうち、地震に関して関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図る上での基本的な大綱を示すものである。

第2節 地震災害対策の基本的方向

第1 断層型地震

美咲町において想定される断層型地震への対応は、震度分布や規模こそ異なるが、その基本的方向や具体的な対策については、南海トラフの巨大地震の対策と何ら変わるものではない。南海トラフの巨大地震への対策を講じることにより、断層型地震への対策も同時に進むものと考えられることから、南海トラフの巨大地震と同じく被害を極力軽減させるよう、「命を守る」ことを基本として、「減災」の考え方に基づいた取組を着実に推進する。

第2 南海トラフの巨大地震

南海トラフの巨大地震とそれにより発生する津波は、確率的には千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものである。しかし、仮に発生した場合には、西日本を中心に、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害をもたらすこととなる。特に、人的損失や国内生産・消費活動などへの影響は大きく、経済活動が広域化している現代では、サプライチェーンの寸断、経済中枢機能の低下など、被災地のみならず、我が国全体に及ぶ可能性があり、まさに、国難とも言える巨大災害になるものと想定されている。

岡山県においても、これまで約100年～150年の周期でこの南海トラフを震源とする大規模な地震が発生している。最近では、和歌山県南方沖を震源とした昭和21年の昭和南海地震が記録されており、それから既に約80年が経過しようとしている。

文部科学省地震調査研究推進本部における長期評価では、30年以内の発生確率は、南海地震が60%程度、東南海地震が70%～80%とされており、経年的に発生確率は高まっている。

これらの地震に対しては、最新の知見を活用しつつ、引き続き、ハード対策を推進するとともに、ハード対策にかかる時間や想定被害の地域的特性等に鑑みて、ソフト対策も有効に組み合わせ着実に推進することが重要である。こうした取組は、最大クラスの巨大地震への対策にもつながるものである。

第3 地震への対応

南海トラフの巨大地震への対応は、行政、企業、地域、住民等、個々の果たすべき役割を踏まえ、それぞれが着実にその対策を果たしつつ、有機的に連携し当該地震への対策に万全を期する必要がある。

特に広範囲で発生する強い揺れに対しては、住宅・建築物の耐震診断・耐震改修、重要インフラの耐震化等の取組を強化していくことが重要である。さらに、企業等の事業継続や家庭での備蓄の促進等、被災地域以外でも取組を進める必要がある。

第3節 地震災害に関する調査研究

県・市町村防災対策研究協議会、中国地方・中四国広域防災責任者会議、東南海・南海地震に関する都府県連絡会、東南海・南海地震防災対策推進地域連絡協議会などを活用し、国、県、他の市町村、防災関係機関、大学等との緊密な連携のもと、被害を軽減するために必要な調査、研究を引き続き進める。

第 2 章

震災予防計画

第1節 自立型の防災活動の促進

第1 防災知識の普及啓発計画

災害発生に対し、自らの身は自ら守るとの基本理念と正しい防災知識を住民一人ひとりが持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

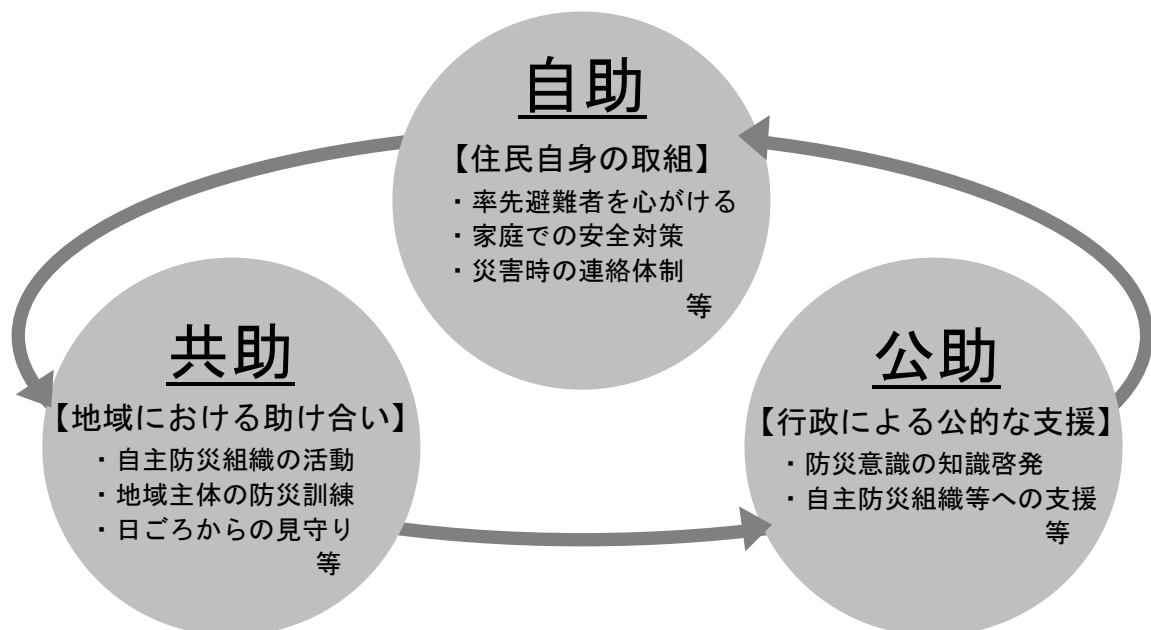
また、災害時には初期消火を行う、近隣の負傷者及び要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

町は、この被害想定を基にハザードマップ等を作成し、広く住民に身近な地域の災害を認識させ、迅速な対応が図られるようその周知を図る必要がある。

特に本地域では、近年大規模な地震による被災を経験していないことから、あらゆる機会を通じて継続的、反復的に防災知識の普及を図っていく。

また、過去の大災害の教訓や災害文化を保存し、後世に伝えていく必要がある。

1 基本方針



いづどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う住民運動を展開し、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定め地域防災力の向上を図る。

町及び県は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するとともに、学校教育、GIS及び各種の広報媒体を活用する等あらゆる機会を捉え、自主防災思想の普及、徹底や地域住

民の防災意識の高揚を図るとともに、過去の大災害の教訓や災害文化の保存伝承に努める。

地震については、本震及びそれに続く余震による災害の危険性の周知を行うとともに、危険を回避するために必要な事前の備えと行動等について、家庭、地域、事業所等に対する啓発を行い、防災知識の普及に努める。

また、男女双方の視点に配慮した防災意識の普及を進めるため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

さらに、自らを守るとともに、お互いに助け合うことの大切さについても啓発し、対象者や対象地域などを明確にして効果をはかる。

2 実施内容

(1) 各対象者に対する普及啓発

各対象者に対する防災知識の普及啓発は、次のとおりとする。

対 象	普 及 内 容
町	・地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地震時における行動マニュアル等を作成しその普及を図る。 ・避難に適切な場所、避難路を指定するとともに、分かりやすい図記号を利用した案内板を設置するなど日頃から周知しておくものとする。 ・自立型・災害回避型ライフスタイルの普及を通じて、隣人等に対する救助意識や相互支援について指導する。 ・町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実を図るとともに、青年層、女性層を始めとした団員の入団促進等消防団の活性化に努める。 ・過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えるため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。また、災害教訓等の伝承を行う住民の取組を支援する。
町職員	・町職員として行政に取り組む中で、防災対策を積極的に推進するとともに、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなどについての研修会等を開催し、職員に防災知識の普及を図る。 ○南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識 ○地震に関する一般的な知識 ○地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識 ○職員等が果たすべき役割 ○地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識 ○今後地震対策として取り組む必要のある課題 など

児童・生徒	・災害の基礎的な知識、災害発生時の対応等について児童生徒の発達段階に応じた指導を行い、児童生徒の防災知識の高揚を図る。
住 民	・住民は、自助・共助の精神に基づき、家庭内における生活必需品の備蓄や防災教育、地域における自主防災組織活動への参加等を通じ、地域の防災力向上に努める。 ・住民が平素から災害に対する予防を行うとともに、発災時に冷静に的確な判断に基づいて行動し、災害の拡大を防ぐことができるよう、各種の媒体を活用しPR活動、教育活動等を推進し、住民への防災知識の普及啓発を図る。 ・防災意識の啓発は家族単位から始め、自治会、町内会等を通じて災害対応の地域連帯感を高める。 ・防災週間や防災関連行事を通じ、次の項目について防災意識の高揚を図る。さらに、住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。 ○地震、津波に関する一般的な知識 ○南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識 ○正確な情報入手の方法 ○避難対象地区、土砂災害危険箇所等に関する知識 ○避難地及び避難路に関する知識 ○住宅の耐震化や必要な耐震改修の内容 ○短期的な食料の確保 ○非常持ち出し品 ○家庭での予防・安全対策 ○避難方法 ○避難所の心得 ○避難生活に関する知識 ○初期救助 ○消防水利設置場所の周知、消火の方法
婦人団体、高齢者団体、教育団体、コミュニティ組織	・地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実を図るとともに、青年層、女性層を始めとした団員の入団促進等消防団の活性化に努める。 ・婦人団体、高齢者団体、教育団体、コミュニティ組織等に対して各団体の性格等を考慮して、研修会、学習会等を開催し、防災知識の普及啓発を図る。

事業所及び職場	・企業等は、事業所及び職場については、従業員等の安全の観点からそれぞれの事業所に対して、次の事項の防災意識の高揚を図る。 ○経営者（責任者）の防災意識を啓発すること。 ○従業員等に対し積極的な防災教育・訓練をすること。 ○災害時の行動マニュアルを作成すること。 ○災害時における関係機関との連絡方法等の確保を図ること。
不特定多数の者が利用する施設	・不特定多数の者が利用する施設（学校、病院、各種福祉施設、駅等）については、個々の施設の特性を配慮しながら、次の事項に関して施設管理者（責任者）の防災意識の高揚を図る。 ○それぞれの施設に応じた避難誘導計画の作成及び訓練を実施すること。 ○利用者の立場に立ち、施設の防災措置の推進を図ること。 ○防災関係機関との通報・連絡体制の確立を図ること。

(2) 普及事項

住民に対する知識の普及徹底については、少なくとも次に掲げる事項の周知を図る。

- ア 町防災計画の概要
- イ 簡易な気象の知識
- ウ 平素の心構え、準備（食料、非常持出品等）
- エ 災害発生時にとるべき応急措置
- オ 災害発生時の心得（避難所、方法等を含む）
- カ 被害後の処置（初期消火、初期救助等）
- キ 消防水利設置場所等
- ク 地震保険

町及び県等は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、政府が再保険を引き受ける地震保険の普及促進に努める。

(3) 普及方法

- ア 広報紙・みさきネット等による普及

町広報紙に防災関係の記事を掲載し、パンフレット等を発行する。また、防災マップ、地震時における行動マニュアル等の作成を検討するとともに、みさきネットを利用しての普及を図る。

- イ 報道機関による普及

新聞、ラジオ等の報道機関に対して町防災計画等防災思想の高揚についての資料を提供し、普及について協力を依頼する。

- ウ 映画、写真等による普及

防災活動、被害状況等についての映画、写真をとりあげ、各種団体等の会合を利用して防災思想の高揚を図る。

- エ 広報車による普及

広報車の巡回により、一般に広報を行う。

オ 講習会（巡回指導）等による普及

住民を対象として、災害時の心得等防災思想の高揚を図る講習会（巡回指導）を行い、防災知識の普及と指導を行う。

カ 教育による普及

小中学校及び幼稚園において、教育を通じて児童、生徒及び園児に修得を得る。

第2 防災教育の推進計画

1 基本方針

防災対策が有効に実施されるためには、一人ひとりが主体的に行動することが重要であり、今後の地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たす小・中学校の児童・生徒が災害や防災・減災に関する基本的な知識を系統的に学び、災害に関する情報を理解し判断できる能力を持つことが必須である。こうした幼少期からの防災教育と防災訓練の習熟によって、生涯にわたって災害から命を守り、生きることの大切さと困難に立ち向かう力を育む文化を醸成する必要がある。

災害から児童生徒等及び教職員の生命、身体の安全を図るため必要な計画を策定し、その推進を図る。

2 対 策

町及び県は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努め、学校においては、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。また、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

町、国、公共機関、及び県は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。

第3 自主防災組織の育成計画及び消防団の活性化計画

1 基本方針

災害が発生したときに被害をできる限り小さくするという「減災」のためには、地域の安全は地域で守るという共同意識に基づき、地域の防災力を高めておくことが必要であるが、この地域防災力の向上の要となるのが住民の自発的な防災組織となる「自主防災組織」である。

町は、発災時の甚大な被害と膨大な避難者への対応が必要となり、避難所運営そのものに主体的に関わるのが困難となる。そのため、自主防災組織等が地域住民等の協力を得ながら、主体的に避難所運営ができるように努める必要がある。

特に大規模な災害時には、その被害の軽減を図るために消防団等による組織的な防

災活動が必要である。

このため、地域住民及び施設の関係者による自主的な防災組織の設置を推進するとともに、自主防災組織の重要性についての意識を広め、その育成強化を推進する。

2 実施内容

町は、平常時から声かけ、見守り、犯罪防止活動などを通じて、人々がつながりを持った、災害に強い地域コミュニティの再生を図る。また、自主防災組織が結成されていない地域の組織化を進めるとともに、自主防災組織の核となるリーダーに対して研修の実施や防災士等の資格の取得の奨励等を行うことなどにより、組織の育成・充実を図る。

(1) 設置推進機関

町が推進する。

なお、防災関係機関は、町の推進活動に積極的に協力する。

(2) 設置推進する自主防災組織

地域住民が自主的、積極的にその組織に参加し、効果的な活動を行えるよう、住民のコミュニティ活動の既存組織を自主防災組織として育成する等地域の実情にあった組織づくりを推進する。その際、女性の参画の促進に努める。

自主防災組織は、減災の考え方や、公助・自助・共助を基本として防災対策を実施するとの考え方を踏まえ、地域の実情に応じた防災計画を策定し、この計画に基づき、平常時、災害時において効果的に防災活動を行うよう努める。

ア 地域住民の自主防災組織

自主防災組織は、区又は自治会単位の組織をめざし、地域消防団と関連づける。自主防災連絡協議会を設置し、広域活動を推進する。

各種研修会等により、リーダーの育成を図る。

平常時の活動	災害時の活動
・ 防災知識の普及 ・ 防災訓練の実施 ・ 火気使用設備器具等の点検 ・ 防災用資機材等の整備 ・ 要配慮者の把握	・ 災害情報の収集及び伝達 ・ 初期消火等の実施 ・ 救出・救護の実施及び協力 ・ 避難誘導の実施 ・ 炊き出し、救助物資の配布に対する協力 ・ 要配慮者の支援 ・ 避難所運営

イ 施設の自主防災組織

(ア) 次の施設を対象として自主防災組織を育成する。

- ・ 旅館、学校等多数の者が利用する施設
- ・ 危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物の製造所、貯蔵所、取扱所等二次災害が発生

する危険性のある施設

- ・ 多数の従業員がいる事業所で組織的に防災活動を行うことが望ましいところ

企業等は、平常時から地方公共団体の防災関係部局や消防団、自主防災組織等の地域防災を担う団体との連絡・連携体制の強化を図るとともに、従業員の消防団、自主防災組織等への参加促進等により、地域防災力の向上に積極的に貢献する必要がある。

また、それぞれの企業等の実情に応じて自主的な防災組織をつくり、事業所及び地域の安全確保に積極的に努める。

企業等は、災害時には従業員、利用者等の安全を守り、地域住民として、災害の拡大防止活動に協力する必要がある。

- (イ) 施設の自主防災組織には、防災業務を推進する責任者として、防災担当者を置かせる。

ただし、法令に基づいてこれと同様の職務を有する者が定められている場合は、その者をもって防災担当者とすることができる。

- (3) 自主防災組織の連絡機構

地域の自主防災組織の区域内に施設の自主防災組織が存在する場合又は同一施設に複数の自主防災組織が存在する場合には、これらの組織の活動を調整するため連絡機構を設けるよう促進する。

また、次のような事項について協議する。

- ア 防災計画の立案に関すること。
- イ 人命救助救出に関すること。
- ウ 被害情報の収集に関すること。
- エ 住民への情報伝達に関すること。
- オ 被災者の収容及び避難所の運営に関すること。
- カ 応急救護所設置及び応急救護活動に関すること。
- キ 食料、緊急救護物質等の輸送、保管及び配給に関すること。

- (4) 自主防災組織の設置を推進するための活動

町は、自主防災組織の設置の推進を図るため、防災関係機関との連携を図りながら、次の活動を実施する。

- ア 広報活動

隣保共同の精神に基づく自発的な防災組織の必要性を認識させ、あわせて防災意識の高揚を図るための広報活動を実施する。

- イ 防災教育

地域住民及び施設の管理者を対象に自主防災組織づくりを指導するとともに、災害及び防災に関する知識の徹底を図るための防災教育を実施する。

- ウ 普及対策

- (ア) 事業所及び職場については、従業員等の安全の観点からそれぞれの事業所に対して、次のような事項に関して防災意識を高める。

- ・ 経営者（責任者）の防災意識を啓発すること。

- ・ 従業員等に対し積極的な防災教育・訓練をすること。
 - ・ 災害時の行動マニュアルを作成すること。
 - ・ 災害時における関係機関との連絡方法等の確保を図ること。
- (4) 不特定多数が利用する施設（学校、病院、各種福祉施設等）については、個々の施設の特性を配慮しながら、次のような事項に関して施設管理者（責任者）の防災意識の高揚を図る。
- ・ それぞれの施設に応じた避難誘導計画の作成及び訓練を実施すること。
 - ・ 利用者の立場に合った施設の防災措置を推進すること。
 - ・ 防災関係機関との通報・連絡体制の確立を図ること。
 - ・ 従業員等に応急手当法の普及啓発を図ること。
- (5) 自主防災組織に対する指導援助
- 町は、自主防災組織が実施する活動について、積極的に指導援助を行うものとする。また、防災関係機関は、町の自主防災組織に対する指導援助について積極的に協力するものとする。
- (6) 防災資機材の整備
- 自主防災組織の活動に必要な防災資機材等の整備を促進する。
- (7) 消防団の充実・活性化
- 消防団は、大規模災害時や国民保護措置の場合に、住民の避難誘導や災害防御等を実施することとなっており、災害対応にかかる教育訓練のより一層の充実が必要である。
- 町は、県と連携して、消防団等のニーズを把握し、それを踏まえて消防学校におけるカリキュラムの充実を図る。また、団員の減少や平均年齢の上昇に伴い、女性消防団員・若手消防団員を確保するため、消防団を対象として、研修会や出前講座を開催するなど、活性化に努める。

第4 ボランティア養成等計画

1 基本方針

災害時には、平常時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えた行政需要が発生することは容易に予想されるところである。災害発生直後から生活再建に至るまで、必要な人命救助や負傷者の手当をはじめとした初期対応、救援物資の仕分けや搬送、避難所等の生活支援、生活再建のための相談など多岐にわたる需要が発生し、行政だけでは質量ともに対応不可能な事態が予想され、多彩な活動を行うボランティアへの期待が高まることとなる。

特に災害時には、特別な技能知識を要する専門ボランティアの需要が高まること、また一般のボランティア活動を効率的に進めるうえで、現場において的確な判断と活動ができるボランティアリーダーが求められることなどから、これらボランティアの養成と登録を平常時から実施しておく必要がある。

2 対 策

(1) 町とボランティアの連携

ア 民間の自主的・主体的な活動であり、行政にはない機動性や、柔軟できめ細かい活動を、町の過度な関与により阻害しないように注意しながら、ニーズ等の情報提供や活動支援・事故補償など安心してボランティア活動に参加できるような環境の整備を図る。

イ 災害発生時に社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、平常時より社会福祉協議会と連携・協働し、設置に係る事前準備を行う。

(2) ボランティアの養成・登録

ア 町及び関係団体は、医師、看護師等専門ボランティア及び一般の生活支援ボランティアに対し、災害時にボランティアリーダーやボランティアコーディネーターとして適切に行動できる知識、技術を身につけてもらうため、必要に応じて分野別に研修を行うとともに、研修参加者の登録に努める。

イ 町内の県登録災害救援専門ボランティアについて平常時から把握するとともに、独自のボランティアの養成等について検討する。

(3) ネットワーク化の推進

町社会福祉協議会は、災害発生時において迅速な対応ができるよう、近隣市町村の社会福祉協議会を含めて連絡応援体制の整備を図る。

第5 住民、地域、企業の防災訓練計画及び参加

いつ災害が発生してもこれに対応できるようにするため、日頃から住民、地域、企業等が各種訓練を行い、防災活動に必要な知識・技能を習得しておく必要がある。例えば東日本大震災では、実際に避難所に避難した住民はほとんどが事前に避難訓練に参加した人達であり、日常の避難訓練に参加していない人は避難しない傾向がみられた。

このため、平常時から防災訓練を繰り返し実施することが大切である。

1 基本方針

災害時に組織的な活動ができるよう自主防災組織の防災訓練を実施し、防災関係機関相互の協力体制の強化を図るとともに、予防並びに応急措置に関する技術の向上と活動の効率を図り、あわせて住民の防災思想の高揚を図る。

なお、教育機関は、防災教育の一環として防災訓練の充実を図る。

また、自衛隊、海上保安庁等国の機関と協力し、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携を図る。

防災訓練を実施する際には、女性の参画の促進に努めるものとする。

2 対 策

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震及び被害の想定を明らか

にするとともに、訓練参加者、使用する機材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。訓練後には、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

(1) 訓練計画の策定

町は、自主防災組織の防災訓練計画の指導、助言に努める。

住民、地域、企業等は、それぞれ防災訓練計画を定め、訓練の実施に努める。

(2) 自主防災訓練項目

ア 防災訓練項目

(ア) 情報連絡訓練

情報収集…地域の被災状況等を正確かつ迅速に収集する。

情報伝達…防災関係機関の指示等を地域の住民に伝達する。

(イ) 消火訓練

消火器等の消火用資機材の使用方法及び消火技術に習熟する。

(ウ) 避難訓練

各個人…避難時の携行品等のチェック

組織単位…組織ぐるみで避難の要領に習熟し、定められた避難場所まで安全に避難できるようにする。

(エ) 給食給水訓練

炊き出し、ろ水器等により食料や水を確保する方法、技術を習得する。

(オ) 救出救護訓練

最低限必要な人工呼吸、応急手当のほか、備えつけの資機材やAED（自動体外式除細動器）の使用方法来に習熟するとともに、救護所への連絡、搬送の方法等を習得する。

イ 総合訓練

自主防災組織の各班が有機的かつ効果的に防災活動ができるようにするために、次のような点に配慮する。

(ア) 町あるいは消防機関が主催する総合防災訓練には積極的に参加する。

(イ) 自主防災組織と事業所防災組織等とが共同して訓練をする。

ウ 教育機関の訓練

教育機関は、就学期に防災意識を高めるため教育現場での防災訓練を行うものとする。

(ア) 学校は小、中、高校に応じた訓練計画を策定し訓練を実施する。

(イ) 教職員は、学校が避難所等になることを想定した訓練に努める。

エ ボランティア団体等との連携

町は、防災訓練を実施する際は、ボランティア団体等にも参加を求め、協力体制の強化、予防及び応急対策機能の向上を図るものとする。

第6 地域防災活動施設整備計画及び推進

1 基本方針

地震災害における自主防災組織の意義、役割は重要であり、地域の実情等を考慮しながら、地震の防災活動にも配慮した整備を進める。

2 対 策

(1) 活動施設の整備

町は、地域の自主防災組織の規模に応じ、避難所や公民館等に併設して平時から活動の拠点となる施設や資機材の整備に努める。

ア 自主防災組織の初期消火、救護等の活動に必要な資機材を整備するための倉庫を整備する。

イ 地域の広場、公園等については、応急活動や避難生活に必要な資機材、水道、照明、トイレ等防災面に配慮した施設を整備する。

ウ 地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の改善を図る。

(2) 整備する資機材等の概要

区 分	概 要
①情報連絡用	携帯無線機、携帯用ラジオ等
②初期消火用	可搬式小型動力ポンプ、大型消火器等、粉末消火剤
③給食給水用	炊飯装置、緊急用ろ水装置等
④救出救護用	チェンソー、エンジンカッター、ジャッキ等
⑤防災教育用	ビデオ装置、映写機等
⑥その他	資機材倉庫等

(3) 整備する財政支援制度等

資料編 ○財政支援制度一覧

P. 資42～43

第7 要配慮者等の安全確保計画

1 基本方針

要配慮者の状況を把握し、それに応じて防災知識の普及を図るとともに、緊急時に備え、要配慮者及びその保護者等との連絡体制、状況の確認方法等の整備・把握に努める。

また、医療・福祉対策との連携の下での要配慮者の速やかな支援のための協力体制の確立等を図り、防災施設等を整備するとともに、防災拠点スペースを設置する等要配慮者向けの

避難先である福祉避難所を確保する。

社会福祉施設においては、要配慮者が災害発生時においても安全で快適な暮らしができるよう、平素から、施設・設備の点検・整備、防災組織の整備、防災教育・訓練の実施等、防災対策の充実に努める。

地域においては、自主的な防災組織の設置・育成により、要配慮者に対する体制を整備するとともに、要配慮者を助け合える地域社会づくりを進める。

その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

2 対 策

(1) 防災知識の普及・訓練

ア 防災知識の普及

町は、要配慮者の実情を基に、災害時の安全を担保できるような在宅生活等について、社会福祉協議会等と連携をとりながら、要配慮者をはじめ家族、身体障害者相談員、知的障害者相談員、関係施設職員及びボランティア等に対し、防災知識の普及啓発や研修会等を行い、地震災害に対する基礎的知識、家具の転倒防止措置等の家庭内での予防・安全対策等の理解を高めるよう努める。その際、子どもや外国人に分かりやすい絵本や漫画の教材又は外国語の防災パンフレットを用いること、要配慮者のための必要な防災用品の配布等を行うこと、防災標識等への外国語の付記などを検討する。

また、町は、高齢者、障害者等の要配慮者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民政委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画（個別避難計画）の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図る。

さらに、防災訓練に当たっては、地域住民が要配慮者とともに助け合って避難できることに配慮する。

イ 防災訓練

(ア) 防災訓練に当たっては、高齢者、車椅子利用者等を想定した避難誘導、情報伝達など訓練内容にも配慮し、直接の参加を呼びかけるとともに、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、地域住民が要配慮者とともに助け合って避難できることに配慮し、円滑な避難誘導等が行えるようその支援体制の整備に努める。

(イ) 社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の管理者は、施設職員や入所者等に対し防災教育を実施する。特に、自力による避難が困難な入所者のいる施設にあっては、職員が手薄になる夜間の防災訓練の充実に努める。

(ロ) 社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の管理者は、災害の防止や、災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ、次の内容のマニュアルを作成し、実施する。

- ・ 施設職員・入所者等の任務分担、動員計画、緊急連絡体制

- ・ 地域住民とともに行う防災訓練

(エ) 要配慮者は、自己の身体状況に応じた生活方法、介護方法、医療データ等を自ら把握し、日常生活に必要な用具、補装具、特定の医療品等の入手方法等について明確にしておくとともに、必要な物品はあらかじめ非常持ち出し袋等に詰め、いつでも持ち出せるように常日頃から努めるものとする。

(2) 在宅要配慮者対策

ア 避難行動要支援者の把握

町は、災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、避難行動要支援者に対する援護が適切に行われるように努める。

また社会福祉協議会、民生委員・児童委員等との連携の下に、高齢者、障害者等に関する各種調査、在宅保健・福祉サービスの提供等を通じ、震災時に支援等の必要な対象者や介護体制の有無等について、ようの次のような詳細情報を日頃から把握しておく。その際、避難行動要支援者の個人情報について、プライバシーを尊重しその扱いには十分注意する。

(ア) 居住地、自宅の電話番号

(イ) 家族構成

(ウ) 保健福祉サービスの提供状況

(エ) 外国語による情報提供の必要性

(オ) 視覚・聴覚に障害のある人への適切な情報提供の必要性

(カ) 近隣の連絡先、災害時の当該地域外の連絡先、その他災害時における安否確認の方法。なお、迅速かつ確実に安否確認を行うため、複数の安否確認の方法を整備する。

避難行動要支援者及びその家族は、災害時に自らの安否を連絡できるよう、町役場、近隣の住民、県外の連絡先、近隣の福祉施設等とのつながりを保つよう努力するものとする。

また、避難行動要支援者の近隣の住民は、日頃から避難行動要支援者に関する情報を把握しておくものとする。

イ 連携の強化

町は、震災時における高齢者、障害者等に対する情報伝達、救助、見守り活動等の支援体制づくりを促進するため、福祉の地域づくり運動等を実施している社会福祉協議会、ボランティア等との連携強化に努める。

ウ 体制の整備

町は、災害救助関係業務に加え、高齢者、障害者等に対する支援業務が適切に行われるよう、職員の確保や業務分担の確認等を行っておくとともに、社会福祉事務所、児童相談所等の相談機関、保健福祉サービス事業者等との連絡・連携体制を整備しておく。

エ 個別避難計画の策定

避難行動要支援者に関する支援体制の構築し、明確化することでより具体的な避難のイメージを地域で共有し、共助を推進する。

オ 防災設備等の設置推進

町は、在宅のひとり暮らし高齢者、重度障害者等が、震災時においても緊急に連絡でき、安全の確保が図られるよう緊急通報器の普及を進めるとともに、震災時における出火を防止するため、火災警報機、電磁調理器、自動消火器等の設置促進に努める。また、聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うため、文字放送装置の普及に努める。

(3) 福祉避難所の確保

町は、要配慮者を対象とした福祉避難所を確保するものとし、必要な場合は、社会福祉施設等の関係団体と協力協定の締結等を行う。

平常時から対象となる要配慮者の現況把握に努め、全ての対象者の入所が可能となることを目標に、福祉避難所として利用可能な施設の把握及び福祉避難所の指定を行うものとする。

その際、小・中学校や公民館等の避難所に介護や医療相談を受けることができるスペースを確保した地域における身近な福祉避難所や、老人福祉施設や障害者支援施設などと連携し、障害者等に、より専門性の高いサービスを提供できる地域における拠点的な福祉避難所の指定を行うものとする。また、難病のある人には、県、周辺市町村と連携し避難所の確保に努めるものとする。

さらに、福祉避難所の指定に当たっては、施設管理者と連携し、福祉避難所として機能するために、プライバシーへの配慮など要配慮者の心身の状態に応じ、必要な施設整備や物資・器材の備蓄及び業務継続計画の策定を行うとともに、その所在や利用対象者の範囲等（要配慮者を含む）を地域住民に周知するよう努める。

また、難病のある人には、県、周辺市町村と連携し避難所の確保に努める。

ア 福祉避難所の施設整備

- (ア) 段差の解消、スロープの設置、手すりや誘導装置の設置、障害者用トイレの設置など施設のバリアフリー化
- (イ) 通風・換気の確保、冷暖房設備の整備
- (ウ) 情報関連機器（ラジオ、テレビ、電話、無線、ファクシミリ、パソコン、電光掲示板等）

イ 福祉避難所の物資・器材の確保

- (ア) 介護用品、衛生用品
- (イ) 飲料水、要配慮者に配慮した食料、毛布、タオル、下着、衣類、電池
- (ウ) 医薬品、薬剤
- (エ) 洋式ポータブルトイレ、ベッド、担架、パーティション、小型発電機
- (オ) 車いす、歩行器、歩行補助つえ、補聴器、収尿器、ストーマ用装具、気管孔エプロン、酸素ボンベ等の補装具や日常生活用具等

(4) 避難所対策

ア 町は、高齢者、障害者等にとって厳しい環境となる避難所生活に配慮し、あらかじめ次のような生活の場の確保、支援体制の整備に努める。

- (ア) 避難所における高齢者、障害者等の生活面でのハンディキャップを少しでも取り除くという観点から、生活の場の確保対策として、公的宿泊施設、公的住宅、社会福祉施設等との連携体制を整備しておくとともに、近隣市町村、近隣県等の施設についてもその活用が図られるよう連携の強化に努める。
- (イ) 避難所における高齢者、障害者等の食事の介助や生活支援物資の供給などの支援体制を確保するため、福祉関係団体、ボランティアとの連携・協力体制の整備に努める。
- イ 要配慮者に対する福祉避難所にかかる情報提供等、支援が迅速かつ的確に行われるよう次の事項を含むマニュアルを作成する。
 - (ア) 要配慮者の安否確認及び必要な支援の内容の把握に関する事項
 - (イ) ボランティア等生活支援のための人材確保に関する事項
 - (ウ) 要配慮者の特性等に応じた情報提供に関する事項
 - (エ) 外国人の特性に応じた言語や生活習慣への対応に関する事項
 - (オ) 特別な食料（柔らかい食品、粉ミルク等）を必要とする者に対する当該食料の確保・提供に関する事項
 - (カ) 避難所・居宅への必要な資機材（車いす、障害者用トイレ、ベビーベッド、ほ乳びん等）の設置・配布に関する事項
 - (キ) 避難所・居宅への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談等に関する事項
 - (ク) 避難所又は在宅の要配慮者のうち、福祉避難所や老人福祉施設、医療機関、児童福祉施設等への二次避難を要する者についての当該施設への受入要請に関する事項
- ウ 住民は、自治会、町内会、民生委員等の活動を通じて、要配慮者を支援できる地域社会の醸成に努める。また、日頃から社会福祉施設等で積極的にボランティアとして活動する等要配慮者の生活についての知識の修得に努める。
- (5) 社会福祉施設、病院等の対策
 - ア 管理者の指導

町は、社会福祉施設、病院等の管理者を指導、支援し、震災時における高齢者、障害者等の入所者、入院患者等の安全確保に係る組織体制の整備を促進する。
 - イ 組織体制の整備

社会福祉施設、病院等の管理者は、次の事項に留意し、組織体制の整備を図る。

 - (ア) 震災時に備え、あらかじめ職員の役割分担、動員計画及び緊急連絡体制等を明確にした施設内防災計画を作成するなど、組織体制を整備する。特に夜間や休日における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導に十分配慮した体制を整備する。
 - (イ) 職員や入所・入院者に対する防災教育、防災訓練等を定期的実施する。
 - (ウ) 町、施設、自主防災組織及び近隣住民等との連携による安全確保に関する協力体制づくりに努める。
 - ウ 緊急受入体制の整備

町は、社会福祉施設、病院等の管理者を指導、支援し、震災時における入所・入院者等の安全確保のための施設・設備の整備、緊急受入体制の整備を促進する。

エ 施設・設備等の整備

社会福祉施設、病院等の管理者は、次の事項に留意し、施設・設備等の整備に努める。

- (ア) 入所・入院者等に対し継続してサービスの提供を行うことはもとより、災害により新たに援護、治療等を必要とする者に対し、緊急受入れ、その他のサービスを可能な限り実施していくため、施設・設備の耐震性を確保するとともに、震災時に必要な食料、飲料水、生活必需物資及び救急薬品等の備蓄に努める。
- (イ) 消防機関等への緊急通報設備や入院・入所者の避難誘導設備、施設の実態に応じた防災資機材の点検・整備を進める。

第8 物資等の確保計画

1 物資の備蓄・調達

町及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておく。

2 体制の整備

町及び県は、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。なお、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

また、災害の規模等に鑑み、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図る。

3 被災地支援に関する知識の普及

町及び県は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

4 食料の確保

(1) 基本方針

円滑な食料の確保を図るため、家庭内・事業所内の備蓄を推進するとともに、他市町村との相互応援協定等や、食品加工業者・外食産業等との協力体制を整備する等により、調達体制を整備する。

(2) 対策

ア 町は、災害が発生した場合、緊急に必要とする食料を確保・供給するため、事前に次の措置等を行う。

(7) 町内における、緊急食料の調達、炊き出しを含む配分計画及びその実施手続に関するマニュアルの策定

なお、計画等の作成に当たっては、乳幼児、高齢者等の要配慮者への適切な食料供給に十分配慮するものとする。

(イ) 援助食料の集積場所の選定

(ウ) 住民、事業所の食料備蓄の啓発

(エ) 住民等の備蓄の補完に必要な食料の備蓄

イ 住民・事業所等は、3日分以上の食料を備蓄するように努める。なお、備蓄に当たっては、乳幼児、高齢者等の家族構成に十分配慮するものとする。

5 飲料水の確保

(1) 基本方針

各地域において、それぞれ独自に給水計画を樹立し、住民の飲料水の確保を図るように努め、最低必要量（供給を要する人口×約3ℓ／日）の水を確保するものとする。また、住民・事業所等に対して個人備蓄を勧奨する。

(2) 対策

ア 町は、以下について実施するものとする。

(7) 水道復旧資材の備蓄を行う。

(イ) 他の地方公共団体からの応援給水を含む以下の内容の応急給水マニュアルを作成する。

- ・ 臨時給水所設置場所の事前指定
- ・ 臨時給水所設置場所の一般住民への周知方法
- ・ 臨時給水所運営の組織体制（本部・現地）
- ・ 各臨時給水所と本部の通信連絡方法
- ・ 必要な応急給水用資機材の確保方法（給水車・給水タンク・ろ過機等）
- ・ 地図等応援活動に際し必要な資料の準備

(ウ) 給水タンク、トラック、ろ過機等応急給水用資機材を整備するとともに、配水池の容量アップ及び緊急用貯水槽を設置し緊急時連絡管の検討を行う。

(エ) 住民・事業所等に対し貯水や応急給水について指導を行う。

(オ) 水道工事業者等との協力体制を確立する。

(カ) 地図等応援活動に際し必要な資料の準備

イ 住民・事業所等は、1人1日3ℓを基準とし、関係人数の3日分以上を目標として貯水する。貯水する水は、水道水等衛生的な水を用い、容器については、衛生的で、安全性が高く、地震動により水もれ、破損しないものとする。

6 生活必需品の確保

阪神・淡路大震災において、平常時の備えの不十分さが指摘されたが、当地域においても災害の少ない地域という認識が阪神地方にも増して強く、家庭・事業所等における地震に対する生活必需品の備蓄は十分でない。また、東日本大震災においては、ガソリンや灯油等の燃料の供給が滞り、避難生活等に支障が生じた。

平常時から震災直後に必要となる生活必需品が確保できる体制づくりを推進する。

(1) 基本方針

震災発生時に必要な物品については、個人で確保できるよう努めることとするが、個人で対応できない場合には、町が特定の生活必需品について確保し、供与できる体制を整備する。

(2) 対策

ア 町は、被害想定に基づく必要数量等を把握のうえ、次の事項を内容とする備蓄・調達計画を策定する。

（ア） 町が確保すべき生活必需品（以下「特定物資」という。）の品目・必要数の把握

（イ） 特定物資に係る流通在庫の定期的調査

（ウ） 特定物資の調達体制

（エ） 緊急物資の集積場所

（オ） 町が備蓄する生活必需品の品目・数量及び保管場所

（カ） 住民、事業所等に対する生活必需品の備蓄の啓発

イ 住民及び自主防災組織は、自らの身は自らで守るのが防災の基本であるという考えに基づいて、平常時から食料のほかに救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等を備え、非常持ち出しの準備をしておく。

ウ 病院、社会福祉施設、企業、事務所等は、入所者等の特性に応じた備蓄を実施する。

7 個人備蓄

大規模震災時には、被害が広範囲にわたり、また情報網及び交通網が混乱するため、食品や生活必需品等を被災者自身が調達することは困難となる。さらに、町等救援機関による救援活動についても、当該機関自体が被災することもあり、大きな制約が及ぶと予測される。

そのため、各家庭、事業所等においては、自主防災の観点から、災害直後の混乱時期を乗り切るための備えをしておくことが必要である。

(1) 基本方針

住民・事業所等は、自らの身は自らで守るのが防災の基本であるとの考えに基づいて、平常時より、食料のほか、救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等の防災品を備えておく。また、特別の医薬品等の確保方法を各自で確認しておく。

町は、広く住民・事業者等に災害に備えての備蓄等自主防災思想の普及啓発を図る。

(2) 対策

ア 食料・飲料水の備蓄

住民、事業所等は、3日分以上の食料・飲料水を備蓄するよう努めるものとする。なお、飲料水にあつては、1人1日当たり3ℓを基準とする。

また、備蓄に当たっては、高齢者や乳幼児等の家族構成等に十分配慮するものとする。寝る前にいろいろな容器に汲み置きしておく習慣の普及を図る。

イ 飲料水以外の水

食器や手洗い、水洗トイレ用、また初期消火用の水として、風呂にいつも水を張っておく習慣の普及を図る。

ウ 生活必需品の備蓄

住民、事業所等は、災害発生時に必要となる救急用品、懐中電灯、携帯ラジオ等の防災用品を備え、非常持ち出しができるよう準備しておくよう努めるものとする。

また、持病薬等個人の特性に応じた必需品についても、非常持ち出しや必要時の確保方法の確認等、災害発生への対策をとっておくものとする。

エ 個人備蓄の意識啓発

町は、個人備蓄の意義・必要性、方法等について、パンフレット等の広報誌や自主防災組織の活動を通じる等により、住民はもとより、社会福祉施設、事業所等に意識啓発する。

住民、事業者等は、自主防災組織活動等を通じて、自らも積極的に近隣住民や従業員等の意識啓発を図ることとする。

第2節 迅速かつ円滑な震災対策への備え（危機管理）

第1 災害応急体制整備計画

地震は前ぶれなく不意に起き、被害が同時に、かつ広域的に多発することから、災害発生に備えて即座に対応できる体制の整備を図る必要がある。

また、大規模地震の後の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実しておく必要がある。

このような災害への対応において、単独の自治体のみでの対処は不可能であることから、他の地方公共団体間、関係機関間のほか企業等との間で協定を締結し、連携強化を進め、災害発生時に各主体により迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努める。

また、交通の途絶、通信網の途絶、職員又は職員の家族等の被災等により職員の動員が困難な場合など、初動体制の確保の困難性が予想されるため、これらの点も踏まえた体制づくりが重要である。

先に発生した地震・津波等の災害で大きな被害を受けた後、再び時間差を置いて新たな災害が発生した場合には、建物等の被害、応急対策への支障、地盤の崩壊や液状化等のように、二度発生することによる被害の増大、救助・捜索等の活動中での発生による二次災害が生じる可能性があるので注意する必要がある。

1 基本方針

災害発生における参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、携帯電話等による参集途上での情報収集伝達手段の確保などについて検討し、迅速な初動体制・非常体制の確立、災害対策本部の設置及び非常時の処理権限など、応急体制全般について所要の整備を図る。

また、あらかじめ民間事業者に委託可能な災害対策業務については、民間事業者と協定を締結しておき、非常時の対応の強化を図る。

さらに、非常時の災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、外部の専門家、関係機関等の出席を求めることができる仕組みを平常時から構築するよう努める。

町及び県は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

時間差を置いて発生する災害には、発生シナリオの検討を行い、複数回にわたる被災に対して臨機応変に対応できるよう、応急活動、建築物等の応急危険度判定、避難生活者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討に努める。

2 対 策

(1) 対応計画の作成

町、県等の防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発

生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画をあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

(2) 訓練の実施

町、県等の防災関係機関は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

(3) 関係機関等の災害対策本部への出席

災害対策本部に専門的分野に関する意見聴取・連携先との連絡調整など、的確で迅速な災害対応ため、必要に応じ関係機関等が出席可能となるよう、その体制整備に努める。

(4) 初動体制の確立

ア 緊急初動班

(ア) 大規模地震が発生した場合の初動体制を確立するため、緊急初動班を設置する。

(イ) 緊急初動班は、郡内において震度4以上の地震が発生した場合に自主参集する。

その際、携帯電話等により参集途上での情報収集を行い、適宜報告する。

(ウ) 緊急初動班の主な任務

- ・ 情報の収集並びに幹部等への報告
- ・ 県への連絡
- ・ 非常体制への移行準備

イ 班員の指定

(ア) 班員は、通勤距離が2km以内の職員の中から毎年度指定する。

(イ) 班員は、震度4以上の地震情報（テレビ、ラジオ）により、勤務場所に自主参集する。

(ウ) 班員の担当業務等については、毎年度訓練を通じて周知を図る。

ウ 班員への連絡方法

班員への連絡については、携帯電話等による通報体制を整備する。

(5) 非常時の処理権限の委譲

災害初期において、町長をはじめ幹部不在の場合における本部設置の判断や自衛隊の派遣要請等の処理権限の順位をあらかじめ定めておく。

第1位 副町長 第2位 政策推進監 第3位 総務課長

第4位 総務課長代理

(6) 非常体制

ア 非常体制の基準

(ア) 震度5強以上の地震が発生した場合は、非常体制（町本部）を設置する。

(イ) 町本部の組織は、美咲町災害対策本部条例の定めるところによる。

なお、必要に応じて、災害地にあつて本部の事務の一部を行うために現地災害対策本部を設置する。

イ 非常体制の職員配備

(ア) 全職員が配備する。

(イ) 職員は、勤務時間外において震度5強以上の地震情報（テレビ、ラジオ放送等）を知ったとき又は自主判断により、ただちに勤務場所に出勤するものとする。

(ウ) 勤務場所に出勤できない職員は、途中の情報をもって最寄りの公共機関等へ仮配備し、所属長に報告、その指示を受ける。

(エ) 各所属長は、職員の配備状況を把握の上、必要によって被災していない地域からの職員の応援等の措置を講じる。

(7) 災害対策本部室の確保

地震により庁舎が損壊等の被害を受け、本部機能に支障が生じたときは代替の本部室を確保するものとする。この場合、次の点を考慮して選定する。

ア 耐震性を有し、本部要員の収容能力があり、長期使用が可能な施設であること。

イ 通信手段及び非常電源の確保が図れること。

ウ 幹線道路に近接し、交通の便がよいこと。

(8) 災害時に設置する防災組織の整備

災害発生時、被害を最小限に食い止めるため、迅速かつ円滑に防災活動ができるよう次に示す防災組織の整備充実に努める。

組 織 名	所 管 業 務	設 置 の 根 拠
美咲町防災会議	地域防災計画の作成とその実施の推進 町域にわたる災害情報の収集 その他法律に基づく権限に属する事項	災害対策基本法第16条 美咲町防災会議条例
町本部	地域防災計画の定めによる災害予防及び災害復旧対策の実施	災害対策基本法第23条の2
美咲町水防協議会	水防計画その他水防に関する事項の調査	水防法第33条第2項 美咲町水防協議会条例
美咲町水防本部	水防事務及び業務の遂行	

(9) 消防組織の整備

消防組織の整備充実を図るため、次の事項を推進する。

ア 青年層、女性層等の団員の確保を図り、地域の消防防災活動の中核となる消防団の充実を図る。

イ 消防団の活性化を計画的に進める。

ウ 消防団の施設、装備の充実を推進する。

(10) 美咲町の災害対策系統

本町の災害対策系統は、次図のとおりである。

- イ 町は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。
- ウ 町及び県等は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。
- エ 町は、必要に応じて被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- オ 各機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ作成するよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。
- カ 町及び県等は、消防の応援について、近隣市町村及び県内市町村等と締結した協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の充実強化を図り、実践的な訓練等を通じて人命救助活動等の支援体制の整備に努める。また、同一の水系を有する上下流の市町村間においては、相互に避難指示等の情報が共有できるよう、連絡体制を整備する。
- キ 町は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要な施設等の相互利用等に関する応援体制の充実を努める。
- ク 町は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努める。
- ケ 関係機関は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底するなど必要な準備を整えておく。

第2 情報の収集連絡体制整備計画

1 基本方針

防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化のため、地域、町、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を図るとともに、市外通話施設、災害時優先電話、有線放送施設、無線施設、放送施設等を整備し、防災構造化するなどの改善に努める。

特に、災害発生時における有効な伝達手段であるみさきネット等の整備を図るとともに、告知放送、美咲町メール、有線系、携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

また、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信網の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を利用したバッ

クアップ対策、デジタル化の促進等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持・向上を図る。

また、勤務中はもちろんのこと、夜間、休日等においても災害の発生時に情報収集・伝達連絡業務を円滑に行えるよう体制の整備確立を図る。

2 対 策

(1) 組織・体制の整備

ア 情報収集連絡窓口の明確化

情報収集連絡窓口を明確化するとともに、責任者及び担当者をあらかじめ指定する。

イ 被災現場における災害情報収集の確保

被災現場における災害情報を的確に収集するため、担当地域及び担当者をあらかじめ指定する。また、情報収集機材の確保についても明らかにする。

ウ 通信機器の運営等

様々な状況を想定して、通信手段の確保を図るため通信機器の運営計画を策定する。

エ 収集活動の機動性の確保

車両、ヘリコプター等による機動的な収集活動ができるよう関係防災機関で調整し、体制の整備を図る。

オ 多様な情報ルートの確保

多様な情報ルートを確保するため、民間企業等（タクシー等の業務用移動系、アマチュア無線等による移動系の活用）、報道機関、住民等からの情報収集ルートの整備を進める。

カ 非常通信協議会と連携

非常災害時の通信手段を確保するため、非常通信の運用について非常通信協議会との連携を図る。

非常通信協議会では、防災行政無線が被災し、あるいは有線通信が途絶し、利用できないときを想定して、他機関の自営通信システムを利用した「中央通信ルート（県と国を結ぶルート）」及び「地方通信ルート（市町村と県を結ぶルート）」を策定している。これらのルートの利用に当たっては、あらかじめマニュアル等を作成しておくものとする。

キ 防災関係機関の通信手段の整備

防災関係機関は、無線機器を基本に、それぞれの業務に適した通信手段の整備・拡充を図る。

(ア) 各防災関係機関は、それぞれの通信設備の耐震化、通信網の多ルート化や多重化、衛星電話の活用による通信手段の整備、拡充を図るとともに、非常用発電機の整備や燃料の確保に努める。

(イ) 町及び県は、地震計等観測機器の整備に努めるとともに、各種防災情報を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。

(ウ) 迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図る

よう努める。

- (エ) 災害時に有効な携帯電話・衛星携帯電話、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。なお、アマチュア無線については、ボランティアという性格に配慮する。
- (カ) 災害時の情報通信手段の確保のため、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点を考慮する。
 - ・ 無線通信ネットワークの整備・拡充、相互接続等によるネットワーク間の連携の確保
 - ・ 有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート及び関連装置の二重化の推進
 - ・ 無線設備の定期的総点検の実施、他の機関との連携による通信訓練への参加
 - ・ 災害時優先電話等の効果的活用、災害用通信施設の運用方法等の習熟、情報通信施設の管理運用体制の構築
 - ・ 非常用電源設備を整備するとともに、その運用保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に浸水する危険性が低い堅固な場所への設置等
- (キ) 非常通信の取扱、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加するほか、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震化や浸水しない場所等への移設を図る。
- (ク) 町は、告知放送、美咲町メールを基本に、被災状況の収集と住民への伝達手段の整備を図る。
- (ケ) 非常災害時に、町本部が中心となり、消防、警察などの防災関係機関や病院、銀行、農協、電力・ガス会社などの生活関連機関とが相互に通信できる地域防災無線の整備を図る。
- (コ) その他住民への情報の伝達手段として有効なみさきネット等の充実を図る。

(2) 災害情報の収集・連絡

ア 地震情報の連絡

町は、県が発信する全国瞬時警報システム J-ALERT により受信した緊急地震速報をみさきネット等により住民等への伝達に努めるものとする。

※全国瞬時警報システム（J-ALERT、ジェイ・アラート）

津波警報、緊急地震速報、弾道ミサイル情報等といった対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、消防庁から人工衛星を用いて全国の自治体に送信し、市区町村の同報系防災行政無線等を自動的に起動させることにより、住民に瞬時に伝達するシステム。

イ 災害情報データベースシステムの整備

日頃から自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集・蓄積に努め、防災マップの作成、地理情報システムの構築に努めるなど、災害時に活用できるような災害情報データベースシステムの整備に努める。

ウ 被災者に提供する情報の整理

被災者等に提供する情報について、あらかじめ整理し、住民等からの問い合わせに対応できる体制を整備する。

エ 情報収集の方法

(ア) 被害情報の収集は、参集した職員からの報告、収集に動員した職員の巡回・警戒活動、防災関係機関及び住民からの通報をもとに収集する。

(イ) 防災関係機関は、災害対策本部に情報連絡員を派遣し、情報収集・交換の緊密化を図る。

(ウ) 広域緊急援助隊・緊急消防援助隊等の情報を収集する。

オ 災害初期の情報収集・連絡

(ア) 初期の情報収集がその後の応急対策を迅速かつ的確に実施する上で重要であり、防災関係機関及び緊急に出動する警察、消防、自衛隊と情報収集連絡を図る。

(イ) 初期には、まず次に関する被災状況の情報収集に当たる。

- ・ 人命にかかる被害、医療機関等の状況
- ・ 道路の状況
- ・ 生活関連（電気、水道、ガス）の状況
- ・ 被害規模状況の把握のための情報

カ 応急対策時の情報収集・連絡

(ア) 防災関係機関が防災活動の業務に移った時点以降においては、県、町及び防災関係機関が相互に連絡し情報交換を図る。

(イ) 被害情報については、美作県民局を経由し、県へ報告する。

第3 救助、救急、医療体制整備計画

1 救 助

(1) 基本方針

町及び県は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、消防機関や警察等の防災機関と関係医療機関との密接な連携体制の強化を図る。

また、職員の訓練や高度な技術・資機材の整備された救助隊の整備を推進し、救助・救急機能の強化を図るとともに、住民等による救助活動のための条件整備を行う観点から、住民等の意識啓発や災害救助用資機材の準備等を行う。

(2) 対策

ア 組織体制の整備

町及び県は、職員の安全確保を図りつつ効率的な救助・救急活動を行うため、防災、医療機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い救助・救急機能の強化を図る。また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

災害時の倒壊物、落下物、パニック、火災等により発生することが予想される救助活動の調整が円滑に行われるよう、救急機動力、救護情報処理機構及び救急資器材を整備するとともに、医療機関及び関係機関との協力・連携の下に、組織体制の整備及び通信手段の確保等についてあらかじめ定めておく。

なお、県の指針に沿ってサイレントタイム設定マニュアルを作成する。

消防機関は、災害時に救助隊を迅速に組織、派遣するためのマニュアルを作成する。

また、適切な救急医療活動ができるよう平素から関係機関と緊密な連絡を図り、現場活動上、必要な事項について協議するとともに、あらかじめ次の事項について整備しておく。

- (ア) 災害発生時における通信連絡方法
- (イ) 県の指針に沿ったサイレントタイム設定マニュアルの作成
- (ウ) 現場活動部隊、救護班の編成
- (エ) 病院等医療機関の収容能力及び受入体制の確認
- (オ) 救急医療薬品、医療器具、救出資器材の調達計画、輸送方法

イ 住民等による救出活動のための条件整備

町は、一般住民、自主防災組織、事業所等に対し、救出・救護の意識啓発、知識の普及及び訓練を行うとともに、消防団と消防本部とを結ぶ無線通信装置の配置等に努める。

ウ 要配慮者に対する救護体制の確立

寝たきりやひとり暮らしの高齢者、身体の不自由な人等、要配慮者に対する人命の安全確保を図るため、隣保共助による救護体制の充実を図る。

2 傷病者搬送

(1) 基本方針

災害医療情報の収集・伝達体制を確立するとともに、緊急傷病者搬送を行うための手段の確保に努める。

(2) 対策

ア 組織体制の整備

消防機関は、関係市町村、関係医療機関との連携を密にして、道路が寸断された場合の搬送方法、災害時における搬送方法の確保体制等を整備するなど効率的な搬送体制の確立に努める。

イ 災害・救急医療情報システムの運用

県、町、消防本部、医師会及び各医療機関は、広域的な傷病者・患者の搬送の際に、収容先医療機関の被災状況や空き病床数、医療スタッフの確保状況など搬送先を決定す

るに必要な情報を提供できる災害・救急医療情報システムを迅速かつ的確に運用することとする。

ウ ヘリコプターによる搬送

町は、地域内にヘリコプター搬送が可能となる緊急用場外離着陸場の整備を図ることとする。

エ 救急隊員等の研修

消防機関は、災害時における応急手当の方法やトリアージ知識の習得等の研修を実施し、救急隊員等の資質の向上を図る。

3 医療体制

(1) 基本方針

医療体制の整備は、平常時においても、住民の生命と健康を守るために重要な課題である。災害時には、建物の倒壊、家具類の転倒、窓ガラスの落下等により、多数の負傷者が発生することが予想される。一方、各医療機関においても、停電、断水等により、著しく診療機能が低下することが予想される。

災害医療についての組織・体制の一層の整備を図るとともに、平時及び災害時における医療機関情報の早期把握のために災害・救急医療情報システムを迅速かつ的確に運用し、さらに災害医療提供体制の整備、医療機関における耐震化・診療確保体制の整備及び災害医療についての知識の普及・啓発を推進するものとする。

(2) 対策

ア 初動医療体制の整備

震災時による被疾病者に対し、迅速かつ的確な医療を実施するため、救急医療機関の診療設備の充実を図る。

イ 後方医療体制の整備

救護所又は避難所において、医療施設での医療を必要とする負傷者があった場合は、町が指定する後方医療施設に対し、その受入れを要請する。

ウ 災害・救急医療情報システムの運用

町は、町内の医療機関、消防機関、地元医師会、関係行政機関等との連絡・連携体制を強化して、町内の医療機関情報を確保できる体制を整備する。

医療機関は、災害・救急医療情報システムへの参画に協力するとともに、震災時に登録済み情報が即時活用できるよう、平時から最新の医療情報を入力する。

エ 医療機関における耐震化、診療確保体制の整備

医療機関は、次の災害予防対策の実施に努めるものとする。

(ア) 施設の耐震診断の実施と、その耐震化の整備

(イ) 貯水槽、非常用発電等の整備

(ウ) 医療設備の転倒防止のためボルト止め等の実施

(エ) 災害発生時対応マニュアルの策定と訓練の実施

- (イ) 業務継続計画の策定
- (ロ) 人工呼吸器等の医療機器を使用している患者等の搬送先に関する計画の策定
- (ハ) 携帯電話の設置など通信体制の多重化の整備

オ 一般住民への災害医療の普及・啓発

町、消防機関は、救急蘇生法、応急手当、災害時に必要とされるトリアージの意義等に関して、住民への普及・啓発を行う。

また、併せて駅等不特定多数の人が利用する施設の従業員向けに応急手当の普及・啓発を行う。

4 医薬品等の確保

(1) 基本方針

対策の基本的な考え方は、救急医薬品等については流通段階における備蓄及び災害拠点病院の備蓄により確保するものとする。

医療用血液については備蓄が困難なため、的確な情報収集・提供ができるよう連絡体制の確立を整備するものとする。

(2) 対策

ア 救急医薬品等の確保

医薬品については、医療機関に医薬品を供給している医薬品販売業者を通じ、必要な医薬品を迅速かつ円滑に供給できるようにしておく。

また、血液の確保については、医療機関が輸血用血液の供給要請を県に行った場合、県は日本赤十字社岡山県支部へ供給を要請し、確保する。

医薬品等備蓄施設（医薬品卸売業者、災害拠点病院及び薬剤師会備蓄センター等）は、県と連携をとり医薬品等の確保に努める。

〈必要な医薬品等の種類〉

- ・ 災害後 1～2 日で必要と思われる医薬品等は、包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬、輸液等の外科的治療に用いるものである。
- ・ 災害後 3 日目以降で必要と思われる医薬品等は、避難所の被災者に対する風邪薬、胃腸薬等の一般常備薬及び高血圧薬、糖尿病薬等の慢性疾患を中心としたものである。

第 4 避難地及び避難路等整備計画

1 基本方針

地震発生時に避難する一次避難地、広域避難地及びこれら避難地に至る避難路は、あらかじめ指定し、標識等によりわかりやすく標示するとともに、防災マップなどにより広報等を通じて住民に周知、徹底する。また、避難地及び避難路の重点的な整備を図る。

2 対策

(1) 避難地の整備

町は地域の実情に即した避難地の整備を推進するものとする。

ア 避難地の指定

町は、公園、学校等公共施設等をその管理者の同意を得た上であらかじめ避難地として指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

また、災害の規模が大きく、既存施設の被害が甚大である場合や罹災者が多数のため既存施設の収容力を超えた場合に開設する野外収容施設の候補地も検討する。

(7) 立地距離、面積

- ・ 一次避難地は、徒歩15分以内（おおむね1 km以内）で到達できる範囲に設けるものとする。
- ・ 市街地にあつては、おおむね1 km四方の区域に1箇所的一次避難地を指定し、可能な限り区域の中央部とする。
- ・ 一次避難地の面積は、避難住民の数に応じ必要な大きさとするが、おおむね1 ha以上を基準とする。
- ・ 広域避難地は、徒歩40分以内（おおむね3 km以内）で到達できる範囲に設けるものとする。
- ・ 広域避難地の面積は、おおむね10ha以上を基準とする。

(4) 安全性

- ・ 危険物施設の近くでないこと。
- ・ 近くの建物から火災が発生しても安全な広さがあること。
- ・ 近くの建物が倒れても安全な広さがあること。
- ・ 傾斜地でないこと。
- ・ 高圧線などがなくないこと。
- ・ 河川、低地及び崩落しやすい崖付近でないこと。

(7) 物資供給、情報伝達等の容易性

- ・ 被災者の保護、救援についての初動態勢が容易に整うこと。
- ・ 食料、飲料水、医薬品等の搬入が容易であること。
- ・ 町本部との情報交換手段が確保されていること。地震のため不通となった場合でも容易に復旧できること。

イ 避難地の整備

市街地における緑とオープンスペースは避難地の確保、火災延焼防止のため重要な施設であり、市街地の基盤施設として、公園事業、土地区画整理事業等により積極的に整備を図る。整備に当たっては、規模と配置の適正化に留意し、施設面では避難場所となる公共建物に対して、耐震診断を適宜行い、危険箇所については補強工事を施す等安全性を確保する。また、外周部に植栽し緑化を行い、火災の拡大の防止に資するとともに、火災の幅射熱に対し安全な空間とする。

また、避難地には、避難地であることの表示を行い、地震発生時には速やかに避難者の受入れができるよう避難地出入口部分の整備やその開放等管理体制の明確化を図ると

ともに、夜間に避難することを想定し、照明設備の整備にも努める。

(2) 避難路の整備

ア 避難路の指定

町は、住民の理解と協力を得て、次の基準により避難路を指定する。

指定に当たっては、避難路が災害時に使用できなくなることも考慮して複数の避難路を指定するとともに、避難路には避難地への案内標識等を設置するよう努める。

(ア) 一次避難地への避難路は、十分な幅員を有する道路とする。

(イ) 一次避難地から広域避難地への避難路は、おおむね4.5m以上の幅員を有するものを基準とする。ただし、歩行者専用道路、自転車歩行者専用道路、緑地又は緑道で十分な幅員を有するものは指定することができるものとする。

(ウ) 避難路は、相互に交差しないものとする。

(エ) 避難路沿いには、火災・爆発等の危険の大きい工場等がないよう配慮する。

(オ) 避難路は、アーケードが設置されていない道路とする。また、窓ガラス、看板等の落下物についても考慮する。

イ 避難路の整備

道路は、交通施設だけでなく、消防活動・延焼防止等の防災空間としての機能をはじめ多くの機能を持つ施設である。道路網を適切に配置し、道路・街路事業、土地区画整理事業等を積極的に推進することにより避難路の整備を図る。

避難路の整備に当たっては、必要に応じて避難の支障となる電柱倒壊、電線切断等の二次災害を防止するため電線類の地中化に努める。また、窓ガラス、看板等の落下防止についても、沿道の建築物の所有者又は管理者にその重要性を啓発し、落下物発生のおそれのある建築物については改修を指導する。

避難路には、避難路であることや避難地の方向の表示を各所に行い、避難地への速やかな誘導ができるようにする。さらに、夜間の避難に備え、道路照明の整備にも努める。

第5 避難及び避難所の設置・運営計画

1 避難方法

(1) 基本方針

町は、あらかじめ避難経路について複数ルートを確保しておくとともに、総合的な避難計画・訓練に努める。

(2) 対策

町及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

ア 避難計画

(ア) 町は、避難地、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を作成し、地域住民、避難所設置予定施設の管理者等に周知徹底し、避難

の円滑化を図る。

なお、避難計画策定に当たっては、要配慮者へ十分配慮し、消防職団員、水防団員、警察官、町職員等防災対応や避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知する。

町は、避難誘導・支援の訓練の実施により、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

町及び県は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。さらに、町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

- (イ) 町内会等においては、あらかじめ自主防災組織等をつくり、避難計画を自主的に見直すとともに、各地域における避難の際に介助が必要と思われる要配慮者等の把握に努める。
- (ロ) 大型小売店、駅、学校、社会福祉施設等の管理者は、施設利用者の避難誘導、安否確認の方法等を内容とする避難誘導マニュアルを作成する。なお、避難誘導マニュアル策定に当たっては、要配慮者へ十分配慮するものとする。

イ 避難訓練の実施

- (ア) 町は、防災関係機関と共同し、又は単独で、地域住民の参加を得て、避難訓練を実施する。
- (イ) 町内会等地域住民は、町等防災関係機関が実施する防災訓練に積極的に参加し、一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、万一の災害に備え、避難場所、避難方法等の確認に努めるとともに、自らも自主的に避難訓練を実施する。
- (ロ) 小売店、駅、学校、社会福祉施設等の管理者は、避難誘導マニュアルに基づき避難誘導訓練を実施する。

2 避難所の設置

(1) 基本方針

町長は、あらかじめ避難所の指定を行い、広報紙等により住民に周知を図るとともに、平常時に施設設備の整備及び生活物資の確保を行い、日頃から整備状況や在庫状況をよく確認しておく。災害時には避難所において資機材や生活物資等が不足することも予想されるので、調達業者の確保を図っておく。ほかにもできる限りの準備を行い、災害時における住民の生命、身体の安全及び良好な避難生活の確保に努める。

(2) 対策

ア 避難所予定施設の事前指定・周知

- (ア) 町は、公民館、公園、学校等公共的施設等を対象に、地域の人口、地形等及び想定される地震の規模に応じ必要な数、規模及び次の①～④の条件を満たす避難所を、そ

の設置者の同意を得たうえであらかじめ指定し、平素から広報紙等を通じ、また所要の箇所への表示板を設置する等により、住民への周知徹底に努めるものとする。

避難所設置予定施設として指定した施設については、その施設の管理者と使用方法等について事前に協議するとともに、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

〈避難所の指定条件〉

- ① 地区住民を十分収容することのできる面積を有すること。
 - ② 崖崩れ、地滑り、河川の氾濫等の危険が見込まれる地域を避けて指定する。また、危険物施設の近くや上空に高圧線があるところは避けること。
 - ③ 避難所として使用する建物は、耐震、耐火性の高い建物を優先して選定すること。また、建物が地震により使用不可能となる可能性も考慮し、隣接して空地があることが望ましいこと。
 - ④ 避難生活が数週間以上に及ぶことも考えられるため、避難所は物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮して選定すること。
- (イ) 建物が被災した場合の安全確認に備えて、建物の建築年、床面積、構造、階数、耐震診断・改修の状況等を把握しておくとともに、昭和56年5月末以前に建築確認を受けた建物については早急に耐震診断を行い、耐震改修が必要な建物については補強・改修に努めるよう管理者に働きかけるものとする。
- (ロ) これらの適当な施設を得難いときは、野外に天幕又は仮設住宅を設置して開設し、また、町内に適当な建物又は場所がない場合は、近隣市町村への委託、近隣市町村の施設の借上げ等により設置することとし、業者や近隣市町村との協定等の整備に努める。
- (エ) 町は、あらかじめ、要配慮者等で避難場所での生活において特別な配慮を必要とする者が避難することができる福祉避難所の指定に努めるものとする。

イ 避難所の施設設備の整備

- (ア) 町は、避難所予定施設において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、告知放送等の通信機器等、避難所の開設に必要な施設設備及び換気、照明等避難生活の環境を良好に保つとともに、避難場所として指定した学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進める。

また、授乳室や男女別の女性専用の物干し場、更衣室の設置に当たり、異性の目線やプライバシーなど女性や子育て家庭のニーズに配慮した設備の整備や要配慮者に配慮したスロープ等の施設の整備、必要に応じて家庭動物の受入に配慮する。

- (イ) テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。
- (ロ) なお、緊急の際の避難所への「緊急資機材等納入業者名簿」を作成しておくとともに、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。
- (エ) 災害時における非常通話等の迅速、円滑化を図り、かつ、輻輳を避けるため、災害時優先電話をあらかじめ西日本電信電話株式会社の事業所に申請し、承認を受けてお

く。

ウ 避難所における生活物資の確保

町は、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、燃料、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。さらに、指定する福祉避難所についても、避難所同様に必要な施設設備、生活物資等の確保に努める。

エ 避難所設置マニュアルの策定

町は、災害時における避難所設置手続について、次の事項等を内容とするマニュアルをあらかじめ策定するものとする。

- (ア) 避難所の開設・管理責任者、体制
- (イ) 開設に当たっての当該施設の安全性の確認方法
- (ウ) 本部への報告、食料・毛布等の備蓄状況の確認及び不足分の調達要請
- (エ) その他開設責任者の業務

3 運営体制

(1) 基本方針

避難所運営についての基本計画を事前に作成しておき、その中に基本的な考え方を示しておくとともに、設置後は避難者の自治組織の決定を中心に運営することにより、状況に応じた柔軟な対応をしていく。

避難所設置施設の職員は、避難所である間は通常業務の実施は困難であるため、避難所の管理運営を行い、又はそれに協力しつつ、再開に向けた準備を行う。運営に当たっては、避難者、町、施設管理者の三者間で協議等を行うことにより、円滑な運営を図る。

(2) 対策

ア 行政側の管理伝達体制

町は、災害発生後速やかに管理体制を構築するため、避難所の維持管理体制及び災害発生時の要員の派遣方法についてマニュアルをあらかじめ定めておく。

なお、当該職員も被災する可能性が高いうえ、深夜・休日に災害が発生する場合も考えられるので、それらの場合を考慮した配置計画とする。

(ア) 管理運営体制の確立

管理責任者、連絡員（町本部、応急救護所、物資集積所等との連絡）について、あらかじめ定めておくものとする。

- (イ) 避難者名簿
- (ウ) 避難収容中の秩序保持（管理要領）
集団生活に最低限必要な規律等
- (エ) 災害情報の伝達（生活情報、安否情報、応急対策実施情報等）
- (オ) 各種相談業務

イ 避難者の自治体制

町は、避難所の運営管理に当たり、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

また、避難所運営の円滑を図るため、運営の中心となる自主防災組織等の既存組織と協議し、予定される避難所ごとに次の内容について事前に「避難所運営マニュアル」を作成する。避難所設置の際は、当該マニュアルに沿って円滑な運営が行われるようにする。

なお、マニュアルの作成に当たっては、避難所運営における女性の参画や最大限要配慮者への配慮をするとともに、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

- (ア) 避難者の自治組織（立上げ、代表者、意思決定手続等）に係る事項
- (イ) 避難所生活上の基本的ルールに係る事項（居住区画の設定及び配分、トイレごみ処理等日常生活上のルール、プライバシーの保護等）
- (ウ) 避難状況の確認方法に係る事項
- (エ) 避難者に対する情報伝達、要望等の集約等に係る事項
- (オ) その他避難所生活に必要な事項
- (カ) 平常体制復帰のための対策
 - ・ 事前周知、自治組織との連携
 - ・ 避難者の生活と授業環境の確保のための対策
 - ・ 避難所の統合・廃止の基準・手続等

ウ 施設管理者による避難所支援体制

避難所設置施設の管理者は、避難所の維持管理に協力するとともに運営の支援に当たるため、町や関係自主防災組織等とともに、避難所マニュアルの策定に参加するものとする。

また、関係職員にあらかじめ研修を行い、必要な知識の習得に努める。

エ 避難所、避難時の心得、避難経路等についての普及啓発

- (ア) 平常時における広報
 - ・ 広報紙、掲示板、パンフレット等の作成及び配布
 - ・ 住民に対する巡回指導
 - ・ 防災訓練等の実施
- (イ) 災害時における広報
 - ・ 広報車及びみさきネット、告知放送、美咲町メールによる周知
 - ・ 避難誘導員による現地広報
 - ・ 自治会等を中心とした自主防災組織を通じた広報

オ 学校その他防災上重要な避難計画

学校、病院その他多数の者を収容する施設及び福祉関係施設管理者等は、次の事項に留意し、関係機関と協議の上、あらかじめ避難計画を作成し関係職員等に周知徹底するとともに、訓練等を実施するなど、避難について万全を期する。

- (ア) 学校及び幼児教育施設については、それぞれの地域の特性等を考慮した避難所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法、収容施設の確保、保健衛生等に関する事項
- (イ) 病院については、患者を他の医療機関又は安全な場所へ避難させる場合の収容施設の確保、移送の方法、保健衛生等に関する事項
- (ウ) 社会福祉関係施設については、入所者に対する避難の指示伝達、職員の分担、移送、介護等に関する事項
- (エ) その他防災上重要な施設については、避難所、経路、誘導責任者及び指示伝達方法等に関する事項

第6 緊急輸送の環境整備

1 対策

(1) 緊急交通路の確保

ア 緊急交通路の指定

応急修理のための優先順位、その他、それぞれの場合を想定した緊急交通路を指定しておく。

イ 緊急交通路確保の体制

緊急交通路の確保は最優先の対応行動である。発災後直ちに緊急交通路を確保するため、以下の対応を事前に準備しておく。

(ア) 緊急交通路沿道の自主防災組織、自治会等との緊急交通路確保の協定を締結する。

発災直後は、警察が到着するまで沿道住民が規制に当たる。

(イ) 重機を有する事業所と緊急交通路の障害物除去、応急復旧の協定を結ぶ。

(2) 緊急通行車両の確保

災害時における被災者の避難及び応急対策に必要な要員・物資等の迅速確実な輸送を確保するため、事業者所有車について、出動要請計画を立てておく。

(3) ヘリコプター臨時離発着場の確保

ア 臨時ヘリポートの指定

地域内における緊急輸送を確保するため、災害対策用ヘリコプター臨時離発着場として、ヘリポート適地の指定を行っておく。

イ 公共施設の整備

ヘリコプターの離発着可能な公共施設を整備する。

第7 災害救助用資機材の確保計画

1 基本方針

警察、消防の救出能力の向上を図るため、災害救助用資機材の充実強化を促進するとともに

に、地域の防災力を高めるため、町内会の集会所等にも救助用資機材の整備を進めていくこととする。

また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

2 対 策

町は、自主防災組織を単位とした地域において、チェーンソー、エンジンカッター、ジャッキ、バール、スコップ等の災害救助用資機材の整備、給食、給水用として炊飯装置、緊急用ろ水装置等の整備に努めるとともに、パワーショベル等の重機類及びその要員を確保するため、地元土木建設業者等と重機類等の借上げに関する協定の締結に努めるものとする。

また、人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材及び薬品等の整備を図る。

消防機関は、ファイバースコープやエアーカッター等災害救助用資機材の整備・充実を図ることとする。

第8 建設用資機材の備蓄計画

1 基本方針

資機材の備蓄及び調達については、経済性や備蓄場所の確保等の点から、(社)岡山県建設業協会など関係団体の協力を最大限に活用することとし、町においては、初期活動に必要なとなる最小限の資機材の備蓄に努める。

2 対 策

(1) 備蓄

地域の自然条件や被害予想規模などを勘案し、初期活動に必要な資機材の備蓄計画を定める。

また、備蓄場所の選定に当たっては、緊急輸送路とのアクセス条件や危険性の分散に十分考慮する。なお、備蓄計画の策定に当たっては、県及び関係団体における資機材の保有状況との補完性や整合性に留意する。

(2) 調達

町域内の関係団体等における資機材の保有状況を調査把握した上で、これら関係団体や他市町村との相互応援協定等の締結を積極的に検討し、地震発生時における資機材の円滑な調達が可能となるよう、備蓄計画と併せた総合的な資機材の確保対策を講じる。

第9 地域防災活動拠点整備計画

1 基本方針

大規模災害時に避難場所や救援の基地等にも利用でき、防災活動のベースキャンプとなる

防災拠点を一時的に整備する必要がある。

町は、防災活動が十分果たせるよう防災拠点等の整備を図る。

2 対 策

町は、次のような利用を目的とした地域防災拠点の整備に努める。

- (1) 物資等の集積基地
- (2) 救急、救援の活動基地
- (3) 災害ボランティア等の受入れ施設
- (4) ヘリポート施設

第10 緊急輸送活動計画

1 現状と課題

大規模な震災が発生した場合には、被災地に対し、広域協定等の相互応援協定や一般からの大量の生活必需品や食料等の搬出が予想される。また、救助・救援活動に必要な資機材を必要とする事態も想定され、こうした資機材・救援物資等を着実に搬入し、確実に配送するためには、それを繋ぐ緊急輸送活動が重要となる。

しかし、災害発生時には多くの混乱が見込まれ、食料の保管配布場所の要員、ノウハウを持つ関係者の不足等により、緊急輸送の確保が困難な場合も想定されるため、平常時からあらかじめその対策について検討しておく必要がある。

2 基本方針

町及び県は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路、港湾、漁港、飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）・集積拠点について把握・点検を行う。

また、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図り、関係機関、周辺住民等に対する周知徹底に努める。

3 対 策

各種資機材・救援物資等の搬入は、被災者には生命線であり、必ずこれを確保し着実に配送しなければならない。そのためには、拠点施設の耐震性の確保、早急な道路啓開、陸路以外の緊急輸送手段の確保及び緊急輸送車両の通行保証が重要であり、その対策が迅速に行えるよう努める。

(1) 拠点施設の耐震化

町及び県は、緊急時における輸送の重要性に鑑み、緊急輸送ネットワークとして指定された輸送施設及び輸送拠点及び防災拠点施設については、特に耐震性の確保に配慮する。

(2) 早急な道路啓開

町及び県は、道路の被害状況の迅速な把握とその啓開が可能となるよう平常時から関係

機関の連携に努める。

(3) 陸路以外の緊急輸送手段の確保

陸路の破壊による輸送ルートの遮断も考えられることから、陸路以外の手段も検討する。

町及び県は、陸路以外の空路（臨時ヘリポートの確保を含む）について施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、その候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定し、その周知に努める。

(4) 緊急輸送車両の通行保証

町及び県が輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両へ緊急通行車両標章が円滑に交付されることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的に行うなど、その普及を図る。

(5) その他環境整備等

物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図る。

第11 消防等防災業務施設整備計画

1 消防施設及び整備等

(1) 基本方針

災害が発生したとき、緊急に出動し応急活動の中核となる消防の防災関係資機材等の整備・充実を図る。

(2) 対策

ア 水防施設及び設備等

重要水防区域及び危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要な水防資材及びこれらを備蓄する水防倉庫等の整備を図る。

イ 消防施設及び設備等

町域内における消防を充分に行うため、ヘリコプターや消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓・防火水槽等の消防用水利、火災通報施設、ヘリポート等を整備し、火災等に対処できる体制の確立を期する。

また、初期消火用として、可搬式小型動力ポンプ、大型消火器等の整備を進める。

2 通信施設整備等

(1) 基本方針

迅速かつ的確な災害情報の収集・伝達体制を確保するため、無線通信施設等の通信施設の整備を図るとともに、万一これらの施設に被害が生じた場合に備え、非常電源、予備器等の設置に努め、通信連絡機能の維持を図る。

(2) 対策

ア 情報通信システム

本町では、防災活動を円滑に実施するため告知放送の他、携帯用無線機、携帯用ラジオ等各種の通信システムを充実する。

イ 施設の点検

災害時に備え、平素から定期的に通信施設の保守管理について点検整備を実施する。

ウ 次世代衛星通信サービス等の活用

有線電話が途絶の場合には、県防災行政無線、警察、日本電信電話株式会社の無線等を利用することとなるが、これだけでは孤立した集落との通信は不可能であるので、衛星インターネットサービスを利用し、情報通信環境を確保する。

エ 民間無線の利用

アマチュア無線等民間無線について、災害応急対策、情報収集等災害時における運用について日頃から協力体制を図る。

第12 広域的応援体制整備計画

1 基本方針

大規模災害時における他地域からの応援活動を想定し、受け入れ体制、指揮命令等が有効かつ的確に実施できるよう体制の整備に努める。

また、県内における被災で応援が必要になる場合を前提に、町の応急対策が有効かつ的確に実施できるよう、応援マニュアルを作成するとともに、市町村間においては、東日本大震災における岩手県遠野市の例を参考に、相互に後方支援基地として、その機能が発揮できるよう、各自周辺市町村間での相互応援協定の推進に努める。

2 対 策

(1) 応援要請の判断

ア 応援要請は町長が判断をすることを原則とする。

イ 地震被害は町域を超えて同時被害を受けるため、広域的な他市町村への応援要請ができるよう体制の整備を図る。

(2) 応援要請の順位

応援は次の順位により要請する。

① 県内相互応援

町は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底するなど、必要な準備を整えておく。

② 自衛隊派遣要請

③ 県外からの応援

(3) 応援に係る事項・判断

応援については、被災の範囲・被害規模等の状況に応じて必要な応援隊や資機材を要請

するものとする。

また、町は、現在締結している応援協定の他、必要に応じて被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるようあらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。

ア 県知事は、被災地に隣接する市町村に応急措置の実施に係る応援を指示する。

イ 岡山県下消防相互応援協定の活用を図る。

(4) 応援の受入体制

町、県及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けられるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。

ア 自治体応援の受入れは、県・町が行う。

イ 警察、消防の応援隊はそれぞれの機関が受け入れることとし、その担当部署及び連絡体制を確立する。

警察…警察災害派遣隊等

消防…緊急消防援助隊等

ウ 自衛隊の受入れは、町を基本とする。

エ 外国からの支援受入れは、県が行う。

(5) 応援活動の総合調整

ア 警察、消防、自衛隊が共同で活動する場合は、相互に積極的に連絡をとり合い災害情報等の共有に努めるものとする。

イ 人命救助その他の救援活動をより効果的に行うため、連携してその任務に当たるよう、相互に調整を行うものとする。

(6) 広域支援体制の確立

町及び県は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

第13 行政機関防災訓練計画

1 基本方針

地震災害においては、被害が同時に広範囲に及ぶことが予想されることから、町は、防災関係機関、地域住民、自主防災組織及びボランティア団体等の参加を得て、緊密な連携の基に各種訓練を実施し、防災関係機関相互の協力体制の強化と予防並びに応急対策機能の向上、住民の防災意識の高揚を図る。

訓練の実施に当たっては、被害の想定を明らかにする等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的な訓練となるよう工夫して実施する。

また、訓練実施後には参加機関が集まり、訓練内容の評価を行うことにより、課題等を明

らかにし、防災体制等の改善を行う。

2 対 策

(1) 総合防災訓練

町防災計画の実施を円滑にし、災害予防の万全を期するために、あらゆる災害を想定して各関係機関及び一般住民が参加する総合訓練を実施し、各関係機関及び住民の協力体制の確立、予防技術、応急措置の向上を図る。

ア 訓練参加機関

- (ア) 町
- (イ) 防災会議を構成する各機関
- (ウ) 公共的団体
- (エ) 各学校、保育園（所）、病院等多数の人員を収容する施設の代表者
- (オ) 前各号に掲げるもの以外の各種団体
- (カ) 一般住民

イ 訓練項目

- (ア) 防災意識の高揚
- (イ) 住民、地域、企業における自主防災組織の訓練
- (ウ) 防災関係機関による情報の収集・伝達及び広報訓練
- (エ) 防災関係機関による応急対策訓練
- (オ) 緊急輸送路確保、救援物資輸送等の訓練
- (カ) ライフライン等の確保訓練
- (キ) 避難所、救護所の開設・運営等に関する訓練
- (ク) 災害対策本部訓練
- (ケ) 広域応援要請訓練

ウ 訓練内容

- (ア) 災害発生時の広報
- (イ) 避難誘導、避難勧告、避難勧告の指示及び警戒区域の設定
- (ウ) 食料、飲料水、医療その他の救援活動
- (エ) 消防、水防活動
- (オ) 救助・救急活動
- (カ) ボランティアの活動体制の確立
- (キ) 被災者に対する生活情報の提供
- (ク) 要配慮者の安全確保
- (ケ) その他

エ 訓練後の評価

訓練の終了により評価を行い、防災計画・防災業務計画を見直し防災体制の改善に反映させる。

(2) 図上防災訓練

図上訓練は、主として災害応急対策について図上で行うものとし、防災関係機関が合同して、又は単独で非常災害に即応するため、防災計画の検討と幹部職員又は主任担当者等を対象とした防災図上演習を実施するものとする。また、防災担当部局相互の連携、各機関の役割に応じた適時適切な応急対策訓練の実施を図る。

ア 訓練項目

- (ア) 災害情報収集及び伝達訓練
- (イ) ヘリテレ映像等の情報伝達訓練
- (ウ) 災害ボランティア対応訓練

イ 訓練内容

- (ア) 応急対策に従事し、又は協力する者等の動員及び配置
- (イ) 復旧資材、救助物質等の緊急輸送
- (ウ) 緊急避難及びこれに伴う処置

(3) 広域的防災訓練

災害等発生時の広域支援に関する協定に基づきカウターパート県等と広域的に、次の防災訓練を実施する。

ア 支援要請訓練

イ 情報連絡訓練

ウ 応援隊等の応援・受援訓練

エ 広域支援本部設置・運営訓練

オ 支援における必要な物資、資機材の確保訓練

(4) 実施訓練

実地訓練は、災害予防に責任を持つ機関がそれぞれ水防、消防、避難、救出、救護、警備その他について適宜防災対策の訓練を行い、技術の向上を図るため行うものであり、特に住民との協力による訓練あるいは実践的能力の醸成上極めて重要な方法である夜間訓練を努めて行うよう計画するものとする。

ア 予警報の伝達及び通信訓練

気象業務法、水防法及び消防法に基づく予警報等の発令、伝達、受理等について、それぞれの伝達系統を通じて関係機関の有線通信途絶の想定のもとに無線通信による訓練を行う。

また、停電又はその他の非常事態における住民及び関係機関に対する通報及び伝達についての訓練を必要により行う。

イ 災害防御訓練

災害による被害の拡大を防御するための訓練とし、おおむね次のとおりとする。

(ア) 水防訓練

水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により水防に関する訓練を実施するほか、隣接市町又は他の防災関係機関の参加等合同して実施する。

- ・ 実施の時期は、洪水が予想される時期前の最も訓練効果のあるときとする。
- ・ 実施地域は、河川危険箇所等洪水のおそれのある地域において実施し、実施訓練、図上訓練を実施する。

(イ) 消防訓練

消防に関する計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施するほか、大火災を想定し、近隣市町村、津山圏域消防組合等防災関係機関と合同して実施する。

(ロ) 避難等救助訓練

災害時における避難、その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動とあわせ、又は単独で訓練を実施する。

なお、学校、病院、社会福祉施設、工場等にあつては、収容者の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施する。

(ハ) 医療救護訓練

救助訓練と併合して救助者の処置等を折り込んだ訓練とする。

(ニ) 災害通信訓練

災害時の通信確保のため、非常通信協議会の協力を得て、非常無線、アマチュア無線の通報等についての訓練とする。

(ホ) 災害防御活動従事者の非常招集訓練

町及び防災関係機関は、非常配備体制に万全を期すため、各種災害を想定し、勤務時間外における職員、消防団等の非常招集訓練を必要に応じ実施する。

(ヘ) 交通規制訓練

町及び警察は、災害発生時において交通規制が整然と行われるよう、関係機関と協力して交通規制訓練を実施する。

(ロ) 危険物等特殊災害訓練

町及び防災関係機関は、防災機関・事業所における災害時の防災体制の確立と防災技術の向上を図るため、消防及び事業所等が連携して、高圧ガス等の特殊災害を想定した訓練を実施する。

第14 文教災害対策計画

1 基本方針

町教育委員会は、幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という）及び職員の生命、身体の安全を図り、学校その他教育機関（以下「学校等」という）の土地・建物その他の工作物（以下「文教施設」という）及び設備を災害から防護するため必要な計画を策定し、その推進を図る。

2 対 策

(1) 防災上必要な組織の整備

災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では、平素から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織の整備を図る。

児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先とする。

(2) 防災上必要な教育の実施

学校等は、災害に備え、自らの命は自ら守る、地域に貢献できる児童生徒等の育成を図るとともに、災害による教育活動への障害を最小限に止めるため、平素から必要な教育を行う。

ア 児童生徒等に対する安全教育

学校等においては、児童生徒等の安全と家庭への防災意識の普及を図るため、防災上必要な安全教育を行う。安全教育は、教育課程に位置付けて実施するとともに学級活動、学校行事等とも関連を持たせながら、体験を重視した学習等を効果的に行うよう考慮する。

イ 地域等に貢献できる人材の育成

学校等においては、将来的に地域で防災を担うことができる実践力を身につけた人材を育成するための教育を推進するよう努める。

ウ 関係職員の専門的知識のかん養及び技術の向上

関係職員に対する防災指導資料の作成、配布、講習及び研修会等の実施を推進し、災害及び防災に関する専門的知識のかん養及び技術の向上を図る。

エ 防災意識の高揚

P T A、青少年団体、婦人団体等の研修会及び各種講座等、社会教育活動の機会を活用して、防災意識の高揚を図る。

(3) 防災上必要な計画及び訓練

児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害発生時において、迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を樹立するとともに、訓練を実施する。

ア 災害の種別に応じ、学校等の規模、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達方法等の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。

イ 学校における訓練は、教育計画に位置付けて実施するとともに、児童会活動、生徒会活動等の活動とも相まって、十分な効果を上げるよう努める。

ウ 訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じ計画の修正・整備を図る。

(4) 登下校の安全確保

児童生徒等の登下校途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに樹立し、平素から児童生徒等及び保護者への周知徹底を図る。

ア 安全な通学路の設定

イ 登下校の安全指導

(5) 文教施設等の不燃、堅牢構造化の推進

文教施設及び設備を災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、これらの建物の建築に当たっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨構造による不燃、堅牢構造化を推進する。

なお、木造建物等については、使用木材の大断面化、厚手化、難燃化等に配慮した構造とするとともに、建築配置などに十分な防災措置を講ずる。

また、校地等の選定、造成をする場合、災害に対する適切な予防措置を講ずる。

(6) 文教施設・設備等の点検及び整備

既存施設については、耐震診断に基づき補強等を行う。

また建物に加え、電気、ガス、給排水設備等のライフライン及び天井、庇等の非構造部材についても定期的に安全点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともにこれらの補強、補修等の予防措置を図る。

災害に備えた避難及び救助に関する施設・設備の整備を促進し、防災活動に必要な器具等を備蓄するとともに、避難設備等は定期的に点検を行い整備に留意する。

(7) 危険物等の災害予防

学校等にあつては、ロッカー等、転倒物の固定具設置など、安全を確保できるよう適切な予防措置を講じる。

また、化学薬品等の危険物を取り扱う学校等にあつては、それらの関係法令に従い適切に取り扱うよう講じる。

(8) 文化財の保護

文化財保護のため、住民の愛護意識の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護、管理体制の確立、防災施設の整備促進を図る。

ア 文化財に対する住民の愛護意識及び防災意識の高揚を図る。

イ 文化財の管理者に対する防災意識の普及を図るとともに、管理保護について指導・助言を行う。

ウ 適時、適切な指示を実施し、予想される被害を未然に防止する。

エ 自動火災報知器の設置、貯水槽等の施設の整備を促進する。

オ 文化財及び周辺環境を常に整備実施する。

第3節 地震に強いまちづくり

第1 防災についての調査研究の実施

1 基本方針

町内における、河川、山地、農地、住宅地等において、災害が発生又は危険が予想される箇所の事前調査、あるいは地震災害の被害想定規模等の調査を行い、防災体制の整備強化を図る。

2 対 策

(1) 防災パトロール

災害危険箇所の実態を把握し、被害の未然防止と拡大防止対策及び応急措置の適切な実施をはかるため、防災関係機関による総合的な現地調査を行い、適宜検討を加える。

〈調査の内容〉

ア 道路、河川、橋梁、農業施設等の現況及び災害予防事業の現況と計画の概要

イ 地すべり、山崩れ等の危険区域とその予防計画

ウ 孤立予想地区とその対策

エ ヘリポート適地の確認

オ 避難予定場所、避難経路等の確認

カ 応急対策用資器材の備蓄状況

キ 局地の気象及び各種観測所の状況

降雨量、通報水位、警戒水位等

ク 過去の災害発生状況

大規模な火災、爆発により被害が拡大するおそれのある施設又は区域の実態

(2) 結果のまとめ及び公表

町は、調査結果を取りまとめ、適宜町防災計画を修正するとともに、防災関係機関ならびに住民に対し公表するよう努める。

第2 建物、まちの不燃化・耐震化計画

1 基本方針

現在、我が国の建築物については、建築基準法や日本建築学会等の技術基準によって設計・施工されており、高い耐震性、安全性が確保されていると言える。

一方、想定を超える地震に対しても常に無傷で耐えられる建築物やまちづくりを求めることは、経済的、技術的に問題があり、また、居住性を損ねるため、社会通念上容認されにくい現状がある。しかし、想定を超える災害が発生した場合には、生命の安全の確保を第一としつつ、被害を最小限に食い止められるような、「地震に強いまちづくり」を目指す必要がある。特に、防災上重要な建築物については、災害時の救援活動の拠点としての使用に支障をきたす被害を受けないことが極めて重要であり、その対策を行うほか、老朽化した社会資

本についても長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

また、地震により、建築物が受ける被害度は建築物個々の特性、建設地盤その他の複雑な要素がかかわり合うものであり、建物の性格や地盤特性等に応じた建築物の耐震性の確保については、今後、より促進していく必要がある。

また、火災が起きた場合にその火災を極力他の建築物に及ぼさないように、都市計画区域内では、集団的な防災に関する規制を行い、都市防災の効果を高めることを目的として制定された防火地域、準防火地域を指定し、建築物の不燃化、まちの不燃化を図る。また、都市計画区域外の地域においても建築物の不燃化、まちの不燃化を促進する。さらに、避難地の周辺や避難路の沿道についても不燃化を図りさらに安全なまちとする必要がある。

公園、緑地等公共空地は、避難地として効用を果たすだけでなく、火災延焼の防止のためにも重要な施設であり積極的な整備を図る。整備に当たっては、土地区画整理事業、市街地再開発事業など面的な整備事業を導入し、市街地の防災性の強化を図る。

なお、安全を重視した総合的な土地利用の確保を図るため、防災まちづくりの方針を市町村都市計画マスタープランに位置付けることが望ましい。

また、町、県は、地震防災緊急事業五カ年計画に基づき、各種施設の緊急的な整備を図り、町土の安全性向上に努める。特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化については、耐震改修促進計画等に定めた数値目標などにより、計画的かつ効果的な実施に努める。さらに、一時避難において多くの住民が利用する避難所については、過去の経験を踏まえだれもが安心して利用できる避難所（あんしん避難所）の整備を、耐震化と併せて進める。

2 対 策

(1) 建物の不燃化・耐震化

ア 構造物・施設等の耐震設計の目標

- (ア) 供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動に際しては、機能に重大な支障が生じないこと。
- (イ) 発生する確率は低いが、直下型地震や海溝型巨大地震による高いレベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないこと。
- (ウ) 構造物・施設等のうち次のものについては、重要度を考慮し、高いレベルの地震動に際してもほかの構造物、施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。
 - ・一旦被災した場合に生じる機能支障が、被害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの
 - ・地方あるいは国といった広域における経済活動等に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの
 - ・多数の利用者等を収容する建築物
- (エ) 構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保する方策についても検討を進める。

イ 防災拠点建築物の不燃化・耐震化

災害時において救援活動の拠点や避難所となる学校や社会福祉施設、救急・医療活動の拠点となる病院、情報収集・伝達・応急対策の拠点となる庁舎など防災拠点建築物の不燃化及び耐震化を図る。

これらの建築物については、防災計画に基づき適切な場所に免震構造等の耐震性能が特に優れた建築物の建設を促進する。また、現行の耐震基準（昭和56年施行）以前に建築された既存の建築物については、耐震診断の実施に努め、耐震性能が不足すると判断された場合には耐震改修を行う。

〈防災拠点建築物〉

- (ア) 町本部が設置される施設
- (イ) 医療救護活動施設
- (ウ) 応急対策活動施設
- (エ) 避難収容施設・学校施設
- (オ) 社会福祉施設等
- (カ) 不特定多数の者が利用する施設

建築設備等の整備として、ライフライン系統の不測の事態に備えて、震災後も継続してその機能が果たせるよう建築設備等（貯水層、非常用電源等）の整備に努める。

ウ 一般建築物の不燃化・耐震化

既存建築物のうち、昭和56年の建築基準法改正以前の旧基準により建築された建築物については、耐震性が充分でないことから、住民に対して、不燃化、耐震化について広く住民の認識を深めるため、耐震診断・改修に関する普及啓発、相談窓口の開設、耐震診断講習会の開催等を実施するなどして既存建築物の改修を促進する。

特に、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に定められている小売店等多数の者が集まる特定建築物については、その所有者に対して、建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行う。

エ 天井等の非構造部材・ブロック塀等倒壊対策

町は、避難や救助活動上の重要なルートを中心に、建築物の所有者又は管理者に対して、窓ガラス及び看板等の落下防止対策の重要性について啓発を行い、落下物発生のおそれのある建築物については、改修を指導する。

また、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等、その安全点検及び耐震性の確保の必要性について広く住民に対し啓発するとともに、危険なブロック塀等に対しては改修を指導する。

施設等の設置者及び所有者は、下記構築物等の点検、補修、補強等を行う。

物 件 名	対策実施者	措 置 等
横断歩道橋	道路管理者	耐震診断等を行い、落橋防止を図り、道路の安全確保に努める。

道路標識、 交通信号機等	管理者	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
枯死した街路樹等		樹木除去等適切な管理措置を講ずるように努める。
電柱・街路灯		設置状況の点検を行い、倒壊等の防止を図る。
アーケード、 バス停等	設置者、 管理者	新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。
看板、広告等	設置者、 管理者	許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求めるなどして安全性の向上を図る。
ブロック塀	所有者	既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては、改良等を行う。新設するものについては、安全なブロック塀を設置する。
ガラス窓等	所有者、 管理者	破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。
自動販売機		転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。
樹木、煙突	所有者	転倒等のおそれのあるもの、不要なものは除去に努める。

オ あんしん避難所の整備

町は、だれもが安心して利用できる避難所（あんしん避難所）の整備に取り組むほか、地震のリスクなどの情報提供と併せて、災害時における自助・共助の精神（心のバリアフリー）の普及啓発を行う。

(2) まちの不燃化

ア 防災地域等の指定

都市計画区域内において指定されている防火地域は、火災が起きた場合にその火災を極力他の建築物に及ぼさないように、地域によって集団的な防災に関する規制を行い、都市防災の効果を高めることを目的として制定されたものであり、建築物の密集した火災危険度の高い市街地の区域について指定することとされ、県内では、平成25年3月末現在で、岡山市、倉敷市、玉野市、総社市の4市で382.4haが指定されている。また、都市計画区域内の防火地域に準じ火災防止上必要な地区は、準防火地域に指定することとされ、先述の4市に、津山市、高梁市、新見市を加えた7市で1,810.3haが指定されている。

都市計画区域内の市町村は、今後も必要に応じて、防火地域、準防火地域を拡大する

とともに、指定済みの地域では、面的な市街地整備事業を導入し、建築物の不燃化、まちの不燃化を図る。また、都市計画区域外の本町においても、この考え方で建築物の不燃化、まちの不燃化を促進する。

イ 避難地、避難路周辺における不燃帯の整備

避難地や避難路が火災、幅射熱等に対して安全であることは、その指定や整備に当たって重要なことであるが、さらに安全性を高めるためには、避難地、避難路だけではなく避難地の周辺や避難路の沿道といったエリアでの不燃化が必要である。

町は、道路、公園、緑地、河川、耐火建築物群等の連携による延焼遮断空間を確保するという観点での整備を進める。

ウ 公園、緑地等公共空地の整備

公園、緑地等都市における緑とオープンスペースは、人々の憩いの場やスポーツ・レクリエーションの場となるほか、災害時には、避難地、災害復旧の拠点として重要な役割を果たすと同時に、火災の延焼を防止するなど防災上重要な役割を持っている。このため、公園事業等により、公園の整備を積極的に推進するとともに、緑の基本計画の策定による緑地の保全、緑化の推進に努め、防災空間の確保を図ることとする。

エ 道路網の整備

道路管理者は、道路の延焼遮断効果が大きいことに注目し、市街地における新設改良に当たっては、災害危険度等を勘案しながら広い幅員を確保するとともに、植樹帯等を積極的に設置するよう努める。

オ 計画的な防災まちづくりの推進

災害に強いまちづくりは、計画的に推進することが重要である。道路、公園、緑地、河川等について、避難路、避難地、延焼遮断空間等の確保の観点から早急に総点検を行い、早期に整備する必要があるものについては整備計画を策定するものとする。その整備に努める総点検は、次の視点から実施する。

なお、整備にあたっては公共用地、国有財産の有効活用を図る。

(ア) 道路

避難路として迅速かつ安全に避難できる構造を有しているか。

また、延焼遮断帯として機能を果たすための空間が確保されているか。

(イ) 公園、緑地

避難地、救援活動の拠点、延焼遮断帯として機能を果たすために適正に配置されているか。

(ロ) 延焼遮断帯

道路、公園、緑地、河川等が連携し、延焼遮断帯としての機能を発揮できるか。

カ 市街地の整備

(ア) ゆとりある町づくりの推進

ゆとりある隣棟空間を確保することで、延焼危険性の低減が図られるが、このようなゆとりを確保していくため、建築物の新設、改築に際して、法令等の遵守を徹底す

るとともに、国・県の関連各種補助事業の活用によるゆとりあるまちづくりの推進に努める。

(イ) 沿道空間のゆとりの確保

防災機能でみる沿道幅員は、公共物である道路の幅員に加えて、道路沿いの建築物前面空き地が含まれる。

そのため、災害に強いまちづくりの推進のためには、細街路の計画的拡幅の推進を図るとともに、住民の協力を求めて、建て替えの場合の住居のセットバックによる沿道空間のゆとりを高めるよう促進する。

第3 公共施設等災害予防計画

地震に強い町土の形成を図るため、町、県、指定地方行政機関は、道路、鉄道等の交通施設をはじめ、河川、砂防、海岸保全、急傾斜地倒壊対策、農地防災事業などにより、地震対策を総合的、計画的に実施、推進する。

事業実施においては、計画を上回る災害が発生しても、その被害を最小限にとどめ、その効果が粘り強く発揮できるように努めるとともに、環境や景観にも配慮する。

こうした公共施設は、日常の社会経済活動だけでなく、地震発生時の応急活動においても重要な役割を果たすものであり、老朽化した社会資本については、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

1 道 路

(1) 基本方針

県の被害想定における最大震度6強の地震が発生した場合においても、道路の機能が十分発揮できるよう整備を行う。既設橋梁等の耐震性の向上を図るため、定期的に地震に対する安全性について点検を実施し、これに基づき必要な対策を実施するとともに、今後新設する橋梁等道路構造物についても、地震に対する安全性を十分考慮した整備を行う。

落石等危険箇所についても、災害時の避難、緊急物資の輸送に支障をきたさないよう、危険箇所について重点的にパトロールを実施するとともに、危険箇所の防災対策を実施する。

(2) 対策

被災時において、救援物資の集積地点（空港等）とのアクセスが確保でき、道路の機能が十分発揮できるよう整備を行う。

橋梁等の耐震対策については、平成24年2月に改訂された道路橋示方書に基づき、複断面区間、跨線橋、跨道橋及び地域の防災計画上重要な路線など緊急度の高い橋梁から、順次補強を行っていくとともに、今後新設する橋梁については、改訂道路橋示方書に基づき整備を行う。また、横断歩道橋、大規模な擁壁、共同溝などについても地震に対する安全性を考慮し整備を行う。

落石危険箇所については、危険度の高い箇所や緊急輸送道路、バス路線などを優先して防災対策を行い、地震に強い道づくりを推進する。

ア 幹線道路

国道及び県道等の幹線道路については、それぞれが所管する道路について耐震性を強化した道路整備を実施するよう要請する。

イ 町道

地域の生活道路であると同時に国・県等の幹線道路を補完するものであるが、脆弱な区間が多く、地震による被害が多岐にわたることが予想されるため、重要な路線を最優先として、国・県道に準じた耐震点検調査を実施し、改修に努める。

ウ 農道及び林道

農道及び林道は、幅も狭く地盤も弱いところが多い。しかし、生活道路として地域住

民にとって重要な役割を果たしており、災害時にその機能が壊滅しないよう整備に努める。

2 鉄 道

(1) 基本方針

西日本旅客鉄道株式会社が管理運営する旅客鉄道事業にかかわる車両、施設、設備の災害予防、災害応急対策、災害復旧等について、迅速適切に処理すべき業務体制を構築し、災害の防止、災害時の輸送確保、社内関係機関及び関係地方自治体との連携を図る。

(2) 対策

平成10年12月に運輸省（現国土交通省）鉄道施設耐震構造検討委員会によって、新たな耐震設計手法がまとめられた。これは、阪神・淡路大震災のような都市直下型地震動にも対応するもので、今後はこの設計法を順次取り入れていくこととする。

なお、上記の新たな設計手法が確立するまでの当面の処置として、同委員会から「既存の鉄道構造物に係る耐震補強の緊急措置」が示されており、これに添って補強工事を進めてきた。現在この工事は一部を除き、ほぼ完了しており、今後もわずかに残された箇所について補強工事を進める。

3 河 川

(1) 基本方針

通常の河川水位に比べ堤内地盤高が低いところでは、地震により堤防が被災した場合大きな浸水被害をもたらすおそれがあるため、このような地域の河川管理施設の対策を図る。

(2) 対策

堤防、水門、樋門等の河川管理施設で耐震性の劣るものについては、地震に対してその機能が保持できるよう改良して整備を図る。

4 砂防施設

(1) 基本方針

老朽化等により機能低下をきたしている箇所については、補修、補強等を行い、地震による土砂災害を防止する。

(2) 対策

砂防施設管理者は、既存構造物について常時点検を行い施設の機能の維持に努め、老朽化した砂防設備は地震に対してその機能が保持できるよう補強対策を進める。

5 ため池

(1) 基本方針

県の被害想定における最大震度を考慮しながら、老朽化の著しいもので緊急に整備を要するものについて、機能障害箇所を事前に把握したうえで、補修、補強、耐震性の向上等改修整備を優先的にを行い、地震によるため池の被災を防止する。

(2) 対策

農業用ダム、ため池の管理は水害防止上重要なものであり、阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、防災の観点から重要なため池を対象として危険度等の基礎的調査を実施する。調査結果に基づき、管理者である町や土地改良区等への安全管理の徹底を指導するとともに、危険なものについては早期改修に努める。

また、その他のため池等についても、管理者に対し、日常の維持管理の徹底を指導するとともに、地域住民に対し、防災意識の啓発に努める。

さらに、震度4以上の地震が発生した地域においては、早急に点検・調査を実施し、状況の把握に努める。

また、町管理分について、ため池台帳により、その状態をよく把握するとともに、ため池の決壊を未然に防止するため、適宜補強を行い、次のとおり、維持管理を行う。

ア 堤体は、常に草木等の繁茂を除き、亀裂、漏水等の異常がすぐ発見できるようにする。

イ 余水吐の堰上げは絶対さける。

ウ 斜樋、低樋等の構造物は貯水前に点検する。

エ 老朽化の著しいため池は常に控えめな貯水にとどめる。

オ 町及び受益者は、ため池の危険箇所を常時巡回点検して、危険状態の早期発見に努める。

6 学校施設

(1) 基本方針

児童生徒等の安全を守り、安心して豊かな教育環境を整備するとともに、地域住民の安全と安心を確保するため、実効性のある耐震化計画を策定し、早期に学校施設の耐震化を進めていく。

(2) 対策

ア 学校施設の耐震性の確保並びに不燃化及び堅ろう化の促進

学校施設及び設備を災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、建築に当たっては十分な耐震性を確保し、不燃化及び堅ろう構造化を促進する。

また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する安全性に留意し、適切な予防措置を講じる。

イ 学校施設・設備等の点検及び整備

既存施設については、耐震診断に基づき補強等を行う。

また、建物に加え、電気、ガス、給排水設備等のライフライン及び天井材、外壁、照明器具等の非構造部材についても定期的に安全点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの補強、補修等の予防措置を図る。

災害に備えた避難及び救助に関する施設・設備の整備を促進し、防災活動に必要な器具等を備蓄するとともに、避難設備等は定期的に点検を行い整備に留意する。

ウ 危険物等の災害予防

学校等にあつては、ロッカー等、転倒物の固定具設置など、安全を確保できるよう適

切な予防措置を講じる。

また、化学薬品等の危険物を取り扱う学校等にあつては、それらの関係法令に従い適切な災害予防措置を講じる。

7 公共建築物

(1) 基本方針

庁舎、病院及びその他の公共建築物については、災害時において救援活動の拠点としての機能に支障をきたす被害を受けないよう耐震性を確保する。

(2) 対策

町、国、県、及び施設管理者は、災害時において救援活動の拠点や避難所となる学校や社会福祉施設、救急・医療活動の拠点となる病院、情報収集・伝達・応急対策の拠点となる庁舎など防災上重要な建築物の不燃化及び耐震化を図る。

これらの建築物については、防災計画に基づき適切な場所に免震構造等の耐震性能が特に優れた建築物の建設を促進する。また、現行の耐震基準（昭和56年施行）以前に建築された既存の建築物については、耐震診断の実施に努め、耐震性能が不足すると判断された場合には耐震改修を行う。

8 文化財

(1) 基本方針

文化財の保護のため県民の愛護意識の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護・管理体制の確立、耐震対策の促進を図る。

(2) 対策

ア 文化財に対する県民の愛護意識を高め、防災思想の普及を図る。

イ 「文化財所有者のための防災対策マニュアル」等を活用して、文化財の所有者や管理者に対する防災意識の普及を図るとともに、管理・保護について指導・助言を行う。

ウ 適時、適切な指示を実施し、予想される被害を未然に防止する。

(ア) 重要文化財建造物等にあつては、定期的な修理など平常時のメンテナンスとともに、耐震診断の結果に基づき耐震性能の向上を図るための対策を促す。

(イ) 建造物以外の有形文化財にあつては、移動・転倒・落下等による被害や博物館等の文化財公開施設における展示物の転倒・落下による人命への被害を防止するため、日頃からの備えを促す。

エ 文化財及び周辺環境整備を実施する。

第4 ライフライン（電気、ガス、水道等）等施設予防計画

電気、ガス、水道等ライフラインは、住民の暮らしに必要なものであり、平常時のみならず災害時にも、安定的な供給が求められる。このため、各施設の耐震化を図り、ライフラインの安全性、信頼性を高める必要がある。

1 共同溝

(1) 基本方針

共同溝をはじめとする電線等の地中化については、震災時の設備被害の低減、都市活動支障の低減、電柱倒壊等による避難支障の解消、消防活動支障の解消等の震災時の被害低減及びライフラインの確保のため、今後も電線共同溝等による地中化の促進を図る。

(2) 対策

電気、ガス、水道、電話等を収容する共同溝については、ライフラインの保護という観点から有効な施設であるため、建設の促進を図る。

また、電気、電話等の電線類は、架空線と比較すると地中化の場合は断線はほとんどなく、日常の維持管理の簡素化、災害時の復旧の迅速化が図られるため、電線共同溝を初めとする地中化の促進を図る。

2 上水道施設（日本水道協会岡山県支部）

(1) 基本方針

耐震性確保の観点から水道施設の総点検を行うとともに、施設の老朽度合い、震度分布図、津波浸水想定及び液状化危険度分布図など、地形・地質の状況を勘案して、必要な耐震性診断を実施することによって、優先度を見極め、総合的かつ計画的に耐震化を推進する。また、併せてより一層の水道施設の広域化を推進していく必要がある。

(2) 対策

ア 水道施設の広域化の推進

地震等の災害への対応力を高める上で、万一被害が生じた際の上水道の供給を確保するために、水道施設の一層の広域化を推進する。その際、水源の多元化、施設の多系統化、施設間の連絡等の整備も併せて推進する。

イ 基幹施設及び重要系統の耐震化・近代化

水道施設について部分的な被害が生じて、ほかの部分においては通常機能を発揮することができるようにするため、配水池に至るまでの基幹施設について、耐震化を含めた老朽施設の更新を進めるとともに、断水被害の拡大防止の観点から、独立して配水機能を発揮できる配水ブロック化を促進する。

各配水ブロック内においては、優先順位を定めて、重要系統から逐次計画的に施設の近代化を進める。

また、河川等を複数系統の管で横断する場合には、一方を水管橋又は橋梁添架管、他方を伏越しとする等、工法を変えることも併せて推進する。

ウ 老朽管の更新

石綿セメント管、鋳鉄管については、耐震性の確保の点からは不適當な水道用骨材であるため、ダクタイル鋳鉄管への計画的な布設替えを行う。

また、配水本管については離脱が起こりにくい伸縮性のある継手を使用する。

エ 緊急時の給水の確保

基幹施設の一部がダウンする緊急時においても、他の水道施設によってカバーし、機能を維持できるようにし、水道システムの安定性を向上させる。このため、浄水施設や配水池の能力を増強するとともに、既に、岡山市と倉敷市との間で行われているように、緊急時に施設間で水の融通を図るために必要な連絡管等を整備する。

3 下水道施設

(1) 基本方針

耐震性の効率的な向上を図るべく、処理場や処理場へ直結する幹線管路など優先順位の高い施設から耐震化を推進していくとともに、被災した場合でも最低限の機能確保や避難支援が可能となるような施設計画を推進する。

(2) 対策

ア 下水道施設の弾力的運用による機能の確保

施設が損傷を受け、下水処理が不能となった場合でも、雨水帯水池、処理水質の改善や修景のための池を沈殿池、塩素混和池に転用することや可搬式処理施設を活用することにより、必要最低限の処理を行えるよう、応急対策を加味した施設計画とする。

イ 重要幹線や下水処理場内の水路等の複数系列化

重要幹線又は下水処理場内の重要な水路、配管若しくは汚泥圧道管等が破断した場合は、システム全体が長期にわたり機能を停止することになる。これを避けるため、重要幹線の二条化や処理場内の重要な水路等の複数系列化について検討する。

ウ 下水道施設のネットワーク化

下水道施設が損傷した場合にその機能を代替できるよう、管渠、ポンプ場、下水処理場のネットワーク化について検討する。また、埋設度の大きい管渠は被害を受けにくいことから、光ファイバー等下水道管理用の通信網を整備し、他の行政機関の通信手段としても活用できるよう検討する。

エ 下水道施設の防災施設としての活用

下水道は下水処理場、ポンプ場等まとまった空間を有しており、これらを避難地、延焼遮断帯として活用する。また、高度処理水や雨水貯留施設の貯留水を消防用水、雑用水等として利用することを考慮した施設計画を策定する。さらに、河川水等を下水道に引き込み、防火用水として利用する等の方策についても検討する。

4 電気施設（中国電力(株)津山営業所）

(1) 現状と課題

阪神・淡路大震災以降、電力設備、事業所建物等の耐震性を中心に調査・検討を行ってきた。その結果、各設備ともおおむね阪神・淡路大震災クラスの地震に対して耐震性が確保されているが、一部耐震対策を必要とする設備について計画的に改修を進めている。

また、全国的に資源エネルギー庁・電気事業連合会などの各種検討会で耐震対策等が検討されている。

これによると、現行の基準はおおむね妥当であるが、一部基準の整備が必要なもの、また、他法令（消防法、建築基準法など）の改正への対応が必要なものがあるので、これらの検討結果を踏まえ、必要に応じ対策の検討を行うこととなっている。

(2) 基本方針（方向性）

ア 電力設備等の耐震性調査の結果、阪神・淡路大震災クラスの地震に対して、耐震性が確保されていることが確認でき、基本的には現行基準がおおむね妥当であることが判明した。

イ 現行基準の制定以前に設置されたものは現行基準レベルを満足するよう、補強・改修を計画している。また、耐震性基準が整備されていないものについては、基準の改訂等に合わせて設備対策を検討する。

ウ 現在進められている全国規模における検討状況及び関連法規の改訂等を踏まえ、必要に応じて対策を検討する。

5 ガス施設（ＬＰガス〈（一社）岡山県エルピーガス協会〉）

(1) 基本方針

ＬＰガスは、家庭用（県下の約70％世帯）や業務用の燃料として消費されており、安全の確保はＬＰガス業界に課せられた重大な社会的責務である。このため、業界をあげて消費設備等の安全対策を一般消費者及び公共機関の理解を得ながら推進するとともに、万一の災害に備えて防災体制等の整備に積極的に取り組む。

(2) 対策

ア ＬＰガス販売事業者

ＬＰガス販売事業者に対して、顧客にＬＰガスと併せ安全を提供することの基本方針を徹底し、関係法令の遵守、防災体制等の整備及び顧客とのコミュニケーションに努めるとともに、特に次の事項について平素から積極的に対応する。

ア) ＬＰガス消費設備の耐震性の強化

新規工事施工時及び定期の調査・点検等の際、次の項目についてチェックし、耐震性の維持に努める。

- ・ 容器の転倒防止
- ・ 容器、ガスメータ、調整器等を建物被害の影響を受けにくい場所へ設置
- ・ 配管は可感性のある材料とし屋内配管にはフレキシブル管を導入
- ・ 埋設配管はＰＥ管等可感性及び耐食性のある材料を使用
- ・ 安全機器については、感賞器を内蔵しているマイコンメーターＳ型等による24

時間集中監視システムの設置促進

(イ) 防災体制の強化

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、緊急措置マニュアルの見直し従業員の教育・訓練に努めるとともに、緊急出動を迅速に実施するため、次の対策を講じる。

- ・ 震度5弱以上の地震が発生したときの自主出動制度
- ・ 携帯用電話の普及

岡山県エルピーガス災害対策要綱に基づく応援隊の受入れについて、顧客先のリスト及び地図の作成をしておく。

イ LPガス消費者

消費者の初期防災活動が被害の拡大と二次災害の防止上重要であることから、パンフレットの作成配布、防災訓練の実施等により安全についての周知徹底を図る。

6 通信施設（NTT西日本岡山支店・NTTドコモCS中国岡山支店）

(1) 基本方針

過去の大震災等の教訓から、平常時においては、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設備場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取り組みの推進に努め、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮する。

ア アクセス系設備の地中化の推進

信頼性と美観等の観点から進めてきたケーブルの地中化により、地下設備の被害が少なかったことが立証されたので、自治体等と連携して、地中化を推進する。

イ 通信電源の確保

広域停電に対処するため主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

ウ 緊急通信確保のための衛星通信の利用

地上の設備状態とは関係なく通信ができる衛星通信の特性を生かし、重要通信の確保と、被災地と非被災地との情報交換のために、通信衛星による衛星回線システムを構築する。

エ 通信ビルの密閉性の強化

津波等の恐れのある地域について耐震構造化とする。

オ 中継伝送路の信頼性向上

交換所～交換所間を結ぶ主要な伝送路の多ルート構成、若しくはループ構造とする。

7 公共施設等の応急復旧体制

(1) 対策

ア 公共土木施設等

(ア) 体制の確立

被災設備の迅速な応急復旧に必要な情報収集・連絡体制、活動体制等の確立に努める。

また、民間業者団体等の円滑な協力が得られるよう、あらかじめ協定等を締結するなどの措置を講じる。

(イ) 民間との連携

応急復旧に必要な各種機材について常に把握し、調達を必要とする資機材については、あらかじめ民間業者等と協定を締結するなどの措置を講じる。

イ 公共施設等

地震発生時において、病院、社会福祉施設及び学校等公共施設の的確な応急・復旧措置は、被害の軽減につながることから、施設管理者は平常時から、施設利用者等の安全を確保するための応急措置、災害活動及び救助等にかかる体制の整備をしておく。

第5 危険物施設等災害予防計画

1 基本方針

消防機関等は石油類、高圧ガス及び火薬類の予防対策について施設管理者等を指導し、災害の未然防止に努める。

2 対 策

(1) 石油類施設災害予防対策

ア 法令に基づく検査・指導

消防機関は、消防法及び危険物の規制に関する政令に基づき、次の事項を実施する。

(ア) 製造所等に対する保安検査・立入検査を実施する。

(イ) 各種の講習会、研修会を通じて法令の周知、取扱いの徹底を図る。

イ 施設管理者等の措置

(ア) それぞれの施設に応じた日常の点検事項及び点検方法等を自主的に定める。

(イ) 施設における化学消火薬剤及び必要資機材の確保を図る。

(ウ) 自衛消防隊の組織化を促進し、自主的な災害予防体制を確立する。

ウ 輸送対策

消防機関は、警察の協力を得て輸送中のタンクローリー、携行缶運搬車両を検査し、指導・取締の強化に努める。

(2) 高圧ガス施設災害予防対策

ア 法令に基づく検査・指導

中国四国産業保安監督部は、高圧ガス保安法及び関係保安規則に基づき、次の事項を実施する。

(ア) 高圧ガス設備等の保安検査、立入検査を実施する。

(イ) 各種の講習会、研修会を通じて法令の周知、取扱いの徹底を図る。

イ 施設管理者等の措置

- (ア) 保安教育計画の作成及び保安教育を実施する。
- (イ) 定期自主検査を実施する。

ウ 輸送対策

警察、消防機関は、高圧ガスの輸送に係る事故対策を強化するため、次の事業を実施する。

- (ア) 高圧ガス移動防災訓練
- (イ) 高圧ガス輸送車両合同取締

(3) 火気類施設災害予防対策

ア 法令に基づく検査・指導

中国四国産業保安監督部は、火薬類取締法に基づき、次の事項を実施する。

- (ア) 火薬類製造所及び火薬庫の保安検査、立入検査を実施する。
- (イ) 各種の講習会、研修会を通じて法令の周知、取扱いの徹底を図る。

イ 施設管理者等の措置

- (ア) 保安教育計画の作成及び保安教育を実施する。
- (イ) 定期自主検査を実施する。

ウ 輸送対策

警察は、火薬類の輸送に係る事故対策を強化するため、火薬類輸送車両合同取締等を実施する。

第6 地盤災害予防計画

1 基本方針

地盤災害は地域特性が極めて顕著な現象であり、各種施設の被害を未然に防止するため、地域の特性を十分調査検討し、地盤特性に関する知識の普及に努めるとともに、適正な土地利用を推進し、災害時の被害を軽減するための諸対策を講じる。

2 対策

(1) 危険区域の設定

河川、その他土地の状況により、地震、地すべり、山崩れ、火災、その他異常な現象により災害の発生するおそれがある地域について、災害発生を未然に防止、又は被害の拡大を防ぐための必要な対策及び事前措置を的確に実施するために、あらかじめ調査を実施し、その実態を把握するものである。

(2) 土砂災害対策

地震等の自然災害により発生した土石流、土砂流出、地すべり、がけ崩れ等から人命、財産等を守るため、砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜対策事業を推進する。

ア 急傾斜地崩壊災害対策

急傾斜地崩壊危険区域は、急傾斜の崩壊による災害の防止に関する法律第3条の規定

により、県知事が急傾斜崩壊危険地区を指定することになっている。

町は、危険区域を調査把握し、指定の要望、防災工事の推進について県と連絡を密にし、災害発生危険箇所の解消に努める。

イ 地すべり災害対策

地すべり防止区域は、地すべり等防止法第3条の規定により、主務大臣が指定することになっている。

町は、地すべり危険区域を調査把握し、指定の要望、対策工事の推進について、県と連絡を密にし、地すべり危険区域の解消に努める。

ウ 土石流災害対策

砂防指定地は、砂防法第2条の規定により、主務大臣が指定することになっている。

町は、土石流危険渓流を調査把握し、指定の要望、対策工事の推進について、県と連絡を密にし、土石流危険渓流の整備に努める。

エ 移転対策事業

崖地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域における危険住宅の移転事業の促進を図る。

(ア) 集団移転促進事業

災害が発生した地域及び災害危険区域のうちで、居住の集団的な移転の促進を図る。

(イ) がけ地近接等危険住宅移転事業

災害危険区域又は県条例で建築を制限している区域に存する既存不適格危険住宅の移転を促進する。

(3) 液状化危険地域の予防計画

ア 液状化危険地域の把握

過去の液状化災害、大学や各種研究機関において実施される液状化現象に関する調査研究の成果を踏まえ、各地域における地盤状況を点検し、液状化現象が予測される地域（液状化危険地域）を把握する。

イ 液状化防止対策の実施

沖積層の堆積している地域では、その地質と地下水の条件により地盤の液状化現象が発生し、建築物や地下埋設物等に対して被害をもたらす可能性がある。

そのため次のような対策を講じる。

(ア) 町及び公共・公益施設の管理者は、施設の設置に当たっては、地盤改良により液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を実施するほか、大規模開発に当たっても十分な連絡・調整を図るよう努めるものとする。

(イ) 個人住宅等の小規模建築物においても、液状化対策に有効な基礎構造等についてマニュアル等による普及を検討していく。

(ウ) 地域住民に対しては、地盤の液状化に伴う危険性について啓発活動を実施し、防災知識の普及に努める。併せて、地盤の液状化を防止する地盤改良、液状化による被害

を最小限にとどめる建築物、公共施設、地下埋設物等の耐震強化等、各種対策の普及を図る。

(4) 土地利用の適正化

ア 土地条件の評価

土地自然情報を収集・整理し、災害強度の評価を実施し、その結果に基づいた適切な土地利用やハード面及びソフト面での対策に関する調査を実施する。

また、その結果は、危険箇所マップの作成等により災害危険箇所の周知を図るとともに、土地自然に関する情報や評価結果を広く一般住民に対して公開することにより、住民の意識を啓発し、住民と行政が協力した土地利用の適正化の推進に資する。

イ 土地利用の誘導・規制

土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに、都市計画法、宅地造成等規制法等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

第 3 章

震災応急対策計画

第1節 応急体制

第1 初動計画

1 町の活動体制

震災応急対策を円滑に展開するため、町は次の事項を中心に、マニュアル性も考慮しつつ、対策内容を点検・整備の上、明示する。

なお、災害応急活動の実施に当たっては、その総合的推進に努めるとともに、時系列的な側面から重点的に実施すべき事項を的確に把握し、対処することが必要である。

こうした観点から、災害応急対策の主な流れを示すと次のとおりである。

時間経過	災害応急活動体制	災害応急活動内容
初動対策 (発災後3日程度)	職員初動マニュアルに基づく非常配備体制により活動する。 ・災害(警戒)対策本部の設置 ・災害対策要員の確保 ・被害情報の収集・伝達体制 ・通信手段・情報網の確保 ・防災関係機関との連携体制	・災害情報の収集・提供、広報活動の実施 ・災害救助法の適用 ・人命救出・救助活動、救急医療活動の実施 ・消火・水防活動等被害拡大防止活動の実施 ・要配慮者等の安全確保対策の実施 ・避難対策の実施 ・食料、物資の供給、応急給水の実施 ・ライフライン応急対策の実施 ・交通規制等交通の確保対策の実施 ・緊急輸送路の確保等、緊急輸送対策の実施
(発災後4日程度以降) 緊急対策	平常時の勤務体制を基本とし、災害の規模、態様及び時間経過に応じた対応体制の整備を図る 	・各種相談窓口の設置 ・被災者への生活救援対策の実施 ・災害ボランティアの受入環境整備 ・町外からの支援受入体制整備 ・土木施設応急復旧の実施 ・感染症対策等保健・衛生対策の実施 ・遺体の火葬等の実施 ・学校における教育機能回復等の教育対策の実施
1週間程度以降 応急対策(発災後)		・応急仮設住宅建設等住宅確保対策の実施 ・がれき、ごみ処理対策等廃棄物対策の実施 ・被災者のこころのケア等精神医療対策の実施

継続実施

2 責任者が不在の場合の対応

地震発生時には、町の責任者が直ちに登庁し、指揮を執ることが困難な場合がある。このような初動期における責任者の緊急連絡手段を確保するとともに、責任者不在時の意志決定や指揮系統について明確化する。

また、意志決定権を有する責任者については、ヘリコプターを有する機関の協力により早期に町本部まで搬送する方法も検討する。

(1) 町本部の設置責任者の明確化

通常の災害の場合は、町長が本部長として町本部を設置するが、地震災害のような突発的災害が発生した場合は、在庁職員の中で最上級者が町長に代行し、直ちに町本部を開設する。

代行順位 第1位 副町長 第2位 政策推進監 第3位 総務課長

(2) 災害発生現場における指揮・行動の責任・権限の明確化

町本部設置以前に人命救助、消火活動等の緊急災害対策活動に職員が従事する場合、その場の指揮は先従者が執り、より適格者が到着した時に交代する。

また、その場で資材の調達等代価を支払うべき行為が生じた場合は従事者の判断で調達できる。

3 庁舎が被災して機能しなくなった場合の対応

条例で制定している町本部の設置場所が被災し、機能しなくなった場合は、第二分庁舎を代替施設とし、必要最低限の機能を整備しておく。

4 町職員が在宅・通勤途中の場合の対応

大規模災害時には速やかな職員の参集が必要であり、あらかじめ非常自主参集を行う基準、範囲を明確にしてあるが、被災地においては町職員自身も在宅時及び通勤途中時に被災者となることがあり、職員の参集が計画どおりにならないことがあるので、その場合以下の要領で対応する。

(1) 災害対策業務分掌の弾力化

災害はその種類や規模により、発生する業務も大きく変化するので、特に投入人員が限定される初動時には、分掌規程にかかわらず本部長の判断で弾力的な人員配置を行う。

(2) 災害対策活動優先順位の明確化

初動時には行政の対応能力が限定されるので、町本部としての活動も人命救助と救助依頼関係の情報活動を優先的に行う。

(3) 閉庁時における突発的災害発生時の職員の災害対策活動

大地震等の突発的災害が発生した場合、あらかじめ任命されている非常招集職員以外は、発災時に滞在している場所において、周辺住民と協力し、災害の状況を把握し、伝達するとともに、人命救助及び消火活動に従事した後、所定の参集場所に集合する。

5 迅速な支援要請

突発的な大災害が発生した場合は、町だけでは対応することは不可能であり、災害対策の応急対策活動も外部からの応援・救援を得て可能となる。したがって、迅速な外部への救援依頼の発信と確実な伝達が可能となるよう整備を進める。

(1) 迅速な被害情報の発信体制の整備

町外への応援依頼は、正式には町本部が設置されてからであるが、突発的災害の場合には一刻を争う。したがって、在庁職員が発災時に直ちにあらゆる手段を利用し、被災情報を発信するものとする。

(2) 情報発信の容易な情報システムの活用

緊急時の災害情報の発信は、混乱した状況で行われるため、情報発信の容易な機器等を活用する。

第2 組織、動員計画

1 防災組織計画

(1) 防災体制の種類と基準

災害の発生が予測される場合又は災害が発生した場合において、防災活動を推進するため、町は、以下に従って防災体制をとる。

種 別	時 期	内 容
警戒体制	1 美咲町に震度4の地震が発生したとき。	所要人数を配備し、情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急措置を実施するとともに、状況により更に上位の体制に迅速に移行しうる体制とする。 町長又は本部長（副町長）の指示により災害警戒本部を設置する。
特 別 警戒体制	2 美咲町に震度5弱の地震が発生したとき。	所要人員を集中配備し、情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い、直ちに非常体制に切り替える体制とする。 町長又は本部長（副町長）の指示により災害警戒本部を設置する。
非常体制	3 美咲町に震度5強以上の地震が発生したとき。	美咲町災害対策本部を美咲町役場内に設置し、本部長は副本部長、各班長を招集して、総合的かつ一元的体制のもとに、災害予防の措置及び災害応急対策に対処する体制とする。

(2) 配備の要領

ア 配備の連絡

(ア) 勤務時間中における配備の連絡

総務課長は、防災体制をとったときは、関係課等の長に対し配備決定の指示を行うとともに、庁内放送等により、全職員に対してその旨を連絡する。

総務課長は、消防団にこの旨を連絡する。

(イ) 勤務時間外及び休日における配備の連絡

〈配備前における連絡〉

- ・ 当直員は、本計画に定める配備体制に該当する事案が発生した場合には、総務課長及び関係課等の配備職員に連絡する。
- ・ 配備職員は、招集の通知を受けたときは直ちに登庁し、登庁した旨を総務課長及び所属課等の長に連絡するとともに、所定の業務に着手する。
- ・ 配備職員は、勤務時間外において災害が発生し、また発生のおそれがあることを知ったときは、関係者からの連絡、テレビ、ラジオ等に留意するとともに、進んで関係方面に連絡をとり、所定の配備につく。

〈配備中における連絡〉

- ・ 非常体制への移行
- ・ 総務課長は、配備課長及び他のすべての課長に非常体制をとる旨の連絡をする。
- ・ 各課長は、各職員に連絡をとり登庁を指示する。

(ウ) 連絡方法

電話、無線、電報、使者等迅速かつ確実な方法により連絡する。

特に緊急配備を必要とするときは、庁用自動車により、配備職員の所在場所から、配備場所へ移行するなどの措置をとる。

イ 体制の解除

警戒体制の原因となった地震等による災害発生のおそれなくなったときは、総務課長は、関係者と協議のうえ警戒体制を解除するとともに、関係課等の長及び消防団へこの旨を連絡する。

2 美咲町防災会議

法の規定に基づき、町に美咲町防災会議を設置する。

(1) 組織

ア 会長：町長

イ 委員

(ア) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者

(イ) 岡山県の知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者

- (ウ) 岡山県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
 - (エ) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (オ) 教育長
 - (カ) 消防団
 - (キ) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (ク) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が委嘱する者
 - (ケ) その他町長が必要と認める者
- (2) 所掌事務
- ア 町防災計画を作成し、その実施を推進する。
 - イ 美咲町の地域に係る災害が発生した場合に、当該災害に関する情報を収集すること。
 - ウ その他、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

3 活動の基準

(1) 警戒体制下の活動

警戒体制における所掌事務は次によるものとする。

	所 掌 事 務
本庁	1 地震情報の収集、伝達に関すること。 2 電話交換及び岡山県防災行政無線の運用に関すること。 3 中央地域における被害情報等のとりまとめに関すること。 4 中央地域における被害等の岡山県への発生通報に関すること。 5 美咲町内の災害状況の総合的把握に関すること。 6 本庁内の総合調整に関すること。 7 現地における災害応急対策に関すること。
総合支所	1 地震情報の収集、伝達に関すること。 2 電話交換及び岡山県防災行政無線の運用に関すること。 3 旭地域又は柵原地域における被害情報等のとりまとめに関すること。 4 旭地域又は柵原地域における被害等の岡山県への発生通報に関すること。 5 総合支所内の総合調整に関すること。 6 現地における災害応急対策に関すること。

(2) 特別警戒体制下の活動

資料編 ○特別警戒体制における所掌事務

P. 資 31

(3) 非常体制下の活動

資料編 ○班の編成及び所掌事務

P. 資 32

4 美咲町災害対策本部

町長は、震度 5 強以上の場合、町域の全部又は一部に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害予防及び災害応急対策を実施するために必要であると認めるときは非常体制とし、町本部を設置する。

(1) 町本部の設置又は廃止

ア 設置の基準

- (ア) 震度 5 弱以上の地震が発生し、町長が必要と認めるとき
- (イ) 震度 5 強以上の地震が発生したとき（自動設置）
- (ウ) その他町長が必要と認めるとき

イ 町本部廃止の基準

町長は、町の地域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、町本部を廃止する。

ウ 設置又は廃止の公表

町本部を設置、又は廃止したときは公表するとともに、美作県民局等関係機関に通知する。

(2) 町本部の任務

町本部は、災害対策の推進に関し、総合的かつ一元的体制を確立するとともに、本計画の定めるところにより、美咲町防災会議と緊密な連絡のもとに次に掲げる災害予防の処置及び災害応急対策を実施する。

- ア 災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- イ 災害対策の連絡調整に関すること。
- ウ 災害に関する広報宣伝に関すること。
- エ 水防その他災害の応急対策に関すること。
- オ 災害救助その他の民生安定に関すること。
- カ 施設及び設備の応急の復旧に関すること。
- キ その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための処置に関すること。

(3) 町本部の組織

町本部の組織は第 2 編風水害対策編第 2 章災害応急対策計画（P65）中の組織図と同じとし、省略する。

(4) 本部の設置位置

町本部は、美咲町役場に置く。ただし、役場が被災し、著しい損傷を受け使用できない場合は、代替施設は「生涯学習センター」とする。

(5) 本部会議

本部長は、町本部の運営並びに災害対策の推進に関し、協議するため町本部を設置したとき及びその後必要の都度本部会議を招集する。

- ア 本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。
- イ 本部会議の協議事項は、おおむね次のとおりである。

- (ア) 本部体制の配備及び廃止に関すること
- (イ) 重要な災害情報、被害状況の分析及びこれに伴う対策の基本方針に関すること
- (ウ) 自衛隊の災害派遣要請に関すること
- (エ) 災害対策の重要な連絡及び総合調整に関すること

ウ 本部会議の庶務は、総務課が担当する。

(6) 本部室の設置と運営

ア 本部室の設置

町本部が設置されたときは、本部会議の庶務、町本部の総括的業務を処理するために本部室を置く。

本部室は、本部長が別に定める場所に設け、その運営管理は、総務部が担当する。

イ 幹部の常駐

本部長は、必要と認めるときは、副本部長又は部長の中から指名して本部室に常駐させる。

ウ 本部連絡員の配備

各部長は、災害の種類に応じて本部連絡員を指名し、本部室に出向させ、災害情報の把握整理、各部に対する連絡・通報、部外防災関係機関との連絡調整等の活動に当たらせる。

エ 防災関係機関は、必要に応じ、連絡員を本部室に派遣する。

5 災害対策現地連絡調整本部

町長は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県、警察、他の地方公共団体、公共的団体、医師会、企業体等の各種機関の応援を受けて災害応急対策を実施する場合は、各機関が有機的な関連をもって、役割と分担を明確にし、有効に防災活動を実施するため、災害対策現地連絡調整本部（以下連絡調整本部という。）を設置する。

連絡調整本部を設置すべき機関以外の機関が連絡本部の必要を認めたときは、災害応急対策責任者にその旨を申し出る。

(1) 設置機関

ア 町長

主として陸上災害の場合

イ 県知事

2以上の市町村にわたる大災害の場合

(2) 構成機関

災害応急対策の実施に当たる機関の長、又は災害現地に出動した部隊の指揮者をもって構成し、各機関は積極的に参加するものとする。

(3) 連絡調整本部の長

設置機関の長又はその指名する者が本部の長となる。

本部の長は、連絡調整本部を設置しようとするときは、関係機関にその旨を連絡すると

ともに、本部の所掌事務を統轄する。

(4) 設置場所

設置機関の事務所又は被災地付近の適当な場所

(5) 所掌事務

ア 災害応急対策を効果的に推進するための協議

イ 災害情報の収集、分析及び検討

ウ 総合的応急活動計画の樹立とその実施の推進

エ 各機関の活動の連絡調整

オ その他災害応急対策について必要な事項

(6) 各機関との関係

連絡調整本部で協議した応急対策は、各機関の責任のもとに実施するものであるから連絡調整本部の各構成員は、それぞれ所属機関の長又は災害対策本部長と密接な連絡をとり、応急対策の円滑な実施の推進に努める。

なお、各構成機関は、連絡調整本部に連絡員を派遣し、緊密な連携を保持する。

6 複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておく。現地対策本部についても、必要に応じて、同様の配慮を行う。

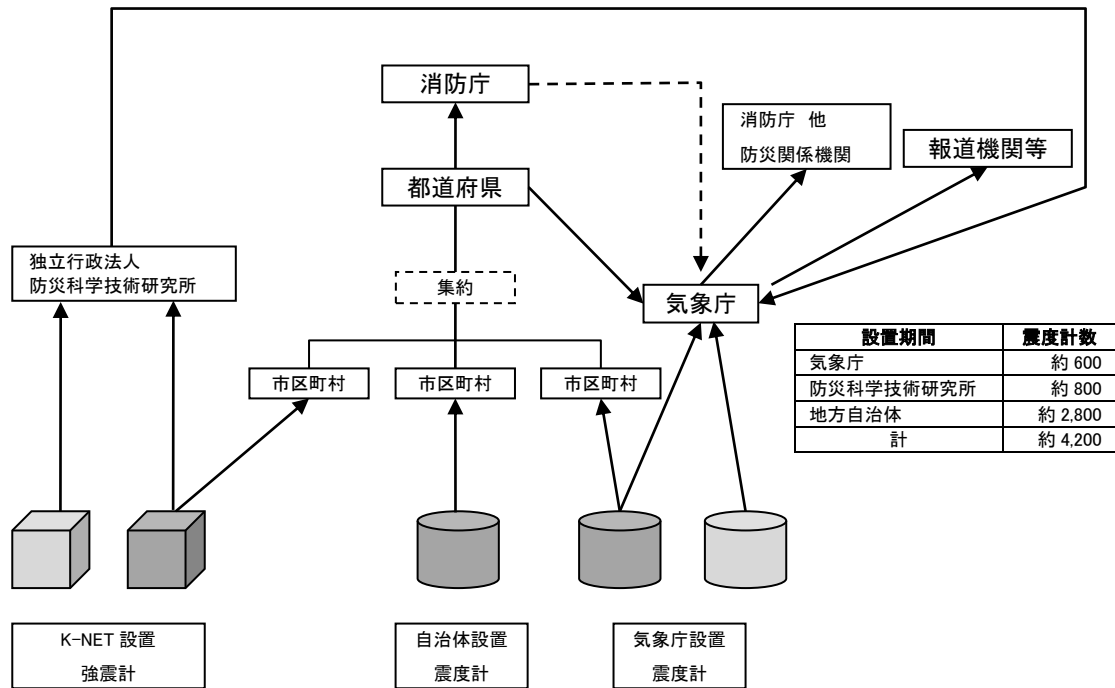
第3 地震情報の伝達計画

1 基本方針

地震を最小限にとどめるための町、県及び放送機関等は地震に関する情報等を迅速かつ正確に住民に伝達するものとする。このため特に夜間、休日の連絡体制を確立しておくものとする。

2 実施内容

(1) 地震観測情報ネットワークの概念図



(2) 地震情報の種別と伝達計画

ア 地震に関する警報等の種別

(7) 緊急地震速報（警報）

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

（注） 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。

このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

(1) 地震情報

地震が発生した場合、その発生時刻や発生場所、地震の規模（マグニチュード）を解析するとともに観測された震度のデータを収集して、その地震に関する情報をすみやかに発表する。

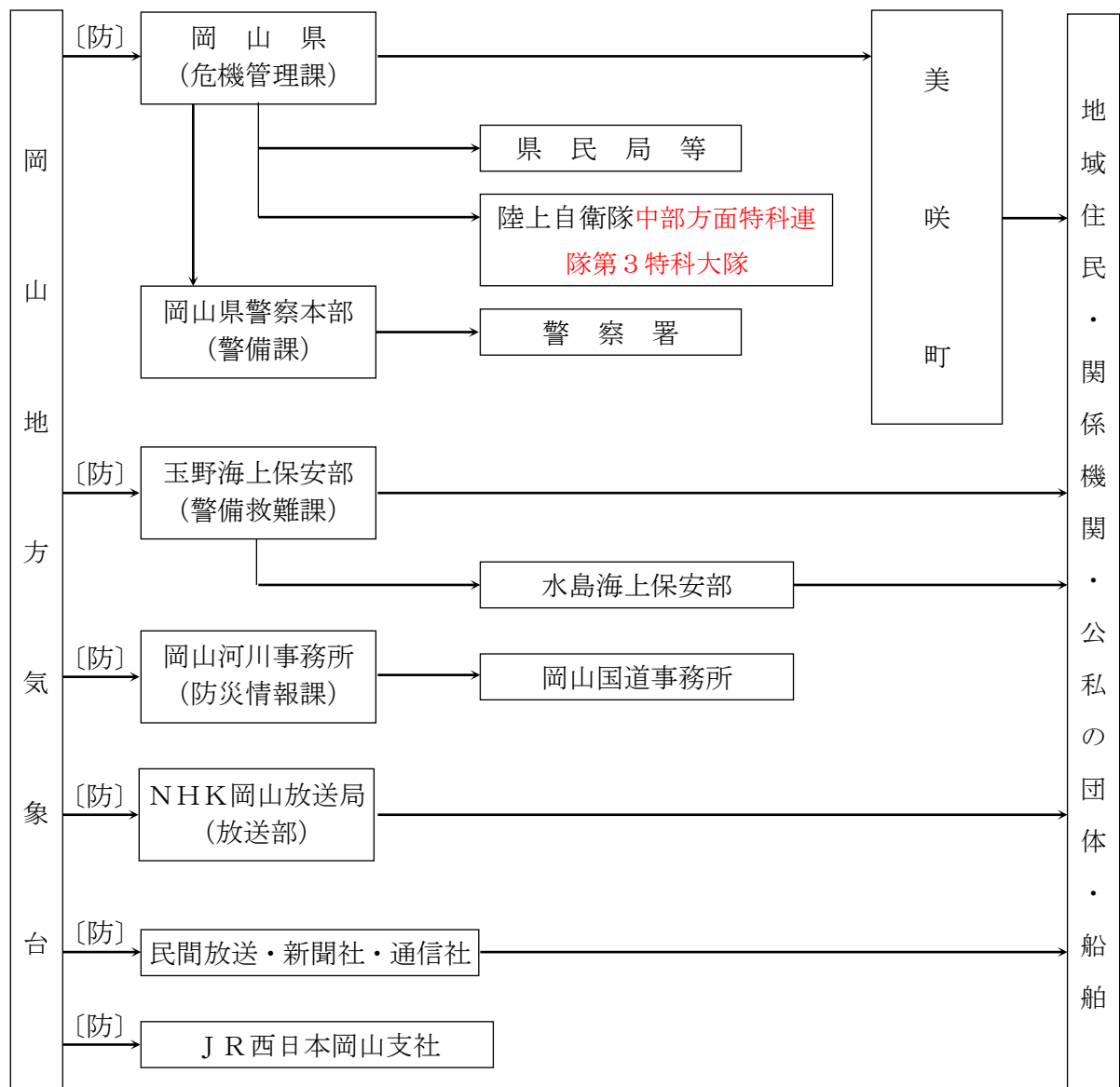
(7) 津波警報等（大津波警報、津波警報、津波注意報）

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。

(エ) 津波情報

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

(3) 岡山地方気象台からの伝達



(注) ア [] 内は、通知方法を示す。

[防] : 防災情報提供システム

イ 県から陸上自衛隊中部方面特科連隊第3特科大隊へは、震度4以上の場合に伝達する。

(4) 地震情報の受入、伝達

ア 勤務時間内の受入、伝達

国、県等の各機関からの地震情報は、総務課（町本部設置時は、総務部）が受け、関係課等、消防団及び関係団体等に連絡するとともに、庁内放送等により全職員に周知させる。

イ 勤務時間外の受入、伝達

町本部設置前にあっては、当直員が受信し、総務課長に連絡する。

総務課長は、配備の基準に該当する場合は、直ちに各配備職員に連絡する。

総務課長は、配備の基準に該当しない場合は、必要に応じ消防団、関係団体へ連絡する。

町本部設置時にあつては、総務部が受信し、関係課等へ連絡する。

ウ 一般住民への通報

住民に対する通報については、必要に応じ消防団（分団）、情報連絡員、関係団体に連絡し、周知を図るとともに、総務部は広報車により周知を図る。

消防団においては、各分団の分団長に連絡し、各分団長は、地域住民に周知させる。

エ その他

総務部は、情報、通報等の受領伝達、その他の処理に関する取扱いの責任を明らかにし、かつ事後の参考に資するため情報等受領伝達簿を作成する。

第4 被害情報の収集伝達計画

1 基本方針

災害時には通信回線の被災状況を把握の上、適切な通信手段を確保し、情報の収集を図る。被害情報は、災害初期と引き続く応急対策時に区分して収集し、その情報を県の関係機関に伝達する。

2 災害情報の収集

町、国、公共機関等は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

(1) 異常現象発見者の通報

災害発生のおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を町長又は警察官に通報しなければならない。

(2) 情報連絡員の通報

ア 現地における災害の状況等を把握するため、本町を行政区単位に区分し、それぞれに複数の情報連絡員を置く。

イ 情報連絡員は、自治会長、常会長等のうちから、常時連絡可能な者を選任する。

ウ 情報連絡員は、災害が発生し又は発生するおそれがあるとき、若しくは注意体制下において、地区内の危険箇所の状況把握を行うとともに、随時巡回を行うなどして、地区内の災害状況の推移に注意し、常会長、消防団員等との連絡を密にし、情報を収集する。

(3) 消防団関係

ア 消防団員は、常時地区内の状況を把握するとともに、情報連絡員等との連絡を密にする。

イ 災害が発生し又は発生するおそれがあるとき、若しくは警戒体制下においては地区内の危険箇所を巡回し、状況の把握及び情報収集を行う。

ウ 災害が発生した場合又は通報を受けた場合は、その状況を調査し、直ちに所定の方法により総務課へ通報する。

(4) 情報のとりまとめ

ア 各課等は、それぞれ所管事項に係る被害状況を収集、把握するとともに、随時総務課長へ連絡する。

イ 総務課（総務部）は、情報連絡員、各課等、消防団、その他からの情報連絡を確実に受領、整理し、総務課長に報告するとともに、各課等の長に通報する。

ウ 総務課（総務部）は、県美作県民局及び美咲警察署、津山圏域消防組合等と連絡を密にし、収集した情報を常時交換する。

3 災害情報の通報、報告

災害に関する報告は、岡山県災害報告規則（昭和30年岡山県、岡山県教育委員会規則第2号）に定めるもののほか本計画による。

(1) 報告の種類

ア 災害発生通報

災害が発生した場合、直ちに災害発生通報により報告する。

イ 災害速報

被害状況が判明次第、美咲警察署と相互連絡をとり、報告の正確を期し、逐次災害発生状況等により報告する。

ウ 被害状況報告

上記の速報後において、被害の全体がおおむね判明したとき被害概況報告により報告する。

エ 被害状況決定報告

被害の程度が確定したとき、災害発生状況等により報告する。

(2) 報告の実施

ア 災害発生通報の報告は、災害の種類に応じ、その事務を統轄する課等の長が、総務課長に報告するとともに、県（美作県民局）へ電話等により迅速に連絡し、事後必要に応じて文書で報告する。

イ 災害速報、被害概況報告の報告については、各課が災害発生にかかる被害状況を調査、把握し、判明次第逐次県へ報告する。

この場合、少なくとも災害発生通報後2時間以内に災害速報第1報を報告する。

ウ 町本部が設置された場合は、総務部において、災害発生通報、災害速報を行うとともに、県本部との連絡を行う。

(3) 報告の系統

報告の系統は、災害及び報告の種類により次による。

ア 被害概況報告

災害の種類	報告者	県報告系統機関		
		出先機関	本庁機関	最終受信者
災害発生状況報告等	くらし安全課	美作県民局 (協働推進室)		危機管理課
人的被害、住家被害等	住民生活課 保険年金課 健康推進課 福祉しあわせ課	美作県民局 (健康福祉部)	保健福祉課	同上
河川被害	建設課	美作県民局 (建設部)	河川課 監理課	同上
貯水池・ため池被害	建設課	美作県民局 (農林水産事業部)	耕地課 農政企画課	同上
砂防被害	建設課	美作県民局 (建設部)	防災砂防課 監理課	同上
治山被害	産業観光課 建設課	美作県民局 (農林水産事業部)	治山課 農政企画課	同上
道路施設被害	建設課	美作県民局 (農林水産事業部) (建設部)	耕地課 治山課 農政企画課 道路整備課 道路建設課 防災砂防課 監理課	同上
水道施設被害	上下水道課	美作県民局 (健康福祉部)	生活衛生課 保健福祉課	同上
下水道施設被害	上下水道課	美作県民局 (建設部)	都市計画課 監理課	同上
商工に関する被害	産業観光課 久米郡商工会	美作県民局 (協働推進室)	産業企画課 観光課 経営支援課	同上

イ 災害状況確定報告

被害概況報告の系統に準ずる。

ウ 本部設置の場合

県本部、県地方本部、町本部設置の場合は、町本部（総務部）、県地方本部、県本部がとりまとめを行う。

4 通信手段の確保

(1) 災害通信手段

災害情報の伝達、通報又は被害状況の報告及び各種情報の連絡は、次に示す通信施設により、速やかに行う。

- ア 一般加入電話
- イ 告知放送
- ウ みさきネット
- エ 岡山県防災行政無線（衛星系を含む）
- オ 岡山県警察有線電話
- カ 岡山県警察無線
- キ 津山圏域消防組合無線
- ク 非常通信協議会会員の無線電話

(2) 電話及び電報の優先利用

各機関は、災害時の警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話及び電報を優先利用し、又は他機関の専用電話を利用することができる。

ア 一般電話及び携帯電話

災害時優先電話の承認

各機関は、災害時における非常通信・重要通信の迅速、円滑な実施を図り、かつ、輻輳を避けるため、災害時優先電話をあらかじめNTT西日本事業所又はNTTドコモ岡山支店に申請し、承認を受ける。

イ 電報

前項(ア)の災害時優先電話から発信することにより次の電報を優先利用することができる。

(ア) 非常電報

天災、事故その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報は他の電報に優先して伝送及び配達される。

(イ) 緊急電報

非常電報以外の公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報は非常電報の次に優先して伝送及び配達される。

(3) 専用通信施設の利用

天災、地変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、通常の通信ができないとき、又は困難なときは、他の機関の設置する専用通信施設を使用して通信の確保を図る。

ア 一般的な利用

災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な通信の用に供するときは、警察、JR西日本、自衛隊、地方建設局、県、美咲町、電力会社、有線放送電話等の専用通信施設を使用することができる。

イ 災対法の規定に基づく使用

県知事、町長、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長が行う防災に関する通知、要請、伝達又は警告は、緊急かつ的確を期する必要があるので、災対法の規定により通信の確保を図る。

(4) 非常無線通信（電波法第52条、第74条、同法施行規則第37条）

無線局は、地震、台風、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに、人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のためには、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項（放送する無線局については放送事項）の範囲を超えて運用できるので、この制度を活用して通信の確保を図る。

ア 非常無線通信の運用

災害時において、有線通信が途絶した場合又は自己の無線局が不通になった場合は、最寄りの無線局に非常無線通信を依頼し、通信する。

この場合において、通報（非常通報）の内容は次に掲げるもの及びこれに準用する。

(ア) 人命の救助に関するもの

(イ) 緊急を要する気象、地震等の観測資料

(ロ) 非常通信の実施に関する総務大臣の指令及びその他の指令

(ハ) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急処置に関するもの

(ニ) 暴動に関する情報連絡及びその措置に関するもの

(ホ) 非常災害時における緊急処置を要する犯罪に関するもの

(ヘ) 遭難者救護に関するもの

(ヘ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道運輸に関するもの

(ロ) 道路等、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急処置に関するもの

(ロ) 災害救助対策実施機関相互間に発受する災害救助その他緊急処置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの

(ロ) 災害救助法及び災対法に基づき、県知事からの医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令及び職員の災害派遣の要請に関するもの

(ロ) 災対法及び災害救助法に基づき、県知事又は町長が発する通知、要請、伝達又は警告その他緊急処置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達配分、輸送に関するもの

イ 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常無線通信を実施すべきか否かを判断の上、発信する。

ウ 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。非常通信協議会では、防災行政用無線局が被災し、あるいは有線通信が途絶し、利用することができないときを想定して、他機関の自営通信システムを利用した「中央通信ルート（県と国を結ぶルート）」及び「地方通信ルート（市町村と県を結ぶルート）」を策定している。これらのルートによる非常通信を行うに当たっては、あらかじめマニュアル等を作成しておくものとする。

エ 利用者の心得

非常通信を利用する場合、依頼者は、被依頼者側においてその通信の取扱いが便宜であるよう心がけなければならない。

(5) 非常通報の発信を行う無線局及び移動無線局の派遣等

ア 非常通信の発信

非常通報の発信は、非常通信協議会所属の無線局及びいずれの無線局からも発信できる。

イ 陸上移動無線局の派遣

非常災害発生時において、有線通信が利用できない状況にあり、かつ、付近に利用できる無線局が所在しない場合等に対処するため、岡山地区非常通信協議会は、無線局設置機関と協議して、所属の陸上移動無線局の派遣を処置する。

(6) 非常通信協議会

ア 目的

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又は利用することが著しく困難な場合の非常無線通信活動に当たるため非常通信協議会が結成されている。

イ 活動

団員は、自ら又は県、市町村その他の防災関係機関の依頼により、本項(4)及び(5)に定める非常無線通信活動に従事する。

(ア) 災害広報資料の収集及び提出についての依頼

(イ) 住民に対する広報事項についての広報の依頼

(ウ) 被害状況及び応急対策の状況についての広報の依頼

(エ) 災害全般の情報提供についての依頼

5 災害初期の被害情報の収集・連絡

(1) 町は、被害について把握できたものを直ちに県へ連絡する。

(2) 町は、地震により、火災が同時多発し、又は多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。

(3) 町は、被害状況等を県に報告するものとし、県に報告できない場合にあっては消防庁に報告する。

(4) 町は、町内において「震度5強」以上の地震を覚知した場合には、第一報について消防庁に対しても直接報告する（被害の有無を問わない。）第一報報告後の連絡方法について

は、消防庁の指示に従うものとする。

区 分 回線別		平日(9:30～18:15) ※消防庁応急対策室	左記以外 ※消防庁宿直室
N T T回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電 話	(6-72-90-) 49013	(6-72-90-) 49102
	F A X	(6-72-90-) 49033	(6-72-90-) 49036
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	69-048-500-90-49013	69-048-500-90-49102
	F A X	69-048-500-90-49033	69-048-500-90-49036

電話での第一報も可

6 応急対策時の被害情報の収集・連絡

(1) 収集・連絡の内容

ア 応急対策時において、救急活動及び防災活動に従事する各防災関係機関は、それぞれの活動状況及び被害状況を県本部に随時報告する。

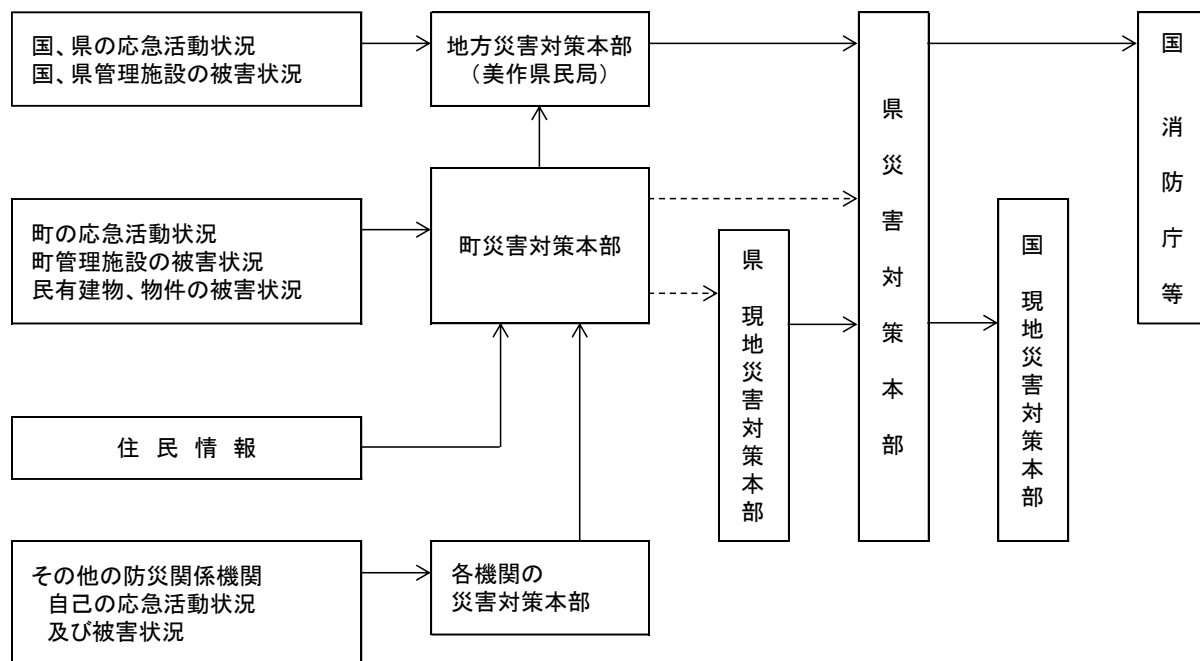
イ 活動状況については、次の事項を町と県が相互に密接に情報交換するものとする。

〔町→県〕 対策本部等設置状況、応急活動状況、応援の必要性

〔県→町〕 県が実施する応急対策の活動状況

(2) 収集・連絡体制

応急対策時の被害状況等の情報収集・連絡の基本は、次のフローによるものとする。ただし、各防災機関において被害の状況等により緊急を要すると判断した場合は、直ちに県本部に連絡する。



※ 災害発生状況報告等(火災発生及び災害速報)は、原則として、岡山県総合防災情報システムにより報告する。

(-----> は、総合防災情報システムによる情報の流れ)

7 災害広報計画

(1) 広報担当

ア 災害の総合的な広報は、くらし安全課（町本部設置時は総務部）が担当する。

イ くらし安全課（総務部）以外の各課（部）等は、広報活動に必要な情報、資料を積極的に収集しくらし安全課（総務部）に提出する。

ウ 企画情報部は、班員を現地に派遣し、広報写真、状況の把握等の災害現地の情報収集に努める。

エ 企画情報部は、とりまとめた資料に基づいて正確な情報を広報する。

(2) 広報の方法

ア 報道機関による広報

災害関係の予警報をはじめ、対策活動、被害状況等重要事項を新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に発表し、迅速的確な報道について協力を得る。

なお、その際、高齢者、障害者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行う。

(ア) 災害の発生状況

(イ) 安否情報

(ウ) 地域住民のとりべき措置

(エ) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令

(オ) 災害応急対策の状況

(カ) 道路情報

(キ) 食料、生活必需物資等の供給状況

(ク) ライフラインの復旧状況

(ケ) 二次災害に関する情報

(コ) その他必要事項

イ 発表方法等

報道機関に対する情報の発表方法は、以下のとおりである。

(ア) 発表者

報道機関に対する情報の発表は、原則として町本部総務部(総務課)が統一して行う。

(イ) 発表場所

原則として役場庁舎とする。

(ウ) 発表時刻

時刻は、必要に応じ協議して定める。

(エ) 資料の配布

必要に応じ図面、資料、写真等を配布する。

(オ) 発表事項の掲示

発表と同時に、対策本部(室)前に発表事項を提示する。

ウ 広報車、広報紙による広報

町は、住民に周知徹底を図るため、広報車、広報紙により、迅速的確な広報を行う。

エ 広報資料の作成

具備しなければならない内容

(ア) 時間(いつ)、場所(どこで)、主体(だれが)

(イ) 対象(なにを)、理由(なぜ)、状態(どのように)

オ 収集事項、収集内容

収 集 事 項	収 集 内 容
地震情報	(1) 情報の出所 (2) 情報発表の日時 (3) 情報の内容 (4) 住民の心構え及び対策
災害情報及び資料	(1) 情報の出所 (2) 災害発生の日時及び場所 (3) 被害の対象、範囲及び程度 (4) 被害発生経過
避難等の処置の状況	(1) 情報の出所 (2) 避難処置の実施者 (3) 避難した地域、世帯及び人員 (4) 避難先、避難日時 (5) 理由及び経過

消防機関 (水防団を含む) 自衛隊等の出動状況	(1) 情報の出所 (2) 出動機関又は出動要請者 (3) 出動日時、出動対象及び目的 (4) 出動人員、指揮者、携行機械器具 (5) 経過
応急対策の情報及び資料	(1) 情報の出所 (2) 応急対策実施日時及び場所 (3) 応急対策の内容 (4) 実施経過及び効果
その他災害に関する各種処置 の情報	(1) 情報の出所 (2) 処置の実施者 (3) 処置の内容、対象及び実施時期 (4) 実施理由、経過及び効果
美談などの災害関連情報	(1) 情報の出所 (2) 日時及び場所 (3) 内容及び経過 (4) 連絡先

カ 情報の整理

各経路、機関を通じて収集した事項、写真等を整理、調整する。この場合、内容に食い違い等が生じないように十分に注意する。

第5 災害救助法の適用

1 基本方針

災害救助法の適用は、市町村の区域を単位として、住宅の滅失が一定規模以上であることと、多数の者が生命、身体に危険を受け、あるいは受けるおそれが生じた場合であること、被災者が現に救助を要する状態にあるとき、県知事が災害救助法を適用する。町長は、災害の被害が別に掲げる災害救助法適用基準に達したときは、県知事に災害救助法の適用を要請する。

2 対 策

(1) 制度の概要

災害救助法による救助は、災害にかかった者の保護と社会秩序の保全を図るため、県知事が行い（法定受託事務）、町長がこれを補助する。

なお、県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に間する事務の一部を町長が行うこととすることができる。

救助の程度、方法及び期間に関しては、県知事が厚生労働大臣の定める基準に従って定めており、県及び町が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁する。ただし、町は一時繰替支弁する必要があることがある。

(2) 救助の本質

災害に際し、食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等により生活困難に陥った被災者に対し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的として、応急的かつ一時的な救助を行う。したがって災害復旧対策あるいは経済上の理由による生活困窮者に対する生活保護法に基づく保護とはその性格を異にするものである。

(3) 実施機関（災害救助法第2条、第30条、災害救助法施行令第23条）

県知事は、国の機関として、救助の実施に当たる。ただし、県知事が直接救助を実施することができないため救助に関する職権の一部を町長に委任したとき、また緊急を要し県知事による救助の実施のいとまがないときは、町長が行う。

(4) 救助の種類と実施者

災害救助法による救助の種類と実施者は、本計画の定めるところによる。

救 助 の 種 類	実 施 期 間	実 施 者 区 分
避難所の設置及び収容	7 日	町
炊き出し及び食品の給与	7 日	町
飲料水の供給	7 日	町
被服寝具及び生活必需品の給貸与	10日	町
医療及び助産救助	医療14日 助産 7 日	医療班の派遣：県本部、日赤 その他：町
学用品の給与	教科書 1 か月 文房具15日	町
災害にかかった者の救出	3 日	町
埋葬救助	10日	町
生業資金の貸与	1 か月	対象者選定：町 貸付：県本部
応急仮設住宅の建設	20日以内に着工	対象者敷地選定：町 建設：県本部又は町
住宅の応急修理	1 か月	町
遺体の搜索	10日	町

遺体の処理	10日	町
障害物の除去	10日	町

(注)

- ① この実施区分は、計画上基本実施者を示したもので、実際の実施に当たっては、県本部実施分を町が、また町実施分を県本部等が実施することが適当と認められるときは、県本部長が実情に即して、決定する。
- ② 災害救助法の実施は、県知事が法的責任者であることはいうまでもないが、本計画による町本部の実施は、県知事の職務権限の委任及び町長の補助執行義務に基づいて行う。
- ③ 町は、救助を実施し、又は実施しようとするときは、県本部及び地方本部(福祉部)に報告又は連絡する。ただし、実施に当たって連絡し、その指示を得る暇がないときは、町限りで実施し、その結果を県本部に報告する。
- ④ 実施期間は、災害発生の日からの期限を示す。したがって、この期間内に救助を終了するようにしなければならない。

(5) 適用基準

ア 適用基準

災害救助法の適用基準は、町域の被害が以下の事項に該当する災害で、県知事が災害救助法による救助を必要と認めたとき。

- (ア) 町内において、住家の滅失した世帯数が50世帯以上あるとき。
- (イ) 被災世帯が相当広範囲な地域にわたり、県下の全滅失世帯数が1,500世帯以上の場合で前記の被災世帯数が25世帯以上に達したとき。
- (ウ) 被災世帯が相当広範囲な地域にわたり、県下の全滅失世帯数が7,000世帯以上に達した場合で、町域の被害状況が特に救助を必要とする状態であるとき。
- (エ) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、被災者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合で、かつ多数の住家が滅失したものであるとき。
- (オ) 多数の者が、生命若しくは身体に危害を受け若しくは受けるおそれが生じたとき。

イ 被害計算の方法等

- (ア) 住家の被害程度は、住家が滅失した世帯すなわち、全焼、全壊、流失等の世帯を標準とする。
- (イ) 住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については、滅失世帯の2分の1世帯とみなして適用基準の換算を行う。
- (ウ) 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不能となった世帯については、滅失世帯の3分の1世帯とみなして適用基準の換算を行う。
- (エ) 適用基準の単位は、家屋の棟数又は戸数とは関係なく、世帯の数をもって計算する。
- (オ) 飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活の本拠の所在地等総合的条件を考

慮して実情に即した決定をする。

- (カ) 災害種別については限定しない。したがって、洪水、震災等の自然災害であっても、火災等の人災的なものであっても差し支えない。

ウ 災害救助法の適用と救助の程度

災害救助法を適用した場合における救助の程度及び期間は、災害救助法施行細則（昭和35年岡山県規則第23号）による（資料1参照）。

(6) 適用手続

ア 被害状況の把握

町長は、町内の被害が適用基準に達し、又は達する見込みのあるときは、直ちにその旨を県知事に報告する。

イ 被害の報告

適用基準に達する見込みがない地域であっても、他の地域との関連において救助を実施しなければならない場合もあるので、災害の状況に応じて被害報告を行う。

ウ 被害報告の内容

被災総数、人的被害、住家の被害及び非住家の被害

エ 適用時における町長の処置

- (ア) 災害救助法が適用された場合は、県知事からの委任に基づき、又は補助事務として救助を実施する。
- (イ) 災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに県知事に情報提供し、その後の処置に関して県知事の指示を受けるものとする。
- (ウ) 災害救助法に基づく救助の実施に当たっては、完了までの間、日ごとに救助の実施状況を整理しておくとともに、県知事に災害の状況を適宜情報提供するものとする。

(7) 町と県との関係

ア 町長の実施する応急救助と災害救助法との関係

災害が発生し又は発生しようとしたときは、町長は、町防災計画の定めるところにより応急救助を実施するとともに、その状況を速やかに県本部長（地方本部経由）に報告する。実施した応急救助については、災害救助法を適用したときは、災害救助法に基づく救助として取扱い、災害救助法が適用されない災害にあつては、町単独の救助として処理する。

イ 救助の実施状況の報告

町長は、災害救助法に基づく救助を実施しようとし、又は実施したときは、救助日報により毎日その状況を地方本部を経由して、県本部長に報告する。

ウ リ災台帳の作成

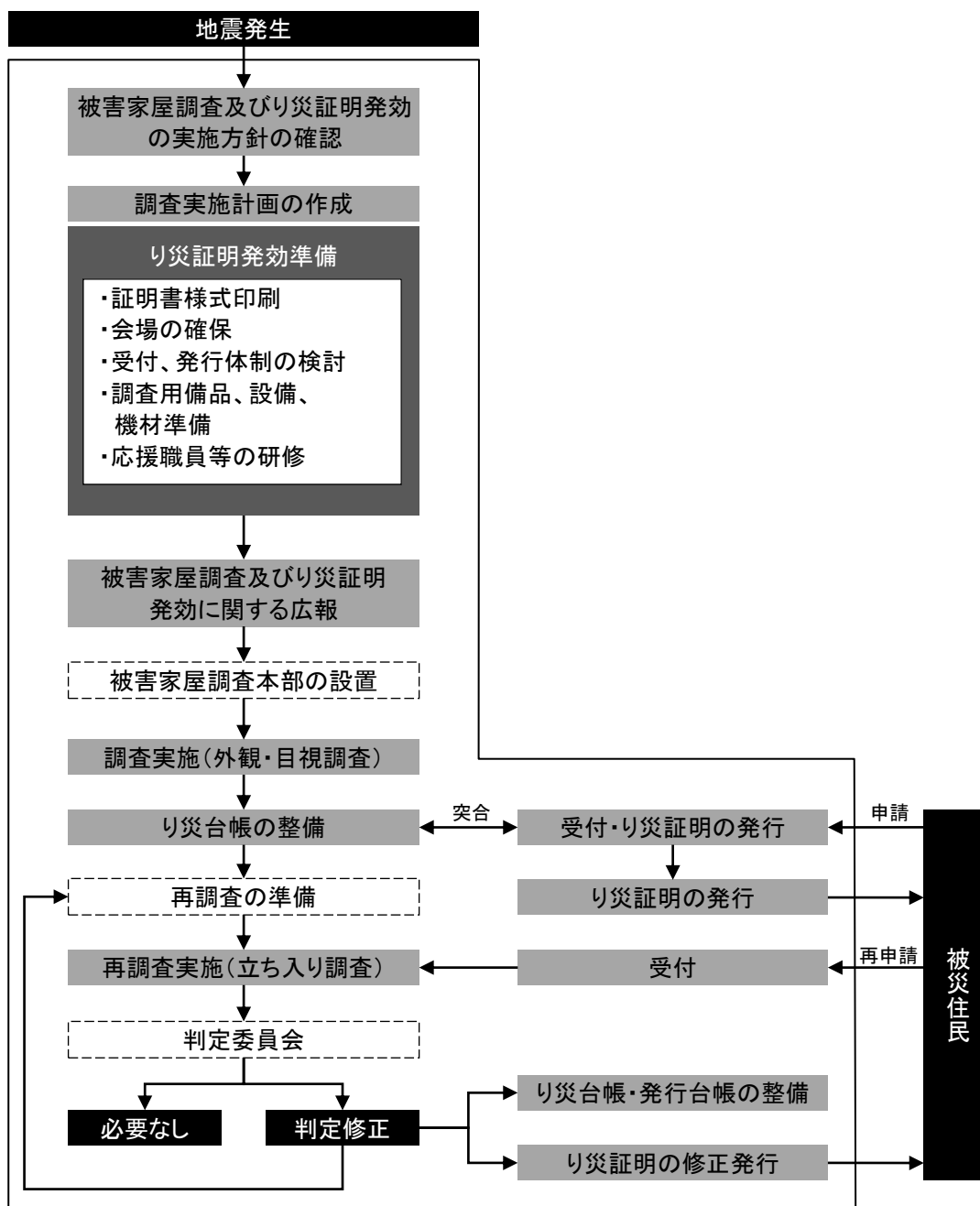
被害状況の確定調査を完了し、各世帯別の被害状況が判明したときは、町は速やかにリ災台帳を作成する。

エ リ災証明の発行

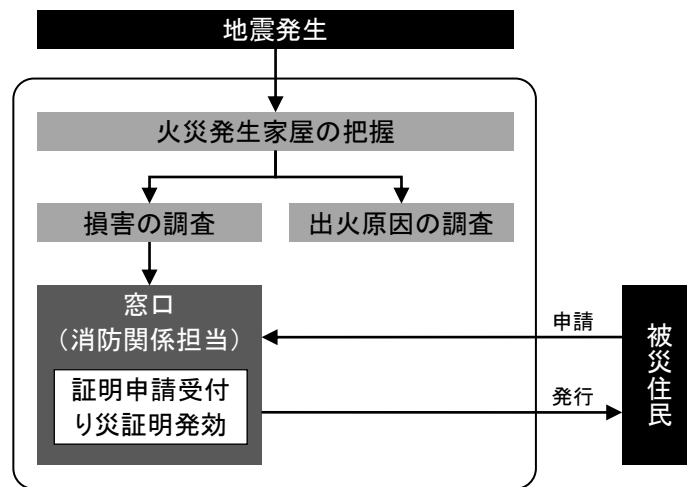
町は、り災世帯に対してり災証明書を交付する。

ただし、災害時の混乱等によりり災証明の交付ができない場合は、とりあえず仮り災証明書を作成交付する措置をとり、後日速やかにり災証明書と取り替える。

■ り災証明発行の流れ（家屋倒壊）



■ り災証明発行の流れ（火災）



第6 広域応援

1 基本方針

地震が発生した場合、町の防災関係機関だけでは、十分な対応ができないことが予想される。そのような場合には、町長の指示により、各種法令や協定書に基づき、迅速な応援要請の手続きをする必要がある。

大規模広域的災害の発生当初から迅速かつ的確に応急措置等の支援を実施するため、災害等発生時の広域支援に関する協定に基づき、あらかじめ支援相手を定めたカウンターパート制による速やかな連絡員の派遣や情報収集、広域支援本部による包括的な調整等により、被災地のニーズに応じた人的・物的支援等を行うなど、広域支援体制の強化を図る。

また、災害時の応急対策をよりの確に実施するため、県及び他市町村、防災関係機関、町内に組織される民間団体、住民ボランティア組織等への協力を積極的に要請し、活用を図る必要がある。

このように、人命の救出・救助をはじめとする応急活動が緊急かつ的確に行えるように広域応援の要請措置について明確化し、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

2 応急活動の応援要請

(1) 県知事及び他市町村長に対する応援要請

ア 町長は、町に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、県知事に応援を求め、又は応急対策の実施を要請することができる。（災害対策基本法第68条関係）

また、応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救急等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り応援を行

う。災害応急対策の実施について応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下で行動する。

イ 町長は、町に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、他の市町村長等に応援を求めることができる。（災害対策基本法第67条関係）

(2) 市町村消防の相互応援

町は、あらかじめ相互応援協定を結んでいる市町に対し、地震等の非常事態の場合に応援を求めることができる。

協定を結んでいる市町は、津山市、鏡野町、勝央町、奈義町、久米南町となっている。

(3) 応援要請の手続き

町長は、他の市町村長等の応援を必要とするときは、次に掲げる事項を記載した文書をもって要請し、協議の上行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合には、口頭、電話又は電信等によるものとし、事後において文書により処理する。

ア 被害状況

イ 応援を要する援助の種類

ウ 応援を要する職種別人員

エ 応援を要する期間

オ 応援の場所

カ 応援を要する機械器具及び資材の品名並びに数量等

(4) 応援隊が到着した場合の処理

町長は、他の市町村からの応援隊が到着した場合、その長に対し直ちに災害の概況を説明し、応援を受ける援助の程度、方法及び期間等を協議し、職務の分担を明確にする。

(5) 応援隊との総合調整

応援隊との総合調整は、応援隊が1団体の場合は、次のとおりとする。

ア 応援隊連絡調整班は、対策本部に設置するものとし、班長は、本部長が設置の都度指名する。

イ 災害の程度及び範囲によって調整班現地連絡所を設置する。

ウ 調整班の設置は、総務部が担当する。

(6) 応援隊の派遣処置

町長が他の市町村長から応援について要請を受けたときは、正当な理由がない限り直ちに応援隊の編成を行うとともに、人員及び物件を調整し、指揮者を定めた上、応援を求めた市町村に連絡して出発させる。

(7) 応援者の指揮

町長の応援要請に応じて応急処置に従事する者は、町長の指揮の下に行動する。

(8) 応援の対象事項

災害応急措置に関する応援、協力事項は、おおむね次のとおりである。

ア 消防、水防作業隊の派遣及び資材の提供

イ 応急復旧等のための土木及び建築技術職員の派遣並びに資機材の提供

- ウ 被災者の応急救助にかかる職員の派遣及び装備資材の提供
 - エ 被災者の食料、生活必需品の提供
 - オ 診療、検病、感染症患者の収容その他治療及び防疫作業のための職員の派遣及び所要施設の利用、医薬品の提供
 - カ 清掃及びし尿処理作業のための職員の派遣並びに所要の器材、車両等の提供
 - キ 上下水道工事及び給水作業のための職員の派遣並びに所要の器材、車両の提供等
 - ク 通信施設及び輸送機関の確保のための職員の派遣並びに所要器材、車両の提供
- (9) 費用の負担
- 対象となるものは、おおむね次のとおりである。
- ア 職員の旅費相当額
 - イ 応急措置に要した資材の経費
 - ウ 応援業務実施中において第三者に損害を与えた場合の業務上補償費
 - エ 応援物資の調達、輸送に要した経費
 - オ 車両機器等の燃料費、維持費
- (10) 自衛隊の災害派遣要請

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊派遣の要請をするよう求めることができる。なお、町長は、県知事への要求ができない場合には、町の地域に係る災害の状況を防衛大臣等に通知することができる。（災害対策基本法第68条の2関係）

3 指定行政機関等に対する職員の派遣要請計画

- (1) 要請の条件及び要請者
- 町において災害応急対策又は災害復旧のための専門の職員の確保上必要があるときは、町長は、指定行政機関等の長に対し当該機関の職員の派遣要請を行う。
- (2) 要請処置
- ア 国の職員の派遣要請
- 指定地方行政機関の長に対して当該機関の職員の派遣を要請する。
- イ 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請
- 他の普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員に対して当該普通地方公共団体の職員の派遣を求める。
- ウ 職員の派遣のあっせん要請
- 県知事に対して指定地方公共機関又は他の普通公共団体の職員の派遣についてあっせんを求める。
- (3) 派遣職員の身分、給与等
- 派遣職員の身分、給与等については、災害派遣手当に関する条例及び災害派遣手当に関する規則の定めるところによる。
- (4) 要請の手続
- ア 派遣及びあっせんの要請の手続

職員の派遣及びあっせんの要請は、次に掲げる文書をもって行う。

- (ア) 派遣及びあっせんを要請する理由
- (イ) 派遣及びあっせんを要請する職員の職種別人員
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣及びあっせんについて必要な事項

イ 事前協議

委員会又は委員が職員の派遣又は職員の派遣のあっせんを求めようとするときは、あらかじめ県知事又は町長に協議しなければならない。

4 技能者、労務者等の雇上げ計画、奉仕団の動員計画

(1) 実施機関

この計画においては、県の災害応急対策要員の動員及び他の防災関係機関からの応援をもってしても災害応急対策を実施できない場合の県及び町がとるべき処置について定める。

技能者、労務者等の確保及び奉仕団の応援協力等に必要な処置は、それぞれの関係班の班長が本部長に届けて雇用する。なお、要員の確保については、あらかじめ津山公共職業安定所及び土木業関係者と協議し、必要な措置を講じておく。

(2) 技能者、労務者等の雇上げ計画

ア 方法

災害応急対策、災害応急復旧等の作業を実施するために労働者の雇用を必要とするときは、対策本部において調整の上、雇い上げるものとする。この場合、公共職業安定所を通じて行う。

イ 給与の支給

雇上げ労務者等に対する給与は、法令その他により別に基準のあるものを除き、労務者等を使用した地域における通常の実費を支給する。

ウ 災害救助法による労務者の雇上げの範囲

災害救助法によるり災者の救助を目的として、救助活動の万全を期するため県知事又は町長は、次の範囲で救助の実施に必要な労務者を雇い上げる。

種 別	内 容
り災者の避難	災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者地震を安全地帯に避難させるため町長が雇い上げる労務者
医療及び助産における移送	① 救護班によることができない場合において患者を病院、診療所へ運ぶための労務者 ② 救護班に属する医師、助産師、看護師等の移動に伴う労務者 ③ 重傷ではあるが、今後は自宅医療によることとなった患者の輸送のための労務者

り災者の救出	① り災者救出そのものに必要な労務者 ② 救出に要する機械、機具その他の資材を操作し又は後始末をするための労務者
飲料水の供給	① 飲料水そのものを供給するための労務者 ② 飲料水を供給するための機械、機具の運搬、操作等に要する労務者 ③ 飲料水を浄化するための医療品給付に要する労務者
救助用物質（義援物質を含む）の整理、郵送及び配分	① 救済用物質の種類別、地区別区分、整理、保管の一に係る労務者 ② 救済用物質のり災害への配分に係る労務者
遺体の搜索	① 遺体の搜索行為実体に必要な労務者 ② 遺体の搜索に要する機械、機具その他の資材の搜索又は後始末のための労務者
遺体の処理（埋葬を除く）	① 遺体の洗浄、消毒等の処置をするための労務者 ② 遺体を仮安置所等まで移送するための労務者

（注） 上記のほか、次の場合は、厚生労働大臣の承認を得て労務者を雇い上げることができる。

（ア） 遺体埋葬のための労務者

（イ） 炊き出しのための労務者

（ウ） 避難所開設、応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理等の資材を輸送するための労務者

エ 災害救助法による労務者の雇上げの期間

雇上げ期間は、それぞれの救助の実施期間とする。ただし、これにより難しい場合は、厚生労働大臣の承認を得て期間延長ができる。

オ 災害救助法による労務者の雇上げの経費

賃金の限度は、雇い上げた地域における通常の実費とする。

（3） 奉仕団の動員及び活動

ア 奉仕団の編成

各部長は、災害応急対策の実施について対策本部要員のみによってはその実施が困難なときは、速やかに総務部長を経て本部長に報告するものとする。

本部長が応援要請の必要を認めたときは、総務部長は、直ちに各団体の長又は代理者に対し、次の要請事項を示した書面をもって要請を行うものとする。ただし、急を要するときは、電話をもって要請する。この場合においては、事後速やかに文書を送付しなければならない。

（ア） 応援を必要とする理由

（イ） 従事場所

（ウ） 作業内容

- (エ) 人員
- (オ) 従事期間
- (カ) 集合場所
- (キ) その他参考事項

イ 奉仕団編成の要請先

要請先は、以下のところとする。

- (ア) 美咲町赤十字奉仕団
- (イ) 青年団
- (ウ) 町内会、自治会
- (エ) 婦人会
- (オ) その他の奉仕団

ウ 作業内容

奉仕団の行う作業内容の選定に当たっては、特に奉仕団の意見を尊重するものとし、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 炊き出し、保育その他災害救助活動の協力
- (イ) 清掃及び防疫
- (ウ) 災害応急対策用及び災害救助対策用物資、資材等の輸送及び配分
- (エ) 応急復旧作業現場における危険を伴わない軽易な作業
- (オ) 非常通信の協力

エ 奉仕団の記録

奉仕団の奉仕を受ける場合は、次の事項を記録しておく。

- (ア) 奉仕団の名称
- (イ) 人員又は氏名
- (ウ) 作業内容、作業期間
- (エ) その他参考事項

第7 自衛隊災害派遣要請

1 基本方針

自衛隊の災害派遣に関しては、防衛省防災業務計画と整合を図り、派遣要請等の計画を定める。

2 災害派遣部隊等の活動範囲

災害派遣部隊等の活動範囲は、主として人命及び財産の保護のため、防災関係機関と緊密に連携、協力して、次に掲げる活動を行う。

(1) 被害状況の把握及び伝達

車両、航空機等状況に適した手段により偵察を行い、被害の状況を把握し、関係機関に伝達する。

- (2) 避難者の誘導、輸送支援
避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があると認めるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。
- (3) 避難者等の搜索救助
行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救助作業等に優先して搜索救助を行う。
- (4) 水防活動
堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬積込等の水防活動を行う。
- (5) 消火活動
大規模火災に対しては、利用可能防火資機材等をもって、消防機関に協力して、消火に当たる。
- (6) 道路又は水路の啓開
道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。
- (7) 診療、防疫の支援
被災者の応急診療、防疫等の支援を行うが、薬剤等は、通常、地方公共団体の提供するものを使用する。
- (8) 通信支援
災害派遣任務の達成に支障をきたさない限度における通信を支援する。
- (9) 人員及び物資の緊急輸送
救急患者、医師その他救援活動に特に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。
この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行う。
- (10) 炊飯及び給水の支援
炊飯及び給水の支援を行う。
- (11) 救援物資の無償貸付又は譲与
「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づいて救援物資を無償貸付し、又は譲与する。
- (12) 交通規制の支援
主として自衛隊車両の交通が混雑する地点において、自衛隊車両を対象に交通規制の支援を行う。
- (13) 危険物の除去等
自衛隊の能力の範囲内における火薬物爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
- (14) その他
その他臨機の必要に応じ自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置を講じる。

3 災害派遣の自衛官の権限

災害派遣の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。

なお、当該措置をとったときは、直ちにその旨を町長等に通知しなければならない。

	措 置 権 限	根拠条文	関 連 規 定
災 害 対 策 基 本 法	ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令	第63条第3項	
	イ 他人の土地、建物等の一時使用等	第64条第8項	通常生ずべき損失の補償 82条
	ウ 現場の被災工作物等の除去等	第64条第8項	第64条第8項除去した工作物等の保管64条9項
	エ 住民等を応急措置の業務に従事させること	第65条第3項	従事した者に対する損害の補償84条
	オ 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置	第76条の3第3項	
自 衛 隊 法	ア 警察官がその場にいない場合の避難等の措置 イ 警察官がその場にいない場合に救助等のための立入	第94条	警察官職務執行法4条及び6条

4 災害派遣要請等手続き

(1) 町長の派遣要請の要求

ア 町長が自衛隊の派遣要請を必要とした場合は、知事に対し、災害派遣要請要求書を提出する。

なお、緊急を要する場合その他やむを得ない理由により文書によることができない場合は、電話その他の方法により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

イ 町長は、アによって知事に対して派遣要請の要求ができない場合には、その旨及び町の地域に係る災害の状況を防衛大臣又は自衛隊に通知することができる。この場合において、町長は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

ウ 派遣要請要求書の様式は資料編のとおりである。

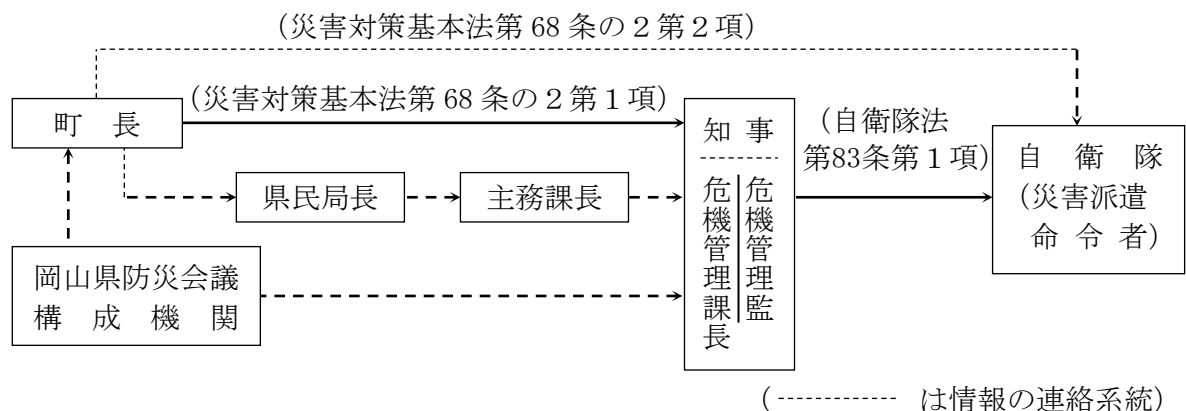
(2) 撤収要請依頼

ア 町長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したとき又は必要がなくなったときは、速やかに、災害派遣要請権者に対して、自衛隊の撤収要請を依頼する。

イ 撤収要請依頼書の様式は資料編のとおりである。

資料編 ○派遣要請要求書	P. 資 13
--------------	---------

(3) 災害派遣要請等手続系統



(4) 連絡方法

N T T 電 話	0868-36-5151 (内線237 夜間等は302)
F A X	0868-36-5151 (内線238)
防災行政無線	6440-031 (事務室)
	6440-038 (宿直室)
	6440-039 (3科・F A X 併用)

(5) 自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により自主出動する。

ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

イ 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置を講じる必要があると認められること。

ウ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。

エ その他災害に際し、上記アからウに準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

5 災害派遣部隊の受入れ

町長又は関係機関の長は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるよう努めなければならない。

- (1) 派遣部隊との連絡職員を指名する。
- (2) 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。
- (3) 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することなく、最も効果的に分担できるよう配慮する。
- (4) 自衛隊の宿泊施設（又は宿営場所）及び車両等の保管場所の準備をする。

災害が大規模かつ特殊な場合は、他県からの自衛隊部隊を受け入れるための宿営場所及び車両等の保管場所を、災害派遣要請権者と協議して準備する。

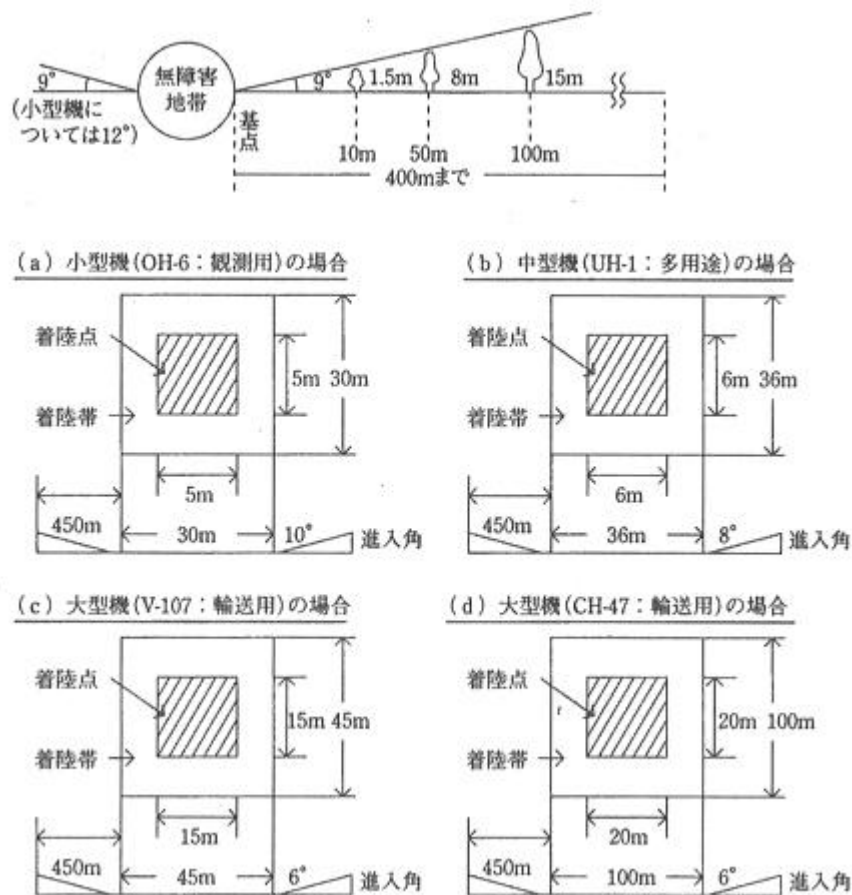
[自衛隊部隊が宿営等のために使用する地積の基準]

連隊規模　：約 15,000㎡

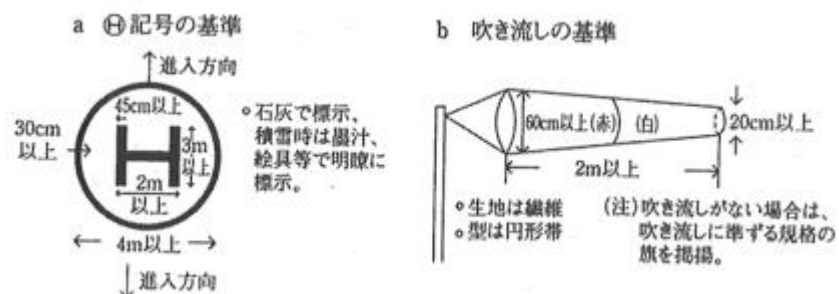
師団等規模：約140,000㎡

- (5) ヘリコプターによる災害派遣を受入れる場合は、次の点について準備する。
 - ア 下記の基準を満たす地積及び離着陸地点の地盤は堅固な平坦地を確保する。
なお、この際、土地の所有者又は管理者と十分調整を行う。

[着陸地点及び無障害地帯の基準]



イ 着陸地点には、下記基準のH記号を平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。



- ウ ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- エ 砂塵の舞い上がるときは散水し、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
- オ ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸について広報を実施する。
- カ 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
- キ 離着陸時のヘリポート内には、関係者以外を立ち入らせないようにする。

6 経費の負担区分

(1) 自衛隊の負担する経費は、次の経費である。

- ア 部隊の輸送費
- イ 隊員の給与
- ウ 隊員の食料費
- エ その他部隊の直接必要な経費

(2) 派遣を受けたものの負担する経費は、次の経費である。

前項(1)に掲げる経費以外の経費で、自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとし、下記の基準とする。

- ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設置費を含む）及び入浴料
- ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、運搬、修理費
- エ 県等が管理する有料道路の通行料

(3) 負担区分について疑義が生じた場合、又はその他必要経費が生じた場合は、その都度協議して決める。

第2節 緊急活動

第1 救出計画

1 基本方針

被災者の救出は、奉仕労力、必要な機材等により町（消防部）が行う。ただし、応急措置のため必要がある場合は、他の市町村、県知事、その他の機関に応援を要請し、緊密な連携の下に、災害により生命、身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については、医療機関に収容することとする。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

2 対 策

(1) 救出活動

ア 町は、救出を必要とする事態が発生したときは、直ちに県地方本部等関係機関と連絡し、救出活動に関する調整を行うとともに、速やかに救出作業を実施する。

イ 作業は、消防団員、町職員、奉仕団員等によって行うものとし、必要に応じて、県又は他市町村への応援要請を行う。

ウ 被災を免れた近隣市町村は、県、被災市町村からの応援要請に基づき、又は自らの判断により救出活動を行う。

エ 消防機関、警察は、あらかじめ定められた手順に従い、住民、自主防災組織等の協力を得て、迅速かつ的確に救出活動を行う。

(2) 負傷者の応急手当

ア 消防機関、自衛隊

消防機関(救急救命士、救急隊員を含む。)及び自衛隊は、救出した傷病者に対して、専門的に修得している処置を行うとともに、必要に応じて、緊急の治療を要する者について、救護班又は医療機関へ搬送する。

イ 医療救護班

日本赤十字社岡山県支部及び医療機関の医療救護班は、迅速かつ的確な医療救護を行うとともに、緊急の治療を要する者について、後方医療機関への転送や消防機関等に対する搬送の要請を行う。

ウ 住民

住民は、講習、訓練等により習得した止血、人工呼吸、胸骨圧迫（心臓マッサージ）等簡易な手当を施すことにより、救護等に協力する。

(3) 搜索対象施設の確認

ア 町

町は、警察、消防機関、医療機関等と連絡を密にして、行方不明者等の情報収集に努める。

また、行方不明者の捜索に当たっては、各機関の受持ち責任区域割り等を行うなど効果的な捜索活動が行われるよう総合調整を図る。

イ 住民、事業所等

住民、事業所等は、救助隊に対して行方不明者の情報提供を行うとともに、捜索活動に協力するものとする。

(4) 救出方法

救出に当たっては、救命の処置を必要とする負傷者を優先することを原則とするが、延焼火災が発生し、同時に多数の救出が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救出活動を行い、また、延焼火災がなく、同時に多数の救出が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に効率的な救出活動を行うこととする。

また、生き埋めになった負傷者の声などを聞き漏らさないようにするため、救出に当たる重機類の音や上空のヘリコプターの音等を一齐に停止させる「サイレントタイム」を設定する等、現場の特性に応じた効果的な救出活動に努めることとする。

(5) 救出用資機材の確保

ア 町

町は、救助用資機材の借上協定等に基づいて、関係団体から資機材を借り上げ、調達することとする。

イ 消防機関、県警察等防災機関

必要な救出用資機材については、原則として各救助関係機関で調達することとするが、各機関相互に活用できる資機材については、貸出しなど協力するものとする。

(6) 家庭動物等の保護

町は、県と連携を図りながら、家庭動物等の保護に努めることとする。

第2 資機材調達計画

1 基本方針

町は、地域の自然的条件や想定される被害状況等を勘案し、緊急輸送路とのアクセス条件などを考慮した備蓄場所の選定を進めるとともに、必要に応じて、県、中国地方整備局、道路公団などの関係機関が相互に補完しあう体制の整備についても検討を進める。

さらに、町は、地震発生時に資機材の調達が確実に担保されるよう、関係業界との応援協定等の締結を積極的に検討する。

2 対策

町は、備蓄している資機材や当該地域内における関係業界などからの資機材の調達を行い、被害状況等によって、県や他の市町村に対し、必要な資機材の動員を依頼する。

また、関係団体からの資機材の動員を確実なものとするため、関係団体との応援協定等の締結に努める。

第3 救急・医療計画

1 医療体制

(1) 基本方針

災害時の混乱期における医療は、基本的に各医療機関がそれぞれのスタッフ、備蓄品等を活用するとともに他の医療機関との連絡協力を図りながら実施することとなるが、行政は、これらの医療機関の活動をバックアップするため、指揮命令系統を確立し、早期の情報の収集・提供及び医療活動の総合調整を迅速かつ的確に実施できる体制を構築する。

また、医療機関は、可能な限り診療体制の確保及び効率的な医療提供に努めることとする。

ア 医療及び助産に関する救助

災害のためその地域の医療の機能が停止し、また著しく不足し、若しくは医療機関が混乱し、被災地の住民が医療の途を失った場合においては、医療及び助産に関する救助を実施する。

イ 助産の保護

災害のため助産の途を失った者に対して、町又は県が分べんの介助及び分べんの前後にわたる処置を確保し、その保護を図る。

ウ 適用外

災害時であっても、平常時の医療、助産の制度、方法によることが可能又は一部可能である場合は、その範囲の医療及び助産についてはこの計画を適用しない。

(2) 実施機関

ア 災害時

災害時において、平常時の医療及び助産が不可能又は困難となったときは、町長がその対策を実施する。

イ 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用されたときは、県知事が行う。ただし、県知事がその職権を町長に委任したとき又は緊急に実施する必要があるときは、災害救助法第30条の規定により、町長が着手することができる。

ウ 日本赤十字社岡山県支部長

日本赤十字社岡山県支部長は、災害救助法が適用されていない災害の場合において必要があると認めるときは、自己の目的に従い、被災者の救護を行う。（災害救助法が適用されたときは、県知事の委任を受けて実施することとなる）

エ 医師会長等

医師会長等は、県知事又は町長の要請により災害時における医療及び助産並びに集団的に発生する傷病者に対する救急医療の実施に当たる。

(3) 実施内容

ア 救護班及び医療班の編成等

(ア) 救護班

- a 医師 1～2人（うち1人は班長）
- b 薬剤師 1人（必要に応じて編入する。）
- c 看護師 2～3人（うち1人は看護師長）
- d 事務職員 1人
- e 診療車等の車両を有するときは、運転手 1人

(イ) 医療班

- a 医師 1人
- b 補助者（看護師を含む） 若干名

イ 指揮命令系統の確立及び医療活動に関する総合調整

町及び消防機関は、自主防災組織等と連携して次の業務を行う。

- (ア) 災害・救急医療情報システムの活用により、医療機関情報の収集・提供
- (イ) 避難所、居宅等における傷病者情報の収集・提供
- (ウ) 救護所の設置と救護班の派遣要請

ウ 救護所の設置・救護班の編成

- (ア) 町は、傷病者の発生状況を把握し、避難所等に救護所を設置する。また、必要に応じて、県が設置する地域災害医療本部に対して救護班の派遣を要請する。
- (イ) 災害拠点病院は、救護班の派遣要請を受けた場合は、おおむね次により救護班を編成し、医療活動を行う。

また、他の医療機関においても、可能な限り被災地における医療活動を行うものとする。

- a 医師、看護師、連絡要員等
- b 関係医療用資器材一式
- c 救急自動車
- d 通信連絡手段の携行

エ 医療機関のライフラインの確保

- (ア) 町は、医療機関からライフラインの復旧の要請があった場合、ライフライン事業者に対して、優先的復旧の要請を行う。

また、ライフライン事業者に対して、応急復旧までの間、医療機関への水等の優先的な供給を要請するとともに、必要に応じて自衛隊の応援派遣を県に要請する。

- (イ) 医療機関は、被害状況を確認後、自ら応急復旧を実施し、自家発電、貯水槽等の代替施設への切替を行う。

また、ライフライン事業者等に対し、優先的な応急復旧の要請を行うとともに、応急復旧までの間の水等の代替供給を要請する。

オ 効率的な医療の実施

- (ア) 医療機関

医療機関は、あらかじめ策定したマニュアルに従うとともに、次により効率的な医療を実施する。

- a 治療の優先順位による患者の選別（トリアージ）を適切に行うものとする。
 - b 重複診療回避等のため、診療記録の写しの患者への交付を検討する。
 - c 被災状況を地域災害医療本部へ報告するとともに、他の医療機関と相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて医療機関相互間での協力に努める。
 - d 医療従事者が不足するときは、地域災害医療本部に対し、医療従事者の派遣要請を行う。
- (イ) 医療機関の種別毎の役割は、次のとおりとする。
- a 救護所
 - ・患者の応急処置
 - ・搬送を要する傷病者の後方医療機関への収容の要請
 - b 病院・診療所
 - ・来院、搬送・転送、入院中の患者の処置（重症患者に対して優先処置）
 - ・転送を要する傷病者の後方医療機関への転送及び転送の要請
 - ・被災地への救護班の出動
 - c 災害拠点病院（基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院）
 - ・上記の病院・診療所の病院の役割
 - ・後方医療機関としての役割を担うとともに、被災地外医療機関への緊急電話、無線等により、重症患者の被災地外への早期転送（ヘリ搬送を含む。）を行う。
 - ・なお、隣接する災害拠点病院は、その機能を相互に補完して対応するものとする。

カ 人工透析・難病患者等への対応

町は、災害・救急医療情報システムの活用等により、患者団体への確かな医療情報の提供を行うとともに、水、医薬品等の確保については、水道事業者、医薬品卸業者等に対して、医療機関への優先的な供給を要請する。

キ 助産への対応

町は、災害・救急医療情報システムの活用等により、的確な医療情報の収集・提供を行う。

2 医薬品等の供給

(1) 基本方針

対策の基本的な考え方は、救急医薬品等については確保体制に基づいて迅速に供給するものとする。医療用血液については、現行の確保体制に基づいて円滑な血液の供給に努めるものとする。

(2) 対策

ア 救急医薬品等の供給

医薬品等備蓄施設（医薬品卸売業者、災害医療拠点病院及び薬剤師会備蓄センター）は、医療機関等の要請又は地域医療本部からの指示に基づき、医薬品等の迅速な供給に

努める。

医療機関等は、医薬品等の不足が生じた場合は、医薬品等備蓄施設に連絡し、医薬品等の供給を要請する。

イ 医療用血液の供給

医療機関は、県赤十字血液センター等に連絡し、血液の確保に努める。

3 傷病者搬送

(1) 基本方針

傷病者・患者の搬送については、医療機関の被災状況又は道路の損壊状況等の情報を踏まえた上で、迅速かつ的確に行う。

町及び県は、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保・運営するとともに、被災県等内の医療機関から広域搬送拠点までの重病者等の輸送を実施する。

県は、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保・運営するとともに広域搬送拠点から、非被災県等内の医療機関までの重病者等の輸送を実施する。

(2) 実施内容

ア 搬送手段の確保

(ア) 町は、傷病者搬送用車両の確保について、県災害医療本部、地域災害医療本部又は消防機関から要請があった場合は、公用車の手配を行う。

それでもなお、車両が不足する場合は、災害対策基本法第65条第1項（応急措置の業務）により、一般車両を確保することとする。

(イ) 一般車両で対応する場合は、規制除外車両の標章等の交付を受けることとする。

(ロ) 傷病者の搬送は、原則として地元消防機関で行うこととする。ただし、消防の救急車両が確保できない場合は、県、町及びその他関係機関に搬送用車両の手配を要請することとする。また、他の都道府県及び消防機関の保有するヘリコプターについて、消防庁長官を通じて応援派遣を要請する。

イ 搬送先の確認

消防機関は、災害・救急医療情報システム等を活用し、医療機関の被災状況や道路の損壊状況等の情報を迅速に把握し、医療機関等との緊密な連携を図りながら、収容先医療機関の確認及び搬送を行う。

ウ 搬送経路の確保

震災により搬送経路となるべき道路が損害を受けている場合は、国、県、町等は所管する道路の啓開を迅速に行う。

4 応援協力関係

医療機関は、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じ

て、他の医療機関等に協力を求める。

町は、町内の医師をもってしても医療、助産の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ医療、助産の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

5 災害救助法による実施基準

(1) 救助の対象者

ア 医療救助

医療を必要とする負傷又は疾病の状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者。

イ 助産救助

災害発生の日の以前又は以後7日以内に分べん（死産及び流産を含む。）した者で助産の途を失った者とする。

(2) 救助の範囲

ア 医療救助の範囲

(ア) 診療

(イ) 薬剤又は治療材料の支給

(ウ) 処置、手術その他の治療及び施術

(エ) 病院又は診療所への収容

(オ) 看護

イ 助産救助の範囲

(ア) 分べんの介助

(イ) 分べん前後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼ

(エ) その他の衛生材料の支給等

(3) 救助の期間

ア 医療…災害発生の日から14日以内

イ 助産…災害発生の日の以前7日又は以後7日以内に分べんした者に対し、分べんの日から7日以内

(4) 処置手続等

ア 救護班による場合

救護班が直接対象者を受付け、診療記録により処置する。

イ 医療機関による場合

町長は、生活保護法による医療券に「災害」と朱書して、直接対象者に交付する。

町長は、医療券を交付するときは、医療及び助産を実施する医療機関を指定する。

(5) 整備すべき帳簿

ア 診療記録簿

イ 医薬品衛生材料使用簿

(6) 費用の基準

ア 医療のため支出できる費用の基準

(ア) 救護班（町及び県）の費用

- ・使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損等の実費
- ・事務費、派遣旅費等（旅費、日当、超過勤務手当）
- ・救護班が使用し、又は患者移送のため車両等の借上げ料及び燃料費（これらについては、別途輸送費として取り扱う。）

(イ) 公立病院救護班の費用

事務費

(ロ) 従事命令による救護班の費用（災害救助法施行規則）

実費弁償費

(ハ) 日本赤十字社救護班の費用（災害救助法第34条）

県知事との委託契約により補償する。

(ニ) 一般の病院又は診療所により処置した場合の費用

社会保険診療報酬の額以内

（注）災害救助法による医療を受ける者が、国民健康保険組合又は共済組合等に加
入している場合の医療費の支出については、災害救助法による医療はすべての
保険給付に優先して実施するものであるもので、これに要する費用は全額、同法
による医療費として支出することができる。

(ホ) 施術者に処置した場合の費用

当該地域における協定料金の額以内

イ 助産のため支出できる費用の基準

(ア) 救護班、産院その他の医療機関に処置した場合

使用した衛生材料及び処置費（救護班の場合は除く。）等の実費

(イ) 助産師に処置した場合

当該地域における慣行料金の8割以内の額

ウ 費用の請求

救護班、医療班又は医療機関の要した費用の請求は、関係機関を経由して、県本部に
提出する。

(7) 医薬品、衛生材料等の確保

医療及び助産救助実施のため、必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は従事する医療関
係者（医療機関）の手持ち品を繰り替え使用する。

ただし、手持ち品が不足している場合は、県地方本部、県本部に報告し、その確保、調
達を図る。

(8) 応援要請

ア 町長は、管内の医療機関（助産施設を含む。）によっては医療及び助産の応急処置を

実施することができないとき又は困難であるときは、次の処置をとる。

保健所に次の事項を示して応援の要求を行う。

- (ア) 医療、助産救助の実施場所
- (イ) 当該地域における対象者及び医療機関の状況
- (ウ) 実施の方法、程度（救護班の派遣、病院等への移送、収容）
- (エ) 現地に至る経路、交通状況
- (オ) その他災害の状況により必要な事項

イ 緊急を要し、かつ、保健所に連絡をとることが困難な場合は、隣接市町等に直接応援の要求を行い、事後保健所にその状況を報告するものとする。

(ア) 近接の公立病院所在市町村に対して、救護班の派遣要請を行う。

(イ) 近接の市町村の適当な医療機関に移送する。

- (9) 報告及び事務手続き

関係機関は、災害救助法による医療、助産活動を実施したときは、定められた様式により報告あるいは記録を作成保管する。

6 災害救助法が適用されない場合の費用の負担

- (1) 基本方針

災害救助法が適用されない災害における費用は、次により町が負担する。ただし、他の制度により費用の負担が定められているものについては、この限りではない。

- (2) 対策

ア 医療及び助産の費用

県災害救助法施行細則に定めるところに準ずる。

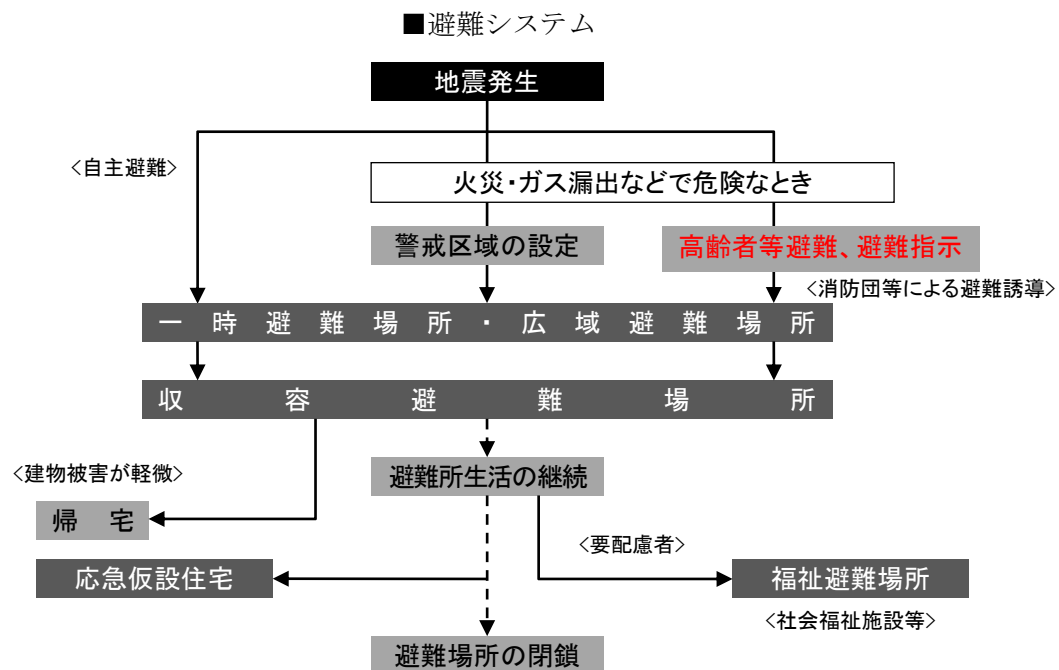
イ 災害補償

救護班又は医療班として、救護医療活動に従事した医師、その他の者がそのために負傷し、疾病にかかりまた障害者となったときの災害補償は、消防法第36条の3の規定に基づき定めた岡山県消防補償等消防団員等公務災害補償条例の例による。

7 惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第4 避難及び避難所の設置・運営計画

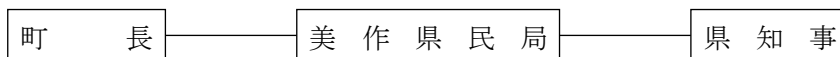


1 実施責任者

(1) 町長……法第60条第1項

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で特に必要があると認められるときは立ち退きを指示する。

この場合、町長は速やかにその旨を県知事に報告する。



(2) 県知事……法第60条第6項

災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町村が災害基本法第60条の規定により実施すべき措置の全部又は一部を代わって実施する。

市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。

(3) 警察官……法第61条、警職法第4条

ア 法第61条

警察官は、町長による指示が出ないとき、又は町長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。こ

の場合、警察官は速やかにその旨を美咲警察署長に通知する。

イ 警職法第4条

警察官は、災害で危険な状態が生じた場合、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置をとる。

(4) 派遣を命ぜられた自衛官……自衛隊法第83条

自衛隊法第83条の規定により、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は警察官がその場にいない限り「警職法第4条による措置」による避難等の措置をとる。

2 避難方法

(1) 避難指示

ア 避難指示をする場合の基準

町長は、災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難指示をする。また、危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは、緊急安全確保をする。

(ア) 震災による大規模な火災、家屋の倒壊、地すべり、有毒ガス等の2次災害等の発生又はそのおそれがあるとき。

(イ) 気象台から予警報が発表され、避難を要すると判断されるとき。

イ 避難指示の区分の基準、内容

現に災害が発生し、又は危険が切迫している場合の処置であり、事前避難のいとまがない場合、例えば地震、火災、山崩れ、地すべり等による危険が目前に切迫していると判断されるときに行う。

緊急避難の指示、伝達に当たっては、警報等が発令されていない異常現象時、深夜における突発災害等の状況下において発令されるケースが多いので、特に速やかなる避難の伝達手段、誘導者（リーダー）の責任感、避難者の避難時における心理状態等の諸事項について日頃から十分検討しておく。

避難指示を行う場合は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。

(ア) 避難指示の発令者

(イ) 避難指示の理由

(ウ) 避難指示が出された地域名

(エ) 避難の時期、誘導者

(オ) 避難経路及び避難先

(カ) 携帯品の制限等

(キ) 避難行動における注意事項

(ク) その他災害の状況により必要となる事項

ウ 避難指示の伝達

町は、避難指示等を発令した場合は、直ちにあらかじめ定められた手段により伝達、

広報を行うものとする。

また、避難の伝達に当たっては、町単独の組織のみでは、迅速、確実性等に欠けるので関係機関、特に警察、自衛隊、放送局、自主防災組織等に協力要請の連絡を取り、それぞれ実情に即した方法で地域住民に周知徹底を図る。

(ア) 信号による伝達

警鐘、サイレン、吹流しなどの利用

(イ) 放送、電話による伝達

・ラジオ、テレビ放送の利用

県において統制されており、関係機関に対して協力依頼をする。

・みさきネット・電話・有線放送・告知放送・美咲町メールの利用

(ウ) 広報車による伝達

(エ) 伝達員による直接伝達

(注)① 被災時の最も確実な伝達方法は、伝達員による伝達が適当な場合が多い。

(電話途絶時、夜間、交通途絶時)

② 地区ごとに連絡責任者を定めておくなど伝達体制を整備しておく。

エ 災害危険区域における避難対策

(ア) 危険区域の危険が増大したときは、町長は、危険区域毎に居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告し、又は危険が切迫しているときは、これらの者に対し、立ち退きを指示する。

(イ) 情報連絡員又は消防団等応急作業に従事している者は、災害が発生し、又は発生のおそれがあるため住民の身边に危険が及ぶと判断されるときは、直ちにその必要があると認められる区域毎に、避難のための立ち退きの勧告又は指示について必要な措置を行う。

(ウ) 上記の避難のための立ち退きの勧告又は指示を行ったときは、直ちに各課等の長(部長)を通じて、町本部長に対し、避難を必要とした理由、避難場所、人員、その他必要な事項を報告する必要がある。

(エ) 危険区域における被害者の保護及び救出等については、この計画のそれぞれ定めるところによる。

(2) 一般住民の避難

ア 町

町職員は、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者と協力し、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。なお、誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織、自治会、町内会ごとに集団避難を行い、要配慮者の避難を優先して行うこととする。

(ア) 誘導責任者、協力者

誘導機関としては、警察、消防機関(消防団)、町職員、その他責任ある立場にある者等いろいろ考えられるが、昼間における不在の場合等を考慮して、避難誘導が迅

速に行われるよう警察官、町職員以外に地域の誘導責任者を定め、協力者を選ぶこと。

(イ) 避難指示者（町長、警察官）と誘導担当機関との連絡

指示者と誘導担当機関（者）は、異なる場合が多いと思われるので、相互の連絡を密にして意思の疎通を図る必要がある。県において統制されており、関係機関に対して協力依頼をする。

(ウ) 移送、輸送

a 避難の移送、輸送は、原則として避難者各自で実施する。

b 避難者の自力で立ち退きが不可能な場合、町長が必要と認めたとき又は避難者の要求があったときは、町において、車両、船艇等を確保し、移送、輸送を行う。

c 災害が広域に及び大規模な立ち退きを要し、町で処理できない場合は、県知事に避難の移送、輸送を要請する。

イ 地域住民

地域住民は、避難時においては、できる限り、要配慮者に配慮しながら、町内会等ごとに集団で避難を行うよう努める。また、行方不明者の把握に努めるとともに、行方不明者がある場合は、町職員、警察官、消防職員等に連絡する等必要な措置を講じる。

(3) デパート、駅、病院、学校、社会福祉施設等の施設内にいる者の避難

デパート等の管理者は、当該施設内にいる者について、避難誘導マニュアルに従って避難誘導及び負傷者等の把握に努めるものとする。また、行方不明者が出るおそれのある事故が発生した場合は、警察又は消防機関に連絡する。

3 避難所の設置

地震が発生し、住民の避難が必要となった場合、被災状況によっては、あらかじめ指定した避難所の開設が困難な場合も考えられる。このため、被災状況を速やかに確認の上、該当地区すべての住民等に避難所の設置状況を周知する必要がある。

また、災害の規模等によっては、被災市町村の区域外への広域的な避難（広域一時滞在）が必要となる場合もあり、その対策を事前に検討しておく必要がある。

町は、避難所の被災状況確認、避難所開設及び住民への周知等を速やかに行う必要があるが、当該市町村が自ら避難所を開設することが困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請するなど、適切な対応の実施に努める。

また、町及び県は、広域一時滞在が必要となった場合、あるいは避難者等の受入れなどの対応を要請された場合について、事前にその対策を検討し、適切な対応が可能となるよう努める。

さらに、町及び県は、広域一時滞在が必要となった場合、あるいは、避難者等の受入などの対応を要請された場合について、事前にその対策を検討し、適切な対応が可能となるよう努める。

(1) 実施機関

開設の実施機関は町長であり、災害救助法適用時においては、町長が県知事の委任を受

けて行うものである。

避難所の開設担当課は住民生活課が担当し、あらかじめ町消防団、婦人会等に対して協力を要請しておく。

(2) 避難所の被災状況の確認

地震発生後の避難所の被災状況及び安全確認については、あらかじめ定めた設置マニュアルに基づいて行うこととする。また、安全確認の結果に基づいて応急修理等の必要な措置を行う。

(3) 避難所（場所）の指定

ア 町は、避難指示者と協議し、災害時における条件等を考慮し地区毎の避難予定場所、避難道路、誘導員を指定する。

イ 町は、その地域の住民に事前に周知徹底させ、災害時に自主避難するよう誘導する。

ウ 強制使用

避難所として使用しなければならない土地、建物の所有者又は管理者から承諾が得られず、かつ、どうしても土地、建物を使用しなければならないようなときは、公用令書によって、強制的にその建物又は土地を避難所として使用することができる。しかし、このような方法はできるだけ避け、話し合いによって行うよう努力する。

(4) 避難所の開設

町は、あらかじめ定めたマニュアルに基づき、施設の安全を確認の上、避難所を開設し、設置状況を速やかに住民に周知し、さらに地方本部経由で県本部に報告するとともに、その後の状況を毎日救助日報により報告する。

また、必要があればあらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難場所として開設する。さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮し、福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、あらかじめ指定している地域における身近な福祉避難所を開設するとともに、地域における拠点的な福祉避難所の施設管理者に開設を要請する。

(5) 避難所の収容力不足への対応

避難者の中には、建物・ライフライン被害を受けていなくても、余震等に対する自宅の安全性を危惧して避難する人、あるいは、生活必需品等の不足を懸念して避難する人もいることから、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の迅速な実施や物資供給の対応により、安全な自宅への早期復帰を促すことも可能となる。避難所不足の補完には、場合によってはこうした対応や社会福祉施設、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借上等により避難所を確保する。

(6) 広域一時滞在

被災市町村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み被災市町村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

町は、避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

■避難所の開設運営のおおよその流れ

避難所の開設運営のおおよその流れは第2編風水害対策編第2章災害応急対策計画(P103)と同じとし、省略する。

(7) 避難所に収容するり災者

避難所に収容するり災者は、次に掲げるものとする。

ア 災害によって現に被害を受けた者

災害によって現に被害を受けた者には、更に次のように区分される。

(ア) 住家が被害を受け居住の場所を失った者

(イ) 住家全壊（焼）流失、半壊（焼）床上浸水等（破壊的消防による全半壊を含む。）
の被害を受け、日常居住する場所を失った者

（注）住家に被害を受けたが居住に不都合のない者及び住家以外の建物（例えば土蔵、倉庫、工場、小屋等）に被害を受けても住家に被害のない者等は原則として収容の対象とはならない。しかしながら災害の事情によっては、これらの者でも被害を受けるおそれのある者として一時的に収容しなければならない場合をもあり得る。

(ウ) 現実被害を受けた者

自己の住家の被害に直接関係はないが現実被害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者（例えば、旅館の宿泊人、下宿屋の下宿人、一般家庭の来訪者、通行人等）

イ 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

避難指示等が発せられた場合又は避難指示は発せられていないが、緊急に避難する必要がある場合

（注）① 被害を受けるおそれがあるため収容された者は、当該被害を受けるおそれなくなったときは、直ちに退所しなければならない。

② 収容に際しては、物資配給等の便宜を考慮し、できるだけ同一町内、同一地区単位ごとが望ましい。

(8) 広域応援協力

町は、自ら避難所を開設することが困難な場合は、他市町村又は県へ避難所の開設について応援を要請する。県は、避難所の開設について特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。

(9) 広域一時滞在

町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

県は、町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、町の行政機能が著しく低下した場合など、町のからの要求を待ついとまがないときは、要求を待たないで、広域一時滞在のための要求を町に代わって行う。

県は、被災市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当

該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等広域一時滞在について助言する。

町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

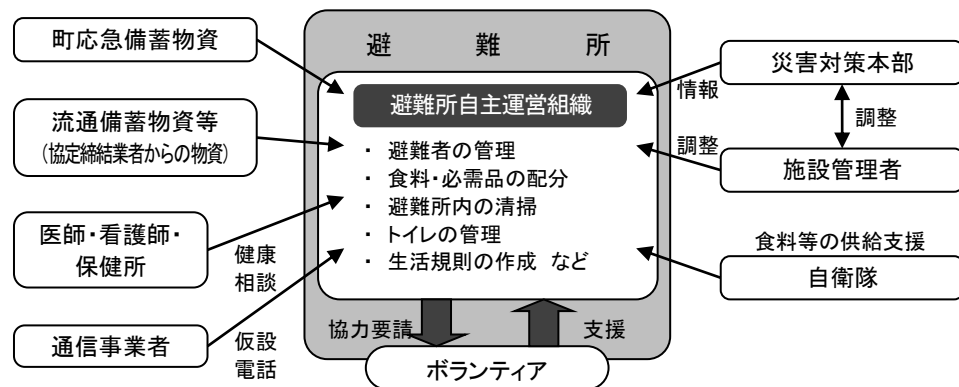
4 避難所の運営体制

避難所生活では、対応すべき事柄が多岐にわたることから、町は、避難所の運営は自治組織と連携して行い、対外業務及び施設管理のほかは、原則として自治組織をサポートする立場で活動する。

避難所の設置に伴い、メンタルヘルス面での機能を持った避難所救護センターを設置するとともに、保健師等による巡回相談等も行う。

また、生活機能低下、特に生活不活発病（廃用症候群）の早期発見などの予防対策を進めることにより、その改善に向けた整備を図るとともに、避難所設置施設の平常業務再開に向けて、当該施設の管理者、避難所管理者、避難者自治組織の3者で協議していく。

なお、町は県と連携して、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難所長期化等に鑑み、必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家、旅館やホテル等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とし、その際の取扱い等をあらかじめ定めておく。



5 対 策

避難所の運営に関しては、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

(1) 維持管理体制の確立

町は、マニュアルに基づき避難所維持管理責任者等の職員を配置する。この場合、配置完了の確認を行い、行政側の体制確保に遺漏がないよう配慮する。

町職員は、所定のマニュアルに基づき自治組織を構築させる。

なお、その際は、女性の参画について配慮するとともに、自治組織のリーダーの転出等の場合にも管理体制に支障を及ぼさないように、自治組織においては、業務ごとにリーダーと併せてそれをサポートする者を選任しておく。

また、避難所の運営に当たっては、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女ニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

ア 管理責任者の任命

町は、避難所の管理責任者を任命する。

イ 連絡員の配置

町は、避難所と町本部との連絡員を配置する。

ウ 町職員の駐在

避難所を開設したときは、各避難所毎に町職員を派遣駐在させ、避難所の管理と収容者の保護に当たらせる。

なお、駐在員は、次の各種記録を備え付け、整備する。

- (ア) 避難所収容台帳
- (イ) 避難所収容者名簿
- (ウ) 避難所用物品受払簿
- (エ) 避難所設置及び収容状況

(2) 所要物資の確保

町は、避難所開設及び収容保護のための所要物資を確保する。ただし、町において確保できない場合は、県本部（保健福祉部）に連絡する。

(3) 自治組織、施設、行政による連携

避難所運営上の諸課題に対応するため、避難者自治組織、維持管理責任者、施設管理者は、定期的な協議の場を設ける。

(4) 防疫処置

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく各種防疫対策を実施する。

(5) 精神面の対応

避難所生活に伴い精神的に不安定な状況に陥る者が多くなる傾向が報告されており、特に精神的な面でのメンタル・ケアの必要がある。そのため内科に加え、精神科の診療を行うことができる避難所救護センターを設置する。

また、学校を避難所とする場合には、医師のもと養護教諭もカウンセリングをサポートする。

(6) 平常体制の復帰対策

避難者の減少等に伴い、避難所の規模縮小・統合・供用終了の措置をとる場合は、あらかじめ定めたマニュアルに従い対応し、円滑な移行に努める。

(7) 避難所設置のための費用

災害救助法適用の場合の費用の範囲は、次のとおりである。

- ア 職員等雇上費
 - イ 消耗器材費
 - ウ 建物の使用謝金
 - エ 器物の使用謝金
 - オ 借上費又は購入費
 - カ 光熱水費
 - キ 仮設便所の設置費等
- (8) 避難所及び避難後の警備

自衛警備団や住民による避難所及び避難後の留守宅の治安維持のため避難住民が安心して避難できるよう対策を講じる。

第5 道路啓開

1 基本方針

地震発生直後の道路は、自動車、落下物及び倒壊物等が散在しており、これらの障害物を除去し、また、路面の亀裂、陥没等の破損箇所を修復すること（道路啓開）は、人命救助、消火及び救援活動を円滑に行うための必須条件である。

これらを制約された条件下で効果的に行うためには、関係機関と協議の下で、あらかじめ町防災計画に定められた関係機関の応急活動を支える路線を選定し、これらを緊急輸送道路ネットワークとして位置付け、各道路管理者において迅速な啓開作業を実施する体制整備を行う。

2 対 策

(1) 緊急輸送道路の選定基準

ア 選定基準

緊急輸送道路の選定基準を以下に示す。

- (ア) 高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡するインターアクセス道路等であって、震災発生時に県内を広域的にネットワークする幹線道路であること。
- (イ) 救援活動の基幹となる広域的幹線道路であること。
- (ウ) 県本庁舎、出先庁舎及び町本部が設置される町役場を結ぶ主要幹線道路を確保するため定めた道路であること。
- (エ) 救援物資等の備蓄倉庫及び集積地点(空港等)を結ぶ道路であること。
- (オ) 主要公共施設（病院・血液センター等）、警察署、自衛隊の庁舎及び消防署を結ぶ道路であること。
- (カ) 道路幅員は、原則として2車線以上であること。

イ 緊急輸送道路の種類

緊急輸送道路の種類緊急輸送道路は、地震発生後の緊急輸送の確保の観点から広域的

な役割を果たすもの、地域内の災害応急対策の輸送を果たすもの等、その役割から次のとおり区分してネットワークを構築する。

(ア) 第1次緊急輸送道路

県庁所在地、県民局所在の市町、空港及び広域物流拠点等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路

(イ) 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と町役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、警察署、消防署、自衛隊等）を連絡する道路

(ウ) 第3次緊急輸送道路

第1次、第2次緊急輸送道路と防災拠点を連絡する道路

(2) 緊急輸送道路の指定

県及び町はあらかじめ関係法令等を参考にし、国土交通省中国地方整備局、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、県警察、隣接県及び市町村等の関係機関と協議の上、それぞれが管理する幹線道路を中心として、(1)に規定する選定基準に基づき、町防災計画に定められた関係機関の応急活動を支える路線を選定し、これを有機的に連絡させた緊急輸送道路ネットワークを指定しておく。

また、この緊急輸送道路は、選定基準に基づき必要に応じ変更する。

(3) 緊急輸送道路の啓開

ア 各道路管理者は、地震発生後直ちにあらかじめ指定した緊急輸送道路について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、地震の発生地域や被害状況を勘案した上で、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。

この場合、二車線復旧を原則とするが、やむを得ない場合には、一車線とし、適当な場所に待避所を設けるとともに、橋梁については、必要に応じて仮設橋梁の設置を検討する。

イ 道路管理者は、一般社団法人岡山県建設業協会など関係団体との間に応援協定等を締結し、障害物の除去や応援復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

ウ 道路管理者及び県警察は、啓開作業を実施するに当たり、路上の障害物の除去が必要な場合には、消防機関及び自衛隊等の協力を得て実施する。

第6 交通の確保計画

1 基本方針

広域交通規制対象道路を中心に緊急交通路を指定し緊急通行車両の通行を確保するとともに、交通整理要員及び必要資機材を確保する。

また、住民に対する災害発生時の対応について啓発を行うとともに、帰宅困難者の混乱防止・帰宅支援を行う。

2 陸上交通の確保

(1) 県、県公安委員会

緊急通行車両の確認を行い、標章及び証明書を交付する。

なお、県公安委員会においては、規制除外車両の確認を行い、標章及び証明書を交付するほか、平常時に、緊急通行車両及び規制除外車両の事前届出により、緊急通行車両等事前届出済証及び規制除外車両事前届出済証を交付して、緊急交通路指定時のこれら車両確認手続の簡素・効率化を図る。

(2) 県公安委員会、県警察

ア 緊急交通路の指定による緊急通行車両の通行の確保

(ア) 緊急交通路を指定し、消防、警察、救護関係の緊急通行車両が円滑に運行できるよう道路機能を確保する。

(イ) 緊急交通路において通行を不能とする放置車両、道路上の障害物がある場合は、道路管理者、重機保有事業所等の協力を得て優先的に撤去する。

(ウ) 広域緊急援助隊（交通情報収集専用警察部隊等）の支援が必要な場合は、派遣を要請する。

(エ) 被災地における緊急通行車両の円滑な運行を確保するため、必要な区域又は道路の区間を指定して、一般車両の通行を規制する。

イ 緊急通行車両及び規制除外車両の届出確認

緊急通行車両及び規制除外車両の同等事前届出制度について周知及び適正な運用を図るとともに、災害時における緊急通行車両の確認事務の迅速、適正な処理に努める。

ウ 交通広報

(ア) 交通規制の状況に関する情報提供や交通総量の抑制について、道路交通情報板等を活用するとともに、日本道路交通情報センター、マスコミ等による広範囲な広報活動を実施する。

(イ) 規制現場措置として、迂回路マップ等を活用し、ドライバーに対する現場広報を実施する。

(ウ) 住民等に対し、災害発生時のドライバーとしての対応についての意識啓発に努める。

(3) 県、県警察

ア 交通整理要員及び関係資機材の確保

県、県警察は、岡山県警備業協会との協定の締結等による交通誘導等の整理要員及び誘動資機材の確保等、必要な措置を講じる。

イ 県警察は、電源の切断等により交通信号機が使用できない場合に備え、主要交差点に交通信号機用非常電源装置を設置する。

(4) 県、町

被災地及びその周辺の交通量を極力制限するため、救援物資の集積所を確保（ヘリポート基地の併設が望ましい。）するとともに、被災地域には小型貨物車両により効果的な搬送を行う。

(5) 道路管理者

管理する道路等に被害が出た場合は、応急の復旧を図る。道路施設の破壊等により交通の危険が生じたときは、警察と協議し、区間を定めて通行を禁止し、又は制限する。

応急復旧工事の実施が困難な場合は、県又は県を通じて自衛隊に応援を要請する。

(6) 自衛隊及び消防本部

自衛官及び消防職員は、現場に警察官がいない場合は、緊急通行車両の通行の確保のための措置を行う。

(7) 鉄道事業者

線路、橋梁等に被害が発生した場合は、列車の退避等を行うとともに、応急復旧に努める。

単力での復旧が困難な場合は、県又は県を通じて自衛隊に応援を要請する。

(8) 住民等

被災地域及びその周辺において実施される警察官等による交通整理の指示に従う外、被災地域における一般車両の走行を極力自粛する。

3 航空交通の確保（ヘリポート基地の整備・確保）

県、町、防災関係機関等は、相互に連携し、ヘリポート基地等の整備確保に努める。

4 帰宅困難者対策

町は、県、防災関係機関等と連携し、適切な情報提供、避難所の開設などにより帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止する。また、地震等により交通機関が途絶した場合、徒歩帰宅者に水の提供やトイレの使用等の支援を行うため、コンビニエンスストア及びガソリンスタンド等に対し協力を要請する。なお、状況によっては「むやみに移動を開始しない」という考え方にも留意して対策に取り組む。

5 緊急通行車両の確認

県又は隣接・近接する府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、公安委員会は、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺地域にあつては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するが、これに伴う緊急通行車両であることの確認は、次に定めるところにより行う。

(1) 実施者

緊急輸送を行う車両の使用者の申出による確認事務は、岡山県のほか美咲警察署において実施する。

(2) 確認後の手続

美咲警察署は、緊急通行車両の確認をしたときは、あらかじめ作成して備え付けてある

次項に掲げる標章及び緊急通行車両確認証明書を交付するとともに別に定める「緊急通行車両確認申請受理簿」を整理して、処理のてん末を公安委員会に報告する。

なお、県公安委員会においては、緊急通行車両の事前届出により、緊急通行車両等事前届出済証を交付して、緊急通行車両の確認手続の簡素・効率化を図る。

(3) 緊急通行車両確認証明書の交付申請

対策本部の各対策部が実施する緊急輸送に係る確認の申請は、総務課が定められた様式により各対策部を取りまとめて警察署に提出し、確認証明書の交付を受ける。

6 交通規制

町及び防災関係各機関は、企業体、県及び県警察の協力のもとに、多数の遭難を伴う大規模な交通機関の事故時における応急対策及び災害時における交通規制並びに主要路線の確保等についてこの節並びに県、町防災計画の定めるところにより、各種の応急対策を実施し、住民の生命財産の保全に努める。

(1) 道路管理者の実施要領

道路管理者は、災害の発生が予想され、又はその発見をしたときは、道路、橋梁等交通施設の巡回調査をするとともに、危険な状況が予想され、又はその状況を発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、速やかに必要な規制をする。

なお、町長は、町以外が管理する道路、橋梁等交通施設でその管理者に通知して規制するいとまがないときは、直ちに警察官に通報して道路交通法に基づく規制又は混雑緩和の措置を実施する等の応急措置を行う。この場合町長は、事後速やかに道路管理者に連絡して正規の規制を行う。

(2) 連絡

道路管理者は、道路法第46条の規定による規制を実施する場合においては、その内容等について当該地域を管轄する警察署長に意見照会又は通知する。（道路法第95条の2第1項）

(3) 規制の標識等

道路管理者は、道路法第46条の規定に基づく規制を実施した場合は、道路標識区画線及び道路標示等に関する命令に定める道路標識を設置する。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが不可能なときは、適宜な方法により、とりあえず、通行禁止又は制限したことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導に当たる。

なお、通行の禁止又は通行の制限に係る規制については、適当なまわり道を明示し、一般の交通に支障のないよう処置する。

第7 消火活動に関する計画

1 基本方針

地震の「揺れ」に伴う火災が、広域的に同時多発した場合の消火活動の困難さを考えれば、「火災を発生させない」、「火災が発生しても延焼を拡大させない」といった事前の対策を十分講じておくとともに、こうした火災が発生した場合には応援を受けることを前提にした

消火活動の計画等の整備を図る。

2 消火活動対策

(1) 火災発生状況等の把握

町長又は消防長は、消防職（団）員を指揮し、管内の消防活動に関する次の事項について情報を収集する。

ア 延焼火災の状況

イ 自主防災組織の活動状況

ウ 消防ポンプ自動車その他の車両の通行可能道路

エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利活用可能状況

(2) 消火活動の留意事項

町長又は消防長は、関係防災機関と相互に連絡をとりながら、次の事項に留意し、消防活動を指揮する。

ア 延焼火災件数の少ない地区は、集中的な消火活動を実施し、安全地区を確保する。

イ 木造住宅密集市街地や危険物等の取扱施設の火災発生情報を早期に収拾・把握するとともに、特に広域避難場所へ通じる避難路確保のための消火活動を行う。

ウ 多数の延焼火災が発生している地区は、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。

エ 危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。

オ 救護活動の拠点となる病院、避難場所、幹線避難路及び防火活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。

カ 自主防災組織が実施する消火活動との連携を図る。

キ 巡回班を設け、地震発生後の火災発生に備え、自主防災組織等と連携の上、被災地区を警戒する。

(3) 応援要請

町長等は、火災の状況又は災害の規模により、管内の消防力によっては防御が著しく困難な場合は、岡山県下消防相互応援協定第5条に基づき、他の市町村長等に応援要請を行う。

3 消防の応急体制の整備

(1) 応援隊の対応専任者

ア 応援隊の受入れについて、町本部は派遣自治体等の連絡調整に当たる専任者を設置する。

イ 専任者の任務は、おおむね次のとおりである。

(ア) 緊急消防援助隊の対応

(イ) 応援ルート及び集結場所の選定

- (ウ) 応援隊に関する各種連絡
- (2) 応援隊等の指揮命令
応援隊等の指揮命令は、町長又は町長から委任を受けた消防長がとる。
- (3) 情報の収集・連絡体制
大規模災害における各現場の出動部隊等との情報の収集・連絡体制の確立を図る。

第8 危険物施設等の応急対策計画

1 基本方針

防災関係機関による石油類、高圧ガス及び火薬類の応急的保安措置を講じる。

2 石油類施設の応急対策

- (1) 管理者の措置
 - ア 施設の状況により、石油類を安全な場所に移動し、又は注水冷却する等の安全措置を講じる。
 - イ 自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動や延焼防止活動を実施する。
 - ウ 警察、町等に通報するとともに、付近住民に避難の周知を図る。
- (2) 関係機関の措置
 - ア 警察
 - (ア) 被災者等の救出を行う。
 - (イ) 施設周辺を警戒し、交通路の確保を行う。
 - イ 町
 - (ア) 施設管理者に対し危害防止の指示をし、又は自らその措置を講じる。
 - (イ) 警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。
 - (ウ) 消防隊を出動させ、救助及び消火活動を実施する。

3 高圧ガス施設の応急対策

- (1) 施設管理者の措置
 - ア 施設の状況により、施設内のガスを安全な場所に移動し、充填容器が危険な状態となったときは、安全な場所に移動し、又は水（地）中に埋める等の措置を講じる。
 - イ 警察、町等に通報するとともに、付近住民に避難の周知を図る。
- (2) 関係機関の措置
 - ア 警察
 - (ア) 被災者等の救出を行う。
 - (イ) 施設周辺を警戒し、交通路の確保を行う。
 - イ 町
 - (ア) 施設管理者に対し危害防止の指示をし、又は自らその措置を講じる。
 - (イ) 警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。

- (ウ) 消防隊を出動させ、救助及び消火活動を実施する。

4 火薬類施設の応急対策

(1) 施設管理者の措置

- ア 火薬類を安全な地域に移す余裕がある場合は、これに移し、かつ見張人をつける。
- イ 火薬類を安全な地域に移す余裕がない場合は、水中に沈め、又は火薬類の入口等を密閉し防火の措置を講じる。
- ウ 警察、町等に通報するとともに、付近住民に避難の周知を図る。

(2) 関係機関の措置

ア 警察

- (ア) 被災者等の救出を行う。
- (イ) 施設周辺を警戒し、交通路の確保を行う。

イ 町

- (ア) 施設管理者に対し危害防止の指示をし、又は自らその措置を講じる。
- (イ) 警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。
- (ウ) 消防隊を出動させ、救助及び消火活動を実施する。

5 毒物劇物施設の応急対策

(1) 施設管理者等の措置

- ア 毒物劇物の流出及び飛散等の事故発生時には、直ちに作業を中止し、回収その他の保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じる。
- イ 所轄の保健所、警察署又は消防機関に届出るとともに、必要に応じて付近住民に避難の周知を図る。

(2) 町の措置

地域住民の健康に被害を及ぼすおそれがあると認められる場合は、避難の勧告、指示等を行う。

6 ばい煙発生施設又は特定施設等の応急対策

(1) ばい煙発生施設又は特定施設等の設置者の措置

- ア 施設が危険な状態になったとき又は事故発生時には、直ちに作業を中止し、必要な応急措置を講じる。
- イ 県知事又は町長に通報するとともに、付近の住民等に避難するよう警告する。

(2) 町の措置

町は、地域住民の健康に被害を及ぼすおそれがあると認められる場合は、避難の勧告、指示等を行う。

第9 災害警備活動に関する計画

1 基本方針

関係機関は災害発生後の社会秩序を維持するため必要な措置を講じる。

2 対 策

(1) 実施機関

美咲警察署

(2) 警備体制の確立

ア 警備体制の種別

(ア) 警戒体制

県下に災害の発生が予想される場合は、警戒体制をとる。

(イ) 非常体制

災害が発生し、又はまさに発生しようとする状況にある場合は非常体制をとる。

イ 災害警備本部の設置

警察本部及び美咲警察署に所要の規模の災害警備本部を設置する。

(3) 町本部と警察機関との連絡処理

ア 連絡担当

(ア) 連絡担当者

警察機関との連絡実施については総務課が当たる。

(イ) 連絡の方法

事前の処理については文書で、緊急の連絡の場合は口頭、電話で行う。

イ 警備等の協力活動

(ア) 災害情報の交換

各種災害情報を機関相互に交換する。

(イ) 公安に関する広報活動

避難処置、交通規制、犯罪防止等人身安定に必要な広報活動をとる。

(ウ) その他

岡山県地域防災計画震災対策編に定めるところによる。

(4) 陸上防犯

警察は関係機関と連携を密にし、次の措置を講じる。

ア 駅、物資集積場所、避難所、金融機関等の警戒

イ 鉄砲、刀剣類に対する確実な保管・管理等の指導

ウ 自主防犯組織に対する指揮と連携によるパトロールの実施

エ 防犯活動等を装った不法行為の取締り

オ 必要な地域への臨時交番の設置

第10 緊急輸送計画

1 基本方針

- (1) 地震発生時には、町及び防災関係機関は、応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、防災関係機関及び運送業者等の保有する車両等を調達して緊急輸送体制を確保する。
- (2) 緊急輸送においては、被災地の状況の把握のほか、そこに至る広域的な輸送ルートの確保を図り、輸送順位を考慮の上、必要な人員、応援隊及び資機材等が円滑に輸送できる措置を講じる。
- (3) 災害時の緊急輸送の範囲はおおむね、消防・救急のための要員・資機材・車両、救援物資、応急対策用資機材、医療（助産）救護を必要とする人、その他必要な物資・人員である。あらかじめ指定しておいた緊急交通路は、状況に応じて障害物の除去や亀裂等の応急補修を他の道路に先駆けて行い、防災対策関係機関が効率よく有機的に活動できるように道路の確保を図る。

2 輸送ルートの確保

- (1) 実施機関
 - ア 災害時における輸送は、それぞれ災害応急対策を実施する機関が行う。
 - イ 災害が激甚のため災害応急対策実施機関において輸送力を確保できないときは、関係機関の応援を求めて実施する。
- (2) 輸送ルートの確保
 - ア 道路管理者
 - (ア) 各道路管理者は高速道路、国道、県・市町村道等について、早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能の確保を図る。
 - (イ) 道路上の倒壊物等の除去は、道路管理者が民間（土木建築業者）等の協力を得て、応急に実施する。
 - イ 警察
 - (ア) 警察は、被災地直近はもとより、広範囲な交通規制を行い、必要に応じ、隣県警察の協力を得る。
 - (イ) 県知事及び公安委員会は、緊急車両の確認事務の調整を図り、緊急通行車両の標章等を確保しておく。
 - (ウ) 公安委員会は、事前届出制により平常時から緊急通行車両及び規制除外車両の審査を行う。

3 町本部の輸送ルート調整

- (1) 輸送ルートの調整

町本部は、輸送ルートに関する情報を収集し、適切な輸送ルートを判断した上で、防災関係機関等に情報提供し、又は指示をする。

輸送ルートについては、県外からの応援隊及び資機材等に関連するので、その情報は報道機関を通じて、全国的に周知を図る。

(2) 緊急輸送の措置

ア 輸送の方法

災害時における輸送は、災害の状況、輸送路の状況、輸送物資等の種類等十分調査し、最も迅速、確実に輸送できる方法をもって行う。

輸送の方法は、次のとおりである。

- (ア) 貨物自動車、乗用自動車による輸送
- (イ) 航空機による輸送
- (ウ) 人力による輸送

イ 車両の確保

実施機関が所有する車両による輸送の確保ができないときは、次の順位で借上げ等の処置を講ずる。

- (ア) 公共的団体の車両
- (イ) 営業者所有の車両
- (ウ) 一般の自家用車両

ウ 自衛隊災害派遣による輸送力の確保

陸上の輸送が途絶して緊急を要する場合には、「自衛隊の災害派遣要請計画」に基づき、被災者又は緊急物資等の輸送のため自衛隊の航空機の出動を要請する。

- (ア) 自衛隊所有車両による輸送支援の要請
- (イ) ヘリコプター等航空機による支援の要請

エ 町所有輸送力以外による輸送の確保

- (ア) 指定地方公共機関、指定地方公共機関への協力依頼
 - ・ J R（人員、貨物）
 - ・ 民間交通機関（人員、貨物）
- (イ) その他の輸送業者との契約

輸送業者以外の個人、会社等が有する車両の借上げ状況により、岡山県陸運事務所が輸送力確保のあっせんを行う。

オ 応急公用負担による輸送の確保

町長は、車両等による通常の方法では輸送を確保することが非常に困難であると認めるときは、従事命令を執行して、輸送関係業者を輸送業務に従事させることができる。

カ 燃料の確保

災害時における自動車燃料の確保は、民間との連携の上、行う。

調達方法は、町内業者の販売系統による。

キ 救援物資搬送車両の方法、制限

被災地及びその周辺の交通量を極力制限するため、救援物資の集積場を確保（ヘリポート基地の併設が望ましい）するとともに、被災地域には小型貨物により効果的に搬送を行う。

ク 航空交通の確保

県・町・防災関係機関等は、相互に連携し、自衛隊のほか関係機関のヘリコプター空輸に対応する必要がある、町はヘリコプター基地の確保を図る。

(3) 緊急交通路の確保

ア 緊急交通路については一般車両の通行を規制する。

イ 道路上の障害物を除去し、緊急交通路を確保する。

ウ 亀裂等の被害を受けた道路は速やかに復旧し、緊急輸送の確保に努める。

エ 緊急輸送の確保の方法

(7) 沿道住民、及び町職員による交通規制

緊急交通路が通る沿道の自主防災組織及び町職員が、発災後直ちに緊急交通路確保のための交通規制に当たるよう、事前に協定を結んでおく。

(i) 障害物の除去及び応急復旧

町内の重機を保有する事業所は、発災後速やかに自発的に事業所周辺の道路の障害物の除去や応急復旧に当たるように協定を結んでおく。

4 人員、物資の輸送順位

(1) 輸送第1段階

交通規制の地点においては、一般車両の被災地への進入を抑制するなど緊急通行車両を優先させ、輸送の強化を図る。

輸送の第1段階では特に次の輸送に配慮するものとする。

ア 人命の救助等に要する人員、物資

イ 応急対策に必要な人員、資材

(2) 輸送第2段階

人命の救助活動及び応急対策の進行状況等を勘案し、災害対策に必要な車両が通行できるよう措置を講じる。

ア 救援物資（食料、飲料水、衣服、寝具等）

イ 応急復旧等に必要な人員、物資

5 災害救助法による輸送計画

(1) 輸送の範囲

災害救助法による救助実施のための輸送の範囲は、次のとおりである。

種 類	内 容
被災者の避難	① 被災者自身避難させるための輸送 ② 被災者を誘導させるための人員、資材等の輸送
医療及び助産	① 重症患者で救護班で処理できない場合等の病院又は産院への輸送 ② 救護班に属する医師、助産師、看護師等の輸送 ③ 救護班が仮設する診療所等への入院又は通院のための輸送
被災者の救出	① 救出された被災者の輸送 ② 救出のための必要な人員、資材等の輸送
飲料水の供給	① 飲料水の輸送 ② 飲料水を確保するための必要な人員、ろ水器その他飲料水の供給に必要な機械、器具、資材等の輸送
生活必需品等の供給	① 被服、寝具その他の生活必需品の輸送 ② 学用品の輸送 ③ 炊き出し用食料品、調味料、燃料の輸送 ④ 衣料品、衛生材料及び義援物資の輸送
遺体の搜索	① 遺体の搜索に必要な人員及び資材等の輸送
遺体の処理 (埋葬を除く)	① 遺体の消毒、縫合、洗浄等の処置及び検案のための救護班員等人員の輸送並びに遺体の処理のための衛生材料等の輸送 ② 遺体発見現場から一時安置所までの移送その他移動に伴う遺体そのものの輸送及び遺体を移送するための人員の輸送

(注) 以上のほか、次の場合には県知事の承認を得て輸送を行うことができる。

- (1) 埋葬のための輸送
 - (2) 避難所開設のための人員、資材
 - (3) 応急仮設住宅、住宅応急修理のための人員
- (2) 輸送の期間
- 災害救助法による各救助の実施期間中。ただし、各種目ごとの救助の期間が県知事の承認により延長（特別基準）されたときは、その救護に伴う輸送の期間も自動的に延長される。
- (3) 輸送の費用の支払範囲
- 輸送の実費支払の範囲は、輸送費（運賃）、借上料、燃料費、消耗器材費及び修繕料とする。

第11 救援物資等の受入、集積、搬送、配分計画

1 基本方針

被災地において必要となる物資は時間の経過とともに変化するため、時宜や季節に応じた

物資が必要であることを踏まえ、不足又は過剰の物資について、全国に情報提供し、協力を求める。

援助物資の受入地は被災地外に設け、そこで仕分け等をした後、必要に応じて被災地域内へ搬送することとし、受入地での受入・仕分等の作業及び受入地から町内の集積場所までの搬送については県で対応し、当該集積場所からの作業については、町で対応する。

搬送には、陸空のルートを検討することとし、特にヘリコプターの利用のための条件整備を図る。

2 物資の受入、集積、配分

(1) 必要とする物資等の把握・情報提供

ア 町は、避難所等に不足している物資を、各避難所の責任者から報告を受け、備蓄品で対応できない物資又は自主調達できない物資の品目及び数量並びに把握した時間を県に連絡する。また、避難所等を巡回し、避難者のニーズを把握する。なお、避難所に届いた物資の品目及び数量を把握し、不足している物資の品目及び数量、過剰になっている物資の品目及び数量をとりまとめ、町内で調整の上、県に報告し、物資の有効活用を図る。

イ 避難所の責任者は、避難所内の自治組織を通じる等により、当該避難所の被災者が必要とする物資を把握し、町に連絡する。なお、町が指定している避難所以外に避難している被災者、あるいは自宅にいる被災者が必要とする物資については、平素から組織している地域組織によって把握し、避難所の責任者を通じて町に連絡する。

(2) 物資の受入体制等

ア 町は、プッシュ型支援も想定し、あらかじめ物資の受入拠点を指定しておく。また、その選定の際には、効率的な被災者支援の観点から、民間流通事業者の協力も視野に入れ、災害時の協力協定を締結するなど、そのノウハウの活用もあらかじめ検討しておく。なお、管内に受入場所が確保できない場合は、近隣非被災市町村に要請して、受入場所を確保する。指定された受入場所には職員を配置し、県から搬送された物資を保管し、避難所等からの要請により必要な物資を配送する。

イ 避難所等の住民は、物資の仕分け、避難所内での搬送を積極的に行うものとする。

(3) 輸送方法

ア 町

町は、道路・橋梁等の被害状況等に基づき、集積場所及び輸送ルートを設定し、県に図面等により報告する。なお、ヘリコプター臨時離着陸場の確保を図ることとし、その離着陸場の設置に当たっては、マニュアルに従い、安全面での支障がないようにする。集積場所から避難所への輸送については、県トラック協会等に協力を要請するとともに、公用車、バイク等の輸送手段の確保に努める。

イ 運送事業者である公共機関

運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、運送の要請等に対応できる

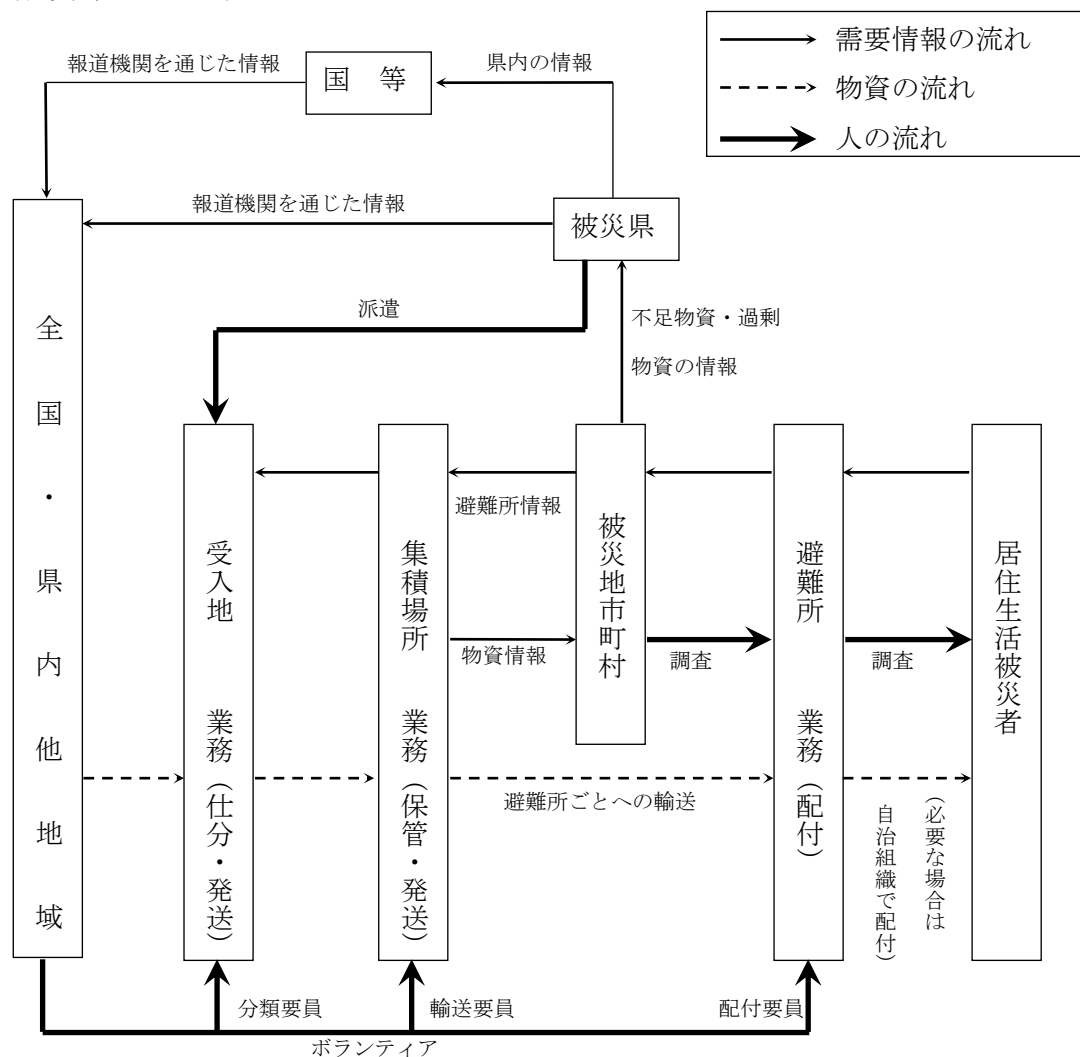
ように、防災業務計画において、物資等の緊急輸送に関する計画をあらかじめ定めておく。

運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、運送の要請等に対応できるように、防災業務計画等において、物資等の緊急輸送に関する計画をあらかじめ定めておく。

(4) 物資の配付方法

町は、避難所へ搬送された物資については、各避難所の維持管理責任者の指示により、各自治組織を通じて配付する。なお、配付に当たっては、要配慮者を優先する。また、自宅等避難所以外で避難生活を送っている被災者に対しては、広報車や地域組織を通じる等により、援助物資を避難所に取りに来るように情報伝達し、配付するとともに、避難所まで取りに来ることが困難な者に対しては、地域組織の協力を得る等の方法により届けるものとする。

〈物資等のルート〉



第12 ボランティアの受入、調整計画

1 基本方針

災害時には、平常時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えることが予想される。

そのため、ボランティア活動への期待が高まるが、その内容も発災直後には人命救助や負傷者の手当等、次段階では救援物資の仕分け、搬送、避難所や在宅の避難者に対する食事や飲料水の提供その他の生活支援、復興期には高齢者や障害者等の要配慮者に対する物心両面での支援というように、時間経過とともに変化していくことが予想される。

したがって、ボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、県、日本赤十字社岡山県支部及び県・町社会福祉協議会等と連携を保ちながら、ボランティア申出者の調整ができる体制を整備する。

2 対 策

(1) ボランティアの受入体制

町本部は、避難所等のボランティアニーズを把握し、町社会福祉協議会が設置するボランティア現地本部に情報の提供を行う。

県本部及び日赤岡山県支部との連携の下に生活支援、医療等の各分野のボランティアを所管する組織を統轄し、連絡調整を行う。

(2) ボランティアの支援組織の設置及び活動

県社会福祉協議会並びに町社会福祉協議会及び近隣市町村の社会福祉協議会は、高齢者、障害者等の要配慮者を中心とした被災者の生活支援のための一般ボランティア活動の円滑な実施を図るため、それぞれ災害ボランティアセンターを設置し、次の業務を行う。

ア 県災害ボランティアセンターの業務（県社会福祉協議会）

- (ア) ボランティアに関するニーズ（種類、人数等）について情報収集提供
- (イ) 広域的なボランティアの受付、指導、コーディネート等
- (ウ) 県内の他市町村社会福祉協議会及び他県の社会福祉協議会への協力要請等の連絡調整
- (エ) 県本部や町本部との連絡調整
- (オ) その他現地本部及び救援本部の活動の支援に関すること

イ 町災害ボランティアセンターの業務（町社会福祉協議会）

- (ア) 被災地のボランティアニーズの把握
- (イ) ボランティアの受付及び登録
- (ウ) ボランティアのコーディネート
- (エ) ボランティアに対する具体的活動内容の指示
- (オ) ボランティアリーダー及びボランティアの派遣
- (カ) ボランティア活動に必要な物資・活動拠点等の提供等
- (キ) ボランティアが不足する場合における必要な種類及び人数を示してのボランティア

県本部又は救援本部への派遣要請

(7) その他ボランティア活動の第一線の拠点としての活動

ウ 町災害ボランティアセンターが被災により機能を十分に果たせない場合、県災害ボランティアセンターと協議の上、近隣市町村の社会福祉協議会による災害ボランティアセンターを設置し、センターの機能の一部又は全部の業務を要請する。

(3) 専門分野のボランティア関係機関等

救出、消火、医療、看護、介護等の専門知識・技術を要するボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、それぞれ受入及び派遣に係る調整等を行う。

(4) ボランティアの健康に関する配慮

町、関係機関等は、それぞれのボランティアが自らの健康状態等を的確に判断し、無理のない範囲で活動するような環境づくりを行う。また、必要に応じ、医師、看護師等の派遣、救護所の設置、健康相談の実施等の措置を講じる。

第3節 民生安定活動

第1 要配慮者対策計画

1 基本方針

被災後は、すべての対策について、災害規模や状況に応じた要配慮者のための配慮を十分に行う。

町は、要配慮者の特性に応じた避難先を確保し、医療・福祉対策との連携の下での速やかな支援の実施を図る。また、避難生活の中でも、できる限り自立した生活を過ごすことのできるような支援をすることとする。

2 避難誘導・避難場所の管理等

(1) 要配慮者対応体制

町は、災害応急対策を行うに当たっては、要配慮者支援班を組織するものとし、町で対応が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

(2) 福祉避難所の開設

ア 町は、指定避難所に避難してきた者で、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮し、福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、あらかじめ指定している地域における身近な福祉避難所を開設するとともに、地域における拠点的な福祉避難所の施設管理者に開設を要請し、その設置情報を速やかに周知することにより、要配慮者の支援を迅速に実施する。

その際、相談に当たる介助員を配置すること等により、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるような要配慮者の支援体制の充実を図るとともに、これら福祉避難所で支援を行う専門的な人員の広域応援体制を構築することに努める。

また、地域における身近な福祉避難所については、福祉避難所担当職員を派遣し、避難所の管理運営に当たらせ、地域における拠点的な福祉避難所の設置及び管理に関しては、施設管理者に委託することになることから、町は、県と連携し、関係機関等との連絡調整、ボランティアの調整等を行う福祉避難所担当職員を配置する。

なお、福祉避難所の収容能力を超えるなど、町で対応が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

イ 社会福祉施設は、被災した社会福祉施設、町、県の要請に応じて、自らの施設入所者の処遇を確保しつつ、可能な限り被災した要配慮者を受け入れるものとする。

(3) 迅速な避難

ア 町は、消防機関、警察等と連携し、あらかじめ定めた避難計画に従って、地域住民が要配慮者とともに避難するよう配慮するものとする。また、社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等について、要配慮者の的確な状況の把握に努め、他の社会福祉施設や他市町村、県等との連携の下に、迅速な避難が行われるよう、当該施設等の管理者を指導する。

イ 社会福祉施設の管理者及び職員は、あらかじめ定めたマニュアルに基づき、入所者の避難を行う。避難に当たっては、できるだけ施設近隣住民の協力を求め、迅速な避難に努める。

地域住民は、地域の要配慮者の避難誘導について地域ぐるみで協力支援するものとする。

(4) 避難方法

ア 避難の勧告・指示の伝達

避難の勧告又は指示を行う場合、町は、情報の伝わりにくい高齢者、障害者、外国人等への伝達には、特に配慮する。

イ 避難誘導の方法

避難指示が出された場合、町は、美咲警察署、津山圏域消防組合、町消防団等の協力を得て、地域住民を避難場所等に誘導するが、この場合、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等を優先して避難誘導する。

ウ 移送の方法

自力で避難できない場合、又は避難途中危険がある場合、高齢者、障害者、乳幼児、傷病者等の避難に際しては、車両等による移送を配慮する。

(5) 避難後の対応

ア 町は、要配慮者を支援するため、あらかじめ定めたマニュアルに従い、次の措置をとる。

(ア) 地域社会の協力を得て、速やかに要配慮者の安否確認を行うとともに、それぞれが必要とする支援内容を把握する。

(イ) ボランティア等生活支援のための人材を確保し、必要に応じて派遣する。

(ロ) 障害の状況等に応じた情報提供等を迅速かつ的確に行う。

(エ) 特別な食料（柔らかい食品、粉ミルク等）を必要とする者に対し、その確保・提供を行う。

(カ) 避難所・居宅の必要資機材（車いす、障害者用トイレ、ベビーベッド、ほ乳びん等）を避難所又は居宅へ迅速に設置・提供する。

(キ) 避難所・居宅へ相談員を巡回させ、要配慮者の生活状況の確認、健康・生活相談等を行う。

(ク) 避難所又は在宅等の要配慮者のうち、福祉避難所や社会福祉施設、医療機関等への避難を要する者について、当該施設管理者への受入要請等、必要な措置をとる。

なお、健康状態の悪化等により、福祉避難所等での生活が困難となった要配慮者については、社会福祉施設・医療機関等への緊急入所・受診等により適切に対応する。

また、社会福祉施設からライフラインの復旧の要請があった場合、ライフライン事業者に対して優先的復旧の要請を行う。

イ 社会福祉施設は、不足する物資、マンパワーについて、他施設、町、県に応援を要請する。

ウ 避難住民は、避難所又は地域で要配慮者を支援しながら、ともに協力して生活するものとする。なお、避難所では、要配慮者の意欲保持のため、住民の一人として、何らかの役割を果たしてもらうよう配慮するものとする。

(6) 二次避難

避難所での生活が極めて困難な高齢者、障害者等については、あらかじめ協力・連携体制を確保している公的宿泊施設や公営住宅、社会福祉施設等への一時的な収容、移送など必要な配慮を行う。

町は、それぞれの要配慮者の状況に応じて、県内外の施設等へ受入れを要請するとともに、町で対応が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

社会福祉施設は、被災した社会福祉施設、町、県の要請に応じて、自らの施設入所者の処遇を確保しつつ、可能な限り被災した要配慮者を受け入れるものとする。

(7) 生活の場の確保

高齢者、障害者等にとって厳しい避難生活となるハンディキャップを少しでも取り除くため、生活の場として、次のような応急住宅の確保に努める。

ア 応急仮設住宅の建設・供与

応急仮設住宅の建設に当たっては、入居予定者の状況により、高齢者、障害者むけの仕様にも配慮する。

入居者の選考に当たっては、高齢者、障害者世帯等に配慮する。

イ 公営住宅・一般住宅の確保

設備の整った公営住宅や一般住宅は、高齢者、障害者等健康面で不安のあるものにあっては最も適した住居となることから、町は、その確保に努める。

ウ 公的宿泊施設の確保

公的宿泊施設は、施設設備が整っており、食事等についても確保されることから、高齢者、障害者等の一時収容先として確保に努める。

3 保健・福祉対策

(1) 実施体制の確保

震災等の災害時における保健・福祉関係業務としては、災害救助関連業務のほか、新たな要配慮者への対応等膨大な種類と量の業務が発生するとともに、応急仮設住宅における保健・福祉サービス等のように、災害発生後一定の期間を経て開始される業務が数多く存在することから、災害の規模、行政機能の状況等を踏まえながら業務実施体制を確保し、各段階におけるニーズに応じたサービスの提供等を行う。

災害救助業務等に並行して、時間経過に応じた組織と人員の投入等に留意し、保健・福祉に係る応急対策を実施する。

この場合、必要に応じ県又は他の市町村等への派遣を要請し、援護等の措置事務や相談業務が早急に講じられる体制を確保する。

(2) 保健対策

被災者にとっては、心身の健康の確保が特に重要であるので、保健師による次のような健康相談、精神保健活動等を実施する中で、高齢者、障害者等の健康管理に十分配慮する。

ア 保健師等による避難所、仮設住宅等の巡回健康・栄養指導

イ 保健所等におけるメンタルヘルスケア

ウ 訪問指導、訪問看護師等の在宅保健サービスの早期実施

(3) 福祉対策

被災後の生活においては、高齢者、障害者等のニーズも多岐にわたることが見込まれるので、他県等の応援職員、関係団体、ボランティア等の協力を得ながら、介護等の必要な高齢者、障害者等に対し、遅くとも1週間以内を目途に、組織的・継続的な福祉サービスを実施する。

ア 要配慮者の把握等

発災後なるべく早い時期に福祉関係職員、ホームヘルパーを中心としたパトロールチームを編成し、介護等の必要な高齢者、障害者、さらには家庭での保育や教育の困難となった児童等の実態把握調査を行うとともに、定期的な巡回活動によりニーズの把握や生活情報の提供、生活相談の受付等を行う。

この場合、社会福祉協議会が福祉の地域づくり運動を活用して行う要配慮者支援システムによる訪問、話相手、通院介助、外出の付き添い活動等の連携を図る。

イ 福祉サービスの提供

介護の必要な高齢者、障害者について、特別養護老人ホーム、障害者施設への緊急一時入所など、手続きの弾力的な運用による柔軟な対応を行う。

家庭での保育や教育が困難になった児童について、親族による受入れの可能性を探るとともに、保育園（所）や養護施設等への緊急受入れ、ホームステイや里親への委託等の保護を行う。また、児童等の心の不安を解消するため、児童相談所での相談活動を強化する。

関係団体等の協力を得ながら、仮設住宅や居宅で生活している高齢者、障害者等へのホームヘルプサービス、デイサービスなど、ニーズを踏まえた在宅福祉サービスを緊急に整備する。

ウ 情報の提供

災害に関する情報、医療、生活関連情報等が高齢者、障害者等に的確に伝わるよう、掲示板、パソコン、ファクシミリ等の活用、報道機関との協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等の利用など、情報伝達手段を確保する。

また、視覚障害者、聴覚障害者については、手話／点字通訳者、要約筆記者等の確保に配慮する。

エ 生活資金等の貸付

緊急の生活資金の必要な低所得者等の生活安定を図るため、生活福祉資金特例貸付（小口資金貸付制度）の実施について国に要請するとともに、貸付主体である社会福祉

協議会と連携した周知など、適切かつ速やかな対応を行う。

また、生活福祉資金の災害援護資金、母子福祉資金等の貸付支援措置を講じる。

(4) 社会福祉施設の対応

社会福祉施設は、公共的施設として、入所者の安全確保を図ることはもとより、避難施設としての機能を果たすことが求められる。

このため、被災社会福祉施設は、県、町等の協力を得つつ、早急に施設機能の回復を図るとともに、相互支援関係にある施設、ボランティア等との連携のもとに、高齢者、障害者等のための速やかな対応を行う。

ア 入所者等の安全確保

社会福祉施設の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、入所者を安全な場所等へ迅速・的確に避難させるとともに、入所者、職員等への安全を確認し、負傷者がある場合は、症状・負傷の程度に応じた応急手当又は必要に応じ医療機関への移送等を行う。

発災後直ちに、火元の点検、初期消火活動を実施するとともに、ガス漏れ、漏電、ボイラーの破損等二次災害の原因となるもの並びに給水、供电、給食等の施設設備の安全を確認する。

ライフラインの復旧について優先的な対応が行われるよう事業者へ要請するとともに、復旧までの間、水、食料等の生活必需品の確保に努める。

イ 要配慮者の受入れ

被災地の社会福祉施設は、入所者の処遇の継続を確保した後、可能な限り余裕スペースなどを活用してマンパワーの状況等を勘案しながら、介護等の必要な高齢者、障害者等の緊急一時受入れを行う。

なお、不足する生活必需品、マンパワー等については、その不足量を把握し、相互支援関係にある近隣施設又は県・町に対し、支援を要請する。町は、これらの社会福祉施設の対応を支援する。

被災地以外の地域の施設は、要請に基づき、入所者の処遇に支障をきたさない範囲内で、要配慮者の受入れに協力する。

第2 被災者に対する情報伝達広報計画

1 情報伝達体制

(1) 基本方針

地震が発生した場合には、住民に対し、速やかに正確な情報を提供することにより、無用な混乱を防止し、適切な判断による行動がとれるようにする必要がある。

また地震発生時には、被害の状況や被害応急対策、あるいは応急復旧等に関する情報について、町及び防災関係機関は迅速かつ的確に広報を行い、民心の安定と速やかな復旧を図る。また混乱が終息した後は、各防災関係機関は広報活動を行い、被災地域住民の動向と要望事項の把握に努める。

町及び県は、被災者等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等を明確化に努める。情報伝達については、新聞、ラジオ、テレビ、みさきネット等のマスコミを通じて、あるいは避難所への掲示、広報車、岡山情報ハイウェイを活用したインターネットホームページ、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

その際、障害者や外国人等の要配慮者、孤立する危険のある地域の避難者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等に配慮するものとする。

特に、避難所避難者への情報伝達等については、避難所の維持管理責任者を窓口にし、避難者の自治組織を通じる等により伝達等を行う。広報に当たっては、関係機関相互の連携を保ち、情報の混乱が生じないようにする。

(2) 対策

町及び県は、要配慮者をはじめ、情報が入手困難な被災者等に対し、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るとともに、居住地以外の市町村への被災者に対し、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の県及び市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

ア 被災者への情報伝達

被災者への情報伝達については、新聞、ラジオ、テレビ、みさきネット等のマスコミを通じて、あるいは避難所への掲示、広報車等により行う。

特に、避難所避難者への情報伝達等については、避難所の維持管理責任者を窓口にし、避難所の自治組織を通じるなどにより伝達等を行う。

広報に当たっては、関係機関相互の連携を保ち、情報の混乱が生じないようにする。

必要により、県に広報の要請をすることとし、県の場合と同様に広報事項等について事前に定めておくものとする。

なお、広報事項の主なものは、次のとおりである。

- (ア) 災害の発生状況
- (イ) 避難指示
- (ウ) 地域住民等のとるべき措置等の呼びかけ
- (エ) 災害応急対策の状況、復旧の見込み
- (オ) 道路状況、医療情報その他の生活情報
- (カ) その他必要事項

イ 避難所避難者への情報伝達

町は、効果的な手段による避難者への情報伝達と避難者の情報へのニーズの把握に努めるため、次の事項を内容としたマニュアルを作成しておく。

- (ア) 情報収集・伝達体制及び自治組織の関わり方
- (イ) 本部との連絡方法の確保

- (ウ) 本部等へ連絡すべき事項、連絡様式
 - (エ) 収集すべき避難者等の情報、収集・報告様式
 - (オ) 避難所内に伝達する情報の内容、周知・伝達方法（放送設備利用、掲示、自治組織を通じる等）及び必要な様式
 - (カ) その他必要事項
- ウ 避難者の安否確認への対応

町は、住民の安否情報を各避難所単位で収集し、町本部において一元的に管理して、専用窓口で一般住民等からの安否照会に対応する等、あらかじめその対応方法について定めておく。

なお、安否照会の対応には、業務に支障が出るのを避けるため、専用電話を設置するものとする。

2 報道機関への対応

(1) 基本方針

被災者等に正確な情報を速やかに伝達を行うために、報道機関の協力を得るものとする。また、救出活動に当たりサイレントタイムを設定する必要がある場合の対応方法について、報道機関と事前に協議しておく。

(2) 対策

ア 情報の提供及び報道の要請

(ア) 町本部は、次の情報を一元的に報道機関へ提供し、また必要な場合は報道することを要請する。

- a 地震被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報
- b 救助活動に関する情報
- c 交通施設等の復旧状況、医療情報などの生活関連情報
- d 被災者の安否確認に関する情報
- e その他関係情報

(イ) 情報提供・報道要請に当たっては、次の点に配慮する。

- a 関係各部は、関連する情報を収集整理して報道機関へ提供できるよう事前に、情報の種類、収集の方法、発表の様式等を定めておく。
- b 報道機関からの照会に対応できる体制を整備する。
- c 報道機関へ情報を提供する場合に、県等と連絡を取り合い、情報の錯綜を生じないようにする。

イ サイレントタイムの設定

町は、救出活動に当たり、生存者の発見を効率的に行うため必要が生じた場合に、救出活動に直接関係ないヘリコプターの運行等を一定時間規制する、サイレントタイムの設定に関するマニュアルを、県の示した指針に沿って作成する。

第3 風評・パニック防止対策計画

1 基本方針

町は、風評の発生防止対策及び解消対策を実施する。

2 対 策

(1) 発生防止対策

ア 町は、被災地及び避難所等への定時的な貼紙又は車両巡回による広報手段により、情報の均一化を図る。

イ 報道機関の協力を得て情報の周知に努める。

(2) 風評解消対策

風評情報を入手したときは、その時点の状況に応じた広報手段により、速やかに適切な措置を行う。

第4 食料供給、炊き出し計画

1 基本方針

被災地の被災状況や被災者のニーズ等を迅速に把握し、事前に定めたマニュアルにより円滑な食料供給を行う。

食料の迅速かつ的確な確保・供給を図るため、事前に定めた調達・配分計画及びその手続きに関するマニュアルに基づいた確保・供給を行う。なお、その際には、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差違にも十分配慮するものとする。

また、食料以外の緊急物資の供給体制との連携を十分図るものとする。

災害により、食料を確保することが困難となり、日常の食事に支障を生じ又は支障を生じるおそれがある場合は、一時的に被災者の食生活を保護するため、米穀等の応急供給及び炊き出し等を実施する必要があるので、その方法について定める。

2 実施内容

(1) 緊急食料等の調達

町は、事前に策定している計画及びマニュアルに基づき、被災者の食料の供給のために必要な緊急食料等の調達を次により行う。

ア 被災者に対して供給する食料、食材等の品目、量の決定と供給

イ 備蓄、食品加工業者、外食産業等からの調達及び供給の実施

ウ 炊き出しに必要な場所（調理施設・避難場所等）の確保及び整備

エ 炊き出しに必要な責任者、実施人員の決定・確保

オ 必要に応じ、県への食料、食材、資材等の調整の要請

カ 町援助食料集積地を指定し、責任者等受入体制を確立

キ 供給ルート、運送体制の確立

ク 避難所毎の被災者、自治組織等受入体制の確立

ケ 被災者への食料の供給方法（配分・場所・協力体制等）の広報の実施

コ ボランティアによる炊き出しの調整

(2) 実施場所

炊き出しの実施は、避難所（食事をする場所）に近い適当な場所において実施する。

(3) 炊き出し方法

炊き出しは、町が奉仕団体等の協力により、学校の給食施設等の既存の施設を利用して行う。

なお、炊き出し場所には、町職員等責任者が立ち会い、その実施に関して指導するとともに、必要事項を記録する。

(4) 物資の確保

ア 町は、炊き出し、その他の食品給与のため必要な原材料、燃料等を確保するとともに、被害の状況により乾パン等を、次により確保する。

○米穀

事前に登録小売業者と協議し、登録小売業者の流通在庫から確保する。

登録小売業者の流通在庫から確保できないときは、県に確保を要請する。

○乾パン

県に、引き渡し場所を指定し、確保を要請する。

イ 町が米穀を、米穀類販売業者から買い受ける場合で、緊急を要するときは、県本部に連絡し、管内又は直近の米穀類販売業者から購入する。

〈県本部への連絡事項〉

(ア) 災害地区名

(イ) 給食人員及び必要な応急米の概数

なお、事後において別に定める災害用応急米購入報告書を県本部へ提出する。

ウ 町は、上記による方法で米穀を確保することが困難な場合で、直接知事の指示を受けることができないときには、農林水産省本省に緊急売却の要請を行い、政府米を確保することができる。

(5) 応援の要請

町において、炊き出し等食品の給与ができないときは、次の事項を示して県本部に応援等の要請をする。

ただし、緊急を要するときは、直接隣接市町に応援等の要請をする。

応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

ア 炊き出しの実施

所要食数（人数）、炊き出し期間、炊き出し品、送付先、その他

イ 物資の確保

所要物資の種別、数量、物資の送付先及び期日、その他

(6) 食品衛生

町本部、炊き出しに当たっては常に食品の衛生に心がけ、特に次の点に留意する。

ア 炊き出し施設は、学校等の給食施設又は公民館、老人憩いの家等の既存施設を利用するほか、これが得難い場合は、湿地、排水の悪い場所、じんあい、汚物処理場等から遠ざかった場所を選定して設ける。

イ 炊き出し場所には、手洗い消毒設備及び器具類の消毒ができる設備を設ける。

3 災害救助法の実施基準

(1) 対象者

ア 炊き出し

(ア) 避難所に収容された者

(イ) 住家の被害が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等のため炊事できない者

(ロ) 旅行者、一般家庭の来訪者、汽車の旅客等で食料品の持ち合わせがなく調達できない者（ＪＲ又はそれぞれの会社において必要な救済措置を講ずる場合は対象としない。）

イ 食品給与の対象者

床上浸水以上の被害を受け、一時縁故地等へ避難しようとする被災者で食料品を喪失し、その持ち合わせのない者

(2) 食料品給与の費用及び期間

炊き出しその他による食品の給与の費用は、県災害救助法施行細則による。

また、その給与期間は、災害発生の日から７日間以内とする。ただし、災害の日から７日を超えてもなお食品の給与が必要なときは、町長は、県知事に対し期間の延長を申請するものとする。

(3) 費用の種別、内容

ア 主食費

イ 副食費

調味料を含む。

ウ 燃料費

第5 飲料水の供給計画

1 基本方針

町は、独自に給水計画を樹立し、住民の飲料水の確保を図るように努め、最低必要量（供給を要する人数×約３ℓ）の水を確保できないときは、県に速やかに応援を要請するものとする。

2 対 策

町は、町防災計画及びあらかじめ定められたマニュアルに従い、飲料水の確保が困難な地域において臨時給水所を設置し、給水車等により応急給水を行うとともに、住民に対して給水場所や給水時間等について広報する。

この場合において、給水に当たって医療機関から要請があったときは、優先的な給水に配慮する。

また、自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、保健所と協力し、衛生上の注意を広報する。

地震発生後、約8日を目途に仮設共用栓等を設置し、最低の生活に必要な水を供給するよう努める。その場合の供給水量は1人1日20ℓ程度を目標とする。

住民は、地震発生後3日間程度は、貯えた水等をもってそれぞれ飲料水を確保するよう努めることとし、飲料水が確保できない場合は町の応急給水により確保する。また、地域内の井戸・湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合においては、特に衛生上の注意を払う。さらに、町の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬・配分を行う。

(1) 給水方法

ア 消防団等による給水

災害のため、飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲料水を得ることができない地区に居住している者に対して、消防団、婦人会、自治会長協議会、その他奉仕団の協力により行う。

イ ろ水器による給水

自衛隊、津山圏域消防組合、その他関係機関に依頼し、湖沼水、河川水又は汚染度の少ない井戸水等をろ過し、あるいは化学的処理を加えて給水を行う。

ウ 搬送、給水

被害を受けていない水源地又は上水道から取水し、給水車等で搬送のうえ給水する。

(2) 災害時における供給水量の基準

給 水 条 件	給水基準量	備 考
① 災害救助法による飲料水の供給	1人1日当たり3ℓ	飲料水のみ
② 給水は困難であるが搬送給水ができる場合	1人1日当たり14ℓ	飲料水、雑用水（洗面食器洗い）
③ 給水できる状態であるが、現地で雑用水が確保できない場合	1人1日当たり21ℓ	飲料水、雑用水（洗面食器洗い）、洗濯用
④ 上記③の場合が比較的長期にわたるときは必要の都度	1人1日当たり35ℓ	飲料水、雑用水（洗面食器洗い）、洗濯用、入浴用

(3) 応援の要請

町のみで飲料水の供給を実施することができないときは、日本水道協会岡山県支部相互応援対策要綱等に基づき近隣市町村等に支援要請を行うとともに、県に次の事項を示して調達斡旋を要請する。

応援の要請は、次の事項を明示して行うものとする。

- ア 給水を必要とする人員
- イ 給水を必要とする期間及び給水量
- ウ 給水する場所
- エ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
- オ 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数

第6 生活必需品等調達供給計画

1 基本方針

町は、特定の生活必需品について確保し、供与する。なお、その際には被災地の実情や男女のニーズの差違にも十分配慮する。

2 対 策

(1) 実施機関

災害援助法を適用するに至らない災害における被災者に対する衣料品等生活必需物資の供給実施は、町が行う。ただし、町で物資の確保ができないときは、県本部へ物資の確保及び輸送を要請するなど、災害時において被災者への生活必需品の給（貸）与の必要があると認めたときは、次により生活必需品を給（貸）与する。

- ア 町の備蓄品の放出
- イ 生活必需品取扱業者等との協定等に基づく調達
- ウ 県への応援要請

(2) 住民等

住民等は、各自の備蓄品、非常持出品又は調達により対応できる場合は、当該必需品で対応し、備蓄品、非常持出品又は調達により対応できない場合は、町に給（貸）与を申請する。なお、その際においては、できるだけ各自の備蓄品等を相互に融通し合って対処するよう努めるものとする。

(3) 災害救助法による基準

ア 対象者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

イ 対象品目

被害の実情に応じて、次の品目の範囲内において現物をもって行う。

- (ア) 被服、寝具及び身の回り品
- (イ) 日用品
- (ウ) 炊事用具及び食器

(エ) 光熱材料

第7 遺体の搜索・検視・処理・埋葬計画

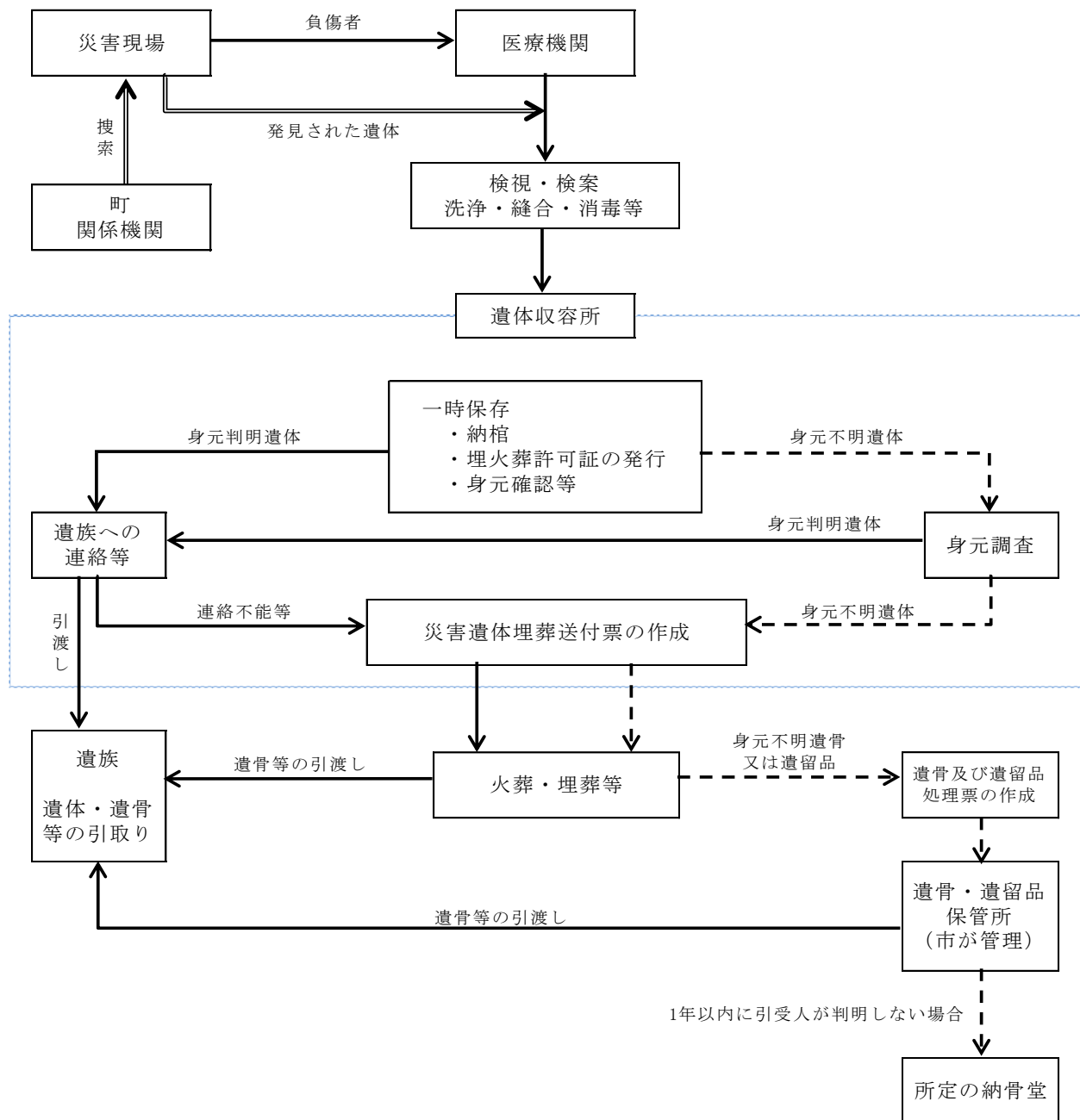
1 基本方針

災害により行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況から判断してすでに死亡していると推定される者を早急に収容することは、人道上、人心の安定上必要であるので、搜索収容し、検視、身元確認、処理、埋葬等を実施する。

町は、町防災計画に基づき、次の事項について対応マニュアルを策定する。

- (1) 遺体搜索体制の確立、必要機器の確保
- (2) 遺体安置場所の確保体制
- (3) 他市町村等及び県の協力による埋葬（火葬）
- (4) 柩、骨つぼ、ドライアイス等の確保体制

■遺体発見から引渡しまでの流れ



2 災害救助法による実施基準

(1) 搜索

ア 対象

搜索は、行方不明の状態にある者で周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。

なお、この搜索は、死亡者の居住地、住家の状況及び死亡の原因等に関係なく、その者の被災場所が対象となるものである。

イ 方法

県知事の委任を受けた町長が、美咲警察署、津山圏域消防組合及びその他の機関の協力を得て行う。

また、独力では対応できないときは、遺体搜索等の実施及び実施のための要員・資機材等について、県又は他市町村に応援を要請する。要請に当たっては、次の事項を示すものとする。

- (ア) 遺体搜索、遺体処理、埋葬の別とそれぞれの対象人数
- (イ) 搜索地域
- (ウ) 埋葬施設の使用の可否
- (エ) 必要な輸送車両の数
- (オ) 遺体処理に必要な資機材の品目別数量

ウ 搜索期間

災害の発生した日から10日以内とする。ただし、この期間内の搜索が困難と認められるときは、町長は、県知事に対し、期間の延長の申請を行うことができる。

エ 費用の範囲

- (ア) 借上費又は購入費

舟艇その他搜索のために必要な機械器具の借上費又は購入費で、直接搜索作業に使用したものに限る。

- (イ) 修繕費

搜索のために使用した機械器具の修繕費

- (ウ) 燃料費

機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代、搜索作業を行う場合の照明用灯油代

- (2) 遺体の検視（見分）及び処理

ア 遺体処理を行う場合

災害の際に死亡した者について、その遺族等が遺体識別等のための洗浄、縫合、消毒の処置、遺体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合に、応急救助としてこれらの処置を実施する。

イ 遺体処理の内容

- (ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

災害のためほとんど原形をとどめない遺体及び泥土、汚物等が付着した遺体については識別が困難なためこれらを行う。

- (イ) 遺体の一時保存

遺体の身元識別のための相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合等においては、遺体を避難所として使用されている施設を除き、

適当な場所（寺院等の施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）に集めて埋葬等の処置をするまでの間一時安置する。なお、迅速に対応するため、捜索・処理体制、資機材（柩、骨つぼ、ドライアイスを含む。）の確保方法について、事前に計画をたてておく。

(ウ) 検案

- ・遺体についてその死因その他の医学的検査を行う。
- ・検案は、遺体の処理として行う場合は、救護班によって処理することを原則とする。
- ・救護班によって検案を行ういとまがないときは、一般開業の医師によることができる。
- ・検案書の作成は、この計画による遺体の処理の対象としない。

ウ 遺体処理期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、期間内において遺体の処理を打ち切ることができないときは、町長は、県本部に期間の延長を申請する。

エ 費用の範囲

県災害救助法施行細則の定めるところによる。

- (ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用
- (イ) 遺体の一時保存のための費用
- (ウ) 検案に要する費用

通常の場合は、救護班により実施するので費用は支出しない。一般開業医によって行われた場合は、当該地域の慣行料金 x の額以内とする。

(3) 災害救助法適用地域の遺体が同法の適用されない地域に漂着した場合の遺体の処理

適用地域が社会的混乱のため遺体の引き取りができない場合に限り、次の処置を講じる。

ア 遺体の身元が判明しているとき

県内の他の市町村に漂着した場合は、当該市町村は県知事の補助機関として遺体処理を実施するものとし、その費用は県が負担する。

他の県内の市町村に漂着した場合は、漂着地の市町村において処理し、その費用については災害救助法第35条の規定により求償を受ける。

イ 遺体の身元が判明していないとき

遺体の身元が判明していない場合であっても、遺体が被災地から漂着したものであると推定できる場合は、上記と同様に取扱う。

身元が判明せず、かつ被災地から漂着したものであるとの推定ができない場合は、漂着地の市町村長が「行旅病人及び死亡人取扱法」の規定により処理する。

(4) 火葬場の確保

町は、管内の火葬場の処理能力を調査しておくとともに、災害発生時（応援を含む。）の職員招集体制、勤務時間延長等の特別対応対策について、事前に計画を立てておくものとする。

(5) 遺体の搬送方法の確保

町は、事前に搬送用車両の確保方法について計画を立てておくとともに、町内の火葬場

の最寄りのヘリポート予定場所について把握しておくものとする。

(6) 遺体の埋葬

ア 埋葬を行う場合

災害の際死亡した者に対して、次の場合に、遺体の応急的な埋葬を実施する。

- (ア) 災害の混乱時に死亡した者（災害発生前に死亡した者で葬祭が終わっていないものを含む。）
- (イ) 災害のため次のような理由で埋葬を行うことが困難な場合
 - ・緊急に避難を要するため時間的、労働的に埋葬を行うことが困難であるとき。
 - ・墓地又は火葬場が浸水又は流失し、個人の力では埋葬を行うことが困難であるとき。
 - ・経済的機構の一時的混乱のため棺、骨つぼ等が入手できないとき。
 - ・埋葬すべき遺族がいないか、又はいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難であるとき。

イ 埋葬の方法

埋葬は町が現物支給をすることを原則とし、棺、骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨の役務の提供をする。

なお、埋葬に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (ア) 事故等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後埋葬する。
- (イ) 身元不明の遺体については、警察機関と連絡し、その調査に当たるとともに、埋葬する。
- (ウ) 身元不明の遺体の取扱については、遺品の保管、遺体の撮影及び性別、容ぼう、特徴等を記録する。
- (エ) 遺留品は、納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第、縁故者に引き渡すものとする。

ウ 埋葬の実施期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、期間内において実施を打ち切ることができないときは、町長は、県知事に対し期間の延長を申請することができる。

エ 費用の範囲及び限度

(ア) 範囲

棺、骨つぼ及び火葬又は土葬の価格はその地方の通常の際の市価による実費。なお、埋葬の際の人夫賃及び輸送費は、原則としてこの経費に含み、埋葬の際の供花代、読経代、酒代はこの経費の対象としない。

(イ) 限度

県災害救助法施行細則による。なお、大人、子人の別は満12歳に達した者から大人として扱う。

第8 ごみ・し尿処理計画

1 基本方針

震災時における適正処理体制の確保のため、市町村（一部事務組合）間のごみ、し尿等の収集・運搬・処分における応援協力体制を整備しておく。

また、ごみ・し尿処理の関連業界、仮設トイレ等を扱うリース業界等の関連業界の協力を得て、迅速に収集・運搬・処分できる体制の整備に努める。

清掃の実施は、町長が町を管轄する保健所の協力を得て実施する。被災が甚大で町で実施できないときは、県関係地方機関に連絡する。

県関係地方機関は、隣接市町からの応援を求めるために必要な措置を講ずる。

2 対 策

(1) 清掃組織

町は、必要に応じて周辺市町村等へ人員及び機材の応援を求めるとともに県に対し、その調整を要請する。また、あらかじめ民間の清掃及びし尿処理関連業界、仮設トイレ等を扱うリース業界等の関連業界に対して、震災時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておく。

ごみ処理班（1班）					し尿処理班（1班）		
運搬車 （トラック） （台）	作業員 （人）	所要器具		1日処理 戸数 （戸）	運搬車 1.8t	作業員 （人）	1日処理 戸数 （戸）
		器具名	数 量				
1	8～10	スコップ トビロ 手ミ	作業員 相応	20	1車	3	30

(2) 清掃対象

ア ごみ処理

食物等の残廃物を優先的に収集し、収集したごみは、焼却炉において処理する。
なお、道路、河川のごみ等は、それぞれの管理者が処理する。

イ し尿処理

し尿の処理については、次の方法により行うものとする。

- (ア) し尿の汲み取りは、し尿運搬車により収集し、し尿処理場に搬出処理すること。
- (イ) し尿の処理は、廃棄物処理法施行令に定める基準に従って行うものとする。
- (ウ) し尿処理に当たっては、し尿汲取業者と事前に協議して協力を得ること。

ウ 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の死体処理は、死亡獣畜取扱場で処分する。死亡獣畜取扱場で処分することが困難な場合は、環境衛生上支障のない場所に町長の許可を受けて処理する。

エ 埋葬遺体の処理

墓地の流失等により漂流した埋葬遺体の処理は、漂着地市町村が「第7 遺体の捜索・処理・埋葬計画」に定めるところに準じて処理するものとする。

(3) 避難所等被災地におけるごみ処理等

町は、必要に応じて周辺市町村等へ受入れ・処理について、応援を求めるとともに県に対し、その調整を要請する。また、速やかに臨時のゴミステーション及び収集日時を定め、また、避難所内のごみの仮置場を定めて、住民及び避難者に周知するとともに、臨時のゴミステーションや仮置場に集められたごみをできるだけ速やかに回収し、あらかじめ選定した処理場へ搬入し、処理を行うものとする。さらに、避難者等の協力を得て、仮置場のごみの整理や飛散・流出の防止等の管理を行う。

トイレが災害により使用不能となった場合は、民間のリース業者等の協力を得て、共同の仮設トイレを設ける等の措置を講じるとともに、避難所等から排出されたし尿の収集・処理を優先的に行うものとする。なお、仮設トイレの設置に当たっては、要配慮者にも配慮するとともに、管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を促進する。

住民は、町が実施するごみ及びし尿処理業務に自発的に協力し、避難所生活に支障が生じないように努めるものとする。

第9 災害廃棄物処理計画

1 基本方針

迅速な廃棄物処理を行い、被災地の環境保全と早急な復旧活動に資するため、県及び町においては、①県内の受け入れ可能な廃棄物処理施設の拡大、②他県との受入れ支援体制の構築、③リサイクル施設の整備、④一時的仮置場の確保などに努める。

町は、災害により住居又はその周辺に運ばれた土石、材木等で日常生活に著しい障害を受けている者に対して、これを除去し、災害の拡大防止と交通路の確保を図るために実施する。

2 実施機関

障害物除去の実施は、町が直接又は建設業者、土木業者に請け負わせて実施する。町において実施できないときは、県関係機関及び隣接市町に応援を要請する。

3 災害救助法による実施基準

(1) 対象者

除去の対象者となるものは、次の各条件を具備したものとする。

ア 住居が半壊（焼）又は床上浸水の被害を受け、土石、竹木等が住家又はその周辺に運ばれ、日常生活に著しい障害を来していること。

イ 居間、炊事場、トイレ等日常生活に欠くことのできない場所に運ばれた障害物に限られること。

ウ 自らの資力を持ってしては障害物の除去ができない者

(2) 障害物除去戸数

町域において災害救助法を適用された場合は、半壊（焼）戸数及び床上浸水戸数の15%相当戸数以内とする。ただし、やむを得ない事情により15%を超えて実施する必要があるときは、県知事は、市町村相互間の障害物除去の融通を行うことができる。

(3) 対象世帯の実施順位

障害物の除去実施を要すると認めたときは、町は、地区民生委員その他関係者の意見を聴き、調査書を作成し、これに基づき対象世帯及び実施順位を町長が決定する。

(4) 障害物除去の期間

障害物を除去する期間は、災害発生の日から原則として15日以内とする。

(5) 費用

県災害救助法施行細則による。

(6) その他の障害物の除去

ア 汚物

一般的には、廃棄物処理法の規程により実施されるものであるが、汚物が生活上著しい障害となっている場合は、災害救助法による救助として除去することができる。

イ 河川道路上の障害物

河川又は道路の管理者が除去しなければならない。道路上に障害物がある場合であっても、このため家屋に出入りがまったくできない状況にある場合（例えば、その家屋の周囲が泥土で埋まった場合）は、災害救助法による救助として実施することができる。

4 施設の整備等

町は、廃棄物処理施設の設備に被害が生じた場合は、適正な維持管理が難しくなり、ひいては周囲の環境へも影響を及ぼすため、日常から施設の管理を十分に行う。

町は、施設の被害状況を迅速に把握し、応急復旧を図るとともに、県に報告し、ごみ収集作業に影響を与える場合は、期間を定めて他の処理施設へ処理を依頼する等の方策を立て、効果的な処理を行う。

5 廃棄物の処理

(1) 被災建築物等の解体及び廃棄物の処理については、アスベスト等の飛散防止を図りながら、原則として、公共的施設については各施設管理者が、個人被災建築物については各所有者が行う。ただし、個人被災建築物については、所有者が被災するなどにより自力での解体、処理が困難な場合を想定し、町においてその被災程度及び被災者の処理能力等を勘案した支援策を講じるよう努める。

(2) 町は、適切な分別、種類別の処理方法、仮置場、最終処分地の確保といった災害廃棄物処理に関する総合的な計画の策定に努める。なお、処理の進捗状況を踏まえ、災害廃棄物の破碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を行う。

- (3) 町は、災害廃棄物についても対応可能となるよう各種廃棄物処分施設の建設の促進に努めるとともに、廃棄物の減量化、再生利用の推進を図るため、リサイクル施設の整備についても検討する。

6 関係業界との協力

災害廃棄物の処理、処分は災害復旧のために可及的速やかに行わなければならないことから、解体、収集、運搬、中間処理、最終処分の各段階において関係業者の協力が不可欠である。そのため、(一社)岡山県産業廃棄物協会や(一社)岡山県建設業協会等の団体と人員、資材等の確保に関し迅速かつ積極的な協力が得られるよう連携を強化するとともに、災害廃棄物のリサイクルなどの処理技術の向上を図る。

第10 防疫及び保健衛生計画

1 防 疫

(1) 基本方針

災害発生時における防疫措置は、感染症の発生の未然防止に万全を期するために、臨時に多数の避難者を収容し衛生状態が悪化し、感染症発生の原因になる可能性の高い避難所をはじめとして、的確かつ迅速に実施することとする。また、このために必要な資機材、人員の確保に努める。

(2) 実施機関

町域の災害における防疫は、町長が実施する。ただし、被害が甚大で、実施が不可能な又は困難なときは、他の市町村又は県本部に応援を要請する。

(3) 防疫活動組織

町は、被災地の防疫活動を迅速に実施するため、おおむね次の基準により、検病調査班及び防疫班を編成し防疫対策を実施する。

(注) 実情により、検査調査班は、防疫班の組織に含めて編成することができる。

班 名	編 成 基 準
検病調査班	医師 1 人、保健師又は看護師 1 人、助手 1 人
防 疫 班	衛生技術者 1 人、事務職員 1 人、作業員 3 人

(4) 防疫活動基準

ア 検病調査班活動基準

(ア) 被害状況により被災地の検病の実施

- ・滞水地域 週 1 回以上
- ・集団避難所 できる限り多くの回数

(イ) 被災地の全井戸について検水の実施

(ウ) 感染症患者の隔離

- (エ) 災害の状況及び感染症発生状況により、種類、対象、期間を定めて予防接種の実施
- イ 防疫班活動基準

- (ア) 防疫用資機材を確保し、関係機関等の協力を得て、便槽・家屋等の消毒等の実施
- (イ) 県知事が感染症予防のため水道等の使用を停止した場合は、飲料水等生活に必要な水を非被災水道事業者等から確保し、供給する。家庭用水の停止期間中の家庭用水の供給
- (ウ) 井戸の消毒の実施
- (エ) 感染症を媒介するねずみ、昆虫等を駆除するため、ごみ捨て場所等に殺虫剤・殺そ剤を散有するなど、地域、期間を定めて実施
- (オ) 被災地域の清掃の実施

ウ 応援要請

次の場合には、県に対して必要に応じて応援を要請する。

- (ア) 臨時予防接種の実施に当たり、対象者の把握、対象者への連絡等をする必要がある場合
- (イ) 自ら防疫活動を実施することが困難であり、必要な人員及び資機材の応援を必要とする場合

(5) 避難所等の防疫措置

- ア 避難所の簡易トイレ等の清潔方法、消毒方法の実施
- イ 避難者に対する検病調査の実施
- ウ 給食従事者に対する健康診断の実施
- エ 配膳時の衛生保持、残廃物等の衛生的処理の指導
- オ 飲料水等の水質検査の実施指導
- カ 避難所内における衛生に関する自治組織編成の指導

(6) 患者に対する措置

- ア 感染症患者若しくは保菌者の隔離収容
- イ 感染症又は隔離病舎に収容困難な場合における臨時隔離施設の設置

2 健康管理

(1) 基本方針

本町が被災した場合、町の保健衛生機能だけでは不十分と考えられるので、県及び関係機関等との連携強化を図る必要がある。

(2) 対策

町は、被災住民の健康管理を行えるシステムをできるだけ早期に確立することとし、独自での対応が困難な場合は、県に対して要員派遣等の応援を求める。また、県の求めに応じて被災地への保健スタッフの派遣について協力する。

第11 文教対策計画

1 基本方針

地震災害により通常の実施を行うことができなくなった場合は、早急に教育施設の確保を図る等、応急対策を実施し、就学に支障をきたさないよう措置する。

また、他自治体への児童生徒等の疎開については、疎開先の教育委員会等に弾力的な受入れを依頼するとともに、受入れに関する情報、手続き等について学校から直接保護者等に情報を提供する等、災害時の情報提供体制を整備し、周知を図る。

なお、私立学校においては、本計画に準じ、それぞれ必要な対策を講じるものとする。

学校の再開は、避難所となっている学校では避難者の生活に配慮しつつ、適切な時期に学校教育を再開する。

2 学校等の管理・運営

- (1) 学校長、幼稚園長及び保育園長（以下「校長等」という。）は、学校等の措置について、迅速かつ適切な対応を図るため、教職員等の任務分担及び相互の連携等について、組織の整備を図る。
- (2) 災害が発生した場合、校長等は災害の規模、児童生徒等、教職員及び施設設備の状況を速やかに調査把握し、遅滞なく教育委員会に報告する。
- (3) 校長等は、学校等が避難所の開設等災害応急対策施設として使用される場合は協力し、教職員の配置等必要な措置をとる。

3 児童生徒等の安全措置

(1) 休校措置

ア 在校時の発災の場合

- (ア) 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ休校措置をとる。
- (イ) 児童生徒等を帰宅させる場合は、注意事項について周知徹底させるとともに、教職員が地区別に付き添うなどの安全措置をとる。
- (ウ) 保護者に対して休校措置を連絡する。

イ 在校時外の発災の場合

在校時外に休校措置を決定した場合は、広報を行うとともに、電話等確実な方法で児童生徒等に連絡する。

(2) 避難措置

校長等は、学校施設が被災し、又はそのおそれがある場合、児童生徒等を町が指定する避難所に避難させるものとする。この場合、校長等は、町にその旨報告する。

4 応急教育の実施

(1) 学校等施設の確保

ア 学校等施設が使用可能な場合

被災建物は、構造上の安全を確認し、火災以外の被災建物については、応急修理の上、使用することとするが、この場合水平力及び積載加重に対し、安全の確認を行うものとする。

イ 学校（園）施設が使用不可能な場合

- (ア) 被災校（園）舎が応急修理のため一時的に使用不能の場合、又は1週間以上にわたり授業ができない見込みの場合は、無災害又は被災僅少の地域の学校（園）施設、公民館等の公共施設、その他民有施設を借り上げて臨時校（園）舎を開設する。
- (イ) この場合、校長等は児童生徒等の安全と教育的配慮を行った上で、臨時校（園）舎の予定場所を事前に調査し、応急使用、応急整備の可否等について施設の設置者と交渉し、教育委員会に報告する。
- (ウ) 被災地域が広範囲にわたり、児童生徒等の通学可能地域内に臨時校（園）舎が借用できないときは、県教育委員会に対して通学区域外に臨時校（園）舎及び教員、児童生徒の寄宿舍等を確保するよう要請する。
- (エ) 教育設備の破損、滅失については、早急に修理、補充する必要があるが、修理、補充の不可能な場合には、無災害又は被害僅少の学校設備を一時的に借用し、使用することとする。

(2) 教職員の確保

教育委員会は、教職員の多数が被災し、応急教育の実施に支障がある場合には、県教育委員会に教員の配属について要請するものとする。

(3) 応急教育の実施

校長等は、施設等の確保状況に応じ次の方法等を考慮して、応急教育を実施する。

ア 自宅学習

学校等施設の被災直後の混乱期で、必要と認める場合は、期間を限って自宅学習とする。

イ 学級合併授業又は二部授業

校舎の一部が使用不能な場合は、使用可能な教室、屋内体操場等を利用して学級合併授業又は二部授業等の方法により実施する。

ウ 疎開

通学可能な地域内に臨時校舎を借用できない場合は、通学区域外に臨時校舎及び教員、児童生徒の寄宿舍等を確保する。

(4) 心のケアの実施

町は、県と連携し、被災児童生徒の心の傷への対策として、心のケアを実施することとし、教職員への研修、精神科医、臨床心理士等による巡回相談を行う。

また、校長等は、児童生徒等や保護者を対象とした相談活動を行う。

5 学用品の給与

(1) 給与品目

教科書及び教材、文房具、通学用品

(2) 給与対象者

住家の全焼、全壊、流失、半壊又は床上浸水の被害を受けた世帯の児童生徒等で、教科書、学用品を滅失又はき損した者

(3) 学用品の給与に係る費用、期間等の措置方法

災害救助法が適用された場合は、県災害救助法施行細則により実施する。

6 学校給食に関する措置

学校給食は、可能な限り継続実施する。ただし、次の事情が発生した場合は一時中止するが、この場合、再開に当たっては衛生管理に十分注意するものとする。

(1) 学校給食施設が災害救助のため使用された場合

(2) 給食施設が被害を受け、給食の実施が不可能となり、応急復旧が完了するまでの期間

(3) 感染症が発生し、又は発生危険がある場合

(4) 給食物資の調達が困難となった場合

(5) その他給食の実施が外的事情により不可能な場合、又は給食の実施が適当でないと認められる場合

7 疎開児童生徒等への対応

校長等は、避難所に告示板等を設けて、又は教職員を通じて直接保護者に他府県の対応等の情報及び手続きの方法を知らせる。

8 学校の再開

(1) 町は、学校の再開に向けて、施設の診断及び他施設との調整を行う。

(2) 災害時における避難所間の情報提供システムを有効に活用する等により、被災地域内の保護者へ連絡する。

また、他府県等に疎開中の児童生徒への周知については、災害対策本部を通じ報道機関に依頼するとともに、教育情報の窓口を定め、問い合わせに集中的に対応する。

(3) 校長は、授業再開までに、通学路の安全の確認等を行う。

また、教職員や保護者等との連絡体制を整備しておき、再開の周知連絡を行う。

9 社会教育施設の保護

滅失の場合を除き補強修理を行い、被災を最小限度にとどめるものとする。また、被災社会教育施設を緊急避難所として一時的に使用する場合は又は利用者に開放する場合には、学校等施設の応急修理に準じて修理を行い、構造上の安全確認の上、使用するものとする。

10 文化財

(1) 国指定の文化財

文化財が滅失、き損した場合は、当該文化財の管理者は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により、県教育委員会を経由して文化庁に届け出る。

(2) 県指定の文化財

岡山県文化財保護条例（昭和50年岡山県条例第64号）の規定により、県教育委員会へ届け出る。

(3) 文化財の応急修理

応急修理については、文化財としての価値を損なわないよう、国及び県の指導を受けて実施する。

第4節 機能確保活動

第1 ライフライン（電気、ガス、水道等）施設応急対策計画

1 基本方針

電気、ガス、上下水道等のライフライン施設等に被害が発生した場合は、被災住民、避難者への対応等、生活に大きな混乱を生じるだけでなく、その後の復旧活動、経済活動の継続・再開にも支障をきたすことにもなるため、あらゆる応急対策の前提として重要である。

各ライフライン事業者においては、早急な機能確保を前提とした復旧活動体制の整備に努めることとし、特に①広域的な支援体制の整備、②復旧予定時期の明示、③施設台帳のバックアップシステムの整備などについて検討する。

2 水道施設対策計画

(1) 実施責任者

町

(2) 施設の保護

ア 水源保護

(ア) 常時点検整備し、必要な都度補修して万全を期する。

(イ) 取水施設の所在地付近は特に注意し、源水汚染の疑いがある場合は直ちに取水を中止し速やかに水質検査を行う。

イ 配水施設保護

定期又は臨時に巡視点検し、必要な都度補修して万全を期す。また、災害により配水管が破損した場合は、早急に漏水を防止する。

ウ その他の施設保護

電気施設については、常時点検整備し万全を期する。

(3) 防火対策

災害による上水道及び簡易水道等の設備を防護し、被害の発生時における飲料水の供給を確保するため、町は次の対策を実施する。

ア 停電のための給水不能を予想して、自家発電装置を設置する。

イ 水源池が低地帯にあるものは、浸水防除の措置をとる。

ウ 常時使用しない機械器具について点検整備を行う。

エ 応急復旧資器材の確保に努める。

オ 相互応援協定の確立に努める。

3 電力施設災害応急対策計画

電力は、基礎的エネルギー源としてあらゆる分野で重要な役割を果たしており、災害時においても発災直後の避難をはじめ救援期における緊急給電、復旧期における生活維持のためエネルギー源として電力確保が不可欠であることを踏まえ、中国電力（株）は、電力供給機

能の維持のために応急対策に万全を期する。

4 公衆電気通信施設災害応急対策計画

平常時においては、通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取り組みの推進に努め、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮することとする。

電気通信施設の応急対策については、県・市町村及び指定行政機関等と連携して重要通信の確保はもとより、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般の通信も最大限確保するために、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施する。

5 ガス災害対策計画

(1) 実施責任者

液化石油ガス事業者

(2) 応急対策

ア 緊急時の連絡、出動体制の確立

ガス事業者は、緊急事故に備えあらかじめ出動体制、連絡体制等を確立しておく。

イ 消防機関、警察機関への連絡、通報

事故の状況、内容により消防機関、警察機関に連絡し協力、指示を求める。

ウ 事故発生時の措置

(ア) 初動措置は、事故の状況に応じて適切な措置を講じなければならない。また、常に適切な措置がとれるよう訓練しなければならない。

(イ) ガス事故により、災害が拡大、波及するおそれのある事故については、交通規制等により、事故拡大の防止に努めなければならない。

エ 供給停止の場合の措置

- ・やむを得ずガスの供給を停止する場合には、供給先に周知徹底を図り、二次災害の防止に努めなければならない。
- ・供給停止後は、早期に供給が再開されるよう努めなければならない。

6 下水道施設応急対策計画

町は、町が管理する下水道施設について、県に準じた対策を講じることとするが、住民と密着している避難所等に接続する特に重要なルートの確保についての応急対策を講じる。

第2 住宅応急対策計画

1 基本方針

地震被災地の住民の生活を再建し、円滑な地域の復興を図るためには、住民の生活基盤となる住宅に関する不安を解消することが重要である。このため、地震により住宅が全壊、全

焼又は流失して、自力で住宅を確保できない被災者に対して仮設住宅を供給するほか公営住宅への一時入居を行う。

また、被災住宅を自力で応急修理し、又は障害物を除去することができない者に対しては、日常生活が可能な程度に応急修理し、又は障害物を除去する。

ただし、災害救助法が適用された場合は、住宅の仮設は、県本部(保健福祉部)が実施し、住宅の応急修理については、町でその実施ができないときは、県本部(保健福祉部)へ要請する。

さらには、地震発生後に応急危険度判定士により、被災住宅等の応急危険度判定を行い、その結果を活用することにより、余震等による住宅での二次災害の防止を図るほか、住宅等の応急復旧に関する指導・助言等をはじめ、仮設住宅等への入居の情報提供の場としての住宅応急支援窓口を設置する。

2 応急仮設住宅の供与

(1) 実施責任者

ア 応急仮設住宅の供与に関する計画の樹立と実施は、町長が行う。

イ 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与は、県知事が行うが、権限の一部を委任された場合又は県知事の実施を待つことができない場合は、町長が行う。

(2) 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与

応急仮設住宅の設置は、次の基準で設置する。

ア 設置予定場所

仮設住宅設置場所は、県又は町有地とするが、私有地の場合は所有者と町の間賃貸借契約を締結するものとし、その場所は飲料水が得やすくライフラインとの接続が容易な保健衛生上適当な場所とする。

特に、町長は、あらかじめ仮設住宅の建設地を予定しておくよう努め、生活の実態に即した用地の確保に努める。

町で決定した建設敷地については、県知事又は町長は、「土地賃借契約書」を作成すること。

イ 建設戸数

(ア) 災害救助法適用の場合においては、町の半壊（焼）戸数の30%以内

(イ) 県の区域内の災害救助法適用市町村全体の半壊（焼）戸数の合計の30%の範囲内において、県知事は、市町村間相互に建設戸数を融通することが可能。

(ウ) 県全体において、30%を超えて修理する必要があるときは、県知事は、厚生労働大臣に建設戸数の特別基準を申請するものとする。

(エ) 高齢者等、日常生活上特別な配慮を必要とする者が複数いる場合、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を検討する。

ウ 建設方法

(ア) 災害救助法適用外の災害における応急仮設住宅の建設を必要とするときは、本部会

議の決定により行うこと。

- (イ) 建設は、災害救助法実施要領に準じて、建設業者に請け負わせて建設すること。

なお、災害救助法適用の場合で、県知事からの建設の委任を受けたときは、県から指示された設計書により実施する。

- (ロ) 建設のため必要な敷地の確保は、町において行う。

エ 建物の規模等

1戸当たりの面積及び費用は、県災害救助法施行細則別表第1に定める基準とする。

なお、建設資材の県外調達により、限度額での施行が困難な場合は厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で当該輸送費を別枠とする。

オ 建物着工時期及び供与期間

災害発生の日から20日以内に着工し、その供与期間は、完成の日から2年以内とする。

カ 応急仮設住宅の入居者の選定

応急仮設住宅の管理は、原則として町長が行う。

入居者の選定は、町が所定の選定調査書に基づき、対象について地区民生委員の意見を徴し、被災の実状をよく把握して調書を作成し、これを本部会議に諮り入居選定の順位を決定する。

(注) 入居者の決定は、町長にその権限を委任した場合を除き、県が町の協力を得て行う。災害救助法の適用の場合においては、速やかに調書を県に提出する。

キ 管理

応急仮設住宅の管理は、原則として町長が行う。

なお、運営に当たっては、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。

ク 協力要請

町は、応急仮設住宅の建設及び業者の選定に当たっては、関係団体に対して協力要請をする。

ケ 借り上げによる供与

被災状況により、県は、民間賃貸住宅を借り上げて応急仮設住宅として供与することを検討する。状況に応じ、町長は、知事から、借り上げを委任される。

なお、入居要件・供与期間等は上記、建設型に準じる。

3 個人住宅の支援策

- (1) 被災住宅の応急修理

ア 実施責任者

災害救助法が適用となった場合の被災住宅の応急修理については、原則として町が行うが、災害救助法が適用された場合においては、県と緊密な連携のもとに行う。

イ 応急修理の内容

- (ア) 被災住宅の応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分について、災害の発生の日から1か月以内に完成するものとする。
- (イ) 住宅が半焼、半壊又は半流失し、そのまま当面の日常生活を営むことができない者で、居住する住宅がなく、自らの資力では住宅を確保することのできない者であること。自らの資力では修理することができない者を対象者とする。
- (ウ) 被災家屋の補修を必要とするときは、本部会議の決定により実施するものとする。
- (エ) 応急修理は、建設業者に請け負わせて行うものとする。

(注)住宅の修理については借家は家主が、社宅、寮等については会社が、また公舎、公営住宅については設置主体が行うが、借家等では家主に能力がなく、かつ借家人に能力がないような場合は対象となり得る。

ウ 修理戸数

- (ア) 住宅の応急修理実施戸数は、災害救助法適用市町村単位の半壊（焼）戸数の30%以内
 - (イ) 県の区域以内の災害救助法適用市町村全体の半壊（焼）戸数の30%の範囲内において、県知事は、市町村間相互に修理戸数を融通することができる事が可能であること。
 - (ウ) 県全体において、30%を超えて修理する必要があるときは、県知事は、厚生労働大臣に修理戸数の特別基準を申請するものとする。
- (2) 住宅等に流入した土石流等障害物の除去

ア 実施責任者

災害救助法が適用となった場合の住宅等に流入した土石等障害物の除去については、居住、炊事場等生活に欠くことができない最小限度の部分について県知事が行うが、県知事は町長に委任することができる。

イ 土石流等障害物の除去の内容

- (ア) 障害物の除去は、居住、炊事場等生活に欠くことができない最小限度の部分について、災害の発生の日から10日以内に完成するものとする。
- (イ) 障害物除去の対象住宅に居住している者で、自らの資力では除去することができない者を対象者とする。

4 被災住宅等の危険度判定

地震が発生した場合は、余震等による二次災害の防止のため、岡山県被災建築物応急危険度判定士登録制度等を活用して、被災住宅等の危険度判定を速やかに行う。

5 公営住宅への一時入居

県及び町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238号の4第4項に基づく目的外使用として公営住宅の空家に被災者を一時入居させることができる。

(1) 入居基準

住宅が全壊、半壊、全焼、半焼又は一部損壊したり災証明書の有る者で、現に居住する住宅がない者。

6 住宅応急支援窓口の設置

町は、県と連携を図り、住宅に関する総合的な支援窓口を設置し、相談業務を行う。

被災者の利便を考慮し、できるだけ被災地域内又はその隣接地に、住宅の応急修理、障害物の除去、被災住宅の危険度判定、公営住宅への一時入居、仮設住宅への入居等、個人住宅への支援策や住宅確保に関する相談窓口を設置し、住宅相談に応じる。

7 建設資機材の調達

住宅応急対策に必要な建設資機材の調達は、町が行い、不足する場合は、県に協力を求める。

8 民間賃貸住宅等の活用

民間賃貸住宅の空き家情報や仲介・あっせんに関係する業界団体と協力し、これら民間団体が有するネットワーク情報を町が利用できる体制を整備する。

被災地域が広範囲にわたる場合は、周辺市町村の協力や連携を図るための調整を行う。

また、雇用促進住宅や社宅等も有効活用できるよう関係部局を通じて協力を求める。

9 公共施設応急対策計画

各公共施設の管理者は、各々が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先した施設復旧を行うとともに、必要に応じて他の復旧活動と有機的に関連した復旧活動を行う。

(1) 復旧体制の整備

ア 町は、各公共施設の管理者から各々の施設の被害状況を収集し、施設復旧の緊急性、施設の重要度を勘案し、必要に応じて管理者相互の復旧支援を行うよう調整を図る。

イ 県、町及びその他の公共施設管理者は、人員や資機材の確保を図り、迅速な復旧作業が行えるよう、（一社）岡山県建設業協会など関係団体との協定の締結等に努める。

(ア) 要員及び資材の確保

町は、災害時における応急工事を迅速に施工するため、要員の確保、動員の体制及び所要資材の緊急調達、輸送の措置を定める。

(イ) 技術者の現況把握及び動員

町は、応急工事の施工に必要な技術者、技能者の現況を把握し、地域別人員、技術、知識又は経験の程度、技術者等の勤務先を明らかにした資料を整備しておき、緊

急時において、適切な動員措置を講じる。

(ウ) 建設業者の把握及び動員

町は、地元建設業者の施工能力を常時把握しておき、震災時には、建設業者に緊急要請を行い直ちに動員できるよう適切な処置を講じる。

(エ) 資材の確保

応急工事を迅速に施工するため、町は、俵、かます、くい等の応急資材及びスコップ、掛矢、足場板等の応急用器具の調達先を把握しておき、災害時には、緊急確保の処置を講じる。

なお、輸送については、調達先からの輸送方法、輸送経路をあらかじめ定めておく。

ウ 各公共施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の複製を分散保存するなどバックアップシステムの整備に努める。

(1) 各公共施設毎の応急復旧計画

ア 河川の応急対策

県、町及びその他の河川管理者は、それぞれの水防計画に基づき、地震発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努めるとともに、堤防施設にクラック等が生じている場合にはビニールシートを覆い、また、堤防及び水門の破壊については、土のうや矢板等による応急締切を行うなど、施設の性格や被害の状況に応じた効果的な応急対策に努める。

イ 砂防施設等の応急対策

県及び町は、専門職員を活用して、地震発生後直ちに砂防施設、治山施設及び地すべり・急傾斜地の緊急点検を行い、被害状況の把握に努め、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置、ビニールシートの設置など、被害状況に応じたできる限りの応急工事を実施する。また、調査の結果、危険性が高いと判断された箇所について、関係住民に周知するとともに、必要に応じて土砂流動監視装置の設置などにより、適切な警戒避難体制の整備を図る。さらに、関係機関が一体となった総合的な土砂災害対策を推進するため、岡山県総合土砂災害対策推進連絡会を積極的に活用する。

ウ ため池施設の応急対策

県及び町は、地震発生後直ちにため池施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努め、施設決壊による周辺地域への災害防止のために、ビニールシートや土のうなどによる応急復旧を行い、被害の程度によっては、速やかに放水の処置をとる。

エ 公共施設の応急対策

庁舎、学校施設、病院及びその他の公共施設については、災害対策の指令基地や避難施設などとしての利用が想定されることから、各管理者において、被災建築物応急危険度判定士など専門技術者を活用し、施設の緊急点検を実施し、被害状況の把握に努め、できる限り応急復旧による機能確保を図る。

オ 交通施設の応急復旧計画

- (7) 各道路管理者は、地震発生後直ちに、あらかじめ指定した緊急輸送道路について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、地震の発生地域や被害状況を勘案し、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。この場合、二車線復旧を原則とするが、やむを得ない場合は、一車線とし、適当な場所に待避所を設けるとともに、橋梁については、必要に応じて仮設橋梁の設置を検討する。
- (イ) 道路管理者は、(一社)岡山県建設業協会など関係団体との間に応援協定等を締結し、障害物の除去や応援復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。
- (ロ) 道路管理者及び警察は、啓開作業を実施するに当たり、路上の障害物の除去が必要な場合には、消防機関及び自衛隊等の協力を得て実施する。
- (エ) 応急工事の順位は、救助活動のための道路から優先的に実施する。
- (オ) 上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設の管理者及び道路管理者は相互に連絡し、適切な応急処置を行い、事後連絡する。
- (3) 建設機械等の緊急使用計画
- ア 調達方法
- 緊急時における建設機械等の調達について、あらかじめ、調達順位、調達手段及び費用負担等について関係機関及び建設業者と協議しておく。
- イ 調達要請事項
- 建設機械の確保、調達の要請は、種類、量、期間等を明確にして行う。
- ウ 中国地方建設局に対する応援要請
- 災対法に基づき、本町が対策本部を設置した場合は、中国地方建設局に対し応援を要請し、無償で建設機械の貸付を受けることができる。ただし、オペレーターは、いずれの場合も有償で処理される。

第 4 章

震災復旧・復興計画

第1節 復旧・復興計画

被災地の復旧・復興については、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第1 地域の復旧・復興の基本方向の決定

- 1 被災地の復旧・復興は、町が主体となって、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い、県はそれを支援する。
その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。
- 2 町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。
- 3 県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。

第2 被災者等の生活再建等の支援

町及び県は、被災者等の生活再建等を支援するために、次の措置を行う。

- 1 被災者の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要がある。
- 2 町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や被災証明の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に被災証明を交付する。
- 3 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付により、被災者の自立的生活再建の支援を行う。
- 4 被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。
- 5 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の県及び市町村の協力により、必要な情報や支援・サービスを提供する。

- 6 被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。
- 7 町及び県は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置について検討する。
- 8 町及び県は、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。
町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。
- 9 必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度における医療費負担及び保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図る。
- 10 町及び県は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる実施する。
併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。

町は、平常時から、住民の基本情報と住所の地理情報とを連携させた防災対策に活用できる住民情報の基盤を作るとともに、被災後の被害の調査から災証明発行後までの各種支援業務フローを整理するなどして、上記の生活再建支援策等を被災直後から迅速に実施できるよう体制整備に努める。

第3 公共施設等の復旧・復興計画

1 基本方針

公共施設等の復旧計画は、被災者の生活再建を支援し、災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

このため、復旧計画の策定に当たっては、迅速な原状復旧を基本としつつ、被災状況等を勘案し、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくりについても検討する。

県警察は、県及び町と連携し、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握を努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業から暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

2 対 策

(1) 基本方針の決定

町は、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、公共施設等の復旧に当たっては、実状に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能確保に努めることとし、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案した上で、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興についても検討する。

(2) 迅速な復旧事業計画の作成

町は、被害想定を踏まえ、平常時から復興段階におけるまちづくりに必要な施策の検討、住民合意プロセスを含めた事業実施の手順等を整理した指針やガイドラインを作成するなど、計画的な復興に備えることが重要である。また、公共施設等の復旧に当たっては、被災状況、地域の特性及び関係公共施設管理者の意向等を勘案し、必要と判断した場合には、可及的速やかに、さらに災害に強いまちづくり計画（復興計画）を作成する。

指針やガイドライン、復興計画の作成に当たっては次の点に留意する。

(3) さらに災害に強いまちづくり計画（復興計画）の作成

町及び県は、被害想定を踏まえ、平常時から復興段階におけるまちづくりに必要な施策の検討、住民合意プロセスを含めた事業実施の手順等を整理した指針やガイドラインを作成するなど、計画的な復興に備えることが重要である。また、公共施設等の復旧に当たっては、被災状況、地域の特性及び関係公共施設管理者の意向等を勘案し、必要と判断した場合には、可及的速やかに、さらに災害に強いまちづくり計画（復興計画）を作成する。

指針やガイドライン、復興計画の作成に当たっては次の点に留意する。

ア 関係住民の意向の尊重

さらに災害に強いまちづくり計画（復興計画）を作成する場合には、従来の都市構造が大幅に変更になることが予想されることから、関係住民の意向を尊重し計画に反映させるよう努めることとし、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール等についての情報を積極的に住民へ提供する。

イ 計画の実施

計画の実施に当たっては、道路の拡幅、オープンスペースの確保、耐震性貯水槽の設置、ライフラインの共同溝化・耐震化等を盛り込む。

ウ 被災市街地復興特別措置法等の活用

建築物の相当数が滅失している地域においては、必要に応じ、被災市街地復興特別措置法による被災市街地復興推進地域を定め、建築行為の制限や土地区画整理事業等の特例を活用し、復興計画のスムーズな実施に努める。

エ 学校とまちづくりの連携

町及び県は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

(4) 災害復旧事業の種別

町における公共施設の災害復旧事業は、おおむね次のとおりである。

- ア 公共土木施設災害復旧事業
 - (ア) 河川公共土木施設災害復旧事業
 - (イ) 砂防設備災害復旧事業
 - (ウ) 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - (エ) 道路公共土木施設災害復旧事業
- イ 農林施設災害復旧事業
- ウ 都市災害復旧事業
- エ 上、下水道災害復旧事業
- オ 社会福祉施設災害復旧事業
- カ 学校教育施設災害復旧事業
- キ 社会教育施設災害復旧事業
- ク 公営住宅災害復旧事業
- ケ その他の災害復旧事業

第4 激甚災害の指定に関する計画

1 基本方針

甚大かつ広範囲に及ぶと思われる地震被害に対して早急な復旧を図るためには、多方面に及ぶ国の支援が不可欠であり、特に復旧事業の財源確保においては、激甚法に基づく国による激甚災害の早期指定が復旧事業の進捗を左右する極めて重要な手続きであることに鑑み、国の激甚災害指定に向けた各種情報収集の必要性や早期指定に向けた国への働きかけについて定める。

2 対 策

(1) 被害情報の収集

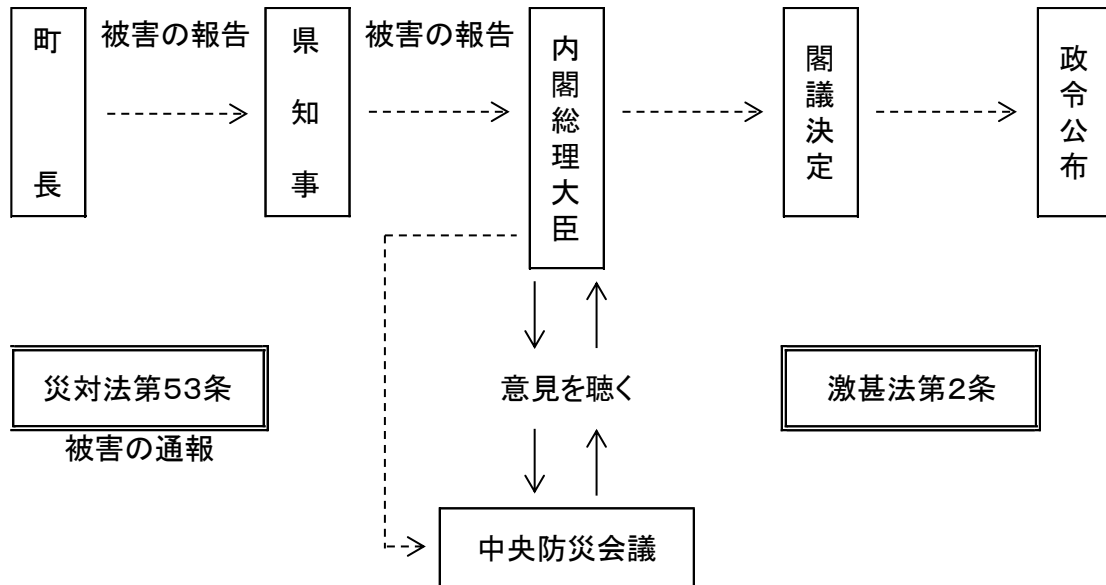
激甚法による国の激甚災害の指定は、激甚法等に規定する基準を満たす都道府県及び市町村について、必要と認められる措置を個別に政令において指定することとなっており、国の早期指定のためにも、各種施設等など町域内の被害状況の正確かつ迅速な情報の収集に努め、県が行う調査等について協力する。

(2) 激甚災害の早期指定

激甚災害には、被害規模が著しく大きくかつ被災地域が広範囲にわたる災害が発生したごとに指定する「本激」と、年間の災害査定後、ある市町村において被害が一定基準を超えれば当該市町村を指定する「局激」がある。県知事は、被害状況を勘案し、激甚災害の指定が必要と判断した場合には、早期指定の促進を図る。

町は、県の協力を得て、被害の状況を速やかに調査、把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

(激甚災害指定のフロー)



第2節 財政援助等

第1 災害復旧事業に伴う財政援助・助成計画

1 基本方針

災害復旧事業の迅速かつ円滑な実施には、国における財政援助が不可欠であるが、災害復旧事業費の決定は、県知事の報告及び町長等が提出する資料並びに実地調査の結果等に基づいて決定されるものであることから、関係機関は復旧事業費の決定及び決定を受けるための早期の査定実施が可能となるよう努める。

2 対 策

(1) 法律等により一部負担又は補助するもの

災害復旧事業については、個別の法律等により国が全部又は一部を負担し、又は補助することになっており、その対象となる事業は次のとおりであり、これら事業を積極的に活用することにより、迅速な施設復旧を図る。

ア 法律

- (ア) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (イ) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (ウ) 公営住宅法
- (エ) 土地区画整理法
- (オ) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (カ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (キ) 予防接種法
- (ク) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (ケ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下、「天災融資法」という。）
- (コ) 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

イ 要綱等

- (ア) 公立諸学校建物其他災害復旧費補助
- (イ) 都市災害復旧事業国庫補助
- (ウ) 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下この項において「激甚法」という。）に基づき激甚災害の指定を受けた場合には、各復旧事業に関する特別の財政援助措置がとられることとなっており、その対象は次のとおりとなっており、県及び町は被害の状況を速やかに調査し、国との連絡を密にし、早期に激甚災害の指定を受けられるよう努める。

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (ア) 公共土木施設災害復旧事業
- (イ) 公共土木施設災害関連事業
- (ウ) 公立学校施設災害復旧事業
- (エ) 公営住宅等災害復旧事業
- (オ) 生活保護施設災害復旧事業
- (カ) 児童福祉施設災害復旧事業
- (キ) 老人福祉施設災害復旧事業
- (ク) 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- (ケ) 婦人保護施設災害復旧事業
- (コ) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (サ) 感染症予防事業
- (シ) 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
- (ス) 湛水排除事業

イ 農林業に関する特別の助成

- (ア) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (イ) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (ウ) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (エ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- (オ) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- (カ) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- (キ) 森林災害復旧事業に対する補助

ウ 中小企業に関する特別の助成

- (ア) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (イ) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
- (ウ) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

エ その他の財政援助措置

- (ア) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (イ) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (ウ) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- (エ) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- (オ) 水防資器材費の補助の特例
- (カ) り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- (キ) 公共土木施設、公立学校施設、農地・農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- (ク) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第2 災害復旧事業に必要な融資及びその他の資金計画

1 基本方針

地震により被害を受けた個人、法人及び団体等の復旧を促進し、被災者の生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るため、災害復旧に関する各種の融資制度を整理するとともに、県、町、金融機関その他の関係機関において講ずべき措置を明確にする。

2 対 策

(1) 個人被災者への融資等

地震により被害を受けた個人の生活の安定のため、県、町その他の関係機関は次の生活支援策を実施する。

ア 災害弔慰金の支給

地震により死亡した者の遺族に対して、町災害弔慰金の支給等に関する条例の基準に基づき災害弔慰金を支給する。

イ 災害障害見舞金の支給

地震により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して、町災害弔慰金の支給等に関する条例の基準に基づき災害障害見舞金を支給する。

ウ 災害援護資金の貸付

地震により被害を受けた世帯の世帯主に対して、町災害弔慰金の支給等に関する条例の基準に基づき災害援護資金を貸付ける。

エ 生活福祉資金の貸付

地震により被害を受けた低所得者等に対して、速やかに自立更生させるため、県社会福祉協議会を通じて、生活福祉資金を貸付ける。

オ 母子福祉資金の貸付

地震により被害を受けた母子世帯及び児童に対して、県及び町は母子福祉資金を貸付ける。

カ 公的負担の免除等

県及び町は、被災状況等を勘案し、必要に応じて税の期限の延長、徴収猶予及び減免の措置をとることとし、国に対しても同様の措置を行うよう要請する。

キ 町、県及び国は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

ク リ災証明の交付

町は、上記の支援策を早期に実施するため、地震発生後早期にリ災証明の交付体制を確立し、被災者に対してリ災証明を交付する。

ケ 被災者への広報

町は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、被災者への広報に努め、可能な限り総合的な相談窓口等を設置する。

(2) 被災中小企業への融資等

地震により被害を受けた中小企業者の再建を促進するため、岡山県中小企業支援資金や、政府系中小企業金融機関の融資により施設の復旧等に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう県及び市町村は次の措置を実施する。

- ア 中小企業関係の被害状況、資金需要等について調査し、その現状の早期の把握に努め、政府及び政府系中小企業金融機関等に対し、融資の協力を要請する。
- イ 金融機関に対し、被害の状況に応じ、貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について要請する。
- ウ 信用保証協会の保証枠の拡大を要請し、資金の円滑化を図る。
- エ 特別融資制度の創設、既往債務の負担軽減、税制上の特別措置などについて国に要請する。
- オ 町及び中小企業関係団体を通じて特別措置の中小企業者への周知徹底を図るとともに、経営相談窓口を充実させ、中小企業者の経営指導に努める。
- カ 岡山県中小企業振興資金融資制度（災害資金）による貸付けを優先的に行う。

(3) 農林業関係者への融資等

地震により被害を受けた農林業者又は農林業者の組織する団体に対し、農林業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、災害復旧資金の融通を中心に県及び町は次の措置を実施する。

- ア 天災融資法による経営資金等の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償を実施する。
- イ 株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧資金の融資あっせんを実施する。
- ウ 農業災害補償法に基づく農業共済団体等に対し、災害補償業務の迅速、適正化を図るよう要請する。

(4) 住宅関連融資等

町及び県は、被災地における損壊家屋の状況を調査し、住宅金融支援機構法の規定による次の資金の融通が適用される場合は、地震により住宅に被害を受けた者に対して、当該資金のあっせんを行う。

- ア 災害復興住宅資金
- イ 地すべり等関連住宅資金
- ウ 宅地防災工事資金
- エ 産業労働者住宅資金
- オ マイホーム新築資金
- カ リフォームローン住宅関連融資等

第3 義援金品等の配分計画

1 基本方針

義援金は被災者に公平に配分する必要があるが、震災の場合は被災市町村が複数にわたる

可能性が高く、その配分をめぐる混乱が生じるおそれがある。このため、義援金の配分に係るルールをあらかじめ定めておく必要がある。

2 対 策

町、県、及び日本赤十字社、報道機関等の義援金収集体は、配分委員会を組織し、当該災害にかかる全ての義援金の使用・配分については協議する。

また、住民、企業等は、義援金品を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資となるよう、また、品名を明示するなど、こん包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努める。

資料編

美咲町の防災環境

第1 町の概要

1 位置

本町は、岡山県のほぼ中央部に位置し、東は美作市、西は真庭市、南は吉備中央町、岡山市、久米南町、赤磐市及び和気町、北は県北の中心都市である津山市及び勝央町に隣接している。

2 地勢

総面積は232.15km²を有し、東西25km、南北10kmと東西に長く、その約6割を山林、約1割を農地が占めている典型的な中山間の農村地域である。

町内には、県内三大河川の旭川と吉井川が流れ、町の中央部には久米郡最高峰の二上山（標高689m）や天子山（646m）がそびえ立ち、東部には高ノ峰（517m）がそびえている。

3 気象

本町の気候はおおむね瀬戸内海式気候に属し、年間を通じて、降水量、降雪量ともに少ない。

- ・年間平均気温13.7℃
- ・年間平均降雨量約1,415.8mm

4 人口

人口は、平成26年1月1日現在15,551人となっており、平成22年の国勢調査における高齢化比率は35.3%と、県平均をはるかに超えており、少子高齢化と人口の流出が進行している。

特に本町の辺地地域では、高齢化が極めて高くなっており、防災面で大きな課題を残している。

第2 気象の概要

1 気象の概要

(1) 平均値

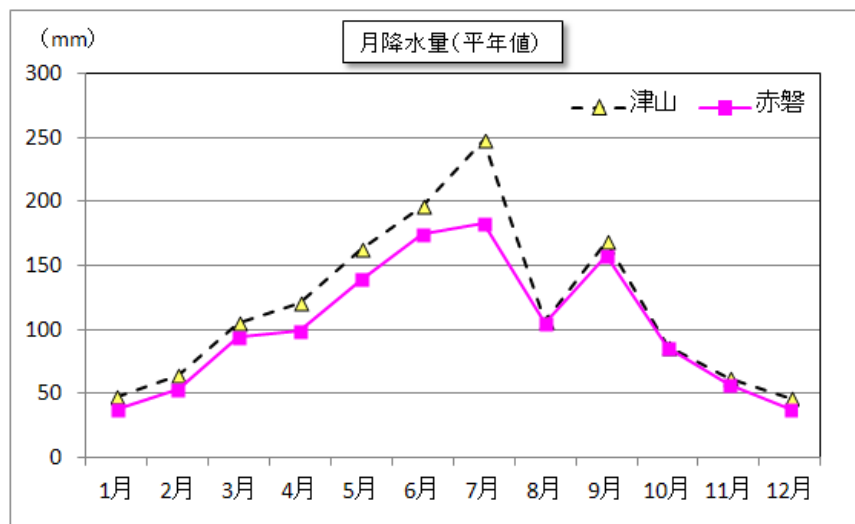
岡山県北部の気候は瀬戸内海式気候の中の内陸部に区分され、全般に降水量が少ない傾向にあるが、6月から7月にかけての梅雨期間には、年間降水量のおよそ1/3が降り、特に梅雨末期にはたびたび集中豪雨の被害を受けている。

津山特別地域気象観測所の年平均気温（平年値）は13.7℃、年降水量（平年値）は1,415.8mmとなっている。

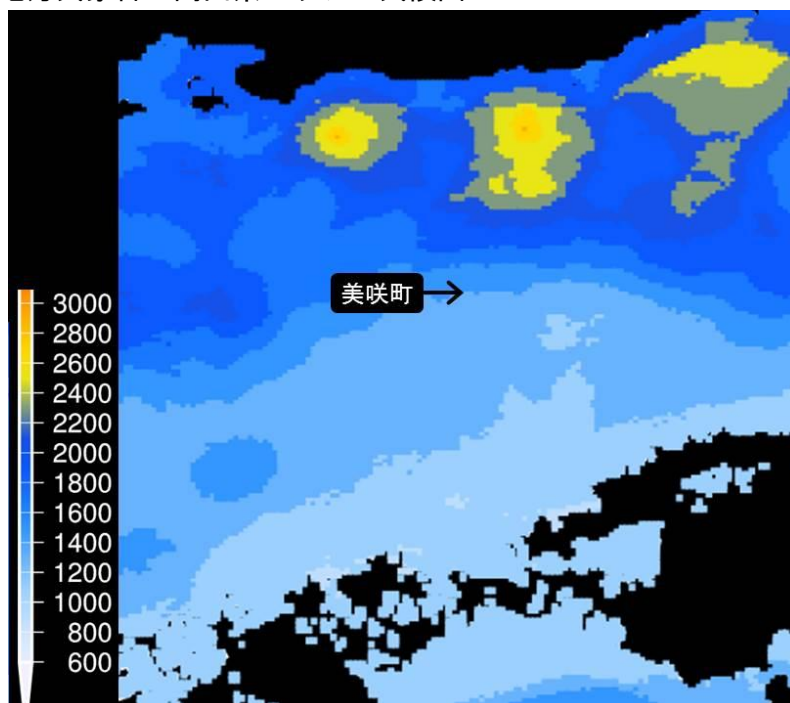
■津山特別地域気象観測所の平年値 データ：気象庁

要素	降水量 (mm)	気 温 (℃)			風向・風速 (m/s)		日照時間 (時間)
	合計	平均	最高	最低	平均	最多風向	合計
統計期間	1981 ～2010	1981 ～2010	1981 ～2010	1981 ～2010	1981 ～2010	1990 ～2010	1981 ～2010
資料年数	30	30	30	30	30	21	30
1 月	47.3	2.2	7.5	-1.7	1.7	西	116.5
2 月	64.1	3.0	8.8	-1.4	1.8	西	118.7
3 月	105.2	6.4	12.8	1.0	1.8	西	152.8
4 月	120.7	12.3	19.4	5.9	1.8	西	183.5
5 月	162.6	17.1	23.7	11.2	1.7	東南東	191.8
6 月	196.8	21.2	26.7	16.6	1.5	南東	153.1
7 月	247.3	25.0	30.1	21.2	1.5	東南東	146.1
8 月	106.5	26.0	31.8	21.9	1.6	東南東	178.9
9 月	168.5	21.9	27.5	17.7	1.5	西	142.1
10月	86.5	15.4	21.6	10.5	1.4	西	154.3
11月	61.9	9.3	15.4	4.7	1.4	西	117.3
12月	46.3	4.2	9.9	0.1	1.6	西	113.5
年	1,415.8	13.7	19.6	9.0	1.6	西	1,766.9

岡山県北部の気象災害については、数多くの種類があるが、大雨による山がけ崩れや浸水害が最も多くなっている。降水量は季節別に見ると梅雨の時期と9月に集中している。



■岡山地方気象台 岡山県メッシュ気候図



(2) 降水量等の極値

本町周辺の地域気象観測所等の、近年の降水量等の極値は、以下の通りとなっている。
日降水量については、本町の天子山地域雨量観測所（アメダス）では223mm、赤磐地域雨量観測所（アメダス）では253mm、統計期間が長い津山特別地域気象観測所でも234.2mmであり、250mm前後が最大値となっている。日最大1時間降水量については天子山では61mm、赤磐では64mm、統計期間が長い津山では93mmの記録がある。

天子山地域雨量観測所（アメダス） （岡山県美咲町上口子天子山）

緯度：北緯34度59.3分／経度：東経133度52.7分
海面上の高さ646m

日降水量（統計期間：1976/04～2010/03）

順位	日降水量 mm	年/月/日
1位	223	1998年10月17日
2位	145	1995年7月3日
3位	141	1980年5月21日
4位	114	1990年9月18日
5位	111	2004年8月1日
6位	102	1976年9月11日
7位	99	2001年6月19日
8位	99	1985年6月25日
9位	99	1980年8月31日
10位	98	1999年6月29日

日最大1時間降水量
（統計期間：1976/04～2010/03）

順位	日最大 1時間降水量 mm	年/月/日
1位	61	2006年7月26日
2位	54	1998年10月17日
3位	49	2000年6月24日
4位	45	1978年9月15日
5位	43	1990年8月17日
6位	42.5	2008年8月6日
7位	42	1985年7月9日
8位	42	1980年8月21日
9位	41	1982年8月8日
10位	38	2008年7月14日

赤磐地域雨量観測所（アメダス） （岡山県赤磐市黒本）

緯度：北緯34度55.1分／経度：東経134度04.9分
海面上の高さ56m

日降水量（統計期間：1976/04～2012/12）

順位	日降水量 mm	年/月/日
1位	253	1990年9月18日
2位	204	1976年9月11日
3位	179	1979年10月19日
4位	170.5	2011年9月3日
5位	161	2004年9月29日
6位	158	1976年9月10日
7位	147	1990年9月19日
8位	136	2009年8月9日
9位	120	2004年10月20日
10位	114	1998年10月17日

日最大1時間降水量
（統計期間：1976/04～2012/12）

順位	日最大 1時間降水量 mm	年/月/日
1位	64	2004年8月5日
2位	51	1978年9月15日
3位	47	1986年8月17日
4位	46	1990年9月18日
5位	46	1985年7月9日
6位	44	1982年8月8日
7位	43	2004年9月29日
8位	42	1986年8月22日
9位	41	2009年8月29日
10位	41	2004年6月28日

津山特別地域気象観測所 （岡山県津山市林田）

緯度：北緯35度03.8分／経度：東経134度00.5分
海面上の高さ146m

日降水量（統計期間：1943/01～2012/12）

順位	日降水量 mm	年/月/日
1位	234.2	1945年9月17日
2位	214.5	1972年7月11日
3位	180	1943年9月19日
4位	177.5	1977年9月3日
5位	160	1979年10月19日
6位	152	1989年9月14日
7位	148	1990年9月18日
8位	143	1976年9月11日
9位	140.5	1998年10月17日
10位	138.5	1980年5月21日

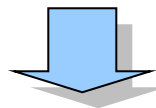
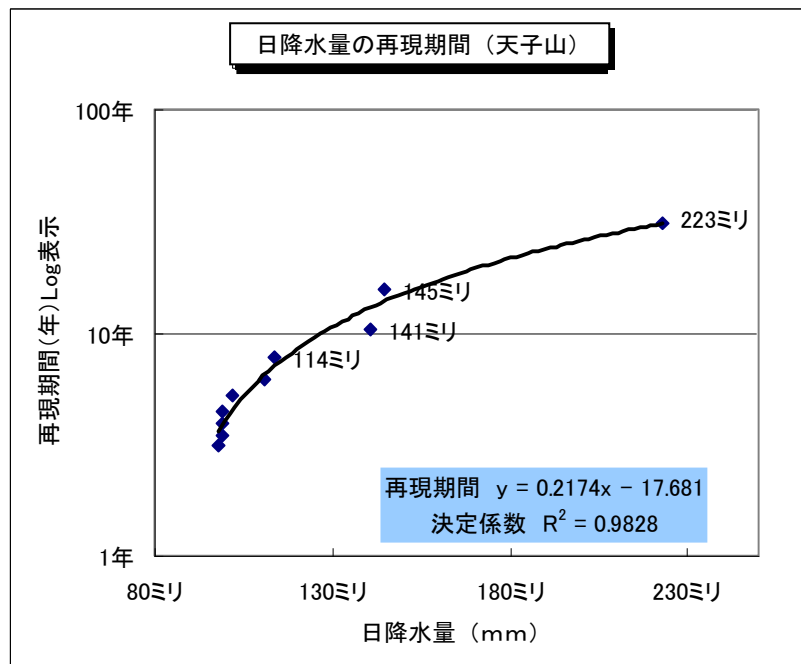
日最大1時間降水量
（統計期間：1943/01～2012/12）

順位	日最大 1時間降水量 mm	年/月/日
1位	93	1977年9月3日
2位	85.5	1989年9月14日
3位	83.5	1999年9月21日
4位	80.6	1947年7月9日
5位	59	2004年8月5日
6位	57.2	1945年9月17日
7位	56	1968年8月15日
8位	54.7	1946年7月9日
9位	54	1987年7月14日
10位	52.5	2004年9月29日

(3) 降水量の再現期間

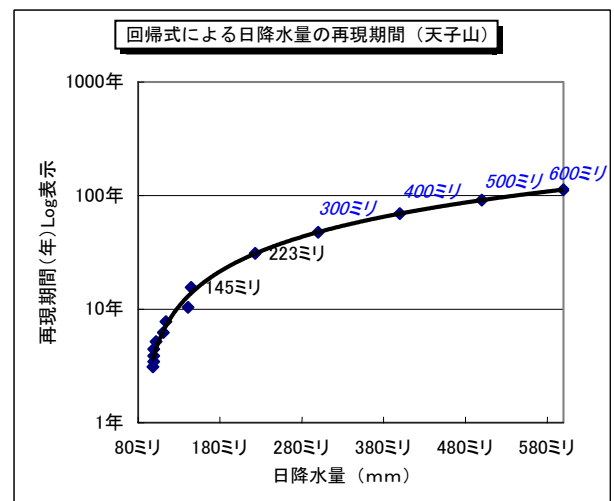
近年の降水量等の極値（1976年以降）から、日降水量の再現期間を計算すると、天子山では4年程度に1回は100mmを超え、25年に1回は200mm、100年に1回は550mmを超える降雨となる計算になる。

■日降水量の再現期間



年／月／日	順位	日降水量 (mm) = y	回帰式による再 現期間 (年) の 推計 = x
	推計値	600	112.8
		500	91.0
		400	69.3
		300	47.5
1998年10月17日	1	223	31.0
1995年7月3日	2	145	15.5
1980年5月21日	3	141	10.3
1990年9月18日	4	114	7.8
2004年8月1日	5	111	6.2
1976年9月11日	6	102	5.2
2001年6月19日	7	99	4.4
1985年6月25日	8	99	3.9
1980年8月31日	9	99	3.4
1999年6月29日	10	98	3.1

推計再現期間 (年) $y = 0.2174x - 17.681$
 y : 再現期間 (年) x : 日降水量 (mm)



■美咲町の警報・注意報発表基準（資料：岡山地方気象台）

種類	発表基準
大雨警報・洪水警報	1 時間雨量60mm
大雨注意報・洪水注意報	1 時間雨量40mm

■参考：雨の強さと降り方

出典：気象庁

（平成12年 8 月作成）（平成14年 1 月一部改正）

1時間雨量 (ミリ)	予報用語	人の受けるイ メージ	人への影響	屋 内(木造住 宅を想定)	屋外の様子	車に乗っていて	災害発生状況
10以上～ 20未満	やや強い 雨	ザーザーと降る	地面からの跳 ね返りで足元 がぬれる	雨の音で話し 声が良く聞き 取れない	地面一面に水 たまりができる		この程度の雨でも長く続 く時は注意が必要
20以上～ 30未満	強い雨	どしゃ降り	傘をさしてい てもぬれる	寝ている人の 半数くらいが雨 に気がつく		ワイパーを速くし ても見づらい	側溝や下水、小さな川が あふれ、小規模の崖崩れ が始まる
30以上～ 50未満	激しい雨	バケツをひっくり 返したように降る			道路が川の様 になる	高速走行時、車輪 と路面の間に水 膜が生じブレーキ が効かなくなる (ハイドロプレーニ ング現象)	山崩れ・崖崩れが起きや すくなり危険地帯では避 難の準備が必要 都市では下水管から雨 水があふれる
50以上～ 80未満	非常に激 しい雨	滝のように降る (ゴーゴーと降り 続く)	傘は全く役に 立たなくなる		水しぶきであた り一面が白っ ぽくなり、視界 が悪くなる	車の運転は危険	都市部では地下室や地 下街に雨水が流れ込む 場合がある マンホールから水が噴出 する 土石流が起こりやすい 多くの災害が発生する
80以上～	猛烈な雨	息苦しくなるよう な圧迫感があ る。恐怖を感ず る					雨による大規模な災害の 発生するおそれが強く、 厳重な警戒が必要

2 主な気象災害

(1) 主な気象災害の一覧

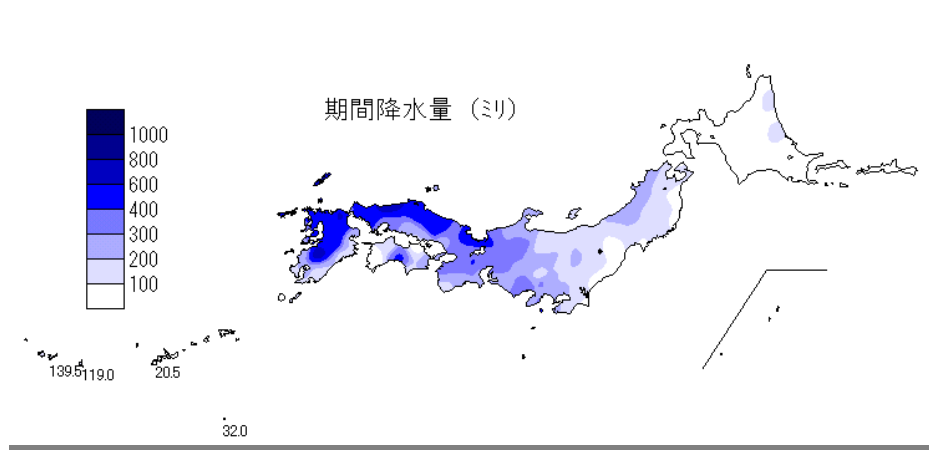
■美咲町の主な気象災害（資料：各旧町地域防災計画）

西 暦	気象状況	災 害 ・ 洪 水	出典
1934（昭和 9）年	台風	室戸台風による大水害。被災家屋（185戸）	旭町
1935（昭和10）年 7 月 4 日	豪雨	豪雨による被害	旭町
1945（昭和20）年 9 月	台風	台風による大水害	旭町
1948（昭和23）年 7 月 21 日	集中豪雨	豪雨	旭町
		打穴地区などの局地的豪雨。死者 4 人等百年来稀にみ る被害。	中央町
1954（昭和29）年	台風	台風第 5 号、第12号、第15号	中央町
1962（昭和37）年	豪雨	長雨と豪雨による災害	旭町
		豪雨	中央町
1963（昭和38）年 3 月	大雪	季節外れの豪雪。用材林木の折伏で大きな被害。電柱・ 電話柱の折伏による停電、通信不能のため生活面に大 きな不安。	中央町

1963（昭和38）年 7 月 11	集中豪雨	通谷川が氾濫。県下被害総額約60億円。	旭町
		梅雨前線豪雨。死者 1 人。	中央町
		梅雨末期の豪雨が県北部特に北東部を襲う。梅雨前線によるものとしては最大級の豪雨を起し、被害甚大。負傷者 3、住家全壊 1、住家半壊 9、家屋流失 2、床上浸水275、床下浸水59、水田冠水35ha、畑冠水10ha、道路損壊90、橋梁流失 1、橋梁損壊59、河川損壊131。	柵原町
1968（昭和43）年 6 月 22 日	ヒョウ害	降ヒョウによる災害。被害額4700万円。	旭町
1970（昭和45）年 8 月 21 日	台風	台風第10号による被害。被害額 1 億9000万円。	旭町
1972（昭和47）年 6 月 8 日	集中豪雨	2 億6,800万円の大被害。	旭町
1972（昭和47）年 7 月 9 ～ 13 日	大雨	梅雨前線による大雨。7 月 9 日、日本海中部に北上していた梅雨前線が西日本付近に南下して13日まで停滞し、前線の活動が活発となった。このため10日夕刻から11日朝にかけ西部と中部で 1 時間20～35mmの強雨が降り、90～150mmの大雨となり、さらに11日の夕刻から12日の早朝にかけ雨が北部で 1 時間20～30mmの強雨が降り150mm前後の大雨となった。住家全壊 5、住家半壊71、床上浸水158、床下浸水129、水田冠水50ha、畑冠水 3 ha、水田流失埋没 1 ha。	柵原町
1976（昭和51）年 9 月 8 ～ 13 日	台風	降水量420.6mm。被害総額1億4,865万円。	旭町
		台風第17号	中央町
		台風第17号と前線による大雨。台風が九州南西海上で長時間停滞したため、台風に伴う暖湿気流が瀬戸内海東部に停滞していた前線を刺激し、記録的豪雨となった。このため全県的に各種被害が発生し、なかでも県南東部及び南西部が最も被害が激しかった。	柵原町
1979（昭和54）年 5 月 26 日	ヒョウ害	降ヒョウで町内の被害 1 億1,000万円。	旭町
1979（昭和54）年10月18～19日	台風	台風第20号	中央町
		台風第20号は、九州を縦断して瀬戸内海に進み、岡山県北西部に強い雨が降り、特に町内にあっては短時間に水位が31cmも上がり、浸水被害が発生した。負傷者 3、住家半壊87、床上浸水122、床下浸水109、水田流失埋没3.7ha、水田冠水70ha、畑冠水 3 ha、道路損壊88、橋梁流失 1、橋梁損壊 3、河川損壊191	柵原町
1982（昭和57）年 8 月 7 ～ 8 日	集中豪雨	河川が氾濫し、山崩れ、がけ崩れが発生し、河川護岸、道路、橋梁、用排水路、農地等が決壊。人家の全半壊、床上床下浸水等各所で発生。	中央町
1984（昭和59）年	大雪	積雪35cm。	旭町
1985（昭和60）年 6 月	集中豪雨	局地的集中豪雨、2 億9,000万円余の被害。	旭町
1998（平成10）年10月17日	集中豪雨 台風	3 地区で避難勧告。死者 3 人、重傷者 2 人、軽傷者 1 人。全壊家屋 4 戸、半壊家屋1戸、床上浸水39戸、床下浸水90戸。32億7,776万円の大被害。激甚災害指定（平成10年12月11日閣議決定）	旭町
		台風第10号。時間最大雨量50.5mm。連続雨量223mm。局地的豪雨により県下一の甚大な被害。全壊家屋 3 戸、半壊家屋 2 戸、床上浸水30戸、床下浸水91戸。公共・農林被害箇所2,400箇所。	中央町
		死傷者 4 人、避難住民257人、床上床下浸水297戸。被害総額44億3,800万円。	柵原町
2006（平成18）年 7 月 17 日	集中豪雨	局地的集中豪雨、住家全壊 2 戸。	美咲町

(2) 昭和47年 7 月豪雨時の状況（1972年）

■期間降水量図 出典：気象庁 災害をもたらした気象事例

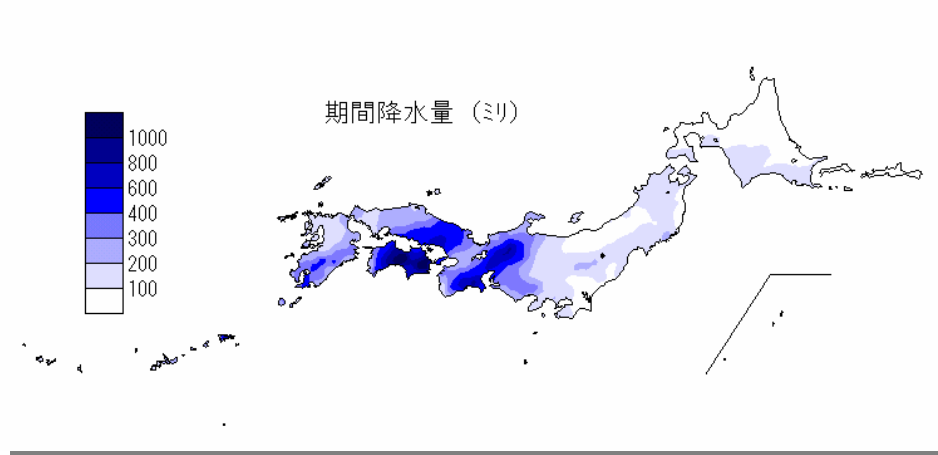


降水量表（昭和47年 7 月 3 日～7 月15日）

地 点 名		期間降水量	最大日降水量		最大 1 時間降水量		最大10分間降水量	
		mm	mm	月 日	mm	月 日	mm	月 日
岡山	岡山県岡山市	261	72.5	7 月11日	17.5	7 月11日	7.5	7 月11日
津山	岡山県津山市	579.5	214.5	7 月11日	34	7 月11日	13	7 月12日

(3) 昭和51年台風第17号の状況（1976年）

■期間降水量図 出典：気象庁 災害をもたらした気象事例



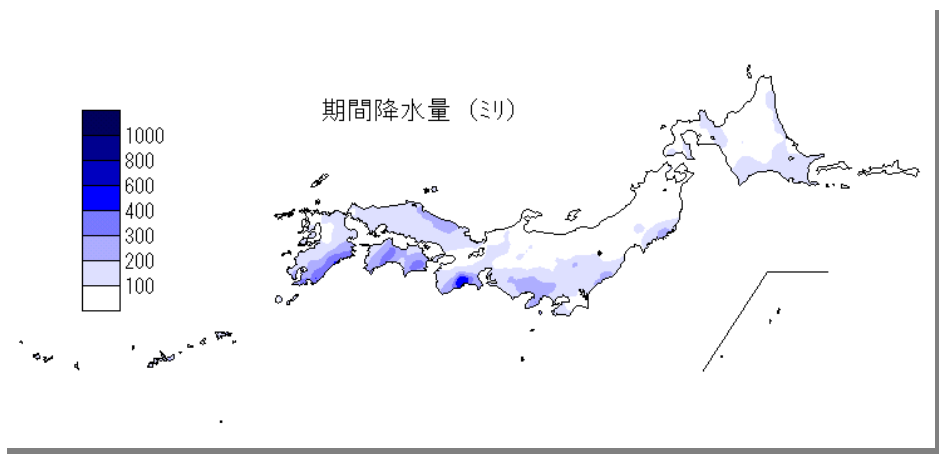
降水量表（昭和51年 9 月 8 日～9 月14日）

地 点 名		期間降水量	最大日降水量		最大 1 時間降水量		最大10分間降水量	
		mm	mm	月 日	mm	月 日	mm	月 日
岡山	岡山県岡山市	407.5	118.5	9 月12日	16	9 月11日	6	9 月 9 日

津山	岡山県津山市	512	143	9月11日	31.5	9月9日	13	9月9日
----	--------	-----	-----	-------	------	------	----	------

(4) 昭和54年台風第20号の状況（1979年）

■期間降水量図 出典：気象庁 災害をもたらした気象事例



降水量表（昭和54年10月10日～10月20日）

地 点 名		期間降水量	最大日降水量		最大1時間降水量		最大10分間降水量	
		mm	mm	月 日	mm	月 日	mm	月 日
岡山	岡山県岡山市	180.5	119.5	10月19日	34	10月19日	7.5	10月19日
津山	岡山県津山市	226	160	10月19日	31	10月19日	7	10月19日

(5) 平成10年、前線、台風第10号の状況（1998年）

■期間降水量図 出典：気象庁 災害をもたらした気象事例



降水量表（平成10年10月15日～10月18日）

地 点 名		期間降水量	最大日降水量	最大1時間降水量	最大10分間降水量
-------	--	-------	--------	----------	-----------

		mm	mm	月 日	mm	月日時分迄	mm	月日時分迄
岡山	岡山県岡山市	119	102	10月17日	26	10/17 21:50	8	10/17 21:05
津山	岡山県津山市	168.5	140.5	10月17日	40.5	10/17 22:19	12	10/18 00:09

3 気象災害（土砂災害を含む）の想定

本町の近年の主な気象災害としては、昭和47年7月の豪雨、昭和51年の台風第17号、昭和54年の台風第20号、平成10年の台風第10号などがある。なお、局地的豪雨をはじめ、同一の気象状況においても、東西に長い町域及び河川流域等の状況から、町内のそれぞれの地区で被害が相当異なる傾向があることに留意する必要がある。いずれの場合も、中小河川の氾濫を伴い、また、地形条件により山崩れ、がけ崩れ等、土砂災害による被害も発生する状況となっている。

(1) 河川の氾濫

本町の河川（旭川、吉井川）については、ここ50年程度で床上浸水等に及ぶ大きな被害を受けたケースが少なくとも6回以上あり、おおむね10年に1度は洪水による被害を受けるものと考えておく必要がある。なお、旭川に関してはダム湖上流にあたり、大きな被害を受けることはないが、吉井川は中流域で河川断面が小さい箇所もあり、ダム放流量などを含む津山盆地での水位の監視が必要である。また、吉井川は浸水想定区域図を作成しているが、旭川は国土交通省、岡山県とも浸水想定区域図を作成していない状況となっている。

(2) 支派川及び内水による氾濫

本町には旭川や吉井川の支流として、通谷川、打穴川などの中規模な河川が谷底平野を流れ、その支流が数多くの谷をつくっている。いずれの河川も勾配は大きく、集中豪雨の際には急に水かさが増す特徴がある。他の河川も含め、大水により堆積と侵食の場所が常に変動する傾向もあり、エリア的には小規模な浸水でも甚大な被害を受けることや、河川施設の被害は、常にあるものと考え必要がある。また、吉井川との合流点に形成される小規模な沖積平野や支川同士が合流する箇所では、排水が滞るため内水による冠水を受けやすい箇所がある。

(3) 土砂災害

本町は、やや急峻な山地など地形条件、風化したマサ土の斜面が多い地質条件に加え、土地利用の制約から集落近くの急傾斜地、土石流危険渓流が極めて多い状況である。今までも土砂災害を受けており、特に甚大な被害に至ることが多いことから注意を要する。

なお、山腹崩壊や急傾斜地の崩壊など斜面崩壊については、雨量（累積雨量を含む）と崩壊の応答が不明確だが、的確な避難情報の基準づくりに努める必要がある。

■土石流危険渓流

	土石流危険渓流Ⅰ	土石流危険渓流Ⅱ	土石流危険渓流に 準ずる渓流Ⅲ	土石流危険渓流 危険箇所計
中央地域	7	28		35
旭地域	17	62		79
柵原地域	52	41		93
美咲町計	76	131		207
備 考	人家5戸以上等の渓 流	人家1～4戸の渓 流	人家はないが今後新 規の住宅立地等が見 込まれる渓流	平成15年4月1日

■急傾斜地

	急傾斜地崩壊 危険箇所Ⅰ	急傾斜地崩壊 危険箇所Ⅱ	急傾斜地崩壊 危険箇所Ⅲ	急傾斜地崩壊 危険箇所計
中央地域	25	78		103
旭地域	25	81		106
柵原地域	41	65		106
美咲町計	91	224		315
備 考	人家5戸以上等の箇 所	人家1～4戸の箇 所	人家はないが今後新 規の住宅立地等が見 込まれる箇所	平成15年4月1日

■地すべり

	地すべり危険箇所数 (砂)	地すべり危険箇所数 (農)	地すべり危険箇所数 (林)	地すべり危険箇所数 計
中央地域	1			1
旭地域	5	1		6
柵原地域	1			1
美咲町計	7	1		8
備 考	国土交通省河川局砂 防部所管箇所	農林水産省	農林水産省林野庁公 表箇所	平成16年4月1日 現在

第3 地震活動状況

1 最近の地震活動状況

(1) 本地域に影響を及ぼす地震の特性

中国山地の南麓に位置する岡山県では、フィリピン海プレート（海側のプレート）が沈み込む南海トラフからは、比較的遠距離に位置することから、南海トラフ沿いの巨大地震（プレート境界地震）の影響が大きい太平洋沿岸地域に比べ被害は少なくなっている。

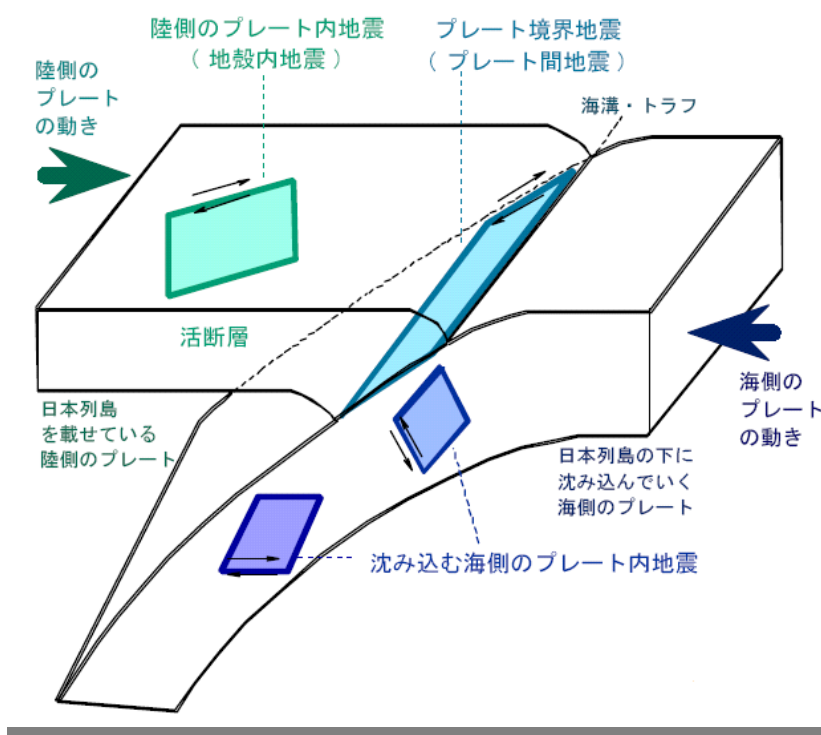
※しかし、南海トラフ沿いの巨大地震のなかで、四国沖から紀伊半島沖が震源域となる地震によって、1946年の南海地震（M8.0）では、県南部の沿岸域を中心に死者52人や家屋全・半壊3,546戸などの被害が生じるなど、その頻度は高い傾向にある。

また、沈み込むフィリピン海プレートと本地域を載せるユーラシアプレート（陸側のプレート）の境界は、本地域では深度が40km程度と深く、陸域を震源とするプレート境界地震及び沈み込む海側のプレート内地震についても、やはり、大きな被害を受けた例は見当たらない。なお、本地域からおおよそ150kmの距離にある芸予地震はこのタイプに属している。

他方、フィリピン海プレートがユーラシアプレートを押し歪（年間5cm程度）を開放するために起こる、陸域のプレート（ユーラシアプレート）内地震（活断層で発生する地震を含む）は、局地的で頻度は低いものの、震源域が浅いため、地域によっては被害が顕著である。868年（貞観10年）の播磨・山城の地震（M7）、1927年の北丹後地震（M7.3）や平成12年鳥取県西部地震（M7.3）などがこのタイプに属している。

■地震の種類 出典：地震動予測値図解説書第1版

（独立行政法人防災科学技術研究所）

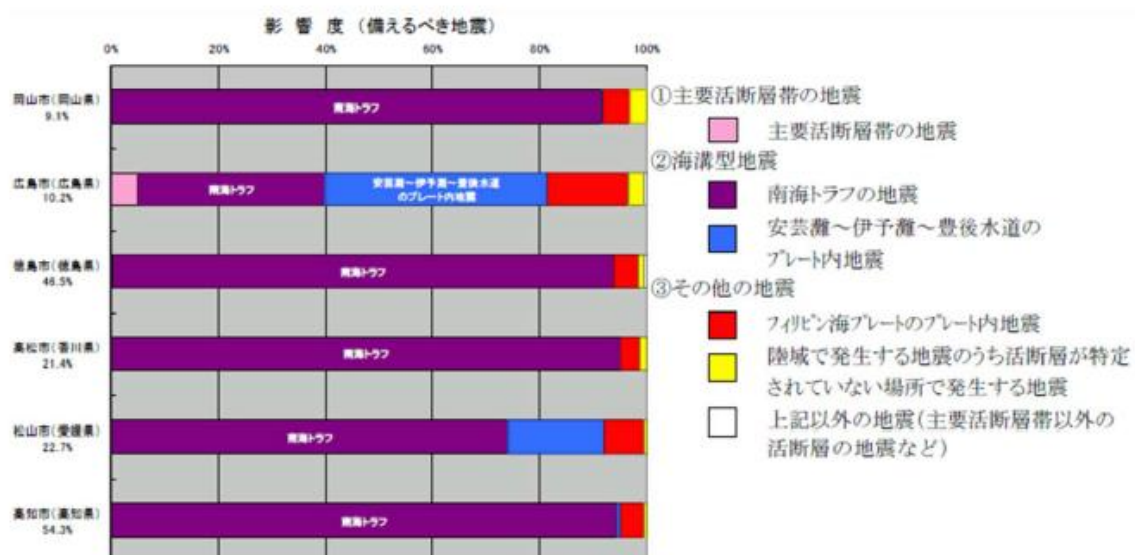


■岡山県に被害をおよぼした主な地震 出典：「日本の地震活動」第2版
(地震調査研究推進本部)

表8-3 岡山県に被害を及ぼした主な地震			
西暦(和暦)	地域(名称)	M	県内の主な被害(カッコは全国での被害)
868. 8. 3 (貞観10)	播磨・山城	7.1	(播磨諸郡の官舎・諸定額寺の堂塔ことごとく頽れ倒れた。)
1707.10.28 (宝永4)	(宝永地震)	8.6	大地震と大風浪あり。住家全壊あり。死者多数。
1710.10. 3 (宝永7)	伯耆・美作	6.5	美作で死者2人、住家倒壊200棟余。
1711.3.19 (正徳1)	因幡・伯耆	6 1/4	因伯両国で死者4人、家屋倒壊380棟。
1854.12.24 (安政1)	(安政南海地震)	8.4	大地震の際に津波があった。
1946.12.21 (昭和21)	(南海地震)	8.0	県南部で被害が大。死者51人、負傷者187人、住家全壊478棟。
2000.10. 6 (平成12)	(平成12年(2000年)鳥取県西部地震)	7.3	負傷者18人、住家全壊7棟。
2001. 3.24 (平成13)	(平成13年(2001年)茨予地震)	6.7	負傷者1人。

なお、本地域近傍には、いわゆる主要活断層(地震調査研究推進本部による“主要98断層”)として山崎断層帯があるが、“陸域で発生する地震のうち活断層が特定されていない場所で発生する地震”による影響が大きいものと評価されている。

■都市毎の地震の影響度 出典：「全国を概観した地震動予測値図」2008年版
(地震調査研究推進本部)



(2) 最近の地震活動の特徴

本地域を含む岡山県の最近の浅い地震活動としては、1997年10月から2007年7月までの期間は以下の図のような状況にあった。岡山県内では、あまり地震は発生していないが、島根県東部の鳥取県境近くなどでM5～6クラスの地震が発生している。この地域には、顕著な活断層がなく、活断層との関連は不明であるとされていた。

平成12年（2000年）鳥取県西部地震の震源域に相当する地域では、小規模な地震が多発し、その後に上記地震（M7.3）が発生した。このことを踏まえると、本地域から20km程度の近距離にある山崎断層帯主部付近などの地震活動について注意する必要がある。

■岡山県とその周辺における小さな地震まで含めた最近の浅い地震活動

出典：「日本の地震活動」第2版（地震調査研究推進本部）

（M2以上、1997年10月～2007年7月、深さ30km以浅）

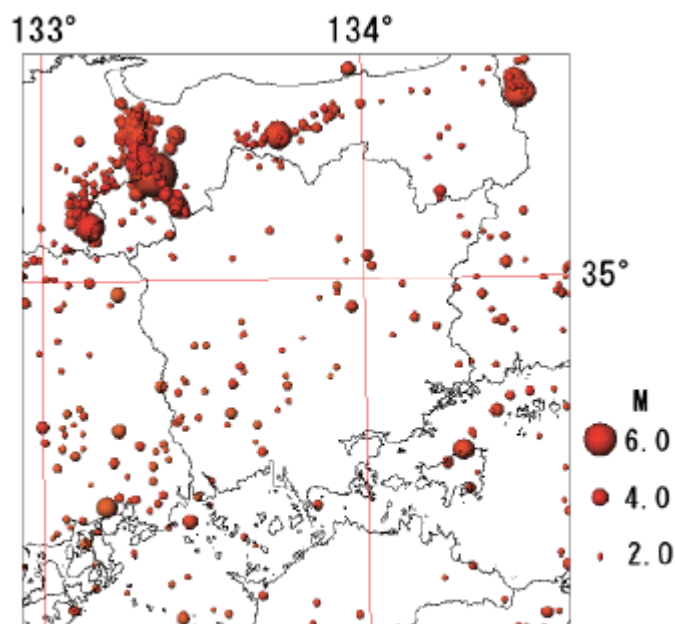


図8-32 岡山県とその周辺における、小さな地震まで含めた最近の浅い場所で発生した地震活動(M2以上1997年10月～2007年7月、深さ30km以浅)

(3) 震度観測値

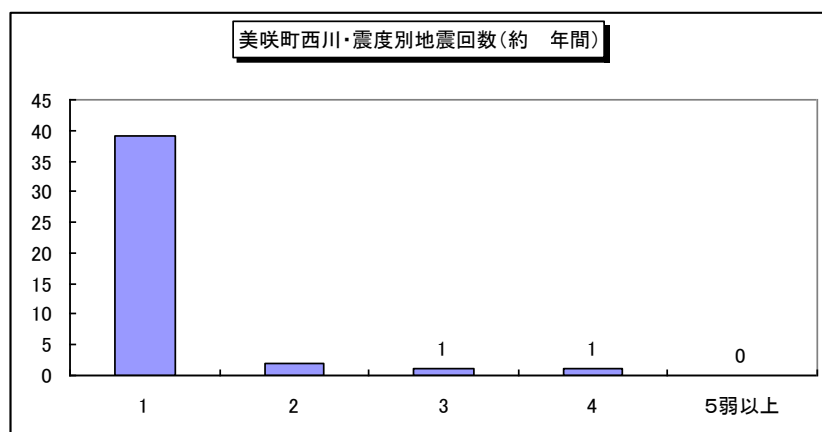
美咲町には、震度観測点として「美咲町原田」（中央地域）、「美咲町西川」（旭地域）、「美咲町久木」（柵原地域）の3つがあり、それぞれ16年弱のデータがある。

ここ16年の「美咲町西川」の震度別地震回数としては、平成12年鳥取県西部地震の際の震度4が最大で、平成13年芸予地震では震度3、震度2以下が51回観測されている。

■美咲町西川の震度別地震回数 資料：気象庁震度データベース

（検索期間 1997/11/10 00:00 - 2012/11/16 24:00）

震度 年	震度 1	震度 2	震度 3	震度 4	5 弱以上
1997年	0	0	0	0	0
1998年	1	0	0	0	0
1999年	4	0	0	0	0
2000年	16	1	0	1	0
2001年	9	0	1	0	0
2002年	5	1	0	0	0
2003年	1	0	0	0	0
2004年	2	0	0	0	0
2005年	1	0	0	0	0
2006年	1	1	0	0	0
2007年	0	1	0	0	0
2008年	1	0	0	0	0
2009年	1	0	0	0	0
2010年	0	0	0	0	0
2011年	4	1	0	0	0
2012年	0	0	0	0	0
総合計	46	5	1	1	0



(4) 震度 1 以上の再来年数の計算

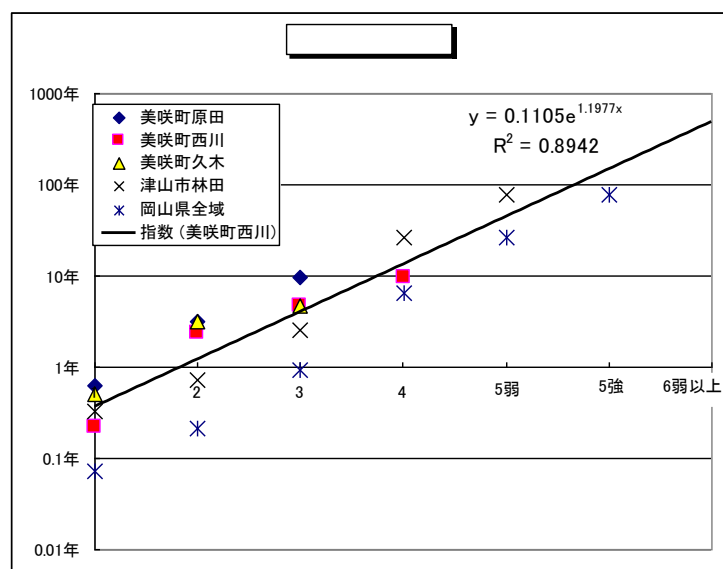
西川観測点での16年間の観測結果(震度別地震回数)から、震度 1 以上が発生する年数を計算すると、震度 4 以上が約10年に 1 回となっている。西川は観測期間が短いため、津山でのデータ(1926年～)を参照すると、震度 4 以上が26年に 1 回、震度 5 弱以上が79年に 1 回と計算される。

なお、西川観測点のデータから震度 1 以上の地震が発生する再来年数を推計すると、震

度 5 弱以上は44年に 1 回、震度 5 強以上は145年に 1 回程度と計算される。

■震度 1 以上の再来年数

	1	2	3	4	5 弱	5 強	6 弱以上
美咲町原田	0.63	3.17	9.50				
美咲町西川	0.22	2.38	4.75	9.50			
美咲町久木	0.50	3.17	4.75				
津山市林田	0.33	0.72	2.55	26.33	79.00		
岡山県全域	0.07	0.22	0.94	6.58	26.33	79.00	

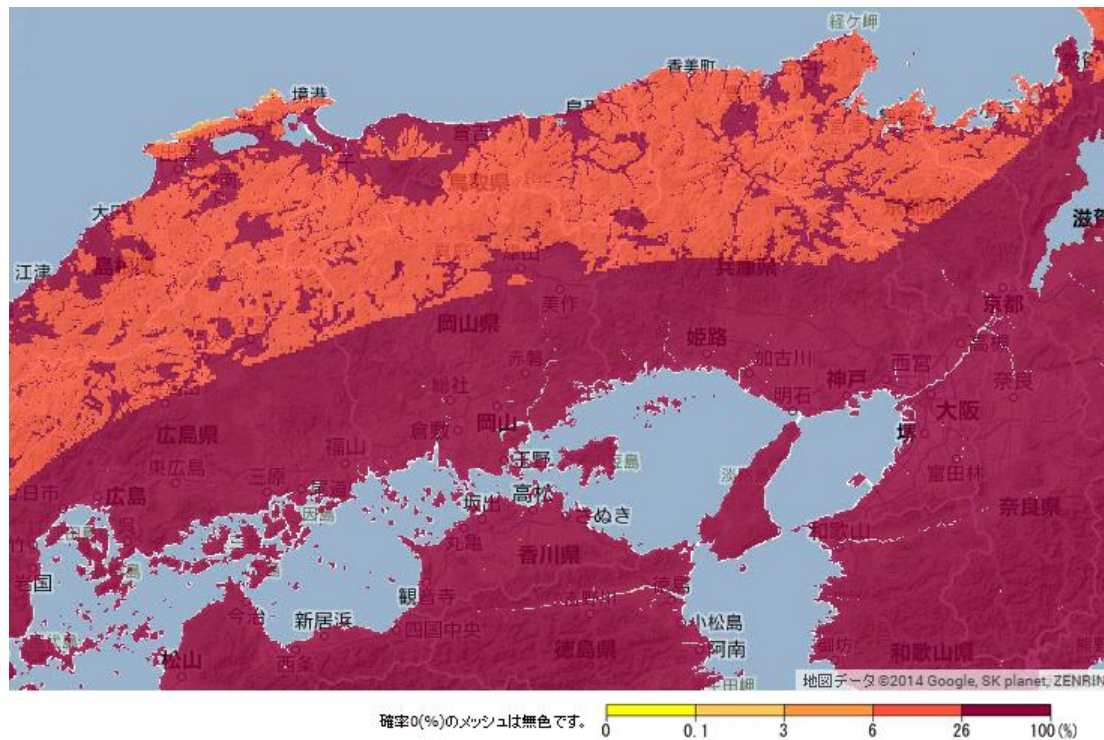


2 起こりうる地震動の確率論的把握

地震調査研究推進本部は、「全国を概観した地震動予測地図」（平成17年3月）を公表しており、また、独立行政法人防災科学技術研究所の「地震ハザードステーション（J-SHIS）」に掲載される、広域及び本町に係る地域についての予測は以下のとおりとなっている。

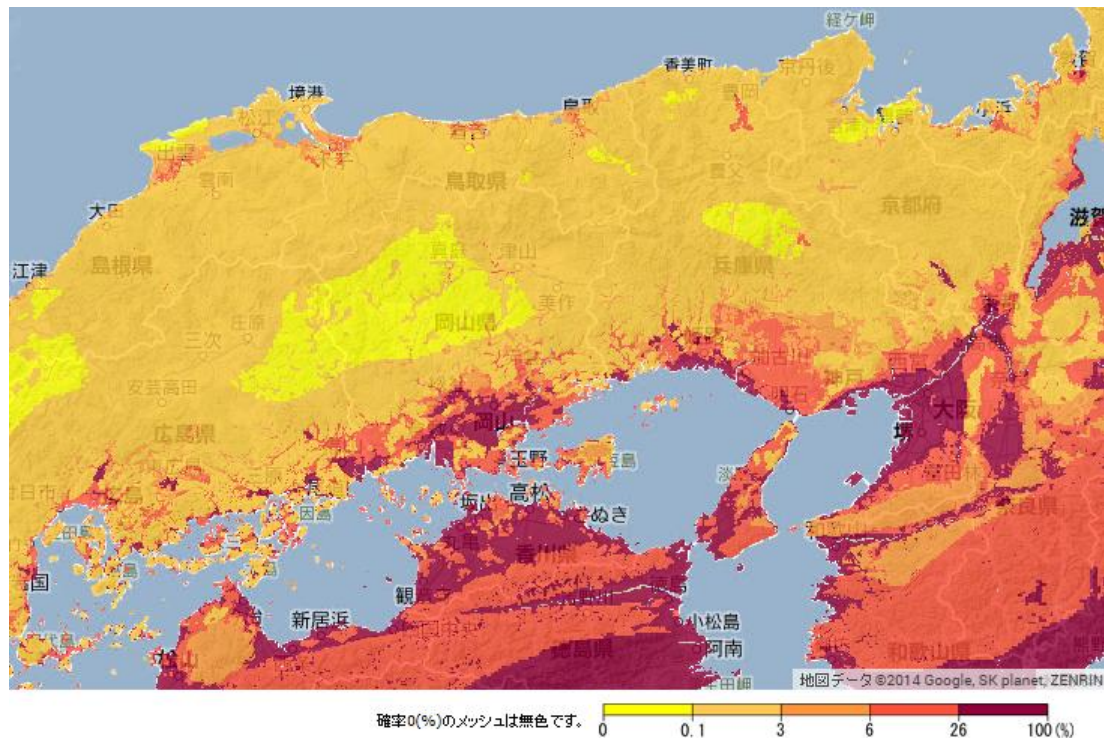
■全ての地震を考慮した場合に30年以内に震度6弱以上の地震動が発生する確率

出典：地震ハザードステーション（J-SHIS）独立行政法人 防災科学技術研究所
（基準日：2013年1月1日）



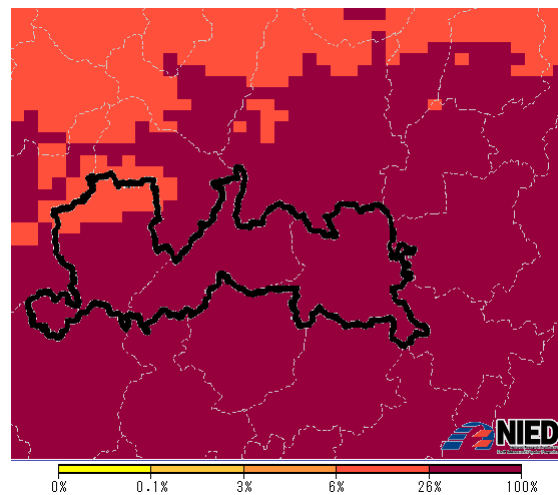
■全ての地震を考慮した場合に30年以内に震度5弱以上の地震動が発生する確率

出典：地震ハザードステーション（J-SHIS）独立行政法人 防災科学技術研究所
（基準日：2013年1月1日）



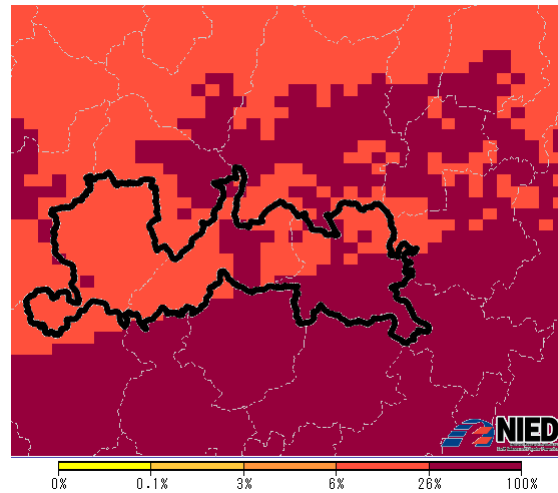
■全ての地震を考慮した場合に30年以内に震度5弱以上の地震動が発生する確率

出典：地震ハザードステーション（J-SHIS）独立行政法人 防災科学技術研究所
（基準日：2008年1月1日）



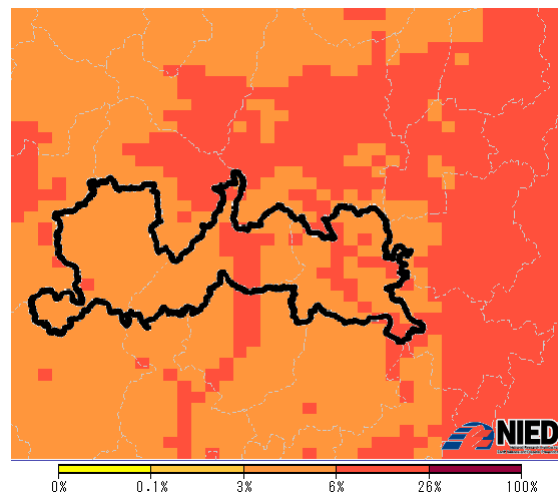
○ 本地域は、全ての地震により、30年以内に震度5弱以上となる確率は26%以上にランクされ、南部では50%弱に達するなど、ほぼ、確実に5弱程度の地震が発生するものと考えられる

■東海～東南海～南海地震を考慮した場合に30年以内に震度5弱以上の地震動が発生する確率 出典：地震ハザードステーション（J-SHIS）独立行政法人 防災科学技術研究所
（基準日：2008年1月1日）



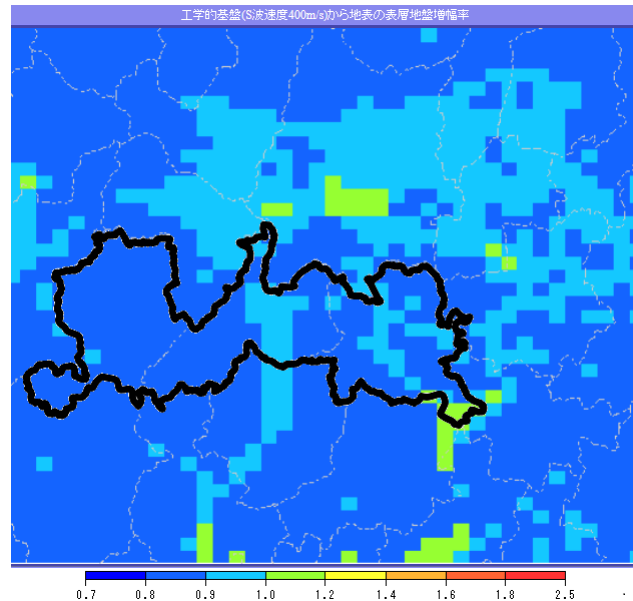
- 本地域は、海溝型（南海トラフ等）地震により、30年以内に震度5弱以上となる確率は6%～26%の地区、26%以上の地区にランクされている。
- 26%以上の地区は主要河川沿いに分布している。

■その他の地震の全てを考慮した場合に30年以内に震度5弱以上の地震動が発生する確率 出典：地震ハザードステーション（J-SHIS）独立行政法人 防災科学技術研究所
（基準日：2008年1月1日）



- 本地域は、海溝型（南海トラフ等）地震を除く地震により、30年以内に震度5弱以上となる確率は3%～6%の地区、6%～26%の地区にランクされている。

■参考：工学的基盤（s波速度400m/s）から地表の表層地盤増幅率 出典：地震ハザードステーション（J-SHIS）独立行政法人 防災科学技術研究所



3 既往地震の状況

(1) 過去の主な地震

本町に残る歴史上の記録では、被害地震は特に記録されておらず、現在までのところ、あまり大きな被害を受けていないものと考えられる。

■本地域に影響を与えた主な地震 出典：旧旭町地域防災計画等

年 月 日	地 震 名 (又は場所)	震 源 地 (又は地域)	M	広域的被害
868. 8. 3 (貞観10年)	播磨・山城		7 以下	播磨諸郡の官舎・諸定額寺の堂塔 ことごとく倒れる。 ※山崎断層に起因する地震と考え られている。
1710. 10. 3	伯耆・美作		6. 5	美作で死者 2 人、住家倒壊200余
1711. 3. 19	因幡・伯耆		$6\frac{1}{4}$	
1995. 1. 17	兵庫県南部地 震	大阪湾	7. 3	死者6,434人、家屋全壊104,906 件、半壊144,274件、一部損壊 390,506件 ※美咲町では特に被害なし
2000. 10. 6	平成12年(2000 年)鳥取県西部 地震	鳥取県西部	7. 3	負傷者182人、家屋全壊435棟、半 壊3,101棟、一部損壊18,544棟 ※美咲町では特に被害なし
2001. 3. 24	平成13年(2001 年)芸予地震	安芸灘	6. 7	死者 2 人、負傷者288人、家屋全 壊70棟、半壊774棟、一部破損 49,223棟 ※美咲町では特に被害なし

■中国・四国地方とその周辺の主な被害地震（～2007年） 出典：地震調査研究推進本部

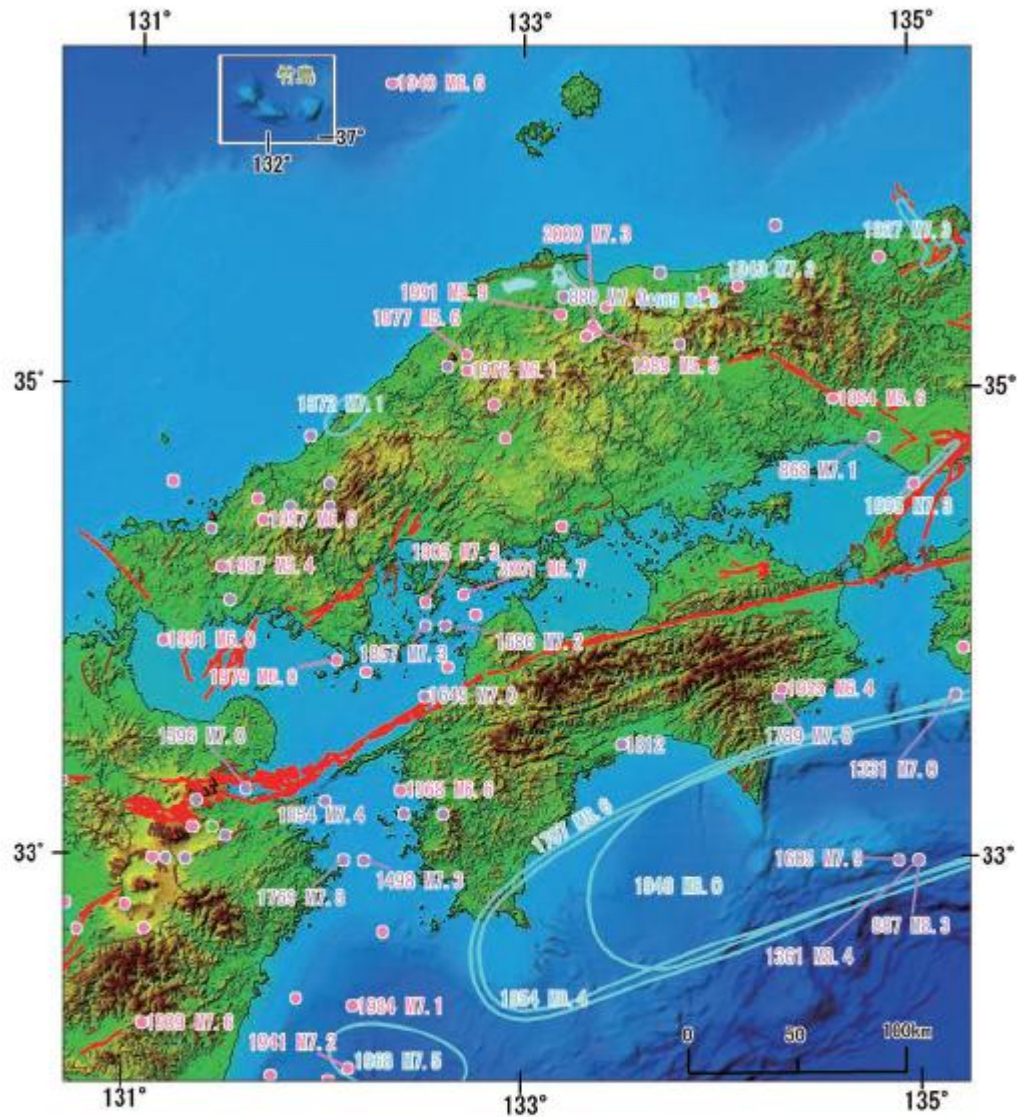


図8-1 中国・四国地方とその周辺で発生した主な被害地震（～2007年）

〔出典は巻末の共通出典一覧参照〕

※「長期評価」については第2章を参照。



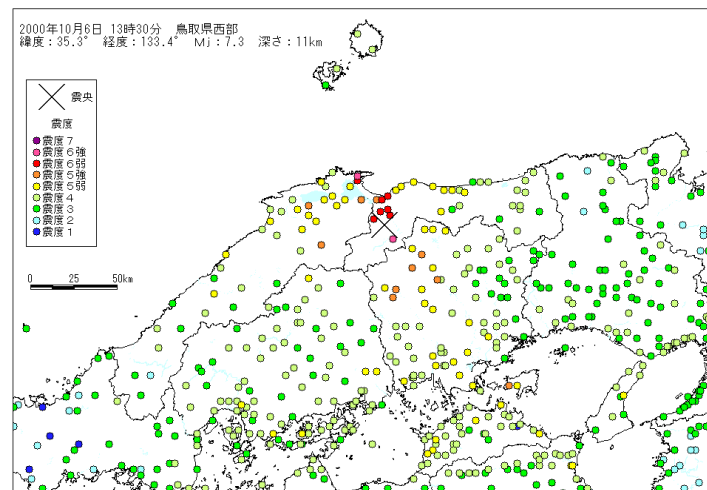
(2) 近年の主な地震の地震動の評価

ア 平成12年鳥取県西部地震

2000年に島根県境に近い鳥取県西部で発生した平成12年鳥取県西部地震では、西川で震度4、原田と久木では震度3を計測した。

発生年月日	震源域・地震名	M	震央位置 深さ	被害		最大 震度	西川の 震度
平成12年（2000 年）10月6日 13:30	鳥取県西部	7.3	35° 16.4' N	負 182	住家全壊435	6強	4
	平成13年（2001年）		133° 20.9' E		半壊 3,101 等		
	鳥取県西部地震		9 km				

■平成12年鳥取県西部地震の震度分布 出典：地震調査研究推進本部 作成：地震予知総合研究振興会

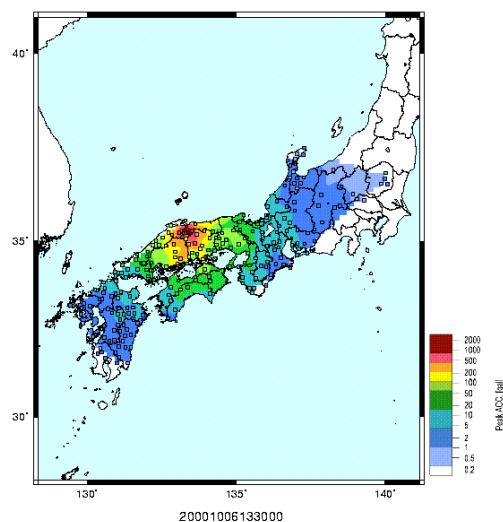


■平成12年鳥取県西部地震の地表最大加速度分布（基盤強震観測網（K i K－n e t））

出典：独立行政法人防災科学技術研究所 防災研究情報センター 強震観測管理室

※最大は鳥取県の日野観測点927gal

MAX ACC (GROUND) KiK-net

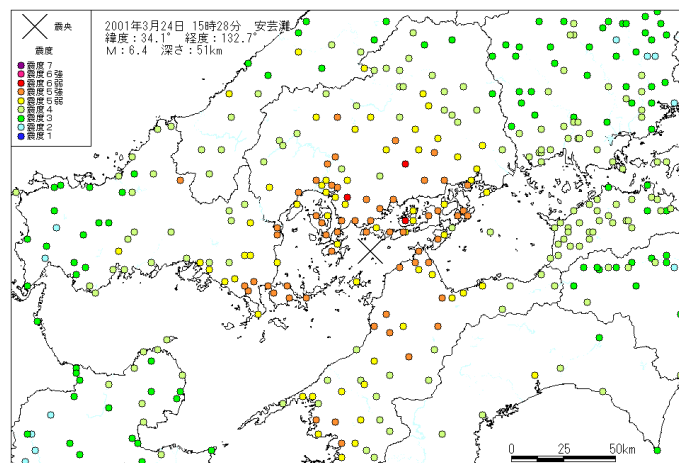


イ 平成13年芸予地震

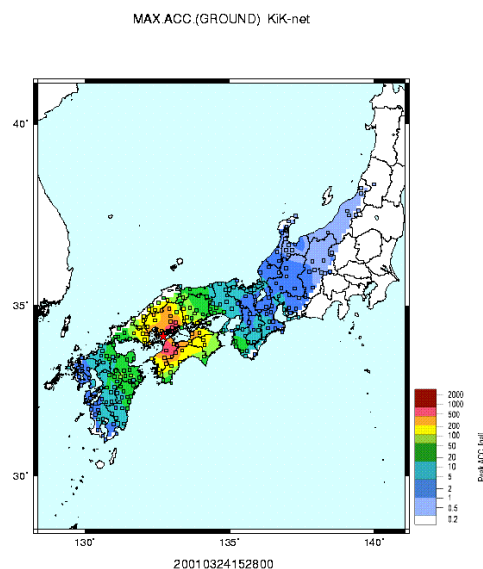
2001年に安芸灘で発生した平成13年芸予地震では、本町の西川、久木では震度3、原田では震度2を計測した。

発生年月日	震源域・地震名	M	震央位置 深さ	被害		最大 震度	西川・久 木の震度
平成13年（2001年） 3月24日 15:27	安芸灘	6.7	34° 7.9' N	死 2	住家全壊 70	6弱	3
	平成13年(2001年) 芸予地震		132° 41.6' E 46km	負 288	半壊 774等		

■平成13年芸予地震の震度分布 出典：地震調査研究推進本部 作成：地震予知総合研究振興会



■平成13年芸予地震の地表最大加速度分布（基盤強震観測網（KiK-net））出典：独立行政法人防災科学技術研究所 防災研究情報センター 強震観測管理室 ※最大は広島県の三原観測点615gal



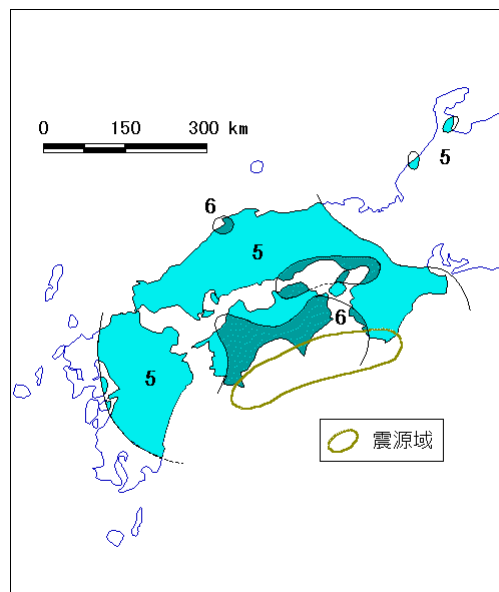
ウ 南海トラフ沿いの地震

南海トラフ沿いの地震は、本地域は遠距離にあり、大きな被害を受けた例はないが、強振動のエリアは広範囲に広がるため、本地域でも震度5弱に達する場合が考えられる。

安政南海地震（1854年 M8.4）は、四国の沖から紀伊半島沖にかけての沿岸部を含んだ南海トラフ沿いの地域を震源域として発生したプレート間地震であり、この地震では、遠く島根県出雲地方でも震度6相当の揺れ、本地域を含む中国地方全体で震度5であったと推定されている。

なお1946年12月21日の南海地震（M8.0）の際は、本地域は震度4程度であったとされている。

■安政南海地震の震度分布 出典：地震調査研究推進本部



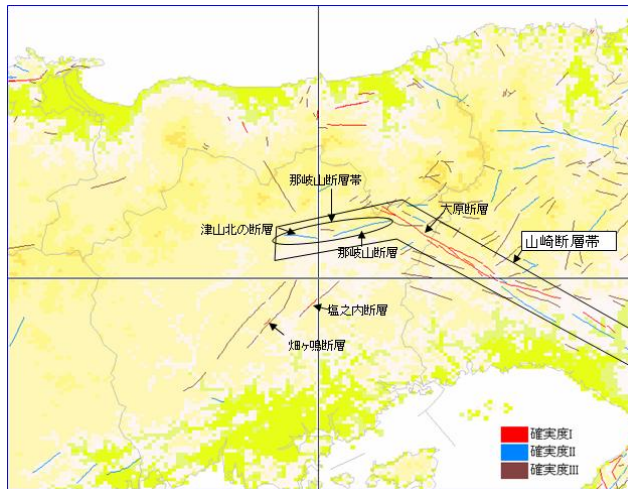
4 周辺活断層の状況

(1) 周辺の活断層の分布

中国地方は、他の地域に比べ大規模な活断層が少ない地域だが、兵庫県及び岡山県北東部に延びる山崎断層帯が知られている。また、これまで顕著な活断層が知られていなかった地域で発生した平成12年鳥取県西部地震など、地表には明瞭なずれを見せない活断層（伏在断層）があり、地震活動帯に対応し存在する可能性が指摘されている。

なお、過去の地震で地表に明瞭なずれを出現させた例を見ると、ほとんどの場合M7以上の地震である。このため、現在確認されている活断層は、その長さから地震規模を計算するだけでなく、M7以上の地震が発生する場合があると考え必要がある。

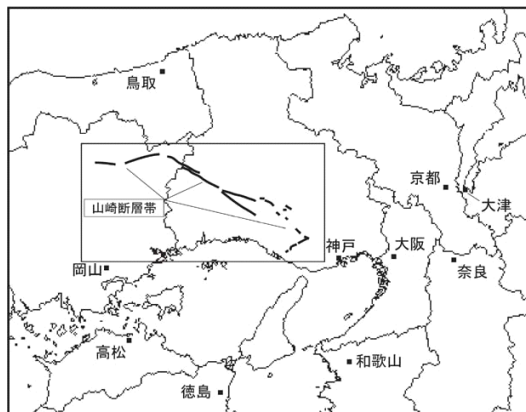
■活断層の分布資料PISCO <http://www.e-pisco.jp/quake/fault/fault.html>



(2) 山崎断層帯の評価

山崎断層帯は、わが国の主要な活断層として地震調査研究推進本部等で以下のような評価が行われるとともに、震度等の想定が行われている。それによると本町では一部に震度5強、ほとんどの地区は震度5弱～震度4になるものと想定されている。

■山崎断層帯の評価 2013/07/19 地震調査研究推進本部地震調査委員会



ア 断層帯の位置及び形状

山崎断層帯は、那岐山断層帯、山崎断層帯主部、草谷断層の3つの起震断層に区分される。

那岐山断層帯は、岡山県苫田郡鏡野町から岡山県勝田郡奈義町に至る断層帯である。長さは約32kmで、ほぼ東西方向に延びており、断層帯の北側が南側に対して相対的に隆起する断層帯である。

山崎断層帯主部は、岡山県美作市から兵庫県三木市に至る断層帯で、ほぼ西北西－東南東方向に一連の断層が連なるように分布している。全体の長さは約80kmで、左横ずれが卓越する断層帯である。

草谷断層は、兵庫県三木市から兵庫県加古川市にかけて分布する断層で、東北東－西南西方向に延びる右横ずれが卓越する断層である。

イ 断層帯の過去の活動

(ア) 那岐山断層帯

那岐山断層帯の平均的な上下方向のずれの速度は約0.06～0.09m／千年であった可能性があるが、最新活動時期の正確な年代は不明である。また、既往の研究成果による直接的なデータではないが、経験則から求めた1回のずれの量と平均的なずれの速度に基づくと、平均活動間隔は約2万4千～5万3千年程度であった可能性がある。

(イ) 山崎断層帯主部

北西部の平均的な左横ずれ速度は、約1m／千年で、最新の活動時期は868年（貞観10年）の播磨国地震であったと推定され、1つ前の活動時期は約3,400年前以後、約2,900年前以前であった可能性がある。活動時の左横ずれ量は約2mで、平均活動間隔は約1,800～2,300年であった可能性がある。

また、南東部の平均的な左横ずれ速度は、0.8m／千年程度であった可能性がある。最新の活動時期は4世紀以後、6世紀以前で、平均活動間隔は3,900年程度であった可能性がある。

(ウ) 草谷断層

草谷断層の平均的な右横ずれ速度は、約0.2m／千年であった可能性がある。最新の活動時期は5世紀以後、12世紀以前と推定され、平均活動間隔は5,000年程度であった可能性がある。

ウ 断層帯の将来の活動

(ア) 那岐山断層帯

那岐山断層帯では、マグニチュード7.3程度の地震が発生する可能性があり、そのとき断層帯の北側が南側に対して2～3m程度高まる段差が生ずる可能性がある。

本断層帯は、最新活動時期が判明していないので、最新活動後の経過率は不明であり、信頼度は低いが、将来このような地震が発生する長期確率は表に示すとおりである。

本評価で得られた地震発生 of 長期確率には幅があるが、その最大値をとると、那岐山断層帯は今後30年の間に地震が発生する確率が我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属することになる。

(イ) 山崎断層帯主部

北西部では、マグニチュード7.7程度の地震が発生する可能性があり、そのときの左横ずれ量は約2～5m程度となる可能性がある。

また、南東部では、マグニチュード7.3程度の地震が発生する可能性があり、そのときの左横ずれ量は3m程度となる可能性がある。

なお、山崎断層帯主部全体が連動して活動すること考えられる。その場合、マグニチュード8.0程度の地震が発生する可能性がある。

本断層帯の最新活動後の経過時間及び将来このような地震が発生する長期確率は表4に示すとおりである。山崎断層帯主部全体が連動して活動する場合の地震発生確率は、北西部と南東部それぞれの地震発生確率を超えないと考えられる。

本評価で得られた地震発生の長期確率には幅があるが、その最大値をとると、北西部は今後30年の間に地震が発生する確率が我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属し、南東部は今後30年の間に地震が発生する確率が我が国の主な活断層の中では高いグループに属することになる。

エ 那岐山断層帯の将来の地震発生確率等

項 目	将来の地震発生確率等	信頼度	備 考
今後 30年以内の地震発生確率	0.06%～0.1%	d	最新活動時期が不明のため、平均活動間隔をもとにポアソン過程で推計した。
今後 50年以内の地震発生確率	0.1%～0.2%		
今後100年以内の地震発生確率	0.2%～0.4%		
今後300年以内の地震発生確率	0.6%～1%		

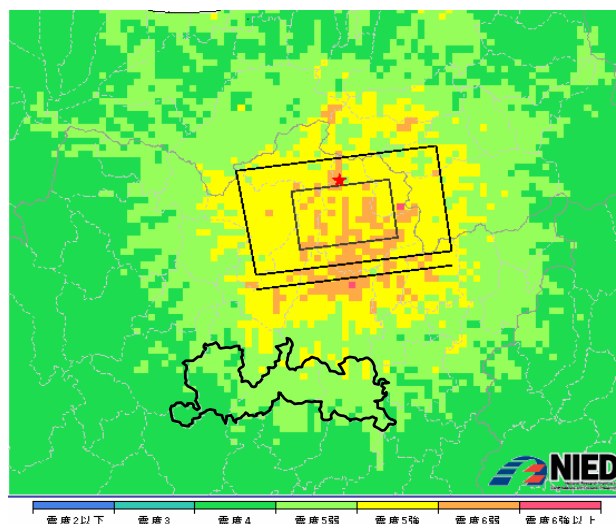
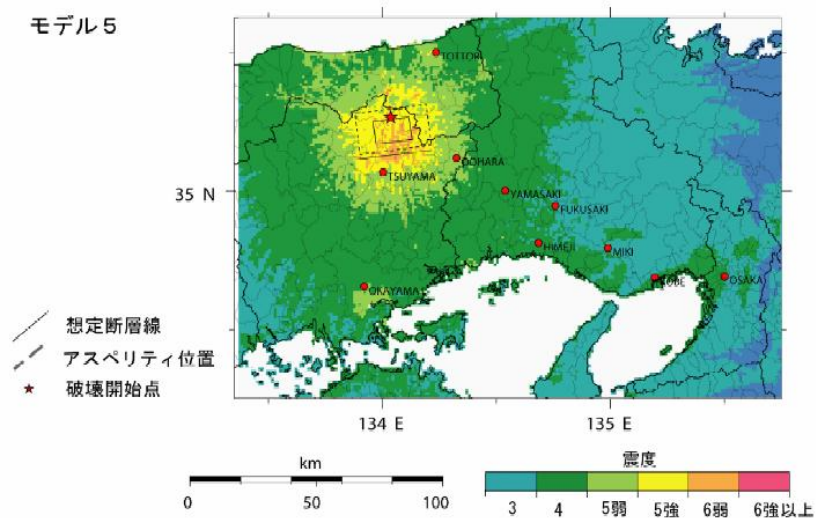
オ 山崎断層主要部の将来の地震発生確率等

項 目	将来の地震発生 確率等	信頼度	備 考
(北西部) 地震後経過率	0.5～0.6	b	発生確率及び集積確率は、文 献7による。
今後 30年以内の地震発生確率	0.09%～1%		
今後 50年以内の地震発生確率	0.2%～2%		
今後100年以内の地震発生確率	0.4%～4%		
今後300年以内の地震発生確率	3%～20%		
集積確率	0.2%～4%		
(南東部) 地震後経過率	0.4	c	
今後 30年以内の地震発生確率	ほぼ0%～0.01%		
今後 50年以内の地震発生確率	ほぼ0%～0.02%		
今後100年以内の地震発生確率	0.002%～0.04%		
今後300年以内の地震発生確率	0.03%～0.3%		
集積確率	ほぼ0%～0.03%		

- (3) 山崎断層帯の地震を想定した強震動評価について（平成17年1月31日 地震調査研究推進本部地震調査委員会）

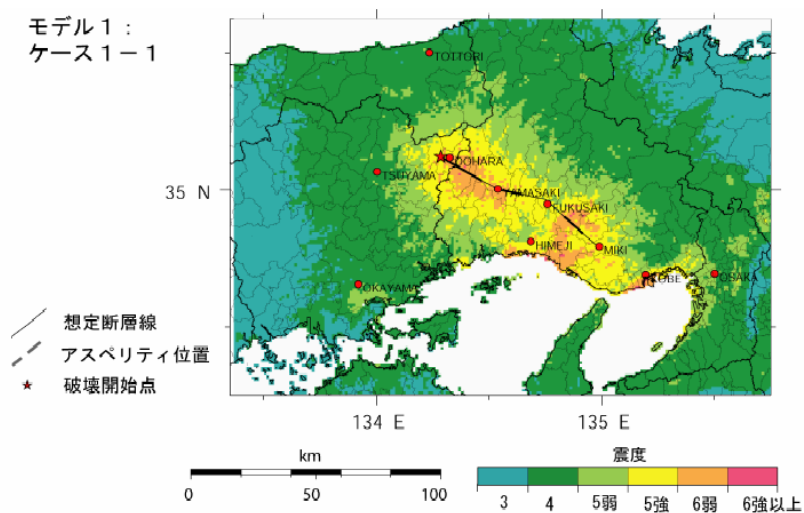
ア 那岐山断層帯の地震の強振動評価

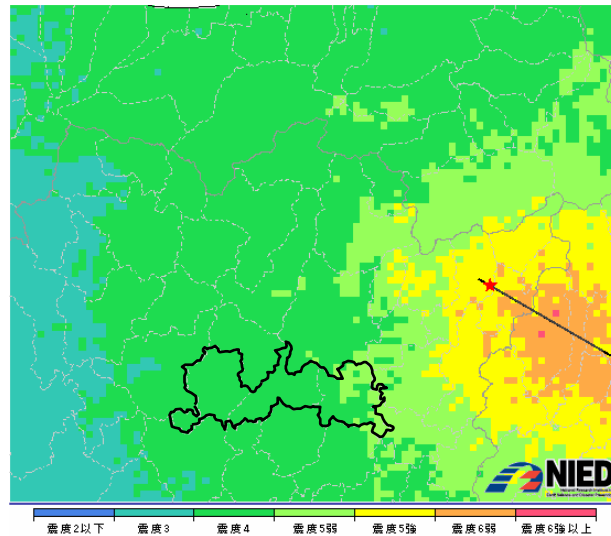
モデル5



イ 山崎断層帯主部の地震の強振動評価

モデル1：
ケース1-1





ウ 美咲町周辺の活断層の状況

活断層については、活断層研究会編『新編 日本の活断層』（東大出版会、1991年）に掲載されており、存在の確かさ（確実度）、過去における活動の程度（活動度）等を評価している。

本町に近距離の活断層について見ると、山崎断層帯を除き近い断層は「畑ヶ鳴断層」及び「塩之内断層」であり、それぞれ長さ3.0km、4.0kmで、活断層の確実度（注）はⅠとなっている。

断層名	確実度	長さ（km）	走行	変位方向		活動度
				隆起側	横ずれ	
①畑ヶ鳴断層	Ⅰ	3	NE	SE	—	B
②塩之内断層	Ⅰ	4	NE	SE	—	C

（注）「確実度」及び「活動度」を表す記号は後述の説明によるものとし、「走行」及び「変位方向（隆起側）」におけるE・W・S・Nは、それぞれ東・西・南・北を意味する。また、「変位方向（横ずれ）」におけるR・Lは、それぞれ右ずれ・左ずれを意味する。

（注）確実度と活動度について、日本では次のランクに分けている。

確実度 Ⅰ：活断層であることが確実なもの

Ⅱ：活断層であると推定されるもの

Ⅲ：活断層の疑いのある形状

活動度 A：第四紀における平均変位速度（＊） 1～10m／千年

B： 〃 0.1～1m／千年

C： 〃 0.1m以下／千年

（注）平均変位速度とは、断層の累積変位量をその変位量を得た断層変位基準の形式年代で割り算したものをいう。

(4) その他の周辺活断層による地震時の震度階想定

本町周辺の既知の活断層は、活動度は畑ヶ鳴断層がB（平均変位速度0.1m～1.0m／千年）、塩之内断層はC（平均変位速度0.1m以下／千年）なので、仮に1回の地震で1mのずれがあるとする、活動頻度は畑ヶ鳴断層は1回／1千年以上、塩之内断層は1回／1万年以上となる。

また、活断層の長さによるマグニチュードの計算式と、震度階の震源距離による減衰則で、本町の震度階を計算すると、地震規模は大きくはないものの近距離であるため、両断層とも最大で震度6弱の震度となる場合も考えられる。

■活断層の長さによるマグニチュードの計算 松田

	長さ（L）km	log（L）	M(マグニチュード)	直線距離
塩之内断層	4	0.602059991	5.836766652	5
畑ヶ鳴断層	3	0.477121255	5.628535425	2

活断層の長さによるマグニチュードの想定：松田時彦（1975）

$$M = ((\log L) + 2.9) \div 0.6$$

※ M：マグニチュード L：活断層の長さ

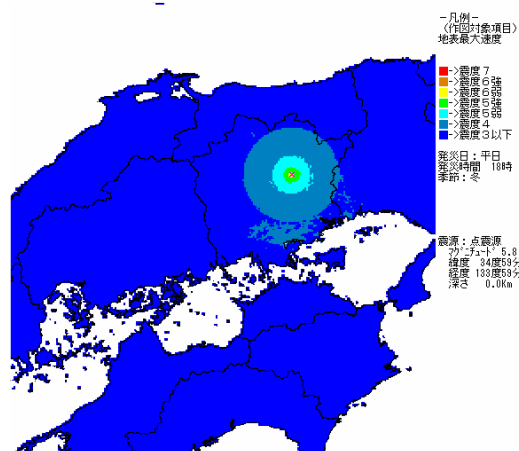
■震度階の震源距離による減衰側（震源距離が100km以内） 河角

	M(マグニチュード)	X(直線距離)	logX	I(震度)	震度階
塩之内断層	5.836766652	5	1.609437929	6.200976	6弱
畑ヶ鳴断層	5.628535425	3	1.0986123	6.261416	6弱

$$I = 2M - 0.8686 \log X - 0.0166X - 3.9916$$

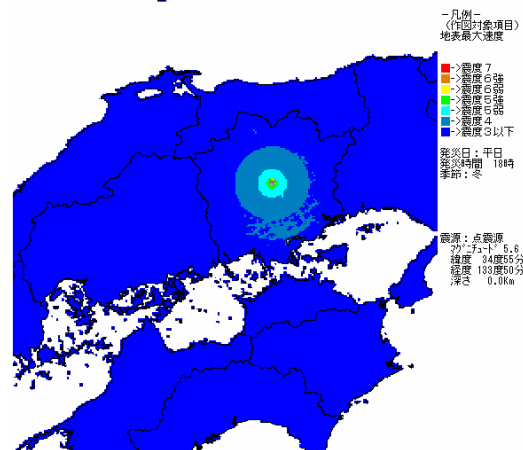
※ I：震度 X：直線距離

■塩之内断層による地震の震度想定



被害想定	地 域 名	震源 距離 (km)	地表最大 速度 (kine)	震度	地表最大 加速度 (gal)	全建物 全壊数	全死者 数	重傷者 数	軽傷者 数	全負傷者 数
塩之内 断層	美咲町中央地域	5.06	24.22	5.5	296.52	9	0	0	67	67
	美咲町旭地域	14.3	8.85	4	95.09	0	0	0	0	0
	美咲町柵原地域	7.3	17.1	5	200.13	0	0	0	0	0

■畑ヶ鳴断層による地震の震度想定



被害想定	地 域 名	震源 距離 (km)	地表最大 速度 (kine)	震度	地表最大 加速度 (gal)	全建物 全壊数	全死者 数	重傷者 数	軽傷者 数	全負傷者 数
畑ヶ鳴 断層	美咲町中央地域	12.26	8.68	4	93.05	0	0	0	0	0
	美咲町旭地域	8.24	12.12	5	135.58	0	0	0	0	0
	美咲町柵原地域	21.37	4.64	4	45.83	0	0	0	0	0

(5) 最大の地震動の検討

【美咲町での最大の地震動】

震源断層を予め特定しにくい地震、例えば活断層が知られていないところで発生する内陸の浅い地震やプレート間の中小地震など、実際には数多くの地震が発生している。

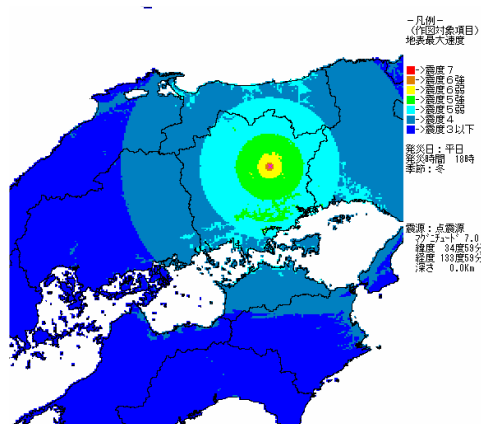
なお、地表で見られる活断層の存在は、少なくともM7程度の地震の発生により形成されたものであるため、その発生確率は極めて低いものの、塩之内断層等が現在確認されているよりも長い断層（20km相当）である場合などを想定し、M7の地震が本町の直近で発生した時の地震動を計算する。

■最大規模の地震動、被害の計算

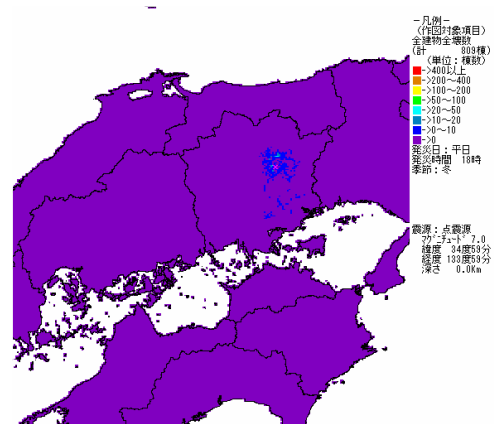
地 域 名	震源距離 (km)	地表最大速度 (kine)	震 度	地表最大加速度 (gal)
美咲町中央地域	5.06	53.15	6	720.77
美咲町旭地域	14.3	29.55	5.5	371.26
美咲町柵原地域	7.3	45.03	6	597.66

地 域 名	全建物 全壊数	全死者数	重傷者数	軽傷者数	全負傷者数	物資供給 対象者数
美咲町中央地域	199	2	2	996	998	1,115
美咲町旭地域	0	0	0	16	16	226
美咲町柵原地域	67	0	0	482	482	705
合 計	266	2	2	1,494	1,496	2,046

■最大規模の地震動（震度）



■最大規模の地震動（建物被害）



第4 岡山県による地震災害の想定

1 想定地震と概要

(1) 想定条件

岡山県では過去の地震活動記録や活断層の分布、活動度、地質状況から6種類のケースの地震を想定している。

なお、地震・津波といった自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、被害想定については、一定の限界があることに留意する必要がある。

	想定地震名	想定地震についての説明	想定マグニ チュード (M)
ア	南海トラフの地震 (東南海・南海地震)	遠州灘西部から土佐湾までの南海トラフの プレート境界面を震源域とする地震	9.0
イ	大原断層の地震	大原断層を原因とする地震	7.2
ウ	中央構造線の一部に よる地震	中央構造線活断層系（四国）の一部を原因 とする地震	8.0
エ	鳥取県西部地震	鳥取県西部の活断層系を原因とする地震	7.3
オ	第2鳥取地震	鳥取県東部から中部にかけての活断層系を 原因とする地震	7.2
カ	松江南方地震	松江南方の活断層系を原因とする地震	7.0

(2) 前提条件

火災による被害は、出火原因となるストーブなどを使用している冬の方が夏よりも大きく、同じく出火原因となる家庭の台所でのガスコンロなどの使用率が高い夕方の方が昼よりも大きく、強風が吹いている時の方が、風が弱い時よりも延焼の危険性が高いため大きくなる。このように、火災の被害想定に際してはどのような前提条件を設定するかが重要である。今回は従来の2つのケースと新たに阪神・淡路大震災のケースを加え、以下の3つのケースを想定した。

ケース区分	季 節	時 間 帯	平 均 風 速
ケースA	冬	17～19時	8 m/秒
ケースB	夏	13～16時	3 m/秒
ケースC	冬	5～6時	3 m/秒

ケースAは、火災による被害が非常に大きくなる条件であり、ケースBは、被害が発生しにくい条件であり、ケースCは、家屋倒壊による人的被害が大きい条件である。

(3) 想定地震の震源域位置図



2 震度等の想定

県で想定している地震のうち本町に最も被害をもたらすと予想される地震は、町の西部から中央部は第2鳥取地震、東部は山崎断層帯の一部である大原断層の地震とされている。

最大の震度階としては町東部の河川沿いで震度5強（大原断層による）となり、その他は震度5弱と想定されている。しかし平成24年8月29日に、国から南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等及び被害想定が公表された。それによれば、本町は従来の5弱から5強に見直されている。また、液状化の可能性については、可能性のない地域がほとんどであるが、町の東南端の吉井川沿いで液状化の可能性が中程度の箇所がわずかに分布している。

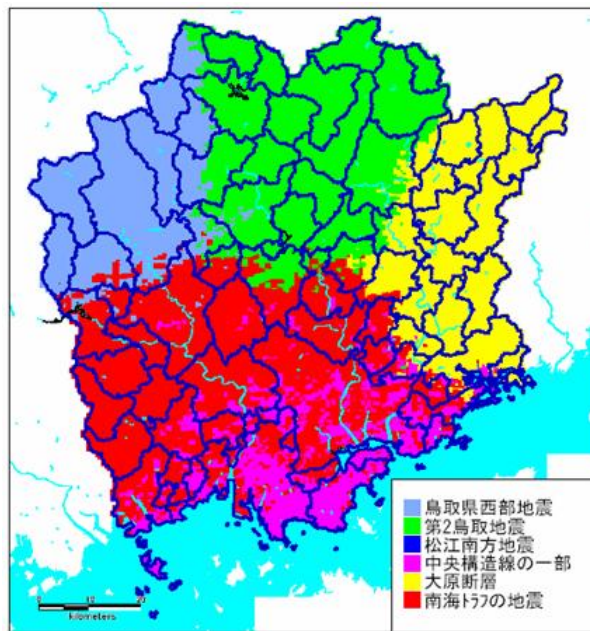


図-1 震度階級の最大値を与える地震

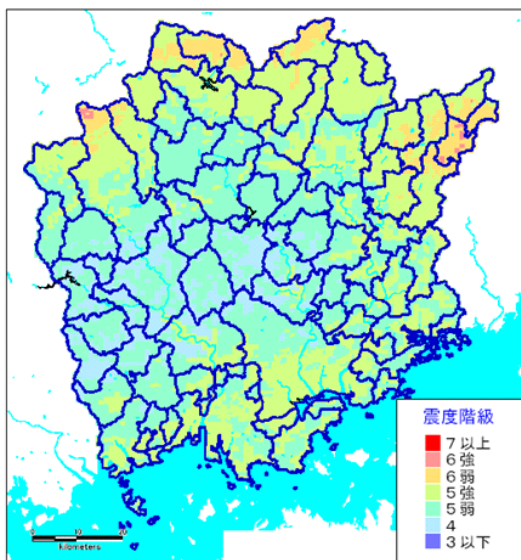


図-2 震度階級の最大値分布図

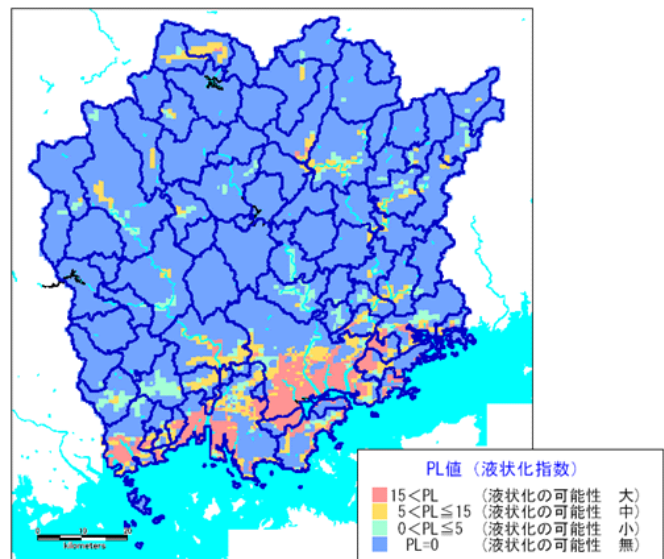


図-3 液状化危険度(PL 値)の最大値分布図

■人的・物的被害想定結果の総括

項 目		鳥取県 西部地震 M=7.3	第2鳥取 地震 M=7.2	松江南方 地震 M=7.0	中央構造 線の一部 M=8.0	大原断層 M=7.2	南海トラフの 地震 M=9.0
地震動	最大震度階級	6強	6強	5強	5強	6強	6強
建物被害	木造大破+	91	502	5	5,934	1,146	※南海トラフ の被害想定 については第 3編震災対 策編第1章 第4節 (P407)以降 に詳細を記載
	非木造大破	(0.01%)	(0.04%)	(0.00%)	(0.50%)	(0.10%)	
	木造中破+	1,595	3,020	14	14,825	11,573	
	非木造中破	(0.14%)	(0.26%)	(0.00%)	(1.25%)	(0.98%)	
合 計		1,686 (0.14%)	3,522 (0.30%)	19 (0.00%)	20,759 (1.76%)	12,719 (1.08%)	
ケースA	焼失棟数		0	12	0	58,068	
	人的被害	死 者	0	2	0	486	
		負傷者	47	262	0	15,407	
		り災者	189	920	8	112,805	
ケースB	焼失棟数		0	0	0	7	
	人的被害	死 者	0	1	0	37	
		負傷者	27	141	0	2,853	
		り災者	189	918	8	10,623	
ケースC	焼失棟数		0	1	0	7,863	
	人的被害	死 者	1	2	0	443	
		負傷者	52	282	0	14,792	
		り災者	189	918	8	20,971	

地震・津波災害履歴

本町周辺においては、過去に大規模地震が発生した記録、津波による災害記録は見当たらないものの、最近では、2000年（平成12年）10月の鳥取県西部地震での旧旭町、2001年（平成13年）3月の安芸灘地震では、震度4を記録している。なお、県下においては、震度4以上をもたらしたと推定される地震では、1938年（昭和13年）県北西部（神郷町と哲多町の境界付近）を震源とするマグニチュード5.5の地震が、県外でも広島県沼隈町で1970年（昭和45年）に記録したマグニチュード4.9の地震がみられる程度である。その後の大きな地震があれば追加で記載する。

東日本大震災では、定期的に起こる大規模地震としてある程度の予測は立てられていたものの、想定外の規模に被害が拡大した経緯がある。一方で、阪神・淡路大震災の例をみても明らかなおり、活断層によってはその存在が確認しにくいことや、有史以来の活動記録がなくても、地震の発生の可能性を否定できないなどの性質があり、現状ではそれによって引き起こされる直下型地震の予知は困難である。

したがって、過去の地震災害履歴を教訓に警戒をしつつ、それだけにとらわれない大規模地震を考慮した対策が必要である。

断層型地震の被害想定

岡山県は、県下に起こり得る下記の断層に起因する5地震について平成7、13年度に評価を行ってきたが、平成14年度に評価手法や各種データを新しい知見や追加データ等によって見直し、再評価を行った。

南海トラフに起因する海溝型の地震については、次節で、記載する。

なお、地震・津波といった自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、被害想定については、一定の限界があることに留意する必要がある。

第1 想定条件

岡山県において、地震防災対策上重要と考えられる地震について歴史地震資料、活断層資料などから検討して次の表のとおり設定した。

	想定地震名	想定地震についての説明	想定マグニチュード
(1)	大原断層の地震	大原断層を原因とする地震	7.2
(2)	中央構造線の一部による地震	中央構造線活断層系（四国）の一部を原因とする地震	8.0
(3)	鳥取県西部地震	鳥取県西部の活断層系を原因とする地震	7.3
(4)	第2鳥取地震	鳥取県東部から中部にかけての活断層系を原因とする地震	7.2
(5)	松江南方地震	松江南方の活断層系を原因とする地震	7.0

出典：岡山県地域防災計画（地震・津波災害対策編）平成25年9月

第2 前提条件

火災による被害は、出火原因となるストーブなどを使用している冬の方が夏よりも大きく、同じく出火原因となる家庭の台所でのガスコンロなどの使用率が高い夕方の方が昼よりも大きい。また、強風が吹いているときの方が風が弱いときよりも延焼の危険性が高いため大きくなる。

このように、火災の被害想定に際してはどのような前提条件を設定するかが重要である。

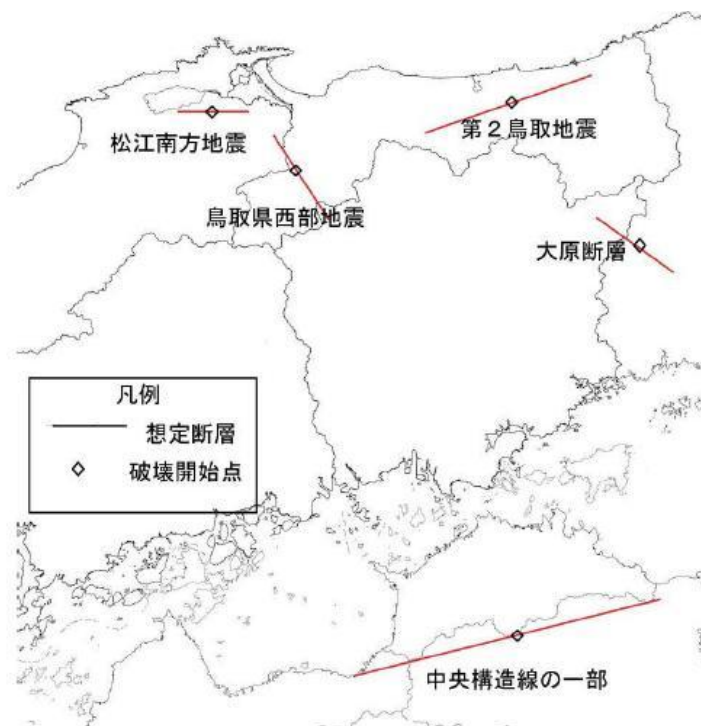
今回は従来の2つのケース（A、B）と新たに阪神・淡路大震災のケース（C）を加え、次の3つのケースを想定した。

ケースAは、火災による被害が非常に大きくなる条件で、ケースBは、被害が発生しにくい条件であり、また、ケースCは、家屋倒壊による人的被害が大きい条件である。

ケース区分	季 節	時 間 帯	平均風速
ケースA	冬	17～19時	8 m／秒
ケースB	夏	13～16時	3 m／秒
ケースC	冬	5～6時	3 m／秒

出典：岡山県地域防災計画（地震・津波災害対策編）平成25年9月

第3 想定地震の震源域位置図



出典：岡山県地域防災計画（地震・津波災害対策編）平成25年9月

第4 震度分布の概況

1 大原断層の地震

震源の直上となる県北東部のごく一部で震度6強をはじめ、震度6弱となる地区があらわれる。震源から離れるに従って急速に地震動は小さくなり、震度5強・5弱となる地域は、県北東部のほか、県中部、県南部の低地であり、その他は震度4以下となっている。

2 中央構造線の一部による地震

震源に近い県南の埋立地、干拓地で震度5強、県南の低地の大半及び県中央部谷底平野で震度5弱となっている。その他は、震度4以下となっている。

3 鳥取県西部地震

震源に近い新見市の一部で震度6強をはじめ、周辺市町村で震度6弱となる。震源から離れるに従って急速に地震動は小さくなり、震度5強・5弱の地域は、県北西部の他、県中南部の低地の一部に存在するが、その他の地域は主として震度4以下となっている。

4 第2鳥取地震

震源に近い真庭市の一部で震度6強をはじめ、周辺市町村において震度6弱となる。震源から離れるに従って地震動は小さくなるものの、児島湾周辺等県南部の埋立地等において広範囲に震度5弱の地域となっている。

5 松江南方地震

震源に近い県北西部の一部市町村で震度5強の地域が現れるものの県下の大半は震度4以下となっている。

第5 液状化発生危険度の概要

1 大原断層の地震

備前市の一部、錦海湾で液状化の可能性が大である。また、県北東部の一部及び県南の埋立地などで液状化が発生する可能性がある。

2 中央構造線の一部による地震

笠岡湾、高梁川河口部、児島湾北部一帯、錦海湾及び瀬戸内海岸の一部で液状化の可能性が大である。また、南海トラフの地震（東南海・南海地震）の場合と同様に、県南の低地、干拓地などで液状化が発生する可能性がある。

3 鳥取県西部地震

震源に近い県北部に位置する市町村の川沿いの一部で、液状化が発生する可能性が見られるが、県下の大半は液状化が発生する可能性はかなり低い。

4 第2鳥取地震

震源に近い県北部の一部市町村の川沿いの一部で液状化が発生する可能性が大である。また、県下の川沿いの一部や埋立地で液状化が発生する可能性がある。

5 松江南方地震

県北部の川沿いの一部においてわずかに液状化が発生する可能性が認められるものの、県下の大半は液状化が発生する可能性はかなり低い。

第6 岡山県の人的・物的被害想定結果

県全域における人的・物的被害の想定結果は、次のとおり。

項 目			鳥取県西部地震	第2鳥取地震	松江南方地震	中央構造線の一部	大原断層
			M=7.3	M=7.2	M=7.0	M=8.0	M=7.2
地震動	最大震度階級		6 強	6 強	5 強	5 強	6 強
建物被害	木造大破＋非木造大破		91 (0.01%)	502 (0.04%)	5 (0.00%)	5,934 (0.50%)	1,146 (0.10%)
	木造中破＋非木造中破		1,595 (0.14%)	3,020 (0.26%)	14 (0.00%)	14,825 (1.25%)	11,573 (0.98%)
	合 計		1,686 (0.14%)	3,522 (0.30%)	19 (0.00%)	20,759 (1.76%)	12,719 (1.08%)
ケースA	焼失棟数		0	12	0	58,068	69
	人的被害	死 者	0	2	0	486	9
		負傷者	47	262	0	15,407	527
		被災者	189	920	8	112,805	1,755
ケースB	焼失棟数		0	0	0	7	0
	人的被害	死 者	0	1	0	37	2
		負傷者	27	141	0	2,853	232
		被災者	189	918	8	10,623	1,751
ケースC	焼失棟数		0	1	0	7,863	2
	人的被害	死 者	1	2	0	443	6
		負傷者	52	282	0	14,792	464
		被災者	189	918	8	20,971	1,751

出典：岡山県地域防災計画（地震・津波災害対策編）平成 25 年 9 月

南海トラフの巨大地震の被害想定

第1 南海トラフを震源とする地震

「東日本大震災」では、想定をはるかに超える地震・津波により、東北地方を中心とした広い地域が被災し、特に、津波の襲来により多くの死傷者が発生した。

国においては、この震災の教訓から、これまでの地震・津波対策の大幅な見直しを行うこととした。その見直しの中で、発生確率が高いと言われている東海地震、これに東南海、南海地震が同時に発生した場合の3連動の地震、いわゆる「南海トラフの巨大地震」の発生を想定し、最新の科学的知見に基づき、この最大クラスの地震・津波についての被害想定が公表された。

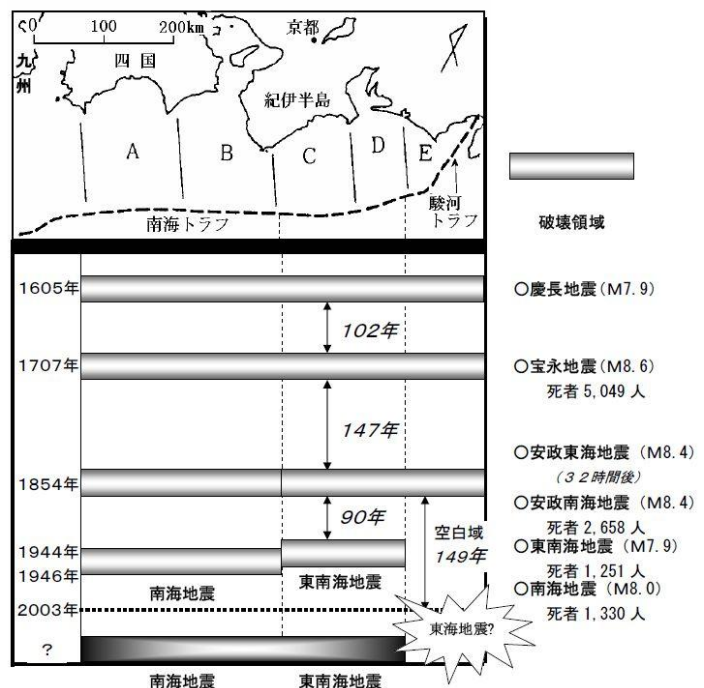
その想定では、かつてない大きな地震動と津波が発生し、その被害は広範囲で、国難ともいえるべき大きな人的、経済的被害を被ることとされている。その被害を最小限とするための対策については、ハード・ソフト施策を柔軟に組み合わせて総動員し、地域の状況に応じた総合的な対策を講じることとされている。

1 南海トラフの巨大地震の被害想定調査について（平成24年度）

岡山県においても、この南海トラフを震源とする地震は、約100～150年の間隔で大地震が発生しており、近年では、昭和南海地震（1946年）がこれに当たる。すでに、昭和南海地震が起きてから70年近くが経過しており、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まってきている。国の研究機関の試算では、南海トラフ全域での地震発生確率を評価しており、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの規模の地震発生確率は、60～70%とされており、その発生が危惧されるところである。

岡山県において今回算定した被害想定は、具体的な被害を算定し被害の全体像、被害規模を明らかにすることにより、県民に防災対策の必要性を周知し、広域的な防災対策の立案等に活用するための基礎資料であり、地震・津波対策の本県の大綱である地域防災計画の予防対策、応急対策、復旧対策の各段階に深く根ざすものであることから、県独自により詳細なデータ等を加味し再評価を行ったものである。

しかし、この想定地震の発生頻度は極めて低く、次に発生する地震を明示したものではないことに留意する必要がある。



南海トラフでの過去の地震活動

出典：岡山県地震・津波被害想定調査 平成25年7月

2 想定条件

内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」で検討された地震、地震規模はマグニチュード（Mw）9クラスで、想定する震源域は駿河湾から日向灘に至る巨大地震である。県域に最大級の被害をもたらすことが予想され、地震防災対策上、最重要と考えられる地震として最新のデータ、知見を用いて設定した。

3 前提条件

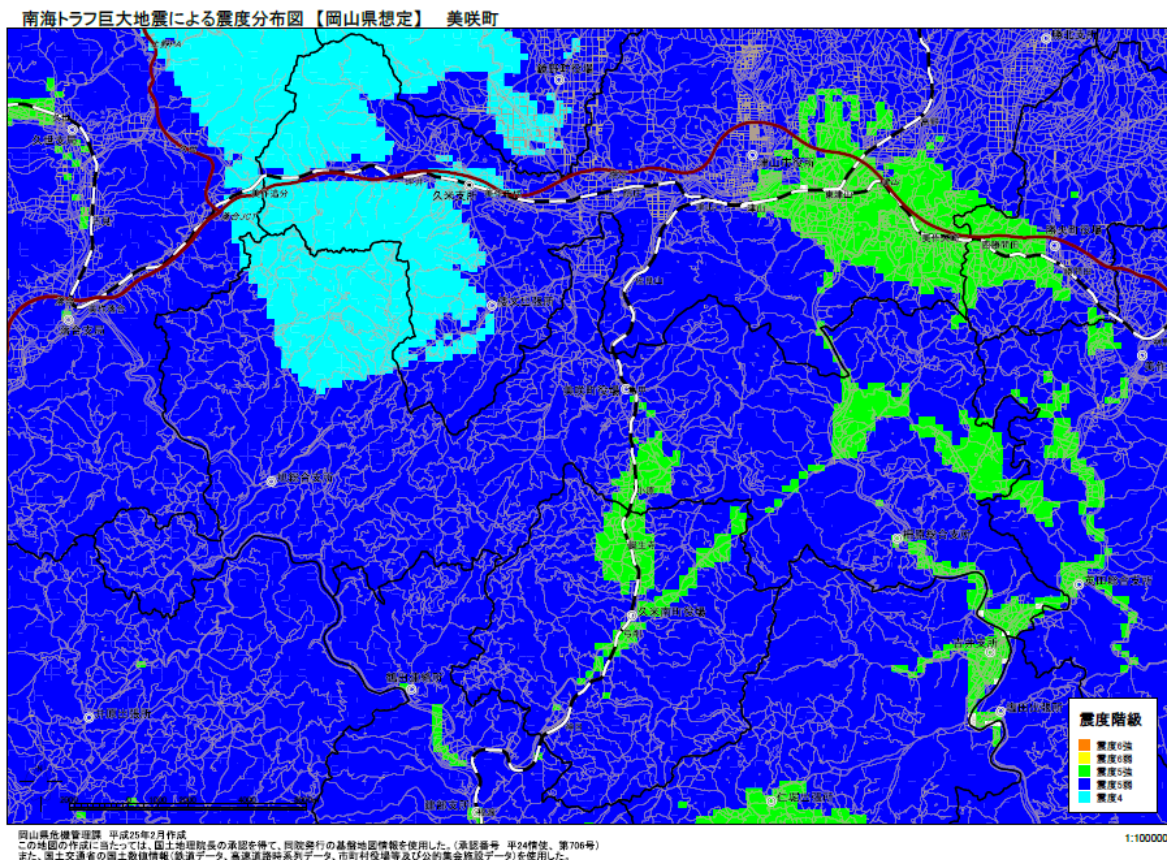
火災による被害は、出火原因となるストーブなどを使用している冬の方が夏よりも発生確率が高いことから大きくなる。また、同じく出火原因となる家庭の台所でのガスコンロなどの使用率が高い夕方の方が昼よりも大きくなり、風が強く吹いている時の方が風が弱い時よりも延焼の可能性が高いために大きくなる。

このように火災の被害想定に際しては、どのような前提条件を設定するかが重要となる。
前提条件による想定される被害の特徴

シーン設定	想定される被害の特徴
①冬 深夜	・ 自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れることにもなる。 ・ オフィスや繁華街の滞留者や、鉄道・道路利用者が少ない。
②夏 昼 12 時	・ オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するケースが多い。 ・ 木造建物内滞留人口は、1 日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数はシーン①と比較して少ない。
③冬 夕 18 時	・ 住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・ オフィスや繁華街周辺のほか、駅にも滞留者が多数存在する。 ・ 鉄道、道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況でもあり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

出典：岡山県地域防災計画（地震・津波災害対策編）平成 25 年 9 月

第2 南海トラフの巨大地震による震度分布・液状化



1 地震による被害

南海トラフの巨大地震による美咲町の震度分布では、5強が想定される。

美咲町では、過去数十年間、震度6を超えるような大きな地震動は経験していない。どんな大きな地震動でも、地震動そのもので命を落とすことは少ない。実際に、東日本大震災の死傷者の多くの死因は、津波に起因するものであった。地震では、建物や家具等の倒壊などの二次的要因により死傷する。言い換えればこの二次的要因の予防措置により、その被害を大幅に減少させることができる。

長期的に見れば、地震動による被害自体は縮小傾向にある。これは、建築物の耐震性、耐火性が、昭和56年の建築基準法の改正以後、着実に向上したことによるもので、今後も更新される建物の増加により、建物総量に占める耐震性を有する建物の比率は高まり、建物自体の崩壊による被害は減少していくと見込まれる。

美咲町の計測震度

最大震度	最小震度	平均	平均+標準偏差
5.25	4.37	4.70	4.89

出典：岡山県地震・津波被害想定調査 平成25年7月

2 地震による被害への対応

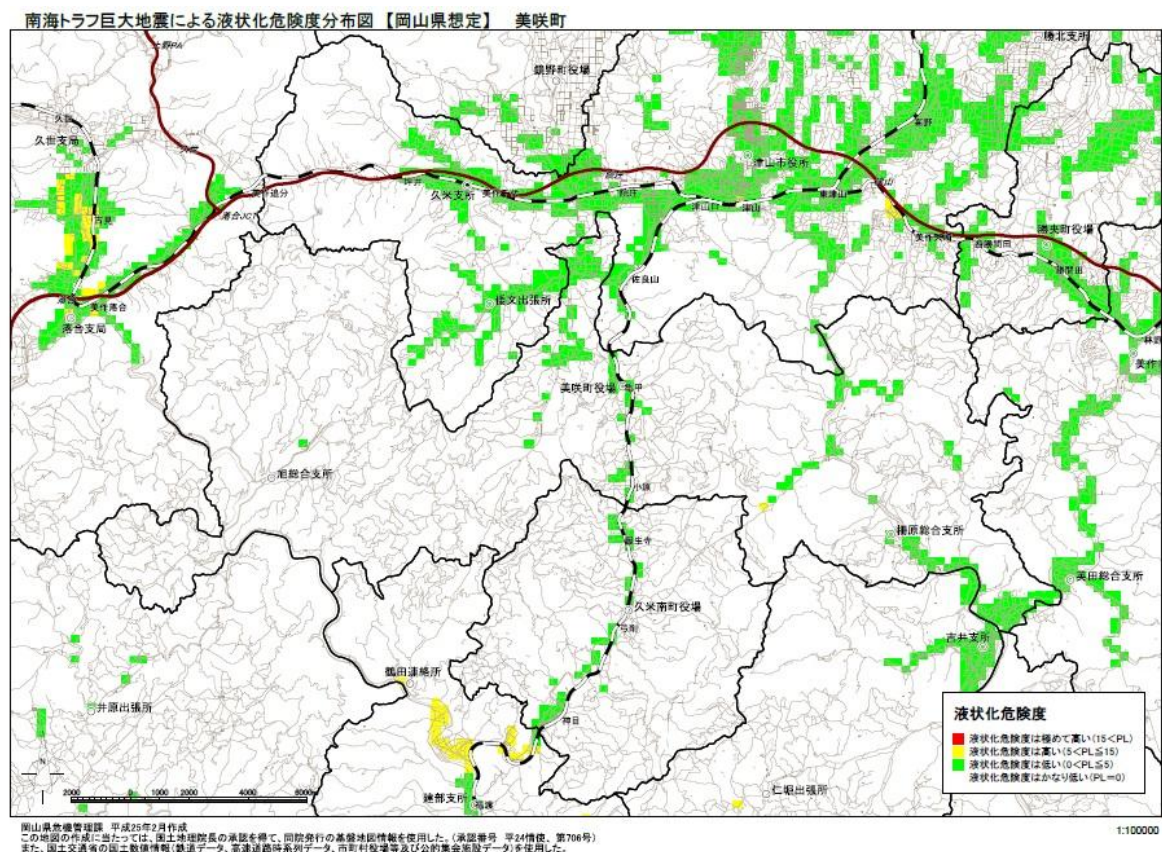
地震動には、建築物の耐震診断・改修、インフラの耐震化等の強化が重要である。

大地震の被害は、多種多様であるが、被害を避けるための特効薬はない。

家庭においては、家具等の転倒防止、水、食料品、生活必要物資などの備蓄、火を止めることや、脱出口の確保、社会においては、多様な主体がそれぞれ身近に起こり得る被害を想像し、その被害への対応を着実に行之、それぞれが連携して対応すれば、大きな被害を出すことは避けられる。

まずは、住民一人ひとりが被害を極力軽減させるよう、「命を守る」ことを基本として、「減災」の考え方に基づいた取組を着実に推進し、地域社会の一員として「共助」し、地域の安全を確保し、社会の一員として「公助」に協力することが必要である。

3 液状化による被害



強い地震動が続くと水を含んだ地盤自体が液体状となり流動化する。その結果、地盤上の建物等の自重の支持が不可能となり、建物基礎の破壊、建物への損傷や不同沈下を生じる。特に過去に河口や海岸近辺、ため池であったような場所又は埋立地など、水に関係する緩い砂質土の地域などで顕著な現象である。現況では河川や海岸からは距離がある場所であっても、その土地の形成履歴を調査すると、いわゆる地盤（土地の支持層）が相当深い場合や地下水位が高い場合がある。このような地域では、地盤調査の上、相当の液状化対策が必要である。

液状化分布図では、美咲町は、液状化危険度の低い場所がほとんどであるが、1箇所、液状化危険度の高い場所がある。また、歴史的に過去の地震動の発生時に液状化被害のあった場所においては、再度、液状化が再現される可能性が高いといわれており、こうした地域においても注意が必要である。

住民一人ひとりが、貴重な財産や安心して暮らせる環境を守っていくためにも、この分布図を

活かし、地域の特性を正確に掴み、今後の地震動での液状化による被害を最小化するよう取り組む必要がある。

4 液状化の対策

現在、液状化被害の予防的対策として完全なものはない。特に既存建物等の地盤強化においては、既存建物を維持したまま、その地下部分に施工する必要があり、空地に比し高い対策費用が必要となる場合が多い。液状化については、現況にとらわれず、その地域の土地の組成、歴史に関心を持ち、必ず事前に地盤調査を履行し、地域の土地の状況、組成、地盤特性などを理解した上で、適切な対策に取り組む必要がある。

<参考>液状化対策工法の類型には、以下のようなものがある。

- ◎締め固め：地盤自体の密度を高め、固い地盤を作る。
- ◎脱水：地下水の排水路を設け、土地の含水量を低下させる。
- ◎固結：セメントなどで地盤自体を固化し、液状化を防ぐ。
- ◎地中壁：地中に区画壁を構築し、建物破壊、不同沈下に抗する。
- ◎杭打：支持地盤への杭打ちにより基礎を補強する。

第3 人的・物的被害想定結果

1 県全体

県全域における人的・物的被害の想定結果は、次のとおり。

(1) 建物被害（被害が最大となるもの：①冬・18時）

建 物 被 害	
項目	全壊
揺れによる全壊	4,690
液状化による全壊	1,036
津波による全壊	8,817(318)
急傾斜地崩壊による全壊	221
地震火災による消失	3,901(3,911)
合 計（棟）	18,665

※（ ）内の数字はパターン2のもの

出典：岡山県地域防災計画（地震・津波災害対策編）平成25年9月

(2) 人的被害（被害が最大となるもの：①冬・深夜）

人 的 被 害		
項目	死者	負傷者
建物倒壊による	305	7,534
津波による	2,786(40)	4,184(73)
急傾斜地崩壊による	20	25
地震火災による	0	2
屋外落下物等による	0	0
合 計(人)	3,111	11,745

※（ ）内の数字はパターン2のもの

出典：岡山県地域防災計画（地震・津波災害対策編）平成25年9月

(3) ライフライン被害

(千人)

	全体	区分	被災 直後	被災 1 日後	被災 1 週間後	被災 1 ヶ月後
上水道 (人)	給水人口	断水人口	933	525	283	14
	1,945		48%	27%	15%	1%
下水道 (人)	処理人口	支障人口	1,017	402	393(41)	-
	1,193		85%	34%(4%)	33%(3%)	-
電力 (軒)	電灯軒数	停電軒数	906	23	-	-
	1,163		78%	2%	-	-
固定電話 (回線)	世帯数	不通回線	346	8	4	-
	444		78%	2%	1%	-
都市ガス (戸)	需要家数	停止戸数	31	29	22	-
	116		26%	25%	19%	-

※ () 内の数字はパターン 2 のもの

※電力の停電軒数は機器点検による停電を含む。

※固定電話の不通は停電によるものとする。

※復旧状況は物資等の調達状況により変動する。

出典：岡山県地域防災計画（地震・津波災害対策編）平成 25 年 9 月

2 美咲町の被害想定

本町における震度、液状化、人的・物的被害の状況は、次のとおりである。

(1) 建物被害

建物被害 要因	全建物数 (棟)	全壊数 (棟)	半壊数 (棟)	全壊率 (%)	半壊率 (%)
揺れによる	7,150	0	4	0.0	0.1
液状化による	7,150	0	0	0.0	0.0
急傾斜地崩壊による	7,150	0	0	0.0	0.0

出典：岡山県地震・津波被害想定調査 平成 25 年 7 月

(2) 人的被害

ア 人口の現況 (人)

深夜	昼 12 時	夕 18 時
15,642	13,811	14,543

出典：岡山県地震・津波被害想定調査 平成 25 年 7 月

イ 人的被害 (人)

	冬深夜			夏 12 時			冬 18 時		
要因	死 者	負傷者	重傷者	死 者	負傷者	重傷者	死 者	負傷者	重傷者
建物倒壊	0	1	0	0	0	0	0	0	0
急傾斜地崩壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0
火災	0	0	0	0	0	0	0	0	0
屋外転倒物・落下物	0	0	0	0	0	0	0	0	0
屋内転倒・落下物	0	2	0	0	2	0	0	2	0

出典：岡山県地震・津波被害想定調査 平成 25 年 7 月

ウ 自力脱出困難者（建物倒壊に伴う要救助者） (人)

冬深夜	夏 12 時	冬 18 時
0	0	0

出典：岡山県地震・津波被害想定調査 平成 25 年 7 月

(3) ライフライン被害

	全体	区分	被災直後	被災 1 日後	被災 1 週間後	被災 1 ヶ月後
上水道	給水人口	断水人口	528	470	0	0
(人)	15,642		3.4%	3.0%	0.0%	0.0%
下水道	処理人口	支障人口	1,046	72	0	0
(人)	5,318		19.7%	1.4%	0.0%	0.0%
電力	電灯軒数	停電軒数	2,286	0.1	0	0
(軒)	11,626		19.7%	0.0%	0.0%	0.0%

出典：岡山県地震・津波被害想定調査 平成 25 年 7 月

第 4 減災効果

1 建物の耐震化の促進

岡山県における住宅の耐震化率は平成 22 年度末で約 73%となっている。旧耐震基準の建物の建て替えや耐震化を推進し、耐震化率を 100%にした場合には、建物の全壊棟数は 8 割以上（約 4,000 棟）軽減されるとともに、建物の倒壊による死者数も約 8 割以上（約 260 人）軽減できる。

住宅の耐震化により、建物が倒壊し自力脱出が困難となる人を大幅に削減でき、また、こうした建物の中への閉じ込めによる津波の被害者も軽減できる。

さらに、建物倒壊によって、火気器具・電熱器具などからの出火や避難路の閉塞も考えられるが、建物が倒壊しないように耐震化を実施することによって、延焼拡大時の避難路の確保も可能となり、火災による死者数も軽減できる。

加えて、建物被害が減ることにより、地震後も自宅に留まることが可能となり、避難者数も軽減できる。

2 家具等の転倒・落下防止対策の強化

岡山県における家具等の転倒・落下防止対策実施率は、平成 24 年 9 月の「防災対策に関するアンケート調査」によると、約 15.4%の世帯が対策を実施していると回答している。

この実施率を 100%にすることで、死傷者数は約 30%に軽減できる。さらに、屋外に迅速に避難することも可能となるので、津波から避難するためにも、家具等の転倒・落下防止対策を行うことが重要である。

第 5 被害想定を活かす

被害想定の結果は、ともすれば不安感だけを募らせ、これまでの防災対策自体が無意味であるようにも思えるが、しっかりと対策を講ずれば、想定される被害も大きく減少させることが可能である。

今後も、これまで取り組んできたハード・ソフト対策を総動員して地震・津波対策を推進することが必要である。

さらに、住民ひとり一人が、今回の被害想定を自らのこととして捉え、

- ・ 強い揺れや弱くても長い揺れがあったら迅速かつ主体的に避難すること。
- ・ 強い揺れに備え、建物の耐震診断・耐震補強を行い、家具の固定やガラスの飛散防止対策、食料や飲料水、生活必需品などの備蓄を行うこと。
- ・ 初期消火に全力をあげること。

などの取組を行うことで、尊い命を守ることが出来る。

平常時から自らができることを確実に言い（自助）、地域の安全を地域の人みんなで助け合い（共助）保持していくことが何よりも重要である。

○ 土砂災害警戒区域一覧表（平成27年12月15日時点）

地区	大字	番号	指定箇所番号	発生原因となる自然現象の種類	公示日	基礎調査番号	主な避難所
中央	原田	1	666K原田001	急傾斜地の崩壊	平成19年1月30日	I-1790	中央運動公園 総合体育館
		2	666K原田002	急傾斜地の崩壊	平成19年1月30日	I-1791	
		3	666K原田003	急傾斜地の崩壊	平成19年10月30日	I-1787	
		4	666K原田004	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	II-2368	
		5	666K原田005	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	II-2369_a	
		6	666K原田006	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	II-2369_b	
		7	666K原田007	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	II-2370	
		8	666D原田001	土石流	平成26年3月18日	II-66007	
	越尾	9	666K越尾001	急傾斜地の崩壊	平成19年10月30日	I-1785-1	越尾老人憩い の家
		10	666K越尾002	急傾斜地の崩壊	平成19年10月30日	I-1785-2	
		11	666K越尾003	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	II-2302	
		12	666K越尾004	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	II-2371	
		13	666K越尾005	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	II-2372	
		14	666K越尾006	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	II-2374	
		15	666K越尾007	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	II-2375	
		16	666D越尾001	土石流	平成26年3月18日	II-66003	
		17	666D越尾002	土石流	平成26年3月18日	II-66004-1	
		18	666D越尾003	土石流	平成26年3月18日	II-66004-2	
		19	666D越尾004	土石流	平成26年3月18日	II-66005	
		20	666D越尾005	土石流	平成26年3月18日	II-66006	
		21	666D越尾006	土石流	平成27年3月13日	皿川支流	
	新城	22	666K新城001	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	II-2376	中央中学校体 育館
		23	666D新城001	土石流	平成26年3月18日	I-66030	
		24	666D新城002	土石流	平成26年3月18日	II-66008	
		25	666D新城003	土石流	平成26年3月18日	II-66031	

○ 土砂災害警戒区域一覧表（平成27年12月15日時点）

地区	大字	番号	指定箇所番号	発生原因となる自然現象の種類	公示日	基礎調査番号	主な避難所
中央	金堀	26	666D金堀001	土石流	平成26年3月18日	Ⅱ-66032	加美小学校体育館
	西幸	27	666K西幸001	急傾斜地の崩壊	平成19年10月30日	I-1806	
		28	666K西幸002	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2367	
	頼元	29	666K頼元001	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2366	
	打穴中	30	666K打穴中001	急傾斜地の崩壊	平成19年10月30日	I-1784	打穴中老人憩いの家
		31	666K打穴中002	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2301	
		32	666D打穴中001	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	Ⅱ-66002-1	
		33	666D打穴中0021	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	Ⅱ-66002-2	
	打穴下	34	666D打穴下001	土石流	平成26年3月18日	Ⅱ-66001	中央公民館
	打穴里	35	666K打穴里001	急傾斜地の崩壊	平成19年1月30日	I-1789	旧打穴小学校体育館
		36	666K打穴里002	急傾斜地の崩壊	平成19年1月30日	I-1800	
		37	666K打穴里003	急傾斜地の崩壊	平成19年1月30日	I-2720	
		38	666K打穴里004-1	急傾斜地の崩壊	平成19年1月30日	I-2721	
		39	666K打穴里004-2	急傾斜地の崩壊	平成19年10月30日	I-1795-1	
		40	666K打穴里005	急傾斜地の崩壊	平成19年10月30日	I-1795	
		41	666K打穴里006	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2353	
		42	666K打穴里007	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2355	
		43	666K打穴里008	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2356	
		44	666K打穴里009	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2357	
		45	666K打穴里010	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2359	
		46	666D打穴里001	土石流	平成24年3月27日	I-66011-1	
		47	666D打穴里002	土石流	平成24年3月27日	I-66011-2	
		48	666D打穴里003	土石流	平成26年3月18日	I-66012	
		49	666D打穴里004	土石流	平成26年3月18日	I-66014	
		50	666D打穴里005	土石流	平成26年3月18日	Ⅱ-66013	

○ 土砂災害警戒区域一覧表（平成27年12月15日時点）

地区	大字	番号	指定箇所番号	発生原因となる自然現象の種類	公示日	基礎調査番号	主な避難所
中央	打穴里	51	666D打穴里006	土石流	平成26年3月18日	Ⅱ-66015	旧打穴小学校 体育館
		52	666D打穴里007	土石流	平成26年3月18日	Ⅱ-66016	
		53	666D打穴里008	土石流	平成26年8月29日	湯谷川(1)	
		54	666J打穴里001	地すべり	平成27年3月13日	177	
	打穴上	55	666K打穴上001	急傾斜地の崩壊	平成19年1月30日	Ⅰ-1799	
		56	666K打穴上002	急傾斜地の崩壊	平成21年2月10日	Ⅰ-1803	
		57	666K打穴上003	急傾斜地の崩壊	平成21年2月10日	Ⅰ-2722	
		58	666K打穴上004	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2349	
		59	666K打穴上005	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2350	
		60	666K打穴上006	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2360	
		61	666K打穴上007	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2361	
		62	666K打穴上008	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2362	
		63	666K打穴上009	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2363	
		64	666K打穴上010	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2364	
		65	666K打穴上011	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2365_a	
		66	666K打穴上012	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2365_b	
		67	666D打穴上001	土石流	平成26年3月18日	Ⅰ-66018	
		68	666D打穴上002	土石流	平成26年3月18日	Ⅰ-66023	
		69	666D打穴上003	土石流	平成26年3月18日	Ⅰ-66024	
		70	666D打穴上004	土石流	平成26年3月18日	Ⅱ-66019	
		71	666D打穴上005	土石流	平成26年3月18日	Ⅱ-66020	
		72	666D打穴上006	土石流	平成26年3月18日	Ⅱ-66021	
		73	666D打穴上007	土石流	平成26年3月18日	Ⅱ-66022	
		74	666D打穴上008	土石流	平成26年3月18日	Ⅱ-66025	
		75	666D打穴上009	土石流	平成26年3月18日	Ⅱ-66026	

○ 土砂災害警戒区域一覧表（平成27年12月15日時点）

地区	大字	番号	指定箇所番号	発生原因となる自然現象の種類	公示日	基礎調査番号	主な避難所
中央	打穴上	76	666D打穴上010	土石流	平成26年3月18日	打穴川支流(1)	旧打穴小学校 体育館
	打穴北	77	666K打穴北001	急傾斜地の崩壊	平成19年1月30日	I-1796	
		78	666K打穴北002	急傾斜地の崩壊	平成19年1月30日	I-1797	
		79	666K打穴北003	急傾斜地の崩壊	平成19年1月30日	I-1798	
	打穴北	80	666K打穴北004	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	II-2345	
		81	666K打穴北005	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	II-2346	
		82	666K打穴北006	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	II-2351	
		83	666K打穴北007	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	II-2352	
		84	666K打穴北008	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	II-2354	
		85	666D打穴北001	土石流	平成26年3月18日	II-66009	
		86	666D打穴北002	土石流	平成26年3月18日	II-66010	
	大坪和西	87	666K大坪和西001	急傾斜地の崩壊	平成19年10月30日	I-1812	大坪和ふれあい プラザ
		88	666K大坪和西002	急傾斜地の崩壊	平成21年2月10日	I-1815	
		89	666K大坪和西003	急傾斜地の崩壊	平成21年2月10日	I-1817	
		90	666K大坪和西004	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	II-2316	
		91	666K大坪和西005	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	II-2317	
		92	666K大坪和西006	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	II-2318	
		93	666K大坪和西007	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	II-2319	
		94	666K大坪和西008	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	II-2323	
	和田北	95	666K和田北001	急傾斜地の崩壊	平成19年10月30日	I-1829-1	
		96	666K和田北002	急傾斜地の崩壊	平成19年10月30日	I-1829-2	
		97	666K和田北003	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	II-2303	
		98	666K和田北004	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	II-2304	
		99	666K和田北005	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	II-2305	
		100	666K和田北006	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	II-2306	

○ 土砂災害警戒区域一覧表（平成27年12月15日時点）

地区	大字	番号	指定箇所番号	発生原因となる自然現象の種類	公示日	基礎調査番号	主な避難所
中央	和田北	101	666K和田北007	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2307	大井和ふれあいプラザ
		102	666K和田北008	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2308	
		103	666K和田北009	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2309	
		104	666K和田北010	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2310	
		105	666K和田北011	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2312	
		106	666K和田北012	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2324	
		107	666K和田北013	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2325	
		108	666K和田北014	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2326	
	大井和東	109	666K大井和東001	急傾斜地の崩壊	平成19年10月30日	Ⅰ-1809	
		110	666K大井和東002	急傾斜地の崩壊	平成21年2月10日	Ⅰ-1813	
		111	666K大井和東003	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2313	
		112	666K大井和東004	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2315	
	大井和東	113	666K大井和東005	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2320	
		114	666K大井和東006	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2321	
		115	666K大井和東007	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2322	
		116	666K大井和東008	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2341	
		117	666K大井和東009	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2342	
		118	666K大井和東010	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2343	
	両山寺	119	666K両山寺001	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2347	二上山荘
		120	666K両山寺002	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2348	
	角石祖母	121	666K角石祖母001	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2327	境公民館
		122	666K角石祖母002	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2328	
		123	666K角石祖母003	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2329	
		124	666K角石祖母004	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2330	
		125	666K角石祖母005	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2331	

○ 土砂災害警戒区域一覧表（平成27年12月15日時点）

地区	大字	番号	指定箇所番号	発生原因となる自然現象の種類	公示日	基礎調査番号	主な避難所
中央	角石祖母	126	666K角石祖母006	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2332	境公民館
		127	666K角石祖母007	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2334	
		128	666K角石祖母008	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2335	
		129	666K角石祖母009	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2336	
		130	666K角石祖母010	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2337	
		131	666D角石祖母001	土石流	平成26年3月18日	Ⅱ-66034	
		132	666D角石祖母002	土石流	平成26年3月18日	Ⅱ-66035	
	境	133	666K境001	急傾斜地の崩壊	平成19年10月30日	Ⅰ-1824-1	境公民館
		134	666K境002	急傾斜地の崩壊	平成19年10月30日	Ⅰ-1824-2	
		135	666K境003	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2333	
		136	666K境004	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2338	
		137	666K境005	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2339	
	境	138	666K境006	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2340	境公民館
		139	666K境007	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2344_a	
		140	666K境008	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2344_b	
		141	666D境001	土石流	平成26年3月18日	Ⅱ-66027	
		142	666D境002	土石流	平成26年3月18日	Ⅱ-66028	
		143	666D境003	土石流	平成26年3月18日	Ⅱ-66029	
旭	北	144	666K北001	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	Ⅰ-2152	北公民館
		145	666K北002	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	Ⅱ-330	
		146	666K北003	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	Ⅱ-331	
		147	666K北004	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	Ⅱ-337	
		148	666K北005	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	Ⅱ-353	
		149	666D北001	土石流	平成26年3月18日	Ⅱ-10001	
		150	666D北002	土石流	平成26年3月18日	Ⅱ-10002	

○ 土砂災害警戒区域一覧表（平成27年12月15日時点）

地区	大字	番号	指定箇所番号	発生原因となる自然現象の種類	公示日	基礎調査番号	主な避難所
旭	北	151	666D北003	土石流	平成26年3月18日	Ⅱ-10003	北公民館
		152	666D北004	土石流	平成26年3月18日	Ⅱ-10004	
		153	666D北005	土石流	平成26年3月18日	Ⅱ-10005	
		154	666D北006	土石流	平成26年3月18日	Ⅱ-10006	
	南	155	666K南001	急傾斜地の崩壊	平成21年2月10日	Ⅰ-515	南公民館
		156	666K南002	急傾斜地の崩壊	平成21年2月10日	Ⅰ-518	
		157	666K南003	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	Ⅱ-347	
		158	666K南004	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	Ⅱ-348	
		159	666K南005	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	Ⅱ-349	
		160	666K南006	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	Ⅱ-350	
		161	666K南007	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	Ⅱ-375	
		162	666K南008	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	Ⅱ-376	
		163	666K南009	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	Ⅱ-377	
		164	666D南001	土石流	平成21年2月10日	Ⅰ-10041	
		165	666D南002	土石流	平成26年3月18日	Ⅱ-10017	
	里	166	666K里001	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	Ⅱ-345	里公民館
		167	666K里002	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	Ⅱ-346	
		168	666K里003	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	Ⅱ-374	
	里	169	666K里004	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	Ⅱ-383	里公民館
		170	666D里001	土石流	平成25年3月8日	Ⅱ-10034	
		171	666D里002	土石流	平成26年3月18日	Ⅱ-10016	
		172	666D里003	土石流	平成26年3月18日	Ⅱ-10040	
		173	666D里004	土石流	平成26年3月18日	Ⅱ-10042	
		174	666J里001	地滑り	平成27年3月13日	18	
	中	175	666K中001	急傾斜地の崩壊	平成21年2月10日	Ⅰ-509	川北ふれあい館

○ 土砂災害警戒区域一覧表（平成27年12月15日時点）

地区	大字	番号	指定箇所番号	発生原因となる自然現象の種類	公示日	基礎調査番号	主な避難所
旭	中	176	666K中002	急傾斜地の崩壊	平成24年3月27日	I-510	川北ふれあい館
		177	666K中003	急傾斜地の崩壊	平成24年3月27日	I-511	
		178	666K中004	急傾斜地の崩壊	平成24年3月27日	II-332	
		179	666K中005	急傾斜地の崩壊	平成25年3月8日	II-333	
		180	666K中006	急傾斜地の崩壊	平成25年3月8日	II-334	
		181	666K中007	急傾斜地の崩壊	平成25年3月8日	II-335	
		182	666K中008	急傾斜地の崩壊	平成25年3月8日	II-336	
		183	666D中001	土石流	平成24年3月27日	II-10014	
		184	666D中002	土石流	平成25年3月8日	I-10015	
		185	666J中001	地滑り	平成27年3月13日	16	
	西埴和	186	666K西埴和001	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	II-388	西埴和公民館
		187	666D西埴和001	土石流	平成26年3月18日	I-10059	
		188	666D西埴和002	土石流	平成26年3月18日	I-10072	
	西川	189	666K西川001	急傾斜地の崩壊	平成21年2月10日	I-523	旭町民センター
		190	666K西川002	急傾斜地の崩壊	平成21年2月10日	I-525	
		191	666K西川003	急傾斜地の崩壊	平成21年2月10日	I-526	
		192	666K西川004	急傾斜地の崩壊	平成21年2月10日	I-2154	
		193	666K西川005	急傾斜地の崩壊	平成21年2月10日	I-2155	
		194	666K西川006	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	II-378	
		195	666D西川001	土石流	平成21年2月10日	I-10047	
		196	666D西川002	土石流	平成21年2月10日	I-10049	
	西川	197	666D西川003	土石流	平成21年2月10日	I-10052	旭町民センター
		198	666D西川004	土石流	平成21年2月10日	I-10057	
		199	666D西川005	土石流	平成26年3月18日	I-10051	
		200	666D西川006	土石流	平成26年3月18日	II-10043	

○ 土砂災害警戒区域一覧表（平成27年12月15日時点）

地区	大字	番号	指定箇所番号	発生原因となる自然現象の種類	公示日	基礎調査番号	主な避難所
旭	西川	201	666D西川007	土石流	平成26年3月18日	Ⅱ-10044	旭町民センター
		202	666D西川008	土石流	平成26年3月18日	Ⅱ-10045	
		203	666D西川009	土石流	平成26年3月18日	Ⅱ-10048	
		204	666D西川010	土石流	平成26年3月18日	Ⅱ-10050	
	西川上	205	666K西川上001	急傾斜地の崩壊	平成21年2月10日	Ⅰ-516	
		206	666K西川上002	急傾斜地の崩壊	平成21年2月10日	Ⅰ-2153	
		207	666K西川上003	急傾斜地の崩壊	平成24年3月27日	Ⅰ-513	
		208	666K西川上004	急傾斜地の崩壊	平成24年3月27日	Ⅰ-519	
		209	666K西川上005	急傾斜地の崩壊	平成24年3月27日	Ⅱ-338	
		210	666K西川上006	急傾斜地の崩壊	平成24年3月27日	Ⅱ-339	
		211	666K西川上007	急傾斜地の崩壊	平成24年3月27日	Ⅱ-340	
		212	666K西川上008	急傾斜地の崩壊	平成24年3月27日	Ⅱ-341	
		213	666K西川上009	急傾斜地の崩壊	平成24年3月27日	Ⅱ-342	
		214	666K西川上010	急傾斜地の崩壊	平成24年3月27日	Ⅱ-343	
		215	666K西川上011	急傾斜地の崩壊	平成24年3月27日	Ⅱ-344	
		216	666K西川上012	急傾斜地の崩壊	平成24年3月27日	Ⅱ-351	
		217	666K西川上013	急傾斜地の崩壊	平成24年3月27日	Ⅱ-352	
		218	666K西川上014	急傾斜地の崩壊	平成24年3月27日	Ⅱ-354	
		219	666K西川上015	急傾斜地の崩壊	平成24年3月27日	Ⅱ-355	
		220	666K西川上016	急傾斜地の崩壊	平成24年3月27日	Ⅱ-356	
		221	666K西川上017	急傾斜地の崩壊	平成24年3月27日	Ⅱ-357	
		222	666K西川上018	急傾斜地の崩壊	平成24年3月27日	Ⅱ-358	
		223	666K西川上019	急傾斜地の崩壊	平成24年3月27日	Ⅱ-359	
		224	666K西川上020	急傾斜地の崩壊	平成24年3月27日	Ⅱ-360	
	西川上	225	666K西川上021	急傾斜地の崩壊	平成25年3月8日	Ⅰ-521	

○ 土砂災害警戒区域一覧表（平成27年12月15日時点）

地区	大字	番号	指定箇所番号	発生原因となる自然現象の種類	公示日	基礎調査番号	主な避難所
旭	西川上	226	666K西川上022	急傾斜地の崩壊	平成25年3月8日	Ⅱ-361	旭町民センター
		227	666K西川上023	急傾斜地の崩壊	平成25年3月8日	Ⅱ-362	
		228	666K西川上024	急傾斜地の崩壊	平成25年3月8日	Ⅱ-363	
		229	666K西川上025	急傾斜地の崩壊	平成25年3月8日	Ⅱ-364	
		230	666K西川上026	急傾斜地の崩壊	平成25年3月8日	Ⅱ-365	
		231	666K西川上027	急傾斜地の崩壊	平成25年3月8日	Ⅱ-366	
		232	666K西川上028	急傾斜地の崩壊	平成25年3月8日	Ⅱ-367	
		233	666K西川上029	急傾斜地の崩壊	平成25年3月8日	Ⅱ-368	
		234	666K西川上030	急傾斜地の崩壊	平成25年3月8日	Ⅱ-369	
		235	666K西川上031	急傾斜地の崩壊	平成25年3月8日	Ⅱ-370	
		236	666K西川上032	急傾斜地の崩壊	平成25年3月8日	Ⅱ-371	
		237	666K西川上033	急傾斜地の崩壊	平成25年3月8日	Ⅱ-372	
		238	666K西川上034	急傾斜地の崩壊	平成25年3月8日	Ⅱ-373	
		239	666K西川上035	急傾斜地の崩壊	平成25年3月8日	Ⅱ-379	
		240	666K西川上036	急傾斜地の崩壊	平成25年3月8日	Ⅱ-380	
		241	666K西川上037	急傾斜地の崩壊	平成25年3月8日	Ⅱ-381	
		242	666D西川上001	土石流	平成21年2月10日	Ⅰ-10023	
		243	666D西川上002	土石流	平成21年2月10日	Ⅰ-10024	
		244	666D西川上003	土石流	平成24年3月27日	Ⅱ-10007	
		245	666D西川上004	土石流	平成24年3月27日	Ⅱ-10008	
		246	666D西川上005	土石流	平成24年3月27日	Ⅱ-10009	
		247	666D西川上006	土石流	平成24年3月27日	Ⅱ-10010	
		248	666D西川上007	土石流	平成24年3月27日	Ⅱ-10011	
		249	666D西川上008	土石流	平成24年3月27日	Ⅱ-10012	
		250	666D西川上009	土石流	平成24年3月27日	Ⅱ-10013	

○ 土砂災害警戒区域一覧表（平成27年12月15日時点）

地区	大字	番号	指定箇所番号	発生原因となる自然現象の種類	公示日	基礎調査番号	主な避難所
旭	西川上	251	666D西川上010	土石流	平成24年3月27日	Ⅱ-10018	旭町民センター
		252	666D西川上011	土石流	平成24年3月27日	Ⅱ-10019	
		253	666D西川上012	土石流	平成24年3月27日	Ⅱ-10020	
		254	666D西川上013	土石流	平成24年3月27日	Ⅱ-10021	
		255	666D西川上014	土石流	平成24年3月27日	Ⅱ-10022	
		256	666D西川上015	土石流	平成24年3月27日	Ⅱ-10025	
		257	666D西川上016	土石流	平成24年3月27日	Ⅱ-10026	
		258	666D西川上017	土石流	平成24年3月27日	Ⅱ-10027	
		259	666D西川上018	土石流	平成24年3月27日	Ⅱ-10028	
		260	666D西川上019	土石流	平成24年3月27日	Ⅱ-10029	
		261	666D西川上020	土石流	平成24年3月27日	Ⅱ-10030	
		262	666D西川上021	土石流	平成25年3月8日	Ⅱ-10031	
		263	666D西川上022	土石流	平成25年3月8日	Ⅱ-10032	
		264	666D西川上023	土石流	平成25年3月8日	Ⅱ-10033	
		265	666D西川上024	土石流	平成25年3月8日	Ⅱ-10036	
		266	666D西川上025	土石流	平成25年3月8日	Ⅱ-10037	
		267	666D西川上026	土石流	平成25年3月8日	Ⅱ-10038	
		268	666D西川上027	土石流	平成25年3月8日	Ⅱ-10039	
		269	666D西川上028	土石流	平成25年3月8日	Ⅱ-10046	
		270	666J西川上001	地滑り	平成27年3月13日	14	
		271	666J西川上002	地滑り	平成27年3月13日	15	
		272	666J西川上003	地滑り	平成27年3月13日	17	
	東埜和	273	666K東埜和001	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	Ⅱ-384	旭児童館
		274	666K東埜和002	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	Ⅱ-385	
	小山	275	666K小山001	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	Ⅱ-405	二上山荘

○ 土砂災害警戒区域一覧表（平成27年12月15日時点）

地区	大字	番号	指定箇所番号	発生原因となる自然現象の種類	公示日	基礎調査番号	主な避難所
旭	小山	276	666K小山002	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	Ⅱ-406	二上山荘
		277	666K小山003	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	Ⅱ-407	
		278	666K小山004	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	Ⅱ-408	
		279	666K小山005	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	Ⅱ-409	
		280	666K小山006	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	Ⅱ-410	
		281	666D小山001	土石流	平成26年3月18日	Ⅱ-10076	
		282	666D小山002	土石流	平成26年3月18日	Ⅱ-10077	
		283	666D小山003	土石流	平成26年3月18日	Ⅱ-10078-1	
		284	666D小山004	土石流	平成26年3月18日	Ⅱ-10078-2	
		285	666D小山005	土石流	平成26年3月18日	Ⅱ-10079	
	栃原	286	666K栃原001	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	Ⅰ-530	栃原公民館
		287	666K栃原002	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	Ⅰ-2156	
		288	666K栃原003	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	Ⅱ-389	
		289	666K栃原004	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	Ⅱ-390	
		290	666K栃原005	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	Ⅱ-391	
		291	666K栃原006	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	Ⅱ-392	
		292	666K栃原007	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	Ⅱ-393	
		293	666D栃原001	土石流	平成21年2月10日	Ⅰ-10053	
		294	666D栃原002	土石流	平成26年3月18日	Ⅰ-10055	
		295	666D栃原003	土石流	平成26年3月18日	Ⅰ-10073	
		296	666D栃原004	土石流	平成26年3月18日	Ⅱ-10054	
		297	666D栃原005	土石流	平成26年3月18日	Ⅱ-10056	
		298	666D栃原006	土石流	平成26年3月18日	Ⅱ-10074	
		299	666D栃原007	土石流	平成26年3月18日	Ⅱ-10075	
		300	666D栃原008	土石流	平成26年3月18日	Ⅱ-66033	

○ 土砂災害警戒区域一覧表（平成27年12月15日時点）

地区	大字	番号	指定箇所番号	発生原因となる自然現象の種類	公示日	基礎調査番号	主な避難所
旭	江与味	301	666K江与味001	急傾斜地の崩壊	平成21年2月10日	I-531	江与味コミュニティセンター
		302	666K江与味002	急傾斜地の崩壊	平成21年2月10日	I-2159	
		303	666K江与味003	急傾斜地の崩壊	平成21年2月10日	I-2162	
		304	666K江与味004	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	I-2157	
		305	666K江与味005	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	I-2160	
		306	666K江与味006	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	I-2161	
		307	666K江与味007	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	II-394	
		308	666K江与味008	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	II-395	
		309	666K江与味009	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	II-396	
		310	666K江与味010	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	II-397	
		311	666K江与味011	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	II-398	
		312	666K江与味012	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	II-399	
		313	666K江与味013	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	II-400	
		314	666K江与味014	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	II-401	
		315	666K江与味015	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	II-402	
		316	666K江与味016	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	II-403	
		317	666K江与味017	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	II-404	
		318	666K江与味018	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	原黒木山	
		319	666K江与味019	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	大山南	
		320	666K江与味020	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	中上飯竹(E)	
		321	666K江与味021	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	馬乗場	
		322	666D江与味001	土石流	平成21年2月10日	I-10066	
		323	666D江与味002	土石流	平成21年2月10日	I-10067	
		324	666D江与味003	土石流	平成26年3月18日	II-10060-1	
		325	666D江与味004	土石流	平成26年3月18日	II-10060-2	

○ 土砂災害警戒区域一覧表（平成27年12月15日時点）

地区	大字	番号	指定箇所番号	発生原因となる自然現象の種類	公示日	基礎調査番号	主な避難所
旭	江与味	326	666D江与味005	土石流	平成26年3月18日	Ⅱ-10060-3	江与味コミュニティセンター
		327	666D江与味006	土石流	平成26年3月18日	Ⅱ-10061	
		328	666D江与味007	土石流	平成26年3月18日	Ⅱ-10062	
		329	666D江与味008	土石流	平成26年3月18日	Ⅱ-10063	
		330	666D江与味009	土石流	平成26年3月18日	Ⅱ-10064	
		331	666D江与味010	土石流	平成26年3月18日	Ⅱ-10065	
		332	666D江与味011	土石流	平成26年3月18日	Ⅱ-10068	
		333	666D江与味012	土石流	平成26年3月18日	Ⅱ-10069	
		334	666D江与味013	土石流	平成26年3月18日	Ⅱ-10070	
		335	666D江与味014	土石流	平成26年3月18日	Ⅱ-10071	
	西	336	666K西001	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	Ⅱ-386	西公民館
		337	666K西002	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	Ⅱ-387	
		338	666D西001	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	Ⅰ-10058	
柵原	宮山	339	666K宮山001	急傾斜地の崩壊	平成19年10月30日	Ⅰ-1846	北和気コミュニティセンター
		340	666K宮山002	急傾斜地の崩壊	平成26年8月29日	Ⅰ-1841	
		341	666K宮山003	急傾斜地の崩壊	平成26年8月29日	Ⅰ-1842	
		342	666K宮山004	急傾斜地の崩壊	平成26年8月29日	Ⅰ-1843	
		343	666K宮山005	急傾斜地の崩壊	平成26年8月29日	Ⅱ-2407	
		344	666K宮山006	急傾斜地の崩壊	平成26年8月29日	Ⅱ-2408	
	安井	345	666K安井001	急傾斜地の崩壊	平成21年2月10日	Ⅰ-1844	
		346	666K安井002	急傾斜地の崩壊	平成21年2月10日	Ⅰ-2729	
		347	666K安井003	急傾斜地の崩壊	平成26年8月29日	Ⅰ-1845	
		348	666K安井004	急傾斜地の崩壊	平成26年8月29日	Ⅰ-2071	
		349	666K安井005	急傾斜地の崩壊	平成26年8月29日	Ⅱ-2409	
		350	666K安井006	急傾斜地の崩壊	平成26年8月29日	Ⅱ-2410	

○ 土砂災害警戒区域一覧表（平成27年12月15日時点）

地区	大字	番号	指定箇所番号	発生原因となる自然現象の種類	公示日	基礎調査番号	主な避難所
柵原	安井	351	666D安井001	土石流	平成26年8月29日	Ⅱ-68001	北和気コミュニティセンター
	百々	352	666K百々001	急傾斜地の崩壊	平成19年10月30日	I-1847	
		353	666K百々002	急傾斜地の崩壊	平成21年2月10日	I-1849	
		354	666K百々003	急傾斜地の崩壊	平成26年8月29日	I-1850	
		355	666K百々004	急傾斜地の崩壊	平成26年8月29日	I-1851	
		356	666K百々005	急傾斜地の崩壊	平成26年8月29日	Ⅱ-2411	
		357	666K百々006	急傾斜地の崩壊	平成26年8月29日	Ⅱ-2412	
		358	666K百々007	急傾斜地の崩壊	平成26年8月29日	Ⅱ-2414	
		359	666K百々008	急傾斜地の崩壊	平成26年8月29日	Ⅱ-2415	
		360	666K百々009	急傾斜地の崩壊	平成26年8月29日	Ⅱ-2416	
		361	666K百々010	急傾斜地の崩壊	平成26年8月29日	Ⅱ-2418	
		362	666K百々011	急傾斜地の崩壊	平成26年8月29日	Ⅱ-2419	
		363	666K百々012	急傾斜地の崩壊	平成26年8月29日	Ⅱ-2425	
		364	666K百々013	急傾斜地の崩壊	平成26年8月29日	Ⅱ-2426	
	百々	365	666D百々001	土石流	平成19年1月30日	I-68014	
		366	666D百々002	土石流	平成23年3月18日	I-68002	
		367	666D百々003	土石流	平成26年8月29日	Ⅱ-68003	
	行信	368	666K行信001	急傾斜地の崩壊	平成21年2月10日	I-2733	柵原東小学校 体育館
		369	666K行信002	急傾斜地の崩壊	平成23年3月18日	I-2732	
		370	666D行信001	土石流	平成23年3月18日	I-68026-01	
		371	666D行信002	土石流	平成23年3月18日	I-68026-02	
		372	666D行信003	土石流	平成26年8月29日	Ⅱ-68024	
		373	666D行信004	土石流	平成26年8月29日	Ⅱ-68025	
		374	666D行信005	土石流	平成26年8月29日	Ⅱ-68058	
		375	666D行信006	土石流	平成26年8月29日	Ⅱ-68059	

○ 土砂災害警戒区域一覧表（平成27年12月15日時点）

地区	大字	番号	指定箇所番号	発生原因となる自然現象の種類	公示日	基礎調査番号	主な避難所
柵原	行信	376	666D行信007	土石流	平成27年11月24日	Ⅱ-68057	柵原東小学校 体育館
	羽仁	377	666K羽仁001	急傾斜地の崩壊	平成19年10月30日	Ⅰ-2731	北和気コミュニ ティセンター
		378	666K羽仁002	急傾斜地の崩壊	平成26年8月29日	Ⅱ-2420	
		379	666K羽仁003	急傾斜地の崩壊	平成26年8月29日	Ⅱ-2421	
		380	666K羽仁004	急傾斜地の崩壊	平成26年8月29日	Ⅱ-2422	
		381	666K羽仁005	急傾斜地の崩壊	平成26年8月29日	Ⅱ-2423	
		382	666K羽仁006	急傾斜地の崩壊	平成26年8月29日	Ⅱ-2424	
		383	666D羽仁001	土石流	平成23年3月18日	Ⅰ-68009	
		384	666D羽仁002	土石流	平成26年8月29日	Ⅱ-68008	
		385	666D羽仁003	土石流	平成26年8月29日	Ⅱ-68010	
		386	666D羽仁004	土石流	平成26年8月29日	Ⅱ-68013	
	書副	387	666D書副001	土石流	平成26年8月29日	Ⅰ-68027	柵原図書館
		388	666D書副002	土石流	平成26年8月29日	Ⅱ-68028	
	藤田上	389	666K藤田上001	急傾斜地の崩壊	平成21年2月10日	Ⅰ-1858	南和気体育館
		390	666K藤田上002	急傾斜地の崩壊	平成27年11月24日	Ⅱ-2456	
		391	666K藤田上003	急傾斜地の崩壊	平成27年11月24日	Ⅱ-2457	
		392	666K藤田上004	急傾斜地の崩壊	平成27年11月24日	Ⅱ-2458	
	藤田上	393	666K藤田上005	急傾斜地の崩壊	平成27年11月24日	Ⅱ-2459	
		394	666D藤田上001	土石流	平成23年3月18日	Ⅰ-68063	
		395	666D藤田上002	土石流	平成26年8月29日	Ⅰ-68078	
	藤田下	396	666D藤田下001	土石流	平成23年3月18日	Ⅱ-68062-01	
		397	666D藤田下002	土石流	平成23年3月18日	Ⅱ-68062-02	
		398	666D藤田下003	土石流	平成26年8月29日	Ⅱ-68023	
		399	666D藤田下004	土石流	平成26年8月29日	Ⅱ-68060	
		400	666D藤田下005	土石流	平成26年8月29日	Ⅱ-68061	

○ 土砂災害警戒区域一覧表（平成27年12月15日時点）

地区	大字	番号	指定箇所番号	発生原因となる自然現象の種類	公示日	基礎調査番号	主な避難所
柵原	藤田下	401	666K藤田下001	急傾斜地の崩壊	平成27年11月24日	Ⅱ-2455	南和気体育館
	松尾	402	666K松尾001	急傾斜地の崩壊	平成27年11月24日	Ⅱ-2451	
		403	666K松尾002	急傾斜地の崩壊	平成27年11月24日	Ⅱ-2452	
		404	666K松尾003	急傾斜地の崩壊	平成27年11月24日	Ⅱ-2453	
		405	666K松尾004	急傾斜地の崩壊	平成27年11月24日	Ⅱ-2454	
		406	666D松尾001	土石流	平成19年1月30日	Ⅰ-68019	
		407	666D松尾002	土石流	平成26年8月29日	Ⅱ-68017	
		408	666D松尾003	土石流	平成26年8月29日	Ⅱ-68018	
		409	666D松尾004	土石流	平成26年8月29日	Ⅱ-68020	
	惣田	410	666K惣田001	急傾斜地の崩壊	平成27年11月24日	Ⅱ-2460	
		411	666K惣田002	急傾斜地の崩壊	平成27年11月24日	Ⅱ-2461	
	休石	412	666K休石001	急傾斜地の崩壊	平成21年2月10日	Ⅰ-1863	柵原中学校体育館
		413	666K休石002	急傾斜地の崩壊	平成27年11月24日	Ⅰ-1865	
		414	666K休石003	急傾斜地の崩壊	平成27年11月24日	Ⅱ-2462	
		415	666D休石001	土石流	平成26年8月29日	Ⅱ-68077	
		416	666D休石002	土石流	平成27年11月24日	Ⅰ-68064	柵原中学校体育館
	連石	417	666K連石001	急傾斜地の崩壊	平成19年10月30日	Ⅰ-1854	
		418	666K連石002	急傾斜地の崩壊	平成27年11月24日	Ⅱ-2446	
		419	666K連石003	急傾斜地の崩壊	平成27年11月24日	Ⅱ-2447	
		420	666D連石001	土石流	平成23年3月18日	Ⅰ-68056	
	連石	421	666D連石002	土石流	平成27年11月24日	Ⅰ-68055	柵原中学校体育館
	上間	422	666K上間001	急傾斜地の崩壊	平成27年11月24日	Ⅱ-2450	南和気体育館
		423	666D上間001	土石流	平成19年1月30日	Ⅰ-68015	
	塩気	424	666D塩気001	土石流	平成27年11月24日	Ⅱ-68021	
		425	666D塩気002	土石流	平成27年11月24日	Ⅱ-68022	

○ 土砂災害警戒区域一覧表（平成27年12月15日時点）

地区	大字	番号	指定箇所番号	発生原因となる自然現象の種類	公示日	基礎調査番号	主な避難所
柵原	吉留	426	666K吉留001	急傾斜地の崩壊	平成19年10月30日	I-1860	南和気体育館
	王子	427	666D王子001	土石流	平成19年1月30日	I-68092	飯岡体育館
	高下	428	666K高下001	急傾斜地の崩壊	平成23年3月18日	II-2471	
	飯岡	429	666K飯岡001	急傾斜地の崩壊	平成23年3月18日	I-1876	
		430	666K飯岡002	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	I-1875	
		431	666K飯岡003	急傾斜地の崩壊	平成27年11月24日	II-2470	
		432	666D飯岡001	土石流	平成19年10月30日	I-68089	
		433	666D飯岡002	土石流	平成23年3月18日	I-68087	
		434	666D飯岡003	土石流	平成23年3月18日	I-68088	
		435	666D飯岡004	土石流	平成23年3月18日	I-68090	
		436	666D飯岡005	土石流	平成23年3月18日	I-68091	
		437	666D飯岡006	土石流	平成23年3月18日	I-68093	
		438	666D飯岡007	土石流	平成27年11月24日	I-68086	
	塚角	439	666K塚角001	急傾斜地の崩壊	平成26年8月29日	I-2730	柵原図書館
		440	666K塚角002	急傾斜地の崩壊	平成26年8月29日	II-2428	
		441	666D塚角001	土石流	平成26年8月29日	I-68005	
		442	666D塚角002	土石流	平成26年8月29日	I-68007	
		443	666D塚角003	土石流	平成26年8月29日	I-68029	
		444	666D塚角004	土石流	平成26年8月29日	I-68032	
		445	666D塚角005	土石流	平成26年8月29日	II-68006	
		446	666D塚角006	土石流	平成26年8月29日	II-68030	
		447	666D塚角007	土石流	平成26年8月29日	II-68031	
	定宗	448	666K定宗001	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	II-2442	大戸地区体育館
		449	666K定宗002	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	II-2443	
		450	666K定宗003	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	II-2444	

○ 土砂災害警戒区域一覧表（平成27年12月15日時点）

地区	大字	番号	指定箇所番号	発生原因となる自然現象の種類	公示日	基礎調査番号	主な避難所
柵原	定宗	451	666K定宗004	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2445	大戸地区体育館
		452	666D定宗001	土石流	平成21年2月10日	I-68041	
		453	666D定宗002	土石流	平成23年3月18日	I-68042-01	
		454	666D定宗003	土石流	平成23年3月18日	I-68042-02	
		455	666D定宗004	土石流	平成27年11月24日	Ⅱ-68040	
	大戸上	456	666K大戸上001	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	I-2736	
		457	666K大戸上002	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2437	
		458	666K大戸上003	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2438	
		459	666K大戸上004	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2439	
		460	666K大戸上005	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2440	
		461	666K大戸上006	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2441	
		462	666D大戸上001	土石流	平成19年1月30日	I-68043	
		463	666D大戸上002	土石流	平成23年3月18日	Ⅱ-68046	
		464	666D大戸上003	土石流	平成23年3月18日	Ⅱ-68047	
		465	666D大戸上004	土石流	平成23年3月18日	Ⅱ-68048	
		466	666D大戸上005	土石流	平成27年11月24日	Ⅱ-68038	
		467	666D大戸上006	土石流	平成27年11月24日	Ⅱ-68039	
		468	666D大戸上007	土石流	平成27年11月24日	Ⅱ-68044	
		469	666D大戸上008	土石流	平成27年11月24日	Ⅱ-68045	
		470	666D大戸上009	土石流	平成27年11月24日	Ⅱ-68049	
	大戸下	471	666K大戸下001	急傾斜地の崩壊	平成19年1月30日	I-1852	
		472	666K大戸下002	急傾斜地の崩壊	平成19年1月30日	I-1855	
		473	666K大戸下003	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	I-2734	
		474	666K大戸下004	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	I-2735	
		475	666K大戸下005	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2429	

○ 土砂災害警戒区域一覧表（平成27年12月15日時点）

地区	大字	番号	指定箇所番号	発生原因となる自然現象の種類	公示日	基礎調査番号	主な避難所
柵原	大戸下	476	666K大戸下006	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2430	大戸地区体育館
		477	666K大戸下007	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2431	
		478	666K大戸下008	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2432	
		479	666K大戸下009	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2433	
		480	666K大戸下010	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2434	
		481	666K大戸下011	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2435	
		482	666K大戸下012	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2436	
		483	666D大戸下001	土石流	平成19年1月30日	I-68033	
		484	666D大戸下002	土石流	平成23年3月18日	I-68034	
		485	666D大戸下003	土石流	平成27年11月24日	I-68035	
		486	666D大戸下004	土石流	平成27年11月24日	I-68037	
		487	666D大戸下005	土石流	平成27年11月24日	Ⅱ-68050	
		488	666D大戸下006	土石流	平成27年11月24日	Ⅱ-68051	
		489	666D大戸下007	土石流	平成27年11月24日	Ⅱ-68052	
	栗子	490	666D栗子001	土石流	平成21年2月10日	I-68053	柵原西小学校体育館
		491	666D栗子002	土石流	平成27年11月24日	I-68054	
	小瀬	492	666K小瀬001	急傾斜地の崩壊	平成21年2月10日	I-2737	
		493	666K小瀬002	急傾斜地の崩壊	平成21年2月10日	I-2738	
		494	666K小瀬003	急傾斜地の崩壊	平成21年2月10日	I-2739	
		495	666K小瀬004	急傾斜地の崩壊	平成27年11月24日	I-1864	
		496	666D小瀬001	土石流	平成24年3月27日	I-68069	
		497	666D小瀬002	土石流	平成27年11月24日	I-68068	
		498	666D小瀬003	土石流	平成27年11月24日	I-68070	
	久木	499	666K久木001	急傾斜地の崩壊	平成19年1月30日	I-2740	柵原総合文化センター
		500	666K久木002	急傾斜地の崩壊	平成19年10月30日	I-1867	

○ 土砂災害警戒区域一覧表（平成27年12月15日時点）

地区	大字	番号	指定箇所番号	発生原因となる自然現象の種類	公示日	基礎調査番号	主な避難所
柵原	大戸下	476	666K大戸下006	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2430	大戸地区体育館
		477	666K大戸下007	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2431	
		478	666K大戸下008	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2432	
		479	666K大戸下009	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2433	
		480	666K大戸下010	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2434	
		481	666K大戸下011	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2435	
		482	666K大戸下012	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	Ⅱ-2436	
		483	666D大戸下001	土石流	平成19年1月30日	I-68033	
		484	666D大戸下002	土石流	平成23年3月18日	I-68034	
		485	666D大戸下003	土石流	平成27年11月24日	I-68035	
		486	666D大戸下004	土石流	平成27年11月24日	I-68037	
		487	666D大戸下005	土石流	平成27年11月24日	Ⅱ-68050	
		488	666D大戸下006	土石流	平成27年11月24日	Ⅱ-68051	
		489	666D大戸下007	土石流	平成27年11月24日	Ⅱ-68052	
	栗子	490	666D栗子001	土石流	平成21年2月10日	I-68053	柵原西小学校体育館
		491	666D栗子002	土石流	平成27年11月24日	I-68054	
	小瀬	492	666K小瀬001	急傾斜地の崩壊	平成21年2月10日	I-2737	
		493	666K小瀬002	急傾斜地の崩壊	平成21年2月10日	I-2738	
		494	666K小瀬003	急傾斜地の崩壊	平成21年2月10日	I-2739	
		495	666K小瀬004	急傾斜地の崩壊	平成27年11月24日	I-1864	
		496	666D小瀬001	土石流	平成24年3月27日	I-68069	
		497	666D小瀬002	土石流	平成27年11月24日	I-68068	
		498	666D小瀬003	土石流	平成27年11月24日	I-68070	
	久木	499	666K久木001	急傾斜地の崩壊	平成19年1月30日	I-2740	柵原総合文化センター
		500	666K久木002	急傾斜地の崩壊	平成19年10月30日	I-1867	

○ 土砂災害警戒区域一覧表（平成27年12月15日時点）

地区	大字	番号	指定箇所番号	発生原因となる自然現象の種類	公示日	基礎調査番号	主な避難所
柵原	久木	501	666K久木003	急傾斜地の崩壊	平成19年10月30日	I-1868	柵原総合文化センター
		502	666K久木004	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	I-1869	
		503	666K久木005	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	I-2741	
		504	666D久木001	土石流	平成27年11月24日	I-68071	
		505	666D久木002	土石流	平成27年11月24日	I-68072	
		506	666D久木003	土石流	平成27年11月24日	I-68073	
		507	666D久木004	土石流	平成27年11月24日	I-68074	
	高城	508	666K高城001	急傾斜地の崩壊	平成21年2月10日	I-1873	
		509	666K高城002	急傾斜地の崩壊	平成27年11月24日	II-2464	
		510	666K高城003	急傾斜地の崩壊	平成27年11月24日	II-2465	
		511	666K高城004	急傾斜地の崩壊	平成27年11月24日	II-2466	
	藤原	512	666K藤原001	急傾斜地の崩壊	平成27年11月24日	II-2467	柵原中学校体育館
		513	666D藤原001	土石流	平成27年11月24日	I-68075	
		514	666D藤原002	土石流	平成27年11月24日	II-68076	
		515	666J藤原001	地滑り	平成24年3月27日	181	
	下谷	516	666K下谷001	急傾斜地の崩壊	平成23年3月18日	II-2448	
		517	666K下谷002	急傾斜地の崩壊	平成27年11月24日	II-2449	
	柵原	518	666K柵原001	急傾斜地の崩壊	平成23年3月18日	I-1866	
		519	666K柵原002	急傾斜地の崩壊	平成23年3月18日	II-2463	
		520	666D柵原001	土石流	平成19年1月30日	I-68065	
		521	666D柵原002	土石流	平成27年11月24日	I-68067	
		522	666D柵原003	土石流	平成27年11月24日	II-68066	
	吉ヶ原	523	666K吉ヶ原001	急傾斜地の崩壊	平成27年3月13日	I-1872	吉ヶ原老人憩いの家
		524	666K吉ヶ原002	急傾斜地の崩壊	平成27年11月24日	II-2468	
		525	666K吉ヶ原003	急傾斜地の崩壊	平成27年11月24日	II-2469	

○ 土砂災害警戒区域一覧表（平成27年12月15日時点）

地区	大字	番号	指定箇所番号	発生原因となる自然現象の種類	公示日	基礎調査番号	主な避難所
柵原	吉ヶ原	526	666D吉ヶ原001	土石流	平成23年3月18日	I-68081	吉ヶ原老人憩いの家
		527	666D吉ヶ原002	土石流	平成27年11月24日	I-68079	
		528	666D吉ヶ原003	土石流	平成27年11月24日	I-68080	
		529	666D吉ヶ原004	土石流	平成27年11月24日	I-68084	
		530	666D吉ヶ原005	土石流	平成27年11月24日	II-68085	

○ 指定避難所リスト

旧 町	地区	番号	指定避難所 施設名称	所在地	収容 人員	管理者	電話番号	土砂 災害 警戒 区域	福祉 避難 所	緊急指定避難所		
										水 害	浸 水	地震 / 土砂
中央	原田	1	加美小学校体育館	原田 11-1	80	町教委	0868-66-0104			○	○	○
		2	中央中学校体育館	原田 2130	100	町教委	0868-66-0105			○	○	○
		3	中央運動公園総合体 育館	原田 2155	100	町教委	0868-66-2680			○	○	○
		4	中央公民館	原田 3100-1	100	町教委	0868-66-7151			○	○	○
		5	林業センター	原田 3111-3	50	指定 管理	0868-66-0053			○	○	○
	越尾	6	越尾老人憩いの家	越尾 1345-1	30	指定 管理				○	○	○
	小原	7	小原老人憩いの家	小原 1101-2	50	指定 管理	0868-66-0586			○	○	○
	西幸	8	加美南ふれあいセン ター	西幸 1602-1	50	町	0868-66-0064			○	○	○
	打穴中	9	打穴中老人憩いの家	打穴中 1279-4	100	指定 管理	0868-66-2031			○	○	○
	打穴下	10	中央かめっこ保育園	打穴下 1766	30	町教委	0868-66-7005					
		11	美咲中央小学校体育 館(消防防災訓練場舎)	打穴下 1766	100	町教委	0868-66-7588			○	○	○
		12	養護老人ホーム静香 園	打穴下 1766	30	一組	0868-66-0012		○			
	錦織	13	三保ふれあい館	錦織 1073-1	100	町	0868-66-0018			○	○	○
		14	錦織老人憩いの家	錦織 1821-12	50	指定 管理	0868-66-1553			○	○	○
		15	特別養護老人ホーム 白寿荘	錦織 2357-1	30	民間	0868-66-2443		○			
	打穴里	16	旧打穴小学校体育館	打穴里 1644-1	100	町		土石流		○	○	
		17	打穴老人憩いの家	打穴里 1639-1	30	指定 管理	0868-66-0581	土石流		○	○	

旧 町	地区	番号	指定避難所 施設名称	所在地	収容 人員	管理者	電話番号	土砂 災害 警戒 区域	福祉 避難 所	緊急指定避難所		
										水 害	浸 水	地震 / 土砂
	打穴西	18	打穴西公会堂	打穴西 53-1	30	地元						○
	大井 和西	19	大井和ふれあいプラザ	大井和西 983-3	30	町		急傾斜				
	両山寺	20	二上山荘	両山寺 517-2	30	町	0868-68-0015					
	境	21	境公民館	境 1371	30	地元				○	○	○
旭	北	22	北コミュニティセンター	北 772	100	町				○	○	○
		23	畜産研究所内体育館	北 2272	100	県	0867-27-3321					
	南	24	南公民館	南 345	100	地元						
	里	25	里公民館	里 1470	30	地元						
	中	26	広末コミュニティハウス	中 1737	30	地元		急傾斜				
		27	川北ふれあい館	中 3540-1	50	地元						
	西井和	28	西井和公民館	西井和 358-6	50	地元				○	○	○
	西川	29	西川コミュニティセン ター	西川 915-1	100	町		急傾斜				
		30	旭公民館	西川 1001-12	100	町	0867-27-3674	土石流				○
		31	子ども第三の居場所	西川 1001-12	100	町	0867-27-3382	土石流				○
		32	旭学園体育館	西川 829-2	100	町教委	0867-27-2029	急傾斜				
		33	清水コミュニティセン ター	西川 448	30	町						
		34	三休公園民話館	西川上 400-11	100	町	0867-27-2039			○	○	○

旧 町	地区	番号	指定避難所 施設名称	所在地	収容 人員	管理者	電話番号	土砂 災害 警戒 区域	福祉 避難 所	緊急指定避難所		
										水 害	浸 水	地震 / 土砂
柵原	西川上	35	友清公民館	西川上 3618-3	50	地元		土石流				
		36	千田公民館	西川上 7081-2	30	地元		急傾斜				
		37	南当地老人共同作業 場	西川上 1864	30	地元		山腹崩				
	西埴和	38	埴和コミュニティセン ター	東埴和 390-1	50	町						
	上口	39	上口公民館	上口 1206-5	30	地元				○	○	○
	小山	40	小山公民館	小山 1080-1	30	地元		土石流				
		41	揚名会館	柵原 404-1	20	地元		急傾斜 崩壊				
	柵原	42	柵原公民館	柵原 1299-3	20	地元						
		43	江与味コミュニティセン ター	江与味 1280-1	80	町				○	○	○
	江与味	44	ほたる会館	江与味 3680-1	30	地元		土石流				
		45	西公民館	西 1566-1	20	地元				○	○	○
	百々	46	北和気体育館	百々 417-14	80	町教委		土石流		○		
		47	北和気コミュニティセン ター	百々 416-1	50	町		土石流		○		
	行信	48	柵原図書館(多目的ラウ ンド含)	書副 180-1	50	町教委	0868-64-7055			○	○	○
	藤田上	49	南和気荘	藤田上 357	50	指定 管理	0868-64-0180			○	○	○
	書福	50	柵原学園体育館	書福 1	100	町教委	0868-64-0001			○	○	○
	周佐	51	農業総合管理センター	周佐 1036-1	30	農協	0868-62-1599	浸水 地域				○

旧 町	地区	番号	指定避難所 施設名称	所在地	収容 人員	管理者	電話番号	土砂 災害 警戒 区域	福祉 避難 所	緊急指定避難所		
										水 害	浸 水	地震 / 土砂
		52	周佐公会堂	周佐 759-3	40	地元						
	久木	53	柵原総合文化センター	久木 200-8	100	町教委	0868-62-1125					○
	小瀬	54	JA やすらぎ はとホール	久木 129	30	農協	0868-62-1599					
	藤原	55	藤原老人憩いの家(平成会館)	藤原 199-1	50	指定 管理	0868-62-1537	地す べり		○		
	吉ヶ原	56	吉井川荘	吉ヶ原 838	30	一組	0868-62-1277	浸水 地域				
		57	柵原ふれあい鉾山公園	吉ヶ原 394-2	30	指定 管理	0868-62-7155	浸水 地域				○
		58	吉ヶ原老人憩いの家	吉ヶ原 742-6	30	指定 管理	0868-62-1516			○	○	○

○ 福祉避難所リスト

旧 町	地区	番号	指定避難所 施設名称	所在地	収 容 人 員	管理者	電話番号	土砂 災害 警戒 区域	福祉 避難 所	緊急指定避難所		
										水 害	浸 水	地 震
中央			特別養護老人ホーム組合 静香園	打穴下 1766	5	久米老人ホーム 組合	0868-66-0012		○			
			デイサービス 中央ふれあいセンター	原田 3108-10	5	美咲町社会福 祉協議会	0868-66-2940		○			
			本体エリア 特別養護老人ホーム組合 白寿荘	錦織 2357-1	7	社会福祉法人 中央福祉会	0868-66-2433		○			
			サテライトエリア 地域密着型特別養護老人組合 わかば	打穴下 412-5	7	社会福祉法人 中央福祉会	0868-66-2433		○			
旭			地域密着型特別養護老人組合 あさひが丘	東堺和 190	5	美咲町社会福 祉協議会	0867-27-2278		○			
柵原			特別養護老人ホーム組合 吉井川荘	吉ヶ原 838	5	柵原吉井特別養 護老人ホーム組合	0868-62-1277		○			
			デイサービス かしの木荘	吉ヶ原 862-1	5	美咲町社会福 祉協議会	0867-27-2278		○			
			書副エリア 障がい者支援施設 さやかなる苑他	書副 182-4	10	社会福祉法人 千寿福祉会	0868-64-7003		○			

○ 土砂災害警戒区域、浸水想定区域内等要配慮者関連施設

災 種	No	施設名	住所	伝達方法		備考
				TEL	FAX	
浸	1	柵原病院	美咲町吉ヶ原 992	0868-62-1006		医) 三憲会
浸	2	特別養護老人ホーム 吉井川荘	美咲町吉ヶ原 830	0868-62-1277		
浸	3	かしのき荘	美咲町吉ヶ原 862-1	0868-62-0811		社協
浸	4	エリシウム柵原	美咲町吉ヶ原 981-1	0868-62-7565		医) 三憲会
土	5	美咲町立旭学園	美咲町西川 829-2	0867-27-2029		
浸	6	美咲町立柵原西保育園	美咲町久木 225	0868-62-1009		
土	7	美咲町立柵原東保育園	美咲町行信 141-1	0868-64-0566		
土	8	美咲町立旭保育園	美咲町西川 846	0867-27-2200		
浸	9	美咲まめのき保育園 (柵原病院)	美咲町吉ヶ原 980-1	0868-62-7210		医) 三憲会
土	10	さくらの実	美咲町打穴里 1644-1	0868-66-1680		特) やまさ くら
浸	11	おひさま美咲事業所 (放課後等フリースペース)	美咲町吉ヶ原 862-10	0868-62-7153		株フリースタイルエ ンターテインメント
土	12	中央児童館 (教育委員会)	美咲町原田 1184-1	0868-66-3816		

○災害時における交通の確保と安全を図る施設

対象施設	施設名	担当課	実施事業	備考
道路	林道小谷線	建設課	森林環境保全整備事業補助金	避難 (迂回) 路

○特別警戒体制における所掌事務

ア 本庁

	所 掌 事 務
総括責任者 副町長	1 美咲町内の防災活動の総合調整に関すること。 2 本庁内及び各総合支所との連絡調整に関すること。 3 災害の状況等に応じた配備人員基準の運用に関すること。 4 災害の状況等に応じた総合支所への応援要員配備に関すること。
総務班 総務課 理財課 地域みらい課 くらし安全課 税務課 みさき共創室 会計課 議会事務局	1 上司、配備職員への連絡に関すること。 2 気象情報の収集、伝達に関すること。 3 電話交換及び岡山県防災行政無線の運用に関すること。 4 被害情報等の収集及びとりまとめに関すること。 5 被害情報等の岡山県への発生通報に関すること。 6 自衛隊への災害派遣要請にかかる調整に関すること。 7 報道機関への広報と対応に関すること。
衛生・救護班 住民生活課 保険年金課 健康推進課 福祉しあわせ課 こども笑顔課	1 避難所、救護所の開設に関すること。 2 避難所、救護所の運営管理に関すること。
産業班 産業観光課	1 農地、山林、水路、ダム、ため池等の災害予防、被害調査に関すること。 2 農林水産物の災害予防、被害調査に関すること。 3 農産物被害の応急処置に関すること。 4 農業共済に関すること。 5 商工業関係災害調査及び応急措置に関すること。
建設班 建設課	1 公共土木災害予防、被害調査に関すること。 2 災害応急土木に関すること。 3 水防資材の提供に関すること。
水道班 上下水道課	1 上下水道施設の災害予防、被害調査に関すること。 2 上下水道施設の応急対策に関すること。 3 臨時給水に関すること。
教育班 教育総務課 生涯学習課	1 学校、保育園等教育施設の災害予防、被害調査に関すること。 2 教育施設の応急対策に関すること。
応援派遣班	1 総合支所への応援協力に関すること。

全ての課等	
消防班 消防団	1 消防法による総合計画の樹立並びに消防活動の実施に関する こと。 2 災害発生応急処理に関すること。 3 災害拡大の防止に関すること。 4 公安警備に関すること。

イ 総合支所

	所 掌 事 務
総括責任者 総合支所長	1 旭地域又は柵原地域の防災活動の総合調整に関すること。 2 総合支所内及び本庁との連絡調整に関すること。 3 災害の状況等に応じた総合支所の配備人員基準の運用に関する こと。 4 災害の状況等に応じた本庁への応援要員要請に関すること。
総務・衛生救護・ 教育班 地域振興課	1 上司、配備職員への連絡に関すること。 2 気象情報の収集、伝達に関すること。 3 電話交換及び岡山県防災行政無線の運用に関すること。 4 被害情報等の収集及びとりまとめに関すること。 5 被害情報等の岡山県への発生通報に関すること。 6 避難所、救護所の開設、運営管理に関すること。
産業建設班 地域振興課	1 農林水産物の災害予防、被害調査に関すること。 2 農産物被害の応急処置に関すること。 3 農地、山林、水路、ため池等の災害予防、被害調査に関する こと。 4 公共土木災害予防、被害調査に関すること。 5 水防資材の提供に関すること。
水道班 地域振興課	1 上下水道施設の災害予防、被害調査に関すること。 2 上下水道施設の応急対策に関すること。 3 臨時給水に関すること。
消防班 消防団	1 消防法による総合計画の樹立並びに消防活動の実施に関する こと。 2 災害発生応急処理に関すること。 3 災害拡大の防止に関すること。 4 公安警備に関すること。

○班の編成及び所掌事務

部 名 (部長)	班 名 〔担当課名〕	分 掌 事 務
総務部 (部長) 総務課長 (本部員) 地域みらい課長 くらし安全課長 みさき共創室長	総務班 〔総務課〕 〔地域みらい課〕	1 本部の運営、庶務に関すること。 2 防災会議に関すること。 3 本部会議に関すること。 4 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 5 本部事務局に関すること。 6 本部員の動員に関すること。 7 各部からの災害情報の収集及び被害状況の取りまとめに関すること。 8 各班所管の避難所開設の指示に関すること。 9 各班及び町消防団の動員、連絡調整に関すること。 10 災害救助法適用の協議に関すること。 11 県、消防、警察、自衛隊、隣接市町等に対する応援出動（派遣）の要請に関すること。 12 県その他防災関係機関に対する連絡及び被害状況等の報告、提供に関すること。 13 他市町村との連絡調整に関すること。 14 災害警備に関すること。 15 配車計画及び車両確保の総括に関すること。 16 安否確認、搜索、救助の総括に関すること。 17 水防活動の総括に関すること。 18 孤立地区の救援対策に関すること。 19 地域自治区長との連絡調整に関すること。 20 住民の避難勧告及び指示に関すること。 21 電話並びに防災行政無線等の送受信に関すること。 22 災害時のアマチュア無線に関すること。 23 備蓄物資に関すること。 24 応急対策実施状況の総括、取りまとめに関すること。 25 激甚災害指定手続きに関すること。 26 危険物施設等の応急対策、復旧に関すること。 27 緊急輸送に関すること。 28 ボランティアの受入れ、ボランティアセンター本部の設置・運営、避難所内ボランティアセンター現地本部との連絡調整に関すること。 29 復興計画に関すること。 30 被災職員に対する給付その他の福利厚生に関すること。

部 名 (部長)	班 名 〔担当課名〕	分 掌 事 務
		31 災害時の町議会の運営に関すること。 32 県、国等の災害地視察に関すること。 33 他班に属さない事項に関すること。
	企画情報班 [くらし安全課] [みさき共創室]	1 災害対策記録、写真等の整備に関すること。 2 災害情報、被害情報の集約、報告に関すること。 3 災害情報、被害状況、災害対策活動等の広報に関すること。 4 報道関係機関との連絡調整に関すること。 5 公共交通機関対策に関すること。 6 交通関係について警察との連絡調整に関すること。 7 配車計画及び車両確保に関すること。 8 本部長の指示により総務班並びに各班の応援に関すること。
総合支所連絡 本部 (連絡本部長) 支所長	総合支所総務班 [地域振興課]	1 町本部総合支所連絡本部の運営・庶務に関すること。 2 防災行政無線の送受信に関すること。 3 町本部総合支所連絡本部の動員に関すること。 4 支所長(危機管理監)の決定・指示による以下の事務に関すること。 ① 災害発生時の被害情報の収集・整理・報告 ② 管轄地区の避難所の開設・運営 ③ 地域住民が自主避難をする際の受入れ態勢の確保 5 避難所内ボランティアセンター現地本部の設置・運営に関すること。 6 管轄地区避難所の整備、備蓄品・備品等の管理に関すること。 7 避難誘導手順の整備に関すること。 8 災害発生時の被害情報等の収集・整理・報告等に関すること。 9 その他本部総務班の指示による事務に関すること。
経理部 (部長) 理財課長 (本部員) 税務課長 会計課長	経理班 [理財課] [税務課] [会計課]	1 災害対策に必要な財政措置に関すること。 2 町有財産の保全及び被害調査に関すること。 3 中央への陳情及び関係資料の作成に関すること。 4 公用負担などによる損失補償、弁償等に関すること。 5 応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関すること。

部 名 (部長)	班 名 〔担当課名〕	分 掌 事 務
		6 被災納税者の調査及び減免等の措置に関する事 7 災害に係る町費の出納に関する事 8 災害に係る物品の購入契約に関する事 9 義援金の募集、受入れ、配分に関する事 10 庁舎の警備に関する事 11 被災地籍の調査に関する事 12 災害対策のための労働力の確保に関する事 13 本部長の指示により総務班、企画情報班並びに各班の応援に関する事
	総合支所税務班 〔地域振興課〕	1 町本部総合支所連絡本部の運営・庶務に関する事 2 本部経理班の指示による事務に関する事
住民生活部 (部長) 住民生活課長 (本部員) こども笑顔課長	住民生活環境班 〔住民生活課〕 〔こども笑顔課〕	1 住民の避難誘導に関する事 2 被災家屋（土地）及び居住者の調査及び報告に関する事 3 り災者名簿の作成等一般り災者の被害状況の取りまとめに関する事 4 り災証明の発行に関する事 5 被災者相談窓口設置に関する事 6 住民及び外国人の安否情報に関する事 7 不明者の身元確認に関する事 8 被災者に対する国民年金等の免除等に関する事 9 保育所の被害調査・報告、保育所乳幼児等の避難、安全措置及び必要な対策に関する事 10 応急保育計画に関する事 11 本部長の指示による事務に関する事 12 災害による廃棄物処理対策に関する事 13 被災地のゴミ、し尿の収集処理等公衆衛生に関する事 14 被災家屋の消毒に関する事 15 仮設トイレの調達・設置に関する事 16 生活環境を著しく破壊する公害原因物質の汚染状況調査に関する事 17 環境衛生、食品衛生の指導及び劇毒物の安全対策に関する事

部 名 (部長)	班 名 〔担当課名〕	分 掌 事 務
		18 避難所の衛生等に関すること。 19 災害時の死亡者の処置及び埋葬等に関すること。 20 死亡獣畜の処理に関すること。 21 動物の保護及び管理に関すること。 22 その他応急衛生対策に関すること。 23 本部長の指示により上下水道班並びに各班の応援に関すること。
	総合支所住民班 〔地域振興課〕	1 町本部総合支所連絡本部の運営・庶務に関すること。 2 本部住民班の指示による事務に関すること。
保健福祉部 (部長) 福祉しあわせ課長 (本部員) 保険年金課 健康推進課長 社会福祉協議会 事務局長	福祉班 〔福祉しあわせ課〕 〔保険年金課〕	1 災害救助法による救助計画及びその実施に関すること。 2 社会福祉施設の被害調査並びに必要な対策に関すること。 3 社会福祉施設における避難所の開設・運営及びその維持管理に関すること。 4 炊き出し及びその他避難者の援護に関すること。 5 医療救護班（医療関係者により構成）の編成、配置及び救護所の開設、応急治療ならびに医療機関との連絡調整に関すること。 6 災害時の病床確保、医療、助産に関すること。 7 患者の収容に関すること。 8 感染症の予防及び防疫に関すること。 9 医療品及び衛生資材の確保並びに配分に関すること。 10 被災者の健康調査に関すること。 11 住民相談に関すること。 12 要配慮者等への支援対策に関すること。 13 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 14 日赤奉仕団等の要請・受入れに関すること。 15 本部長の指示により保健班並びに各班の応援に関すること。
	保健班 〔健康推進課〕	1 保健施設並びに医療機関の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。 2 病院施設設備の被害調査及び必要な対策に関する

部 名 (部長)	班 名 〔担当課名〕	分 掌 事 務
		こと。 3 医療に関する救援労力の要請、受入れ配置に関すること。 4 被災者に対する生活保護に関すること。 5 被災者生活再建支援法に関すること。 6 被災地の民生安定に関すること。 7 生活資金等に関すること。 8 災害弔慰金等に関すること。 9 国民健康保険関係被害の取りまとめに関すること。 10 本部長の指示により福祉班並びに各班の応援に関すること。
	ボランティア班 〔社会福祉協議会〕	1 ボランティアの受入れ調整に関すること。 2 ボランティアセンター本部の運営協力に関すること。 3 避難所ボランティアセンター現地本部の運営協力に関すること。 4 広域的なボランティアの支援に関すること。 5 ボランティアの保険に関すること。 6 各避難所等のボランティアニーズ調査・把握に関すること。
	総合支所福祉班 〔住民福祉課〕	1 町本部総合支所連絡本部の運営・庶務に関すること。 2 本部福祉班、保健班の指示による事務に関すること。
産業経済部 (部長) 産業観光課長	産業班・商工班 〔産業観光課〕	1 農地、農作物及び農業用施設の被害調査、報告並びに必要な対策に関すること。 2 農作物被害に対する技術的指導に関すること。 3 農作物の防疫に関すること。 4 被災農家の災害融資に関すること。 5 被災地における農作物種苗及び生産資材等のあつせんに関すること。 6 農業団体との連絡調整に関すること。 7 林産物、林道、林業用施設及び治山施設等の被害調査、報告並びに必要な対策に関すること。 8 林産物被害に対する技術的指導に関すること。 9 災害用木材の調達及び払い下げに関すること。

部 名 (部長)	班 名 〔担当課名〕	分 掌 事 務
		10 災害地における林業種苗及び生産資材等のあつせんに関すること。 11 牧野、牧野施設及び家畜、家畜施設の被害調査、報告並びに必要な対策に関すること。 12 被災農林漁事業者等の災害融資に関すること。 13 主食（米、麦、乾パン等）の確保に関すること。 14 応急公用負担に関すること。 15 観光商工関係の被害調査、報告並びに必要な対策に関すること。 16 救助物資等の受付、保管、仕分け、避難所等への配分に関すること。 17 災害用食料及び衣料、生活必需品物資の確保及び避難所等への配分に関すること。 18 物資の流通促進に関すること。 19 災害時における観光客の避難誘導、救助等安全対策に関すること。 20 被災商工業者に対する融資に関すること。 21 災害に関連した失業者の対策に関すること。 22 その他応急商工対策に関すること。 23 本部長の指示により各班の応援に関すること。
	総合支所産業班 〔地域振興課〕	1 町本部総合支所連絡本部の運営・庶務に関すること。 2 本部産業班、商工班の指示による事務に関すること。
建設部 (部長) 建設課長	建設班 〔建設課〕	1 河川、橋梁、その他公共土木施設等の被害調査、報告並びに必要な対策に関すること。 2 がけ崩れ等の危険箇所の調査及び応急復旧に関すること。 3 道路交通不能箇所の調査、連絡及び交通規制に関すること。 4 仮設道路、橋梁等の建設に関すること。 5 家屋の浸水被害の取りまとめに関すること。 6 建設業者との連絡調整に関すること。 7 建設機械・車両の借上げ・配車及び建設資材の確保調達に関すること。 8 土木建設に係る救援労力の要請及び受入れ配置に

部 名 (部長)	班 名 〔担当課名〕	分 掌 事 務
		関すること。 9 河川周辺地区の排水対策に関すること。 10 水防活動に関すること。 11 応急危険度判定に関すること。 12 住宅等建築物の被害調査、報告及び必要対策に関すること。 13 応急仮設住宅等の建設、住宅の応急修理に関すること。 14 公営住宅等建築物の被害調査、報告及び必要対策に関すること。 15 屋外収容施設の設置に関すること。 16 電気、通信設備の応急対策、復旧に関すること。 17 障害物の除去に関すること。 18 応急公用負担に関すること。 19 その他の応急土木建設対策に関すること。 20 本部長の指示により各班の応援に関すること。
	総合支所建設班 〔産業建設課〕 (建設担当)	1 町本部総合支所連絡本部の運営・庶務に関すること。 2 本部建設班の指示による事務に関すること。
上下水道部 (部長) 上下水道課長	上下水道班 〔上下水道課〕	1 上水道施設（簡易水道含む）の被害調査及び必要な対策に関すること。 2 下水道施設の被害調査及び必要な対策に関すること。 3 被災者に対する飲料水等の確保及び給水に関すること。 4 給水不能地帯の調査及び給水タンク車による給水に関すること。 5 飲料水の水源の確保に関すること。 6 井戸水の水質検査及び消毒に関すること。 7 浴場用水及び入浴設備の確保に関すること。 8 本部長の指示により生活環境班並びに各班の応援に関すること。
	総合支所上下水道班 〔地域振興課〕	1 町本部総合支所連絡本部の運営・庶務に関すること。 2 本部上下水道班、生活環境班の指示による事務に関すること。

部 名 (部長)	班 名 〔担当課名〕	分 掌 事 務
教育部 (部長) 教育総務課長 (本部員) 生涯学習課長	教育総務班・学校教育班 〔教育総務課〕	1 学校施設、社会教育施設、社会体育施設における避難所の開設・運営及びその維持管理に関すること。 2 学校施設、社会教育施設における避難所の相談窓口の設置及び相談業務に関すること。 3 学校施設、社会教育施設における避難所への炊き出し等の支援に関すること。 4 災害時における応急教育計画に関すること。 5 教員及び学校教育関係要員の要請、受入れ、配置に関すること。 6 授業料の減免措置に関すること。 7 学校教育施設の被害状況、報告及び必要な対策に関すること。 8 児童、生徒の避難に関すること。 9 教科書、学用品等の調達及び配分に関すること。 10 小中学校、体育館等が地域住民の避難救助等に利用される場合の必要な措置に関すること。 11 学校給食施設、設備の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。 12 学校の応急保健に関すること。 13 その他応急文教対策の他班に属さないこと。 14 本部長の指示により各班の応援に関すること。
	生涯学習班 〔生涯学習課〕	1 社会教育施設、社会体育施設の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。 2 災害時の文化財の保護及び被害調査、報告及び必要な対策に関すること。 3 社会教育施設、社会体育施設、公民館等が地域住民の避難救助等に利用される場合の必要な措置に関すること。 4 本部長の指示により教育総務班並びに各班の応援に関すること。
	総合支所教育班 〔地域振興課〕	1 町本部総合支所連絡本部の運営・庶務に関すること。 2 本部教育総務班、生涯学習班の指示による事務に関すること。

部 名 (部長)	班 名 〔担当課名〕	分 掌 事 務
協力部 (部長) 議会事務局長	協力班 〔議会事務局〕	1 町議会との連絡調整に関すること。 2 他の部・班の応援に関すること。 3 災害情報、被害情報の収集及び各部との連絡調整に関すること。 4 部内職員の動員に関すること。
消防部 (部長) 美咲町消防団 副団長 (本部員) 美咲町消防団 副団長	消防班 〔美咲町消防団〕	1 消防団員の動員に関すること。 2 消防機関の連絡に関すること。 3 消防、水防施設の整備に関すること。 4 水害、火災その他の災害に係る救助業務に関する こと。 5 消防活動に関すること。 6 水防活動に関すること。 7 行方不明者の捜索に関すること。 8 けが人等の救助に関すること。 9 火災、その他災害の予防に関すること。 10 災害発生による情報の収集及び広報に関すること。 11 住民の避難誘導に関すること。 12 公安警備に関すること。 13 その他本部長が指示する災害応急対策に関すること。 14 本部長の指示により各班の応援に関すること。

○財政支援制度一覧

名 称	補助者	対象事業	事業主体	財政措置
コミュニティ助成事業	(一財)自治総合センター	前記の①～⑥	市町村自主防災組織等	助成金額30万円～200万円
自主防災組織活性化事業	消防庁	前記の①～④	市町村	補助基準額7,698千円
防災対策事業（防災基盤整備事業）	消防庁	・消防防災施設整備事業 防災拠点施設、初期消防資機材、消防団に整備される施設、消防本部又は消防署に整備される施設、防災情報通信施設等の整備 ・消防広域化対策事業 消防広域再編に伴い新・改築する消防庁舎と一体的に整備される自主防災組織等の訓練・研修施設等の整備 ・緊急消防援助隊施設整備事業 緊急消防援助隊の編成に必要な車両、資機材等の整備	市町村等	防災対策事業債を充当し、その充当率はおおむね75%（特に推進すべき事業についてはおおむね90%）とする。その元利償還金の30%（特に推進すべき事業については50%）に相当する額については、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入する。
防災対策事業（公共施設等耐震化事業）	消防庁	・地域防災計画上の避難地とされる公共・公用施設 ・災害対策の拠点となる公共・公用施設（庁舎含む） ・不特定多数の者の利用する公共施設等（橋梁等の道路、歩道橋等の交通安全施設等を含む）等	市町村等	防災対策事業債を充当し、その充当率はおおむね75%（特に推進すべき事業についてはおおむね90%）とする。その元利償還金の30%（特に推進すべき事業については50%）に相当する額

				については、 後年度、普通 交付税の基準 財政需要額に 算入する。
--	--	--	--	---

〔自衛隊関係〕

○ 派遣要請要求書

		年	月	日
知 事 あて				
市町村名				
災 害 派 遣 に 関 す る 要 請				
標記の件に関し、下記により速やかに部隊の派遣を要請します。				
記				
1 災害の状況及び派遣を要請する事由				
2 派遣を必要とする期間				
自 平成 年 月 日 時から				
至 平成 年 月 日 災害が終了するまで				
3 派遣を希望する区域及び活動内容				
(1) 派遣を希望する区域				
(2) 活動内容				
4 その他参考となるべき事項（作業用資料、宿舎の準備状況など）				
(1) 連絡場所及び連絡職員				
(2) 宿 舎				
(3) 食 料				
(4) 資 材				
(注) 緊急の場合、電話等により要請し、事後文章（2部）を提出する。				

注：用紙の大きさは、A4とする。

○ 撤収要請依頼書

年 月 日		
知 事 へ		
市町村名		
自衛隊の撤収要請依頼について		
自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害復旧もおおむね終了しましたから、下記のとおり撤収要請を依頼します。		
記		
1 撤収要請依頼日時	年 月 日	
2 派遣要請依頼日時	年 月 日	
3 撤収作業場所		
4 撤収作業内容		

注：用紙の大きさは、A4とする。

〔その他〕

○ 消防庁連絡先

区 分 回線別		平日（9:30～18:15） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
N T T回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電 話	(6-72-90-) 49013	(6-72-90-) 49102
	F A X	(6-72-90-) 49033	(6-72-90-) 49036
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	69-048-500-90-49013	69-048-500-90-49102
	F A X	69-048-500-90-49033	69-048-500-90-49036

○ 関係機関連絡先電話番号一覧

機関名	部署	T E L	F A X
岡山県	危機管理課	086-226-7385	086-225-4659
美作県民局	地域政策部協働推進室	0868-23-1214	0868-23-1243
	健康福祉部健康福祉課	0868-23-1285	0868-23-6129
	建設部維持補修課	0868-23-1447	0868-22-7032
	農林水産事業部	0868-23-1304	0868-24-4962
美咲警察署	警備課（災害担当）	0868-66-0110	
国土交通省中国地方整備局	津山出張所	0868-28-1215	0868-28-5613
岡山地方気象台		086-223-1721	086-223-1791
津山圏域消防組合	消防本部	0868-31-1119	0868-25-2818
	久米南分署	0867-28-2119	0867-28-2187
	旭出張所	0867-27-2459	0867-27-2463
	柵原出張所	0868-62-0919	0868-62-0920
日本赤十字	岡山県支部	086-225-3621	086-221-1967
中国電力	津山出張所	0868-24-8100	0868-24-1268
N T T西日本	岡山支店	086-271-2591	086-223-9276
美咲町社会福祉協議会		0868-66-2940	0868-66-2941

〔様式関係〕

○ 様式 1－1（災害発生時）

災 害 発 生 通 報

報告日時	平成 年 日	市町村名		電話番号	
	時 分	報告者名			

災害名 _____ 第 報

災害の概況	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分					
被害状況	死傷者	死 者	人	重傷者	人	住家	全壊	棟	世帯	床上浸水	棟	世帯
		不明者	人	軽傷者	人		半壊	棟	世帯	床下浸水	棟	世帯
							一部損壊	棟	世帯			
						非住家	公共建物全壊	棟	その他全壊	棟		
							公共建物半壊	棟	その他半壊	棟		
応急対策の状況	災害対策本部の設置状況		設置	年 月 日 時 分								
			解散	年 月 日 時 分								
	○避難の勧告・指示の状況 種 別：自主・勧告・指示 勧告等の日時： 年 月 日 時 分 対 象 地 区 等： 対 象 人 員： 世帯 人 ○避難所の設置状況 開設避難所名： ○活動状況											
その他												

災害速報（即報・確定）

市町村名	災害名		区分		被害
災害名 報告番号	第 報	年 月 日 時 現在	田	流出・埋没	ha
			畑	冠水	ha
報告者名			文教施設	流出・埋没	ha
			病院	冠水	ha
			道路		
			橋りょう		
			河川		
			港湾		
			漁港		
			砂防		
			下水道		
			都市公園等		
			清掃施設		
			崖崩れ		
			鉄道不通		
			被害船舶		隻
			水道		戸
			電話		回線
			電気		戸
			ガス		戸
			ブロック塀等		箇所
			り災害世帯数		世帯
			り災害数		人
			建物		件
			危険物		件
			その他		件
			火災発生		
			公共建物		
			その他		

人的被害	死者	人	被害
	行方不明者	人	
	負傷者	人	
	軽傷者	人	
全壊		棟	
	世帯	世帯	
半壊		人	
	棟	棟	
一部損壊		世帯	
	人	人	
床上浸水		棟	
	世帯	世帯	
床下浸水		人	
	棟	棟	
公共建物		世帯	
	人	人	
非住家		棟	
	その他	棟	

この被害状況の情報は、災害の発生に際し、当該災害の状況及びこれらに対処してとられた措置の概要について、市町村から県に対して報告されたもの。

区分		被害	災害対策本部等の設置状況	都道府県
公共文庫施設	千円			
農林水産業施設	千円			
公共土木施設	千円			
その他の公共施設	千円			
小計	千円			
公共施設被害市町村数	団体			
農林被害	千円			
林業被害	千円			
畜産被害	千円			
水産被害	千円			
商工被害	千円			
その他	千円			
被害総額	千円			
災害発生場所				
災害発生年月日				
災害の種類概況				
応急対策の状況				
消防、水防、救急・救助等の消防機関の活動状況				
避難準備情報の発令及び避難勧告・指示の状況				
避難所の設置状況				
〔自主： 日 時 人〕				
〔勧告： 日 時 人〕〔合計人数 人〕				
〔指示： 日 時 人〕				
他の地方公共団体への応援要請及び応援活動の状況				
自衛隊の派遣要請及び出動状況				
要請 日 時 分				
ボランティアセンター設置状況及びボランティア活動状況その他関連事項				
設置： 日 時 分				
区分： コーディネーター、介護、手話通訳、外国語通訳、翻訳、建築物応急危険度判定、その他				
その他関連事項				

※ 被害額は省略することができるものとする。

(注) 記入要領 (被害判定基準)

被 害 区 分		判 定 基 準
人 の 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体は確認できないが死亡したことが確実な者。
	行 方 不 明 者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
	重 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者。
	軽 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者。
住 家 の 被 害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	一つの建物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物（同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、トイレ、風呂場、炊事場）が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれの母屋の附属建物とみなす。
	世 帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。 従って、同一家屋内に親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。 また、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舍等を1世帯として扱う。
	全 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

被 害 区 分		判 定 基 準
住 家 の 被 害	半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一 部 破 損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの又は全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床 下 浸 水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
非 住 家 の 被 害	非 住 家	住家以外の建物でこの報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 なお、非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたものののみ記入するものとする。
	公 共 建 物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
そ の 他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
	田 の 冠 水	稲の先端が見えなくなる程度に水に漬かったものとする。
	畑の流失・埋没、畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文 教 施 設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
	道 路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	損 壊	道路の全部又は一部の損壊、又は崩土により通行不可能になったもの及び応急修理が必要なものとする。
	冠 水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
	通 行 不 能	道路が損壊又は冠水等により通行が不能になったものとする。
	橋 り ょ う	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で全部又は一部が流出したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。

被 害 区 分		判 定 基 準
そ の 他	河 川 海 岸	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水門、床止、その他の河川管理施設とする。 海岸法（昭和31年法律第101号）第2条に規定する堤防、突堤、護岸、胸壁その他海水の侵入又は海水による浸食を防止するための施設とする。
	破 堤	堤防等の破堤により水が堤内にあふれ出たものとする。
	越 水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
	そ の 他	破堤や越水していないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。
	砂 防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の海岸とする。
	下 水 道	下水道法（昭和33年法律第79条）第2条第2号に規定する下水道施設とする。
	が け 崩 れ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆるがけ崩れを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害があったものとする。
	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不通となった程度の被害とする。
	水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 なお、速報にあつては、報告時点において断水している戸数とする。
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。 なお、速報にあつては、報告時点において通話不能となっている回線数とする。
他	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 なお、速報にあつては、報告時点において停電している戸数とする。
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 なお、速報にあつては、報告時点においてガスが供給停止となっている戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

被 害 区 分		判 定 基 準
り 災 世 帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り 災 者		り災世帯の構成員とする。
火 災 発 生		地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
被 害 額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び都市公園等とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
(注) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）は括弧外書きするものとする。		
公共施設被害市町村数		公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
そ の 他 の 被 害 額	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
市町村災害対策本部の設置状況		市町村災害対策本部の設置及び解散の日時を記入すること。

被 害 区 分	判 定 基 準
消防機関の活動状況	消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況について記入すること。 出動人員は、消防職員、消防団員に分けて出動延人員を記入すること。
避難準備情報の発令及び避難の勧告・指示の状況	避難判断基準及び 災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第60条の規定により、避難準備情報の発令及び避難の勧告・指示を行った場合、その概況を記入すること。 この場合、避難準備情報の発令及び避難の勧告・指示を行った日時、地区、避難している人員等を記入すること。

○ 様式 2

人的被害・住家被害

(第 報)

報告の期限		日 時 分現在		受信時間		時 分	
発信機関				受信機関			
発信者名				受信者名			
内 容							
発 生	日 時	日 時 分					
	場 所						
	原 因						
人 的 被 害 の 状 況	被害程度	1 死 亡 2 行方不明 3 重 傷 4 軽 傷					
	氏 名 等	(氏名) (生年月日) (性別)					
	住 所						
	収 容 先						
	その他参考事項 (応急処置、情報源、確認・未確認の別、世帯主及び続柄等)						
住 家 被 害 の 状 況	全 壊	半 壊	一 部 破 壊	床 上 浸 水	床 下 浸 水		
	棟	棟	棟	棟	棟		
	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯		
	人	人	人	人	人		
	応急対策の状況						

○ 様式 3

避難状況・救護所開設状況

(第 報)

報告の期限	日 時 分現在		受信時間	時 分			
発信機関			受信機関				
発信者名			受信者名				
内 容							
避難状況	避難先	地区名	避難の勧告、指示の種別及び日時	世帯数	人数	屋内 屋外 の別	今後の見通し
			勧告、指示、自主 日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
			勧告、指示、自主 日 時 分			屋内 屋外	
			勧告、指示、自主 日 時 分			屋内 屋外	
			勧告、指示、自主 日 時 分			屋内 屋外	
			勧告、指示、自主 日 時 分			屋内 屋外	
救護所開設状況	救護所名	設置場所	収容人数		実施機関		
			重傷	軽傷			

○ 様式 4

公共施設被害

(第 報)

報 告 の 時 限		日 時 分現在	受 信 時 間	時 分
発 信 機 関		受 信 機 関		
発 信 者 名		受 信 者 名		
内 容				
被害区分		ア 河川 イ 海岸 ウ 貯水池・ため池等 エ 砂防 オ 治山 カ 港湾・漁港 キ 道路 ク 鉄軌道 ケ 電信電話 コ 電力 サ ガス シ 水道 ス 下水道 セ 都市公園等 ソ 公営住宅等 タ その他 ()		
発 生	日 時	日 時 分		
	場 所			
	原 因			
状 況	被害区域 区 間			
	管 理 者	(電話)		
	被害程度 (概要)			
	応急対策 の 状 況			
	復旧見込			
	そ の 他 参 考 事 項			

○ 様式 5

商工関係被害

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在	受信時間	時 分
発 信 機 関		受信機関	
発 信 者 名		受信者名	

(市町村名 :)

(単位 : 千円)

区 分	商業関係		工業関係		その他		計	
	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額
商工関係全般								
うち中小企業								

(注) 1 中小企業の定義 (中小企業基本法)

- ①工業・鉱業等については、従業員300人以下又は資本金 3 億円以下の事業所
- ②卸売業については、従業員100人以下又は資本金 1 億円以下の事業所
- ③小売業については、従業員50人以下又は資本金 5 千万円以下の事業所
- ④サービス業については、従業員100人以下又は資本金 5 千万円以下の事業所

2 業種区分

商業関係には、卸売業・小売業（飲食業を含む。）を、工業関係には製造業を、その他には建設業・運輸通信業・サービス業を記入すること。

3 被害数は事業所数で記入すること。

4 観光関係被害は計上しないこと。（様式 6 に計上すること。）

○ 様式6

観光関係被害

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在	受信時間	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	

区 分	被 害 数	被 害 額	備 考
県 営 施 設 関 係		千円	
市 町 村 営 施 設 関 係			
団 体 営 施 設 関 係			
会 社 個 人 営 施 設 関 係			
合 計			

(注) 備考欄には、施設名等参考事項を記入すること。

○ 様式 7

第 1 号様式（火災）

第 報

消防庁受信者氏名

報 告 日 時	平成 年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部)	
報 告 者	

* 爆発を除く。

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他
出 火 場 所	
発 生 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分) (鎮圧日時) 鎮 火 日 時 月 日 時 分
火 元 の 業 態 ・ 用 途	事 業 署 名 (代表者名)
出 火 箇 所	出 火 原 因
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽 症 人 死者の生じた理由
建 物 の 概 要	構造 階層 / 階建 建築面積 m ² 述べ面積 m ²
焼 損 程 度	焼 損 程 度 焼 損 頭 数 全 半 焼 損 部 分 焼 損 ぼ や 棟 棟 棟 棟 計 棟 焼 損 面 積 建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 a
り 災 世 帯 数	気 象 状 況 °C m/s %
消 防 活 動 状 況	消防本部 (署) 台 人 消防団 台 人 その他 人
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	
災害対策本部等	
その他参考事項	

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認が取れていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。

